

消防用設備等の設置に関する運用基準

豊中市消防局

制定 平成 19 年 3 月 30 日

沿革 平成 26 年 3 月 28 日改正(豊消予第 208 号)
平成 26 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 10 月 1 日改正(豊消予第 124 号)
平成 27 年 10 月 1 日施行
令和 6 年 4 月 1 日改正(豊消予第 659 号)
令和 6 年 4 月 1 日施行

目 次

第1部 全般事項

第1章 総則

第2章 防火対象物の取扱い基準

第1節 総論

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

第2 消防用設備等の設置単位

第3 建築物の床面積及び階の取扱い

第4 無窓階の取扱い

第5 収容人員の算定

第6 令第8条に規定する区画等の取扱い

第2節 項目別の取扱い基準

第1 削除

第2 消防法上の内装制限

第3 防災防火対象物、防災物品等

第3節 用途別の取扱い基準

第1 削除

第2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準

第3 準地下街の取扱い基準

第4 アーケードの取扱い基準

第4節 形態別の取扱い基準

第1 高架下建築物

第2 道路の上空に設ける通路

第3 工事中の防火対象物の安全対策と消防計画

第3章 削除

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査

第1節 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出

第1 工事整備対象設備等着工届・設計届を必要とする防火対象物

第2 共通事項

第3 添付書類

第4 軽微な工事に関する着工・設計届の省略

第5 留意事項

第2節 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届と消防検査

第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届と消防検査を必要とする防火対象物

第2 届出日等

第3 要届出防火対象物

第4 軽微な工事の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び消防検査

第5 設置届に添付する試験結果報告書

第2部 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術上の運用基準

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1 消火器

第2 簡易消火用具

第3 特例基準

第2節 屋内消火栓

第1 用語の意義

第2 易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置

第3 水源

第4 加圧送水装置等

第5 配管

第6 屋内消火栓箱

第7 屋内消火栓

第8 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先

第9 設置単位

第10 非常電源及び配線

第11 総合操作盤

第12 特例基準

第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1 用語の意義

第2 水源

第3 加圧送水装置等

第4 配管

第5 送水口

第6 制御弁

第7 自動警報装置

第8 末端試験弁

第9 ヘッドの設置方法

第10 補助散水栓

第11 設置単位

第12 非常電源及び配線

第13 総合操作盤

第14 特例基準

第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1 用語の意義

第2 水源

第3 加圧送水装置等

第4 配管

第5 放水区域

第6 一斉開放弁又は手動開放弁

第7 送水口

第8 制御弁

第9 自動警報装置

第10 ヘッドの設置方法

第11 設置単位

第12 非常電源及び配線

第13 総合操作盤

第14 特例基準

第5節 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

- 第 1 用語の意義
 - 第 2 高天井の部分の取扱い
 - 第 3 水源
 - 第 4 加圧送水装置等
 - 第 5 配管
 - 第 6 放水区域
 - 第 7 送水口
 - 第 8 制御弁
 - 第 9 放水型ヘッド等の設置方法
 - 第 10 設置単位
 - 第 11 非常電源及び配線
 - 第 12 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の評価について
 - 第 13 総合操作盤
 - 第 14 特例基準
- 第 6 節 水噴霧消火設備
- 第 1 用語の意義
 - 第 2 水源
 - 第 3 加圧送水装置等
 - 第 4 配管
 - 第 5 放射区域
 - 第 6 一斉開放弁又は手動式開放弁
 - 第 7 制御弁
 - 第 8 自動警報装置
 - 第 9 ヘッド
 - 第 10 設置単位
 - 第 11 非常電源及び配線
 - 第 12 総合操作盤
 - 第 13 特例基準
- 第 7 節 泡消火設備（低発泡を用いるもの）
- 第 1 用語の意義
 - 第 2 固定式に関する基準

- 第3 移動式に関する基準
- 第4 設置単位
- 第5 非常電源及び配線
- 第6 総合操作盤
- 第7 特例基準
- 第8節 不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）
 - 第1 用語の意義
 - 第2 全域放出方式に関する基準
 - 第3 局所放出方式に関する基準
 - 第4 移動式に関する基準
 - 第5 非常電源及び配線
 - 第6 総合操作盤
 - 第7 特例基準
- 第8節の2 不活性ガス消火設備（窒素、I G-55、I G-541を放射するもの）
 - 第1 用語の意義
 - 第2 全域放出方式に関する基準
 - 第3 非常電源及び配線
 - 第4 総合操作盤
- 第9節 ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）
 - 第1 用語の意義
 - 第2 設置場所
 - 第3 全域放出方式に関する基準
 - 第4 局所放出方式に関する基準
 - 第5 移動式に関する基準
 - 第6 非常電源及び配線
 - 第7 総合操作盤
 - 第8 特例基準
- 第9節の2 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227eaを放射するもの）
 - 第1 用語の意義
 - 第2 全域放出方式に関する基準
 - 第3 非常電源及び配線

第4 総合操作盤

第10節 粉末消火設備

- 第1 用語の意義
- 第2 全域放出方式に関する基準
- 第3 局所放出方式に関する基準
- 第4 移動式に関する基準
- 第5 非常電源及び配線
- 第6 総合操作盤
- 第7 特例基準

第11節 屋外消火栓設備

- 第1 用語の意義
- 第2 水源
- 第3 加圧送水装置等
- 第4 配管
- 第5 屋外消火栓箱
- 第6 屋外消火栓(ホース接続口)
- 第7 ホース及び筒先
- 第8 設置単位
- 第9 非常電源及び配線
- 第10 総合操作盤
- 第11 特例基準

第12節 動力消防ポンプ設備

- 第1 用語の意義
- 第2 水源
- 第3 常置場所
- 第4 放水用器具
- 第5 標識
- 第6 特例基準

第2章 警報設備

第1節 自動火災報知設備

- 第 1 用語の意義
 - 第 2 警戒区域
 - 第 3 受信機
 - 第 4 感知器
 - 第 5 中継器
 - 第 6 音響装置
 - 第 7 副受信機
 - 第 8 電源
 - 第 9 配線
 - 第 10 総合操作盤
 - 第 11 特例基準
- 第 2 節 ガス漏れ火災警報設備
- 第 1 用語の意義
 - 第 2 機器
 - 第 3 警戒区域
 - 第 4 受信機
 - 第 5 検知器
 - 第 6 中継器
 - 第 7 警報装置
 - 第 8 電源及び配線
 - 第 9 総合操作盤
 - 第 10 特例基準
- 第 3 節 漏電火災警報器
- 第 1 用語の意義
 - 第 2 契約電流容量の算定方法
 - 第 3 設置場所及び設置方法
 - 第 4 電源及び配線
 - 第 5 特例基準
- 第 4 節 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)
- 第 1 用語の意義
 - 第 2 歩行距離の測定

- 第3 設置場所及び設置方法
- 第4 電源及び配線
- 第5 特例基準
- 第6 設置推進対象物
- 第7 規制外対象物に係る取扱い
- 第5節 非常警報設備(非常ベル又は自動式サイレン)
 - 第1 用語の意義
 - 第2 設置場所及び設置方法
 - 第3 電源及び配線
 - 第4 特例基準
- 第6節 非常警報設備(放送設備)
 - 第1 用語の意義
 - 第2 機器
 - 第3 設置場所及び設置方法
 - 第4 電源及び配線
 - 第5 総合操作盤
 - 第6 特例基準

第3章 避難設備

- 第1節 避難器具
 - 第1 用語の意義
 - 第2 避難器具の選定
 - 第3 設置位置等の基準
 - 第4 避難器具専用室
 - 第5 標識
 - 第6 設置場所の明るさの確保
 - 第7 特例基準
- 第2節 誘導灯及び誘導標識
 - 第1 用語の定義
 - 第2 避難口誘導灯
 - 第3 通路誘導灯

- 第4 客席誘導灯
- 第5 誘導標識
- 第6 電源及び配線
- 第7 総合操作盤
- 第8 特例基準

第4章 消防用水

- 第1 用語の意義
- 第2 水源
- 第3 標識
- 第4 特例基準

第5章 消火活動上必要な施設

第1節 排煙設備

- 第1 非常電源及び配線
- 第2 建基法の技術上の基準に適合する排煙設備
- 第3 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取扱い
- 第4 総合操作盤
- 第5 特例基準

第2節 連結散水設備

- 第1 用語の意義
- 第2 送水口
- 第3 選択弁
- 第4 配管
- 第5 送水区域の設定
- 第6 加圧送水装置及び水源
- 第7 散水ヘッド
- 第8 系統図
- 第9 非常電源及び配線
- 第10 総合操作盤
- 第11 特例基準

第3節 連結送水管

第1 用語の意義

第2 送水口

第3 配管等

第4 放水口

第5 放水用器具格納箱

第6 加圧送水装置等

第7 非常電源及び配線

第8 総合操作盤

第9 特例基準

第4節 非常コンセント設備

第1 設置方法

第2 総合操作盤

第3 特例基準

第5節 無線通信補助設備

第1 用語の意義

第2 使用周波数

第3 設置方法

第4 総合操作盤

第6章 非常電源

第1 用語の意義

第2 非常電源の設置種別

第3 非常電源専用受電設備

第4 自家発電設備

第5 蓄電池設備

第6 非常電源回路等

第7 特例基準

第7章 総合操作盤

第1 用語の意義

第 2 総合操作盤の設置

第 3 防災センター等

第 4 特例基準

第 8 章 電気設備が設置されている部分等における消火設備に係る運用基準

第 1 電気設備が設置されている部分等に関する事項

第 2 多量の火気を使用する部分等に関する事項

第 3 令第 3 2 条に係る特例基準

第 4 大型消火器の設置基準等

第 5 その他

第1部 全般事項

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく予防事務の執行に当たって、基本的に必要と考えられる事項について定めるものとする。

内容については、法令解釈及び法令等の補完基準が中心であり、第4章消防用設備等の技術上等の運用基準にあつては、消防法施行令及び消防法施行規則の各基準は除いている。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 条例とは、豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）をいう。
- (5) 条則とは、豊中市火災予防条例施行規則（昭和37年豊中市規則第24号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (7) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (8) 建基規則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (9) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (10) 準耐火構造とは、建基法第2条第7の2号に規定するものをいう。
- (11) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (12) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。
- (13) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。
- (14) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するもののうち防火戸をいう。
- (15) 防火設備とは、建基法第2条第9の2号ロに規定するもののうち防火戸をいう。
- (16) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (17) 安全センターとは、（一財）日本消防設備安全センターをいう。

3 その他

この基準の記載内容には、法令上義務となる内容と行政指導の内容が含まれている。

第2章 防火対象物の取扱い基準

第1節 総論

第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して、次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-2表を参考とすること。

1 基本的な考え方

同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

また、令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(以下「令別表防火対象物」という。)において、一の用途の部分に、他の用途が含まれるか否かの判定は、次のように分けて行うこととする。

(1) 主たる用途に、機能的に従属する部分がある場合

(第1-1表 (B)欄、(C)欄及び(D)欄の関係)

(2) 規模の大きい用途(主たる用途)部分と、他の独立した規模の小さい用途部分が混在する場合

(3) 令別表防火対象物の一部に、一般住宅が混在する場合

なお、(1)～(3)の関係が同一防火対象物に同時に存在する場合は、(1)～(3)の順番で、一の用途の部分に独立するか、又は他の用途の部分に含まれるか判定し、最終的に複合用途防火対象物か否かを判定することとする。

2 具体的な判断方法

上記(1)～(3)による判断は、次による。

(1) 主たる用途に、機能的に従属する部分がある場合

第1-1表(B)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途部分に、機能的に従属すると認められる(C)欄及び(D)欄に掲げる用途部分で、次のア～ウの条件に該当するものは、主たる用途に含まれるものとし、単体の防火対象物として取り扱うこととする。

ア 管理権原が同一性

イ 利用者が同一性

ウ 利用時間帯が同一性

なお、この範囲については、次表のとおりとする。

条 件	左 欄 の 運 用
(a) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、修理にあたって、全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(b) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。	<p>従属的な部分は、主たる用途に供される部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、その他これらに類するもので、概ね、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 従属的な部分は、主たる用途に供される部分から、通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>② 非従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
(c) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間帯とほぼ同一であること。	主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

(2) 規模の大きい用途（主たる用途）部分と、他の独立した規模の小さい用途部分が混在する場合

主たる用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が、300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分は、主たる用途部分に含まれるものとし、単体の防火対象物として取り

扱うこととする。ただし、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又はハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存する場合を除く。

※ 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

独立用途部分の共用部分按分計算

$$\frac{\text{独立用途部分}}{\text{主用途} + \text{独立用途部分}} \times \text{共用部分} + \text{独立用途部分}$$

(3) 令別表防火対象物の一部に、一般住宅が混在する場合

一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。また、寺院の庫裏(住職や家族の居住部分)も該当するものとして取扱う。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うものとする。

なお、一般住宅に該当するか否かの判断について、居住日数が著しく少ない場合においても、生活の本拠となる住所(住民票)が当該部分である場合は一般住宅として取り扱うこと(住民基本台帳法における定義では、住所の数は1人につき1つである。)

ア 一般住宅とみなされる場合

次の①、②の両方に該当する場合は、一般住宅として取扱うこと。

① 令別表防火対象物の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計よりも小さい場合

② 令別表防火対象物の用途部分の床面積の合計が、50㎡以下の場合
 <一般住宅とみなされる場合>

住宅部分	令別表防火対象物
A	50㎡以下 B

$$A > B、かつ、B \leq 50\text{㎡}$$

イ 令別表防火対象物とみなされる場合

令別表対象物の用途部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計より大きい場合。

<令別表防火対象物とみなされる場合>

住宅部分 A	令別表防火対象物 B
-----------	---------------

$A < B$

ウ 複合用途防火対象物とみなされる場合

(ア) 次の①、②の両方に該当する場合は、複合用途防火対象物として取扱うこと。

① 令別表防火対象物の用途部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計より小さい場合。

② 令別表防火対象物の用途部分の合計が 50m^2 を越える場合。

<複合用途防火対象物とみなされる場合>

住宅部分 A	令別表防火対象物 50m^2 を超える B
-----------	--------------------------------------

$A > B$ 、かつ $B > 50\text{m}^2$

(イ) 令別表防火対象物の用途部分の床面積の合計と、住宅部分の床面積の合計とがおおむね等しい場合は、複合用途防火対象物として取扱うこと。

<複合用途防火対象物とみなされる場合>

住宅部分 A	令別表防火対象物 B
-----------	---------------

$A \doteq B$

(4) 令第1条の2第2項に規定する「二以上の用途」とは、令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ、ハ又はニの区分（以下「細項目」という。）を異にする場合も含まれることから、令別表防火対象物の用途は、細項目ごとに決定するものであること。

なお、令別表第1(6)項イにおける(1)から(4)、(6)項ロ又はハにおける(1)から(5)までの区分（以下「詳細分類」という。）については、特定の消防用設

備等に係る設置基準が異なるものの、同一の細項目であり、詳細分類を異にすることをもって令第1条の2第2項に規定する「二以上の用途」と取り扱うものではない。

(5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(6) 令第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(7) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

3 項ごとの適用事項（複合用途防火対象物の取扱い）

(1) 前1.(2)又は(3)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のいずれにも該当するものは、同表第1(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下特定用途部分という。)は、消防用設備等の設置にあたって(令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ。)、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取扱うこと。

ア 当該防火対象物に令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又はハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存しないこと。

イ 非特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であること。

ウ 特定用途部分の床面積の合計が、300平方メートル未満であること。

(2) 前令8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたっては、それぞれ区画された部分ごとに前2.(2)(3)及び前(1)を適用するものであること。

[令別表防火対象物の判定例]

(例 1)

事務所 1000㎡		
〃		
〃		
事務所650㎡		診療所350㎡
売店250㎡	喫茶店300㎡	食堂450㎡

延面積 5000㎡

令別表第 1 (16)項イに該当する。

ただし、診療所、売店、喫茶店及び食堂の用途に供される部分が、主たる用途に機能的に従属していると認められる場合及び当該部分の一部が、主たる用途に機能的に従属しないが、前 2.(1)に該当する場合は、令別表第 1 (15)項に該当する。

(例 2)

事務所 1000㎡		
〃		
〃		
〃		
売店250㎡	バー200㎡	事務所550㎡

延面積 5000㎡

令別表第 1 (16)項イに該当する。

ただし、売店が主たる用途に機能的に従属する場合は、令別表第 1 (15)項に該当する。

(例 3)

事務所 1000㎡		
〃		
〃		
〃		
スナック250㎡	バー200㎡	事務所550㎡

延面積 5000㎡

令別表第 1 (16)項イに該当する。

(例 4)

事務所 1000㎡		
〃		
事務所 500㎡	店舗 500㎡	
店舗 1000㎡		
〃		

延面積 5000㎡

令別表第 1 (16)項イに該当する。

ただし、特定と非特定がほぼ等しい場合は、特定複合防火対象物(16)項イとして取扱う。

(例5)

共同住宅 500㎡		
”		
事務所 500㎡		
事務所 420㎡	飲食店40㎡	遊技場40㎡

令別表第1(16)項ロに該当する。

延面積 2000㎡

(例6)

共同住宅 500㎡			
”			
診療所 50㎡	遊技場 50㎡	事務所 350㎡	共同住宅 50㎡
遊技場 500㎡			

令別表第1(16)項イに該当する。

延面積 2000㎡

例1～例6のように、項の判定にあたっては、特定用途防火対象物の用途に供する部分と、非特定用途防火対象物の用途に供する部分に区分し、判定する。

なお、令別表第1(16)項ロと判定された場合、特定用途防火対象物の用途に供する部分は、非特定用途防火対象物の用途に供される部分のうち、床面積が大なる用途に従属するものとして取扱う。

4 連続式建物（長屋形態）の取扱い

(1) 専用住宅及び店舗等又は店舗等兼用住宅及び店舗等が連続するもの（以下「店舗付長屋住宅」という。）は、2(3)に基づき項を決定すること。

(2) 店舗付長屋住宅が令別表第1に掲げる防火対象物に該当する場合で、各住戸等が、次のアからエのすべてに該当するものにあつては、令第32条を適用し、当該住戸等をそれぞれ別の防火対象物とみなして消防用設備等に関する規定を適用する。

ア 所有権原又は管理権原は、各住戸等ごとに分かれているものであること。

イ 同一棟内に階段、廊下等の共有部分を有しないものであること。

ウ 各住戸等が直接公道に面しており避難上支障がないものであること。

エ 各住戸等は開口部のない耐火構造又は防火構造の界壁で区画されており、かつ給水管、配電管及び換気・暖房又は冷房設備の風道が当該界壁を貫通していないものであること。

(3) 住宅部分が存せず、店舗等のみが連続するものにあつては、2(1)及び(2)に基づき項を決定すること。

5 地区集会場の取扱い

- (1) 興業的な目的以外で集会等を行う地区集会場のうち、平屋建てかつ延面積が150平方メートル未満のものは、用途を令別表第1(15)項とすること。
- (2) 令別表第1(1)項ロとなる地区集会場のうち、使用者が町内会又は団地内の居住者に限定され、興業的な目的以外で集会等を行う集会場は、令第32条を適用して同表(15)項に掲げる防火対象物として消防用設備等に関する規定を適用すること。この場合において、消防用設備等の設置の要否にかかる収容人員の算定については、同表(15)項に応じた算定方法とすること。

なお、防火管理者及び防災管理者の選任並びに防火対象物点検の要否にかかる収容人員の算定については、同表(1)項ロに応じた算定方法とすること。

6 病床を有さない病院の取扱い

令別表第1(6)項イ(1)又は(3)に掲げる防火対象物のうち、病床を有さない建物(外来棟等)は、令第32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物として消防用設備等に関する規定を適用すること。

7 共同住宅等の一部をグループホーム等として使用する場合の取扱い

共同住宅特例基準を適用している共同住宅(以下「特例共同住宅」という。)の一部を令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分(以下「グループホーム等」という。)として使用する場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 項判定に関する事項

ア グループホーム等部分の床面積にかかわらず、防火対象物全体の項は、令別表第1(16)項イとすること。

イ 一の特例共同住宅の複数住戸をグループホーム等として使用する場合、令別表第一(6)項ロに規定される「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」の「主として」の判定単位は、住戸単位とすること。

(2) 消防用設備等の設置に関する事項

次のいずれにも該当する場合は、グループホーム等部分に新たな消防用設備等の規制を行うこととし、他の部分については従前のおりとする事ができる。なお、この場合において、グループホーム等部分の設置単位は、住戸単位とすること。

ア 構造、区画及び開口部等の構造要件に変更がないこと。

イ 当該防火対象物に令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項イ(1)から(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が含まれないこと。

ウ 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積が

当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、他の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満であること。

8 無料低額宿泊事業（社会福祉事業）の取扱い

実態に応じて次のように用途を判定すること。

- (1) 老人のみを宿泊させて共用部で福祉サービスを提供するものは6項ロ又はハとして取扱うこと。
- (2) (1)に該当しない場合で1ヶ月未満の短期宿泊のものは5項イとして取扱うこと。
- (3) (1)に該当しない場合で1ヶ月以上の長期宿泊をするものは5項ロとして取扱うこと。

第1-1表

令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

※ 下線のあるものは、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す。

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分
(1)項	イ 舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、 出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、 練習室、舞台装置及び宮簾のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、 ラウンジ、クローク
	ロ 集会室、会議室、ホール、宴会場、 その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、 クローク
(2)項	イ 客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、 更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
	ロ 遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、 待合室、景品場、ゲームコーナー、 ダンスフロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、 クローク、談話室、バー
	ハ 客室、通信機械室、リネン室、物品庫、 更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク
	ニ 客席、客室、書棚コーナー、 ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室
(3)項	イ 客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー
	ロ 客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、 結婚式場、美容室、理容室、診療室、 集会室
(5)項	イ 宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、 浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、面替所、 旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、 診療室、図書室、喫茶室
	ロ 居室、寢室、厨房、食堂、教養室、休憩室、 浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、 管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室

用途に供される部分	備	考
(D) 密接な関係を有する部分		
展示博物館、ブレイガイド、プロダクション、 観覧場の会議室及びホール		
展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、 遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、 結婚式場		
サウナ室、体育館		
娯楽室、サウナ室、会議室		
催物場（展示博物館を含む。）、貸衣裳室、 料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	御売問屋は、原則として本項に該当する。	
宴会場、会議室、結婚式場、 売店（連続式形態のものを含む。）、 展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室		

(A)	(B) 主用途部分		機能的に従属する
			(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分
(6) 項	イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、 厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、 医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、 理容室、浴室、ティールーム
	ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場
	ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場
	ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、 体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、 会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室	
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、 工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、 休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	
(9) 項	イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、 マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、 娯楽室、託児室
	ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、 サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、 手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、 仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、 聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 図書室	
(12) 項	イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、 物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
	ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、 休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、 ラウンジ

用途に供される部分	備 考
(D) 密接な関係を有する部分	
臨床研究室	病院と同一棟にある看護宿舎又は看護学校の部分は、 (5) 項口又は (7) 項の用途に供するものとして扱う。
音楽教室、学習塾	
学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、 同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供す るものとして扱う。
有料洗濯室	
理容室、両替所	
宴会場、厨房、結婚式場、 宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、 娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項 に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本 項に該当する。
	同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に 供するものとして扱う。
	客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則 として(1) 項に該当する。

(A)	(B) 主用途部分		機能的に従属する
			(C) 勤務者、利用者の便利に供される部分
(13) 項	イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店
	ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（品保管に関する作業を行うもの）		食堂、売店、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（品庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育館、理容室、専用駐車場、診療室
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場
	市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室
	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場

用途に供される部分	備 考
(D) 密接な関係を有する部分	
展示室、展望施設	<p>1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。</p> <p>なお、興行場法の適用のあるものは、原則として、(1)項に該当する。（以下、本項において同じ。）</p> <p>2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。</p>
旅行案内室、法律・健康等の相談室	
結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	定義
(1)項	イ <ol style="list-style-type: none"> 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
	ロ <ol style="list-style-type: none"> 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。
(2)項	イ <ol style="list-style-type: none"> 風営法第2条第1号から第3号に掲げる営業の用に供されるものであること。 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる設備をいう。 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して、客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。
	ロ <ol style="list-style-type: none"> 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マーじゃん、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。
	ハ <ol style="list-style-type: none"> 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。（原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。）

該当用途例	補足事項
客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席、ライブハウス	<ol style="list-style-type: none"> 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、地区集会所（小規模なものを除く） 葬儀場（小規模なものを含む）	<ol style="list-style-type: none"> 興業的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踏等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 興業的な目的以外で集会等を行う地区集会所のうち、平屋建てかつ延面積が150平方メートル未満の小規模な地区集会所は、15項として取り扱うものとする。
クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	<ol style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は、客席のおおむね5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは、含まないものであること。
ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球(ビリヤード)場、ビンゴ場、射的場、ダンス教習所、カラオケ施設、	<ol style="list-style-type: none"> 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。 ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう。（個室においてサービスを提供するものを除く。）
ファッションヘルズ、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、のぞき部屋（興行場法の適用のないもの）、レンタルルーム（異性同伴）、アダルトビデオ、レンタルショップ、セリクラ、出会い系喫茶	<ol style="list-style-type: none"> 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトショップ（(4)項）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、ソープランド（(9)項イ）等、既に令別表第1（1）項から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。（風営法第2条第6項）

項	定	義
(2)項	ハ	3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。

該当用途例	補足事項
	<p>(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(同項第1号)</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)(同項第2号)</p> <p>(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)として政令で定めるものを経営する営業(同項第3号)</p> <p>※ 風営法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「風営令」という。)第2条)</p> <p>① スードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興業の用に供する興行場は、(2)項ニに該当する。</p> <p>② のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条に置いて同じ。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(同項第4号)</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業(同項第5号)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定める次のもの(同項第6号)</p>

項	定	義
(2)項	ハ	
	ニ	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定める店舗は、次の（１）～（３）に掲げるものをいう。</p> <p>（１） 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>（２） 風営法第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗</p> <p>（３） 風営令第２条第１号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）</p>
(3)項	イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>

該当用途例	補足事項
	<p>店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事するものである場合におけるものを含み、前（１）、（２）に該当するものを除く。）（風営令第５条）</p> <p>3 省令第５条第１項第１号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p>
カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設け、インターネット利用等のサービスの提供を行う店舗）、テレフォンクラブ、個室ビデオ	<p>1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物の当該個室が一しかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより、異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第２条第９項）</p> <p>4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第２条第１号）のうち、映像を見せるものに限定している。</p> <p>5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p>
茶屋、料亭、割烹	

項	定 義
(3)項 ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。
(4)項	<ol style="list-style-type: none"> 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。
(5)項 イ	<ol style="list-style-type: none"> 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多数で共用するように設けられているものをいう。 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。
(5)項 ロ	<ol style="list-style-type: none"> 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社員等が従業員、学生、生徒等を集团的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。

該当用途例	補足事項
喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー	飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。
魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	<ol style="list-style-type: none"> 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 店舗内で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。
保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）	<ol style="list-style-type: none"> 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 事業所専用の研修所で、事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所には含まれないものであること。 なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 <ol style="list-style-type: none"> 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 施設利用に対して料金を徴収していること。
寮、事業所専用の研修のための宿泊所、シェアハウス、共同生活援助のサテライト型住居	<ol style="list-style-type: none"> 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。 シェアハウスとは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第171号）第210条第2項に規定する共同生活援助のサテライト型住居は、本項として取扱うもの。

項	定義
(6) 項	<p>全般</p> <p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの、又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の収容施設を有するものをいう。</p>
	<p>イ</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科目名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p>
	<p>(2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p>
	<p>(3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、有床診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は有床助産所</p>
	<p>(4) 無床診療所又は無床助産所</p>
	<p>ロ</p> <p>(1) 「老人短期入所施設」とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3）</p>
	<p>「養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の4）</p>
	<p>「特別養護老人ホーム」とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 （参考：老人福祉法第20条の5）</p>

該当用途例	補足事項
<p>医院、クリニック</p>	<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。</p>
<p>病院</p>	<p>特定診療科名は、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科以外の診療科名とし、複数の診療科目や組み合わせによる診療科名を有する場合は、特定診療科目を含み、当該特定診療科目の療養病床又は一般病床を有するものは、本項として取り扱うものとする。 （2）（i）において同じ。</p>
<p>診療所、医院、クリニック</p>	<p>4人以上の患者を入院させるための施設を有するとは、許可病床の数ではなく、設置された病床数が4以上のものをいう。</p>
<p>病院、診療所、医院、クリニック、助産所</p>	
<p>診療所、医院、クリニック、助産所</p>	

項	定 義
(6)項 ロ	<p>「軽費老人ホーム」（避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）とは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第20条の6）</p>
	<p>「有料老人ホーム」（避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの）とは老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第29条）</p>
	<p>「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。</p> <p>（参考：介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項）</p>
	<p>「老人短期入所事業」とは、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第4項）</p>

該当用途例	補足事項
	<p>避難が困難な要介護者を主として入居させるものとは、要介護状態区分が3以上の者の数により判定し、次の1から3のいずれかに該当する施設をいう。なお、一の共同住宅の複数住戸を軽費老人ホームとして使用する場合の「主として」の判定単位は、住戸単位とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規事業の場合で、要介護状態区分が3以上の者を施設定員の5割以上受け入れ可能な施設 実際に入居している人数の内、要介護状態区分が3以上の者が5割を超える施設 <p>（参考：介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項） （参考：平成26年3月14日消防予第81号）</p>
	<p>要介護者用の居室の定員及び一般居室を含めた全定員については、老人福祉法第29条に基づき有料老人ホームの設置者が都知事に届け出たものとする。</p> <p>※ 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるものとは、（6）項ロ（1）「軽費老人ホーム」の補足事項に同じ。</p>
（老人保健施設）	<p>老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>老人保健施設に係る老人保険法の規定は、介護保険法施行（平成9年12月17日法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。</p>

項	定 義
(6) 項 ロ	<p>「小規模多機能型居宅介護事業」（宿泊サービスが常態化しているものうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの）とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費、の支給に係る者その他の政令で定める者につきこれらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第5項）</p>
	<p>「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第6項）</p>
	<p>〔その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの〕とは、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他医療を提供する施設（令別表第1(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>
	<p>「救護施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：生活保護法第38条第2項）</p>
(3)	<p>「乳児院」とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条）</p>

該当用途例	補足事項
	<p>避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものとは、要介護状態区分が3以上の者の数により判定し、次の1から3のいずれかに該当する施設をいう。なお、一の共同住宅の複数住戸を小規模多機能型居宅として使用する場合の「主として」の判定単位は、住戸単位とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規事業の場合で、宿泊サービスを提供可能な数のうち、要介護状態区分が3以上の者を5割以上受け入れ可能な施設 実際に宿泊している人数の内、要介護状態区分が3以上の者が5割を超える施設 <p>（参考：介護保険法第7条第1項） （参考：平成26年3月14日消防予第81号）</p>
	<p>「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第五号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。</p>
宿泊付デイサービス	<p>※ 避難が困難な要介護者を主として入居させるものとは、(6) 項ロ (1) 「軽費老人ホーム」の補足事項に同じ。</p> <p>※ 避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものとは、(6) 項ロ (1) 「小規模多機能型居宅介護事業」の補足事項に同じ。</p>

項	定 義
(6)項 ロ	(4) 「障害児入所施設」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療 (参考：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条)
	(5) 「障害者支援施設」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。 (参考：障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11号)
	「短期入所」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第8項)
	(5) 「共同生活援助」（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第17項)

該当用途例	補足事項
	<p>避難が困難な障害者等を主として入所させるものとは、障害支援区分が4以上の者の数により判定し、次の1から3のいずれかに該当する施設をいう。なお、一の共同住宅の複数住戸を障害者支援施設として使用する場合の「主として」の判定単位は、住戸単位とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規事業の場合で、障害支援区分が4以上の者を施設定員の8割を超えて受け入れ可能な施設 実際に入所している人数の内、障害支援区分が4以上の者が8割を超える施設 <p>(参考：障害者総合支援法第4条第4項) (参考：平成26年3月14日消防令第81号)</p>
	※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものとは、(6)項ロ(5)「障害者支援施設」の補足事項に同じ。
<p>障害者グループホーム（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚労省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居は、共同住宅（(5)項ロ）として取扱い、介助者のみが使用する一住戸は、その他の事業所（(15)項として取扱うものとする。）</p> <p>なお、利用者が食事等の共用室として使用する宿泊を伴わない一住戸は、共同生活援助を行う施設の(6)項ハ(5)として取扱うものとする。</p>	※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものとは、(6)項ロ(5)「障害者支援施設」の補足事項に同じ。

項	定	義	
(6)項	ハ	(1)	<p>「老人デイサービスセンター」とは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第20条の2の2）</p>
			<p>「軽費老人ホーム」（(6)項口に掲げるものを除く。）とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第20条の6）</p>
			<p>「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第20条の7）</p>
			<p>「老人介護支援センター」とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第20条の7の2）</p>
			<p>「有料老人ホーム」（(6)項口に掲げるものを除く。）とは老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第29条）</p>
			<p>「老人デイサービス事業」とは、通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第3項）</p>

該当用途例	補足事項
<p>1 老人福祉センター（A型） 例：老人福祉センター、福祉会館</p> <p>2 老人福祉センター（B型） 例：シルバーセンター、いこいの家、老人館</p>	<p>1 老人福祉センター（A型）とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。</p> <p>2 老人福祉センター（B型）とは、老人福祉センター（A型）の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれかい（(15)項として取扱う。）。</p>
	<p>要介護者用の居室の定員及び一般居室を含めた全定員については、老人福祉法第29条に基づき有料老人ホームの設置者が都道府県知事に届け出たものとする。</p> <p>適合高齢者専用賃貸住宅、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）を含むものとする。</p>

項	定 義
(6)項 ハ	(1) 「小規模多機能型居宅介護事業」((6) 項口に掲げるものを除く。) とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第5項)
	[その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの]とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他医療を提供する施設(令別表第1(6)項イ及びロに掲げるものを除く。)をいう。
	(2) 「更生施設」とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：生活保護法第38条第3項)
	「助産施設」とは、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第36条)
	(3) 「保育所」とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※ 託児所が保育上必要な施設(乳児室、保育室等)を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。なお、住居と兼用しているものは含まれない。

該当用途例	補足事項
1 認可保育所	1 保育所のうち、国、都道府県及び区市町村が設置するもの又は国、都道府県及び区市町村以外のものが児童福祉法第35条4項による都道府県知事の認可を得て設置するものをいう。
2 保育室	2 保育室設置基準に基づき、区市町村が保育室利用契約を締結し、かつ、都費の補助対象となっているもの。
3 事業所内保育所	3 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所以外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。
4 院内保育所	4 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。
5 ベビーホテル	5 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後7時以降の保育を行っているもの。 (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの。 (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの。
6 保育所型認定こども園 (保育所+幼稚園機能)	6 認定こども園とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設をいう。

項	定	義	
(6)項	ハ	(3)	<p>「児童養護施設」とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第41条)</p>
			<p>「児童自立支援施設」とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条)</p>
			<p>「児童家庭支援センター」とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第44条の2)</p>
			<p>「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p>
			<p>「家庭的保育事業」とは、乳児又は幼児であつて、市町村が児童福祉法第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p>
			<p>「認定こども園（幼保連携型に限る。）とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設をいう。</p>
			<p>[その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの]とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（令別表第1(6)項ロに掲げるものを除く。）をいう。</p>

該当用途例	補足事項
(虚弱児施設)	虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年6月11日法律第74号）により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。
こども家庭支援センター	宿泊施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない（（15）項として取扱う。）。
幼保連携型認定こども園	
	子供向けの屋内遊戯場（風管法の規制対象とならないもの）は、設置されている施設の大半が動力を用いず比較的軽微な運動を目的とした遊具又は玩具である場合で、幼児のみの入場が可能で従業員が幼児の一時預かりをするものは本項に該当するものであること。

項	定 義
(6)項 ハ	<p>「児童発達支援センター」とは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第43条)</p>
	<p>「情緒障害児短期治療施設」とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第43条の2)</p>
	<p>(4) 「児童発達支援」とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の2第2項)</p>
	<p>「放課後等デイサービス」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：児童福祉法第6条の2第4項)</p>
	<p>(5) 「身体障害者福祉センター」とは、無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者の対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>(参考：身体障害者福祉法第31条)</p>
	<p>「障害者支援施設」((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第11項)</p>
	<p>「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>(参考：障害者総合支援法第5条第27項)</p>

該当用途例	補足事項
1 福祉型児童発達支援センター	1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。
2 医療型児童発達支援センター	2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。
	「放課後こどもクラブ」及び、これらに類するものは、本項に含まれないものであること。
	無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
	(旧身体障害者福祉法第31条の2) 身体障害者福祉センターA型(都道府県又は指定都市が設置するもの)、身体障害者福祉センターB型(区市又は社会福祉法人が設置するもの)、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター(障害者とその家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための便宜を提供する施設)

項	定 義
(6)項ハ(5)	「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第28項)
	「生活介護」を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第7項)
	「自立訓練」を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第12項)
	「就労移行支援」を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第13項)
	「就労継続支援」を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び機能の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第14項)
	「短期入所」を行う施設（(6)項ロに掲げるものを除く。）とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、(6)項ロに定めるもの以外のものをいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第8項)

該当用途例	補足事項
身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム	
1 自立訓練（機能訓練）事業所 2 自立訓練（生活訓練）事業所	1 自立訓練（機能訓練）事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。 2 自立訓練（生活訓練）事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。
1 就労継続支援（A型）事業所 2 就労継続支援（B型）事業所	1 就労継続支援（A型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。 2 就労継続支援（B型）事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。

項	定 義
(6) 項	ハ (5) 「共同生活援助」を行う施設（(6) 項口に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。 (参考：障害者総合支援法第5条第17項)
	ニ 1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 (参考：学校教育法第72条)
(7) 項	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 5 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用の能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 9 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。
(8) 項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。
(9) 項	イ 1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。
	ロ (9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

該当用途例	補足事項
(6) 項口(5) 「共同生活援助」を行う施設の該当用途例に同じ。	障害者のうち、障害程度区分1以下の者を対象とし、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設をいう。
幼稚園型認定こども園 (幼稚園+保育所機能) 地方裁量型認定こども園 (幼稚園+保育所機能)	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。 認定こども園とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設をいう。
消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、警察大学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安学校、国土交通大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 4 学校教育に類する教育を行う施設とは、予備校、学習塾、そろばん塾、編み物教室、料理教室、パソコン教室などをいう。
郷土館、記念館、動物園、植物園、水族館	
	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であつて、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
銭湯、鉱泉浴場、砂場、酵素風呂、岩盤浴	1 (9) 項イに同じ。 2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。

項	定 義
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>
(11)項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>
(12)項	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</p>
	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。</p>
(13)項	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>
	<p>飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。</p>
(14)項	<p>倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。</p>

該当用途例	補足事項
<p>宅配専門ビザ屋、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）</p>	
	<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の 保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。</p> <p>総排気量又は定格出力は、次のとおり。</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その排気量は0.125リットル以下、その他のものにあつては0.050リットル以下</p> <p>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は1.00キロワット以下、その他のものにあつては0.60キロワット以下</p>
	<p>農家が個人的に使用するための農機具類を収納しているだけのものについては、本項には含まれず、一般住宅として取扱うもの。</p>

項	定 義
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行なわれる一定の施設をいう。
(16) 項	イ 本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び(16)の2) 項を除く。）の用途を含むものをいう。
	ロ 本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び(16)の2) 項を除く。）の用途を含まないものをいう。
(16)の2) 項	本項の防火対象物は、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

該当用途例	補足事項
官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、写真館、保健所、新聞社、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング取り次ぎ店、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、体育館、レンタルルーム、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場、車検場、小規模な地区集会所、放課後子どもクラブ	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。 4 異性同伴（休憩のみのもの）、宿泊又は飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。 6 貸レコード店とは、CD、DVD等を貸し付けることを主とする店舗をいう。 7 小規模な地区集会所とは、平屋建てで、延面積が150平方メートル未満のものをいう。 8 飲食物の自動販売機とその自動販売機で購入したものを飲食するための椅子・テーブルのみを設置している施設は、施設内で従業員が飲食物を調理（飲み物を注ぐ行為を含む。）提供しない場合、本項に該当するものであること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。

項	定 義
(16の3)項	本項の防火対象物は、建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)項	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。
(18)項	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。
(19)項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。

該当用途例	補足事項
	<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して 建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する 建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知運動閉鎖式（2段階下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
<p>旧新田小学校校舎、 千里の氏神上新田天神社、 旧羽室家住宅、 上西邸（麻田藩陣屋門）、 日本民家集落博物館、 春日大社南郷目代今西邸</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的遺産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。 7 重要文化財に指定された物品等を収蔵しているだけの建築物等は本項に含まれないものであること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
	<p>山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。</p>

項	定 義
(20) 項	<p>本項の防火対象物は、船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一号）第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両のうち、次の各号に掲げる舟及び車両とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数五トン以上の舟で、推進機関を有するもの。 2 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両

該当用途例	補足事項
	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの。 (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶 2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里（昭和55年4月1日から12海里）以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令（昭和49年政令第258号）） 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和62年運用省令第15号）第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和25年運輸省令第92号）第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000箇、実砲、空砲、信管又は火管にあつては200箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第3条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車

第2 消防用設備等の設置単位

- 1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第20条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

※ ① 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

② この基準に適合する場合は、原則として令別表第1の適用にあつては、別の防火対象物として扱う。

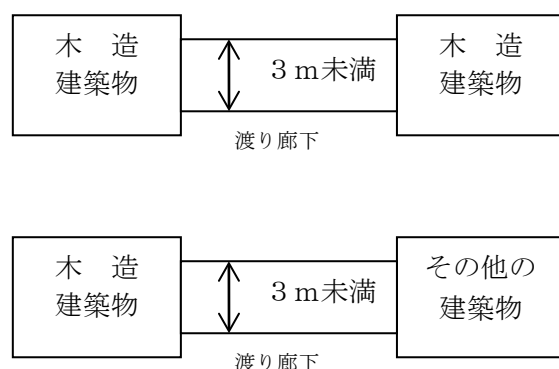
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。エキスパンションジョイントも原則その他これらに類するものとして取扱う。以下同じ。）
地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟である。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができる。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウのいずれにも適合している場合

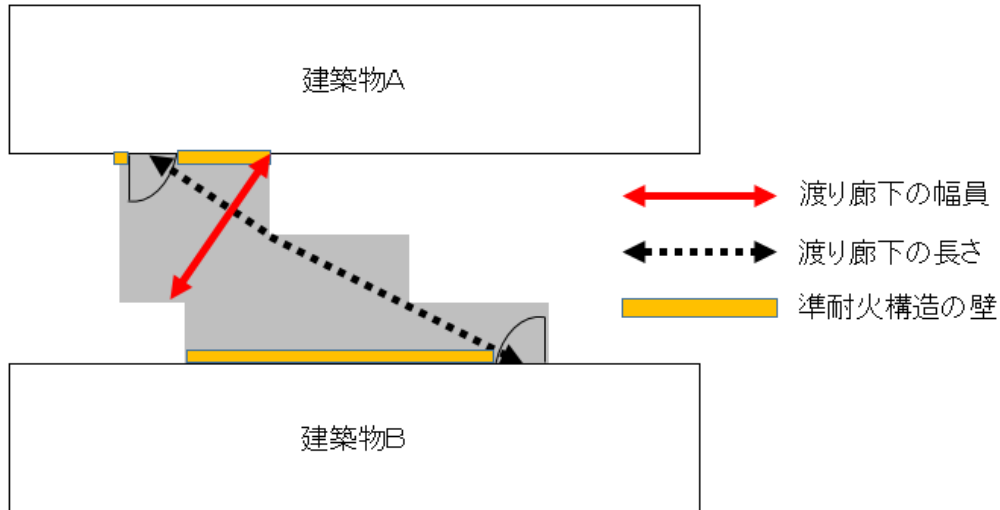
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

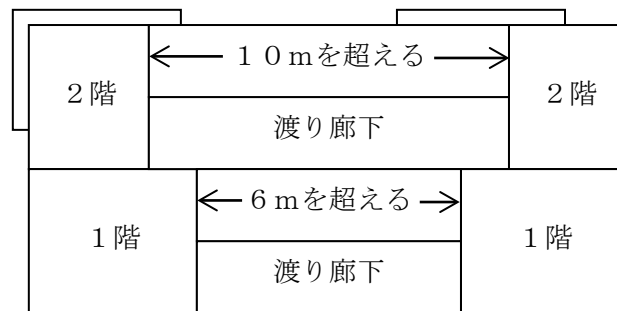


※ 渡り廊下の形状が下図のように幅員を容易に判別しがたいものである場合は、建築物の両端の接続部に設けられた出入口を最短の歩行距離で結んだ線と垂直に交わる線を引き、その線のうち最大となる距離を幅員とすること。また、渡り廊下の長さは、建築物の両端の接続部に設けら

れた出入口を最短の歩行距離で結んだ線の距離とすること。



ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。

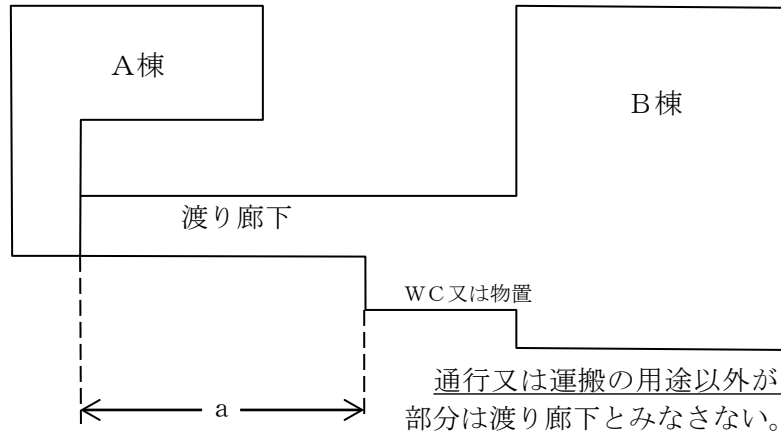


- ※ ① (1)の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次によること。
- (I) 建築物の両端の接続部分には、防火設備を設けること。
 - (II) 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。
- ② 建築物相互間の距離は、次によること。
- (I) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。
 - (II) 渡り廊下が建築物相互間を直線で接続されていない場合は、相互に建物に接続している部分の最も短い距離とすること。
 - (III) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。
 - (IV) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

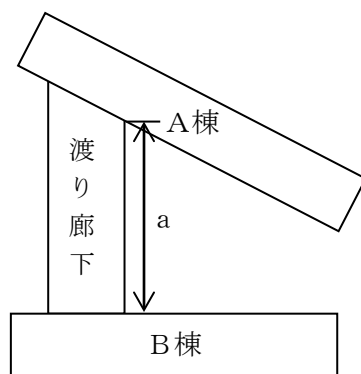
建物相互間の距離の算定例

例1

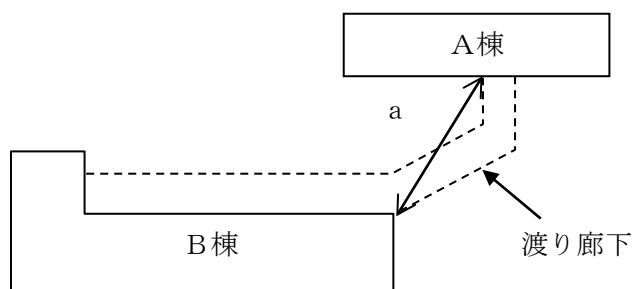
例1から例7の建物相互間の距離は、aとする。



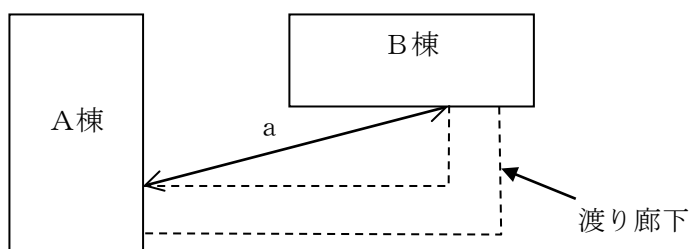
例2



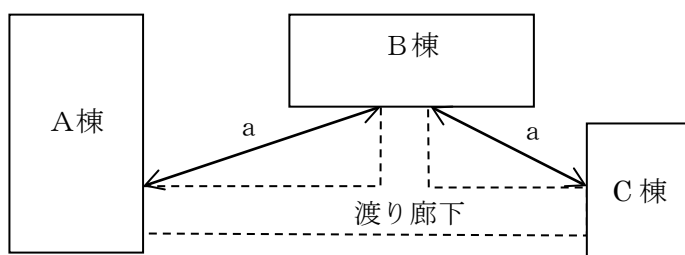
例3



例4

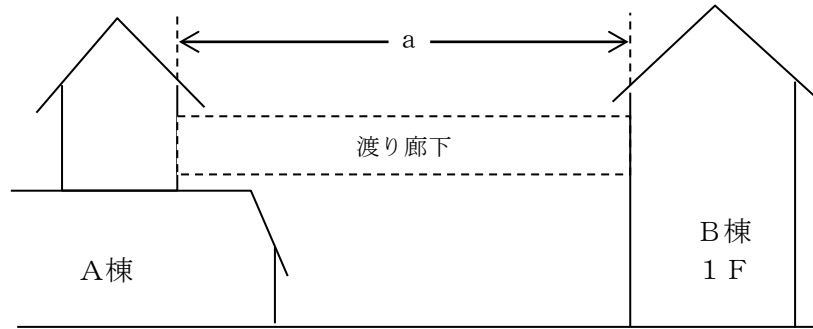


例5

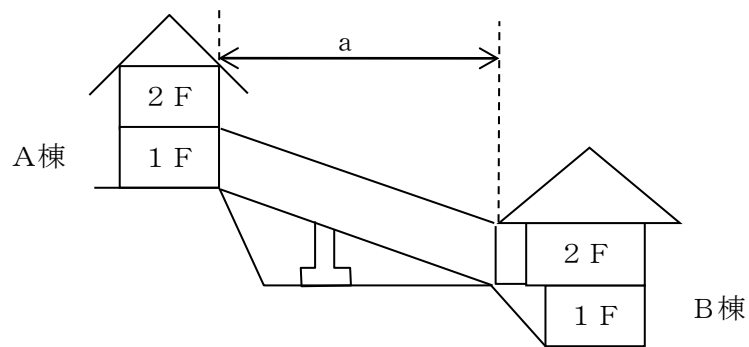


A棟とB棟、B棟とC棟それぞれの建築物相互間の距離で判定する。

例6



例7

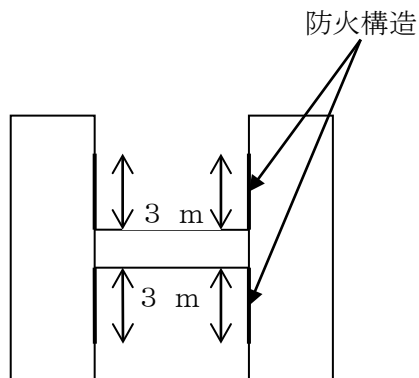


(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。）については、次のa又はbによること。

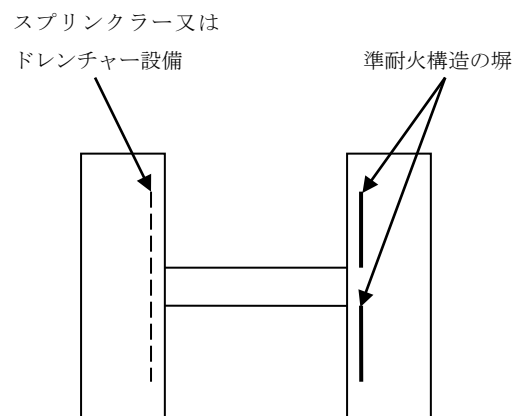
a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

b a以外のものについては、準耐火構造の塀その他これらに類するもの、又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること

a

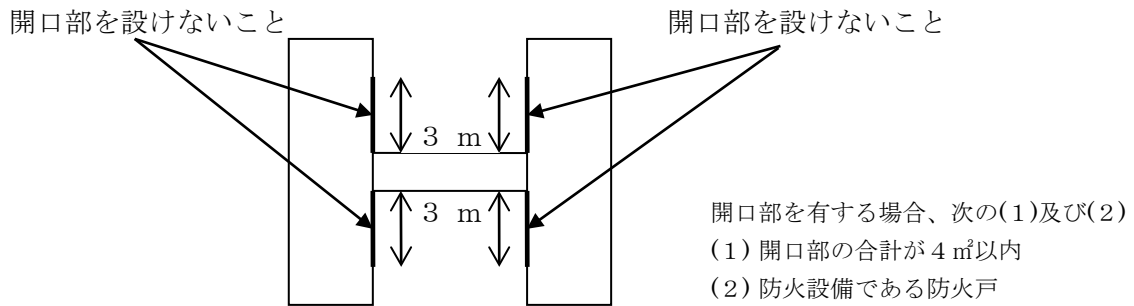


b

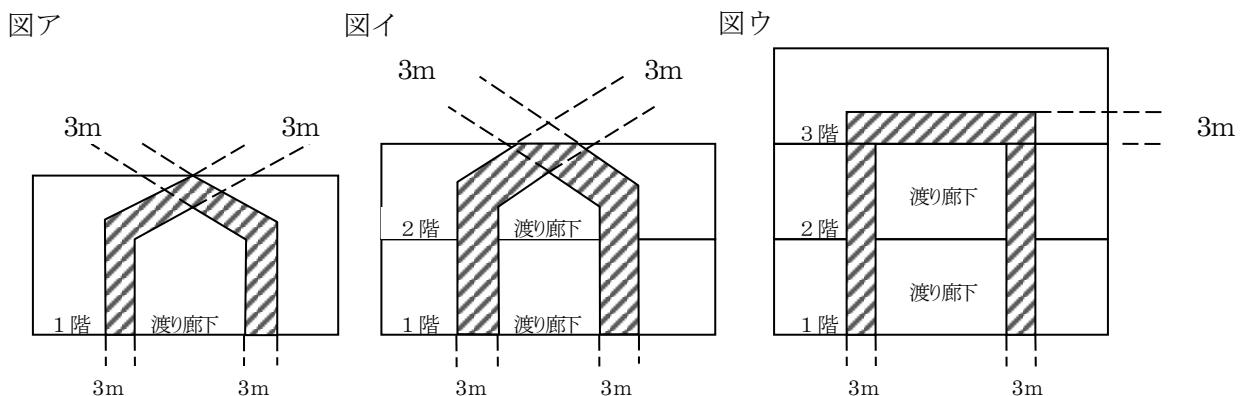


* スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は、令第12条第2項の基準の例によること。

(イ) 前 (ア) の外壁及び屋根 (渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。) には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で防火設備である防火戸を設けられている場合にあつては、この限りでない。



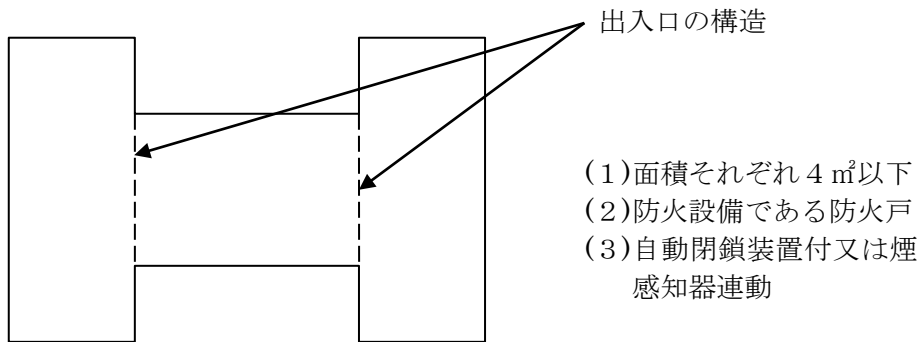
- ① 接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分とは
- ・ 図アについては、斜線部分
 - ・ 図イ及びウについては、1階にあつては2階の、2階にあつては1階の渡り廊下の接続部分から、それぞれ3m以内の渡り廊下の接続部分の開口部も含まれる。
- ② 4㎡以内の開口部とは各階毎に、斜線部分の開口部の合計をいう。



(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

- a 吹き抜け等の開放式であること。
- b a 以外のものについては、次の (a) から (c) までに適合すること。
- (a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
- (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4平方メートル以下であり、当該部分は防火設備である防火戸で、

随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。



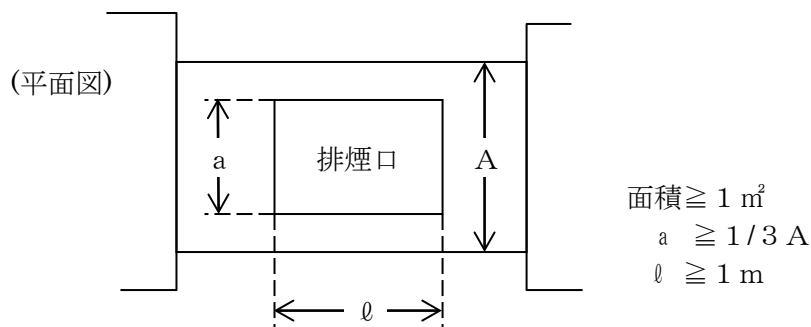
※ 防火戸がシャッターである場合は、当該シャッターに接近して建基令112条第19項第2号で定める防火設備を設けること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置にあり、容易に接近できる位置から手動又は煙感知器と連動して開放するように設けられていること。

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。

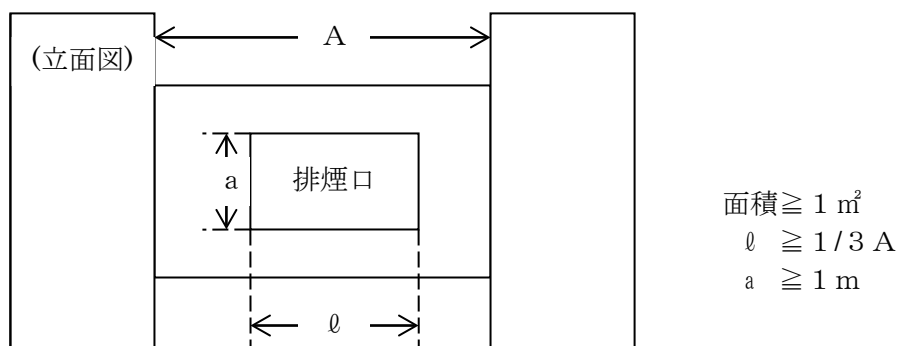
※ ① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のもの、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。また、当該開口部は、隣地境界線等(同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分を含む。)から0.25m以上離れていること。

<屋根又は天井に設ける場合>



- ※ i 渡り廊下の天井面に設ける自然排煙口の幅は廊下の幅員となるようにすること。
- ii 渡り廊下の外壁面に設ける自然排煙口の位置は天井面から1.5m以内とし、両側に設けること。

<外壁に設ける場合>



- ② 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては、非常電源が附置されていること。

※ 排煙設備の非常電源は、第4章第7節「非常電源」の基準の例によること。

なお、この場合、非常電源の種別は規則第12条第1項第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のア又はイに適合する場合

- ※ ① 天井部分が直接外気に常時開放されているものとは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2メートルにわたって、幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

② 側壁部分が開放されているものは、前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 連絡路の長さが20メートル未満の場合は、次の(ア)から(ク)までに適合するものであること。

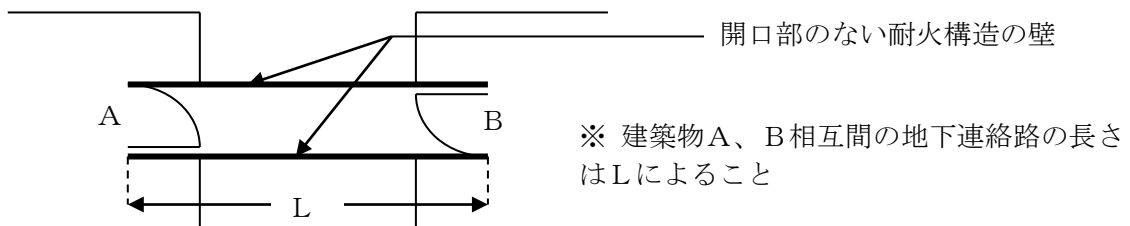
(ア) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造であること。

(イ) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

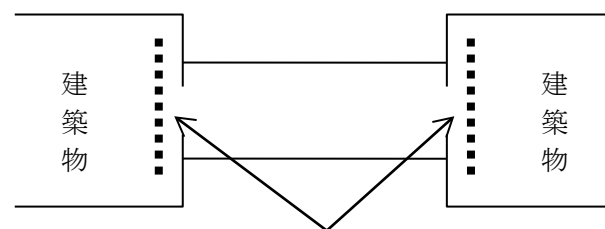
(ウ) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(エ) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火設備相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が、延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。



スプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設置した場合

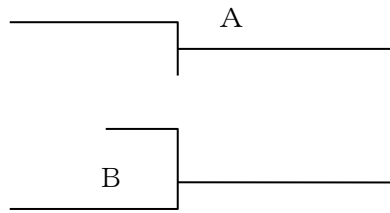


スプリンクラー設備又はドレンチャー設備
(ただし、連絡路の長さは2 m以上とする。)

(オ) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(カ) (オ)の出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。

(キ) (オ)の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。



- ・ A壁、B床は開口部のない耐火構造（出入口除く）
- ・ 出入口の面積は4㎡以下
- ・ 出入口の扉は常閉式特定防火設備である防火戸又は煙感知器連動の閉鎖式

(ク) 地下連絡路には、(1) . ウ . (ウ) . b . (C) より機械排煙設備が設けられていること。

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ 連絡路の長さが20メートル以上の場合、前ア . (ア) から (オ) 並びに (キ) に適合するものであること。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検換気のための開口部を除いて、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

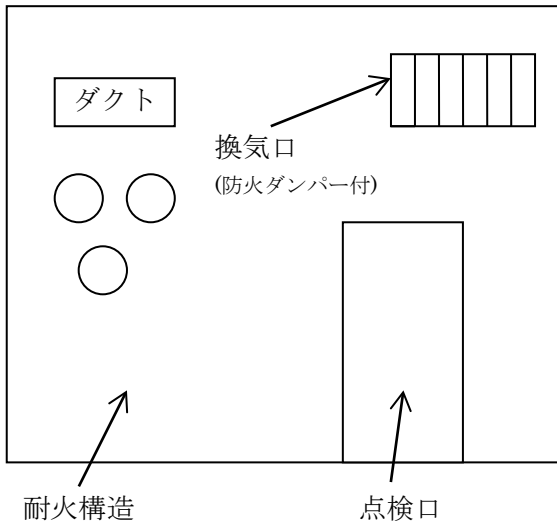
イ 洞道の構造は、準耐火構造又は防火構造とし、その内装は、仕上げ材料及び下地材料が不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。

ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

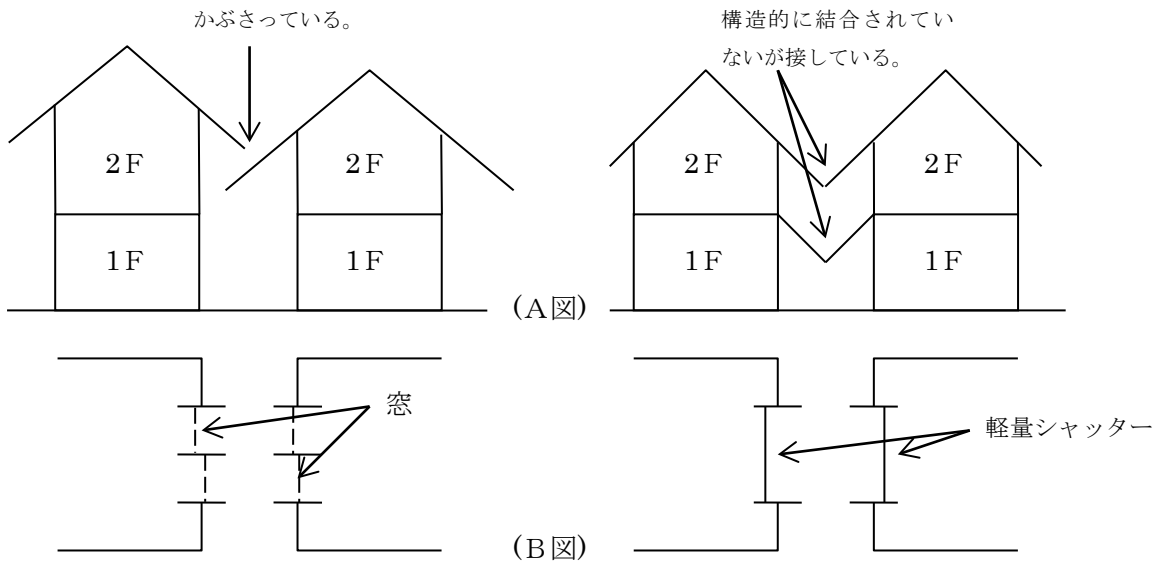
オ アの換気のための開口部は、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。



- (1) 洞道は準耐火又は防火構造とし、その内装仕上げは下地とも不燃材料。
- (2) 点検又は換気のための開口部。
 - ・ 大きさ $\leq 2 \text{ m}^2$ (ただし、 2 m^2 以上のは自動閉鎖装置付き)
 - ・ 点検のためには防火設備
 - ・ 換気のためには防火ダンパーをつける
- (3) 洞道内のダクトその他の配管、配線等の壁・床貫通部の隙間は不燃材料でうめてあること。
(ただし、洞道の長さ 20m以上のときはこの限りでない。)

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができる。

- (1) 相互の建築物のひさしあるいは屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合 (A図参照)。なお、相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面しているものであっても別棟として取り扱うこと。(B図参照)



- (2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道(地下街の地下道を除く。)

を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20平方メートル以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合はこの限りでない。

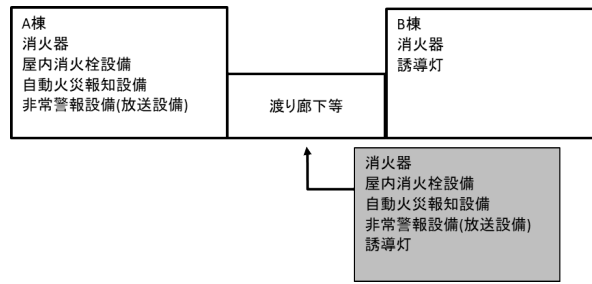
イ アの開口部には、特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる

自動閉鎖装置付きのもの、又は、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ イの特定防火設備が防火シャッターである場合は、直近に建基令第112条第19項第2号に定める防火設備が設けられていること。ただし、当該シャッターが2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

- (3) 建築物と建築物がアーケード等により接続されているもので、相互の建築物の主要構造部を共有していない場合
- (4) 前2と同等以上の延焼防止措置を講じた場合
- (5) 前2によらなくとも、延焼の恐れが著しく少ない場合

4 前2の渡り廊下等に設置が必要となる消防用設備等については、当該渡り廊下等で接続される棟にそれぞれ設置が必要な消防用設備等の基準に適合させること。



第3 建築物の床面積及び階の取扱い

1 床面積の算定

(1) 建基法令上の床面積

建築物の床面積の算定方法は、昭和61年4月30日付建設省住任指発第115号「床面積の算定方法について」によること。

なお、同通達中、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段で、外気に開放されている部分の取扱いは、当該部分と隣地境界線からの距離が50センチメートル以上であることを要件とする。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、床面積に算入するものであること。

イ 令第12条第1項第5号の適用にあたって、ラック式倉庫の床面積は、次によること。

(ア) ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が耐火構造又は準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5メートルの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

a ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

b 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

(イ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10パーセント未満であり、かつ、300平方メートル未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック

式倉庫に該当しないこと。

ウ 令第13条第1項の適用にあたって、駐車のために供する部分の床面積等は、次によること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。

ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

(イ) 建築物内又は高架下における昇降機等による機械式の立体駐車場（以下「機械式駐車場」という。）

移動式粉末消火設備を設置する場合の排煙上有効な開口部の面積を算定する場合は、駐車のために供する部分の水平投影面積に、2段目以上のパレット部分を1台につき15平方メートル（3メートル×5メートル）の仮想床面積を加算したものを床面積として算入すること。

(ウ) 屋外における機械式駐車場

駐車装置のパレット部分が床として認識することが困難な場合は、1台につき15平方メートル（3メートル×5メートル）の仮想床面積を算入すること。

(エ) 高架下の駐車場

外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場にあって柵、塀等で囲まれた部分又は該当工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。

(オ) 建築物又は工作物の屋上の駐車場

駐車のために供する部分を床面積に算入すること。

(カ) 駐車のために供しない部分を介して2箇所以上の駐車のために供する部分が存する場合で、それぞれの駐車のために供する部分を耐火構造の壁で区画したときは、それぞれの駐車のために供する部分ごとに床面積を算定すること。

(キ) 建築物内又は高架下に2箇所以上の機械式駐車場が存する場合で、それぞれの機械式駐車場を耐火構造の壁（区画する壁の突出しはパレットから50cm以上とすること）で区画したとき又は機械式駐車場相互の間が5メートル以上離れているときは、それぞれの機械式駐車場ごとに車両の収容台数を算定すること。

(ク) 屋外に2箇所以上の機械式駐車場が存する場合で、それぞれの機械式駐車場を耐火構造の壁（区画する壁の突出しはパレットから50

c m以上とすること)で区画したとき又は機械式駐車場相互の間が90センチメートル以上離れているときは、それぞれの機械式駐車場ごとに車両の収容台数を算定すること。

エ 小屋裏、天井裏及び床下等の余剰空間を利用して設ける物置等(以下「小屋裏物置等」という。)

次の各号の全てに該当する場合は、床面積に算入しない。

- (ア) 小屋裏物置等の部分の水平投影面積は、当該階小屋裏物置等に入りする階の床面積の2分の1未満であること(小屋裏物置等に固定階段を設ける場合、専用のもとし、階段部分は水平投影面積に含めるものであること。)
- (イ) 小屋裏物置等の最高の内法高さは、1.4メートル以下であること。
- (ウ) 小屋裏物置等の直下又は直上の天井高さは2.1メートル以上であること。

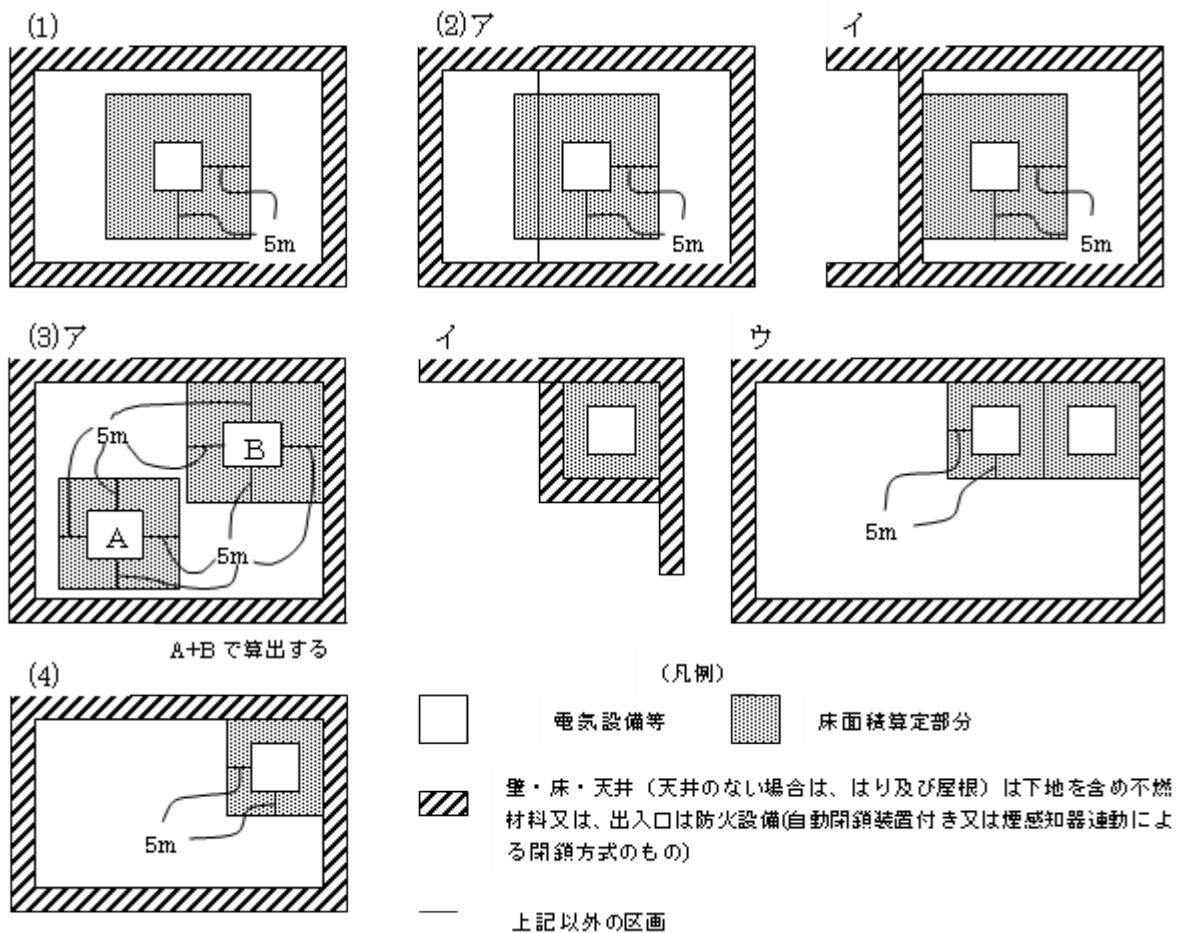
オ 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備(以下「電気設備」という。)が設置されている部分」及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下「鍛造場等」という。)の床面積の算定は、次のいずれかによること。

(ア) 不燃材料の壁、床、天井(天井のない場合ははり及び屋根)又は防火設備で区画された部分の床面積。

なお、この場合の防火設備は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(規則第23条第4項第1号ニの部分にあっては、規則第23条第6項第1号に定める感知器)の作動と連動して閉鎖するもの(連続式店舗にあっては、温度ヒューズと連動して閉鎖するものを含む。)であること。

(イ) 電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平距離5メートル(周囲の1面に耐火構造の壁(前(ア)に定める防火設備を含む。)が存する場合は、当該壁までの距離)で区画されていると仮定した部分の床面積。

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積(隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。)とするものであること。



カ 駅舎の床面積

軌道部分を除き、プラットホームの上家及び改札口内のコンコース（内コンコース）は、全て床面積に算入するものとする。

キ 屋外の観覧場の床面積

大屋根の水平投影面積を床面積として算入するものとする。

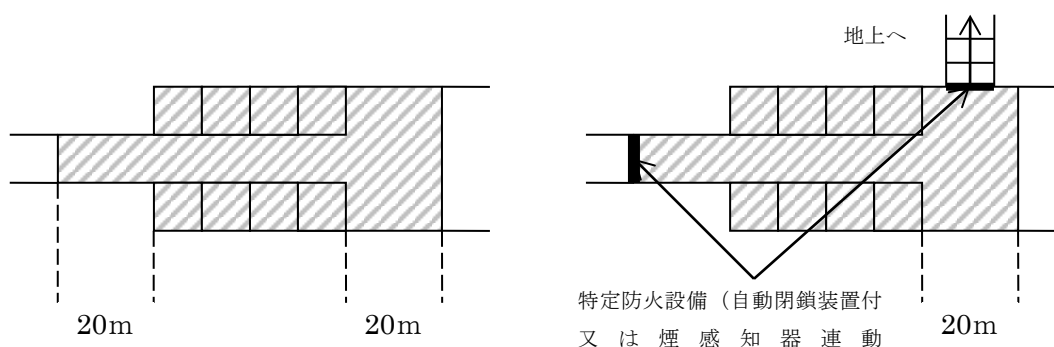
なお、観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができる。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

ク 地下街の地下道

店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20メートル（20メートル未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。

ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの、又は、感知

器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備で囲まれた部分までとすることができる。



※ 延焼する危険性がある離隔距離40メートルの半分の20メートルが、各地下街の範囲であるとしたものである。これにより、離隔距離40メートル以内の場合には一の地下街として取り扱われることになる。また、特定防火設備が設置されている場合に、当該特定防火設備によって囲まれた部分までとすることができるとしているのは、延焼する危険性のある範囲とする。

ケ 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

コ 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

(ア) 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。

(イ) 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20メートル以内の部分算入すること。ただし、20メートル以内に常閉式特定防火設備又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。

※ 誘導灯及び放送設備については、20メートルを越える部分にあつても、必要となるものであること。

サ 令第13条第1項の適用にあたって、自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積等は、次によること。

- (ア) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動二輪車（以下「自動車等」という。）の整備又は修理を行う作業室及びこれに接続する油庫、部品庫、工具室並びに整備又は修理のための機械が設けられている室（以下「油庫等」という。）及び車路（車両進入用の傾斜路、カーリフト等であって上部が開放されている部分を除く。）の床面積の合計とすること。
- (イ) 自動車等の整備又は修理を行う作業室と接続する油庫等が、耐火構造の壁（開口部を設ける場合にあっては、特定防火設備が設けられていること。）により相互に区画され、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとの床面積とすることができる。

シ デッドスペースの取扱いについて

建築基準法に定める防火区画で壁及び床を区画し、厳密な出火防止対策及び開口部を閉鎖（ビス止め等）した場合は、規制床面積から当該部分の除外を認めることができる。

なお、平成12年3月27日付消防予第74号「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」による区画は、規制床面積から除外することはできないものであること。

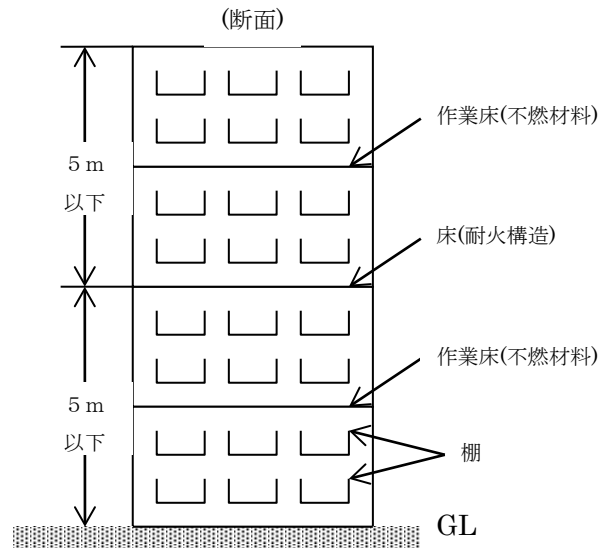
2 階の取り扱い

(1) 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

- (ア) 耐火建築物であること。
- (イ) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。
- (ウ) 階高（作業床を除く。）は、5メートル以下であること。



イ 棚式倉庫（積荷作業を行う者が、当該棚の外部において直接積荷することができるもの、又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口の準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分是不燃材料で造られていること。

(イ) 15メートルを超えるものは、耐火建築物であること。

ウ 次の各号に適合する吊り上げ式車庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたって、階数を1として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口に該当する準耐火建築物であること。

(イ) 木造建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5メートル以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15メートル以下の部分が耐火構造であること。

(ウ) 前(イ)の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

(エ) 木造建築物が密集している市街地で、既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを(イ)という他の建築物とみなして、(イ)及び(ウ)によること。

エ 小屋裏物置等

前1. (2).エに該当する場合は、階数に算入するものとする。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定

ア 倉庫内の積荷用作業床

倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、階数に算定するものであること。

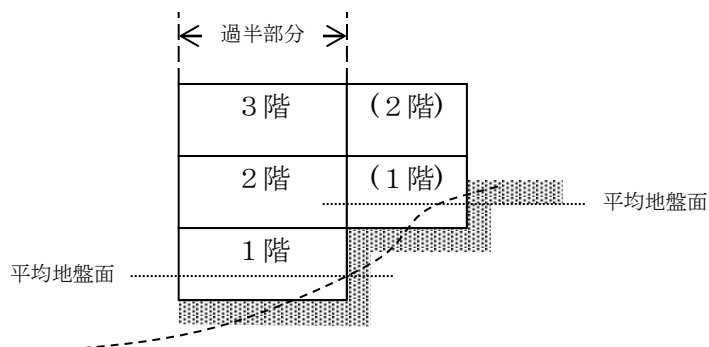
※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

イ 機械式立体駐車装置

屋外に設けられた機械式の立体駐車装置は、ピット形態のものも含め、階数は地上1として算定する。

ウ 平均地盤面が異なる建築物

平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし、階数を算定するものであること。



エ 展望タワー等の工作物

展望タワー等の工作物で、展望室等に入出入りする階段がある場合は、当該階段の踊り場ごとに1階層とみなして階数算定する。

(3) 消防用設備等の設置にあたっての「階の部分」の取り扱い

ア バルコニー

建築物の側面で外部に突出した形態のバルコニーのうち屋内から人

が出入りできるものは、階の部分として取り扱うこと。

イ 塔屋

塔屋は、階の部分として取り扱うこと。

ウ 屋上

屋上（セットバック部分の最上部含む。）は、人の出入り及び利用可能な部分であっても階（令第13条第1項の表に規定する階を除く。）の部分に含まないものであること。

エ 屋外階段

屋外階段は、階の部分として取り扱うこと。

第4 無窓階の取扱い

令第10条第1項第5号に規定する無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定する。

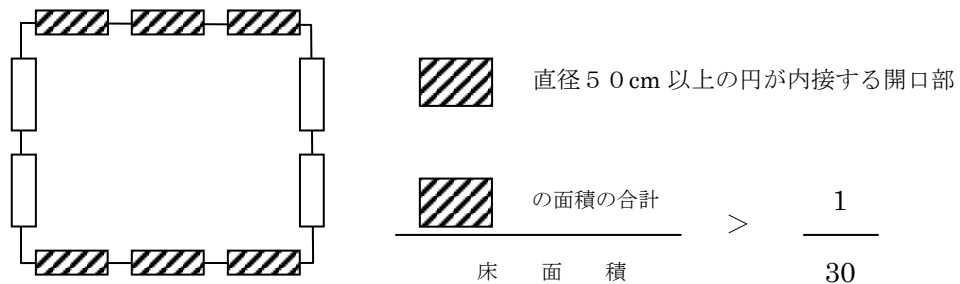
無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか、次によるものであること。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

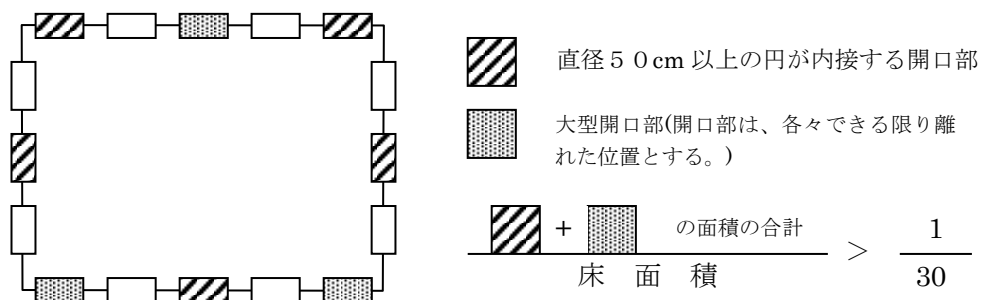
(1) 11階以上の階

直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超える階であること。



(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が、2以上含まれているものであること。



2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2メートル以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

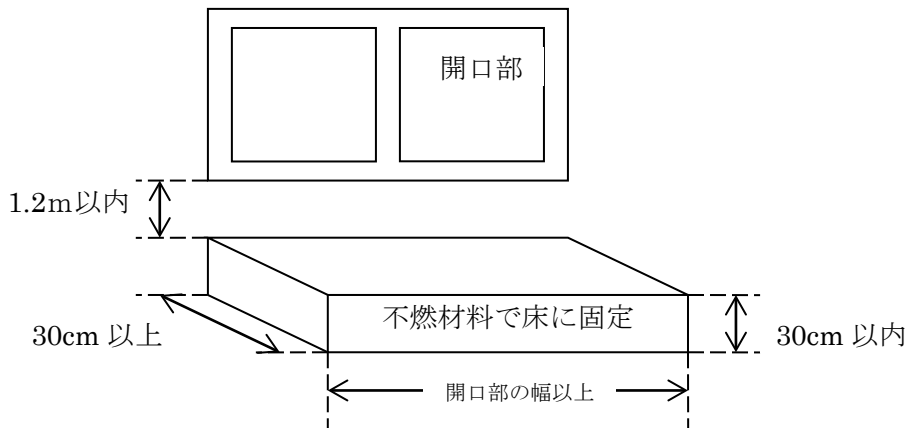
イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30センチメートル以内、奥行は30センチメートル以上、

幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏台の上端から開口部の下端まで1.2メートル以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。



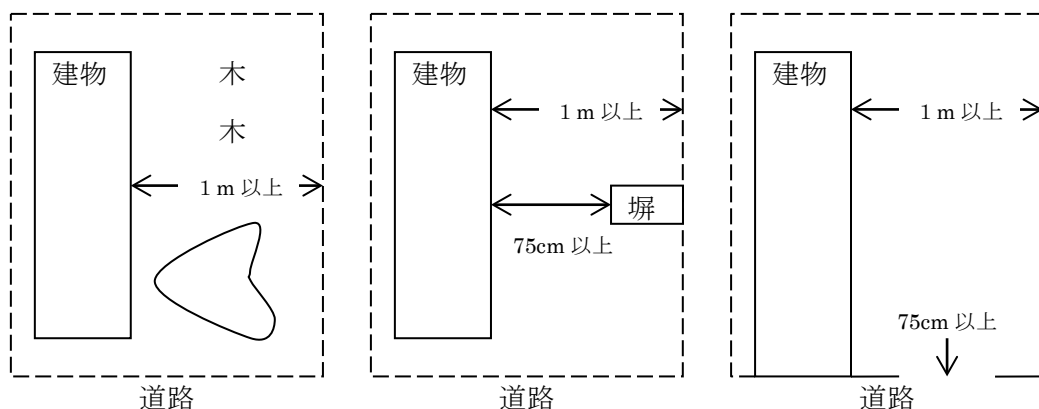
(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

ウ 1メートル以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

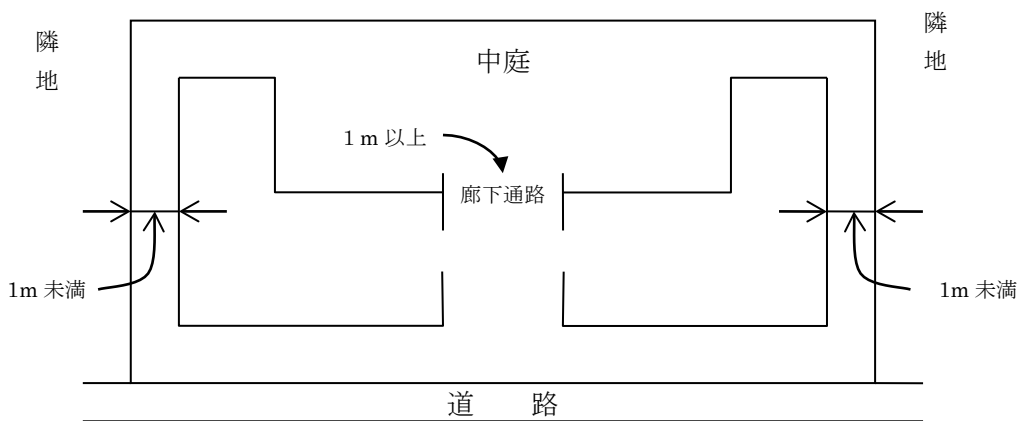
エ 扉、塀等で幅員が一時的に狭くなるもの（幅員0.75メートル以上あるものに限る。）。



なお、当該障害物の高さが1.2m以下であれば上図によらずとも支障がないものとして取扱うことができる。

また、当該空地又は通路に駐車場及び駐輪場が存する場合は避難及び消火活動に支障がないものとして取扱うことはできない。

- エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通る通路等があり、次のすべてに適合するもの。
- (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1メートル以上であること。
 - (イ) 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
 - (ウ) 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20メートル以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
 - (エ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
 - (オ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



3 開口部の構造

- (1) 次に掲げる開口部は、規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

ア はめ殺しの窓等

- (ア) 普通板ガラス(旧JIS R 3201)、フロート板ガラス(JIS R 3202)、磨き板ガラス(JIS R 3202)、型板ガラス(JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)又は熱線反射ガラス(JIS R 3221)(ガラスの厚さが6mm以下のもの)
- (イ) 強化ガラス(JIS R 3206)又は耐熱板ガラス(ガラスの厚さが5mm以下のもの)
- (ウ) 複層ガラス(JIS R 3209)で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前(ア)又は(イ)により構成されているもの
- (エ) 前(ア)、(イ)及び(ウ)以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

イ 屋内でロックされている窓等

- (ア) 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊す

ることにより、外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが6mm以下のもの）

(イ) 網入板ガラス(JIS R 3204)又は線入板ガラス(JIS R 3204)入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが6.8mm以下のもの）

(ウ) 前(イ) 以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが10mm以下のもの）

(エ) 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが5mm以下のもの）

(5) 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ(ア)又は(イ) に掲げるガラスにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの（第6-1 表参照）

(6) 合わせガラス（JIS R3205）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、個別の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ開錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス6.0mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下）

(7) 前(カ) 以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場がもうけられているもの（フロート板ガラス5.0mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、フロート板ガラス3.0mm以下+PVB60mil以下+型板ガラス4.0mm以下）

ウ 軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が0.8mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部で、次の(ア)又は(イ)に該当するもの

(ア) 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの

(イ) 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの、かつ、屋内から手動

で開放できるもの

※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。なお、消防活動上、容易に開放できる構造とするため、軽量シャッターは水圧解錠装置付きのものが望ましい。

(ウ) 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

エ 防火設備（シャッター）の開口部

(ア) 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(1) 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの（シャッター等の水圧解放装置に関する取扱いについて(昭和52年12月19日消防予第251号)に適合しているものに限る。）

オ 二重窓等

(ア) はめ殺しの窓等で、ア (ア)又は(イ) に掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス入り窓等

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

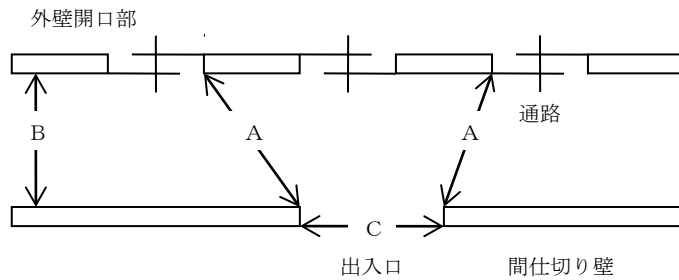
カ 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相對する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）

キ 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等の出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの

(1) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1m以上、高さは1.8m以上として、下端は床面から15cm以下であること。

(3) 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10m以下であること。

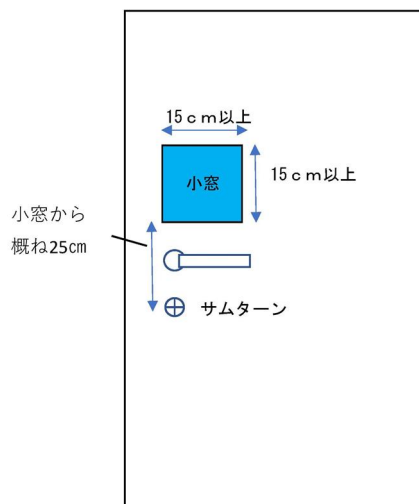


- ・ Aは、おおむね10m以下
- ・ Bは、おおむね1m以上
- ・ Cは、幅員がおおむね1m以上で、かつ、高さが1.5m以上

ク 開口部の周辺に広告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

ケ 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障ない場合に限る。）

コ ガラス小窓付き鉄扉等（ガラスの種類については前イに該当するものに限る。）で、ガラス小窓を破壊しサムターン錠を解錠できるもので、ガラス小窓の大きさが縦15cm以上、幅15cm以上であり、かつ、ガラス小窓からサムターン錠の距離が概ね25cm以内であるもの。



(2) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第6-2表により判断するものであること。

4 窓用フィルムを貼付したガラス等に係る取扱いについて

窓用フィルム（ガラス飛散防止、視線制御等）を貼付する等の加工をした場合の開口部にあつては、前3、(1)、ウ、(ア)によるところであるが、別記1「窓ガラス破壊試験方法」に基づく試験の結果等を勘案して検討した結果、前、(1)、ア及びイにより規則第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができるガラスのうち、次に示すとおり窓用フィルムの貼付等の加工をしたものにあつては、規則5条の3第2項第3号に規定する有効な開口部として取り扱うことができるものとする。

(1) 窓用フィルム

窓用フィルムを貼付する場合、以下のすべてに適合していること。

ア 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製であること。

イ 基材厚みが100 μ m以下のものであること。

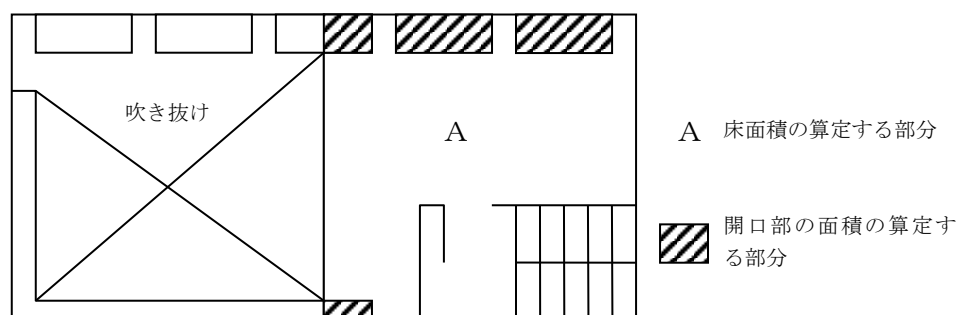
5 その他

(1) 営業中は、規則第5条の3で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

(2) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



(3) 開口部の下に庇がある場合の取扱いは、次によるものとする。

ア 規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」は、当該庇の先端から確保すること。

イ 当該庇の強度は、一般的な住宅の居室の床に求められる1800N/m²程度を確保すること。

(4) 壁等を有しないピロティや荷捌き場など外部と一体となった部分の開口部は、無窓階判定の有効開口部には含めず、屋内部分のみで無窓階判定を行うこと。

第6-1表

ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラスの種類	開口部の条件		無窓階の判定 (規則第5条の3)	
			足場有り	足場無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
網入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
線入板ガラス	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	×
		F I X	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、6.8mm以下のものに限る。)で評価し、全体の判断を行う。			

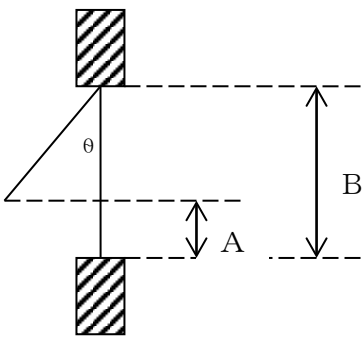
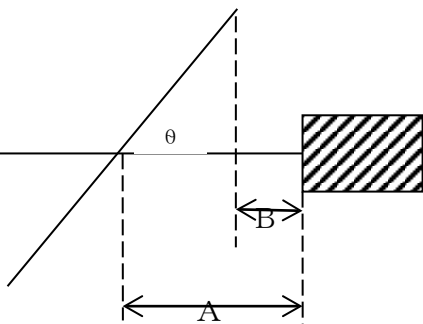
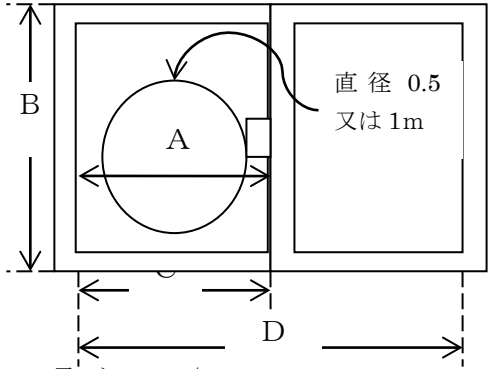
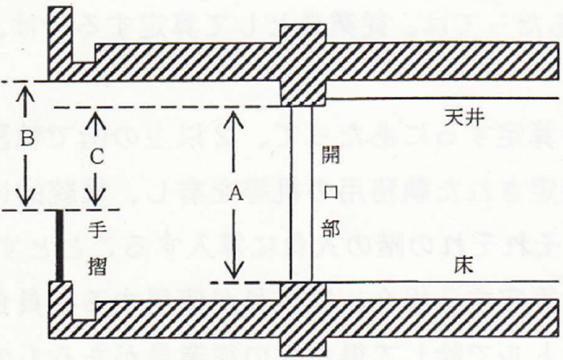
備考

- 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー(建基令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
- 金属膜処理を行ったガラス(通称Low-Eガラス、ガラス表面に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施したもの)及び飛散防止フィルム等(ポリエチレンテレフタレート製のフィルムを基材とし、基材厚さ100μm以下のものに限る)を貼付したガラスについては、基盤ガラスによって判断を行う。

凡例

- ・・・規則第5条の3第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分
(引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。)を規則第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×・・・規則第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第6-2表

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>(注) 1 A及びC = 1/2 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>B×Cとする。 なお、各々のガラス窓がそれぞれ直径0.5m又は1mの円の内接できる場合は、B×Dとする。</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で、手摺の高さは、1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員は概ね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合は、Cを開口寸法とする。</p>

第5 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3の算定方法により算定することとし、一般住宅の用に供される部分については、収容人員に算入しない。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、令第24条の適用については、棟単位又は階単位、令第25条の適用については、階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途に機能的に従属していると認められる部分については、主たる用途と同一の用途区分として規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で、主たる用途部分以外の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下で、かつ、300平方メートル未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（主たる用途の従属防火対象物）については、主たる用途と同一の用途区分として規則第1条の3の算定方法により算定する。
- (5) 防火対象物の屋上をビアガーデン等客の利用に供する場合は、防火対象物の区分に応じてビアガーデン等部分の床面積と従業者数で収容人員を算定する。ただし、屋上の利用者が下階と重複する場合は、棟全体の収容人員の算定対象からは除くものとする。なお、屋上は階には該当しないため、令第25条の適用についての収容人員の算定対象にはならない。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業員として算定する者は、次のとおりとする。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者（パートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業員として扱わないこととする。
 - イ 交替制の勤務体制を取っている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。従つて、勤務時間帯の異なる従業員が重複して在所する交替時の数とはしない。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業員の数に算入する。
- (2) 令第24、25条の適用にあたっては、従業員として算定する者は、次のとおりとする。

ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入することとする。

イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業員が使用する社員食堂等は、当該部分を3平方メートルで除して得た数の従業員があるものとして算定する。ただし、その数が従業員の数よりも大きい場合は、この限りでない。

(3) 収容人員を算定する場合の床面積の取り扱いは、次のとおりとする。

ア 単位面積当りで除した場合、小数点以下は切り捨てることとする。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないこととする。

ウ 「〇〇室」と規則で規定されているものは壁芯で、「〇〇の用に供する部分」「その他の部分」と規則で規定されているものは内法で測定することとする。

(4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

ア ソファ等はいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所に於いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

3 用途別収容人員算定要領

(1) 令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 客席の部分ごとの人数

a 固定式のいす席を使用する者の人数

b 立ち見席を使用する者の人数

c 前a. b以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2.(1)による。

(イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用途	客席の部分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するために、いす席等が設置されている部分。

演劇場等	落語、漫才等の演芸を鑑賞するために、すわり席、いす席等が設置されている部分。
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するために、いす席、すわり席等が設けられている部分。
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するために、いす席、すわり席等が設けられている部分。

a 固定式はいす席を使用する者の数

固定式はいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

b 立見席を使用する者の数

立見席を設けた部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とする。

c 前a及びb以外の客席を使用する者の人数

前a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

ウ 収容人員算定要領

前イ、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 講堂の収容人員計算例

(ケース1)

講堂内の移動いす設置場所の面積が100㎡の場合は、

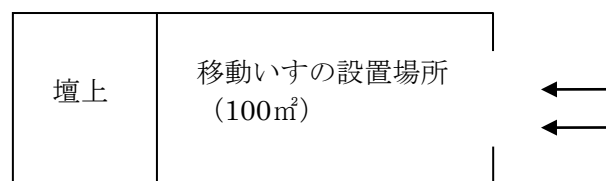
$$\underline{100\text{㎡} \div 0.5\text{㎡} = 200\text{人}}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。

これに従業員数 α を加算して、

$$\underline{200 + \alpha}$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ケース2)

講堂内に固定いす席60席と立見席の面積が10.1㎡の場合は、

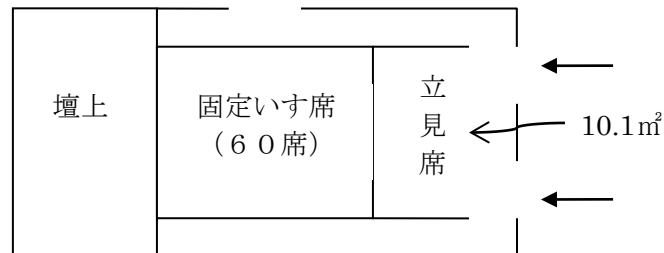
$$\underline{60\text{人} + (10.1\text{㎡} \div 0.2\text{㎡}) = 110\text{人}}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は110人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$\frac{110 + \alpha}{}$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(イ) 集会場の収容人員計算例

集会場の移動いす又はすわり席設置場所（集会室等）の面積が1室50m²の場合は、

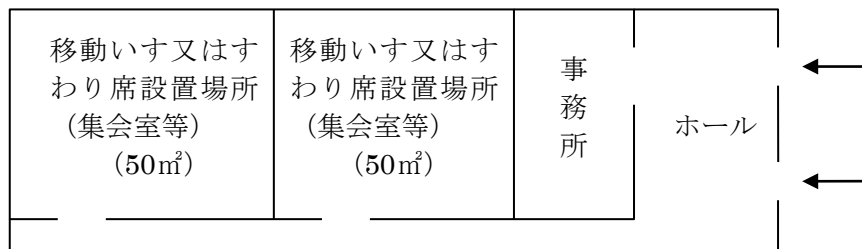
$$\frac{50\text{m}^2 \div 0.5\text{m}^2 \times 2\text{室}}{}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は200人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$\frac{200 + \alpha}{}$$

の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



(ウ) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例

映画館等で固定いす席200席と立見席の面積が20.1m²の場合は、

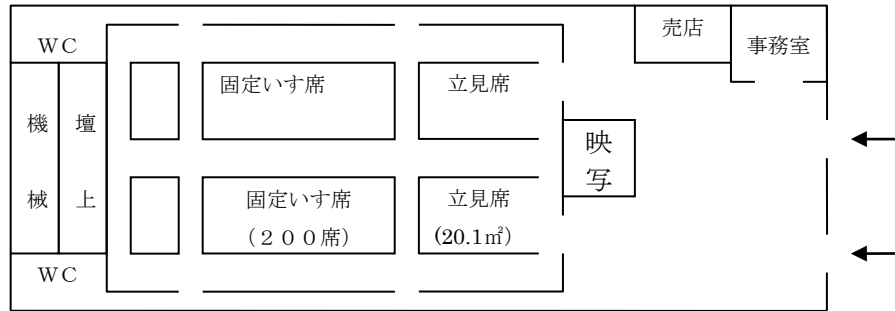
$$\frac{200\text{人} + (20.1\text{m}^2 \div 0.2\text{m}^2)}{}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は300人となる。

これに、従業員数 α を加算して、

$$\frac{300 + \alpha}{}$$

の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。



(2) 令別表第1.(2)、(3)項(キャバレー、遊技場、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

前(ア)以外の令別表第1.(2)、(3)項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

a 従業員数

b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

a 従業員数

b 客席の部分ごとの人数

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

(b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

a 従業員

2.(1)による。

b 遊技のための機械を使用して、遊技を行うことができる者の人数。

ただし、その他の者は次のcによる。

施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。

- (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
- (b) ボーリングは、レーンに付属する椅子の数とする。
- (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数一般的には対応している。）とする。
- (d) カラオケ機械では、機器に接続できるマイクの数とする。
- (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分0.5メートルにつき1名とする。
- (f) 前(a)～(e)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数とする。
- (g) 前(a)～(f)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。

- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。

この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数とする。

- (a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- (b) カラオケルームの受付周辺等の休憩、待合場所及び各ルーム内
- (c) 前(a)、(b)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。

この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

- (イ) その他のもの
 - a 従業員
 - 2. (1)による。
 - b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち、固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。

この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数とする。掘りごたつも同様に取り扱う。

(b) その他の部分を使用する者の人数

その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールのホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

エ 収容人員算定要領

(ア) 遊技場

前イ.(ア)、aからcで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(イ) その他のもの

前イ.(イ)、a及びbで求めた人数とを合算して得た数を収容人員とする。

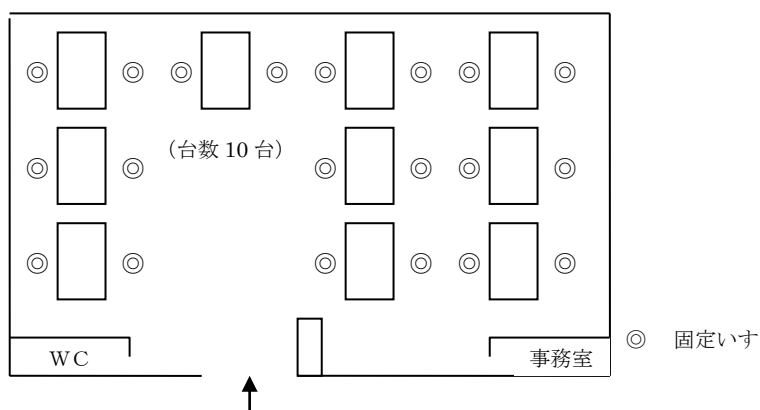
オ 事例紹介

(ア) 囲碁、将棋場の収容人員計算例

囲碁、将棋の台数が10台で、従業員が常時2人の場合は、

$$10台 \times 2人 + 2人 = 22人$$

の計算式となり、囲碁、将棋場の収容人員は22人となる。

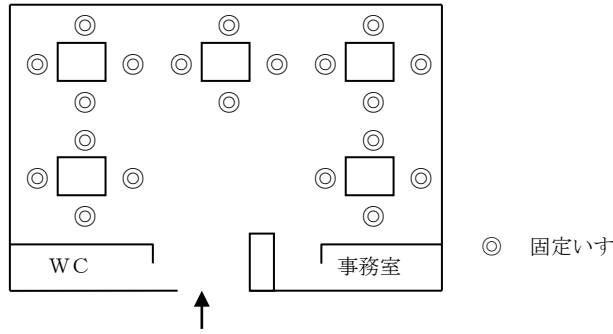


(ウ) マージャン場の収容人員計算例

マージャン卓数が5卓で、従業員が常時2人の場合は、

$$5\text{卓} \times 4\text{人} + 2\text{人} = 22\text{人}$$

の計算式となり、マージャン場の収容人員は22人となる。

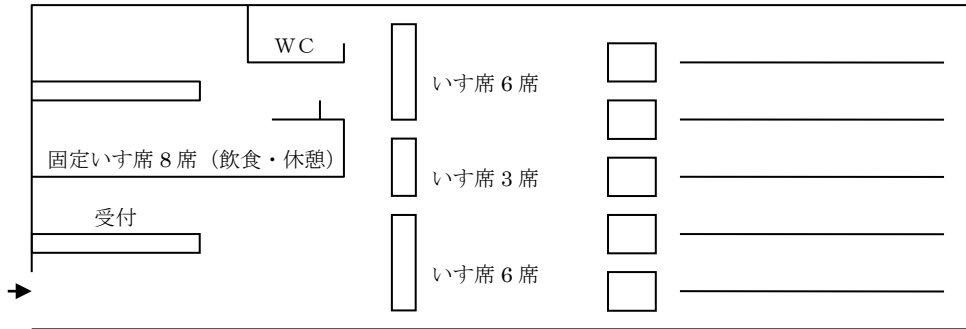


(エ) ボーリング場の収容人員計算例

レーン数が5で、1レーンに付属する椅子が3席で、飲食・休憩の用に供する固定いす席8席、従業員が常時3人の場合は、

$$5\text{レーン} \times 3\text{席} + 8\text{席} + 3\text{人} = 26\text{人}$$

の計算式となり、ボーリング場の収容人員は26人となる。

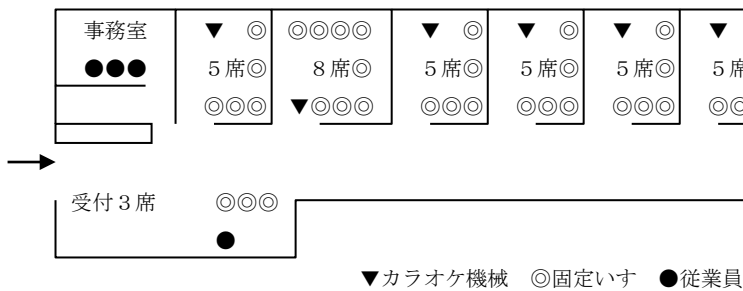


(オ) カラオケルーム収容人員計算例

カラオケ機械の台数が6台で、カラオケ機械に接続されるマイクの数2個、飲食・休憩の用に供する固定いす席36席、従業員が常時4人の場合は、

$$(6\text{台} \times 2\text{個}) + 36\text{席} + 4\text{人} = 52\text{人}$$

の計算式となり、カラオケルームの収容人員は52人となる。

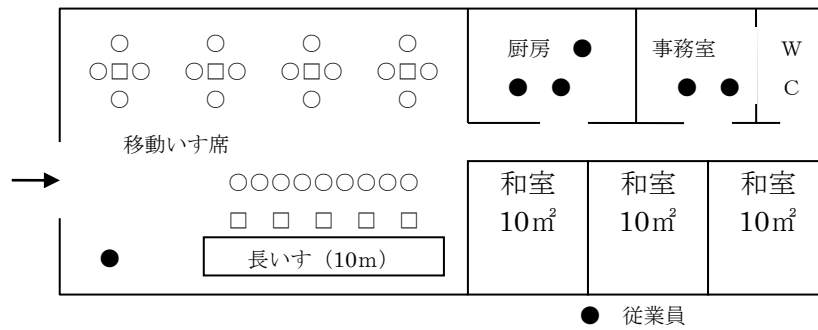


(カ) 居酒屋等の収容人員計算例

長いす席10m、和室が30㎡、移動いす席設置場所60㎡、従業員が常時6人の場合は、

$$(10\text{m} \div 0.5\text{m}) + (30\text{m}^2 + 60\text{m}^2) \div 3\text{m}^2 + 6\text{人} = 56\text{人}$$

の計算式となり、居酒屋等の収容人員は56人となる。

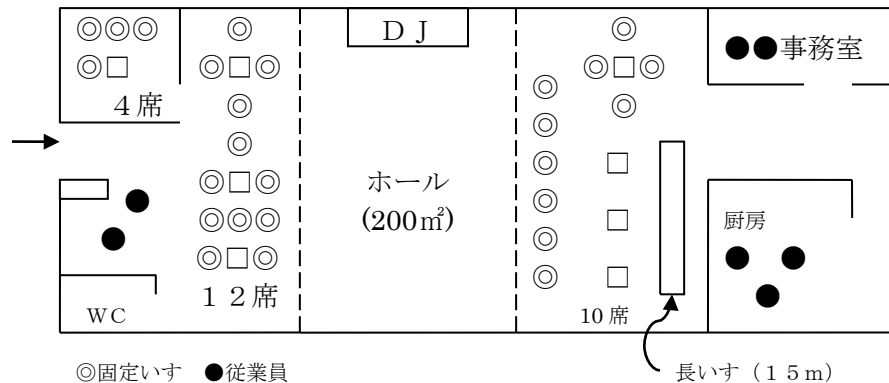


(ク) ディスコ等の収容人員計算例

固定式のいす席26席と長いす15m、ホールの面積が200m²、従業員が常時7人の場合は、

$$26\text{席} + (15\text{m} \div 0.5\text{m}) + (200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + 7\text{人} = 129\text{人}$$

の計算式となり、ディスコ等の収容人員は129人となる。



(3) 令別表第1.(4) (百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2.(1)による。

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

- ・ 事務室、会議室
- ・ 社員食堂等の厚生施設

- ・ 商品倉庫、商品荷捌場
 - ・ 空調機械室、電気室等の設備室
 - ・ 駐車場
 - ・ 連続して店舗がある場合のコンコースと、その延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
 - ・ その他の従業員だけが使用する部分
- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- 飲食又は休憩の用に供する次の部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とし、固定いすの数は含めない。
- ・ レストラン、喫茶、その他の飲食店
 - ・ 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
 - ・ その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- b その他の部分の人数
- 前 a 以外の部分の床面積を 4 m^2 で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- （注） 売場内のショーケース等を置いてある部分は、従業員以外の者が使用する部分として取り扱う。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

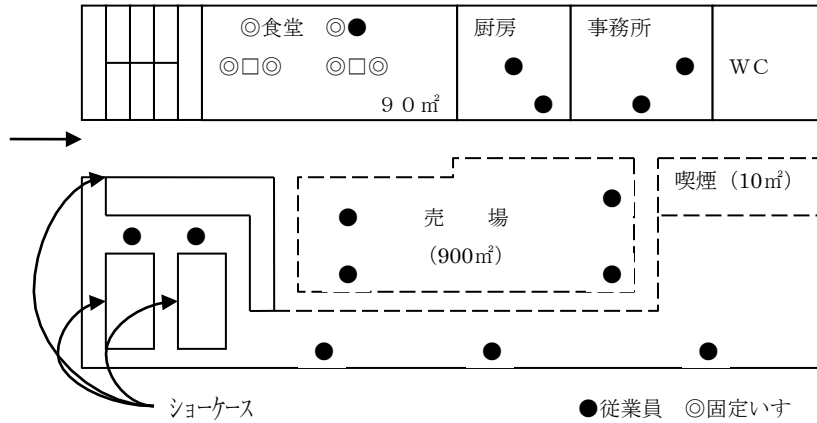
エ 事例紹介

(ア) 百貨店・スーパーマーケット等の収容人員計算例

飲食は、休憩の用に供する部分の面積が 100 m^2 、その他の部分の面積が 900 m^2 、従業員が常時14人の場合は、

$$\frac{(100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (900 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) + 14 \text{ 人}}{=} = 272 \text{ 人}$$

の計算式となり、百貨店・スーパーマーケット等の収容人員は、272人となる。

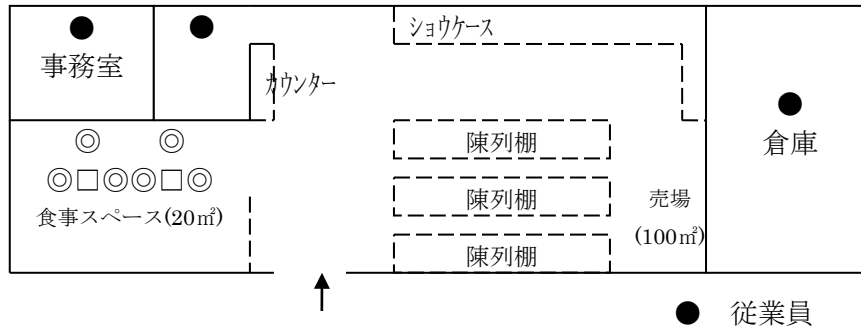


(イ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が20m²、その他の部分の面積が100m²、従業員が常時3人の場合は、

$$(20\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (100\text{m}^2 \div 4\text{m}^2) + 3\text{人} = 34\text{人}$$

の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、34人となる。

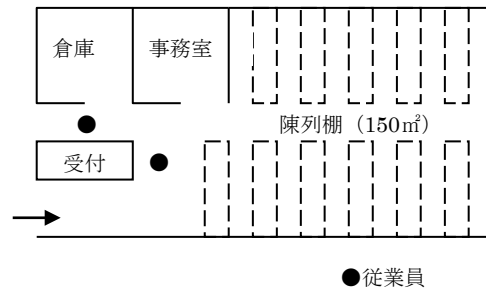


(ウ) 物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例

物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が150平方メートル、従業員が常時2人の場合は

$$2\text{人} + (150\text{m}^2 \div 4\text{m}^2) = 39\text{人}$$

の計算式となり、物品販売をともなう貸レコード・ビデオ店の収容人員は、39人となる。



(4) 令別表第1.(5)項イ(旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 宿泊室を使用する人数

- a 洋室の人数
- b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

- a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数
- b 前 a 以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、次の条件で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(a) 簡易宿所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館（宿泊室の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3㎡程度になるもの。）は3㎡とする。

(b) 前(a)以外は6㎡とする。なお、住宅宿泊事業法に基づく民泊は原則こちらで取扱うものとする。

c 前 a, b の人数の算定の取扱いにあっては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階（棚状）式のもの、棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用す

る次の部分をいう。

- ・ 宴会場等
- ・ レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所
- ・ 椅子席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
- ・ 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。この場合、長いす席は、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

b 前 a 以外のその他の部分を使用する者の人数

前 a 以外の部分については、当該部分の床面積を 3 m²で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

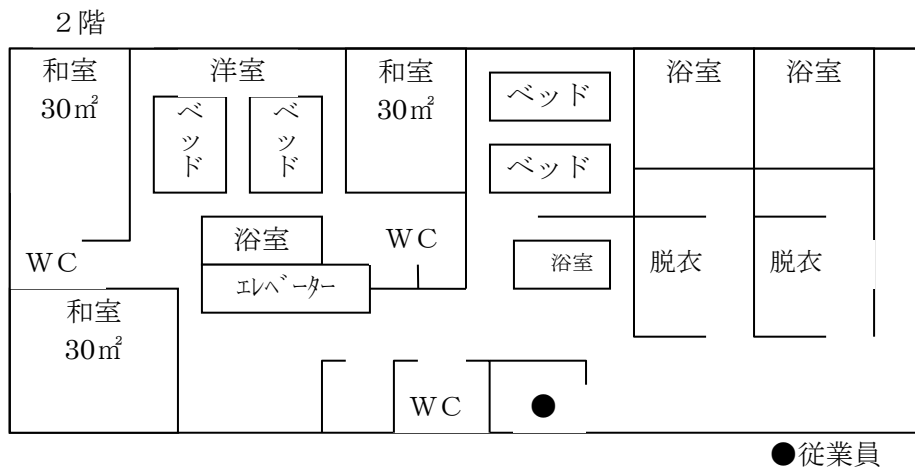
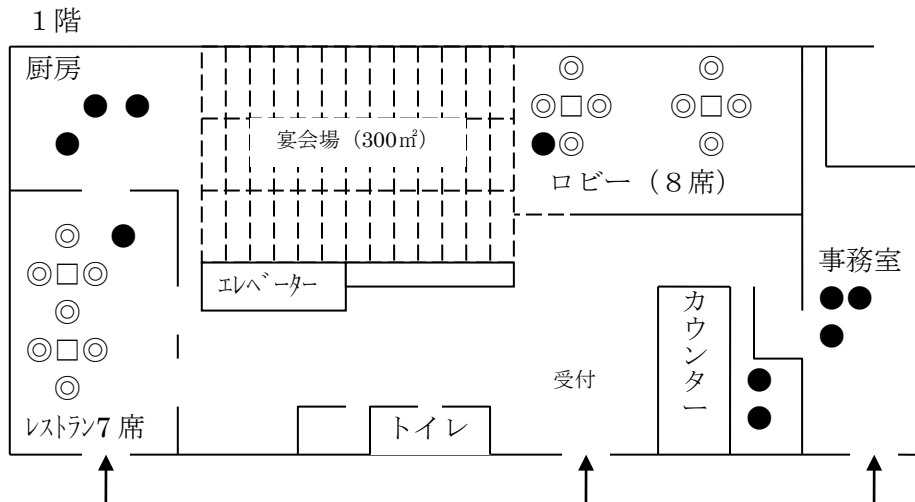
主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員計算例

主として団体客が宿泊するホテル・旅館で、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 14人
- ・ 宿泊室
 - 洋室 シングルベッド 4台
 - 和室 70m²
- ・ 集会、飲食又は休憩の用に供する部分
 - 固定式いす席 15席
 - その他の部分 300m²

$$\underline{14人 + 4台 + (70\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + 15席 + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2)} = 156人$$

の計算式となり、主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員は、156人となる。



(5) 令別表第1(5)項ロ(寄宿舍、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数とし、住み込みの管理人もこれに含むものとする。

イ 算定する場合の取り扱い

寄宿舍、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行なうこととする。

実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

(ア) 算定要素

- a 住戸のタイプ別の数
- b 住戸のタイプ別の算定居住者数

(イ) 算定要素の定義

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数とし、タイプ別の居住者数については、次による。

住戸のタイプ	1K、1DK、1LDK	2K以上
算定居住者数	1人	3人

(ウ) 収容人員算定要領

前2.(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に前(2)の住戸のタイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。

(エ) 事例紹介

1Kが5戸、1DKが5戸、1LDKが5戸、2DKが5戸、2LDKが5戸の共同住宅の場合は、

$$15戸 \times 1人 + 10戸 \times 3人 = 45人$$

の計算式となり、共同住宅の収容人員は、45人となる。

(6) 令別表第1(6)項イ(病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 病室内にある病床の数

病室とは、患者を収容する部屋をいい、診察室、治療室、手術室及び検査室は含まれない。

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2.(1)による。(例：医師、歯科医師、助産婦、薬剤師、看護婦は、従業員として取り扱う。)

(イ) 病室内にある病床の数

a 洋室タイプ

ベッドの数とする。

b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を3㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とし、いすの数は含めな

い。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。
 - (a) 両側に居室が有る場合は、廊下幅員から1.6mを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
 - (b) その他の場合は、廊下幅員から1.2mを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
- c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領

前ア、(ア)から(ウ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

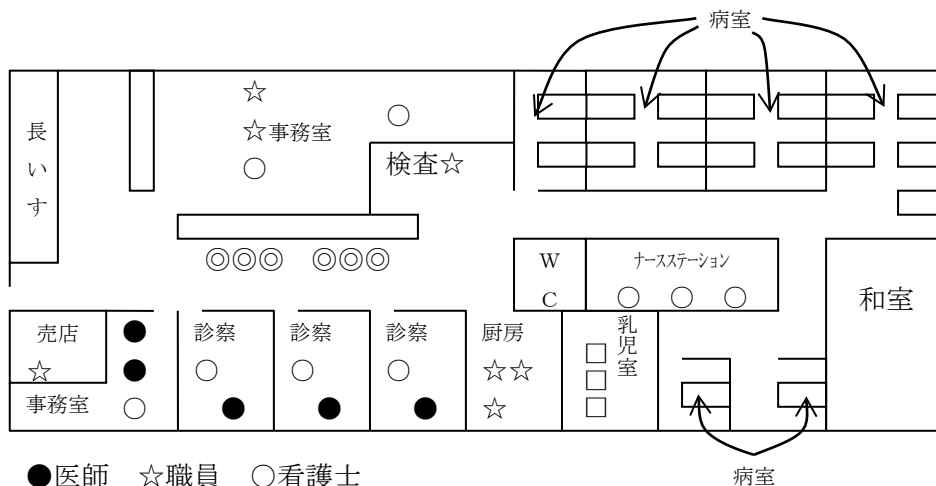
病院の収容人員計算例

次の条件の病院は、

- ・ 従業員 医師 5 人、看護婦 9 人、その他 6 人で合計 20 人
- ・ 病室
 - 洋室タイプのベッド 17 台
 - 和室タイプの床面積 20m²
 - 乳幼児用ベッド及び保育器 3 台
- ・ 待合室の床面積 40m²

$$20人 + 17台 + (20m^2 \div 3m^2) + 3台 + (40m^2 \div 3m^2) = 59人$$

の計算式となり、病院の収容人員は、59人となる。



(7) 令別表第1(6)項ロ、ハ(老人福祉施設、児童福祉施設等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1) による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりが有る場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 令別表第1(6)項ニ(幼稚園、養護学校等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

許可等を受けている児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 令別表第1(7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

学校教育法で定められた学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(10) 令別表第1(8)項(図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とし、いずれの数も含まない。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 図書館の収容人員計算例

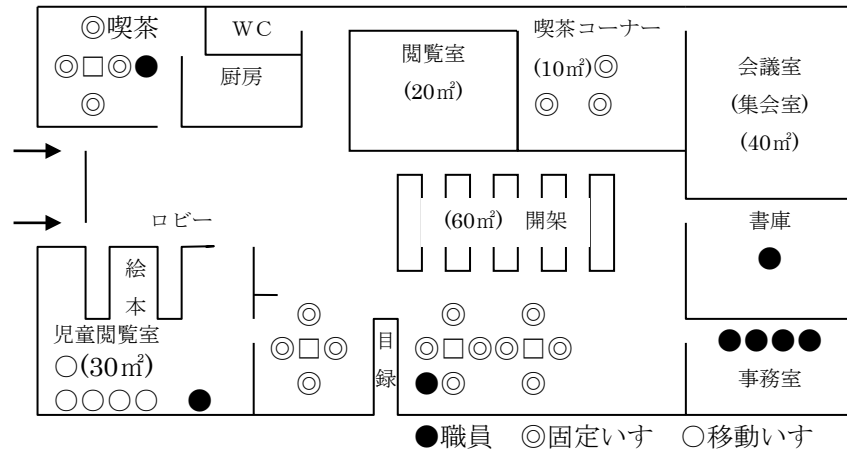
図書館で、次の条件の場合は、

a 従業員 8人

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積の合計
180㎡

$$8人 + (20㎡ + 30㎡ + 20㎡ + 60㎡ + 10㎡ + 40㎡) \div 3㎡ = 68人$$

の計算式となり、図書館の収容人員は、68人となる。



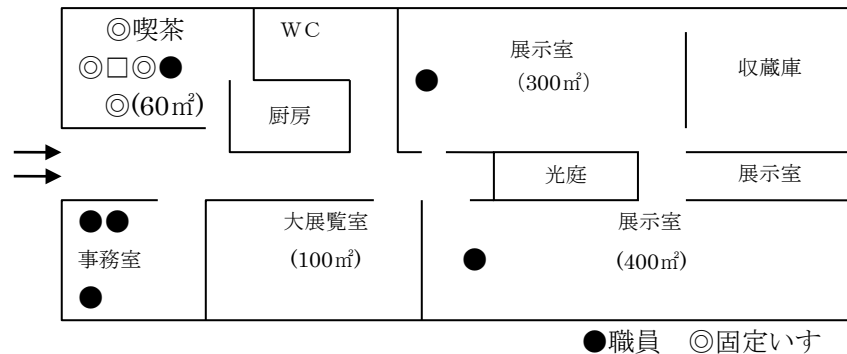
(エ) 美術館の収容人員計算例

美術館で、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 6人
- ・ 閲覧室、展示室、展覧室、会議室、又は休憩室床面積860㎡

$$6人 + (60㎡ + 300㎡ + 400㎡ + 100㎡) \div 3㎡ = 292人$$

の計算式となり、美術館の収容人員は、292人となる。



(11) 令別表第1(9)項(公衆浴場、蒸気浴場等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用す

る者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とし、いすの数は含めない。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

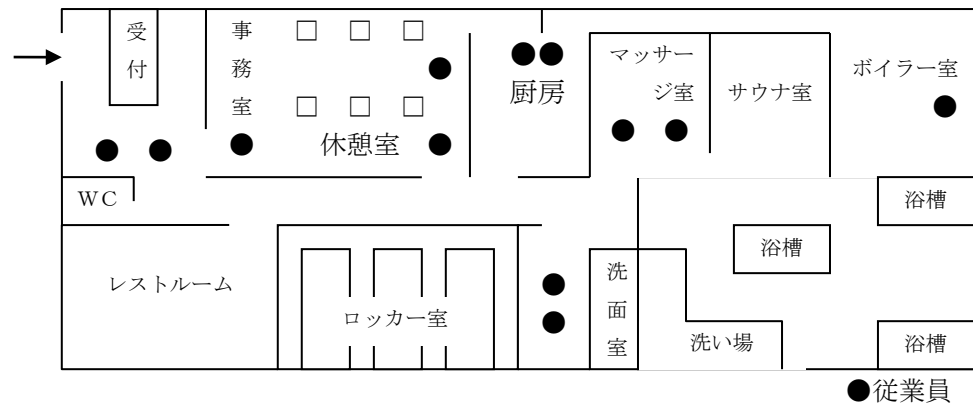
その他浴場(ソープランド)の収容人員計算例

その他浴場(ソープランド)で、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 12人
- ・ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 100 m^2

$$12人 + (100\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) = 45人$$

の計算式となり、その他浴場の収容人員は、45人となる。



(12) 令別表第(11)項(神社、教会等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2. (1)による。(例 神職、僧侶、牧師及び従業員等)

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を、3 m²で除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とし、いすの数は含まない。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を3 m²で除して得た数とする。
- b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

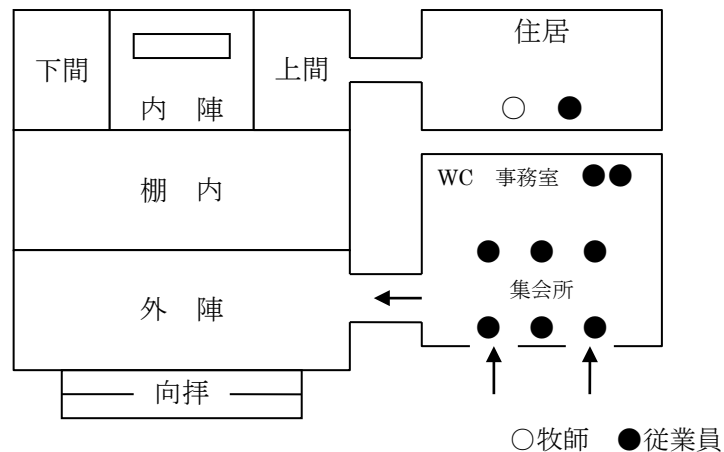
(ア) 寺院の収容人員計算例

寺院で、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 10人
- ・ 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計200 m²

$$10人 + (200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 76人$$

の計算式となり、寺院の収容人員は、76人となる。



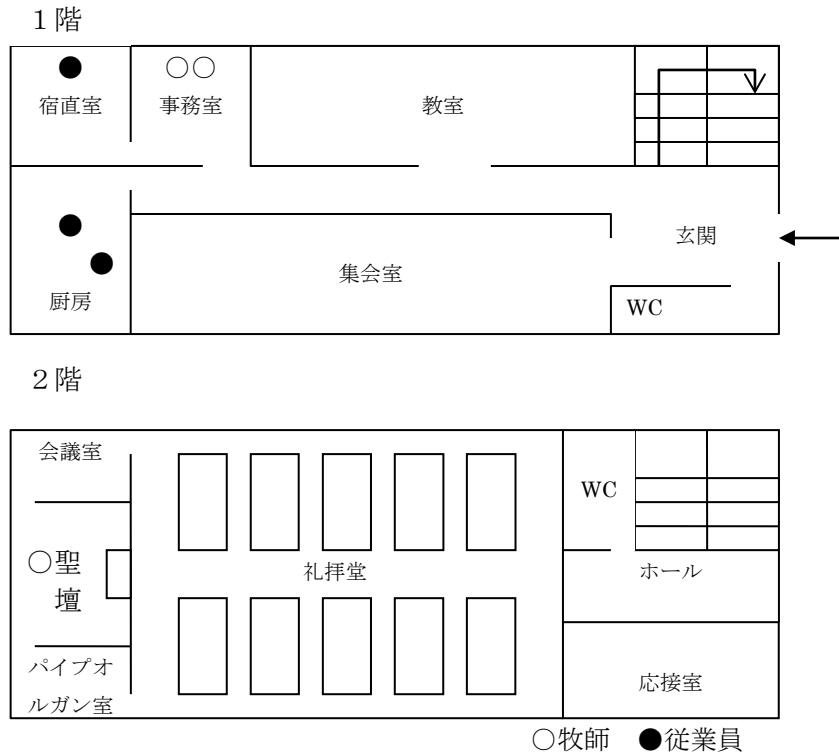
(イ) 教会の収容人員計算例

教会で、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 6人
- ・ 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計300 m²

$$6人 + (300\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) = 106人$$

の計算式となり、教会の収容人員は、106人となる。



(13) 令別表第1(10)項、(12)～(14)項(停車場、工場、駐車場、倉庫等)

ア 算定要素

従業員数

イ 算定要素の定義

従業員数

2.(1)によるが、車両の停車場の従業員には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者(例 食堂・売店の従業員、赤帽等)を含める。

ウ 収容人員算定要領

前アで求めた人数を収容人員とする。

(14) 令別表第1(15)項(事務所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2.(1)による。

(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数。

主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とし、いすの数は含めない。

この場合に、主として従業員以外の者も使用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩の用に使用するもの）、待合部分は床面積に含む。また、屋内のプール、コート、打席が有る場合には、当該部分も床面積に含む。ただし、ロッカー等により収容人員が限定される場合は、これによることができる。

なお、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。

b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。

c 裁判所の次の部分は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷

d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。

ウ 収容人員算定要領

前ア. (ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

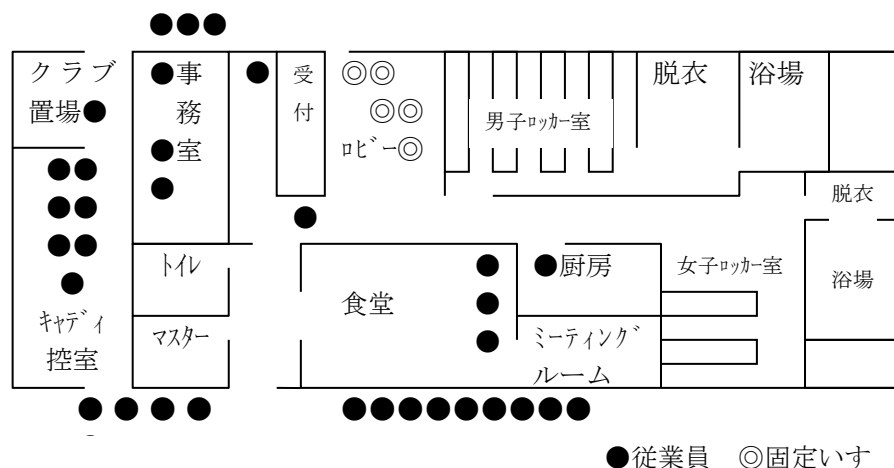
(ア) クラブハウスの収容人員計算令

クラブハウスで、次の条件の場合は、

- ・ 従業員 34人
- ・ 主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積の合計 300㎡

$$34人 + (300\text{㎡} \div 3\text{㎡}) = 134人$$

の計算となり、クラブハウスの収容人員は、134人となる。



(15) 令別表第1(16)項(複合用途防火対象物)

ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を、前(1)～(14)より用途ごとに人数を算出し合算したものを収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(例店構前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 令別表第1(17)項(重要文化財等)

ア 収容人員算定要領

床面積を5㎡で除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)し、いすの数は含めない。

イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積が、500㎡の場合、

$$\underline{(500\text{m}^2 \div 5\text{m}^2)} = 100 \text{ 人}$$

の計算式となり、文化財として指定を受けている防火対象物の収容人員は、100人となる。

第6 令第8条に規定する区画等の取扱い

令第8条に規定する区画等の取扱いについては、次によるものとする。

1 令8区画の構造

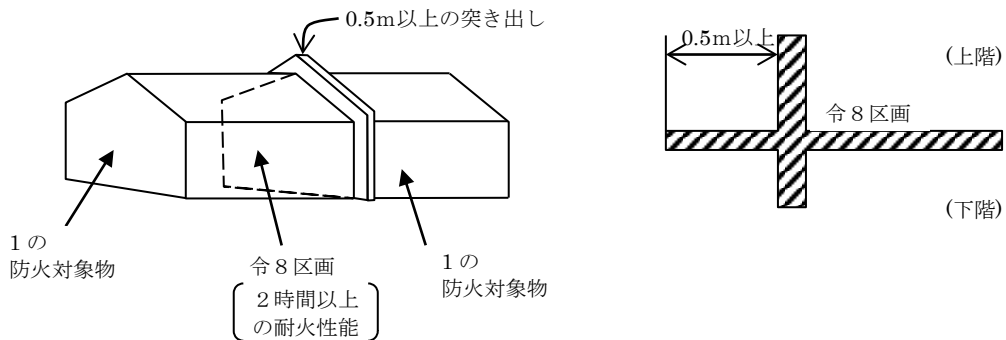
令第8条の区画（以下「令8区画」という。）の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、構造は次によるものとする。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ、容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に、2時間以上耐える性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上にわたり耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が、次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

ア 開口部が設けられていないこと。

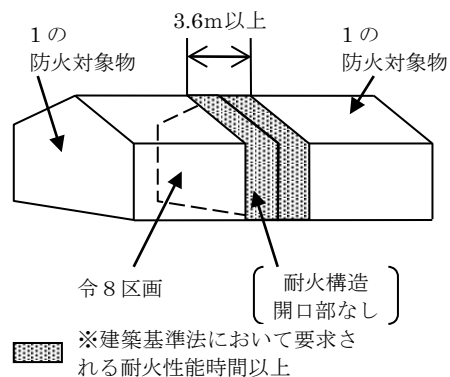
イ 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。

(1) 0.5m以上の突き出しを設ける場合

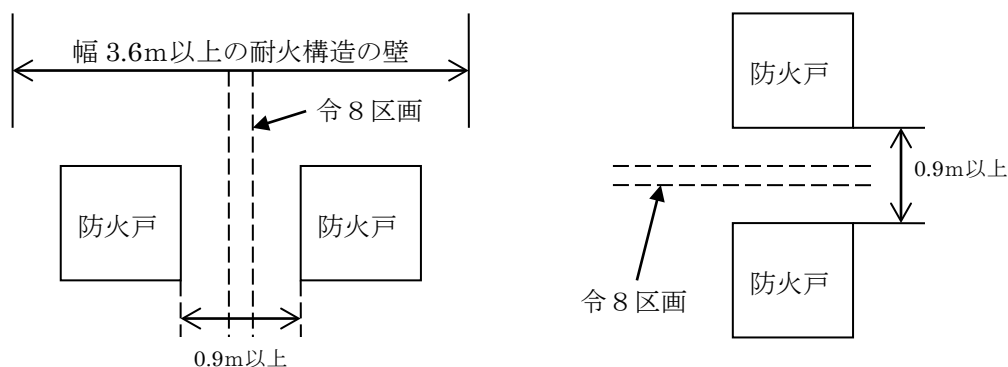


(2) 0.5m以上の突き出しを設けなくてよい場合

- (イ) 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造、かつ、これらの部分に開口部がない場合



- (ロ) 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造でこれらの部分に開口部がある場合
- a 防火戸を入れる
 - b 令8区画を介して接するもの90cm以上離す



2 令8区画を貫通する配管及び貫通部

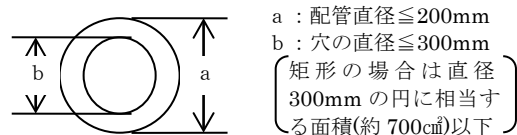
令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、次の事項及び表に適合するもの、又は安全センターにおいて性能評定を受けたものとする。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。
- (2) 1の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために、令8区画に設ける穴が直径300ミリメートル以下となる工法であること。

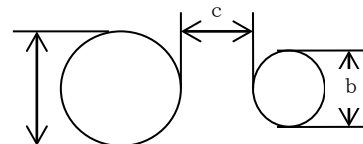
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300ミリメートルの円に相当する面積以下であること。

- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200ミリメートル以下の場合にあつては、200ミリメートル）以上であること。

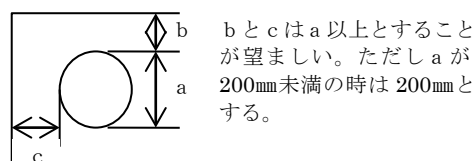
令8区画に設ける穴と配管



穴相互の離隔距



令8区画の端部の穴と離隔距



- a : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$
 b : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$
 c : 穴の相互の離隔距離
- $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$
 - $c \geq 200\text{mm}$

- (5) 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に、2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

3 令8区画を貫通する鋼管等の施工方法

(1) 鋼管等の使用範囲

給配水管等として用いられる鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）を使用する範囲は、令8区画を貫通している部分及びその両側1メートル以上の範囲は、次の(2)に掲げるものとする。

(2) 鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等の種類は、次のものとする。

ア 鋼管

次のいずれかに適合するもの、又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

- (ア) JIS G 3442(水道用亜鉛メッキ鋼管)
- (イ) JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)
- (ウ) JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (エ) JIS G 3448(一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- (オ) JIS G 3459(配管用ステンレス鋼鋼管)

イ 鋳鉄管

JIS G 5525(排水用鋳鉄管)又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

ウ その他鋼管又は鋳鉄管と同様の取扱いができる配管

- (ア) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）032(排水用タールエポキシ塗装鋼管)
- (イ) 次の配管のうち、その内部が常に充水されているもの。
 - a 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
 - b JWWA K 132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
 - c JWWA K 140(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
 - d WSP 011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)

e WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

f WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(3) 鋼管等の用途等

鋼管等の用途及び径、令8区画に設ける穴の大きさ及び穴相互の離隔距離並びに鋼管等及び貫通部の耐火性能は、前記2.(1)から(5)に適合するものであること。

(4) 貫通部の処理

鋼管等が令8区画を貫通する部分の処理は、次により行うこと。

ア セメントモルタルによる方法

(ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。

(イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて板押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんする。

(ウ) セメントモルタル硬化後は、板押さえに用いた板等を取り除く。

イ ロックウールによる方法

(ア) JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。)を利用した、乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する。

(イ) ロックウール充填後、25ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板又は0.5ミリメートル以上の鋼板を床又は壁と50ミリメートル以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

(5) 可燃物の接触防止措置

鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲に可燃物が存する場合には、アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。ただし、給排水管については、内部が常に充満されているか、又は構造上必要最小限のものであり、給配水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)で可燃物が直接接触しない場合は、この限りではない。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25ミリメートル

以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

下表に定める方法により、被覆すること。

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

下表に定める方法により、被覆すること。

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(6) 鋼管等の保温

鋼管等は、原則として、保温材で被覆していないものを用いること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

ア 前(5)．アに掲げる材料を保温材として用いる場合

この場合、鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲に可燃物が存するときに、(5)に定める被覆を施す場合には、保温材を被覆材の一部とみなすことができる。

イ 給排水管に、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いる場合。

(7) 鋼管等の接続

鋼管等を一の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 鋼管等は、令8区画等を貫通している部分において接続しないこと。

イ 鋼管等を接続する場合にあっては、同一の種類のものとする。

ウ 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する

方法により接続すること。

なお、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(ア) メカニカル接続

- a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ）を挿入管の差し口にはめ込む。
- b 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれないように挿入する。
- d 押し輪又はフランジで押さえる。
- e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させる。

(イ) 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管に限る）

- a 受け口管の受け口の内面にシール材を塗布する。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込む。
ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- c ゴムリングの内面にシール材を塗布する。
- d 挿入管の差し口にシール材を塗布する。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込む。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管の差し口にはめ込む。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。
- d 袋ナットを受け口にねじ込む。

(エ) ねじ込み式接続

- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切る。
- b 接合剤をネジ部に塗布する。
- c 継手を挿入管にねじ込む。

(オ) フランジ接続

- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。

- b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認する。
- c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつける。

(8) 支持

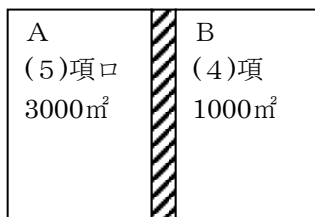
鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

4 令8条の規定と消防用設備等の設置基準

- (1) 令8区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置するものとする。
- (2) 令8区画された部分ごとに、その床面積に応じて消防用設備等を設置するものとする。

(例)

(16)項イ 4000㎡

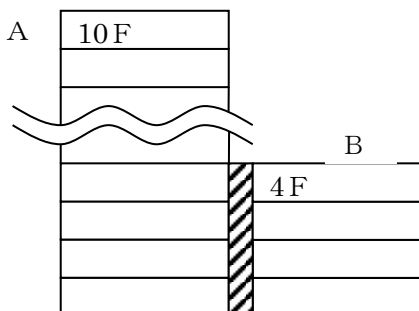


- A→ 延べ面積 3000㎡の(5)項口の防火対象物として、消防用設備等を設置する。
- B→ 延べ面積 1000㎡の(4)項の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

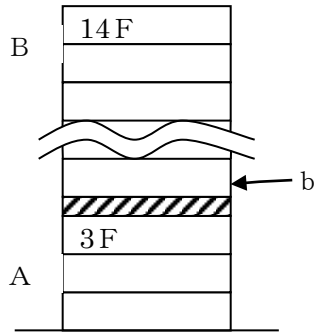
開口部のない耐火構造の壁(以下同じ。)

- (3) 令8区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて消防用設備等を設置するものとする。ただし、床で上・下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

(例)



- A→ 階数 10 の防火対象物として、消防用設備等を設置する。
- B→ 階数 4 の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

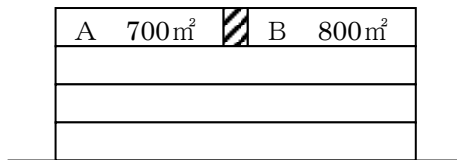


- A→ 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
 B→ 階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

5 令8区画されている階における階単位の規制

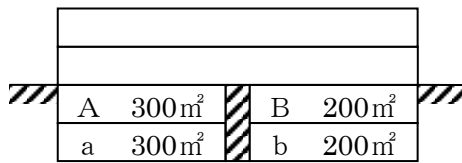
令8区画されている階に、階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うものとする。

(例)



(4)項

4階部分の面積は1000m²以上であるが、A又はBは、4階で1000m²未満に令8区画されているので、4階には令第12条第1項第11号ロを適用しない



地階部分の床面積は700m²以上であるが、A+aとB+bは、地階において700m²未満に令8区画されているので、令28条の2第1項を適用しない。

6 令8区画における地下ピットの取扱い

下図の防火対象物において、飲食店と物品販売店を令8区画で区画するとき、地下ピットに電気配線を通す場合は、地下ピットについても耐火構造の壁で区画すること。ただし、給排水管だけの場合は、地中と同様に取扱い、耐火構造の壁は不要とする。



第2節 項目別の取扱い基準

第1 削除

第2 消防法上の内装制限

1 室内に面する部分の取扱い

- (1) 内装制限における、「壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）」とは、居室（建基法第2条第4号に規定する居室であり、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。）内に面する壁及び天井だけでなく、廊下、階段等を含めた壁及び天井の室内に面する部分をいい、壁の内装制限は壁全体に及ぶものとする。

ただし、下記の部分については内装制限の適用を受ける対象としない。

ア 押入、物入（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）

イ 便所、浴室

ウ 外気に開放されたバルコニー

- (2) 室内に面する部分から除かれる「その他これらに類する部分」とは次のものをいう。

ア 壁に設けられる画棧

イ 鴨居

ウ 化粧材(局所的な使用にとどまるもの)

エ 窓、出入口の建具枠

オ 壁に固定された簡易な掲示板

なお、室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが高い場合（高さがおおむね2メートル以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が別空間となるよう設けられた間仕切りは、内装制限の適用を受ける壁として取り扱うものであること。

- (3) 「回り縁、窓台、その他これらに類する部分」以外の可燃材料の部分が、壁又は天井面に占める表面積の10パーセントを超える面は、面全体が内装制限の適用を受けるものとする。

なお、10パーセントを超える場合の算定方法については、壁面又は天井面毎の算定ではなく、部屋の壁面及び天井面の合計で算定すればよいものとする。

- (4) 家具は原則として内装制限の適用を受ける対象にはならない。

ただし、容易に取り外しできないよう木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取り付けた場合は、内装制限の適用を受けるものとする。

2 内装仕上げの取扱い

- (1) 内装制限については、原則仕上げのみとし、下地までは問わないものとする。

ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地材から対象となる。

- (2) 内装の仕上げ材料は次のものとする。

ア 不燃材料（建基法第2条第9号）

不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して、次の（ア）に定める技術基準に適合するものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

- (ア) 不燃性能及びその技術的基準（建基令第108条の2）

建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次のaからc（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、a及びb）の要件を満たしていることとする。

- a 燃焼しないものであること。
- b 防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- c 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

- (イ) 国土交通大臣が定めたものとは、不燃材料を定める件（平成12年5月30日建設省告示第1400号）に定める次のものとする。

- a コンクリート
- b れんが
- c 瓦
- d 陶磁器質タイル
- e 繊維強化セメント板
- f 厚さが3ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- g 厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- h 鉄鋼
- i アルミニウム
- j 金属板
- k ガラス

- l モルタル
- m しっくい
- n 石
- o 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6ミリメートル以下のものに限る。）
- p ロックウール
- q グラスウール板

(ウ) 国土交通大臣が認定したものは、各認定の施行のとおりとすること。

なお、壁紙（クロス）の防火性能は、下地材及び施工方法との組み合わせによって認定されたものであり、その性能により不燃材料、準不燃材料、難燃材料に分類され、下地材は不燃材料、不燃石膏ボード、準不燃材料、金属板となっている。

イ 準不燃材料（建基令第1条第5号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間ア（ア）aからc（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、a及びb）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(ア) 国土交通大臣が定めたものとは、準不燃材料を定める件（平成12年5月30日建設省告示第1401号）に定める次のものとする。

- a 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間ア（ア）aからcに掲げる要件を満たしているもの
- b 厚さが9ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6ミリメートル以下のものに限る。）
- c 厚さが15ミリメートル以上の木毛セメント板
- d 厚さが9ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）
- e 厚さが30ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が0.5以上のものに限る。）
- f 厚さが6ミリメートル以上のパルプセメント板

(イ) 国土交通大臣が認定したものは、ア（ウ）のとおりとする。

ウ 難燃材料（建基令第1条第6号）

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間ア（ア）aからc（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、a及び

b) に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(ア) 国土交通大臣が定めたものとは、難燃材料を定める件（平成12年5月30日建設省告示第1402号）に定める次のものをいう。

a 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間ア（ア）aからcに掲げる要件を満たしているもの

b 難燃合板で厚さが5.5ミリメートル以上のもの

c 厚さが7ミリメートル以上のせっこうボード(ボード用原紙の厚さが0.5ミリメートル以下のものに限る。)

(イ) 国土交通大臣が認定したものは、ア（ウ）のとおりとする。

(3) 国土交通大臣が定めた材料の組み合わせによる内装仕上げ（平成12年5月31日建設省告示第1439号）は、消防法令による内装仕上げに該当しないものとする。

第3 防災防火対象物・防災物品等

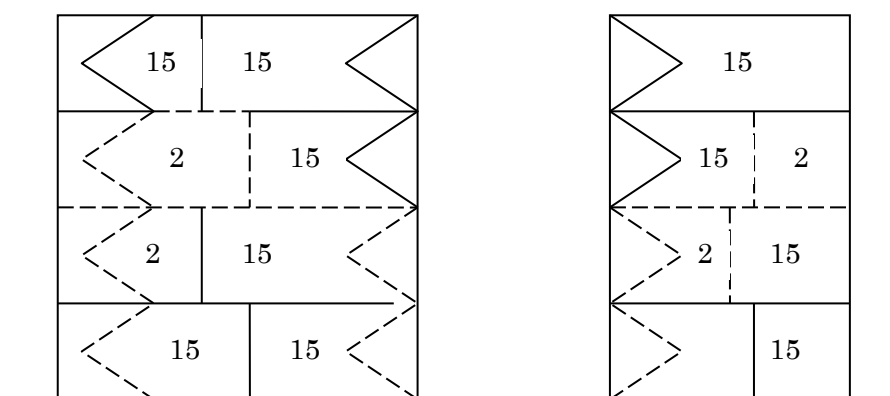
1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分



----- 防災規制を受ける廊下等

ウ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物又はその部分には、防災物品を使用するものとする。

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店及び物品販売店舗等の防災防火対象物の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画及び演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものが含まれるものであること。

ア 仕切に用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のたれ壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの

の

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

(2) 次の床敷物は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2 m²以下のじゅうたん等

イ 接着剤等で床に貼られた床と一体となっている合板樹脂製床シート及びプラスチックタイル

ウ 畳

エ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

オ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

カ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

キ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕

(3) 次の物品は、防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当する合板

第3節 用途別の取扱い基準

第1 削除

第2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準

令第9条の2の規定に基づき消防長等が指定する地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準を、次のとおり定める。

1 地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準

特定防火対象物の地階が地下街と接続している場合の令第9条の2の規定の適用については、次のすべてに該当する場合を除き、当該地階部分を地下街と一体をなすものとする。

- (1) 地階及び地下街の主要構造部が耐火構造であること。
- (2) 地階と地下街とが接続している部分（以下「接続部分」という。）の開口部の合計面積が、4平方メートル以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

ア 地下道、歩行者専用連絡通路、広場その他これらに類するもの（天井、壁及び床の下地材料及び仕上げ材料が不燃材料であるものに限る。（以下「地下道等」という。）を介して接続している場合で、当該地下道等の長さ（地階部分（地下道等に供される部分を除く。）と当該地階に最も近い地下街の店舗部分等との歩行距離をいう。以下同じ。）が20メートル以上のもの。

イ 前アに規定する構造の地下道等で、当該地下道等の部分に排煙上有効な大きさの吹抜け、又は地上へ直接通ずる2以上の階段を有するものにあつては、10メートル以上のもの。

ウ 接続部分にスプリンクラー設備又はドレンチャージャー設備が、延焼防止上有効に設けられているもの。

- (3) 前(2)に規定する開口部には、随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備が設けられていること。ただし、地下道等を介して接続している場合で、前ア又はイに規定する地下道等の開口部にあつては、防火戸でさしつかえないものとする。

- (4) 前(2)の開口部以外の接続部分が、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- (5) 地階におけるすべての階段が、建基令第123条の規定に適合するもの、若しくはこれらと防煙上同等以上の構造のものであるか、又は地階に有効な

排煙設備が設けられているものであること。ただし、地下道等を介して接続している場合で、(2)ア若しくはイに規定する地下道等であるとき、又は地階の部分（接続部分を有する階に限る。）に、令第12条の規定の例によるスプリンクラー設備が設けられているときは、この限りでない。

2 地下街と一体をなすとみなされる地階と接続する地階の取扱い基準

前1の判定基準により、地下街と一体をなすものとみなされる特定防火対象物の地階と他の防火対象物の地階が地下連絡路等で接続している場合の令第9条の2の規定の適用については、当該接続部分が、次に定める基準に適合する場合を除き、当該地階を地下街と一体をなす地階に含むものとする。

(1) 地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア型式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のすべてに適合する場合。

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分进行いう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、次の(ア)から(ウ)までに適合する機械排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(ア) 排煙設備は、火災が発生した場合に生ずる煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであること。

(イ) 排煙設備には、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できる起動装置又は煙感知器の作動と連動して開放できる装置が設けられていること。

(ウ) 排煙設備には、非常電源が附置されていること。

(2) 洞道で接続されている場合で、次のすべてに適合する場合。

ア 建集物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物に設けられるもりで2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていると。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を、不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあっては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

第3 準地下街の取扱い基準

準地下街の取扱いについては、令別表第1(16の3)項の定義によるほか、次により運用するものとする。

1 準地下街の取扱い基準

次の事項のすべてに該当するものを、準地下街として扱うものとする。

(1) 形態

建築物の地階又は地下に存する建築物（令別表第1(16の2)項である各部分を除く。以下同じ。）が地下道に面していること。

(2) 連続性

前(1)の建築物の地階又は地下に存する建築物（以下「建築物の地階等」という。）の開口部相互間の歩行距離が20メートル以内となる建築物の地階等が2以上であること。

(3) 開口部の面積

前(2)の建築物の地階等と地下道との接続部の開口部の面積の合計が40平方メートル以上であること。ただし、開口部の面積算定にあたっては、次によるものとする。

ア 建基令第123条第3項第1号に規定する附室を介して接続される開口部は、面積算定から除外する。

イ 随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備（建基令第112条第14項第3号の規定に基づく防火戸の自動閉鎖機構の構造基準(昭和48年建設省告示第2563号)に適合するもの。）を有する開口部にあつては、当該開口部の1/2を面積として算出する。

(4) 用途

前(2)の建築物の地階等の一部又は全部に特定用途（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途。以下同じ。）が存すること。

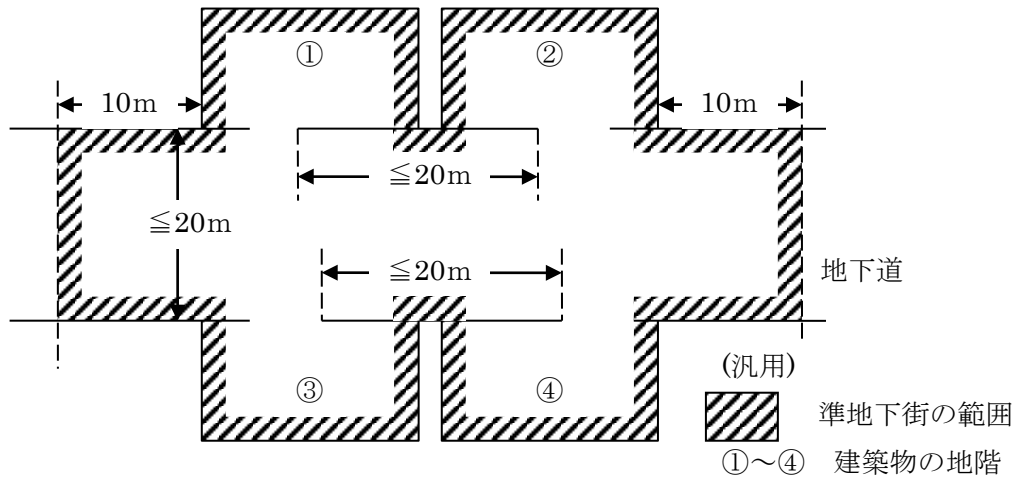
2 準地下街の範囲

前1により準地下街となるもののうち、その範囲は次のとおりとする。

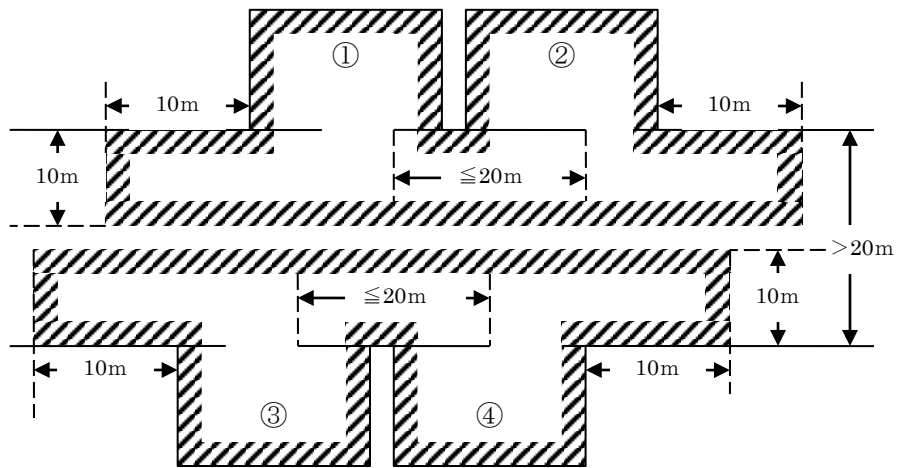
(1) 地下道の範囲

準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10メートル（10メートル未満の場合は、当該距離）以内の範囲とする。

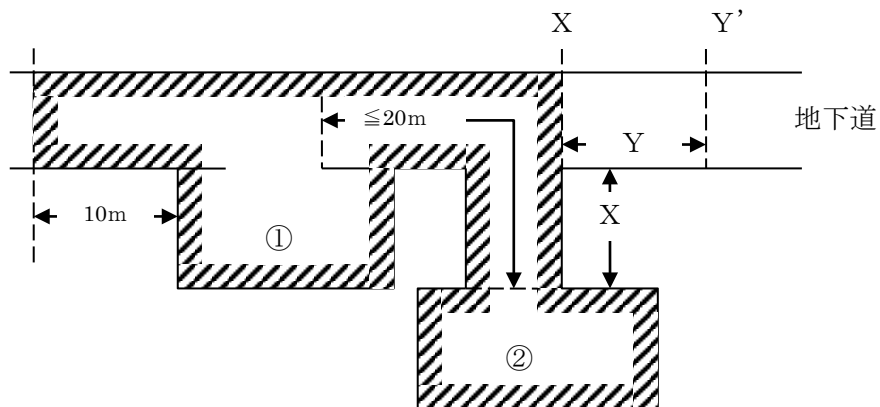
ア 地下道の幅員が 20 メートル以下の場合



イ 地下道の幅員が 20 メートルを超えるもので、両側に準地下街が形成される場合



ウ 地下街の一部が枝分かれし、その奥に地階入口がある場合



地下道の範囲

$X \geq 10\text{m}$ の場合・・・ X' の線内

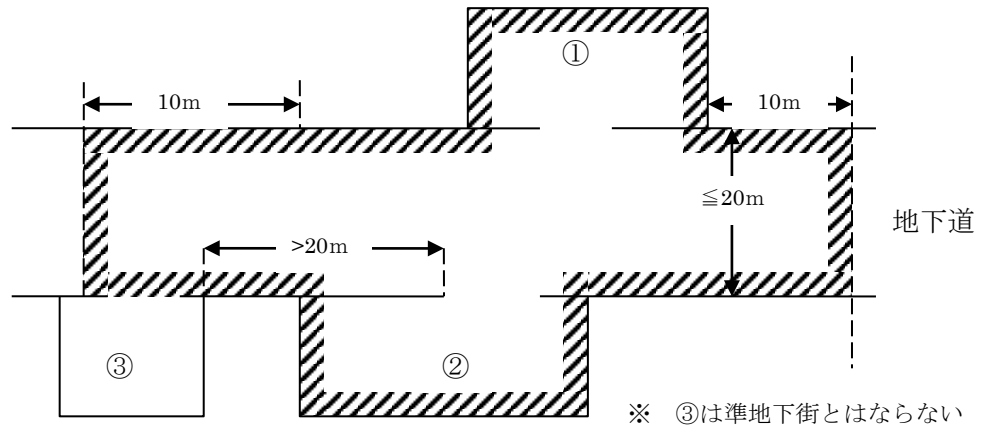
$X < 10\text{m}$ の場合・・・ Y' の線内

ただし、 $Y = 10 - X$

(2) 建築物の地階等の範囲

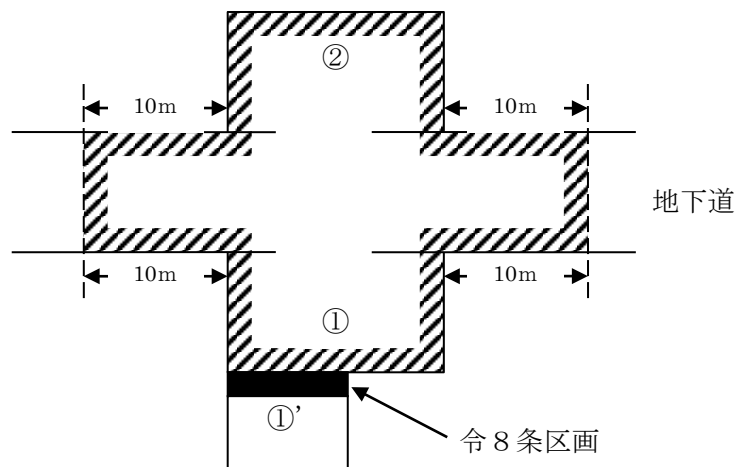
前(1)の図例によるほか、次によること。

ア 準地下街となる地下道の面積範囲に接して、建築物の地階等の開口部が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20メートルを超える場合は、当該建築物の地階等は含まないものであること。



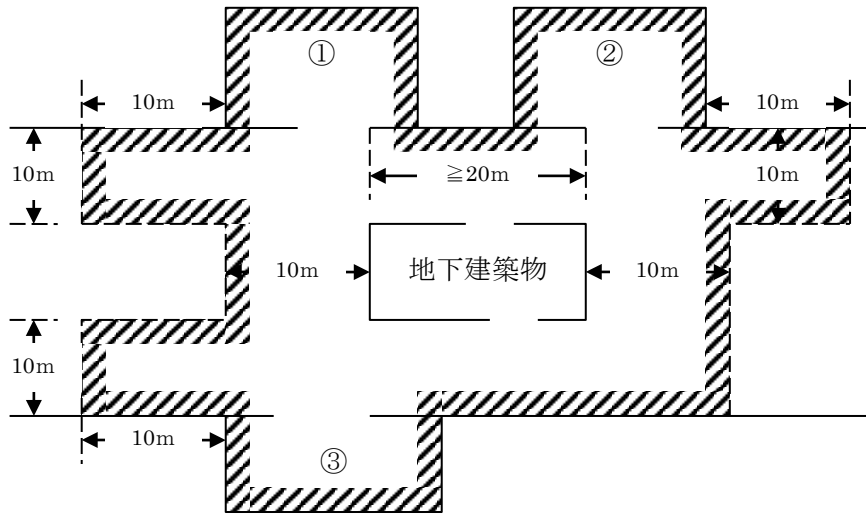
イ 建基令第123条第3項第1号に規定する、附室を介しての地下道と接続される建築物の地階等は、準地下街に含まれないものであること。

ウ 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が、相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面する開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物が存在するものとして取り扱うものであること。



※ ①'は、①と同じ建築物であっても別の防火対象物と取り扱う。

エ 地下道内又は地下道に面して、地下建築物が存する場合、地下街の部分となるものを除き、当該建築物も建築物の地階と同等に扱うものであること。



(3) 地下鉄道施設の取扱い

鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知器連動閉鎖式（２段階下式のものを含む。）の特定防火設備で区画されている区域は、令別表第１（１６の３）項に掲げる防火対象物の「建築物」及び「地下道」に該当しないものとして取り扱うものであること。

3 準地下街の通行の用に供される部分

(1) 規則第13条第3項第10号の2に規定する「地下道で通行の用に供される部分」には、地下道に存する移動可能な売店等の存する部分も含むものであり、当該部分に対するスプリンクラーヘッドの設置を要しないものであるが、移動可能でない売店等は、当然通行の用に供される部分には該当しないので、スプリンクラーヘッドの設置が必要となるものであること。

(2) 「地下道で通行の用に供される部分」は、火災の発生危険及び延焼のおそれが少ないことから、令第32条の規定を適用して、当該部分には自動火災報知設備の感知器の設置を要しないものとして取り扱って支障ないものであること。

4 その他

令別表第１の準地下街の定義中、地下道とは、法第８条の２でいう地下街の地下道と同様の意味であり、地下の工作物内に設けられた一般の通行の用に供される通路コンコースは含まれるが、建築物の地階内の通路等は含まないものであること。

第4 アーケードの取扱い基準

アーケードの取扱いは、昭和30年2月1日（「国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号」）の通達に基づき、次により運用するものとする。

1 運用上の留意事項

- (1) アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。したがってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は、建基法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第7条に規定する同意、道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。
なお、この基準に適合するアーケードについては、法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) この基準に対する制限の附加、アーケードの設置禁止区域等（2.（5）及び3.（1）.ウ.オ）は、アーケードの申請があった際に定めても差し支えないが、でき得ればあらかじめ（5）の連絡協議会で決定して、適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- (5) アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- (6) 連絡協議会は、アーケードの設置の申請があったときに開催すれば足りるが、その設置が予想される場合は、あらかじめ開催し、（4）の事務の打合せ等を行っておくことが望ましいこと。
- (7) 各機関は、それぞれ自己の所管部分に関して責任を有すると共に、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、許可等は、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- (8) アーケードのうち、がんぎについては公益上の必要性により特に基準を緩和しているため、冬季、人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。

- (9) アーケードが設置されたときは、ややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取り締まること。
- (10) アーケードの設置後、これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、当然許可を要するものであるが、そのほか消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- (11) 適法に設置された既存のアーケードで、この基準に適合しない部分があるものについては、この基準に適合するよう指導するものとし、特に道路の占用期間を更新しようとする場合には、厳に所要の事項を指示すること。
- (12) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。
- (13) 次の通知は当然廃止されること。

建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱について

(昭和26. 11. 13住発第551号各都道府県知事宛住宅局長通知)

建築基準法第44条第1項公共歩廊の取扱に関する件

(昭和26. 12. 31道発第196号各都道府県知事宛道路局長通知)

建築基準法第44条第1項の公共歩廊の取扱について

(昭和26. 11. 21国消管発第213号各都道府県消防主務部長宛国消総務課長通知)

2 通 則

- (1) この基準において、「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相對の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相當の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アーケードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 各機関はアーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、この基

準のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。

- (6) この基準において各機関の裁量を認めているものを除く外、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、それぞれ所管部門に応じ、中央機関に連絡の上、その処理を行うものとする。

3 道路の一侧又は両側に設けるアーケード（2項アーケード）

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。

イ 車道の幅員（軌道敷を除く。以下、本号中において同じ。）が11m未満の一級国道若しくは二級国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9m未満の主要な都道府県若しくは市道でないこと。

ウ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。

エ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。

オ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。

カ 防火地域内又は準防火地域内であること。

キ アーケードに面する建築物（以下、「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。

- (ア) 防火上主要な位置とは、アーケードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。

この場合、アーケードに面する側については、アーケードを設ける道路との境界線を隣地境界線とみなすものとする。

- (イ) 防火上主要な位置にある外壁の開口部には、特殊防火設備又は防火設備を設けること。

この場合、耐火建築物又は準耐火建築物にあつては、アーケード

の屋根の上方1階層（アーケードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて2階層とする。）及びアーケードの屋根の下の階層にある開口部に限ることができる。

(ウ) 既存の建築物で改修が困難なものにあつては、次によることができる。

- a 外側に亜鉛鉄板、石綿板等を張った戸が設けられている場合、防火戸が設けられているものとみなすことができる。
- b 外壁及び軒裏がJIS A 1301の屋外3級加熱試験に合格するもの（建基法第23条の土塗壁と同等以上の外壁構造）は、防火構造とみなすことができる。
- c 当該側面建築物に消火設備及び自動火災報知設備（鑑定を受けた簡易型火災警報器を含む。）が設けられ、かつ、アーケードを設ける街区としての自衛消防組織が確立した場合、アーケードに面する側の延焼のおそれのある部分を除いて外壁、軒裏及び開口部の構造は、この基準によらないことができる。

ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。

イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓から避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

エ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラス以外のガラスをそれぞれ用いないこと。

オ 階数は、一であること。

カ 壁を有しないこと。

キ 天井を設ける場合は防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

- ク 木造の側面建築物に支持させないこと。
- ケ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。
- コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする
こと。
- サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。
- シ アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的
に絶縁するように努めること。

木造以外の側面建築物にあっても電氣的に絶縁の措置を講ずること。

(3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。

- ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は、3メー
トル以下とすること。
- イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等を絶対に車
道部分に突出させないようにすること。
- ウ 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに、桁行0.9メートル
以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メー
トル以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災
の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときは、これ
を緩和することができる。
- エ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄
板等の垂れ壁を設けること。ただし、前ウただし書の部分等で炎の伝走
のおそれがない場合は、この限りでない。
垂れ壁は、次によるものであること。
 - (ア) 垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。
 - (イ) 垂れ壁は、鉄製で厚さが0.8ミリメートル以上のもの又はこれと同
等以上の防火性能を有するものとする。
 - (ウ) 垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との
間には、防火上支障となるすき間が生じないようにすること。
- オ 屋根面上はおおむね6メートルごとに、火災の際、その上部で行う消
防活動に耐え得る構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以
上とし、かつ、その部分に着色等の標示をすると共に、要すればすべり
止め及び手すりを設けること（以下、これらの部分を「消火足場」とい
う。）

消火足場は、次によるものであること。

- (ア) 梁間方向の消火足場を6メートルごとに設け、かつ、梁間方向の

消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。

(イ) 梁間方向の消火足場の勾配は、1/4以下とし、1/5以上の勾配となる場合にあってはすべり止めの措置をすること。

(ウ) 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置をすること。

(エ) 消火足場に段差が生じる場合は、けあげが25センチメートル以下の階段とし、段差の高低差が1メートル以上となる場合、又は階段の勾配が45度以上となる場合は、その部分に高さ80センチメートル以上の手すりを設けること。

(オ) アーケードを設ける道路から、梁間方向の消火足場の位置が容易にわかるような標示を行うこと。

(カ) 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

(キ) 防錆の措置を講じること。

カ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の2/5以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が1/4メートル以上の勾配で側面建築物に向かって下っており、その水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下の排煙・換気に支障がない場合においては、この限りでない。

(4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 道路に設置する場合にあっては、路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員3メートル未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員3メートル以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。

イ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切り部分に設けないこと。

ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

(5) 添架物等は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）

における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。

イ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

4 道路の前面又は大部分をおおうアーケード（3項アーケード）

道路の全面をおおい、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前3各号（（1）. イ. キ. （2）. ア. イ. ウ及び（3）. ア. エ. オ（※（ア）.（イ）.（ウ）及び（オ）に限る。）を除く。）によるほか、次の各号によらなければならないものとする。

（1） 道路の幅員が4メートル以上かつ8メートル以下であること。

（2） 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25メートル以内に幅員4メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ア 側面建築物の各店舗等には、アーケードを設ける道路以外の道路、公園又は広場等に通じる通路等があること。

イ 前アの通路等はアーケードを設ける道路を経由しないもので、幅員はおおむね0.6メートル以上であること。

（3） 側面建築物の延長がおおむね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

（4） 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は、耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には、防火戸が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

側面建築物の外壁、軒裏及び外壁の開口部は、前3.（1）. キ.（イ）及び（ウ）によることができる。

（5） 側面建築物は、既存のものについても、建基令第114条及び第5章第2節の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。

（6） 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150メートル以下ごとに、消防機関に火災を通報することができる火災報知設備が設けられてい

ること。

ア 非常警報設備を令第24条の規定の例により設けること。

イ 火災報知機については、側面建築物又はアーケードに電話が設けられている場合設けないことができる。

(7) 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6メートル以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ4.5メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

(8) 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の1/8以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には、越屋根の類を設けることができる。屋根面は、次により開放できる構造とすること。

ア アーケードの屋根の部分には、長さが10メートル以上で、幅員がアーケードを設ける道路の幅員の50%以上の開口部を、おおむね10メートル間隔に設けること。

イ 前アの開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ、開放した場合に、はしご車等による側面建築物への消火活動が行えるものであること。

(9) アーケードを設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに、屋根面上に登はんでできる消防進入用の設備及びこれに接して、消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。ただし、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ア 登はんでできる消防進入用の設備（以下、「登はん用はしご」という。）は、次のすべてに適合すること。

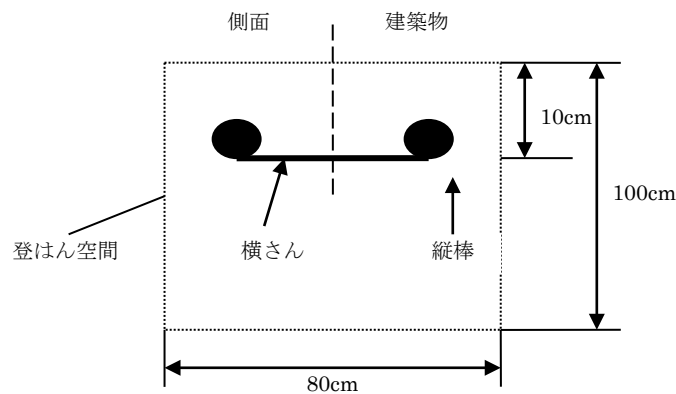
(ア) 登はん用はしごは、消防活動に耐える構造であること。

(イ) 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りでない。

a はしごの縦棒の間隔は、35センチメートル以上50センチメートル以下であること。

b はしごの横さんの間隔は、25センチメートル以上35センチメートル以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。

- c 横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径（円形以外にあっては、平均値）が20ミリメートル以上35ミリメートル以下であること。
- d 縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に8センチメートル以上突き出ていること。
ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りでない。
- e 登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間をおおむねつぎに示す大きさ以上のものを確保すること。



- f 登はん用はしごは、堅固に固定されていること。ただし、地盤面上3メートル以下の部分にあっては、伸縮式等とすることができる。
 - g 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。
- イ 連結送水管を令第29条の規定の例により設けること。
- (10) 前(9)の設備及び消火足場に連結する消火足場を道路の延長方向に設けること。
消火足場は、次に適合すること。
- ア 道路の延長方向に連結する消火足場は、アーケードの両側に設けること。
 - イ 消火足場はおおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止め措置を行うこと。
 - ウ 消火足場の周囲には、高さが0.8メートル以上の手すりを設けること。
 - エ 消火足場に設ける手すりは、有効な振れ止めを設けること。
- (11) その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。

5 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては3.(2).エ、3.(3).イ.ウ.エ.オ及び4.(1).(8).(9).(10)は適用しない。

6 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、3.(1).ア.ウ.オ、(2).ア.イ.ウ.オ.カ.キ.ケ.コ.サ、(3).ア.イ.ウ、(4)全部及び4.(7)、(11)の規定のみを適用するほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。
- (2) 歩車道の区別のある道路の歩道部分にのみ設けるものであること。ただし、歩車道の区別のない道路にあってアーケードの延長及び幅員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、かつ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。
- (4) 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。
- (5) 延長12m以下ごとに少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

第4節 形態別の取扱い基準

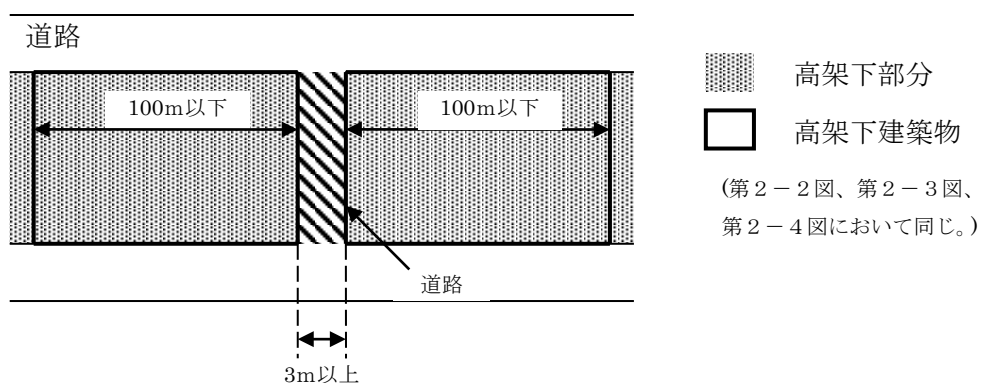
第1 高架下建築物

鉄道、道路等に使用される高架工作物に店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設を設けた場合（以下「高架下建築物」という。）は、次によること。

1 避難及び消防活動上必要な通路並びに構えの出入口

(1) 高架工作物の両側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向100メートル以内ごとに高架下を横断する幅員3メートル以上の通路を設け、それぞれの道路に有効に通じていること。

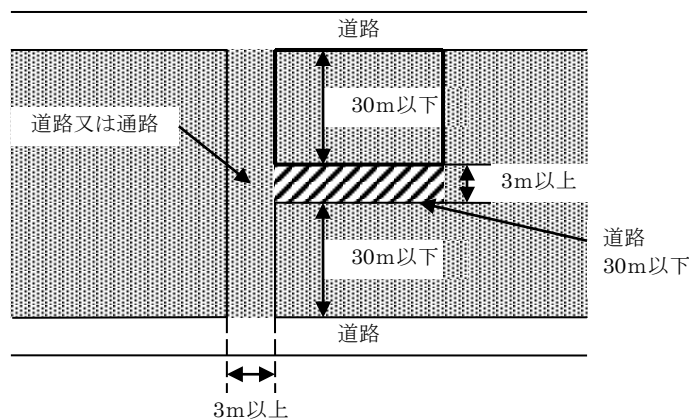


イ 高架下建築物の幅が30メートルを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは、前アにより設けた通路に連絡する幅員3メートル以上の内部通路を設けること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

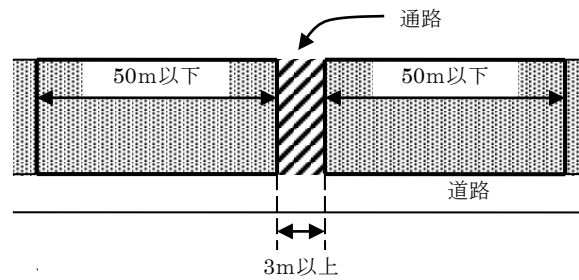
(ア) 高架下部分の構えの一団の個々が、同部分の全幅を一構えとして使用する場合

(イ) 道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された場合



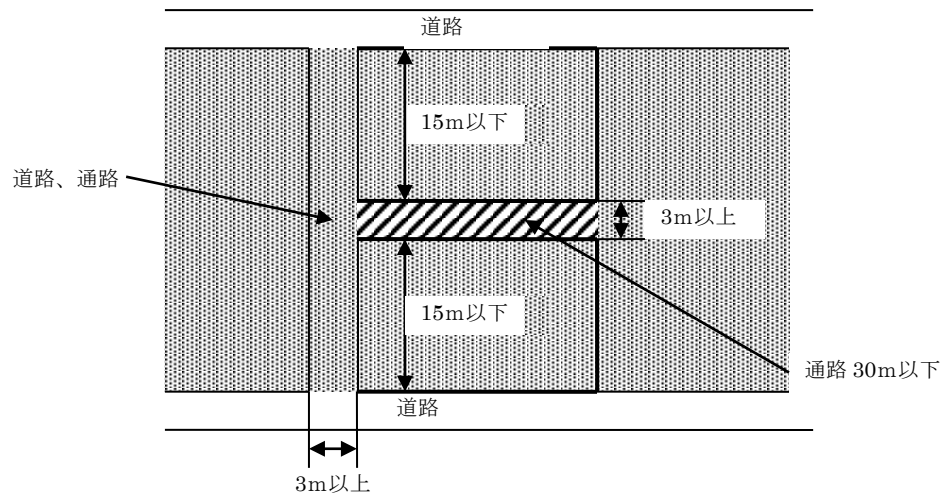
(2) 高架工作物の片側に道路がある場合

ア 高架工作物の延長方向50メートル以内ごとに、高架下を横断する幅員3メートル以上の通路を設け、道路に有効に連絡させること。



イ 高架下建築物の幅が15メートルを超える部分には、高架下を横断する道路若しくは前アにより設けた通路に有効に連絡する幅員3メートル以上の内部通路を設けること。

ただし、前(1). イ. (ア)又は(イ)に該当する場合はこの限りでない。



(3) 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合

ア 横断道路を相互に連絡する幅員3メートル以上の内部通路を設けること。ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものはこの限りでない。

イ 前アにより設けた通路の延長が50メートルを超える場合は、当該通路の幅員を4メートル以上とすること。

(4) 構えの出入口

各構えは、道路又は(1)から(3)までによって設けた通路若しくは廊下に面して出入口を設けること。

2 通路等に面する壁の構造

道路及び前1により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火戸を設けること。

3 防火区画及び内装

(1) 防火区画は、できるだけ各構えごとに行うこと。やむを得ない場合であっても用途ごとの区画を行うこと。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合はこの限りでない。

スプリンクラー設備は、令第12条で定める基準に適合したものであること。

(2) 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料でしたものであること。

4 消防用設備等の設置単位

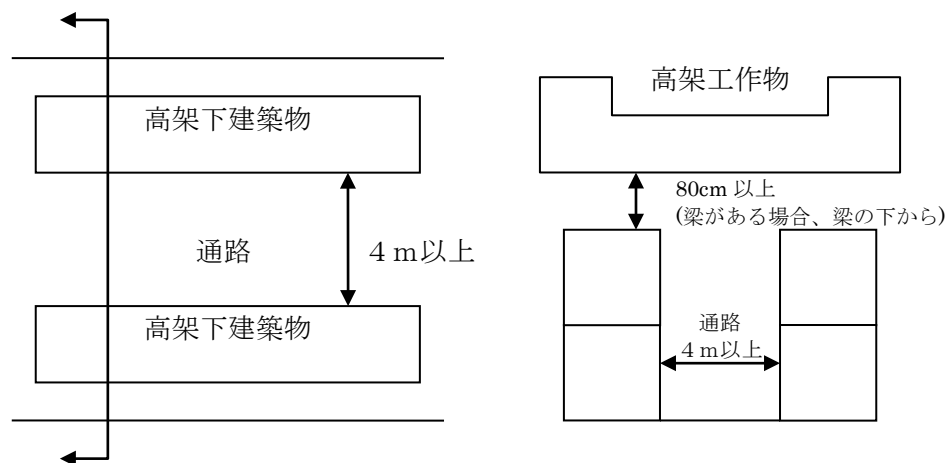
消防用設備等の適用にあたって、次のすべてに適合する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。

(1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4メートル以上であること。

イ 高架工作物と高架下建築物との間に高さ80センチメートル以上の排煙上有効な空間を設けること。

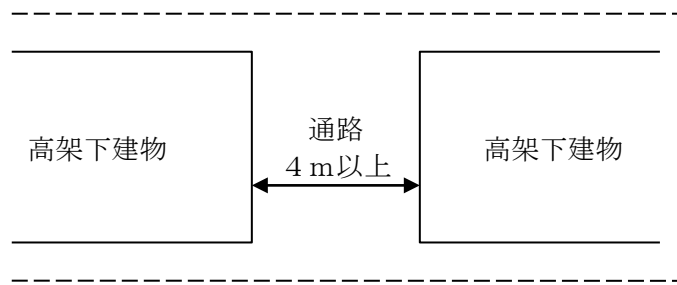
ウ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火戸を設けること。



(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4メートル以上であること。

イ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、前アに面する開口部には防火戸を設けること。



(3) 令第8条に規定する区画に適合した高架下建築物

(4) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)又は(2)に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

5 その他

高架下建築物は、危険物等延焼拡大がすみやかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵、取扱いを抑制するものであること。

第2 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取り扱いは、昭和32年7月15日「建設省発住第37号、国消発第860号、警視庁乙備発第14号」の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

(1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。

※ 第1アーケード1.(5)に同じ。

(2) 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可するものとする。

(3) 連絡協議会は、許可等の申請があったとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合せを行い、必要に応じ適宜の方法により周知させること。

(4) 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地からいろいろな問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。

(5) 市町村長（都の特別区の存する区域については知事）は、道路の上空に通路が設けられた場合において必要があると認めるときは、通路とこれを設けた建築物とを一体として法第8条の規定によりその所有者を定め、消防計画を立て、その訓練を行うべき建築物として指定すること。

なお、防火管理については、接続される防火対象物を一体として行うこと。

(6) 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建基令の避難階段等の規定は、緩和されるものではないこと。

(7) 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取り締ること。

(8) 各機関は、道路を縦断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであっても、当分の間、それぞれ中央機関に連絡の上、その処理を行うこと。

2 通 則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生及び美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。

また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じで最小限度とすることとし、その階数は一とし、その幅員は6メートル以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。
- (9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、若しくはこの基準の一部を適用する必要がない場合、又はこの基準をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施し、又はその一部の適用を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関連絡の上、その処理を行うものとする。

3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について1個とすること。ただし、建築物の用途及

び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建基令第137条第1項第1号又は第3号に該当するもの1個、同項第2号に該当するもの1個、計2個とすることができる。

※ 建基令第137条第1項第1号又は第3号については、現行で建基令第145条第2項第1号又は第3号である。

(2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。

ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

イ 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10メートル以内の場所

4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。

ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ア 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。

イ 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖式の特定防火設備を設けること。

特定防火設備は、建基令第112条第14項（第3号を除く。）に適合すること。

ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物等の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。通路を設ける建築物の外壁の開口部で接続部分から3メートル以内にあるすべての開口部には、防火戸を設けること。

エ 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。

排煙措置等として、次に適合する排煙用開口部、機械排煙設備及び消防隊が進入するための開口部を設けること。

(ア) 排煙用開口部

a 手動、又は煙感知器と連動して外気に開放できるものであること。

b 天井（天井のない場合は屋根）に設けるものにあつては、当該開口部の幅はおおむね上空通路の幅員で、長さは1メートル以上

の大きさを有するものであること。

c 前bの開口部は、接続建築物に近接した部分に設けること。

d 外壁に設けるものにあつては、両側に上空通路の長さの1/3以上で高さが1メートル（天井（天井のない場合は屋根）から下方1.5メートル以内の部分に限る。）以上のものその他これと排煙上同等以上のものであること。

(イ) 機械排煙設備

a 減圧方式にあつては、排煙風量が6立方メートル毎秒以上のもので、排煙口の大きさはおおむね通路の幅員で、長さが10センチメートル以上のものであること。

b 前aの排煙口は、接続建築物に近接した部分の天井に設けること。

c 加圧方式にあつては、通路内と大気との圧力差がおおむね水柱2ミリメートル以上維持できるものとする。

d 常用電源が断たれた場合に自動的に切り替り、かつ、30分以上運転することができる非常電源を有していること。

(ウ) 上空通路の設置階が3階以上の場合は、次のすべてに適合する消防隊が進入するための開口部を設けること。ただし、当該階への進入が容易な場合は、この限りでない。

a 消防活動上有効な場所に2以上設けること。

b 外部から容易に進入できる構造であること。

c 消防隊が進入するための開口部は直径1メートル以上の円が内接するもの又は、幅及び高さが、それぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上であること。

d 消防隊が進入するための開口部には、その旨の表示を設けること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障をおよぼさないような高さ（5.5メートル程度以上）とすること。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて適当な構造とすること。

(5) 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して、1平方メートルにつき500キログラム以上とし、水平震度は0.2以上、

鉛直震度は0.1以上とすること。

- (6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (7) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
- (8) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であることを問わず広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

第3 工事中の防火対象物の安全対策と消防計画

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策と消防計画は、次によるものとする。

1 仮使用承認の対象となるもの

建基法第7条の6の規定により、建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の模様若しくは大規模の修繕の工事で、避難施設等の工事を含むものを行う場合（以下「増築等」という。）は、原則として、建築主事等による検査済証の交付を受けるまでの間は、使用を禁止されているが、同法第7条の6の規定により仮使用承認を受けて、工事中の防火対象物を使用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 新築の場合

ア 消防用設備等

法第17条の基準に従って消防用設備等が設置され、維持されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて次のうち必要な措置を講ずること。

(ア) 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は必要最小限にすること。

(イ) 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。

(ウ) 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。

(エ) スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等を増強すること。

(オ) 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。

(カ) 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をする事。

イ 防火管理等

(ア) 法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を樹立すること。

(イ) 工事部分の各種作業に対しては、条例第28条に基づき適切な火災予

防措置を講じること。

※ 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わない。

また、溶接・溶断作業等を行う場合には、次のことを遵守すること。

a 作業を行う前には、防火責任者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。

b 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

c 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤー等）により工事を行うこと。

(ウ) 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は最少限度とし、かつ、危険物については、条例第30条及び第31条に基づき適切に取り扱うこと。

(エ) 工事用シートは、防炎性能を有するものを使用すること。

(オ) 工事部分の整理、整とんを徹底すること。

ウ 防火区画

仮使用部分とその他の部分とは、次に該当する防火区画がなされていること。

(ア) 耐火建築物にあっては、原則として、耐火構造の壁又は床で区画し、区画の開口部には常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸を設けること。

(イ) 耐火建築物以外にあっては、準耐火構造（下地が不燃材料のものに限る。）の壁又は床で区画し、区画の開口部には常時閉鎖式又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸を設けること。

エ 建基法令事項

現行建基法令の基準に適合すること。

(2) 増築等を行い、既存部分を仮使用する場合

ア 消防用設備等

前(1).アによること。

イ 防火管理等

前(1).イによること。

ウ 防火区画

(ア) 前(1).ウによること。

(イ) 建基令第112条第11項の防火区画をすること。ただし、区画の開口部に設ける防火シャッターは、遮煙性能を有するものではなくてもやむを得ないものとし、また、風道が区画を貫通する部分に設けるダンパーは、ヒューズダンパーでもやむを得ないものとする。

※ 既存不適格建築物は増築後においては、建基法第86条の7に規定するものを除いて現行基準が適用されることとなるので、仮使用の期間中であっても可能な限り現行基準に適合させること。

(以下、エ及びオにおいて同じ。)

エ 避難施設

建基令第5章第2節の避難施設を確保すること。

オ 非常用の進入口

建基令第126条の6又は第126条の7の非常用の進入口を確保すること。ただし、非常用の昇降機が設けられている場合、又は幅員4メートル以上の道路等に面して消火活動上有効な開口部（直径が1メートル以上の円が内接するもの又はその幅員及び高さがそれぞれ、75センチメートル以上及び1.2メートル以上のもの。）が40メートル以内ごとにある場合、その他消火活動上支障がない場合はこの限りでない。

カ 敷地内通路

建基令第128条の敷地内通路を確保すること。

キ 地下街

地下街にあつては、建基令第128条の3の基準に適合すること。

2 仮使用承認の対象とならないもの

前1以外で、工事中の防火対象物を使用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 消防用設備等

前1.(1).アによること。

(2) 防火管理等

前1.(1).イによること。

(3) 防火区画

使用部分と工事部分とは準耐火構造（下地が不燃材料のものに限る。）又は不燃材料（金属（下地を除く。）及びガラスを除く。）で造った壁又は床で区画し、区画の開口部には防火戸を設けること。ただし、内装工事等軽易な工事を行う場合で、火災予防上支障がないものについてはこの限

りでない。

(4) 避難施設

使用部分から直通階段又は屋外への出口に通じる出入り口及び廊下その他の通路、直通階段、避難の用に供するバルコニー等並びに避難の用に供する屋上広場を有効に確保すること。

(5) 非常用の進入口

3階以上の使用部分には、非常用の進入口を設けること。ただし、基準時以前の建築物で、消防隊の進入で有効な開口部がある場合はこの限りでない。

3 防火安全対策の作成と届出

増築等の工事の防火対象物に関する防火安全対策は、次により作成し、消防長又は、所轄消防署長に届出るものとする。

(1) 届出用紙

工事期間中の防火安全対策届出書(豊中市建築同意事務処理規程様式第12号)により、正・副2部提出すること。

なお、軽易な工事を行う場合にあっては、消防用設備等機能停止届出書によることができる。

(2) 消防計画の内容と添付図書等

工事中の消防計画は、次の事項について、平常時のものとは別個に作成すること。

ア 工事施工責任者と各分担工事者ごとの防火責任者と、これを統括する防火責任者に関する事項

イ 工事中に使用する引火性・爆発性物品の管理に関する事項

ウ 溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具等の使用場所、種類及び使用期間並びに使用の際の管理に関する事項

エ 喫煙その他火気の管理に関する事項

オ 火災発生時における当該建物内に対する連絡・避難に関する事項

カ 消防機関への通報に関する事項

キ 室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置等のわかる各階平面図

ク 廊下、階段、出入り口その他の避難施設等及び消防用設備等ごとの工事期間

ケ 機能確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類及び箇所とそれに代わる代替措置の概要

コ 工事期間中における使用部分及びその用途

消防用設備等機能停止届

年 月 日

様

届出者

住 所

氏 名

電話番号

工事施工者

住 所

氏 名

電話番号

- 1 対象物所在地
- 2 対象物名
- 3 機能を停止する消防用設備等
- 4 機能停止期間
- 5 機能停止理由
- 6 機能停止期間中の安全対策等

全体区域 年 月 日 ～ 年 月 日

部分区域 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 必要書類

付近見取り図、配置図、平面図（設備平面図と兼ねることができる）、設備平面図、その他関係図書

備考

第3章 削除

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査

第1節 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等（法第17条第1項に規定する「消防用設備等」をいう。）及び特殊消防用設備等（法第17条第3項に規定する「特殊消防用設備等」をいう。）の工事の届出（以下「工事整備対象設備等着工届」という。）又は法第4条の規定に基づく工事の届出（以下「設計届」という。）並びに法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出（以下「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届」という。）及び同規定による検査の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 工事整備対象設備等着工届・設計届を必要とする防火対象物

令別表第1に掲げる防火対象物で、消防用設備等、特殊消防用設備等（消火器は除く。）又は火炎伝送防止用消火装置について次の2で示す工事を行う場合とする。ただし、工事区分で補修又は撤去を行う場合は除く。

第2 共通事項

1 工事の区分

(1) 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に、従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新に設けることをいう。

(2) 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

(3) 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

(4) 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

(5) 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等又は特殊消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

(6) 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

(7) 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

2 届出日等

消防用設備等又は特殊消防用設備等について、前第2. 1. (1) ～ (6) の工事を行おうとする者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに、次の3に定める基準日の10日前までに届け出るものとする。

ただし、工事に関する事前相談等があり、やむをえず工事の届出が遅れ場合、又は、設備指導による図面訂正等が発生している場合についてはこの限りでない。

3 基準日

(1) 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。

(2) 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器等の設置を行おうとする日とする。

(3) 避難器具

避難器具の取付金具等の設置に係る工事を行おうとする日とする。

(4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ア パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日とする。

イ パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取りつける

放出導管を除く。)の接続工事を行おうとする日とする。

(5) その他消火活動上必要な設備等

機器の設置又は配線及び配管に係る工事を行おうとする日とする。

4 添付書類

添付書類等は、折り上げで日本産業規格A4を原則とする。また、図書の縮尺は、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあつてはこの限りでない。

5 届出の単位

届出は、原則として、消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとに図面等を添えて提出することとされているが、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごとに、一括して提出しても差し支えないものとする。

第3 添付図書

1 工事整備対象設備等着工届出書（別記様式A）及び消防用設備等設計届出書（別記様式B）の添付図書及び記載要領等については、第1-1表又は第1-2表によること。

2 同一の防火対象物について、同一時期に提出される複数の工事整備対象設備等着工届・設計届の添付図書のうち次に掲げるものは、着工届等共通図書届出書（別記様式C）に添付することにより、他の工事整備対象設備等着工届・設計届への添付は省略することができる。

(1) 附近見取図

(2) 意匠図（建築平面図・断面図・立面図等）

(3) 関係設備共通の非常電源関係図書

(4) 防火対象物等の概要表

第4 軽微な工事に関する着工・設計届の省略

消防用設備等又は特殊消防用設備等について、前第2. 1. (1)～(6)の工事をしようとする場合、第1-3表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつて、次により取り扱われる場合は、工事整備対象設備等着工届・設計届を省略することができる。

1 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等及びその他の消防用設備等の設置に係る工事については、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

2 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に

関する図書（設計書、仕様書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

- 4 防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の修理・整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に、所要の書類等を添付して保存し、査察時等に提出できるようにしておくこと。

第5 留意事項

- 1 工事整備対象設備等着工届・設計届に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- 2 消防同意の際に消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工・設計届出書の添付図書に代えるものとして差し支えないこと。
- 3 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工・設計の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に(2)に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工・設計届出書に添付しないこととして差し支えないこと。
- 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出制度は、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。
- 5 「総合操作盤に関するガイドラインの制定、評価等について」（平成5年5月24日付消防予第165号）に基づく総合操作盤の評価を受けた防火対象物にあっては、自動火災報知設備の着工届出書の提出に関して、添付する概要表のその他欄に評価を受けた旨を記載するとともに、当該総合操作盤に係る評価書の写しを添付すること。

第2節 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届と消防検査

- 第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び消防検査を必要とする防火対象物

消防用設備等又は特殊消防用設備等について、前第2. 1. (1)～(6)に掲げる工事を行った場合とする。

第2 届出日等

防火対象物の関係者は、当該工事が完了した日から4日以内に、消防長又は

所轄消防署長に届出して、消防検査を受けるものとする。

第3 要届出防火対象物

要届出防火対象物は、次のとおりとするものとする。

- 1 令別表第1 (2) 項ニ、(5) 項イ並びに (6) 項イ (1) から (3) まで及びロに掲げる防火対象物。
- 2 令別表第1 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
- 3 令別表第1 (16) 項イ、(16の2) 項及び (16の3) 項に掲げる防火対象物 (1 又は2 に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
- 4 令別表第1 (1) 項、(2) 項イからハまで、(3) 項、(4) 項、(6) 項イ (4)、ハ及びニ、(9) 項イ、(16) 項イ、(16の2) 項並びに (16の3) 項に掲げる防火対象物 (前号2 及び3 に掲げるものを除く。) で、延べ面積が300 平方メートル以上のもの。
- 5 令別表第1 (5) 項ロ、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項、(12) 項、(13) 項イ及び (14) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500 平方メートル以上のもの。
- 6 令別表第1 (13) 項ロ、及び (17) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300 平方メートル以上のもの。
- 7 令別表第1 (11) 項、(15) 項及び (16) 項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000 平方メートル以上のもの。
- 8 令別表第1 (18) 項に掲げる防火対象物で、道路の全面をおおい、かつ、延べ面積が300 平方メートル以上のもの。
- 9 1～8 に掲げるもののほか、別表第1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項又は (9) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないもの。

第4 軽微な工事の消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届及び消防検査

- 1 第1節. 第4に該当する軽微な工事を行った場合にあっては、前第2と同様に消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届を消防長又は所轄消防署長に提出するものとする。
- 2 消防検査については、消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書及び当該消防用設備等に関する図書等の

確認により、検査を省略することができる。(当該軽微な工事又は第1節.

第2.1.(6)に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)

3 当該対象物の関係者が消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証を必要とする場合は、消防検査を要するものであること。

4 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届に伴う確認は、査察時の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等又は特殊消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認するものとする。

第5 設置届に添付する試験結果報告書

規則第31条の3第5項に基づく消防用設備等試験結果報告書は、平成元年12月1日付消防庁告示第4号によるものとする。

工事対象設備等着工届の添付書類等

設備の種類		添付図面等	記載要領・様式
消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	1 付近見取図	→防火対象物又は製造所等の所在地付近図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。 (別記様式1) (別記様式1-1)
		2 防火対象物又は製造所等の概要表及び目次(以下「防火対象物等概要表」いう。)	(別記様式1-1)
		3 設備概要表	(別記様式2、3)
	スプリンクラー設備	4 平面図	→消火設備の設置に係る階の防火区画、各室の用途等及び消火設備等の機器等の配置、配管状況等を明記すること。
		5 断面図	→消火設備の設置に係る階の断面を明記すること。
	水 噴 霧 消 火 設 備	6 配管系統図	→消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統図に明記すること。
		7 配線系統図及び展開図	→配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。
	泡 消 火 設 備	8 仕様書及び計算書	→次に掲げる事項を明記すること。 なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 (ア) 所要の水量又は消火薬剤量の算出方法 (イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 (ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 (エ) 電動機等の所要容量の算出方法 (オ) 非常電源の容量の算出方法
		9 使用機器図	→加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品を除く。)及び非常電源に係る機器の詳細を明記すること。
	屋 外 消 火 栓 設 備	10 総合操作盤に関する図書	
二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備		上記基準によるほか、次による。 1 設備概要表 2 防火区画一覧表 3 ダクト系統図及び配管図 4 自動起動系統図 5 総合操作盤に関する図書	(別記様式4) →配管系統図は、全体系統図のほかに、貯蔵ボンベ室の平面系統を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置等の系統を明記すること。

設備の種類		添付図書	記載要領・様式
消火設備	非常電源	1 非常電源設置場所の平面図 2 配線図 3 仕様書 4 使用機器図	→単線又は三線結線図及び制御回路図とすること。 →設備の機能説明、容量算定、換気量、冷却水量の算定及び耐震措置等について明記すること。 →主たる機器の姿図、外観図を明記すること。
警報設備	自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 消防機関へ通報する火災報知設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 電源系統標準図 5 建物断面標準図 6 平面図 7 断面図 8 電源系統図 9 設備系統図 10 配線図 11 設備図 12 総合操作盤に関する図書	→消火設備に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式5、6、7) (別記様式20) (別記様式第1、第2) →警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警報設備等の機器等の配置、配線状況等を明記したもの。 →各室の用途、間仕切り壁、開口部等の状況又は屋根の傾斜、はりの深さ及びはりの間隔、天井の形状を明記すること。ただし、別記様式第1、第2で足りる場合は、図面の添付を省略することができる。 →常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を、別記様式20、21に明記すること。 →電線管の口径、配線本数、配線種別、線路の立ち上がり、立下がり、警戒区域、受信機、中継器等の配置状況を階別、系統別に明記すること。 →室名及び設備系統図を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。
避難器具	金属製避難はしご (固定式に限る。) 救助袋	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 配置図 5 平面図 6 立面図 7 避難器具の設計図書等 8 構造計算書 9 仕様書	→消火設備に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) →敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を明記すること。 (別記様式8) →避難器具の設置及び降下位置を明記すること。 →設置階から避難階までの動線を明記すること。 →避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取り付け金具及び取り付ける部分の詳細を明記すること。 →避難器具の取り付け金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記すること。 →型式、製造会社、検定の有無等を明記したものを添付すること。

設備の種類	添付図書	記載要領・様式
総合操作盤	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 電源系統標準図 5 建物断面標準図 6 平面図 7 断面図 8 電源系統図 9 設備系統図 10 配線図 11 設備図	→消火設備に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式9) (別記様式20、21) (別記様式第1、第2) →常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を、別記様式20、21に明記すること。
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図 5 断面図 6 配線系統図及び展開図 7 使用機器図 →消火設備に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式10) →パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記したもの →パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの →配線の種類等及び電源系統の接続関係を明記したもの →ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型自動消火設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図 5 断面図 6 放出導管系統図 7 配線系統図 8 使用機器図 →消火設備に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式11) →パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置、放出導管、同時放射区域の状況等を明記したもの →パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの →パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記したもの →消火設備に準ずる。 →感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの

消防用設備等設計届の添付書類等

設備の種類	添付図書	記載要領・様式
<p>動力消防ポンプ設備</p> <p>消防用水</p> <p>連結散水設備</p> <p>連結送水管</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物又は製造所等の概要表及び目次（以下「防火対象物等概要表」という。）</p> <p>3 動力消防ポンプ設備・消防用水、連結散水設備・連結送水管概要表</p> <p>4 配管系統図</p> <p>5 平面図及び断面図等</p> <p>6 仕様書及び計算書</p> <p>7 使用機器図</p> <p>8 総合操作盤に関する図書</p>	<p>→防火対象物又は製造所等の所在地附近図 ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の配置図も添付すること。 (別記様式1) (別記様式1-1)</p> <p>(別記様式12、15)</p> <p>→配管摩系統図には、擦損失計算の基礎となる使用管長、管径管継手、弁等を明記すること。</p> <p>→第1-1表に掲げる消火設備欄に準ずる。</p>
<p>漏電火災警報器</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物等概要表</p> <p>3 設備概要表</p> <p>4 平面図・設備図</p> <p>5 配線系統図</p> <p>6 仕様書</p>	<p>→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式19号)</p> <p>→引込線取り付け点から屋内分電盤での配線と変流器及び受信器の設置位置を明記すること。</p> <p>→引込線取り付け点から分電盤までの単線結線及び操作電源の分岐方法、電源の太さ、開閉器等の容量を明記すること。</p> <p>→級別、型式、製造会社、検定の有無、公称作動電流値、使用電圧、変流器種別、定格電流、定格電圧等を明記したものを添付すること。</p>
<p>非常警報設備 (非常ベル)</p> <p>(サイレン)</p> <p>(放送設備)</p>	<p>1 付近見取図</p> <p>2 防火対象物等概要表</p> <p>3 設備概要表</p> <p>4 平面図</p> <p>5 設備系統図</p> <p>6 配線図</p> <p>7 仕様書</p>	<p>→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式21号)</p>

設備の種類	添付図書	記載要領・様式
すべり台 すべり棒 避難ロープ 避難はしご (固定式のものを除く。) 避難橋 避難用タラップ	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 配置図 5 平面図 6 立面図 7 避難器具の設計図及び構造計算書	→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式8)
誘導灯及び誘導標識	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図・設備図 5 配線系統図 6 仕様書 7 非常電源 8 総合操作盤に関する図書	→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式13) →誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導灯の種類及び大きさ(A級、B級、C級)等を明記すること。 →系統図には、分電盤等からの配線方法、使用電源及び工事方法等を明記すること。 →誘導灯の姿図、種類、非常電源の内蔵、別置の別その他必要な事項を明記すること。 また、連動式誘導灯を設置する場合は、動作内容を明記すること。 →別置型については、非常警報設備の非常電源の例によること。
排煙設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図・設備図 5 ダクト系統図 6 配線図 7 仕様書及び計算書 8 非常電源 9 総合操作盤に関する図書	→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式14) →排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 →階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 →設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。

設備の種類	添付図書	記載要領・様式
非常コンセント設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図・設備図 5 配線系統図 6 仕様書 7 非常電源 8 総合操作盤に関する図書	→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式16) →非常コンセントの設置位置、箱内の器具の配置状況等を明記すること。 → 次の内容を明記すること。 (1) 常用電源及び非常電源の配線 (2) 開閉器等の位置、種類、容量等 →非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること。
無線通信補助設備	1 付近見取図 2 防火対象物等概要表 3 設備概要表 4 平面図 5 配線系統図 6 配線図 7 使用機器図 8 総合操作盤に関する図書	→動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式1) (別記様式1-1) (別記様式17) →設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 →配線の立ち上がり・引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器(構成部品)における損失、利得及びふく射レベルを併記すること。 →保護混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を記すこと。
火炎伝送防止用消火装置	1 届出書 2 付近見取図 3 設備概要表 4 平面図 5 使用機器図	(別記様式18) →動力消防ホンプ等に準ずる。 (別記様式12)

第1-3表

軽 微 な 工 事 の 範 囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る	①消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る ②補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る	①ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る ②補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火薬剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る	①ヘッド →1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る	①ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 →同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品 PFOS含有の薬剤を非含有の薬剤に交換する場合 PFOS含有の薬剤に非含有の薬剤を継ぎ足す場合（1回目に限る。2回目以降は整備に該当）
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る ②ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る ③移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る ④制御盤、操作盤等の電気機器 起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 →同一室内に限る ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る	全ての構成部品 →放射区域に変更のないものに限る

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
自動火災報知設備	①感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る	①感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る ②発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る	①感知器 →10個以下 ②受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る	①検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る	受信機を除く
避難器具 金属製避難はしご (固定式のものに限る) (救助袋) (緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 →同一階に限る →設置時と同じ施工方法に限る	①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る
非常警報設備	①スピーカー、ベル、サイレン →既設と同種類のもの →5個以下で警戒範囲に影響を及ぼさない範囲に限る ②起動装置、表示灯 →既設と同種類のもの	①スピーカー、ベル、サイレン →5個以下で警戒範囲に影響を及ぼさない場合に限る ②起動装置、表示灯 →同一警戒範囲内に限る	起動装置、ベル、サイレン、 表示灯、スピーカー
誘導灯	①誘導灯 →5個以下 →他の誘導灯の誘導範囲に影響を及ぼさないものに限る	①誘導灯 →5個以下 →他の誘導灯の誘導範囲に影響を及ぼさないものに限る	全ての構成部品
連結送水管	①放水口及び収納箱 →2基以下で配管長2メートル以内の範囲 →配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさない範囲に限る	①放水口および収納箱 →2基以下で配管長2メートル以内の範囲 →配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさない範囲に限る	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
非常コンセント設備	①コンセント及び収納箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る →電気回路及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る	①コンセント及び収納箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る →電気回路及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る	全ての構成部品

- ※ 増設、移設又は取替え工事を同時に行う場合は、増設、移設、取替えの工事の区分ごとに上記の表を適用する。
- ※ 水源、配管（配管を充水するための機器を含む。）の工事は、着工届・設計届の対象とはならないが、設置届の対象にはなる。
- ※ 電源（幹線、幹線から分岐して受信機、総合操作盤等の最初の消防用機器に至る配線及び加圧送水装置の電動機に電気を供給するための配線を含む。）の工事は、着工届・設計届の対象とはならないが、設置届の対象にはなる。
- ※ 受信機、総合操作盤等以降の二次側の配線工事については軽微な工事の範囲とする。

消 防 用 設 備 等 機 能 停 止 届

年 月 日

豊 中 市 消 防 長 様

届 出 者

住 所

氏 名

電 話

工 事 施 工 者

住 所

氏 名

電 話

- 1 対象物所在地
- 2 対象物名称
- 3 機能停止する消防用設備等
- 4 機能停止期間

全体区域 年 月 日 時～ 年 月 日 時

(制御区域)

部分区域 年 月 日 時～ 年 月 日 時

(工事部分)

- 5 機能停止理由
- 6 機能停止期間中の安全対策等

※ 必要書類

付近見取り図、配置図、平面図(設備図兼用可)、その他関係図書
備 考

別記様式第 1 号の 2 の 3

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 年 月 日											
豊中市消防長 様											
届出者 住所 _____ 氏名 _____											
下記のとおり、消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。											
記											
設置者		住所			電話()						
		氏名									
消防対象物	所在地										
	名称										
	用途										
	構造、規模			造 地上		階 地下		階			
			床面積		m ² 延べ面積		m ²				
消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類											
種 別 新設、増設、移設、取替え、改造、その他()											
工 事		設計者住所氏名		住所 電話()							
		施工者住所氏名		住所 電話()							
消 防 事 業		消防士免状		種 類 等		交付知事		交付年月日		講習受講状況	
		甲・乙		都道府県		都道府県		交付番号		講習地 講習年月	
着 工 年 月 日											
完 成 年 月 日											
検 査 希 望 年 月 日											
※ 受 付 欄				※ 決 裁 欄				※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

防火対象物棟別概要追加書類

棟 概 要 (第 号)	用 途			構 造				
	種 別 階 別	床 面 積 ㎡	用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式A

工事整備対象設備等着工届出書

年 月 日			
豊中市消防長 様 届出者 住 所 氏 名 _____			
工 事 の 場 所			
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称			
工 事 整 備 対 象 設 備 等 の 種 類			
工の工事 事整備 対 象 設 備 等	住 所	電話番号	
	氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)		
消 防 設 備 士	住 所		
	氏 名		
	免 状 の 種 類 及 び 指 定 区 分	種 類 等	交付年月日 講 習 受 講 状 況
		甲 種類 乙	交付知事 交付番号 受 講 地 受 講 年 月
	都道 府県	都道 府県 年 月	
工 事 の 種 別		1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他	
着 工 予 定 日		完 成 予 定 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

消防用設備等設計届出書

豊中市消防長 様 届出者 住 所 氏 名 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/>		年 月 日	
工 事 の 場 所			
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称			
消 防 用 設 備 等 の 種 類			
消 防 工 事 用 設 備 施 工 者 等	住 所		
	氏 名 (法人の場合は名称及び 代表者氏名)		
工 事 又 は 消 防 設 備 施 工 者 等 の 責 任 者	住 所		
	氏 名		
	免 状 の 種 類 及 び 指 定 区 分	種 類 等 交 付 知 事	交 付 年 月 日 講 習 受 講 状 況
			交 付 番 号 受 講 地 受 講 年 月
	甲 種 類 都 道 府 県	都 道 府 県 年 月	
	乙 種 類		
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他		
着 工 予 定 日		完 成 予 定 日	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。

着工届等共通図書届出書

年 月 日						
豊中市消防長 様						
住所						
届出者 氏 名						
電話番号						
防火対象物の概要	名称					
	位置	豊中市				
	用途	()項 ()				
	構造					
	階数	地下	階	地上	階	搭屋
	面積	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積 m ²
	消防同意年月日及び番号		年 月 日			消建第 号
添付図書種別						
消防用設備等(特殊消防用設備等)の種別		1. 屋内消火栓設備 2. スプリンクラー設備 3. 水噴霧消火設備 4. 泡消火設備 5. 不活性ガス消火設備 6. ハロゲン化物消火設備 7. 粉末消火設備 8. 屋外消火栓設備 9. 動力消防ポンプ設備 10. 自動火災報知設備 11. ガス漏れ火災警報器 12. 漏電火災警報器 13. 消防機関へ通報する火災報知設備 14. 非常警報設備 15. 避難器具 16. 誘導灯 17. 消防用水 18. 排煙設備 19. 連結散水設備 20. 連結送水管 21. 非常コンセント設備 22. 無線通信補助設備 23. 火炎伝送防止用消火装置 24. 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 [該当する設備の番号を○で囲むこと]				
通常用いられる消防用設備等の種別						
連絡者		会社名			電話番号	
		氏名				
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

備考 1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置する場合、用途欄()内に特定共同住宅等の区分を記入すること。
 2 特殊消防用設備等又は通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置する場合、設置しないこととする通常用いられる消防消防用設備等を、通常用いられる消防用設備等の種別欄に記載すること。
 3 添付図書種別欄には、建築平面図、非常電源関係図書等添付している図書の名称を記入すること。
 4 ※印を付した欄は、記入しないこと。

目 次

着工届出書・設計届出書に添付する
ものの該当事項を○で囲むこと

1. 着工届出書・設計届出書
2. 防火対象物・製造所等の概要表
3. 消防用設備等の種類に応じた各設備の概要表
4. 各設備共通の添付書類
 1. 付近見取り図
 2. 敷地内配置図
 3. 届出範囲説明書(増設、改修工事等の場合)
 4. 平面図(設備平面図と兼ねることができる。)
 5. 設備平面図
 6. 断面図
 7. 使用機器図(検定品を除く。)
 8. 配線系統図
5. 屋内消火栓・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備
 1. 配管系統図(一般図及び摩擦損失計算のできるもの。)
 2. 水源及び加圧送水装置まわり詳細図
 3. 水源水量計算書
 4. 配管の摩擦損失計算書
 5. ポンプの吐出量及び全揚程計算書
 6. ポンプ試験成績表又は予想性能曲線図
 7. 電源系統図
 8. 非常電源関係図書
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図
 9. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
 10. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)
 - 1 1. 水噴霧消火設備にあつては、1から10のほか、
 - (1) 梁状図
 - (2) 区画教会堤図
 - (3) 排水設備図
 - 1 2. 泡消火設備にあつては、1から10のほか、
 - (1) 泡消火薬剤貯蔵量計算書
 - (2) 梁状図
 - (3) 防護区画詳細図(高発泡を用いるものに限る。)
 - (4) 排煙上有効な開口部の計算書(屋内に設置する移動式の設備に限る。)
6. 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備
 1. 防護区画詳細図(全域放出方式のものに限る。)
 2. 配管系統図(一般図及び摩擦損失計算のできるもの。)
 3. 配管の摩擦損失計算書
 4. 電源系統図
 5. 消火剤量計算書
 6. 非常電源関係図書
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図
 7. 排出措置関係図書(粉末消火設備を除く。)
 8. 排煙上有効な開口部の計算書(屋内に設置する移動式の設備に限る。)
 9. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
 10. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)
7. 動力消防ポンプ設備
 1. 水源まわり詳細図
 2. 水源水量計算書
8. 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報器
 1. 電源系統図
 2. 受信機の機器図
 3. 非常電源関係図書(別置型に限る。)
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図
 4. 予備電源容量計算書(非常電源を兼ねるものに限る。)
 5. 附属装置に関する説明書
 6. 総合操作盤の評価書の写し(総合操作盤を設置するもので自動火災報知設備に限る。)
 7. ガス配管図(ガス漏れ火災警報設備に限る。)
 8. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)
9. 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)
 1. 蓄積音声情報
 2. 電源系統図
 3. 附属装置に関する説明書
 4. 防災センター当の位置及び機能説明書(図)
10. 漏電火災警報器
 1. 電源系統図
11. 非常警報設備
 1. 電源系統図
 2. 非常電源関係図書(複合装置として認定を受けているものを除く。)
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図
12. 避難器具
 1. 取り付け場所詳細図
 2. 立面図(降下空間の状況が判るもの。)
 3. 建具図(取り付け部)
 4. 避難空地・避難通路の状況図
 5. 取り付け具の強度計算書

1 3. 誘導灯

1. 電源系統図
2. 非常電源関係図書(別置型に限る。)
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図

1 4. 消防用水

1. 水源まわり詳細図
2. 水源水量計算書
3. 配管を行うものにあつては、配管系統図(一般図及び摩擦損失計算のできるもの。)
4. 加圧送水装置を用いるものにあつては、1 から3 のほか
 - (1) 加圧送水装置まわり詳細図
 - (2) 配管の摩擦損失計算書
 - (3) ポンプの吐出量及び全揚程計算書
 - (4) ポンプ試験成績表又は予想性能曲線図
 - (5) 電源系統図
 - (6) 非常電源関係図書
 - ア 設置場所及び据付場所の状況図
 - イ 容量計算書
 - ウ 仕様書
 - エ 結線図
5. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
6. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)

1 5. 排煙設備

1. ダクト系統図(一般図及び摩擦損失計算のできるもの。)
2. ダクト摩擦損失計算
3. 排煙機能力計算書
4. 排煙ファン試験成績又は予想性能曲線図
5. 電源系統図
6. 非常電源関係図書
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図
7. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
8. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)

1 6. 連結散水設備

1. 配管系統図(一般図及び摩擦損失計算のできるもの。)
2. 配管の摩擦損失計算書
3. 加圧送水装置関係図書(閉鎖型ヘッドを用いるものに限る。)
 - (1) 水源及び加圧送水装置まわり詳細図
 - (2) 水源水量計算書
 - (3) ポンプの吐出量及び全揚程計算書
 - (4) 電源系統図
 - (5) 非常電源関係図書
 - ア 設置場所及び据付場所の状況図
 - イ 容量計算書
 - ウ 仕様書
 - エ 結線図
4. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
5. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)

1 7. 連結送水管

1. 配管系統図
2. 設計送水圧力計算書
3. 加圧送水装置を用いるものにあつては、1 及び2 のほか
 - (1) 中間水槽及び加圧送水装置まわり詳細図
 - (2) 水源水量計算書
 - (3) 配管の摩擦損失計算書
 - (4) ポンプの吐出量計算書
 - (5) ポンプ試験成績表又は予想性能曲線図
 - (6) 電源系統図
 - (7) 非常電源関係図書
 - ア 設置場所及び据付場所の状況図
 - イ 容量計算書
 - ウ 仕様書
 - エ 結線図
4. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書
5. 中央管理室等の位置及び機能説明書(図)

1 8. 非常コンセント設備

1. 電源系統図
2. 非常電源関係図書
 - (1) 設置場所及び据付場所の状況図
 - (2) 容量計算書
 - (3) 仕様書
 - (4) 結線図

1 9. 無線通信補助設備

1. 出力減衰の計算書
2. 増幅器を用いるものにあつては、1 のほか
 - (1) 電源系統図
 - (2) 非常電源関係図書
 - ア 設置場所及び据付場所の状況図
 - イ 容量計算書
 - ウ 仕様書
 - エ 結線図

2 0. 火災伝送防止用消火装置

1. ダクト及び火を使用する設備機器の配置図
2. 燃料の供給を停止する装置の機器図及び取付図
3. 電源系統図
4. 設備の構成及び操作(作動)順序説明書

別記様式 2

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表
 水噴霧消火設備・泡消火設備

水 源	専用・兼用	種 別	地下ピット・床置き・その他 ()			有効水量 (当該設備用)	m ³	
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
			電圧	V	φ × L/min × m × kw			
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所		
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所		
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m ³	
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合 計	個
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m	本	表示灯	専用・兼用	
噴霧ヘッド	標準放射量	L/min		標準放射圧力	MPa	放射角度	°	
泡放出口	フォームヘッド		個	フォームウォータースプリンクラーヘッド		個		
	高発泡用泡放出口		個	泡ノズル		個	その他 ()	個
泡消火設備の方式	固定式 (全域・局所) ・ 移動式			高発泡・低発泡	一斉開放弁	A	個	
泡消火薬 剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	L	希釈容量濃度	%	
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他 ()						
放 (出・射) 区 域	区域数	最大	放水 (出・射) 面積	m ²	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m ³
		最小	放水 (出・射) 面積	m ²	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m ³
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他						
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド ・ 感知器 ・ その他 ()					手動式開放弁	
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他		
配 管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)				
	止水弁	逆止弁			その他 ()			
プ ー ス ポ タ ン ー プ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽		
		φ × L/min × m × kw				m ³		
		φ × L/min × m × kw				m ³		
電 源	常用電源	単相 ・ 三相	AC	V	電灯回路 ・ 動力回路			
		DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備	単相 ・ 三相	AC ・ DC	V	kVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別
非常電源専用受電設備		単相 ・ 三相	AC	V				
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
そ の 他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式 3

スプリンクラー設備の概要表

水 源	専用・兼用	地下ピット・床置き・その他 ()		有効水量 (当該設備用)	m ³		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
			電圧	V	φ × L/min × m × kw		
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積 m ³	
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)				減 圧 弁	
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)					
	小 側 区 画 型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)				有・無	
	壁 度 開 放 型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)					
設備の方式	湿式・乾式・予作動式		自動警報装置	流水検知装置	A 個	圧力検知装置 個	
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ()					送水口 (双口型) 個	
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ()				手動式開放弁		
一斉開放弁	A 個		電動弁等	A 個			
配管	立上がり管口径	A		材質	専用・兼用 (設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁	その他 ()			
放水型ヘッド	固定式 (個)・可動式 (個)	一斉開放弁	A 個				
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプ	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
			電圧	V	φ × L/min × m × kw		
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ()						
配管	立上がり管口径	A		材質	専用・兼用 (設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁	その他 ()			
ブーストポンプ	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			補助水槽		
		φ ×	L/min ×	m ×	kw	m ³	
		φ ×	L/min ×	m ×	kw	m ³	
補助加圧装置	ポンプ、電動機	φ ×	L/min ×	m ×	kw	/	
		φ ×	L/min ×	m ×	kw		
		φ ×	L/min ×	m ×	kw		
電 源	常用電源	単相 ・ 三相 AC V		電灯回路 ・ 動力回路			
		DC V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備		単相 ・ 三相 AC ・ DC V	kVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備		DC V	AH	充電方式	トリクル ・ 浮動
非常電源専用受電設備		単相 ・ 三相 AC V					
配線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	警報回路	耐熱電線、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	その他の回路	IV電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
その他							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式 4

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表
 粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式				制御盤設置位置				
貯蔵容器等	蓄圧（高圧式・低圧式・その他（ ））・加圧								
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式								
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他（ ）								
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所	赤色表示灯	専用・兼用		
消火剤	種別				設置場所				
	容器別数量	kg × 容器本数		本	= 総数量		kg		
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素		数量	m ³ ・L・kg		容器本数 本			
配管	管								
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他（ ）							
放出区域	区域数	最大	放出面積	m ²	放出率	kg/s	放出体積	m ³	
	区域	最小	放出面積	m ²	放出率	kg/s	放出体積	m ³	
移動式消火設備の数		箇所							
電源	常用電源	単相・三相		AC	V	電灯回路・動力回路			
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
電源	非常電源	自家発電設備		単相・三相	AC・DC	V	kVA	使用別 専用・共用	
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別 専用・共用	
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他（ ）							
	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
	1		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	2		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	3		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	4		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	5		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	6		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
	7		m ²	m ³	有（閉）・無	有（停）・無	機械・自然	kg	個
その他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式 5

自動火災報知設備の概要表

(その1)

感 知 器	機 種		蓄積	自動	遠隔	種別	個数	
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	式 型 ()							
	型式番号	感 第 号	製 造 会 社 名					
	発 信 機	屋内型	型 級 個	型式番号	発第 号	製造会社名		
		屋外型	型 級 個	型式番号	発第 号	製造会社名		
	表 示 灯	V 個						
中 継 器	種 別		回 線 数	電 源 供 給 方 式		設 置 台 数		
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()				
製 造 会 社 名								

別記様式 5

(その2)

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他 ()										
	P・GP型 級 / 回線 R・GR型 自火報点数 点 その他 () 点数 点 予備点数 点										
	予備電源 (DC V AH)			設置場所			階 室				
	型式番号 受第 号			製造会社名							
表示器	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点										
	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点										
電源	常用電源	単相・三相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路									
		DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動) 使用別 (専用・共用 ())									
源	非常電源	非常電源専用受電設備 単相・三相 AC V									
		蓄電池設備 DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動) 使用別 (専用・共用 ())									
音響装置	主音響装置 (内蔵されているものは除く)	ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他 ()									
		鐘径 mm	定格DC V mA			個					
響装	地区音響装置	型式番号 (号)			製造会社名						
		型式番号 (号) 認定番号 (号)			製造会社名						
置	音声切替装置	ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他 ()									
		鐘径 mm	定格DC V mA			個		dB			
配線	常用電源回路	型式番号 (号) DC V 製造会社名									
		常用電源	単相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路								
線	非常電源回路	非常電源 蓄電池設備 DC V AH 充電方式 (トリクル・浮動)									
		ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他 ()									
配線	警報回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()									
		IV電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他 ()									
関連設備	消火設備 ()・火災通報装置・誘導灯信号装置										
	非常警報設備・放送設備・その他 ()										
工事者区分	電源工事										
	配線工事										
	配線工事										
	配線工事										
	機器の取付け工事										
その他											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 3 感知器記入欄の () 内は、その機能又は性能を記入すること。
 4 関連設備の消火設備 () 内は、その設備等の種類を記入すること。

別記様式 6

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火災通報装置	品 名 ・ 型 式				型式番号			
	製 造 会 社 名							
	設 置 場 所		階 室					
	遠隔起動装置	設置場所	電話機付 (台)	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
			電話機なし (台)	(1)	(2)	(3)		
				(4)	(5)	(6)		
	選択信号送出方式		DP方式 (10PPS、20PPS) ・ PB方式					
	自動火災報知設備連動		有 ・ 無					
	常 用 電 源		AC		V			
予 備 電 源		DC		V		AH		
M型発信機	設 置 場 所		基					
工事者区分	電 源 工 事							
	配 線 工 事							
	機 器 の 取 付 工 事							
	工事担当者 (電話工事)		氏名			資格		
そ の 他								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式 7

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知器	検知対象ガス		空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの		
	個	数	個	個	個		
中継器	回線	個	電源	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	予備電源	V AH	
受信機	区分	型		回線数	／ 回線		
	附属装置			附属回路			
	予備電源	V AH		設置場所	階		
電源	常用電源	単相 ・ 三相 AC		V	電灯回路 ・ 動力回路		
		DC	V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用 ・ 共用
	非常電源	蓄電池設備 DC V AH		充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用 ・ 共用
				インバーター出力	VA		
自家発電設備		単相 ・ 三相 AC		V	kVA		
警報装置	音声警報装置	増幅器出力		スピーカー個数	非常用放送設備と兼用		
		定格 W		個	有 ・ 無		
	ガス漏れ表示灯	中継器附属のもの			その他のもの		
		個			個		
	検知区域警報装置	検知器附属のもの			その他のもの		
個			個				
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	検知器回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	警報装置回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
工事者区分	電源及び配線			機器取付			
製造者名	受信機製造会社			型式番号			
	中継器製造会社			型式番号			
	検知器製造会社						
その他							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式 8

避難器具の概要表

防火対象物の概要										
名称				所在地						
用途				階数(階層)	地上	階	地下	階	塔屋	階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他()					延べ面積			m ²	
避難器具の概要										
階別	床面積	用途	収容人員	無窓該当	階段の数	減免数	設置数	避難器具の種別(個数)		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
								は()・袋()・緩()		
避難器具の種別										
型式番号	第	～	号	第	～	号	第	～	号	
設置場所の状況 (用途、構造等)										
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)	×			×		×		×		
腰高 (cm)										
操作面積 (m ²)										
固定位置										
固定方法										
固定部材にかかる 設計荷重 (kN)										
固定部材の許容 応力 (kN)										
その他										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 避難器具の種別(個数)欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の()内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

別記様式 9

総合操作盤の概要表

品名・型式			
音響装置		<input type="checkbox"/> ベル・ <input type="checkbox"/> ブザー・ <input type="checkbox"/> 音声警報・その他()	
表示方法		<input type="checkbox"/> CRT・ <input type="checkbox"/> グラフィックパネル・ <input type="checkbox"/> 窓・その他()	
製造会社名			
監視場所(副監視)(遠隔監視)		階 室	
電源	常用電源	AC V	
	非常電源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備・ <input type="checkbox"/> 非常電源(自家発電設備)・ <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 DC V AH	
消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備	<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備	<input type="checkbox"/> ハロゲン化物消火設備
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備	<input type="checkbox"/> 非常警報設備(放送設備に限る。)	<input type="checkbox"/> 誘導灯
	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 連結散水設備	<input type="checkbox"/> 連結送水管
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備	<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
避難設備・建築設備等	<input type="checkbox"/> 排煙設備	<input type="checkbox"/> 非常用の照明設備	<input type="checkbox"/> 機械換気
	<input type="checkbox"/> 空気調和	<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター	<input type="checkbox"/> 防火区画(構成機器設備)
	<input type="checkbox"/> 防煙区画(構成機器設備)	<input type="checkbox"/> 非常錠設備	<input type="checkbox"/> ITV設備
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事者区分	電源工事		
	配線工事		
	配線工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
その他			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式10

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×()台・II型×()台									
認 定 番 号	号	型式記号								
消火薬剤貯蔵容器等	加圧・蓄圧 (MPa)	材質		内容積	L× 本					
消火薬剤	種 別	型式番号								
	貯 蔵 量	(1台当たり) L× 本= L								
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別	窒素・二酸化炭素								
	充 填 量	(1台当たり) m ³ ・L・kg × 本			充填圧力	MPa				
ホース等	材 質				ノズル切替有無	有・無				
	寸 法	長さ m (I型・II型)								
	ホース収納方式	リール収納方式 ・ ホース架収納方式								
設 置 場 所	設 置 階									
	台 数									
電 源	常用電源回路	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路						
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同							
	非常電源回路	種別 () DC V AH		充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同						
配 線	表示灯回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()								
放 射 能	放 射 率	L/min								
	放 射 距 離	m								
	全量放射時間	秒								
備 考										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

別記様式11

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×台	型式記号				
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 (MPa)		材質		内容積		L×本	
消火薬剤		種別		型式番号					
		薬剤量		容器別数量		L×容器本数	本	L×容器本数	本
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
				L×容器本数	本	L×容器本数	本		
L×容器本数	本			L×容器本数	本				
加圧用ガス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素					
		充填量		(1台当たり)	m ³ ・L・kg×本	充填圧力		MPa	
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等				接地端子		有・無	
感知部		感知器の種別		式 型 ()		型式番号：感第		号×種 個	
				式 型 ()		型式番号：感第		号×種 個	
				式 型 ()		型式番号：感第		号×種 個	
				式 型 ()		型式番号：感第		号×種 個	
		検出方式							
音響装置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ()				連動有無		有 () 無	
手動起動方式									
放出導管		主管 材質：		呼び方：		分岐管 材質：			
		最大長さ m							
放出口		材質：		放射量：		L/min			
補助散水栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) × 台		I型 × 台		II型 × 台			
電源		常用電源回路		単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路					
		非常電源回路		種別 () DC V AH		充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同	
配線		常用電源回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
		非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
		警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
		その他の回路		IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
階	階面積	主な用途		同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数	備考		
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
階	m ²			区域	m ²	個			
合計				区域		個			
備考									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

動力消防ポンプ設備・消防用水概要表

水源	種 別	1. 地下水槽 2. 床上水槽 3. 高架水槽 4. 圧力水槽 5. その他 ()									
	専用・兼用の別	1. 専用 2. 他の消火設備 () と兼用 3. 一般用水と兼用									
	大きさ・有効水量	縦 () m×横 () m×高さ () m = () m ³ 有効水量 () m ³									
	水量確保の方法	1. ボールタップ 2. 電極 フート弁間の落差 4. その他 ()									
	吸 管 投 入 口	口 径	cm	個数	個	防火対象物の最遠部分までの水平距離					m
	採 水 口	接続口径	mm	個数	個	水源の下端から地盤面までの水平距離					GL + ・ - m
動力ポンプ	種 別	1. 消防ポンプ自動車 2. 手引消防ポンプ 3. 重可搬消防ポンプ 4. 軽可搬消防ポンプ									
	級 別	級	製造者名			規格適合表示	有・無	規格放水量		m ³ /Min	
	吸水口等	吸水口内径	mm	吸水口内径	mm	放水口の数	個	常置場所から水源までの距離			m
ホース	消防用吸管	口径	mm	長さ	m	規格適合表示	有・無	ホースの口径	mm	ホースの長さ	m
	筒 先	ノズル口径	mm	筒先の本数		本			ホースの本数		本
配管	主管の口径	mm	充水方法	1. 補助高架水槽に接続 2. その他 ()							
	材 質										
	管 継 手										
加圧送水装置	設置場所	階	室	1. 起動用水圧開閉装置 (設定圧力 MPA) 2. その他 ()							
	起動装置	1. 制御盤での直接操作 2. 防災センター等で遠隔操作 3. その他 ()							連絡装置の種類		
	仕 様	ポンプ 及び 電動機	製造者名	(ポンプ)		(電動機)		認定番号			
非常電源	種別	1. 非常電源専用受電設備 2. 自家発電設備 3. 燃料電池設備 4. 蓄電池設備				容量	() KVA・() AH				
	専用・兼用の別	1. 専用 2. () と兼用									
	製造者名						認定番号				
配線	電線種類又は認定番号	(非常電源回路)					(操作回路等)				
	工 事 方 法	(非常電源回路)					(操作回路等)				
その他											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

誘 導 灯 概 要 表

機 器								
避 難 口	A級		B級〈BL級〉 (表示面の明るさは 10以上20未満)		B級〈BH級〉 (表示面の明るさは 20以上)		C級	
	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号
	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号
	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号
通 路 ┌ 階段・傾斜 路に設ける ものを除く └	A級		B級〈BL級〉 (表示面の明るさは 13以上25未満)		B級〈BH級〉 (表示面の明るさは 13以上25未満)		C級	
	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号	埋込 個	認定番号
	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号	露出 個	認定番号
	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号	吊下 個	認定番号
通路(階段・傾斜 路に設けるもの)		個	認定番号		客席	個	認定番号	
機 能								
点 滅			音声誘導			点滅・音声誘導		
有・無			有・無			有・無		
個			個			個		
非 常 電 源								
蓄電池設備		内蔵型 別置型 認定番号	DC	V AH	自家発電設備 ・ 燃料電池設備	単相・三相 V	AC・DC KVA	認定番号
配 線								
開閉器 設置場所			電線の 種 類			工事 方法		
そ の 他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

連結散水設備・連結送水管概要表

連 結 散 水 設 備	設 置 階														
	放水区域別概要	放水区域の別													
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		天井裏設置の要否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	要・否	
		散水ヘッドの種別	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	開放・閉鎖	
		ヘッドの設置個数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	
		送水口の専用兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用	
	ヘッド	開放型	製造者名								認定番号				
		閉鎖型	製造者名					標示温度	℃	検定番号					
	火災覚知方法（開放型の場合）			1. 自動火災報知設備の感知器 2. 閉鎖型スプリンクラーヘッド（ ）℃											
一斉開放弁	種別	1. 減圧開	2. 加圧開	検定番号		選択弁	設置場所		設置個数	個					
連 結 送 水 管	製造者名										認定番号				
	階別	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	階	合計	
	単口・双口の別												単口	双口	
	設置数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	
	床面からの高さ	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m		
	放水用器具格納箱	設置数	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
格納品		ホース	m× 本 最高使用圧力（ ）MPA					筒先	本	ノズル	種別（ ）口径	mm			
送水口	1. 双口 2. 単口	設置数	個	地盤面からの高さ	m			設計送水圧力	MPA						
配 管	専用・兼用の別	1. 専用 2. （ ）と兼用					充水方法	1. 補助高架水槽 2. その他（ ）							
	主管の口径	mm	送水口から最高位までの高さ	m			送水口から最遠ヘッドまでの配管長	m							
	材質														
	管継手														
	弁類の材質														
加 圧 送 水 装 置	設置場所	階	室	水源又は中間水槽	1. 専用 2. （ ）と兼用			有効水量	m ³						
	起動装置	1. 制御盤での直接操作 2. 防災センター等での遠隔操作 3. その他（ ）							連絡装置の種類						
	仕様	ポンプ及び電動機	製造者名	(ポンプ)				(電動機)				認定番号			
		定格吐出量	ℓ/min		定格全揚程	m		電圧	V		出力	kW			
電 源	種別	1. 非常電源専用受電設備 2. 自家発電設備 3. 燃料電池設備 4. 蓄電池設備					容量	() KVA・() AH							
	専用・兼用の別	1. 専用 2. （ ）と兼用					認定番号								
配 線	電線種類又は認定番号	(非常電源回路)					(操作回路等)								
	工事方法	(非常電源回路)					(操作回路等)								
その他															

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

非常コンセント設備概要表

階	別	階	階	階	階	階	階	階	階	階	
設置コンセント数		個	個	個	個	個	個	個	個	個	
さし込接続器取付高さ		m	m	m	m	m	m	m	m	m	
幹線数											
非常電源	種類	非常電源専用受電設備				自家発電設備		燃料電池設備		蓄電池設備	
	容量	kVA						AH			
	専用・兼用の別	専用					兼用				
	製造者名										
	認定番号										
配線	回路	施工方法					使用電線				
	非常電源回路										
	表示灯回路										
保護箱	寸法	cm ×				cm ×				cm	
	材質										
その他											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

無線通信補助設備概要表

使用区分	専用・共用〔警察用・管理用・その他()〕					
	周波数帯域(1)	～				MHz
	周波数帯域(2)	～				MHz
設備方式	漏洩同軸ケーブル	空中線方式	漏洩同軸ケーブル方式と空中線方式			
無線機接続端子	設置場所			設置個数	個	
	許容入力(設計値)	W(連続)		保護箱の大きさ(cm)	() × () × ()	
増幅器	設置の有無	有・無		型名		
	利得	dB		設置場所		
混合器共用器	入力端子数	個		型名		
	挿入損失	dB		設置場所		
分配器	設置個数	個		型名		
	挿入損失	dB		設置場所		
空中線	設置個数	個		型名		
	利得	dB		電圧定在波比	() MHzにて ()	
漏洩同軸ケーブル	結合損失	標準	dB/km	伝送損失	標準	dB/km
	型名			耐熱措置の方法		
同軸ケーブル	伝送損失	標準	dB/km	使用長さ	km	型名
	耐熱措置の方法					
製造者名	漏洩同軸ケーブル			空中線		
	分配器等			増幅器		
その他						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

火炎伝走防止用消火装置設計届出書

年 月 日			
様			
住所			
氏名印			
電話番号			
工事の場所			
工事を行う防火 対象物の名称			
工事 施行者	住所	(電話番号)	
	氏名		
工事 責任者	住所	(電話番号)	
	氏名		
工事の種類別		1. 新設 2. 増設 3. 改修 4. 移設 5. その他	
着工(予定)年月日	平成 年 月 日	完成(予定)年月日	平成 年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

火炎伝走防止用消火装置概要表

設置階		階	階	階	階	階	階
名称							
ダクトの風速		m/S	m/S	m/S	m/S	m/S	m/S
被防護面積等	被防護面積	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m
	被防護断面積	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²
	被防護長さ	m	m	m	m	m	m
公称防護面積	公称防護面積	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m	m × m
	公称防護断面積	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²	cm × cm cm ²
	公称防護長さ	m	m	m	m	m	m
	消火薬剤の種類及び容量又は重量	ℓ・kg	ℓ・kg	ℓ・kg	ℓ・kg	ℓ・kg	ℓ・kg
感知器	設置位置						
	個数	個	個	個	個	個	個
	種類						
放出口	設置位置						
	個数	個	個	個	個	個	個
	放出導管	長さ	m	m	m	m	m
継手数		カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
ダンパーの有無		1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無
燃料供給停止装置		1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無
手動起動装置の取付高		m	m	m	m	m	m
中央管理室等での放出表示		1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無
その他							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

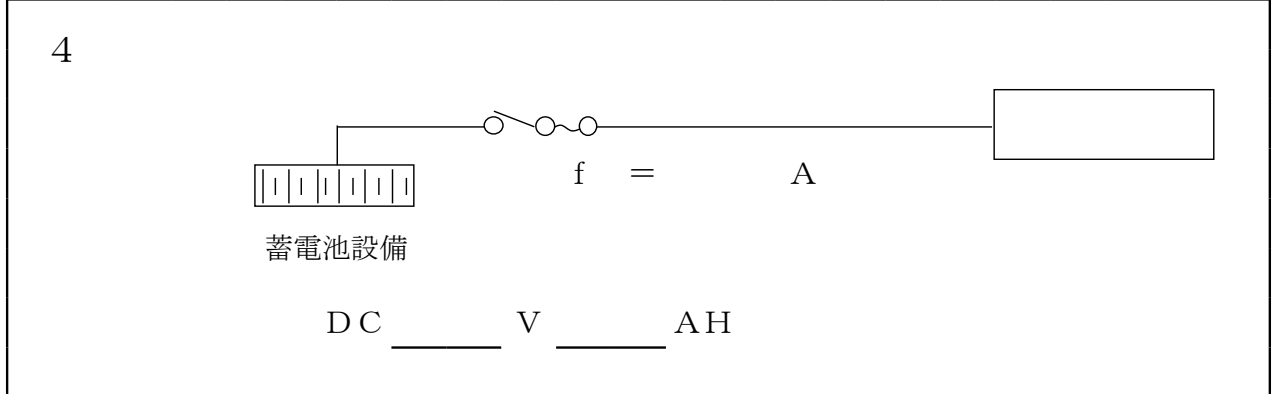
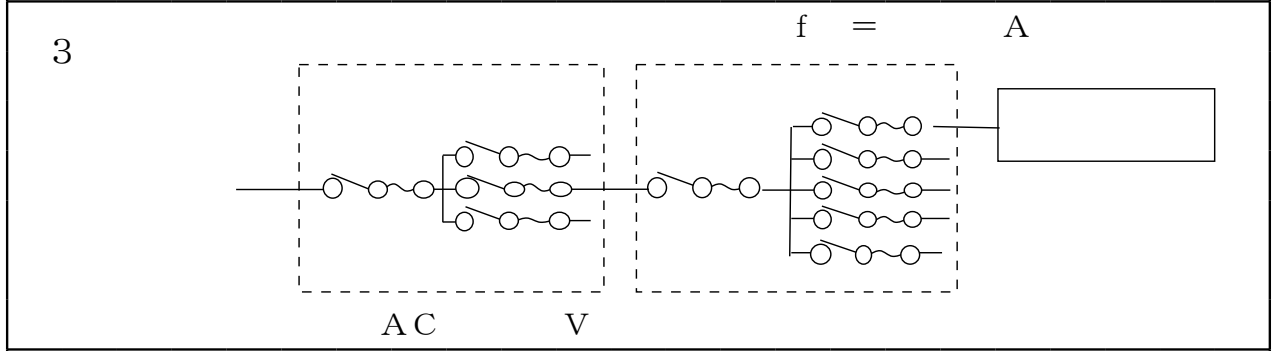
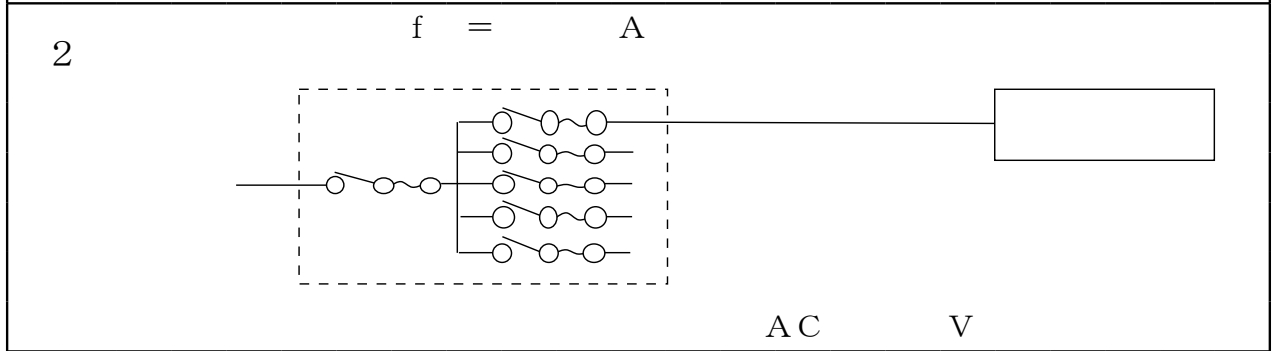
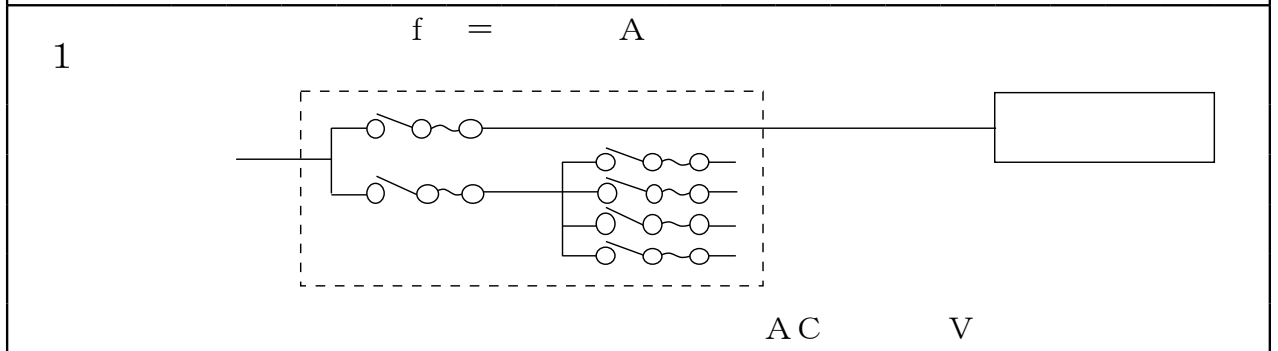
漏電火災警報器の概要表

級 別	一級漏電火災警報器	二級漏電火災警報器	契 約 容 量		
公 称 作 動 電 流 値	mA		検出漏洩電流設定値	mA	
変流器と本体の互換性	互換性	非互換性	製 造 番 号	(変流器) (本 体)	
取 付 場 所	変 流 器	屋 外 の 電 路	B 種 設 置 線	そ の 他 ()	
	本 体				
	音 響 装 置				
遮 断 機 構	可燃性蒸気等の種類				
	設 置 場 所				
警 戒 電 路 の 電 圧	V		警戒電路の定格電流	A	
製 造 者 名	受信機製造会社		検 定 番 号		
	変流器製造会社		検 定 番 号		
	音響装置製造会社		検定又は鑑定番号		
電 源	AC	V	電 灯 回 路	動 力 回 路	
配 線	区 分	使 用 電 線		太 さ	
	操 作 電 源			mm	
	変流器2の次	屋 内 配 線			mm
		屋 外 配 線			mm
		架 空 配 線			mm
	地 中 配 線			mm	
	音響装置	地 下 設 置			mm
		架 空 設 置			mm
		上 記 以 外			mm
そ の 他					

備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

電 源 系 統 標 準 図



上 記 以 外 の 場 合

(注) 現場と一致する図記号を○でかこみ該当事項を記入すること。

非常警報設備の概要表

種類	放送設備 非常ベル（複合装置 操作装置・一体型 その他）			自動式サイレン						
使用状況	専用 共用（ ）									
増幅器	形式区分	電 源		消 費 電 力		出 力				
		AC	V	VA		定 格 W				
		DC	V			最 大 W				
操作部 (操作装置)	制御区分	/ 区分		制 御 階 数		階 ~ 階				
	設置場所			用 途						
	遠隔操作器	設置場所	制 御 区 分	/	タ イ マ ー	分				
起 動 装 置	押しボタン 非常電話 発信機 感知器 その他（ ）									
音 響 装 置	鳴動区分	スピーカー			L 級 スピーカー					
	一斉・区分	配線方法	合 計 個 数		型 名	形 式	許容入力 音圧感度 設置方法			
	音量調整器 有・無	2線式	ホーン型 個			ホーン型 個	W	dB	壁掛 個	
		3線式	コーン型 個			コーン型 個	W	dB	露出 個	
			その他 個	計 個	その他 個	W	dB	その他 個		
	M 級 スピーカー				S 級 スピーカー					
	型 名	形 式	許容入力	音圧感度	設置方法	型 名	形 式	許容入力	音圧感度	設置方法
		ホーン型 個	W	dB	壁掛 個		ホーン型 個	W	dB	壁掛 個
		コーン型 個	W	dB	露出 個		コーン型 個	W	dB	露出 個
		その他 個	W	dB	その他 個		その他 個	W	dB	その他 個
自動式サイレン		直 径	個 数	設 置 方 法	音 圧		定 格			
ベル		mm	個	壁掛 個 埋込 個	dB		AC V mA DC V mA			
電 源	常用電源	AC V	非常電源専用受電設備			電灯回路		動力回路		
		DC V	AH	充 電 方 式	トリクル・浮動	使用別	専用・兼用			
	非常電源	種 別	非常電源専用受電設備			蓄電池設備（内臓・別置）				
		容 量	V	AH	専用・兼用の別	専用・兼用				
	製造者名				認 定 番 号					
配 線	区 分	施 工 方 法				使 用 電 線		太 さ		
	常用電源回路							mm		
	非常電源回路							mm		
	警報回路							mm		
	起動回路 表示灯回路							mm		
関 連 装 置	自動火災報知設備 非常電話 その他（ ）									
工 事 者 区 分	電源及び配線				機 器 取 付					
製 造 者	放送設備製造会社				認 定 番 号					
	非常ベル製造会社				認 定 番 号					
	自動式サイレン製造会社				認 定 番 号					
そ の 他										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択枝のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

第2部 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術上の運用基準

第1章 消火設備

第1節 消火器具

第1 消火器

1 設置場所等

消火器の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

(1) 設置場所

ア 消火器は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。

イ 室内に設置する場合にあっては、出入口部分に1個以上設置すること。

(2) 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置を講じること。

ア 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

2 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項により設置しなければならない消火器については、1によるほか次による。

(1) 規則第6条第3項の規定する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱い数量の算定は、「危険物の貯蔵又は取扱いの最大倍数の算定基準」により、それぞれ算定すること。

(2) 規則第6条第4項の規定の運用は、次によること。

ア 「変圧器」は、300ボルト以上の電路に接続するもので、出力が5キロボルトアンペア以上のものとする。

イ 「配電盤」は、300ボルト以上の電路に接続するものとする。

ウ 「変電設備」は、300ボルト以上の電路に接続するものとする。

エ 「発電設備」は、300ボルト以上の電路に接続するもので、出力が5キロボルトアンペア以上のものとする。

オ 「その他これらに類する電気設備」は、次に掲げるものとする。

(ア) 蓄電池設備（条例第13条に掲げるものをいう。）

(イ) 300ボルト以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの。(可搬式のものを含む。)

A 電動機

B 溶接器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)

C 静電塗装設備

D 整流器(出力が5キロボルトアンペア以上のものに限る。)

E その他AからDに類するもの

(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第44条に定める設備を設置する場所をいう。

(4) 規則第6条第4項又は第5項に規定する床面積の算定は、別に定める。

3 特例

劇場及び映画館の客席等で規則第6条第6項の規定によることが困難な場合にあっては、令第32条の規定を適用し、次により設置することができる。

(1) 客席部分の周壁又は客席等で最も近い廊下の出入口部分に分散配置すること。

(2) 当該客席等の内部に配置した場合に必要なとされる消火器の所要数の20パーセント増とした個数を設置すること。

第2 簡易消火用具

簡易消火用具の設置は、令第10条第2項並びに規則第6条第6項及び第9条の規定によるほか、次による。

1 設置場所等

(1) 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近に設けること。

(2) 乾燥砂又は膨張ひる石若しくは膨張真珠岩は、使用に際し容易に持ち出すことができる位置に設け、かつ、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面(屋内に設ける場合にあっては床面)から10センチメートル以上の台上に設けること。

2 材質等

(1) 水バケツ及び消火専用バケツの容量は10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

(2) 膨張ひる石は、JISA5009に、膨張真珠岩(真珠岩を材料としたものに限る。)は、JISA5007にそれぞれ適合するものであること。

第3 特例基準

一住戸が3層以下のメゾネット式の共同住宅においては、令第32条の規定を適用し、主たる出入口のある階の共用部分に各階に必要な消火器具をまとめて設置することができる。

第2節 屋内消火栓設備

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 有効水量とは、水源、中間水槽、補助高架水槽又は呼水槽に貯水する水量のうち、有効に利用できる水量をいう。
- 2 規定水量とは、令、規則又はこの基準により必要とされる水源の水量又はポンプの吐出量をいう。
- 3 加圧送水装置とは、必要な水量、水圧により、屋内消火栓に送水する装置のうち、高架水槽、圧力水槽又はポンプをいう。
- 4 加圧送水装置等とは、加圧送水装置と制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁等の付属装置又は付属機器で構成されたものをいう。
- 5 ポンプとは、地上又は水中に設置されるもので、電動機と軸継手により直結されたもの、又は電動機軸と共通軸としたもので、単段又は多段のターボ形ポンプをいう。
- 6 制御盤とは、加圧送水装置等の監視、操作等を行うものをいう。
- 7 呼水装置とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、ポンプ及びその一次側配管に常に水を充水させるための装置をいう。
- 8 水温上昇防止用逃し装置とは、ポンプを用いる加圧送水装置の締切運転時にポンプ中の水温が上昇するのを防止するための装置をいう。
- 9 ポンプ性能試験装置とは、加圧送水装置の全揚程、吐出量を確認するための試験装置をいう。
- 10 起動用水圧開閉装置とは、消火栓開閉弁の開放による配管内の圧力低下等により、ポンプを用いる加圧送水装置を自動的に起動させるための装置をいう。
- 11 フート弁とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、吸水管の先端等に設ける逆止弁で、ろ過装置を付置したものをいう。
- 12 中継ポンプとは、その一次側に供給された水を、加圧して二次側に送水するポンプをいう。
- 13 1号消火栓とは、令第11条第3項第1号イからへまでの規定により設ける屋内消火栓をいう。
- 14 易操作性1号消火栓とは、1号消火栓のうち規則第12条第1項第7号へただし書の規定により設ける屋内消火栓をいう。
- 15 2号消火栓とは、令第11条第3項第2号イの規定により設ける屋内消火栓をいう。
- 16 広範囲型2号消火栓とは、令第11条第3項第2号ロの規定により設ける屋内消火栓をいう。
- 17 耐震支持とは、地震時に配管等に作用する力に対して、次の性能が確保され

るように配管等を建築物の構造躯体等に固定し、地震時の変位を抑制することをいう。

(1) 建築物の存在期間中に数度遭遇することを考慮すべき稀に発生する地震動（気象庁震度階級において震度5強程度）に対して、損傷が生ずるおそれがないこと

(2) 建築物の存在期間中に1度は遭遇することを考慮すべき極めて稀に発生する地震動（気象庁震度階級において震度6強以上）に対して、重大な損傷が生ずるおそれがないこと

18 可撓管継手の基準とは、別記1の「加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準」（「加圧送水装置の周辺配管に使用する可撓管継手の取扱について」（平成5年6月30日付け消防予第199号。消防庁予防課長通知）中別紙に示すものをいう。）をいう。

19 消防用接続器具の基準とは、別記2の「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準」（「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成5年6月30日付け消防消第98号、消防予第197号。消防庁消防課長、予防課長通知）中別添に示すものをいう。）をいう。

第2 易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の設置

1 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓にあつては、原則として易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓とする。

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

(2) 特別支援学校の生徒を収容する寄宿舎を有する令別表第1(5)項ロ又は(6)項ニに掲げる防火対象物

(3) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち病院

(4) 令別表第1(6)項ロ又は(6)項ハ（就寝施設を有するものに限る。）に掲げる防火対象物

2 1に掲げる防火対象物又はその部分以外のものに設置する屋内消火栓にあつては、努めて易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓とする。ただし、令第11条第3項第1号の規定により1号消火栓を設置することとされる防火対象物又はその部分にあつては、易操作性1号消火栓に限る。

第3 水源

水源は、令第11条第3項第1号ハ、第2号イ(4)、第2号ロ(4)及び規則第12条第1項第9号の規定によるほか、次による。

1 種類

(1) 水源は、地上若しくは床上水槽（水源の水位がポンプの位置以上にある水槽をいう。以下同じ。）、地下若しくは床下水槽（水源の水位がポンプより低い位置にある水槽をいう。以下同じ。）、高架水槽若しくは圧力水槽、空調用蓄熱槽（建築物の基礎部分を利用して、空調用の冷温水を蓄えるための水槽をいう。以下同じ。）で水源の水質を原則上水道水とするもの（以下「水槽等」という。）又は河川若しくは池（以下「自然水利」という。）とすること。ただし、空調用蓄熱槽を用いる場合は、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること

(2) 水温は、おおむね40度以下のものであること

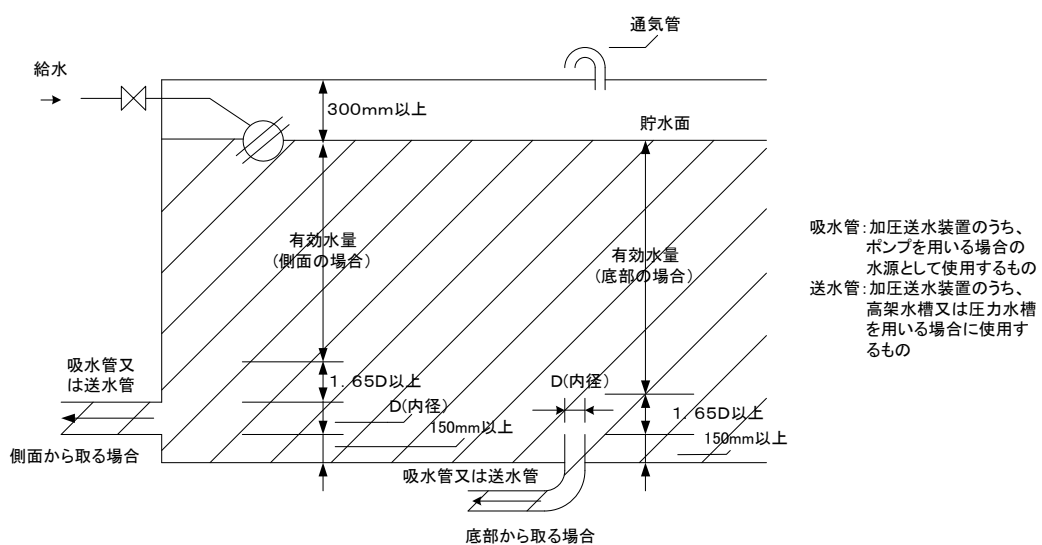
2 水量

(1) 有効水量の算定方法は、次によること

ア 水槽等のうち、地上若しくは床上水槽、高架水槽又は空調用蓄熱槽を用いる場合は、当該水槽等に設ける吸水口又は送水口（以下「吸水口等」という。）の上端から、当該吸水管又は送水管の内径の1.65倍以上上部の位置から貯水面までの量とすること。この場合において、水槽下部に吸水口等から水槽の底部まで15センチメートル以上の沈殿物の溜まり部分を設けること。ただし、吸水口等又はその直近にろ過装置を附置する場合はこの限りでない。なお、ポンプを用いる加圧送水装置の吸水管のうち、吸水口から水槽の底部まで15センチメートル以上の沈殿物の溜まり部分を設けた場合については、規則第12条第1項第6号ハ(ロ)に規定するろ過装置を設けないことができるものとする（図1-2-1）。

図1-2-1

地上若しくは床上水槽、高架水槽又は空調用蓄熱槽を用いるもの



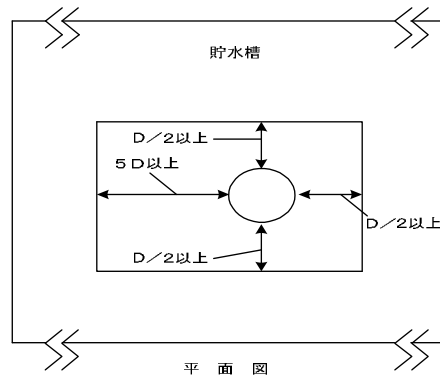
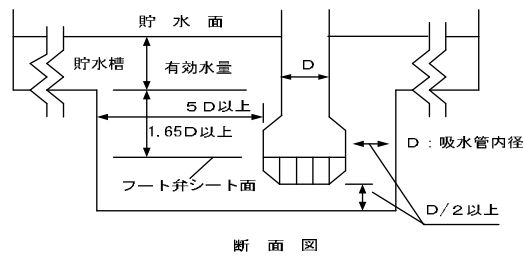
イ 水槽等のうち、圧力水槽を用いる場合は、当該水槽等に設ける吸水口の

上端から貯水面までの量とすること

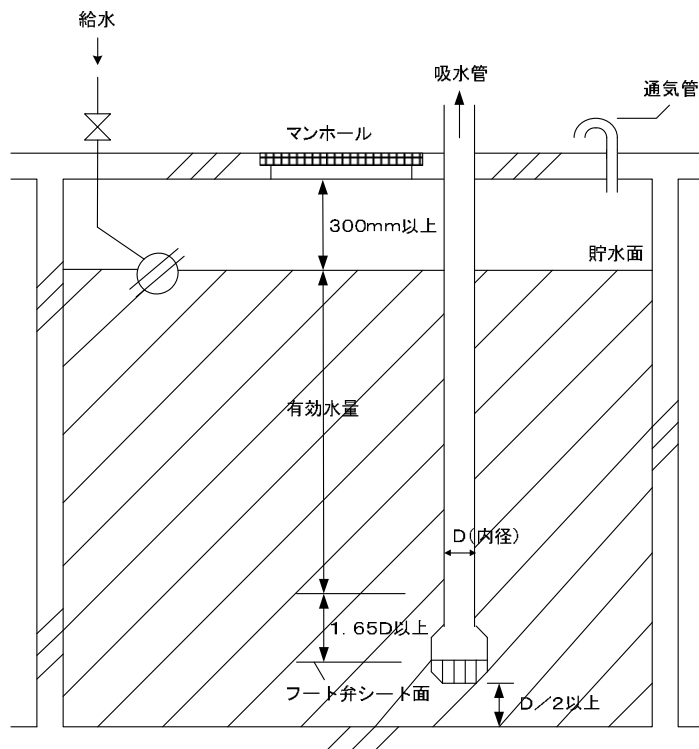
ウ 水槽等のうち、地下若しくは床下水槽又は空調用蓄熱槽を用いる場合は、ポンプの吸水管に設けられたフート弁の弁シート面から、当該吸水管の内径の1.65倍以上上部の位置（水中ポンプにあっては、ポンプストレーナーから10センチメートル以上の位置）から貯水面までの量とすること。この場合において、底部にサクシヨンピットを設ける構造のものにあっては、図1-2-2に示す関係寸法以上のものとする

図1-2-2

地下若しくは床下水槽又は空調用蓄熱槽を用いるもの
サクシヨンピットを設ける場合



サクシヨンピットを設けない場合



エ 2以上の水槽に連通管を設けて使用する構造のものにあつては、各槽ごとに水位差が生じるため、流量計算により水位差及び連通管断面積を求めて有効水量を算出すること。なお、連通管の長さが1.5メートル以下の場合には、(ア)及び(イ)の計算式によるもので足りること (図1-2-3)

(ア) 連通管の寸法を次式により算出した数値 (連通管を2以上設けるものは、その合計値) 以上とすること

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} \div \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \text{ 又は } D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}}$$

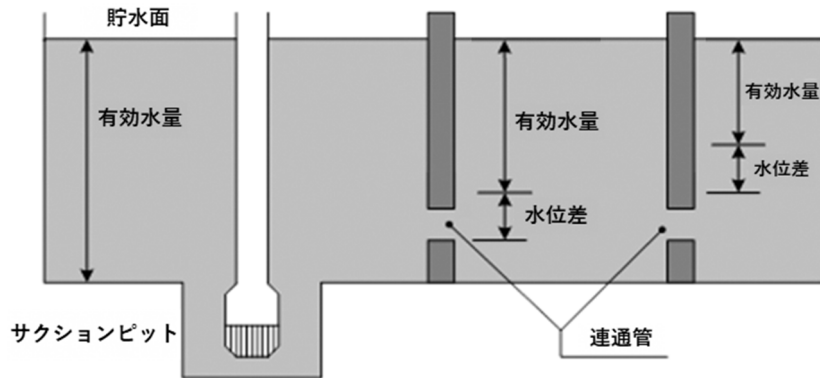
(イ) 水位差の寸法は次式により算出すること

$$H = \left(\frac{Q}{3.32A} \right)^2 = 0.09073 \frac{Q^2}{A^2}$$

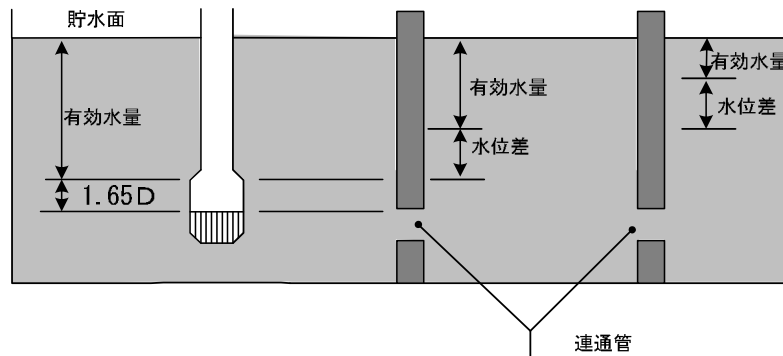
- A : 連通管断面積 (平方メートル)
D' : 連通管内径 (メートル)
Q : 流量 (立方メートル毎秒)
g : 重力加速度 (9.8メートル毎秒毎秒)
H : 水位差 (メートル)

図1-2-3

サクションピットを設ける場合
(吸水管部分における有効水量の下辺部が連通管の下辺部より下方にある場合)

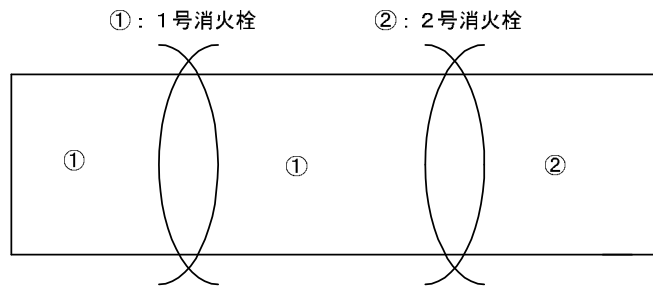


サクションピットを設けない場合
(吸水管部分における有効水量の下辺部が連通管の下辺部より上方にある場合)

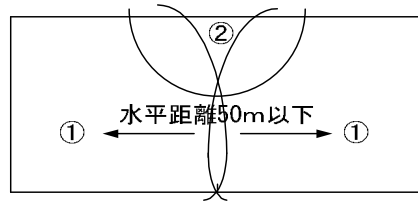


- ※水位差 H:必要水量が連通管を通過するために要する水頭(落差)
オ サクションピット内に2以上の消防用設備等のフット弁を設ける場合は、各フット弁の相互間距離は大なる吸水管の内径以上とすること
- (2) 放水量の異なる屋内消火栓を併設する場合の規定水量は、それぞれ次によること
- ア 1号消火栓と2号消火栓を併設する場合にあっては、次により求めた量以上の水量とすること
- (ア) 同一階において、1号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は5.2立方メートル(図1-2-4)

図 1 - 2 - 4



1号消火栓が相互に隣接している。



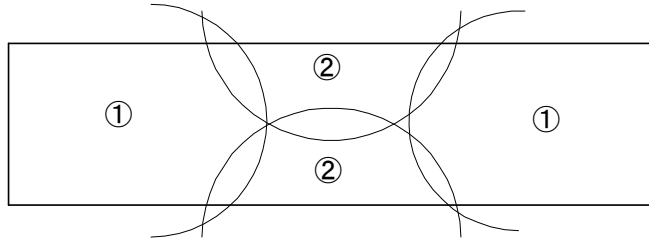
1号消火栓が相互に隣接している。

(イ) 同一階において、1号消火栓と2号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は3.8立方メートル（図1-2-5）

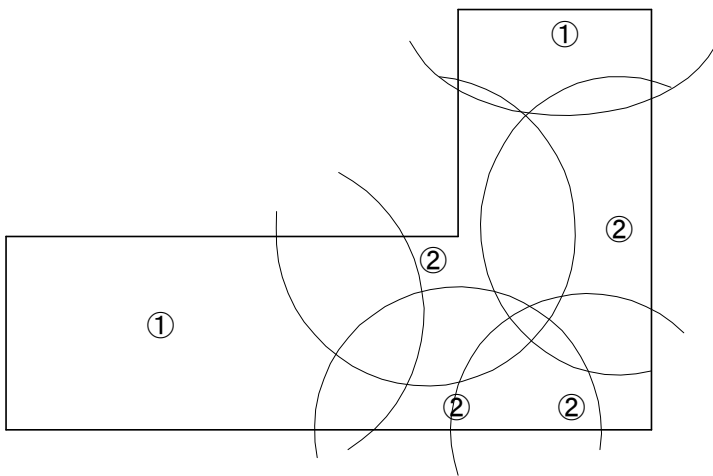
図1-2-5

①:1号消火栓

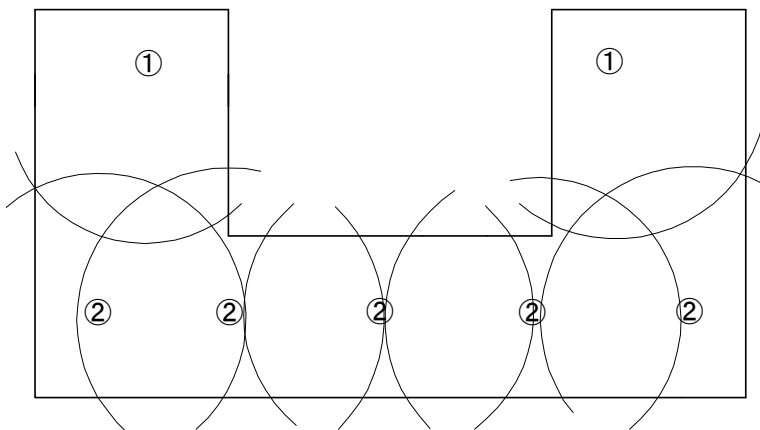
②:2号消火栓



1号消火栓と2号消火栓が相互に隣接している。



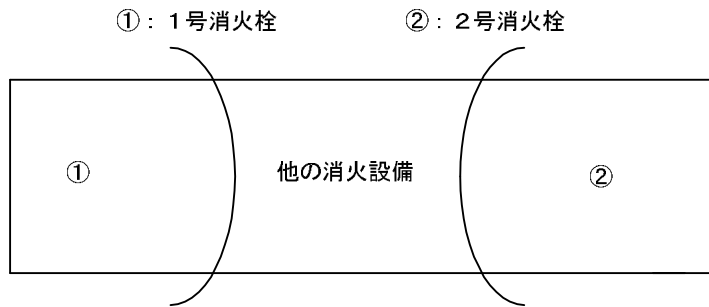
1号消火栓と2号消火栓が相互に隣接している。



1号消火栓と2号消火栓が相互に隣接している。

(ウ) 同一階の設置個数が2以上であり、(ア)及び(イ)以外の場合は2.6立方メートル（図1-2-6）

図1-2-6

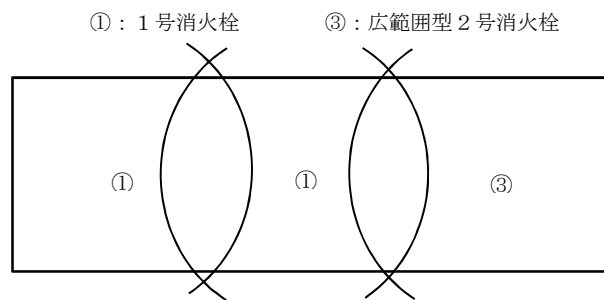


(エ) 削除

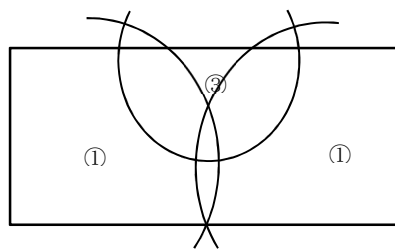
イ 1号消火栓と広範囲型2号消火栓を併設する場合にあつては、次により求めた量以上の水量とすること

(ア) 同一階において、1号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は5.2立方メートル（図1-2-7）

図1-2-7



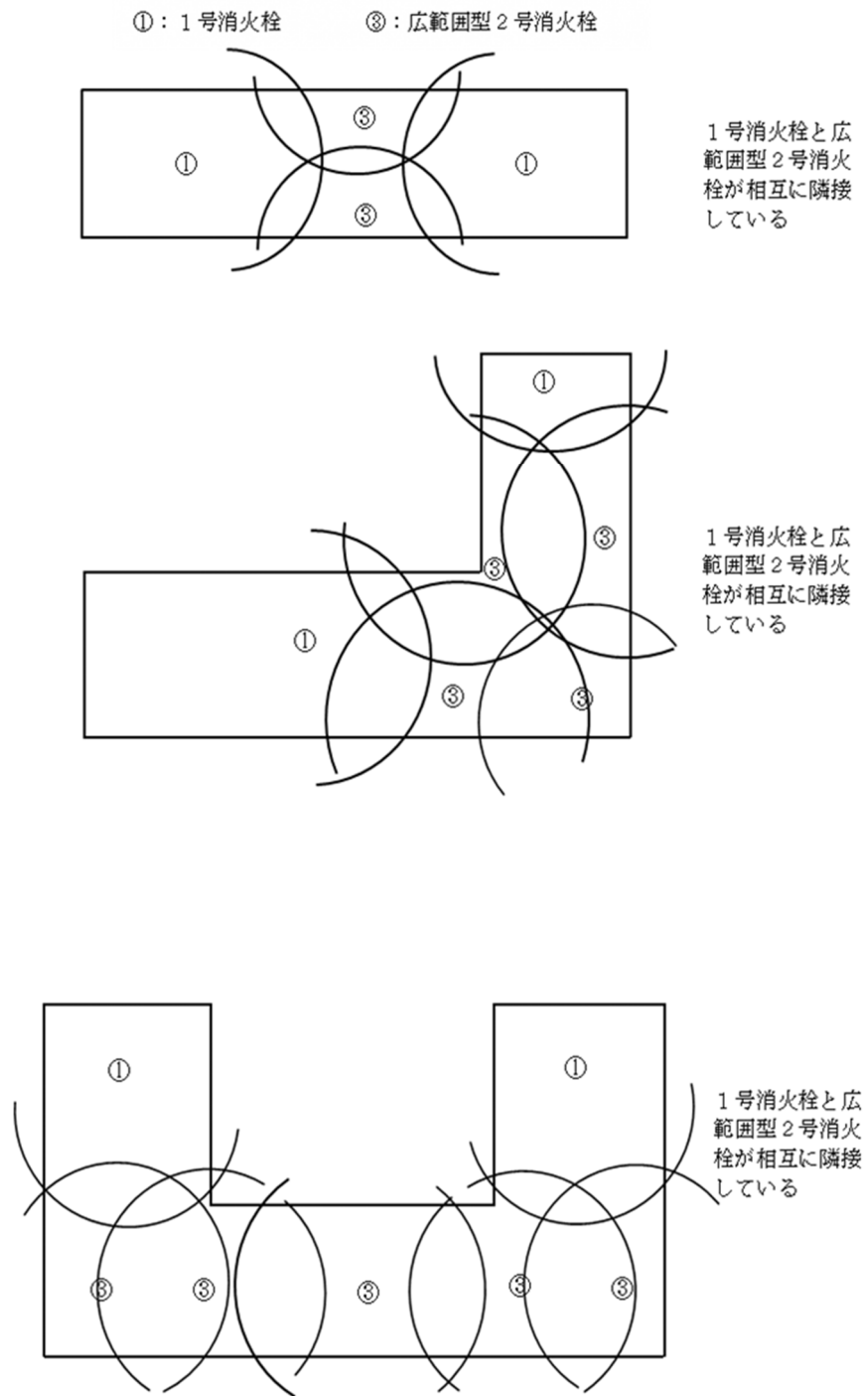
1号消火栓が相互に隣接している。



1号消火栓が相互に隣接している。

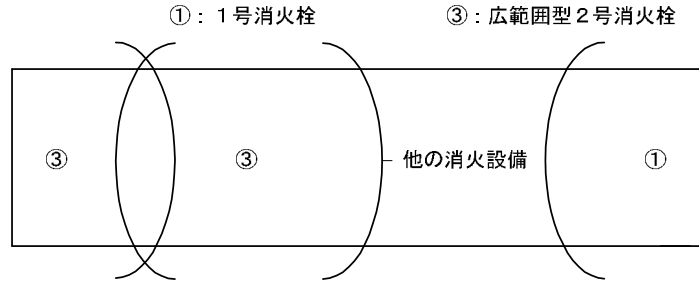
(イ) 同一階において、1号消火栓と広範囲型2号消火栓が相互に隣接して
設けられる場合は4.2立方メートル (図1-2-8) ◆

図1-2-8



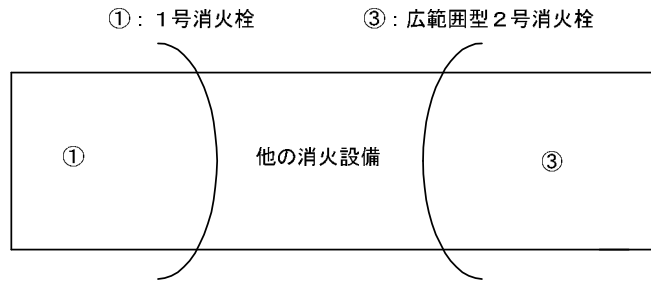
- (ウ) (ア)及び(イ)以外で、同一階の設置個数が2以上であり、広範囲型2号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は、3.2立方メートル (図1-2-9)

図1-2-9



- (エ) 同一階の設置個数が2以上であり、(ア)、(イ)及び(ウ)以外の場合は2.6立方メートル (図1-2-10)

図1-2-10

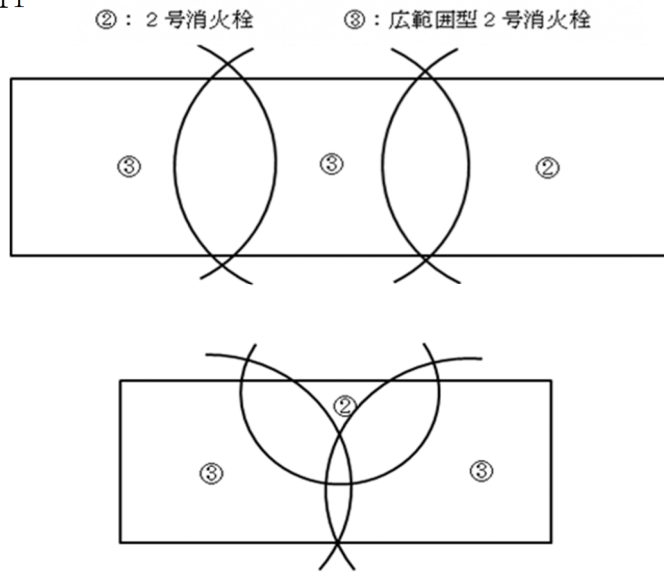


- (オ) 削除

ウ 2号消火栓と広範囲型2号消火栓を併設する場合には、次により求めた量以上の水量とすること

- (ア) 同一階において、広範囲2号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は3.2立方メートル (図1-2-11)

図 1 - 2 - 11

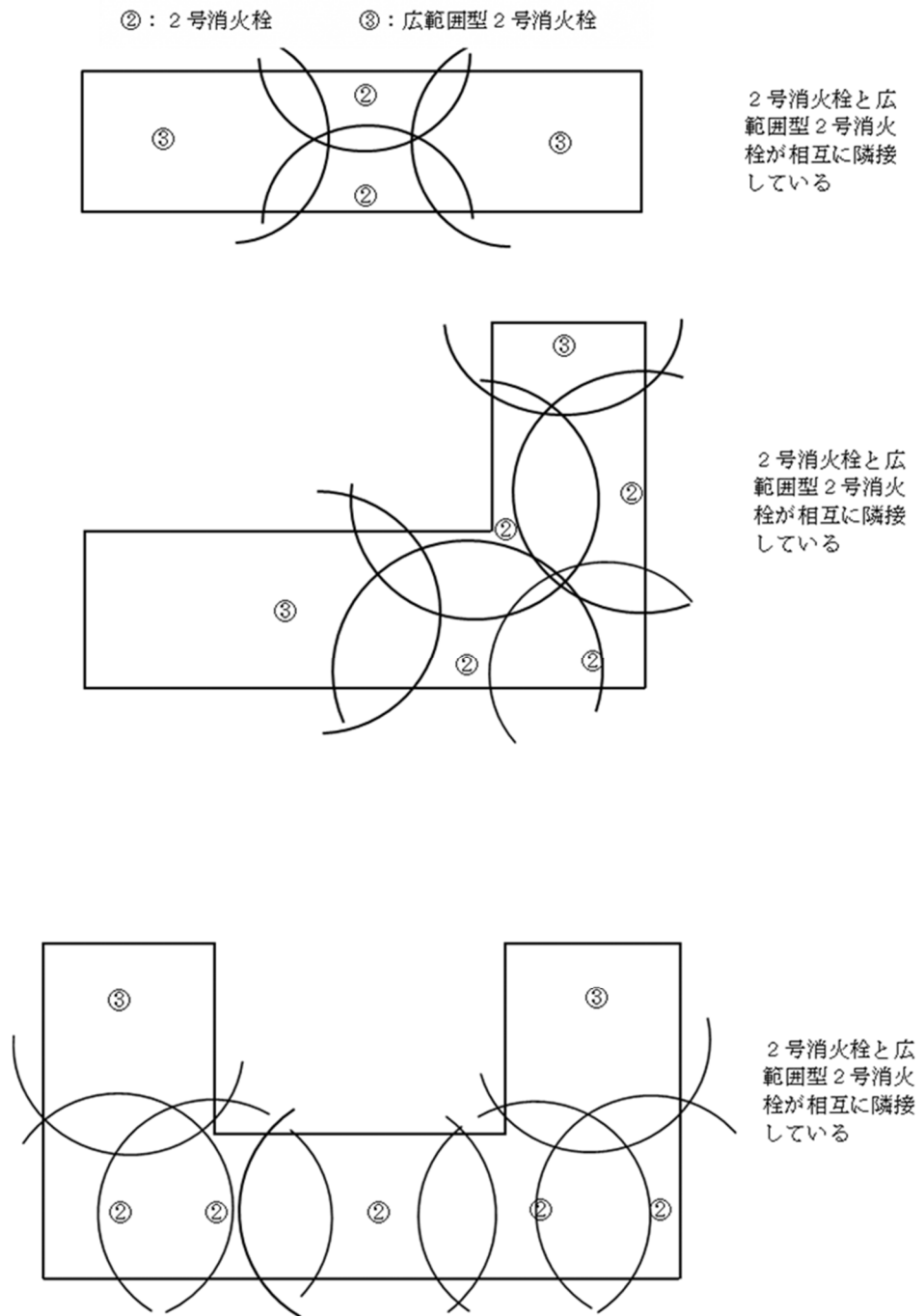


広範囲型2号消火栓が相互に隣接している。

広範囲型2号消火栓が相互に隣接している。

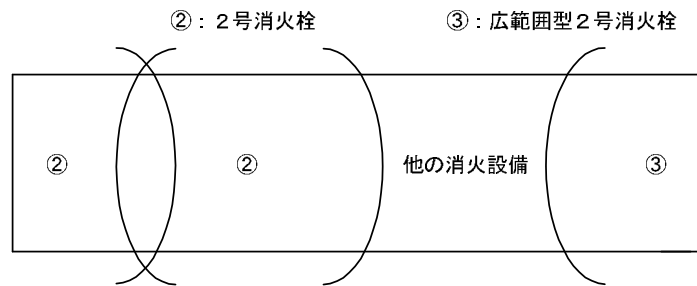
(イ) 同一階において、2号消火栓と広範囲型2号消火栓が相互に隣接して
設けられる場合は2.8立方メートル (図1-2-12)

図1-2-12



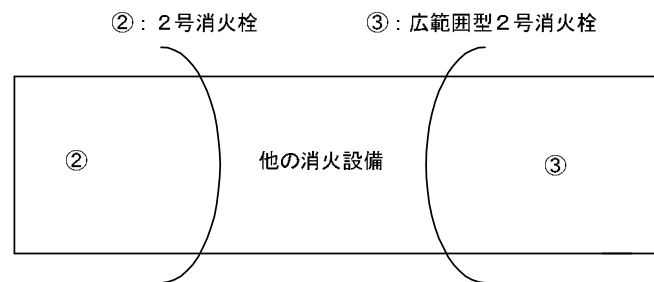
- (ウ) (ア)及び(イ)以外で、同一階の設置個数が2以上であり、2号消火栓が相互に隣接して設けられる場合は、2.4立方メートル（図1-2-13）

図1-2-13



- (エ) 同一階の設置個数が2以上であり、(ア)、(イ)及び(ウ)以外の場合は1.6立方メートル（図1-2-14）

図1-2-14

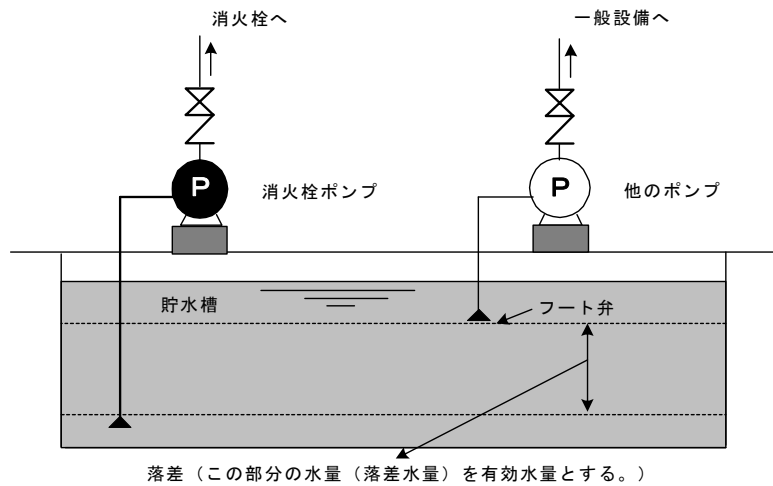


- (オ) 削除

- (3) 他の消火設備若しくは消防用水の水源又は連結送水管の中間水槽と兼用する場合の規定水量は、次によること
- ア 屋内消火栓設置階に水源を兼用する他の消火設備を設置する場合は、屋内消火栓設備の規定水量に当該他の消火設備の規定水量を加算した量以上の量とすること
 - イ 屋内消火栓設置階以外の階に水源を兼用する他の消火設備を設置する場合は、当該各消火設備のうち規定水量の最も大なるものの1.5倍以上の量又はアに準じた量とすること
 - ウ 消防用水として必要な量は、消火栓ポンプのフート弁（水源の水位がポンプより高い位置にある場合は、吸水管又は送水管の吸水口等）の下部において得られるものとする
- (4) 一般設備の水源と兼用する場合の水量は、設置する加圧送水装置の種類に応じ次によること
- ア ポンプ方式にあつては、その状況に応じ次のいずれかの水量を有効水量とすること
 - (ア) 水源の水位がポンプより低い位置にある場合は、消火栓ポンプのフート弁の上部に一般設備のポンプのフート弁を設置した場合の落差水量

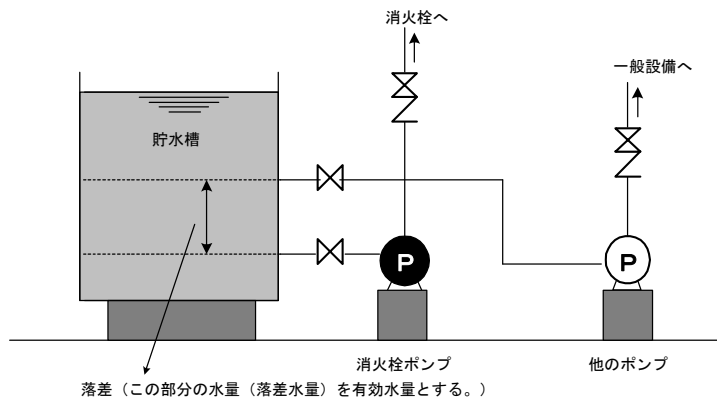
(図 1 - 2 - 15)

図 1 - 2 - 15



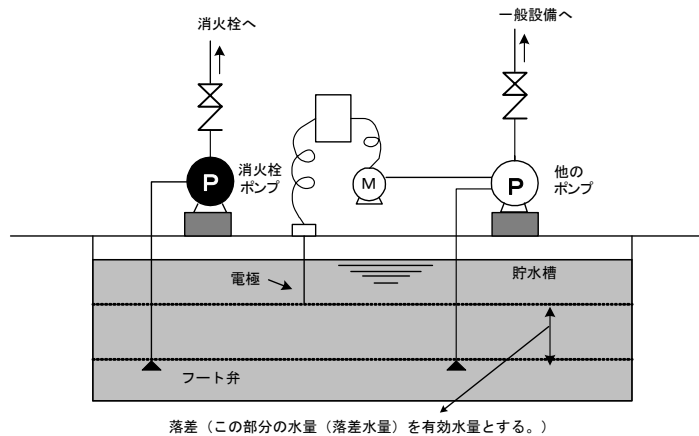
- (イ) (ア)以外の場合にあっては、消火栓ポンプの吸水口（水中ポンプにあっては吸込口）の上部に一般設備のポンプの吸水口を設置した場合の落差水量（図 1 - 2 - 16）

図 1 - 2 - 16



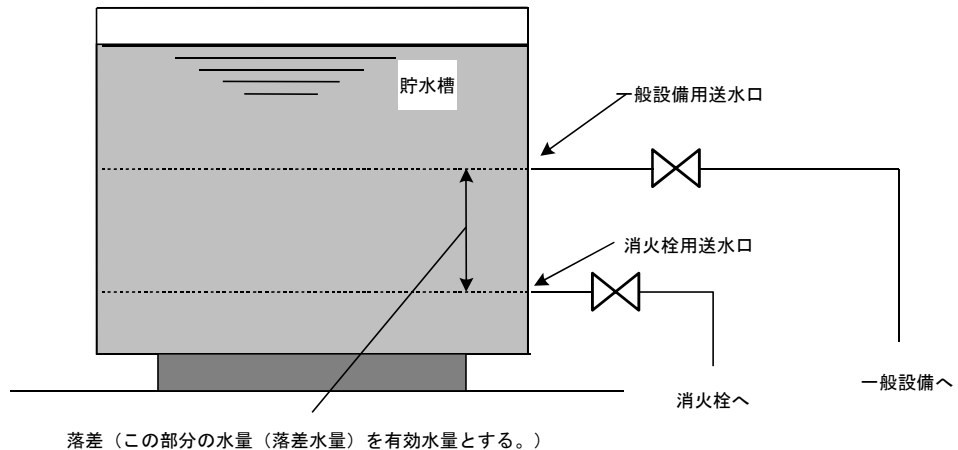
- (ウ) 電極の作動と連動して自動的に他のポンプの運転停止が行えるとした場合の、消火栓ポンプのフート弁と電極との間の落差水量（図 1 - 2 - 17）

図 1 - 2 - 17



イ 高架水槽方式又は圧力水槽方式にあっては、消火栓配管の送水口の上部に一般設備の配管の送水口を設け、この間の落差水量を有効水量とすること（図1-2-18）

図1-2-18



(5) 自然水利は四季を通じて規定水量が確保できるものであり、また水槽等はボルトアップ等により常時規定水量が確保できる構造とし、必要に応じ通気口等を設けること

3 水槽等の材質

- (1) 水槽等は、コンクリート又は鋼板等の不燃材料で造ること。ただし、不燃専用室（不燃材料で区画された機械換気設備の機械室、ポンプ室等で、火災の発生のおそれのある設備又は機器等が設置されていないものをいう。以下同じ。）若しくは不燃材料で有効に遮へいされている場所又は屋外（屋上を含む。）で、これと同等以上に火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設ける場合は、ガラス繊維強化プラスチックで造られたものとする事ができる。
- (2) 腐食のおそれのあるものについては、有効な防食のための措置を講じること

第4 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第11条第3項第1号ニ及びホ、第2号イ(5)及び(6)又は第2号ロ(5)及び(6)並びに規則第12条第1項第2号、第3号の2、第7号、第9号、第2項第3号から第6号まで及び第3項第2号の規定によるほか、次による。

1 設置場所

加圧送水装置等（制御盤を除く。）は、第3.3.(1)に定める場所に設置する。なお、屋外に設置する場合は、防滴措置として不燃材料の箱内に収納すること

2 加圧送水装置及び付属装置

(1) 1号消火栓と2号消火栓（広範囲型2号消火栓を含む。以下この号及び次号において同じ。）を併設する場合の加圧送水装置は、次によること

ア 加圧送水装置は、いずれの階においても、相互に隣接する2個の屋内消火栓を同時に使用した場合において、1号消火栓にあつては令第11条第3項第1号ニに、2号消火栓にあつては令第11条第3項第2号イ(5)又は第2号ロ(5)に規定する放水圧力及び放水量を満足するように設けること

イ 削除

(2) 削除

(3) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること

ア ポンプの吐出量

(ア) 削除

(イ) 放水量の異なる屋内消火栓を併設するものにあつては、第3.2.(2)により求めた規定水量に応じて、次に掲げる量以上の量のものとする

規定水量 (m ³)	吐出量 (ℓ/min)	屋内消火栓の種類
5.2	300	1号消火栓×2
4.2	240	1号消火栓+広範囲型 2号消火栓
3.8	220	1号消火栓+2号消火 栓
3.2	180	広範囲型2号消火栓× 2
2.8	160	2号消火栓+広範囲型 2号消火栓
2.6	150	1号消火栓×1
2.4	140	2号消火栓×2
1.6	90	広範囲型2号消火栓× 1

イ ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること

- (7) 配管の単位摩擦損失水頭は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）によること。なお、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓にあっては、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）に適合するものとして、日本消防検定協会の認定評価（以下「認定評価」という。）を受けている部分の摩擦損失水頭は、認定評価の際表示されている設計圧力損失値を摩擦損失水頭に換算した数値によること
- (イ) 摩擦損失計算は、屋内消火栓1個当たり1号消火栓にあっては130リットル毎分、2号消火栓にあっては60リットル毎分、広範囲型2号消火栓にあっては80リットル毎分の水量が流れるものとして行うことができる。
- (ウ) ホースの単位摩擦損失水頭は、使用するホースの呼称に応じ、次の表によること

平ホースの呼称	40	50
流量130 ℓ/minにおけるホースの摩擦損失水頭 (m/100m)	12	3

(エ) 削除

ウ ポンプの設置

ポンプは、次に適合する場合は他の1の消火設備に限り兼用することができる。

- (7) ポンプの吐出量が、次のA又はBに定める量以上の量であること
- A 屋内消火栓設置階にポンプを兼用する他の消火設備を設置する場合は、屋内消火栓設備の規定水量に他の消火設備の規定水量を加算した量
- B 屋内消火栓設置階以外の階にポンプを兼用する他の消火設備を設置する場合は、それぞれの消火設備のうち規定水量の大なるものの1.5倍としたもの又はAに準じた量
- (イ) ポンプの吐出側直近には、消火設備ごとに止水弁が設けられていること

エ 付属装置

- (7) 呼水装置は、専用のものであること
- (イ) 地上設置型フート弁を設置する場合は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の性能評定を受けたもので、その評定条件の範囲内で設置するほか、次によること
- A 落水した場合に、防災センター等（規則第12条第1項第8号に規定

する防災センター等をいう。以下同じ。)において警報により容易に
覚知できるよう措置されていること

B Aによる移報用電気配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例に
より設けてあること

オ 水中ポンプ

水中ポンプを設置する場合は、アからウまでによるほか、次によること
(図1-2-19)

(ア) 水槽等には、水中ポンプを容易に点検することができる蓋を設けるこ
と

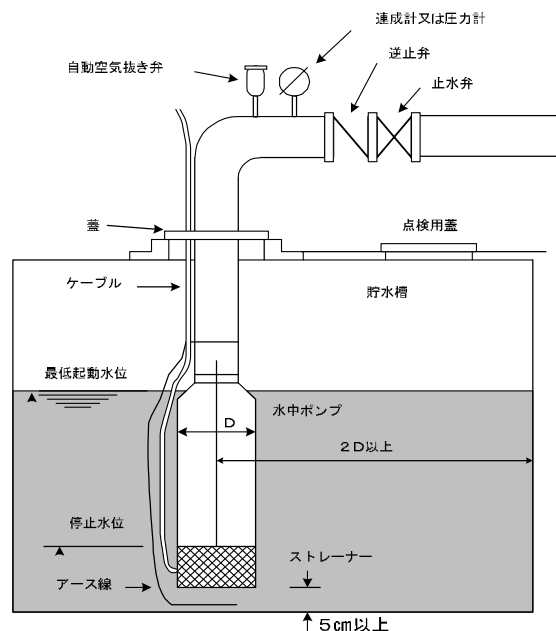
(イ) 水中ポンプは、水槽等の底面から5センチメートル以上の位置で、か
つ、水槽等の壁面からポンプの中心までの距離がポンプストレーナー部
分の外径の2倍以上の位置に設けること

(ウ) 水中ポンプ吐出側の配管には連成計又は圧力計を設け、かつ、当該ポ
ンプの吐出口から止水弁にいたる配管の最頂部には、自動空気抜き弁を
設けること

(エ) 水源の水位は、常時、水中ポンプの最低起動水位（ポンプが全部水没
する水位）以上にあること

(オ) 水温上昇防止用逃し装置は、規則第12条第1項第7号ハ(ト)の規定に
かかわらず、これを設けないことができるものとする。

図1-2-19



(4) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、(3). ア、イ及びウの例によるほか、
次によるこ

と

ア 高架水槽の貯水量が有効水量のおおむね2分の1以下となったときに、
音響により警報を発するのための信号を発信する減水警報装置が設置され

ている場合にあつては、規則第12条第1項第7号イ(ロ)に規定する水位計を設けないことができるものとする。

イ アの減水警報装置の発信部は、フロートスイッチ又は電極とすること
ウ アの減水警報装置が作動した旨を音響及び灯火により防災センター等において容易に覚知できる装置を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機でこの表示を行い、及び警報を発することができる場合又は規則第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている場合にあつては、この限りでない。

(5) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、(3). ア、イ及びウの例によるほか、次によるこ

と

ア 圧力水槽が、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)に規定する第二種圧力容器に該当する場合は、圧力容器構造規格(平成15年厚生労働省告示第196号)に適合したもの(機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)に規定する刻印を付したのもの)とすること

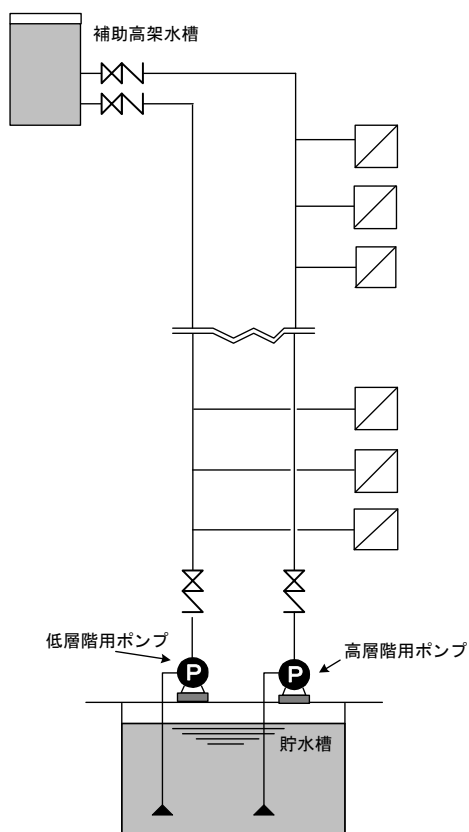
イ 圧力の自然低下及び水位低下を防止するための自動加圧装置等を設けること

3 圧力調整措置

屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.7メガパスカルを超えないための措置は、次の方式とする。ただし、これらと同等以上の確実性を有する方式とする場合は、この限りでない。

(1) 配管系統を高層階用・低層階用の別系統とし、それぞれ専用の配管及び加圧送水装置を設ける方式(図1-2-20)

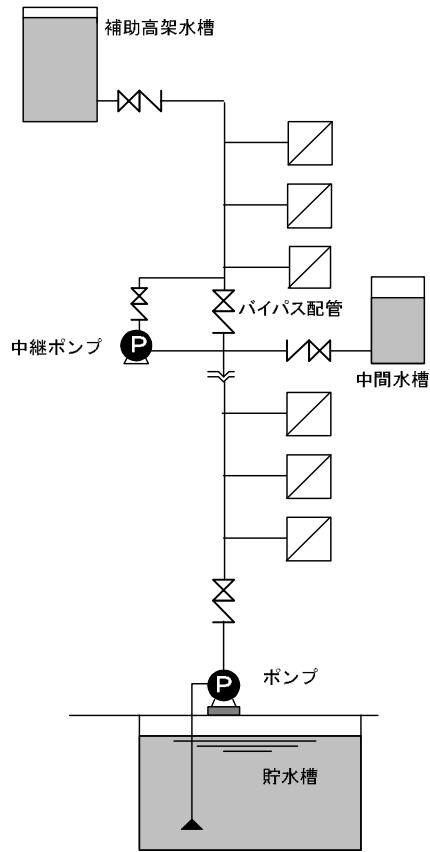
図 1 - 2 - 20



(2) 配管途中の中間階に中間水槽及び中継ポンプを設ける方式

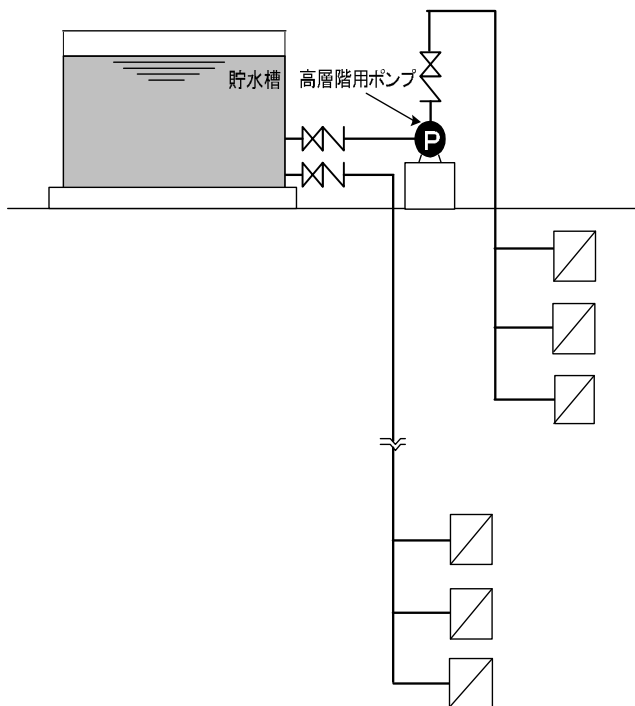
この場合の中間水槽は、有効水量を令第11条第3項第1号ハ、第2号イ(4)、第2号ロ(4)又は第3. 2. (2)の基準により算出した量の25パーセント以上とするほか、中継ポンプの吸水側配管と吐出側配管との間にはバイパス配管（逆止弁を設けた配管をいう。）を設けること（図1-2-21）。また、他の消火設備の中間水槽と兼用する場合は、各消火設備の規定水量のうち、その大なる量以上の量とすること

図 1 - 2 - 21



(3) 配管系統を高層階用・低層階用の別系統とし、高層階については加圧送水装置により、低層階については高架水槽により調整する方式(図1-2-22)

図1-2-22



- (4) 金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第31号。以下「金属製バルブ類等の基準」という。）に適合するものとして、登録認定機関が行う認定（以下「認定」という。）を受けた一次圧力調整弁又は減圧弁を認定の使用範囲内で設ける方式
- (5) 圧力調整装置によるもので、消火栓開閉弁に組み込まれたもの又は消火栓開閉弁の直近に設けられたものにより調整する方式

4 制御盤

制御盤は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる場所に設置すること

制御盤の区分	設置場所
第1種制御盤	特に制限なし
第2種制御盤	不燃室
その他	不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ専用室その他これらに類する室に限る。）又は加圧送水装置等の不燃専用室（第3.3.(1)に定める場所に限る。）

（注）不燃室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室をいう。

5 起動装置

- (1) 起動用水圧開閉装置を設ける場合の起動用水圧開閉器（以下「圧カスイッチ」という。）の設定圧力は、当該水圧開閉器の位置における圧力が、次のア又はイのうちいずれか高い方の圧力値に低下するまでに作動するよう調整されたものとする

ア 最高位又は最遠部の消火栓開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差による圧力に次の圧力を加えた値

1号消火栓の場合（易操作性1号消火栓を除く。）：0.2メガパスカル

易操作性1号消火栓又は広範囲型2号消火栓の場合： $H_0 + 0.2$ メガパスカル

2号消火栓の場合： $H_0 + 0.3$ メガパスカル

（※ H_0 は、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の認定評価の際表示されている設計圧力損失値をいう。）

イ 第5.1.(1)により設ける補助高架水槽の取り出し配管の中心位置からの落差による圧力に0.05メガパスカルを加えた値

- (2) 易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の起動装置（消火栓開閉弁の開放又は消防用ホースの延長操作等と連動して加圧送水装置

を起動させるものをいう。)を屋内消火栓箱又はその直近の部分に設ける場合は、自動火災報知設備の発信機及び受信機を経由して加圧送水装置を起動させる操作回路とすることができる。

- (3) 1号消火栓(易操作性1号消火栓を除く。)の消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設ける操作部(自動火災報知設備の発信機を含む。)には、屋内消火栓設備の手動起動装置である旨を表示すること
- (4) 1の防火対象物に2以上のポンプを設置する場合は、いずれの起動装置を操作しても当該設備のすべてのポンプを起動できるものとする。ただし、第4.3.(1)による圧力調整措置を講じる場合又は設置する屋内消火栓が次の組み合わせである場合にあってはこの限りでない。
 - ア 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓
 - イ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓
 - ウ 易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓
 - エ 2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

6 起動表示

加圧送水装置のうち、ポンプを用いるものにあつては、当該ポンプが起動した旨を音響及び灯火により防災センター等において容易に覚知できる装置を設ける。ただし、規則第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている場合又は自動火災報知設備の受信機でこの表示を行い、及び警報を発することができる場合にあってはこの限りでない。

7 警報装置の表示

加圧送水装置のうち、ポンプを用いるものにあつては加圧送水装置の基準(平成9年消防庁告示第8号。以下「加圧送水装置の基準」という。)第6第1号(6)ニに規定する警報装置が作動した旨を音響及び灯火により防災センター等において容易に覚知できる装置を設ける。ただし、総合操作盤又は自動火災報知設備の受信機でこの表示を行い、及び警報を発することができる場合にあってはこの限りでない。

第5 配管

配管は、規則第12条第1項第6号、第9号及び第2項第2号並びに第3項第1号の規定によるほか、次によること。なお、ステンレス鋼管を用いた配管等の施工については、「ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手の施工に当たっての留意事項について」(平成19年1月17日付け消防予第11号。消防庁予防課長通知)によること

1 充水措置

- (1) 配管は、自動給水装置を設けたおおむね0.1から0.2立方メートル以上(他の消防用設備等と兼用する場合は0.2立方メートル以上)の有効水量を有する補助高架水槽又は補助ポンプ等により、常時充水しておくことができるも

の（いわゆる湿式）とすること。ただし、加圧送水装置から最遠の屋内消火栓までの配管長さが10メートル以下であり、かつ、当該配管径が管の呼びで50ミリメートル以下のものにあつては、この限りでない。

- (2) (1)の補助高架水槽の下流側直近又は補助ポンプの吐出側直近には、止水弁及び逆止弁を設けること
- (3) 補助ポンプを用いる場合で、当該装置の締切圧力がポンプの締切揚程より大きい場合にあつては、圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備の性能に支障を及ぼさないものとする

2 配管の接続

1の防火対象物に2以上の加圧送水装置の系統で配管する場合は、それぞれの系統の配管を相互に接続すること。ただし、第4.3.(1)の圧力調整措置を講じているものにあつては、この限りでない。

3 管径

配管の管径は、設置箇所に応じ次による。

- (1) 主配管のうち、立上り管以外の配管にあつても、その受け持つ流量に応じ、次によること

その管の受け持つ流量 (ℓ/min)	管の呼び (mm)
60 以上	32 以上
80 "	40 "
190 "	50 "

- (2) 1.(1)の補助高架水槽に接続する配管は、管の呼びで40ミリメートル以上のものとする。ただし、2号消火栓及び広範囲2号消火栓の接続配管にあつては管の呼びで32ミリメートル以上のものとするができる。

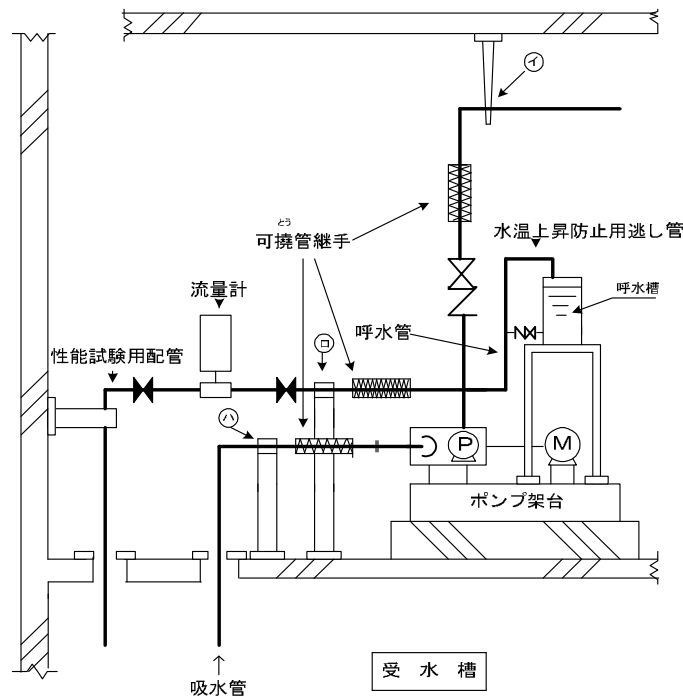
4 配管の耐震措置

- (1) ポンプ（コンクリート等の固定床に直接設置されるものに限る。）の周辺配管には、可撓管継手を次により、設けること

ア 可撓管継手は、可撓管継手の基準に適合するものとする。なお、認定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと

イ 可撓管継手は、ポンプの一次側及び二次側に設けるとともに、その二次側配管（吸水管に設けるものにあつては一次側配管）を、建築物の床等に支持させて固定すること（図1-2-23）。ただし、呼水管及び水温上昇防止用逃し管で、ポンプと同一の架台に設置されるもの並びに吸水管及び性能試験用配管でポンプの震動に追従して可動するものにあつては、可撓管継手を設けないことができる。

図 1 - 2 - 23



* ①、②及び③：支持金具等により建築物に固定する。

* 放水圧力調整用の配管を設置する場合は、性能試験用配管の設置方法に準じて措置すること

- (2) 立上り管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制し、かつ、建築物の層間変位に追従するよう耐震支持を行うこと
 - (3) 立上り管及び横引き管は、地震時に他の建築設備や機器等と接触、衝突しないように、周囲に空間を確保すること
 - (4) 横引き管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制するよう耐震支持を行うこと
 - (5) 吸水管の位置が水槽壁面に近接する場合は、震動によりフート弁が壁面に接触することのないよう耐震支持を行うこと
 - (6) エキスパンションジョイント部分を通過する配管は、建築物の間の地震時の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、フレキシブル管を用いるなど可撓性を有するものとする
 - (7) 屋外から建築物内へ導入する配管は、地盤や外部支持部と建築物の間の揺れ方の違いによる相対変位を吸収できるように、フレキシブル管を用いるなど可撓性を有するものとする
- 5 配管の凍結防止措置
配管（加圧送水装置を含む。）のうち、その設置場所によって凍結のおそれがあるものについては、凍結防止措置を講じること
 - 6 配管の腐食防止措置
配管のうち、地中に埋設される部分については、有効な腐食防止措置を講じること

7 配管の兼用

配管は、屋外消火栓設備又は加圧送水装置を用いない連結送水管と兼用することができる。この場合において、設計送水圧力が1メガパスカルを超える連結送水管と兼用するときは、規則第31条第1項第5号ロの規定によるほか、次による。ただし、(2)の逆止弁の一次側の部分にあってはこの限りでない。

- (1) 消火栓開閉弁は、減圧機構付のもので、かつ、最高使用圧力が1.6メガパスカル以上のものとする
- (2) 連結送水管からの送水圧力がポンプに影響を及ぼさないよう、ポンプ吐出側に連結送水管の基準（第3. 9）に適合する逆止弁を設けること

8 合成樹脂製の管及び管継手の設置

次のいずれかに該当するものは、合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号。以下「合成樹脂管等の基準」という。）第3第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものとする。

- (1) 自動的に起動し、消火を行うことのできる設備が設置されている部分で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた天井裏等の隠蔽部分に設けられているもので、火災時の炎及び熱から有効に防護されているもの
 - イ 配管等に巻かれた50ミリメートル以上の厚みのロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されているもの
- (2) 第12. 4又は5に該当する部分で、かつ、準不燃材料で造られた天井裏等の隠蔽部分（湿式の配管に限る。）
- (3) 地下埋設部分

9 金属製の管継手及びバルブ類の設置

次のいずれかに該当するものは、金属製バルブ類等の基準第3第3号に規定する「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」には該当しないものとする。

- (1) 準不燃材料で造られた天井裏等の隠蔽部分に設けられているもので、火災時の炎及び熱から有効に防護されているもの
- (2) 配管等に巻かれた50ミリメートル以上の厚みのロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されているもの
- (3) 自動式の消火設備に用いるものであって、鋳鉄製、黄銅製、ステンレス鋼製、ダクタイル鋳鉄製のもの等、その材質や寸法により、規則第12条第1項第6号ホ(イ)又は同号ト(イ)及び(ロ)において使用が認められているものと同程度以上の耐熱性を有していると認められるもの（接合部に可燃性のパッキン又はガスケットを用いるものにあつては湿式の配管に限る。）

10 バルブ類の表示

配管に設けるバルブ類のうち、常時閉止状態にあるものには「常時閉」、常時開放状態にあるものには「常時開」の表示を行うものとする。

第6 屋内消火栓箱

屋内消火栓箱は、令第11条第3項第2号イ(3)及びロ(3)並びに規則第11条の2第1項第2号及び第12条第1項第3号の規定によるほか、次による。

- 1 鋼板等の不燃材料で造ること
- 2 消火栓開閉弁、筒先及びホース等を収納し、かつ、これらを容易に操作できる内容積及び構造を有するものとする

第7 屋内消火栓

屋内消火栓は、令第11条第3項第1号イ及びロ、第2号イ(1)及び(2)、同号ロ(1)及び(2)並びに規則第12条第1項第1号、第1号の2及び第6号トの規定によるほか、次による。

1 設置場所

- (1) 第6に規定する屋内消火栓箱内に設けること
- (2) 容易に操作でき、かつ、障害となるものがない場所で、その階の各部分から1のホース接続口までの歩行距離がホース長さ以下となるように設けること。ただし、ホース長さを超える部分が2号消火栓にあつては10メートル以下並びに1号消火栓、易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあつては7メートル以下で、かつ、ホース長さを超える部分を有効に放水できる場合はこの限りでない。
- (3) 避難の障害又は防火設備（ドレンチャーその他これらに類するものを除く。以下同じ。）の障害とならない位置に設けること
- (4) 各階に設ける消火栓は、使用する者の避難経路を考慮した配置とし、廊下、通路その他多数の者の目にふれやすい場所に設置すること。なお、少なくとも1箇所は直通階段の付近に設けること
- (5) 易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓のうち天井に設置するもの（以下「天井設置型消火栓」という。）は屋内消火栓等基準告示第3第6号及び同告示第13第3号の規定によるほか、次によること
 - ア 固定方法は、地震等、ホース延長時の衝撃により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること
 - イ 天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には、操作に支障を与える陳列棚、パーティション、機器等を設けないこと
 - ウ ノズル等を降下させるための装置は、天井設置型消火栓が設置されている場所又は容易に見とおすことができる水平距離5メートル以内の壁、柱等に設置すること

2 構造

1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）の消火栓開閉弁は、屋内消火栓等基準告示に適合するもののうち、差込式結合金具に適合するホース接続口の呼称40又は50のものとする

第8 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）のホース及び筒先

1 ホース

ホースは、令第11条第3項第1号口の規定によるほか、差込式結合金具を装着した呼称40又は50のものとする。

2 筒先

ノズル及び管そりは、消防用接続器具の基準に適合するものとする。なお、認定評価を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

第9 設置単位

屋内消火栓設備は棟ごとに設置するものとする。ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り、水源、加圧送水装置等及び電源を兼用することができる。

1 水源の水量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量を、兼用する棟のうち最大となるものの数値の50パーセント増しとしたものであること。ただし、次に適合する場合は、兼用する棟のうち最大となるものの数値とすることができる。

(1) 兼用する棟が、耐火建築物又は準耐火建築物であること

(2) 兼用する棟が、その外壁間の中心線から1階にあっては3メートル、2階以上の階にあっては5メートルを超える位置にあること

2 主配管から各棟へ分岐する箇所には棟ごとに止水弁が設けられていること

3 維持管理が一体のものとして行えること

第10 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第11 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第12 特例基準

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られており、かつ、

出火の危険がないと認められるもの又は出火若しくは延焼のおそれが著しく少ないと認められるものについては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

- (1) 倉庫等で、不燃性の物品のみを収納するもの
 - (2) 浄水場又は汚水処理場等で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
 - (3) サイダー・ジュース工場その他これらに類するもの
 - (4) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性の物品を収容又は取り扱わないもの
 - (5) プール又はスケートリンク（滑走部分に限る。）
 - (6) 発電設備、変電設備等の電気設備又は金属溶解設備等屋内消火栓設備による注水によっては、消火不能又は消火困難と認められる設備のある場所
- 2 仮設建築物のうち次に該当するものについては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

- (1) 存続期間が6カ月以内であること
- (2) 火災時に容易に避難できると認められる位置及び構造形態であること
- (3) 火災を早期に発見し、かつ、報知することができる措置が講じられていること

- (4) 初期消火のための措置が講じられていること

3 車両の駐車場のプラットホーム部分のうち、長辺方向の1面以上が直接外気に開放されているもので、かつ、売店その他の物品販売店舗、飲食店、駅務室又は待合室（準不燃材料で造られ、かつ、椅子等のほかに可燃物が存しないものを除く。）その他これらに類するものが存する部分以外の部分で、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 壁、柱、はり、屋根及び天井が準不燃材料で造られ、かつ、少数の椅子等のほかに可燃物が存しないものについては、屋内消火栓の防護の対象としないことができる。
- (2) (1)以外のもので、当該プラットホーム部分に設置した屋内消火栓箱内に、その全ての部分に有効に注水することができるホースを設けている場合は、令第11条第3項第1号イ、第2号イ(1)又はロ(1)の規定は適用しないことができる。

4 主要構造部が耐火構造である防火対象物のエレベーターの昇降路、パイプシャフトその他これらに類する部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

5 主要構造部が耐火構造である防火対象物の階のうち、エレベーター機械室、ポンプ室、受水槽室その他これらに類する用途のみが存する階で、直上階又は直下階の屋内消火栓により有効に注水することができる場合にあっては、当該階に屋内消火栓設備を設置しないことができる。

- 6 安全センターに設けられたガス系消火設備等評価委員会の評価を受けた不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備が設置された防火対象物の当該設備の有効範囲内の部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- 7 スキップフロア型又はメゾネット型の共同住宅の住戸その他の2以上の階数を有する1の住戸について、ホース接続口を次により設置する場合は、令第11条第3項第1号イ又は第2号イ(1)若しくはロ(1)の規定によらないことができる。
 - (1) ホース接続口は、廊下階の階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等で操作に支障のない位置に設けること
 - (2) 当該防火対象物の各部分から、1のホース接続口までの歩行距離が1号消火栓又は広範囲型2号消火栓にあつては25メートル以下、2号消火栓にあつては15メートル以下であること
- 8 次に適合する場所に設置する2号消火栓にあつては、令第11条第3項第2号イ(1)の規定にかかわらず、当該場所の各部分から1のホース接続口までの水平距離が25メートル以下となるよう設けることで足りるものとする。
 - (1) ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する場所であること
 - (2) 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料でしたものであること
 - (3) 可燃物の集積量が少ないこと
 - (4) 放水障害となる間仕切り又は壁が設けられていないこと
 - (5) 屋内消火栓のホースを直線的に延長できること
- 9 次に適合する令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する2号消火栓にあつては、令第11条第3項第2号イ(1)の規定にかかわらず、当該防火対象物の各部分から1のホース接続口までの水平距離が20メートル以下となるよう設けることで足りるものとする。
 - (1) 主要構造部が耐火構造であること
 - (2) 共用部分には、令第11条第3項第2号イ(1)の規定により設置されていること
 - (3) 令第11条第3項第2号イ(1)の規定により設置する場合に生じる未警戒部分は、直近の2号消火栓からのホース延長により有効に消火できること
- 10 冷凍倉庫又は冷蔵倉庫(零度以下の温度で物品を貯蔵し、又は保管する冷凍室又は冷蔵室部分に限る。以下この項において「冷凍室等」という。)に設置する1号消火栓にあつては、令第11条第3項第1号イの規定にかかわらず、次のいずれかによることができる。
 - (1) 冷凍室等の各部分から1のホース接続口までの水平距離(次号において

「水平距離」という。)が、40メートル以下となる場合は、次に適合すること

ア 1号消火栓には、冷凍室等の各部分から1のホース接続口に至る歩行距離以上の合計長さとなるようホースを設けること

イ アのホースを全て延長した場合に、ノズル先端において、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能を有するものであること

(2) 水平距離が、40メートルを超える場合は、次に適合すること

ア 1号消火栓には、冷凍室等の各部分から1のホース接続口に至る歩行距離以上の合計長さとなるようホースを設けること

イ アのホースを全て延長した場合に、ノズル先端において、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が350リットル毎分以上の性能を有するものであること

ウ 消火栓開閉弁、ホース及び筒先の構造は、屋外消火栓設備の基準(第6.2並びに第7.1及び2)に適合するものであること

エ 加圧送水装置は、規則第22条第10号ハ及びニの規定の例によること

オ 水源は、令第19条第3項第3号の規定の例によること

別記1 加圧送水装置の固定配管に使用する可撓管継手の基準

第1 趣旨

この基準は、消防法第17条第1項の規定に基づく消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管に用いる加圧送水装置（コンクリート等の固定床に直接設置され、かつ、ポンプを用いるものに限る。）の吸込側及び吐出側周辺配管に使用する可撓管継手の構造、性能等の技術上の基準を定めるものとする。

第2 種類

この基準を適用する可撓管継手の種類は、別図に示すベローズの外周にブレードを設けたブレード型及びベローズの外周にタイロッドを設けたロッド型の構造のものとする。ただし、複式ベローズのものを除くものとする。

第3 一般的構造、強度及び材質

可撓管継手の一般的構造、強度及び材質は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 機能に支障を及ぼすおそれのある亀裂、損傷等のないものであること
- (2) 可撓管継手の内面は、滑らかで異物等の付着がないものであること
- (3) ロッド型の場合は、緩衝材を用いる等の方法により、振動を絶縁する構造であること
- (4) (3)の緩衝材は、J I S K 6386（防振ゴムのゴム材料）に規定するもの又はこれと同等以上の耐油性及び耐老化性を有するものであること
- (5) 可撓管継手の各部の部品で、次表の左欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該右欄に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること

部 品	材 料	
	規 格	記 号
ベローズ	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	SUS 316 SUS 316L
ブレード	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4309(ステンレス鋼線)	SUS 304
フランジ タイロッド ドナット	JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	SS 400
	JIS G 3201(炭素鋼鍛鋼品)	SF 390A 、 SF 440A
	JIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)	S20C、S25C

	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)	SUS 304
	JIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	SUS 304L SUS 316
	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	SUS 316L SUS 321
	JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)	FC 200、FC 250
	JIS G 5702(黒心可鍛鋳鉄品)	FCMB 340
接続管等 付属品	JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)	SS 400
	JIS G 3201(炭素鋼鍛鋼品)	SF 390A、SF 440A
	JIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)	S20C、S25C
	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)	SUS 304
	JIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	SUS 304L SUS 316
	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	SUS 316L SUS 321
	JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)	FC 200、FC 250
	JIS G 5702(黒心可鍛鋳鉄品)	FCMB 340
	JIS G 3459(配管用ステンレス鋼鋼管)	SUS 304TP SUS 304LTP SUS 316TP SUS 316LTP
	JIS G 3448(一般配管用ステンレス鋼鋼管)	SUS 304TPD SUS 316TPD
JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)	SGP	
JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)	STPG 370	

(6) 可撓管継手の流体通過部分の内径は、次表の左欄に掲げる呼び径に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる値以上であること

呼び径 (A)	最小内径 (mm)
32	30.5
40	36.8
50	49.0
65	62.0
80	74.7
100	99.6
125	118.0
150	140.0

200	188.0
250	234.0
300	280.0

第4 性能

可撓管継手は、次の性能を有するものとする。

(1) 耐震性能

ア 管内を満水にした状態で一端を固定し、他端に軸直角方向に全振幅30mmの変位を毎秒1サイクル以下の速さで500サイクル加えた後において、最高使用圧力（呼び圧力1MPaにあつては1.4MPa、1.6MPaにあつては2.2MPa、2MPaにあつては2.8MPaとする。以下同じ。）の1.5倍の水圧力を3分間加えた場合、漏れ等の異常がないこと。

イ 次式により算出した許容軸直角変位量が30mm以上であること

$$Y = \frac{(q/2)^{0.5} \cdot W^{1.5} \cdot N^2 \cdot q}{2.25 \cdot E_b \cdot t \cdot d_p} \cdot \left(\frac{11033}{200^{0.286}} - \frac{1}{n} \cdot \frac{P \cdot W^2}{2 \cdot t^2} \right)$$

ここで

- Y : 許容軸直角変位量 (mm)
- q : ベローズの波形ピッチ (mm)
- W : ベローズの波形高さ (mm)
- N : ベローズの波形数
- E_b : ベローズ材料の縦弾性係数 (N/mm²)
- t : ベローズ一層の呼び板厚 (mm)
- d_p : ベローズの有効径 (ベローズの内径 + 2・t + W) (mm)
- P : 最高使用圧力 (MPa)
- n : ベローズの層数

(注)ベローズの耐圧補強等のために調整リング等を用いる構造のものは、

上式のうち、 $\frac{P \cdot W^2}{2 \cdot t^2}$ を $\frac{P \cdot W}{t}$ に代えて適用するものとする。

(2) 振動耐久性能

ア 一端を固定し、他端に軸方向に全振幅0.3mm、振動数1,000回毎分の振動を10⁵回加えた後において、最高使用圧力の1.5倍の水圧力を3分間加えた場合、漏れ等の異常がないこと

イ 一端を固定し、他端に軸直角方向に全振幅0.6mm、振動数1,000回毎分の振動を10⁵回加えた後において、最高使用圧力の1.5倍の水圧力を3分間加えた場合、漏れ等の異常がないこと

(3) 耐変位性能

次表の左欄に掲げる呼び径に応じそれぞれ当該右欄に掲げる使用軸直角変位量を変位させた状態で、最高使用圧力の1.5倍の水圧力を3分間加えたとき

に漏れ等の異常がないこと

呼び径 (A)	使用軸直角変位量 (mm)		
	ブレード型	ロッド型	
32	3.5	1.5	
40			
50	5.0	2.0	
65			
80			
100		2.5	
125			
150			
200			
250			
300			

(4) 耐圧性能

ア 最高使用圧力の1.5倍の水圧力を3分間加えた後に減圧した場合、軸方向の長さの変化は加圧前の長さの110%以下であること

イ 最高使用圧力の3倍の水圧力を1分間加えた場合、破壊、亀裂等の異常がないこと

(5) 等価管長

等価管長は、次式により求めた値とすること

$$L_0 = 0.066258 \frac{D^{4.87}}{Q^{1.85}} \cdot \Delta P$$

なお、

$$\lambda = \frac{D}{q} \cdot \left\{ 1 - \left(\frac{D}{D + 0.438 \cdot q} \right)^2 \right\}^2$$

$$\Delta P = \lambda \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{\gamma \cdot Q^2}{2 \cdot g(\pi/4 \cdot d D)^2}$$

ここで

L₀ : 等価管長 (m)

D : ベローズの最小内径 (m)

ΔP : 直線状ベローズの圧力損失 (Pa)

λ : 管摩擦係数

L : ベローズの長さ (m)

γ : 20°Cにおける水の比重量 998.2 (kg/m³)

g : 重力の加速度 (9.8m/sec²)

q : ベローズの波形ピッチ (m)

Q : 次表の左欄に掲げる呼びに応じそれぞれ当該右欄に掲げる値 (m³/sec)

呼び径 (A)	水量 (m ³ /sec)
32	0.0040
40	0.0067
50	0.0133
65	0.0150
80	0.0225
100	0.0350
125	0.0550
150	0.0800
200	0.1417
250	0.2167
300	0.3167

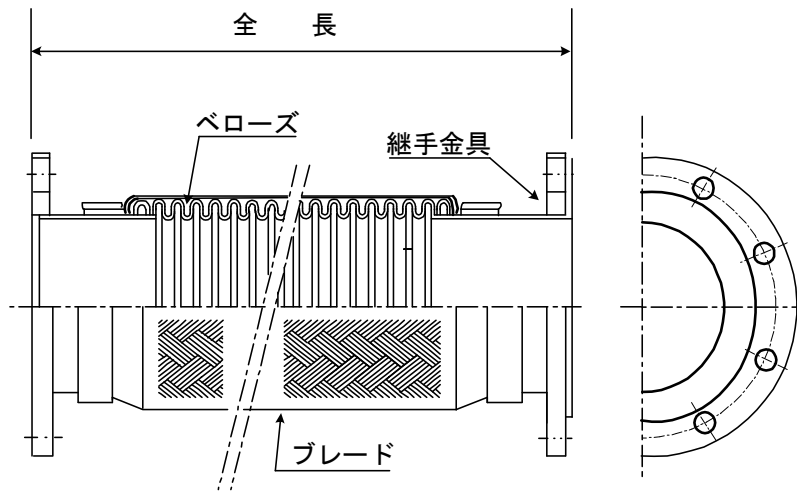
第5 表示

可撓管継手には、次の表示をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること

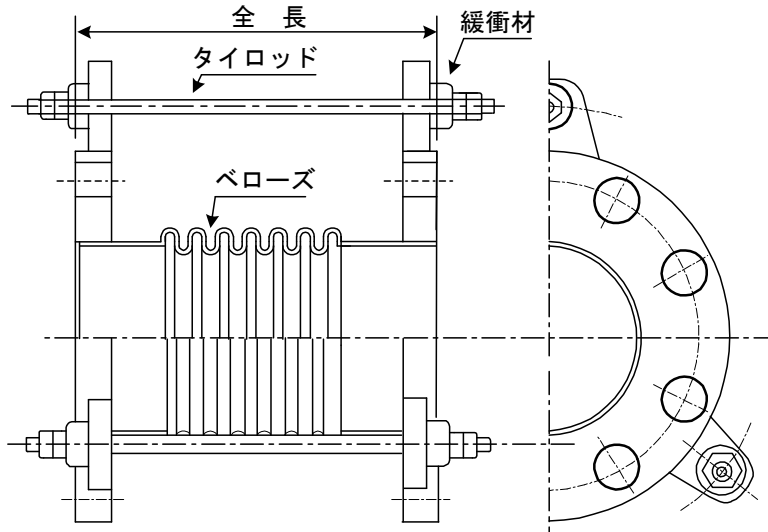
- 1 製造年又は製造番号
- 2 製造者名又は商標
- 3 型式記号
- 4 呼び径
- 5 全長
- 6 使用軸直角変位量
- 7 最高使用圧力
- 8 等価管長

別図

1 ブレード型可撓管継手



2 ロッド型可撓管継手



別記2 結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号。以下「規格省令」という。）第2条第1項第4号に定める差込式結合金具又は同項第5号に定めるねじ式結合金具に接続する消防用接続器具及び当該器具に接続する消防用接続器具に係る構造、性能等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防用接続器具 管そう（泡管そう及び2号消火栓若しくは補助散水栓に使用するものを除く。）、スムーズノズル（2号消火栓及び補助散水栓に使用するものを除く。）、噴霧ノズル、媒介金具及びスタンドパイプをいう。
- (2) 管そう 可搬式の放水専用の管そう（ノズルチップを除く。）をいう。
- (3) スmoothノズル 棒状放水専用のノズルチップをいう。
- (4) 噴霧ノズル 棒状放水及び噴霧放水を兼用できるノズルをいう。
- (5) 受け口 差込式結合金具又はねじ式結合金具（同等のかん合部を有する消火栓弁、採水口、送水口、吸水口、吐水口、中継口等を含む。第5号から第10号において同じ。）の差し口に連結する消防用接続器具の部分を用いる。
- (6) 差込式受け口 差込式結合金具の差し口に連結する消防用接続器具の受け金具、つめ、つめばね、パッキン等により構成される部分を用いる。
- (7) ねじ式受け口 ねじ式結合金具の差し口に連結する消防用接続器具の受け金具、しめ輪、パッキン等により構成される部分を用いる。
- (8) 差し口 差込式結合金具又はねじ式結合金具の受け口に連結する消防用接続器具の部分を用いる。
- (9) 差込式差し口 差込式結合金具の受け口に連結する消防用接続器具の差し金具、押し輪等により構成される部分を用いる。
- (10) ねじ式差し口 ねじ式結合金具の受け口に連結する消防用接続器具の差し金具の部分を用いる。
- (11) 媒介金具 受け口又は差し口を2以上有し、差込式結合金具又はねじ式結合金具の差し口又は受け口相互を媒介し、連結する金具を用いる。
- (12) スタンドパイプ 地下式消火栓に接続し、地上で吸水に使用する消防用ホース又は消防用吸管まで導水する可搬式の管を用いる。

(区分)

第3条 消防用接続器具の区分は、受け口（スムーズノズルにあつては、ノズル結合部）又は差し口（管そうにあつては、ノズル結合部）の寸法により、次の各号

に定めるところによる。

- (1) 管そう 受け口の寸法の呼称75、呼称65、呼称50、呼称40及び呼称30と J I S (B 9913に定めるノズル結合部の大きさの呼びの組み合わせで区分する。
- (2) スムースノズル J I S B 9913に定めるノズル結合部の寸法により呼称75、呼称65、呼称50 及び呼称40 と放水口の呼称口径の組み合わせで区分する。
- (3) 噴霧ノズル受け口の寸法により呼称40、呼称30及び呼称25に区分する。
- (4) 媒介金具 両側の受け口又は差し口の寸法により呼称150、呼称125、呼称100、呼称90、呼称75、呼称65、呼称50、呼称40、呼称30及び呼称25（差込式の受け口又は差し口にあつては呼称150、呼称125、呼称100及び呼称90を消防用吸管に用いるもの（以下「吸管用」という。）の受け口又は差し口にあつては呼称40、呼称30及び呼称25を除く。）の組み合わせで区分する。
- (5) スタンドパイプ 流入側の受け口と流出側の差し口の寸法により呼称100、呼称90、呼称75、呼称65、呼称50及び呼称40の組み合わせで区分する。

（一般構造）

第4条 消防用接続器具の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 水流により構成部品が破損又は離脱せず、かつ、摩擦損失の少ない構造であること
- (2) 人の触れるおそれのある部分は、危険防止のための措置が講じられていること
- (3) 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと
- (4) 異種金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられていること

（差し口及び受け口の構造）

第5条 差し口又は受け口を有する消防用接続器具は、差し口にあつては規格省令第7条又は第9条に、受け口にあつては規格省令第8条又は第10条に定めるところによらなければならない。

（材質）

第6条 消防用接続器具の部品又は部分で、次の表の左欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の右欄に掲げるもの又はJIS Z 2201で定める方法により採取した4号試験片（つめバネにあつては5号試験片とする。）を用いてJIS Z 2241により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の右欄に掲げるものと同程度の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材 料
差 し 金 具 受 け 金 具	JIS H 4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
押 し 輪 胴 部	JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）
し め 輪	JIS H 5120（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）

スムーズノズル 開閉弁、開閉弁 に相当する部分 噴霧ノズル	JIS H 5121 (青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物) JIS H 5202 (アルミニウム合金鋳物)
つめ	JIS H 5120 (青銅鋳物) JIS H 5121 (青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物)
つめばね	JIS G 4313 (ばね用ステンレス帯鋼) JIS G 4314 (ばね用ステンレス鋼線) JIS H 3110 (リン銅及び洋白の板並びに条) JIS H 3130 (ばね用ベリリウム銅、リン青銅及び洋白の板並びに条)
しめ輪の 抜け止め部品	JIS H 4308 (ステンレス鋼線材) JIS H 3260 (銅及び銅合金線) JIS H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管) JIS H 5120 (青銅鋳物) JIS H 5121 (青銅連続鋳物)

2 受け口のパッキンの材料は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の右欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ摂氏100度及び70時間とする。

項目		測定方法	範囲
引張強さ (単位 MPa)		JIS K 6251	10以上
伸び (単位 %)		JIS K 6251	500以上 (差込式結合金具) 100以上 (ねじ式結合金具)
硬さ		JIS K 6253	35以上45以下 (差込式結合金具) 75以上85以下 (ねじ式結合金具)
耐油性	体積変化率 (単位 %)	JIS K 6258ナンバー三油	50以上120以下 (差込式結合金具) 20以上80以下 (ねじ式結合金具)
		JIS K 6258ナンバー一油	-10以上15以下 (差込式結合金具) -5以上10以下 (ねじ式結合金具)

			具)
耐老化性	引張強さ変化率 (単位 %)	JIS K 6257	-15以内
	伸び変化率(単位 %)	JIS K 6257	-40以内
	硬さ変化	JIS K 6257	15

(着脱力及び操作力)

第7条 差込式差し口又は差込式受け口を有する消防用接続器具は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれかん合及び離脱を行う場合に必要な力が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならない。

呼 称	75	65	50	40	30	25
力 (ニュートン)	150	135	105	90	85	75

2 開閉弁又は開閉機能を有する消防用接続器具（噴霧ノズルを除く。）の開閉に要する操作力は、流入側から1.3メガパスカル（差し口又は受け口の寸法が呼称40以上の媒介金具（吸管用のものを除く。）にあつては2メガパスカル）の内圧力を加えた場合において、250ニュートン（管そう及びスムーズノズルにあつては200ニュートン）以下でなければならない。

3 噴霧ノズルの開閉に要する操作力は、流入側から1メガパスカルの内圧力を加えた場合において、容易に操作できるものでなければならない。

(耐圧試験)

第8条 消防用接続器具は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれかん合し、かつ、その他の消防用接続器具を結合した状態において、2メガパスカル（差し口又は受け口の寸法が呼称40以上の媒介金具（吸管用のものを除く。）にあつては3メガパスカル、噴霧ノズルにあつては1.5メガパスカル）の内圧力を5分間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部又は結合部から離脱しないものでなければならない。ただし、噴霧ノズルにおける漏水にあつては、使用上支障がないものであれば、この限りでない。

(漏水試験)

第9条 差し口又は受け口を有する消防用接続器具は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれかん合し、かつ、その他の消防用接続器具を結合した状態において、1.3メガパスカル（差し口又は受け口の寸法が呼称40以上の媒介金具（吸管用のものを除く。）にあつては2メガパスカル、噴霧ノズルにあつては1メガパスカル）以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。

2 開閉弁又は開閉機構を有する消防用接続器具（逆止弁又は逆止弁に相当する機能を有するものを除く。）は、弁又は弁に相当する部分を閉止して、流入側に1.3メガパスカル（差し口又は受け口の寸法が呼称40以上の媒介金具（吸管用のものを除く。）にあつては2メガパスカル、噴霧ノズルにあつては1メガパスカル）以下の任意の内圧力を加えた場合、弁又は弁に相当する部分から漏水しないものでなければならない。

（繰返し試験）

第10条 差込式差し口又は差込式受け口を有する消防用接続器具は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれ1,000回かん合及び離脱の操作を行った場合、き裂、著しい変形等が生じず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

2 防食被膜を施した消防用接続器具は、前項の試験を行った場合、防食被膜がはく離しないものでなければならない。

（曲げ試験）

第11条 差し口又は受け口を有する消防用接続器具（スムーズノズルを除く。）は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれかん合した状態において、1.3メガパスカル（差し口又は受け口の寸法が呼称40以上の媒介金具（吸管用のものを除く。）にあつては2メガパスカル）の内圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対して直角に力を加えた場合、かん合部から離脱せず、き裂、変形等を生じないものであり、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

$$M \text{ (ニュートンミリメートル)} = 300 \text{ N} \times 1.5 \times (\text{呼称} \times 15) \text{ mm}$$

（落下試験）

第12条 消防用接続器具は、受け口にあつては結合金具の差し口に、差し口にあつては結合金具の受け口にかん合し、かつ、その他の消防用接続器具を結合した状態（スタンドパイプにあつては受け口及び差し口にかん合しない状態とする。）において、高さ1m（吸管用の媒介金具にあつては0.7m）の位置から胴部を水平にしてコンクリート床面に自由落下させた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。ただし、吸管用の媒介金具で常時消防ポンプ自動車に固定するものにあつては、この限りではない。

（腐食試験）

第13条 消防用接続器具は、JIS Z 2371（塩水噴霧試験方法）に定める試験方法により塩水を8時間噴霧した後に16時間放置することを1サイクルとして5回繰り返した後、水洗いをして24時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならない。

（表示）

第14条 消防用接続器具は、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- (1) 製造者又は商標
- (2) 製造年
- (3) 管そうにあっては受け口の呼称とノズル結合部の大きさの呼びの組み合わせ、スムーズノズルにあってはノズル結合部の大きさの呼び及び放水口の口径、媒介金具にあっては両端の呼称の組み合わせ、噴霧ノズルにあっては受け口の呼称、スタンドパイプにあっては流入側と流出側の呼称の組み合わせ
- (4) 噴霧ノズルにあっては、開閉方向を示す矢印及び開閉位置並びに棒状放水及び噴霧放水の切り替え位置
- (5) 媒介金具で吸管用のものにあっては「吸」の文字
- (6) 媒介金具で開閉弁又は開閉機能を有するものは、流水方向を示す矢印

第2章 管そう

(管そうの構造)

第15条 管そうの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 受け口、胴部、ノズル結合部等により構成するものとする。
- (2) ノズル結合部は、JIS B 9913のおねじに適合するものであること
- (3) 胴部に銅管、アルミニウム管等を使用するものにあっては、当該管は受け口及びノズル結合部との接合部において45度以上折り曲げられ、又は同等の抜け止め措置を講じたものであること。ただし、受け口の呼称が40以下のものにあっては、この限りでない。

(管そうの破壊圧試験)

第16条 管そう（受け口の寸法が呼称30のものを除く。）は、受け口を結合金具の差し口にかん合し、かつ、ノズルを結合した状態において、3.0メガパスカルの内圧力を5分間加えた場合、き裂又は破損を生じず、かつ、かん合部又はノズル結合部から離脱しないものでなければならない。

第3章 スムースノズル

(スムーズノズルの構造)

第17条 スムースノズルの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) ノズル結合部はJIS B 9913のめねじに適合するものであること
- (2) 放水口の呼称口径は、放水口の内径とし、13mm、15mm、17mm、19mm、20mm、23mm又は26mmとする。ただし、呼称40及び呼称75にあっては、この限りでない。
- (3) 放水口の呼称口径の許容範囲は、放水口の呼称口径+0.2mm－0mm以内とする。
- (4) 水路は滑らかに絞りこまれ、かつ、放水口の直状部は呼称口径に相当する長さ以上であり、滑らかに仕上げられていること

(スムーズノズルの破壊圧試験)

第18条 開閉弁又は開閉機構を有するスムーズノズルは、管そうに結合した状態において、3メガパスカルの水圧力を5分間加えた場合、き裂、破損を生じず、か

つ、ノズル結合部から離脱しないものでなければならない。

第4章 噴霧ノズル

(噴霧ノズルの構造)

第19条 噴霧ノズルの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 受け口、握り手部、胴部、棒状放水及び噴霧放水の切替え部、ノズル開閉操作部等により構成するものとする。
- (2) 通水状態において、棒状放水及び噴霧放水の切替え並びにノズルの開閉が容易にできるものであること

(噴霧ノズルの放水性能試験)

第20条 噴霧ノズルの放水性能は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 棒状放水において、放水圧力0.17メガパスカル以上で、毎分130リットル以上の放水量を有するものであり、かつ、ノズル先端の高さ1メートル、仰角5度において射程が7メートル以上であること
- (2) 噴霧放水において、消火に有効な放射範囲を有するものであること

第5章 媒介金具

(媒介金具の構造)

第21条 媒介金具は、流入側の受け口又は差し口、胴部、流出側の受け口又は差し口等により構成しなければならない。

(媒介金具の負圧試験)

第22条 吸管用の媒介金具(差込式の受け口又は差し口を有するものを除く。)は、差し口にあつては結合金具の受け口と、受け口にあつては結合金具の差し口とそれぞれかん合した状態において、内部の真空度を94キロパスカル以上として10分間放置した場合、き裂、漏れ、著しい変形等が生じないものでなければならない。

(媒介金具の引きずり試験)

第23条 媒介金具(吸管用のものを除く。)は、差し口にあつてはホースを装着した結合金具の受け口を、受け口にあつてはホースを装着した結合金具の差し口をそれぞれかん合した状態において、当該ホースを持って20メートル引きずった場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

第6章 スタンドパイプ

(スタンドパイプの構造)

第24条 スタンドパイプの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 流入側の受け口、胴部、流出側の差し口等により構成するものとする。
- (2) 胴部に銅管、アルミニウム管等を使用するものにあつては、当該管は受け口及び差し口との接合部において45度以上折り曲げられ、又は同等の抜け止め措置を講じたものであること。ただし、受け口の呼称が40のものにあつては、

この限りでない。

- (3) レバー等により着脱するものにあつては、着脱に要する力は200ニュートン以下であること

第7章 機能を付加した消防用接続器具
(付加機能)

第25条 この基準の定めによらない機能を付加した消防用接続器具は、当該使用範囲において仕様どおり有効に機能するものでなければならない。

第3節 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか次による。

- 1 標準型ヘッドとは、規則第13条の2第1項に規定するものをいう。
- 2 高感度型ヘッドとは、令第12条第2項第2号イの表に規定するものをいう。
- 3 小区画型ヘッドとは、規則第13条の3第1項に規定するものをいう。
- 4 側壁型ヘッドとは、規則第13条の3第1項に規定するものをいう。

第2 水源

水源は、令第12条第2項第4号及び規則第13条の6第1項第1号から第3号までの規定によるほか、次による。

1 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用する。

2 水量

- (1) 屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用すること。ただし、水源を兼用する他の消火設備が、水噴霧消火設備又は泡消火設備（泡放出口を使用するものに限る。）であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。
- (2) 1のスプリンクラー設備に標準型ヘッド、高感度型ヘッド、小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドを組み合わせて使用する場合の規定水量は、規則第13条の6第1項第1号から第3号までの規定によりスプリンクラーヘッド（以下、この節及び次節において「ヘッド」という。）の種別毎にそれぞれ算出した量の最大値以上の量とすること。
- (3) 1のスプリンクラー設備に閉鎖型ヘッド、開放型ヘッド又は放水型ヘッド等を組み合わせて使用する場合の規定水量は、それぞれのヘッドに係る規定により算出した量を加算した量以上の量とすること。ただし、それぞれのヘッドを設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

3 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用する。

第3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第12条第2項第5号及び第6号並びに規則第13条の6第2項第1号から第3号まで及び規則第14条第1項第5号、第8号、第11号、第13号の規定によるほか、次による。

1 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用する。

2 加圧送水装置及び付属装置

- (1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

ア ポンプの吐出量

(ア) 1のスプリンクラー設備に標準型ヘッド、高感度型ヘッド、小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドを組み合わせて使用する場合のポンプ吐出量は、規則第14条第1項第11号ハ(イ)の規定により、ヘッドの種別毎にそれぞれ算出した量の最大値以上の量とすること。

(イ) 1のスプリンクラー設備に閉鎖型ヘッド、開放型ヘッド又は放水型ヘッド等を組み合わせて使用する場合のポンプ吐出量は、それぞれのヘッドに係る規定により算出したポンプ吐出量を加算した量以上の量とすること。ただし、それぞれのヘッドを設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

イ ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること。

(ア) 配管の単位摩擦損失水頭は、使用する配管の種類及び呼びに応じ、別表1-3-1の数値によること。

(イ) 摩擦損失計算は、配管のいずれの部分においても、ヘッド1個あたり80リットル毎分（小区画型ヘッドにあつては、50リットル毎分）、補助散水栓1個あたり60リットル毎分の水量が流れるものとして行うことができる。

(ウ) 補助散水栓の認定評価を受けている部分の摩擦損失水頭は、認定評価の際に表示されている圧力損失値を摩擦損失水頭に換算した数値とすること。

ウ ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3).ウ）を準用すること。ただし、ポンプを兼用する他の消火設備が、水噴霧消火設備又は泡消火設備（泡放出口を使用するものに限る。）であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

エ 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3).エ）を準用すること。

オ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3).オ）を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.(4).ア、イ及びウ）を準用するほか、(1).ア、イ及びウの例によること。

(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.(5).ア及びイ）を準用するほか(1).ア、イ及びウの例によること。

3 圧力調整措置

ヘッド（補助散水栓のノズルを含む。）の先端における放水圧力が1メガパスカルを超えないための措置は、次の(1)又は(2)の方式とする。ただし、これらと同等以上の確実性を有する方式とする場合は、この限りでない。

(1) 屋内消火栓設備の基準（第4.3.(1)、(3)、(4)又は(5)）による方式

(2) 配管途中の中間階に中間水槽及び中継ポンプを設ける方式

この場合の中間水槽は、有効水量を令第12条第2項第4号又は第2.2の規定により算出した量の25パーセント以上とすること。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用する。

5 起動装置

屋内消火栓設備の基準（第4.5.(1)）を準用するほか、起動装置に流水検知装置を設ける場合は、その種別に応じ、次による。

(1) 湿式流水検知装置

流水検知装置の一次側配管の部分に、当該装置の弁体の一次側圧力を最低使用圧力以上に保つことができるように、屋内消火栓設備の基準（第5.1.(1)及び(2)）を準用して補助高架水槽を設けること。

(2) 乾式流水検知装置

(1) を準用するほか、当該装置の弁体の二次側圧力を自動的に設定値に保つための空気圧縮機を設けること。

(3) 予作動式流水検知装置

ア (1) 及び (2) によるほか、予作動用の感知装置として、規則第23条第4項から第6項までの規定の例により、自動火災報知設備の感知器を設けること。

イ アにより設ける感知器は専用のものであること。ただし、自動火災報知設備が、第7.3の規定に適合するように設けられており、かつ、感知器の作動と連動して、自動的に流水検知装置を予作動させることができる場合は、この限りでない。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用する。

第4 配管

配管は、規則第14条第1項第10号及び第13号の規定によるほか、次による。

1 配管の接続

屋内消火栓設備の基準（第5.2）を準用する。

なお、接続箇所は、いずれの系統においても加圧送水装置から流水検知装置までの配管の部分とする。

2 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準（第5.4）を準用するほか、ヘッドの巻出し配管部分は、フレキシブル管を用いるなど可撓性を有するものとする。

3 配管の凍結防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.5）を準用する。

4 配管の腐食防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.6）を準用する。

5 管径

配管の管径は、設置箇所に応じ次による。

(1) 配水管

配水管（主配管のうち、流水検知装置からヘッド及び補助散水栓までの間の配管をいう。）の管径と取付けヘッド数の関係は次表によることができる。この場合において、取付許容ヘッド数には、補助散水栓をヘッドとみなして含むものとし、配水管のうち補助散水栓に至る配管の管径は、管の呼びで32ミリメートル以上とすること。

標準型ヘッド、高感度型ヘッド及び側壁型ヘッド

取付 ヘッド数	2 以下	3 〃	5 〃	10 〃	20 以下	20超
管の呼び (mm)	25 以上	32 〃	40 〃	50 〃	65 以上	水力計算により決定 する。ただし、80以 上。

小区画型ヘッド

取付 ヘッド数	3 以下	4 〃	8 以下	8超
管の呼び (mm)	25 以上	32 〃	40 以上	水力計算により決定 する。ただし、50以 上。

(2) 立上り管

立上り管（主配管のうち、加圧送水装置の吐出側直近に設ける止水弁から、制御弁又は流水検知装置までの配管をいう。）の管径は、規則第13条の6第1項第1号から第3号により算出した個数に応じ、それぞれ次表に掲げるものとする。

算出した個数	管の呼び(mm)
10以下	65以上
10を超え15以下	80以上
15を超え23以下	100以上
23を超え45以下	125以上
45を超えるもの	150以上

(3) 接続管

送水口から立上り管までの配管は、立上り管の口径以上の口径のものとする。

- 6 合成樹脂製の管及び管継手の設置
屋内消火栓設備の基準（第5. 8）を準用する。
- 7 金属製の管継手及びバルブ類の設置
屋内消火栓設備の基準（第5. 9）を準用する。
- 8 バルブ類の表示
屋内消火栓設備の基準（第5. 10）を準用する。

第5 送水口

送水口は、令第12条第2項第7号及び規則第14条第1項第6号（ねじ式の結合金具に係る部分を除く。）の規定によるほか、次による。

1 設置場所

消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮した配置とするとともに、立上り管の数以上の数（双口で1とする。）を消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設ける。

2 弁類

逆止弁及び止水弁を次により設ける。

- (1) 送水口の直近の操作しやすい位置に設けること。
- (2) 送水口の直近の見やすい箇所に、止水弁の位置を明示すること。ただし、送水口の位置において当該弁の位置が容易に識別できる場合にあっては、この限りでない。

- (3) 止水弁には、「常時開」の表示を行うこと。

第6 制御弁

制御弁は、規則第14条第1項第3号の規定によるほか、次による。

1 設置場所

- (1) 流水検知装置ごとに、その一次側直近に設けること。
 (2) 各階の平面配置上同一又は近接した場所で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少なく、容易に操作又は点検が行える箇所に設けること。

2 機器

- (1) 革バンド等により、みだりに閉止できない措置を講じること。
 (2) 常時の開閉状態を表示した標識及び弁の操作に必要な照明を設けること。

第7 自動警報装置

自動警報装置は、規則第14条第1項第4号の規定によるほか、次による。

1 発信部

- (1) 発信部には、流水検知装置を設けること。
 (2) 同一の配水管に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数（流水現象として検知し、信号又は警報の作動を制御するための流量をいう。以下同じ。）は、次表によること。

ヘッド等の組み合わせ	検知流量定数の区分		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

○：使用できる流水検知装置

- (3) 1のスプリンクラー設備に閉鎖型ヘッド、開放型ヘッド又は放水型ヘッド等を組み合わせて使用する場合の流水検知装置は、ヘッド種別ごとに専用のものとする。

2 音響警報装置

- (1) 音響警報装置は、ヘッドの開放に伴い当該ヘッドが開放した階の全域及び防災センター等に警報を発するように設ける。
 (2) 放送設備が併設されている防火対象物にあつては、放送設備のマイクスイッチを入れることにより音響警報装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ることにより再び音響警報装置が鳴動すること。

3 警戒区域

1の流水検知装置により警戒する区域は、その面積を3,000平方メートル以下とし、かつ、2以上の階にわたらないものとする。ただし、次に該当する階にあつては、その直下階又は直上階と同一の警戒区域とすることができるものとする。

- (1) 1の階のヘッドの設置個数（補助散水栓はヘッド1個とみなす。）が10個以下であること。
 (2) (1)の階の自動火災報知設備の警戒区域は、単独で設定されていること

(3) スプリンクラー設備の受信部と自動火災報知設備の受信機は、同一の場所に設置されていること。

4 表示部

表示装置の表示部は、流水検知装置ごとに設ける。

第8 末端試験弁

末端試験弁は、規則第14条第1項第5号の2の規定によるほか、次による。

1 機器

末端試験弁の二次側には排水用配管を設ける。

2 放水性能線図

末端試験弁の直近には、1の試験用放水口の放水性能線図を備える。

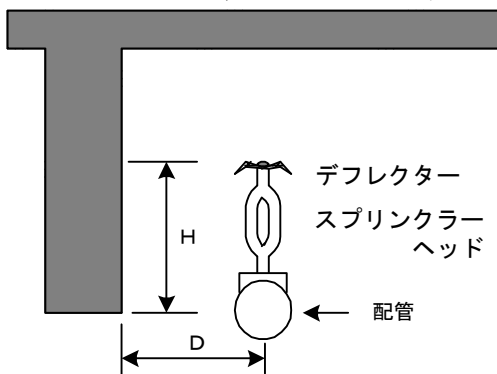
3 同一の配水管に放水量の異なるヘッドが設けられる場合の末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設けることで足りる。

第9 ヘッドの設置方法

ヘッドは、令第12条第2項並びに規則第13条の2、第13条の3及び第13条の5の規定によるほか、次により設ける。この場合において、規則第13条第3項第6号に規定する場所は、直接外気に開放されている面から概ね5メートル未満の部分当該とする。

1 設置位置

(1) ヘッドの水平方向（傾斜した天井等に取り付ける場合にあっては、横方向）に散水障害となるものがあり、当該散水障害となるもの下端以上の位置に取り付ける場合にあっては、当該ヘッドのデフレクターの位置が次の表に適合するように設けること。ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合又は散水障害を受ける部分に別個にヘッドを設置する場合は、この限りでない。



H (cm)	D (cm)
10以下	75以上
10を超え15以下	100以上
15を超える	150以上

H：散水障害となるもの下端から、ヘッドのデフレクターまでの垂直距離

D：散水障害となるものの側面からスプリンクラーヘッドの中心までの水平距離

(2) パーティション等の簡易間仕切の上部は、ヘッドとの間に垂直距離60センチメートル以上の間隔を持たせること。ただし、散水障害を受けるおそれのある部分に別個にヘッドを設置する場合は、この限りでない。

(3) 小区画型ヘッドを同一の宿泊室等に2以上設置する場合は、ヘッド相互の設置間隔が3メートル以下とならないように設けること。ただし、当該ヘッドの

放水圧力における散水形状から判断し、隣接するヘッドの感熱部を濡らすおそれがないと認められる場合又は遮水のためのたれ壁などを設けた場合は、この限りでない。

- (4) 常時開放式の防火戸の付近にヘッドを設ける場合は、当該防火戸と接触するおそれのない位置に設けること。
- (5) ヘッドは、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けること。ただし、当該換気口等の吹出し方向が、火災の感知に障害とならないように固定されている場合は、この限りでない。

2 種別の異なるヘッドの設置

閉鎖型ヘッドのうち種別の異なるヘッド（放水量、感度の種別等）は、同一区画（壁等で区画された部分をいう。）内に設置しないこと。

第10 補助散水栓

補助散水栓は、令第12条第2項第8号及び規則第13条の6第4項の規定によるほか、次により設ける。

- 1 容易に操作でき、かつ、操作の障害となるものがない場所に設けること。
- 2 避難の障害又は防火設備の閉鎖の障害とならない位置に設けること。
- 3 ヘッドの未警戒部分の各部分から、1の補助散水栓までの歩行距離がホースの長さ以下となるように設けること。ただし、ホース長さを超える部分が10メートル以下で、当該部分に有効に放水ができる場合はこの限りでない。

第11 設置単位

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備は、棟ごとに設置するものとする。

ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り、水源、加圧送水装置及び電源を兼用することができる。

- 1 水源の水量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量は、兼用する棟のうち最大となるものの数値であること。
- 2 主配管から各棟へ分岐する箇所には、それぞれの棟ごとに止水弁が設けられていること。
- 3 維持管理が一体のものとして行えること。

第12 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第13 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第14 特例基準

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1) から (5) まで及び第12. 6) に適合するものについては、スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 2 耐火構造の壁及び床又は特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のもので区画された金庫室等については、ヘッドを設置しないことができる。

- 3 面積が1平方メートル未満の物入については、ヘッドを設置しないことができる。
- 4 不燃材料の壁、床及び扉で区画された床面積が100平方メートル以下の冷蔵室又は冷凍室等で次に適合するものにはヘッドを設置しないことができる。
 - (1) 収容物は、不燃性の物品又は生鮮食料品等出火のおそれが少ないものであること。
 - (2) 冷蔵室又は冷凍室の温度に異常が生じた時に、中央管理室等に当該異常を表示し、かつ、警報を発する装置が設けられていること。
 - (3) (2) による移報用電気配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例により設けてあること。
- 5 駐車場にいたる傾斜路（スロープ）で、次に該当するものについては、ヘッドを設置しないことができる。
 - (1) 壁、床及び天井を耐火構造とし、不燃材料で仕上げられたものであること。
 - (2) 駐車の用に供する部分とは、随時閉鎖することができ、かつ、感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸により区画されていること。
 - (3) 煙の充満するおそれが少ないものであること。
 - (4) 屋内消火栓設備又は補助散水栓の有効範囲内であること。
- 6 直接外気に開放されている車寄せ等の部分（規則第13条第3項第6号に該当する部分を除く。）で、次に該当するものについては、ヘッドを設置しないことができる。
 - (1) 通行・運搬の用途のみに供されるものであること。
 - (2) 主要構造部が耐火構造であり、かつ、仕上げを不燃材料としたものであること。
 - (3) 屋内消火栓設備又は補助散水栓の有効範囲内であること。
- 7 第5節の放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置された高天井の部分に隣接する部分で、当該部分の床面が当該放水型ヘッド等により有効に包含される場合は、ヘッドを設置しないことができる。
- 8 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）に適合するものについては、スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 9 自動警報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する放送設備（音響装置を付加したものに限る。）により警報を発することができる場合にあっては、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず音響警報装置を設けないことができる。
- 10 規則第13条の2第4項第1号ロの規定により、その下面にヘッドを設けなければならないとされるダクト等のうち、次に適合するものについては、その上部にヘッドを設けないことができる。
 - (1) ダクト等を取り付ける床又は壁が不燃材料で造られていること。
 - (2) ダクト等（ダクトにあっては被覆材料を含む。）が不燃材料で造られ、かつ、その上部に可燃物が存置されていないこと。

別表 1-3-1

配管の摩擦損失水頭

m/100m

(JISG3452)

呼び(mm) 流量 (ℓ/min)	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	175	200
50	11.89	3.39	1.61	0.50	0.15	0.06	0.03	0.02	0.01			
60	16.65	4.76	2.26	0.70	0.21	0.09	0.04	0.02	0.01			
80	28.36	8.10	16.3.85	1.19	0.35	0.15	0.08	0.04	0.01	0.01		
100	42.85	12.24	5.81	1.80	0.53	0.23	0.11	0.06	0.02	0.01		
120	60.04	17.15	8.14	2.53	0.75	0.32	0.16	0.09	0.03	0.01	0.01	
150	90.72	25.91	12.30	3.82	1.13	0.49	0.24	0.13	0.05	0.02	0.01	0.01
160	102.23	29.20	13.86	4.30	1.28	0.55	0.27	0.15	0.05	0.02	0.01	0.01
200		44.12	20.95	6.50	1.93	0.83	0.41	0.23	0.08	0.03	0.02	0.01
240		61.81	29.35	9.11	2.70	1.16	0.58	0.32	0.11	0.05	0.02	0.01
250		66.66	31.65	9.82	2.91	1.26	0.62	0.34	0.12	0.05	0.03	0.01
300		93.40	44.35	13.76	4.08	1.76	0.87	0.48	0.17	0.07	0.04	0.02
320			49.97	15.51	4.60	1.98	0.98	0.54	0.19	0.08	0.04	0.02
350			58.98	18.30	5.43	2.34	1.16	0.64	0.22	0.10	0.05	0.03
400			75.51	23.43	6.95	3.00	1.49	0.82	0.29	0.12	0.06	0.03
450			93.89	29.13	8.64	3.73	1.85	1.02	0.35	0.15	0.07	0.04
480				32.83	9.73	4.20	2.08	1.15	0.40	0.17	0.08	0.05
500				35.40	10.50	4.53	2.25	1.24	0.43	0.19	0.09	0.05
550				42.23	12.52	5.40	2.68	1.48	0.51	0.22	0.11	0.06
560				43.66	12.95	5.58	2.77	1.53	0.53	0.23	0.11	0.06
600				49.61	14.71	6.34	3.15	1.74	0.60	0.26	0.13	0.07
640				55.90	16.57	7.15	3.54	1.96	0.68	0.30	0.14	0.08
720				69.51	20.61	8.89	4.41	2.43	0.85	0.37	0.18	0.10
800				84.46	25.04	10.80	5.36	2.96	1.03	0.45	0.22	0.12
880					29.87	12.88	6.39	3.53	1.23	0.53	0.26	0.14
960					35.09	15.13	7.50	4.14	1.44	0.63	0.30	0.16
1040					40.69	17.55	8.70	4.80	1.67	0.73	0.35	0.19
1120					46.67	20.13	9.98	5.51	1.92	0.83	0.40	0.22
1200					53.02	22.87	11.34	6.26	2.18	0.95	0.46	0.25
1280					59.75	25.77	12.78	7.05	2.45	1.07	0.52	0.28
1360					66.84	28.82	14.29	7.89	2.74	1.19	0.58	0.31
1440					74.29	32.04	15.89	8.77	3.05	1.33	0.64	0.34
1520					82.11	35.41	17.56	9.69	3.37	1.47	0.71	0.38
1600					90.28	38.93	19.31	10.66	3.71	1.61	0.78	0.42
1680					98.81	42.61	21.13	11.66	4.06	1.76	0.85	0.46
1760						46.44	23.03	12.71	4.42	1.92	0.93	0.50
1840						50.42	25.01	13.80	4.80	2.09	1.01	0.54
1920						54.55	27.05	14.93	5.19	2.26	1.09	0.59
2000						58.83	29.18	16.10	5.60	2.43	1.18	0.63
2080						63.26	31.37	17.31	6.02	2.62	1.27	0.68
2160						67.83	33.64	18.56	6.46	2.81	1.36	0.73
2240						72.55	35.98	19.86	6.91	3.00	1.45	0.78
2320						77.42	38.40	21.19	7.37	3.20	1.55	0.83
2400						82.43	40.88	22.56	7.85	3.41	1.65	0.89
2480						87.59	43.44	23.97	8.34	3.62	1.76	0.94
2560						92.89	46.06	25.42	8.84	3.84	1.86	1.00
2640						98.33	48.76	26.91	9.36	4.07	1.97	1.06
2720							51.53	28.44	9.89	4.30	2.08	1.12
2800							54.37	30.01	10.44	4.54	2.20	1.18
2880							57.28	31.61	10.99	4.78	2.32	1.24
2960							60.26	33.25	11.57	5.03	2.44	1.31
3040							63.31	34.94	12.15	5.28	2.56	1.37
3120							66.42	33.66	12.75	5.54	2.69	1.44
3200							69.61	38.41	13.36	5.81	2.81	1.51

(JISG3454 スケジュール20)

呼び(mm) 流量 (ℓ/min)	50	65	80	90	100	125	150	200
50	0.45	0.15	0.07	0.03	0.02	0.01		
60	0.63	0.22	0.09	0.05	0.03	0.01		
80	1.07	0.37	0.16	0.08	0.04	0.02	0.01	
100	1.62	0.56	0.24	0.12	0.07	0.02	0.01	
120	2.26	0.78	0.33	0.17	0.09	0.03	0.01	
150	3.42	1.18	0.51	0.25	0.14	0.05	0.02	0.01
160	3.86	1.33	0.57	0.28	0.16	0.05	0.02	0.01
200	5.83	2.01	0.86	0.43	0.24	0.08	0.04	0.01
240	8.16	2.82	1.21	0.60	0.33	0.12	0.05	0.01
250	8.80	3.04	1.30	0.64	0.36	0.13	0.05	0.01
300	12.34	4.26	1.82	0.90	0.50	0.18	0.08	0.02
320	13.90	4.80	2.06	1.01	0.56	0.20	0.08	0.02
350	16.41	5.67	2.43	1.20	0.66	0.23	0.10	0.03
400	21.00	7.25	3.11	1.53	0.85	0.30	0.13	0.03
450	26.12	9.02	3.86	1.91	1.06	0.37	0.16	0.04
480	29.43	10.16	4.35	2.15	1.19	0.42	0.18	0.05
500	31.74	10.96	4.69	2.32	1.29	0.45	0.19	0.05
550	37.86	13.07	5.60	2.76	1.53	0.54	0.23	0.06
560	39.14	13.52	5.79	2.86	1.59	0.56	0.24	0.06
600	44.47	15.36	6.58	3.25	1.80	0.63	0.27	0.07
640	50.11	17.31	7.41	3.66	2.03	0.71	0.31	0.08
720	62.31	21.52	9.22	4.55	2.52	0.88	0.38	0.10
800	75.72	26.15	11.20	5.53	3.07	1.08	0.46	0.12
880	90.32	31.19	13.36	6.59	3.66	1.28	0.55	0.14
960		36.64	15.69	7.74	4.30	1.51	0.65	0.17
1040		42.49	18.20	8.98	4.98	1.75	0.75	0.19
1120		48.73	20.87	10.30	5.72	2.00	0.86	0.22
1200		55.36	23.71	11.70	6.49	2.28	0.98	0.25
1280		62.39	26.72	13.19	7.32	2.57	1.10	0.28
1360		69.79	29.89	14.75	8.19	2.87	1.23	0.32
1440		77.57	33.22	16.40	9.10	3.19	1.37	0.35
1520		85.74	36.72	18.12	10.06	3.53	1.51	0.39
1600		94.27	40.38	19.93	11.06	3.88	1.66	0.43
1680			44.19	21.81	12.10	4.24	1.82	0.47
1760			48.16	23.77	13.19	4.62	1.98	0.51
1840			52.29	25.80	14.32	5.02	2.15	0.56
1920			56.57	27.92	15.50	5.43	2.33	0.60
2000			61.01	30.11	16.71	5.86	2.51	0.65
2080			65.60	32.37	17.97	6.30	2.70	0.70
2160			70.34	34.72	19.27	6.75	2.90	0.75
2240			75.24	37.13	20.61	7.22	3.10	0.80
2320			80.29	39.62	21.99	7.71	3.31	0.86
2400			85.48	42.19	23.41	8.21	3.52	0.91
2480			90.83	44.83	24.88	8.72	3.74	0.97
2560			96.32	47.54	26.38	9.25	3.97	1.03
2640				50.32	27.93	9.79	4.20	1.09
2720				53.18	29.51	10.35	4.44	1.15
2800				56.11	31.14	10.92	4.68	1.21
2880				59.11	32.81	11.50	4.93	1.28
2960				62.18	34.51	12.10	5.19	1.34
3040				65.33	36.26	12.71	5.45	1.41
3120				68.54	38.04	13.33	5.72	1.48
3200				71.83	39.87	13.97	5.99	1.55

(JISG3454 スケジュール40)

呼び(mm) 流量 (ℓ/min)	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200
50	12.76	3.49	1.69	0.51	0.17	0.08	0.04	0.02	0.01		
60	17.88	4.89	2.37	0.71	0.24	0.11	0.05	0.03	0.01		
80	30.45	8.32	4.03	1.22	0.41	0.18	0.09	0.05	0.02	0.01	
100	46.01	12.58	6.09	1.84	0.62	0.27	0.13	0.07	0.03	0.01	
120	64.46	17.62	8.53	2.57	0.87	0.38	0.19	0.10	0.04	0.02	
150	97.41	26.63	12.89	3.89	1.31	0.57	0.28	0.15	0.05	0.02	0.01
160	109.76	30.00	14.53	4.38	1.48	0.65	0.32	0.17	0.06	0.03	0.01
200		45.34	21.96	6.62	2.23	0.97	0.48	0.26	0.09	0.04	0.01
240		63.53	30.76	9.28	3.12	1.37	0.68	0.37	0.13	0.06	0.01
250		68.51	33.18	10.00	3.37	1.47	0.73	0.40	0.14	0.06	0.02
300		95.99	46.48	14.02	4.72	2.06	1.02	0.55	0.20	0.08	0.02
320			52.38	15.79	5.32	2.33	1.15	0.62	0.22	0.09	0.02
350			61.82	18.64	6.28	2.74	1.36	0.74	0.26	0.11	0.03
400			79.15	23.87	8.04	3.51	1.74	0.94	0.33	0.14	0.04
450			98.42	29.68	9.99	4.37	2.17	1.17	0.42	0.18	0.04
480				33.44	11.26	4.92	2.44	1.32	0.47	0.20	0.05
500				36.06	12.14	5.31	2.63	1.43	0.51	0.21	0.05
550				43.02	14.48	6.33	3.14	1.70	0.60	0.26	0.07
560				44.47	14.97	6.55	3.25	1.76	0.62	0.26	0.07
600				50.53	17.01	7.44	3.69	2.00	0.71	0.30	0.08
640				56.94	19.17	8.38	4.16	2.25	0.80	0.34	0.09
720				70.80	23.84	10.42	5.17	2.80	0.99	0.42	0.11
800				86.04	28.97	12.67	6.28	3.40	1.21	0.51	0.13
880					34.55	15.11	7.49	4.06	1.44	0.61	0.16
960					40.59	17.75	8.80	4.77	1.69	0.72	0.18
1040					47.07	20.58	10.21	5.53	1.96	0.83	0.21
1120					53.98	23.61	11.71	6.34	2.25	0.95	0.24
1200					61.33	26.82	13.30	7.20	2.55	1.08	0.28
1280					69.11	30.22	14.99	8.12	2.88	1.22	0.31
1360					77.31	33.81	16.76	9.08	3.22	1.36	0.35
1440					85.94	37.58	18.63	10.09	3.58	1.52	0.39
1520					94.98	41.53	20.59	11.16	3.95	1.67	0.43
1600						45.67	22.64	12.27	4.34	1.84	0.47
1680						49.98	24.78	13.42	4.76	2.02	0.51
1760						54.47	27.01	14.63	5.18	2.20	0.56
1840						59.14	29.33	15.89	5.63	2.38	0.61
1920						63.98	31.73	17.19	6.09	2.58	0.66
2000						69.00	34.22	18.53	6.56	2.78	0.71
2080						74.20	36.79	19.93	7.06	2.99	0.76
2160						79.56	39.45	21.37	7.57	3.21	0.82
2240						85.10	42.20	22.86	8.10	3.43	0.88
2320						90.81	45.03	24.39	8.64	3.66	0.93
2400						96.69	47.94	25.97	9.20	3.90	0.99
2480							50.94	27.59	9.77	4.14	1.06
2560							54.02	29.26	10.37	4.39	1.12
2640							57.19	30.98	10.97	4.65	1.19
2720							60.43	32.74	11.60	4.91	1.25
2800							63.76	34.54	12.23	5.19	1.32
2880							67.17	36.39	12.89	5.46	1.39
2960							70.67	38.28	13.56	5.75	1.47
3040							74.24	40.22	14.24	6.04	1.54
3120							77.90	42.20	14.95	6.34	1.62
3200							81.63	44.22	15.66	6.64	1.69

(JISG3454 スケジュール60)

呼び(mm) 流量 (ℓ/min)	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200
50	15.32	4.49	2.05	0.62	0.19	0.09	0.04	0.02	0.01		
60	21.46	6.30	2.87	0.86	0.27	0.12	0.06	0.03	0.01		
80	36.54	10.72	4.89	1.47	0.46	0.21	0.10	0.05	0.02	0.01	
100	55.21	16.20	7.39	2.22	0.70	0.31	0.15	0.08	0.03	0.01	
120	77.36	22.70	10.35	3.11	0.98	0.44	0.22	0.11	0.04	0.02	
150	116.90	34.31	15.64	4.69	1.48	0.66	0.33	0.17	0.06	0.03	0.01
160	131.73	38.66	17.62	5.29	1.66	0.74	0.37	0.19	0.07	0.03	0.01
200		58.42	26.63	7.99	2.51	1.12	0.56	0.29	0.10	0.05	0.01
240		81.85	37.31	11.20	3.52	1.57	0.78	0.41	0.15	0.06	0.02
250		88.27	40.23	12.08	3.80	1.69	0.84	0.44	0.16	0.07	0.02
300			56.37	16.92	5.32	2.37	1.18	0.62	0.22	0.10	0.02
320			63.52	19.07	5.99	2.67	1.33	0.69	0.25	0.11	0.03
350			74.98	22.51	7.07	3.15	1.57	0.82	0.29	0.13	0.03
400			95.99	28.81	9.06	4.04	2.01	1.05	0.38	0.16	0.04
450				35.83	11.26	5.02	2.50	1.30	0.47	0.20	0.05
480				40.37	12.69	5.66	2.82	1.47	0.53	0.23	0.06
500				43.54	13.69	6.10	3.04	1.59	0.57	0.25	0.06
550				51.94	16.33	7.28	3.62	1.89	0.68	0.29	0.07
560				53.70	16.88	7.53	3.74	1.96	0.70	0.30	0.07
600				61.01	19.18	8.55	4.25	2.22	0.80	0.35	0.08
640				68.74	21.61	9.63	4.79	2.50	0.90	0.39	0.10
720				85.48	26.87	11.98	5.96	3.11	1.11	0.49	0.12
800					32.65	14.56	7.24	3.78	1.35	0.59	0.14
880					38.95	17.37	8.64	4.51	1.62	0.70	0.17
960					45.75	20.40	10.15	5.30	1.90	0.83	0.20
1040					53.05	23.65	11.77	6.15	2.20	0.96	0.23
1120					60.85	27.13	13.50	7.05	2.52	1.10	0.27
1200					69.13	30.82	15.33	8.01	2.87	1.25	0.31
1280					77.90	34.73	17.28	9.02	3.23	1.41	0.34
1360					87.14	38.86	19.33	10.10	3.61	1.57	0.39
1440					96.86	43.19	21.49	11.22	4.02	1.75	0.43
1520						47.73	23.75	12.40	4.44	1.93	0.47
1600						52.48	26.11	13.64	4.88	2.13	0.52
1680						57.44	28.58	14.92	5.34	2.33	0.57
1760						62.60	31.14	16.27	5.82	2.54	0.62
1840						67.97	33.81	17.66	6.32	2.75	0.67
1920						73.54	36.58	19.11	6.84	2.98	0.73
2000						79.31	39.45	20.61	7.38	3.21	0.79
2080						85.27	42.42	22.16	7.93	3.46	0.85
2160						91.44	45.49	23.76	8.51	3.71	0.91
2240						97.81	48.66	25.41	9.10	3.96	0.97
2320							51.92	27.12	9.71	4.23	1.04
2400							55.28	28.87	10.34	4.50	1.10
2480							58.74	30.68	10.98	4.78	1.17
2560							62.29	32.53	11.65	5.07	1.24
2640							65.94	34.44	12.33	5.37	1.32
2720							69.68	36.39	13.03	5.68	1.39
2800							73.52	38.40	13.75	5.99	1.47
2880							77.46	40.45	14.49	6.31	1.55
2960							81.48	42.56	15.24	6.64	1.63
3040							85.61	44.71	16.01	6.97	1.71
3120							89.82	46.91	16.80	7.32	1.79
3200							94.13	49.16	17.60	7.67	1.88

(JISG3454 スケジュール80)

呼び(mm) 流量 (ℓ/min)	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200
50	19.24	5.05	2.38	0.69	0.23	0.10	0.05	0.03	0.01		
60	26.96	7.08	3.33	0.97	0.32	0.14	0.07	0.04	0.01	0.01	
80	45.91	12.05	5.68	1.65	0.54	0.23	0.12	0.06	0.02	0.01	
100	69.38	18.22	8.58	2.49	0.81	0.35	0.17	0.09	0.03	0.01	
120	97.21	25.52	12.02	3.49	1.14	0.50	0.25	0.13	0.05	0.02	
150	146.89	38.57	18.17	5.28	1.72	0.75	0.37	0.20	0.07	0.03	0.01
160	165.51	43.46	20.47	5.94	1.94	0.84	0.42	0.22	0.08	0.03	0.01
200		65.67	30.93	8.98	2.93	1.28	0.63	0.34	0.12	0.05	0.01
240		92.01	43.34	12.58	4.11	1.79	0.88	0.47	0.16	0.07	0.02
250		99.23	46.74	13.57	4.43	1.93	0.95	0.51	0.18	0.08	0.02
300			65.49	19.02	6.20	2.70	1.34	0.71	0.25	0.11	0.03
320			73.79	21.43	6.99	3.04	1.50	0.81	0.28	0.12	0.03
350			87.10	25.29	8.25	3.59	1.78	0.95	0.33	0.14	0.04
400				32.38	10.56	4.60	2.27	1.22	0.42	0.18	0.05
450				40.26	13.14	5.72	2.83	1.51	0.52	0.23	0.06
480				45.37	14.80	6.44	3.19	1.70	0.59	0.26	0.06
500				48.93	15.96	6.95	3.44	1.84	0.63	0.28	0.07
550				58.36	19.04	8.29	4.10	2.19	0.76	0.33	0.08
560				60.34	19.69	8.57	4.24	2.27	0.78	0.34	0.08
600				68.55	22.37	9.74	4.81	2.58	0.89	0.39	0.10
640				77.25	25.20	10.97	5.43	2.90	1.00	0.44	0.11
720				96.05	31.34	13.64	6.75	3.61	1.25	0.54	0.13
800					38.08	16.58	8.20	4.39	1.51	0.66	0.16
880					45.43	19.78	9.78	5.23	1.81	0.79	0.19
960					53.36	23.23	11.49	6.15	2.12	0.93	0.23
1040					61.88	26.94	13.32	7.13	2.46	1.07	0.26
1120					70.97	30.90	15.28	8.17	2.82	1.23	0.30
1200					80.63	35.10	17.36	9.29	3.21	1.40	0.35
1280					90.86	39.56	19.56	10.47	3.61	1.58	0.39
1360						44.25	21.88	11.71	4.04	1.77	0.44
1440						49.19	24.32	13.01	4.49	1.96	0.48
1520						54.36	26.88	14.38	4.97	2.17	0.53
1600						59.77	29.55	15.81	5.46	2.38	0.59
1680						65.42	32.34	17.31	5.97	2.61	0.64
1760						71.30	35.25	18.86	6.51	2.84	0.70
1840						77.41	38.27	20.48	7.07	3.09	0.76
1920						83.75	41.41	22.16	7.65	3.34	0.82
2000						90.32	44.66	23.90	8.25	3.60	0.89
2080						97.12	48.02	25.69	8.87	3.87	0.96
2160							51.49	27.55	9.51	4.15	1.02
2240							55.07	29.47	10.17	4.44	1.10
2320							58.77	31.45	10.86	4.77	1.17
2400							62.57	33.48	11.56	5.05	1.24
2480							66.48	35.58	12.28	5.36	1.32
2560							70.51	37.73	13.02	5.69	1.40
2640							74.64	39.94	13.79	6.02	1.48
2720							78.87	42.21	14.57	6.36	1.57
2800							83.22	44.53	15.37	6.71	1.66
2880							87.67	46.91	16.20	7.07	1.74
2960							92.23	49.35	17.04	7.44	1.83
3040							96.89	51.85	17.90	7.82	1.93
3120								54.40	18.78	8.20	2.02
3200								57.01	19.68	8.60	2.12

第4節 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか次による。

- 1 放水区域とは、一斉開放弁又は手動式開放弁の作動又は操作により、一定の個数の開放型ヘッドから同時に放水する区域をいう。
- 2 舞台部とは、令第12条第1項第2号に規定する舞台部（奈落を含む。）に規定するスタジオ部分をいう。

第2 水源

水源は、令第12条第2項第4号並びに規則第13条の6第1項第4号の規定によるほか、次による。

- 1 種類
屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用する。
- 2 水量
閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第2.2.（1）及び（3））を準用する。
- 3 水槽等の材質
屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用する。

第3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第12条第2項第5号及び第6号並びに規則第13条の6第2項第4号、規則第14条第1項第5号、第8号、第11号及び第13号の規定によるほか、次による。

- 1 設置場所
屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用する。
- 2 加圧送水装置及び付属装置
 - (1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。
 - ア ポンプの吐出量
閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.2.（1）ア.（イ））を準用する。
 - イ ポンプの全揚程
閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.2.（1）.イ.（ア）、（イ）及び（ウ））を準用すること。
 - ウ ポンプの設置
屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.ウ）を準用する。ただし、ポンプを兼用す

る他の消火設備が、水噴霧消火設備又は泡消火設備（泡放出口を使用するものに限る。）であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

エ 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）. エ）を準用すること。

オ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）. オ）を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（4）. ア、イ及びウ）を準用するほか、（1）. ア、イ及びウの例によること。

(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（5）. ア及びイ）を準用するほか（1）. ア、イ及びウの例によること。

3 圧力調整措置

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.3）を準用する。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用する。

5 起動装置

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.5）を準用するほか次による。

(1) 自動式起動装置

ア 自動火災感知装置として、閉鎖型ヘッド又は自動火災報知設備の感知器を用いること。ただし、閉鎖型ヘッドは取付け面（当該ヘッドを取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが10メートル以下である場合に限る。

イ アの閉鎖型ヘッドは、次によること。

(ア) 標示温度が75度未満のものとする。

(イ) ヘッドのデフレクターと、当該ヘッドの取付け面との距離は、0.15メートル以下とすること。

(ウ) ヘッドの種別及び取付け面の高さに応じ、次の表に示す床面積につき1個以上を、放水区域ごとに、当該放水区域の火災を有効に感知することができるように設けること。

取付け面の高さ ヘッド種別	6m以下	6mを超え10m以下
標準型ヘッド	15m ²	7.5m ²
高感度型ヘッド	20m ²	10.0m ²

ウ アの感知器は、規則第23条第4項の規定の例によるほか、放水区域ごとに、当該放水区域の火災を有効に感知することができるように設けること。

エ 防災センター等（常時人がいる場所に限る。）から、舞台部に設けられる手動起動装置までの歩行距離が、同一階に設置されるものにあつては70メートル以下、異なる階に設置されるものにあつては30メートル以下である場合は、規則第14条第1項第8号イ（イ）ただし書の規定に適合するものとして、自動式起動装置を設置しないことができる。

（2） 手動式起動装置

手動式の起動装置を構成する一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁（以下「一斉開放弁の起動操作部等」という。）は、次によること。

ア 放水区域ごとに2個以上を、相反する位置で、当該舞台部を見とおすことができ、かつ、当該舞台部の火災時に容易に近づくことのできる箇所に設けること。

イ 一斉開放弁の起動操作部等又はその直近の見やすい箇所には、一斉開放弁の起動操作部等である旨の表示及びその受け持つ放水区域が容易に判別できる表示を行うこと。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用する。

第4 配管

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第4）を準用する。

第5 放水区域

放水区域は、規則第14条第1項第2号の規定によるほか、次による。

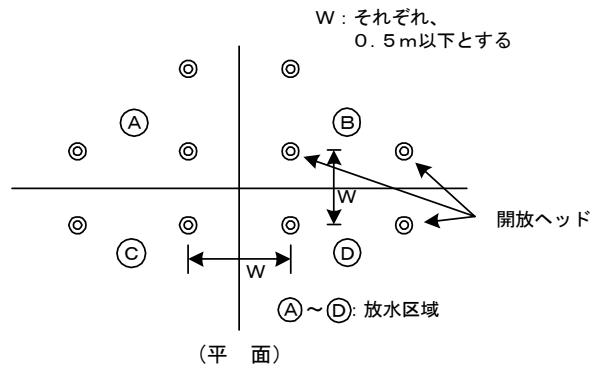
1 面積

1の放水区域の面積は、100平方メートル以上（当該舞台部の面積が100平方メートル未満である場合は、当該面積）とする。

2 放水区域の重複

2以上の放水区域を設ける場合は、隣接する放水区域の相対するヘッドの間隔を0.5メートル以下とする。（図1-4-1）

図1 - 4 - 1



第6 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁又は手動式開放弁は、規則第14条第1項第1号及び第8号の規定によるほか、次による。

1 設置制限

手動式開放弁は、防災センター等（常時人がいる場所に限る。）から、当該弁までの歩行距離が、同一階に設置されるものにあつては70メートル以下、異なる階に設置されるものにあつては30メートル以下である場合に限り設けることができる。

2 試験装置

一斉開放弁又は手動式開放弁の作動を試験するための装置は、圧力計及び流量計を付置した配管設備とする。ただし、オリフィス等の試験用放水口を設けることにより、圧力計の指示値から流量を知ることができる場合にあっては、流量計を設けないことができる。

第7 送水口

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第5）を準用する。

第8 制御弁

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6）を準用する。

第9 自動警報装置

自動警報装置は、規則第14条第1項第4号の規定によるほか、次による。

1 発信部

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第7.1.（1）及び（3））を準用する。

2 音響警報装置

音響警報装置は、一斉開放弁又は手動式開放弁の開放に伴い、当該舞台部及び防災センター等に警報を発することができるように設ける。

第10 ヘッドの設置方法

ヘッドは、令第12条第2項並びに規則第13条の2第1項及び同条第4項第2号（ただし書を除く。）の規定によるほか、すのこ又は渡りの上部には、閉鎖型ヘッドを、閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第9）の例により設ける。ただし、すのこ又は渡りが不燃材料で造られており、かつ、すのこ又は渡りの上部に可燃物が存しない場合は、当該すのこ又は渡りの上部にはヘッドを設けないことができる。

第11 設置単位

閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第11）を準用する。

第12 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」（第3刊）による。

第13 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」（第3刊）による。

第14 特例基準

開放型ヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1)から(4)まで）に適合するものについては、スプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 2 自動警報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する放送設備（音響装置を付加したものに限る。）により警報を発することができる場合にあつては、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず音響警報装置を設けないことができる。

第5節 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号。以下この節において「告示第6号」という。）第2及び屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか、高天井の部分とは、令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定により放水型ヘッド等を設けることとされている部分をいう。

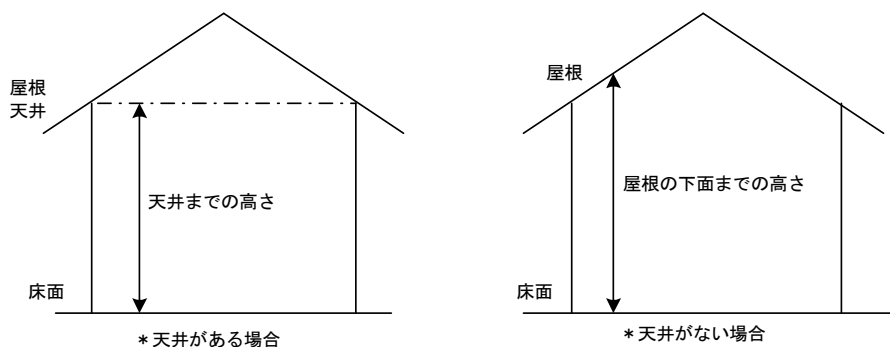
第2 高天井の部分の取扱い

高天井の部分の取扱いについては、次による。

1 床面から天井までの高さについては、次により測定すること。

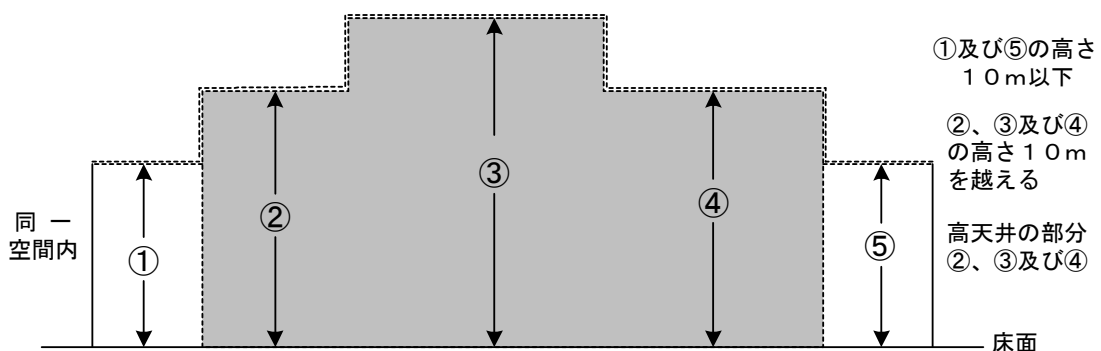
(1) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さとする。 (図1-5-1)

図1-5-1



(2) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さとする。 (図1-5-2)

図1-5-2



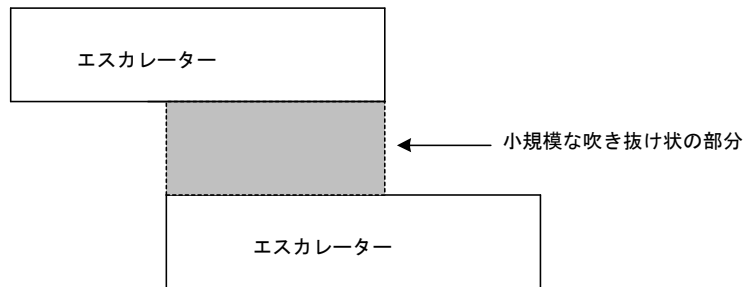
(3) 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さとする

ること。

2 次のいずれかに該当するものは、周囲（高天井の部分以外）に設けられた閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されている場合に限り、高天井の部分に該当しないものとする。

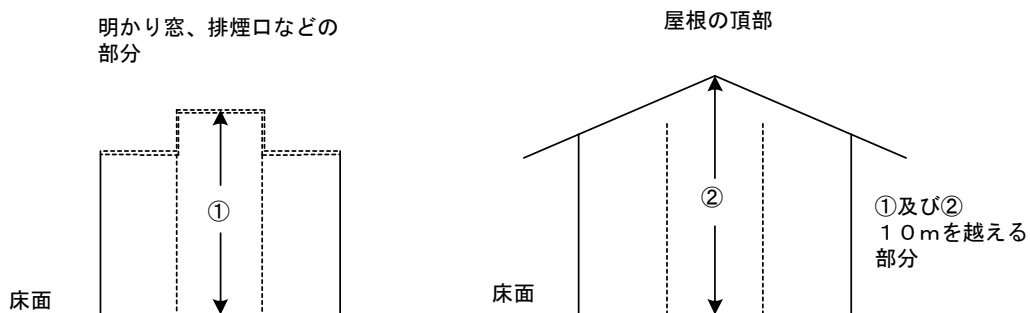
(1) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（図1-5-3）

図1-5-3



(2) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが局部的に令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分（図1-5-4）

図1-5-4



第3 水源

水源は、令第12条第2項第4号及び規則第13条の6第1項第5号並びに告示第6号第5及び第7第8の規定によるほか、次による。

1 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用する。

2 水量

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第2.2(1)及び(3)）を準用する。

3 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用する。

第4 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第12条第2項第5号、第6号、規則第13条の6第2項第5号及び規則第14条第2項第1号並びに告示第6号第3第3号、第4第3号、第4第4号、第6、第7第6号及び第7第8号の規定によるほか、次による。

1 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用する。

2 加圧送水装置及び付属装置

(1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

ア ポンプの吐出量

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.2.（1）.ア.（イ））を準用する。

イ ポンプの全揚程

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.2.（1）.イ.（ア））を準用する。

ウ ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.ウ）を準用すること。ただし、ポンプを兼用する他の消火設備が、水噴霧消火設備又は泡消火設備（泡放出口を使用するものに限る。）であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

エ 付属装置

規則第12条第1項第3号の2の例により、呼水装置を設けること。

なお、呼水装置は専用のものですること。

オ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.オ）を準用する。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（4）.ア、イ及びウ）を準用するほか、(1).ア、イ及びウの例によること。

(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（5）.ア及びイ）を準用するほか(1).ア、イ及びウの例によること。

3 圧力調整措置

圧力調整措置を講じるものにあつては、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.3）を準用する。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用する。

5 起動装置

(1) 次のいずれかに該当する場合にあっては、放水操作を手動で行うことができる。

ア 当該対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合

イ 当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

ウ その他、当該高天井の部分の構造、使用形態及び管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合

(2) 放水操作を手動で行う場合にあっては、次によること。

ア 管理、操作等のマニュアルが作成されていること。

イ 防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。

ウ 操作者は当該装置について習熟した者とする事。

(3) 防災センター等以外の場所において操作できるものにあつては、次によること。

ア 操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権（放水区域の選択及び放水操作等が行えること）のある場所が明確に表示されること。

イ 操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。

ウ 操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。

エ 操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用する。

第5 配管

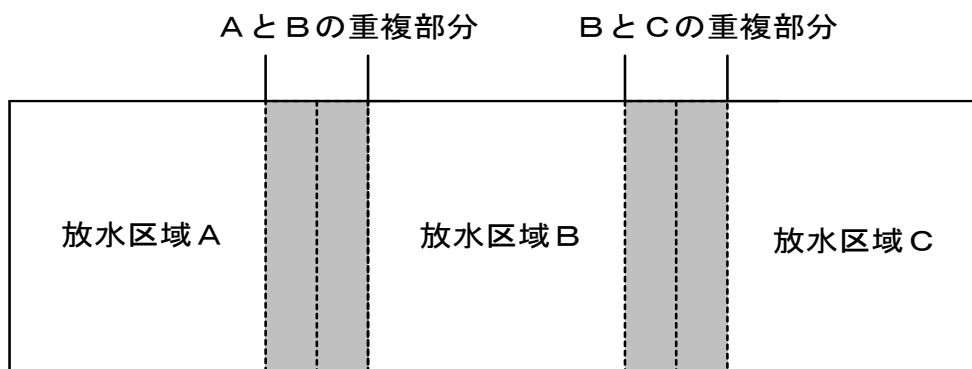
配管は、告示第6号第7.5及び第7.8の規定によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第4.1から4）を準用する。

第6 放水区域

放水区域は、告示第6号第4第1号及び第4第2号の規定によるほか、高天井の部分と高天井の部分以外の部分とが床、壁等により区画されていない場合は、火災を有効に消火できるようにそれぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること。（図1-5-5）

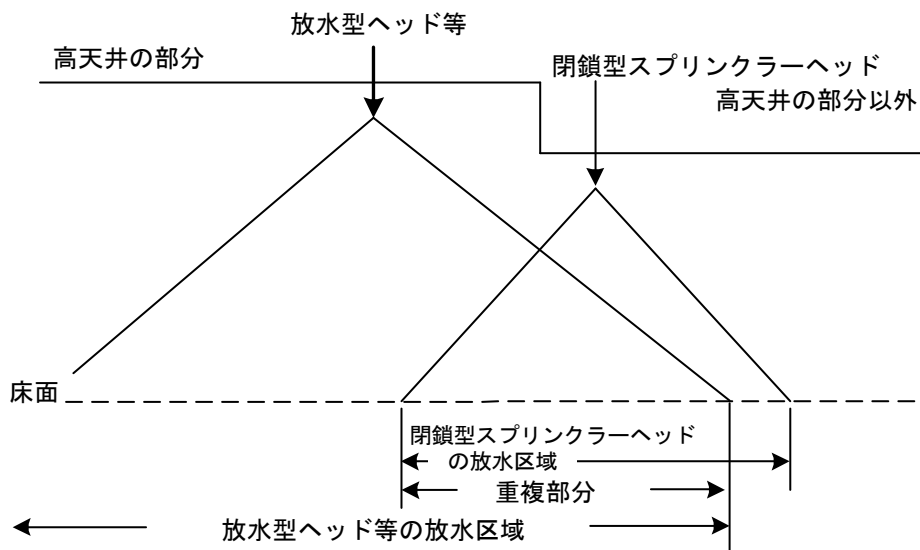
図1-5-5

高天井の部分に2以上の放水区域を設ける場合



* 重複部分の幅は概ね0.5m以上1m以下とする。

高天井の部分と高天井の部分以外とが床、壁等により区画されていない場合



第7 送水口

令第12条第2項第7号の規定によるほか規則第14条第1項第6号（ねじ式の結合金具に係る部分を除く。）の規定並びに閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第5）の例により設ける。ただし、送水口からの送水圧力若しくは送水量の状況又は当該設備の機能から有効な放水が得られないと認められる場合にあっては、設けないことができる。

第8 制御弁

制御弁を設けるものにあつては、規則第14条第1項第3号の規定の例によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6）を準用する。

第9 放水型ヘッド等の設置方法

放水型ヘッド等は、規則第13条の4第2項及び第3項並びに告示第6号第3第2号の規定によるほか、高天井の部分と高天井の部分以外の部分とが床、壁等により区画されていない場合は境界部分に次に定めるたれ壁を設ける等、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じる。ただし、感知部の種別等により、感知障害、誤作動等のおそれがないと認められる場合にあつては、この限りでない。

なお、たれ壁は不燃材料で造られ、境界部分の天井面から下方に40センチメートル（放水型ヘッド等の感知部に自動火災報知設備の煙感知器を使用する場合にあつては、60センチメートル）以上突出したものとすること。

第10 設置単位

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第11）を準用する。

第11 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第12 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の評価について

認定評価を受けた放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備については、告示第6号に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第13 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

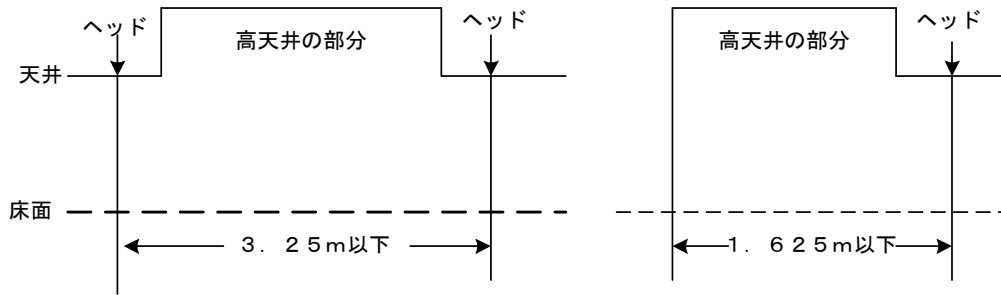
第14 特例基準

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

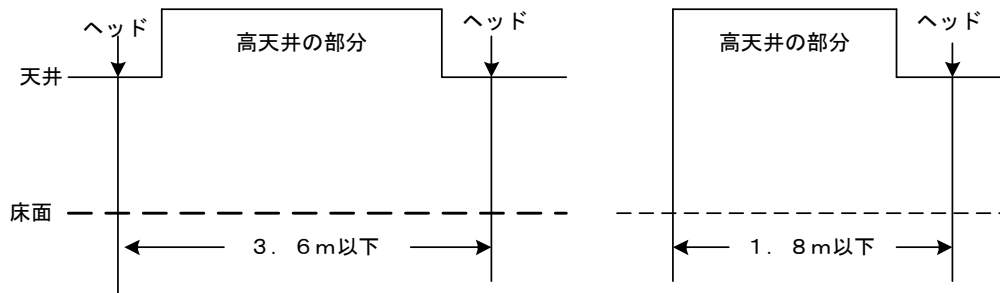
- 1 高天井の部分の床面が隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合（第2.2に該当するものを除く。）には、当該高天井の部分には放水型ヘッド等を設置しないことができる（図1-5-6）。

図1-5-6

標準型ヘッド r 2.3の場合 (格子型配置の場合)



高感度型ヘッド r 2.6の場合 (格子型配置の場合)



- 2 高天井の部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
- (1) 高天井の部分の床面積が50平方メートル未満であるものについては、次に適合するもの
 - ア 高天井の部分において火気の使用がないこと。
 - イ 高天井の部分において多量の可燃物が存しないこと。
 - (2) 高天井の部分の床面積が50平方メートル以上で、かつ、特定防火対象物並びに地階、無窓階及び11階以上の階の高天井の部分については、次に適合するもの
 - ア 高天井の部分には令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分が直接面していないこと。
 - イ 高天井の部分の床、壁及び天井の仕上げが不燃材料でなされていること。
 - ウ 高天井の部分はロビー、通路その他これらに類する部分であること。
 - エ (1)．ア及びイに適合すること。
 - オ 避難者が高天井の部分を通り抜けても避難できる避難経路が確保されていること。
 - カ 高天井の部分を監視する防災センター等の係員により、速やかに消火活動ができること。
 - (3) 高天井の部分の床面積が50平方メートル以上で、かつ、特定防火対象物並びに地階、無窓階及び11階以上の階の高天井の部分以外の高天井の部分については、次に適合するもの

- ア 高天井の部分は体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であること。
 - イ 高天井の部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材でなされていること。
 - ウ (1).ア及びイに適合すること。
- 3 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1)から(5)まで及び第12. 6）に適合するものについては、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 4 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1)から(4)まで）に適合するものについては、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。

第6節 水噴霧消火設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）及び閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第1）の例による。

第2 水源

水源は、令第14条第4号並びに規則第16条第2項（かっこ書を除く。）及び第3項第7号又は第17条第3項（かっこ書を除く。）及び第6項の規定によるほか、次による。

1 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用する。

2 水量

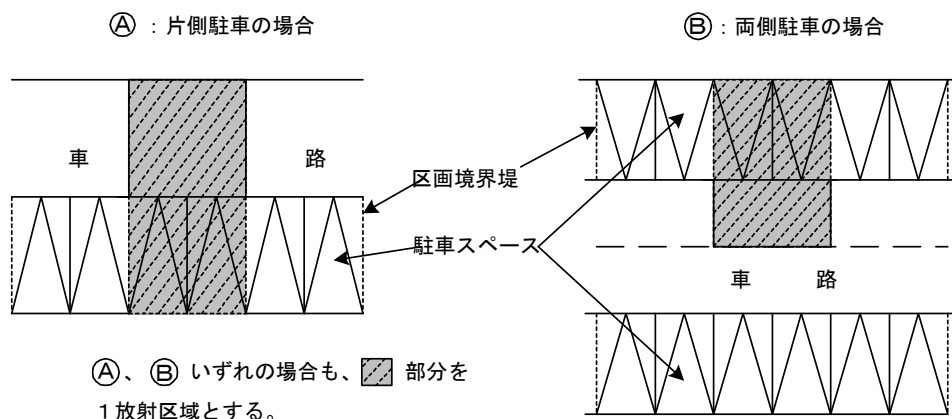
水量は、屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用するほか、当該設備を設置する部分の用途に応じ、次の（1）又は（2）に定める放射区域（1の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下この節及び次節において同じ。）のうち床面積が最大となるものに設けられたすべての水噴霧ヘッド（以下この節において「ヘッド」という。）から同時に放射した場合に、標準放射量（令第14条第1号及び規則第32条に規定する標準放射量をいう。以下同じ。）で20分間放射することができる量以上の量とすること。

（1） 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物にあつては、床面積50平方メートル以上100平方メートル以下の区域を1放射区域とすること。

（2） 防火対象物の駐車場の用に供される部分にあつては、次のア又はイに定める区域を1放射区域とすること。

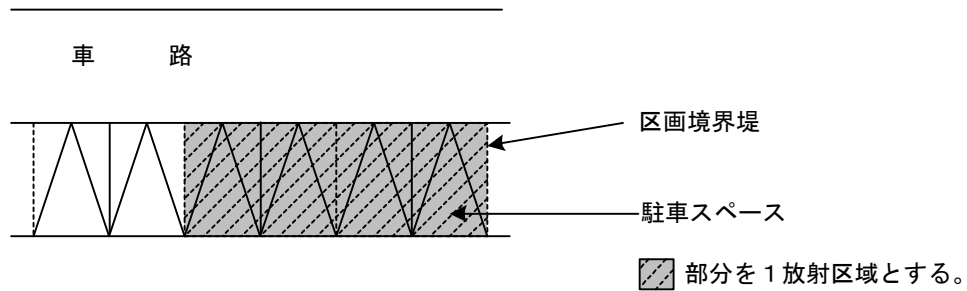
ア 区画境界堤で区画された部分（次のイにおいて区画部分という。）に、これと接する車路の部分（車両が駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車路の中心線までの部分とする。）を加えた区域（図1-6-1）

図1-6-1



イ 隣接する2つの区画部分を合計した区域のうち、床面積が最大となる区域（図1-6-2）

図1-6-2



3 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用する。

第3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第14条第5号並びに規則第16条第3項第2号、第3号及び第7号、第17条第2項及び第6項の規定によるほか、次による。

1 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用する。

2 加圧送水装置及び付属装置

(1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

ア ポンプの吐出量

当該設備を設置する部分の用途に応じ、それぞれ第2.2 (1) 又は (2) に定める区域内に設けられたすべてのヘッドから同時に放射した場合に、標準放射量で放射することができる量以上の量とすること。

イ ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2. (3) .ウ）を準用すること。ただし、ポンプを兼用する他の消火設備が、スプリンクラー設備又は泡消火設備（泡放出口を使用するものに限る。）であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

ウ 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2. (3) .エ）を準用すること。

エ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2. (3) .オ）を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2. (4) .ア、イ及びウ）

を準用するほか、(1) . ア及びイの例によること。

- (3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2. (5) . ア及びイ）を準用するほか、(1) . ア及びイの例によること。

3 圧力調整措置

ヘッドにおける放射圧力が、当該ヘッドの性能範囲の上限値を超えないよう、一斉開放弁の一次側に止水弁を設けて調整できるものとする。ただし、これと同等以上の確実性を有する方式とする場合は、この限りでない。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用する。

5 起動装置

(1) 自動式起動装置

ア 自動火災感知装置として、閉鎖型スプリンクラーヘッド又は自動火災報知設備の熱感知器を用いること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドは、取付け面の高さが10メートル以下である場合に限る。

イ アの閉鎖型スプリンクラーヘッドは、次によること。

(ア) 標示温度が75度未満のものとする。

(イ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドのデフレクターと当該取付け面との距離は、0.15メートル以下とすること。

(ウ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの種別及び取付け面の高さに応じ、次の表に示す床面積につき1個以上を、放射区域ごとに、当該放射区域の火災を有効に感知することができるように設けること。

取付け面の高さ ヘッドの種別	6m以下	6mを超え10m以下
標準型ヘッド	15㎡	7.5㎡
高感度型ヘッド	20㎡	10㎡

ウ アの感知器は、規則第23条第4項の規定の例によるほか、放射区域ごとに、当該放射区域の火災を有効に感知することができるように設けること。

エ 機械式駐車装置で地下ピットを有する場合、当該部分にも自動火災感知装置を設けること。ただし、天井に設けられた自動火災感知装置で火災を有効に感知できると認められる場合はこの限りでない。

オ 防災センター等（常時人がいる場所に限る）から、水噴霧消火設備の手動起動装置までの歩行距離が、同一階に設置されるものにあつては70メートル以下、異なる階に設置

されるものにあつては30メートル以下である場合は、規則第16条第3項第3号ホ.(イ)ただし書の規定に適合するものとして、自動起動装置を設置しないことができる。

(2) 手動式起動装置

手動式の起動装置を構成する一斉開放弁の起動操作部等は、次による。

ア 火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の箇所に設けること。

イ 有機ガラス等による有効な防護措置を講じること。

ウ その受け持つ放射区域が容易に判別できる表示を行うこと。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用する。

第4 配管

配管は、規則16条第3項第2号の2及び第7号又は第17条第6項の規定によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第4（5を除く。））を準用する。

第5 放射区域

放射区域は、規則第16条第3項第1号又は第17条第6項の規定によるほか、設置する部分の用途に応じ、第2.2（1）又は（2）により設ける。

第6 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁又は手動式開放弁は、規則第16条第3項第3号及び第4号並びに第17条第2項及び第6項の規定によるほか、一斉開放弁等の作動を試験するための装置は開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6.2）を準用して設ける。ただし、当該放射区域に放射して試験を行うことができる場合にあつては、当該装置を設けないことができる。

第7 制御弁

制御弁は、規則第16条第3項第4号又は第17条第6項の規定によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6.1及び2）を準用する。

第8 自動警報装置

自動警報装置を規則第14条第1項第4号の規定の例により設ける。この場合において、音響

警報装置は一斉開放弁又は手動式開放弁の開放に伴い当該放射区域及び防災センター等に警報を発することができるものとする。ただし、自動火災報知設備の作動と連動して起動する放送設備（音響装置を付加したものに限る。）により警報を発することができる場合は、音響警報装置を設けないことができる。

第9 ヘッド

ヘッドは、令第14条第1号及び第3号並びに規則第16条第1項又は第17条第1項の規定によるほか、次による。

1 性能

ヘッドは、当該設備を設置する部分に応じ、次の（1）又は（2）に掲げる性能が得られるものとする。

- （1） 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、0.25メガパスカル以上の圧力で標準放射量を放射できること。
- （2） 道路の用に供されるもの又は駐車のために供されるものにあつては、0.35メガパスカル以上の圧力で標準放射量を放射できること。

2 材質

ヘッドの材質は、JISH5111（青銅鋳物）、JISH5101（黄銅鋳物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

第10 設置単位

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第11）を準用する。

第11 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第12 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第13 特例基準

水噴霧消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2.（1）から（4）まで）に適合するもの
- 2 屋内消火栓設備の基準（第12. 7）に適合するもの

第7節 泡消火設備（低発泡を用いるもの）

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか、自走式自動車車庫とは、各階及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。

第2 固定式に関する基準

1 水源

水源は、令第15条第5号並びに規則第18条第2項第1号、第2号及び第5号並びに同条第4項第5号及び第16号の規定によるほか、次による。

(1) 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用するほか、飲料水用の水源とは兼用しないものとする。

(2) 水量

ア 屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用すること。ただし、水源を兼用する他の消火設備が、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

イ 当該設備を設置する部分の用途に応じ、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に定める放射区域((イ)又は(ウ)にあっては、隣接する二つの放射区域)のうち床面積が最大となるものに設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射した場合に、標準放射量で10分間放射することができる量に、配管内を満たすに要する量を加えた泡水溶液を作るに必要な量以上の量とすること。

(ア) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分にあっては、床面積50平方メートル以上100平方メートル以下の区域を1放射区域とすること。

(イ) 道路の用に供される部分にあっては、当該部分の床面積80平方メートル以上の区域を1放射区域とすること。

(ウ) 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあっては、不燃材料で造られた壁又は天井面から40センチメートル以上突き出した梁等によって区画された区域（当該区域の床面積が50平方メートル以上に満たない場合、又は梁等による区画がない場合にあっては、床面積50平方メートル以上の区域）を1放射区域とすること。

ウ 配管内に常時泡水溶液が満たされるものにおいて、規則第18条第2項に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」は、泡消火薬剤混合装置から一斉開放弁（イ、(イ)及び(ウ)に掲げるものにおいて、二つの一斉開放弁）までの配管のうち、内容積が最

大となるものを満たすに必要な量とすることができる。

(3) 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用すること。

2 泡消火薬剤

泡消火薬剤は、令第15条第5号及び第6号並びに規則第18条第3項及び同条第4項第16号の規定によるほか、次による。

(1) 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用すること。

(2) 貯蔵量

当該設備を設置する部分の用途に応じ、1. (2) . イに定める泡水溶液の量に、使用する泡消火薬剤に応じた稀釈容量濃度を乗じた量以上の量とすること。

3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第15条第6号並びに規則第18条第4項第6号、第9号、第10号及び第16号の規定によるほか、次による。

(1) 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用すること。

(2) 加圧送水装置及び付属装置

ア ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

(ア) ポンプの吐出量

当該消火設備を設置する部分の用途に応じ、1. (2) . イ.(ア)、(イ)又は(ウ)に定める放射区域（(イ)又は(ウ)にあつては、隣接する二つの放射区域）に設けられたすべての泡ヘッドから同時に標準放射量で放射することができる量以上の量とすること。

(イ) ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3) . ウ）を準用すること。ただし、ポンプを兼用する他の消火設備が、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備であり、かつ、設置する部分相互が、耐火構造の壁若しくは床又は防火設備で区画されている場合は、加算を要しない。

(ウ) 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3) . エ）を準用すること。

(エ) 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3) . オ）を準用すること。

イ 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.(4) . ア、イ及びウ）

を準用するほか、ア.(ア)及び(イ)の例によること。

ウ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（5）. ア及びイ）を準用するほか、ア.（ア）及び（イ）の例によること。

（3） 圧力調整措置

水噴霧消火設備の基準（第3.3）を準用すること。

（4） 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用すること。

（5） 起動装置

水噴霧消火設備の基準（第3.5）を準用すること。

（6） 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用すること。

（7） 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用すること。

4 配管

配管は、規則第18条第4項第8号及び第16号の規定によるほか、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第4（5を除く。））を準用する。

5 放射区域

放射区域は、規則第18条第4項第5号の規定によるほか、当該設備を設置する部分の用途に応じ、第2.1.（2）. イ.（ア）、（イ）又は（ウ）により設ける。

6 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁又は手動式開放弁は、規則第18条第4項第10号の規定によるほか、一斉開放弁等の作動を試験するための装置は開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6.2）を準用して設ける。ただし、当該放射区域に放射して試験を行うことができる場合にあっては、当該装置を設けないことができる。

7 制御弁

制御弁を、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第6）の例により設けるものとする。

8 自動警報装置

自動警報装置は、規則第18条第4項第12号の規定によるほか、次による。

（1） 発信部

閉鎖型スプリンクラー設備の基準（第7.1.（1））を準用すること。

（2） 音響警報装置

開放型スプリンクラー設備の基準（第9.2）を準用すること。

（3） 警戒区域

1の流水検知装置により警戒する区域は、その面積を3,000平方メートル以下とし、か

つ、2以上の階にわたらないものとする。ただし、主要な出入口から内部を容易に見通すことができる場合は、3,000平方メートルを超える警戒区域とすることができる。

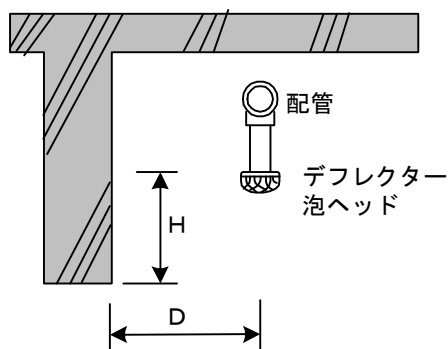
9 泡ヘッド

泡ヘッドは、令第15条第1号及び規則第18条第1項の規定によるほか、次による。

(1) 設置位置

泡ヘッドを、当該ヘッドの放射障害となるもの下端より上方に取り付ける場合にあっては、当該ヘッドのデフレクター又はスクリーン上部の位置が次の表に適合するように設けること。ただし、当該ヘッドの放射圧力における放射形状から判断し、放射障害とならないと認められる場合、又は、放射障害を受ける部分に別個にヘッドを設置する場合は、この限りでない。

H (cm)	D (cm)
10以下	75以上
10を超え15以下	100 "
15を超える	150 "



H：放射障害となるもの下端から、泡ヘッドのデフレクター又はスクリーン上部までの垂直距離

D：放射障害となるものの側面から、泡ヘッドの中心までの水平距離

(2) フォームヘッド

自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に、安全センターで評定されたフォームヘッドを用いる場合は、フォームヘッドの種別に応じ次によること。

ア 標準型フォームヘッド（加圧された泡水溶液をヘッドの軸心を中心とした円上に均一に分散するフォームヘッドをいう。）

(ア) 取付け高さを認定試験申請書の取付け高さ範囲内とした場合は、一辺が3メートル以下の正方形の各頂点に配置（各頂点に配置できないときは、各部分から1のヘッドまでの水平距離が2.12メートル以下となるように配置）すること。

(イ) 取付け高さが(ア)の取付け高さ範囲外となる場合は、当該ヘッドの放射圧力、放射量及び放射形状を考慮して、当該部分の火災を有効に消火できるように配置すること。

この場合においても、各部分から1のヘッドまでの水平距離が2.12メートルを超えないものとする。

イ 側壁型フォームヘッド（機械式駐車装置に設けるもので加圧された泡水溶液をヘッドの軸心を中心とした半円上に均一に分散するフォームヘッドをいう。）

（ア） 機械式駐車装置部分に、床面積4.5平方メートルにつき1個以上のヘッドを、防護対象物のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間内に包含できるように設けること。

（イ） 取付け高さを認定試験申請書の取付け高さ範囲内とした場合は、当該申請書の取付け間隔による四角形の各頂点に配置（各頂点に配置できないときは、各部分から1のヘッドまでの水平距離が当該四角形の対角線の長さの2分の1以下となるように配置）すること。

（ウ） 取付け高さが（イ）の取付け高さ範囲外となる場合は、ア.（イ）に準じて配置すること。この場合においても、（イ）かつこ書による水平距離を超えないものとする。

第3 移動式に関する基準

1 設置場所

移動式の泡消火設備は、次の各号のいずれかに該当する場所に限り設置することができる。

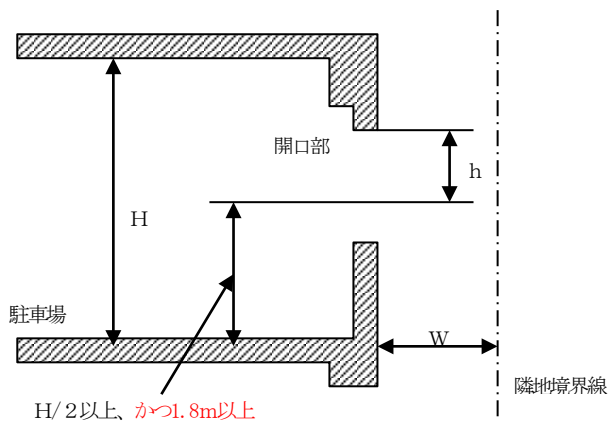
（1） 屋上駐車場その他完全に開放されている場所

（2） 道路の高架下その他周囲が開放されており、気流の流通をさまたげるものがない場所

（3） 次に適合する排煙上有効な開口部の面積の合計が、当該場所の床面積の10分の1以上あるもの

ア 常時外気に開放されたもの又は当該場所の外からの遠隔操作若しくは自動火災報知設備の煙感知器の作動により、外気に一斉に開放できるものであること。ただし、開放するための電源を要するものにあつては、規則第12条第1項第4号の規定の例により非常電源が付置されていること。

イ 階高（準不燃材料で造られた天井を設けたものにあつては、床面から当該天井面までの高さ）の2分の1以上で、かつ、床面から1.8メートル以上の位置にあること。この場合、開口部に面して排煙をさまたげるもの又は隣地境界線がある場合は、次の図のように取り扱うものとする。



H：階高又は天井高
W：建物と同一敷地内の隣接建物など排煙を妨げるもの又は隣地境界線との間隔
h：有効開口を算定する場合の有効高さ。ただし、 $h > W$ であるときはWをhとして算定する。

ウ 開口部は、偏在しないように、かつ、当該場所の各部分において煙の著しい局部的滞留が生じないように配置されていること。

(4) 国土交通大臣の認定を受けた1層2段、2層3段及び3層4段の自走式自動車車庫で次のいずれかに該当するもの。

ア 壁面について、次の(ア)又は(イ)に該当すること。

(ア) 長辺の一边について、当該壁面（柱及び梁部分を除く。）の全部が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。

(イ) 全ての辺の上部50センチメートル以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

イ 壁面（階高の2分の1以上の部分に限る。）に開口部が設けられ、当該開口部の合計面積が床面積の10分の1以上確保されていること。

2 水源

水源は、令第15条第5号並びに規則第18条第2項第4号及び第5号並びに同第4項第16号の規定によるほか、次による。

(1) 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用するほか、飲料水用の水源とは兼用しないこと。

(2) 水量

屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用すること。

(3) 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用すること。

3 泡消火薬剤

泡消火薬剤は、令第15条第5号及び第6号並びに規則第18条第3項及び第4項第16号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準（第3.3.（1））に定める場所に設置するものとする。

4 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第15条第6号並びに規則第18条第4項第6号、第9号、第10号及び第16号の規定によるほか、次による。

(1) 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用すること。

(2) 加圧送水装置及び付属装置

ア ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

(ア) ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.ウ）を準用すること。

(イ) 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.エ）を準用すること。

(ウ) 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.オ）を準用すること。

イ 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（4）.ア、イ及びウ）を準用するほか、（2）.ア.（ア）を準用すること。

ウ 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（5）.ア及びイ）を準用するほか、（2）.ア.（ア）を準用すること。

(3) 圧力調整措置

規則第18条第4項第9号ニに規定する「ノズルの先端の放射圧力がノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置」は、消火栓開閉弁に組み込まれた圧力調整装置による方式とすることができる。

(4) 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用すること。

(5) 起動装置

規則第12条第1項第7号への規定の例により設けること。

(6) 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用すること。

(7) 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用すること。

5 配管

第2.4の例によること

6 泡消火栓箱

泡消火栓箱は、令第15条第4号並びに規則第18条第4項第4号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準（第6.1及び2）を準用し、次による。

(1) 加圧送水装置の始動を明示する表示灯を、規則第12条第1項第2号の規定の例により設け

ること。

- (2) 規則第18条第4項第4号口の「赤色の灯火」は、規則第12条第1項第3号口の規定の例により設けること。

7 泡消火栓

泡消火栓は、令第15条第2号の規定によるほか、次による。

- (1) 設置場所は、屋内消火栓設備の基準（第7.1.（3）及び（4））を準用するほか、次によること。

ア 6に規定する泡消火栓箱内に設けること。

イ 消火栓開閉弁は、容易に操作でき、かつ、障害となるものがない場所で、床面からの高さが1メートル以上1.5メートル以下の位置に設けること。

- (2) 構造

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成13年消防庁告示第36号）に適合する消火栓開閉弁のうち、差込式結合金具に適合するホース接続口の呼称40又は50のものとする。なお、安全センターの評定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

8 ホース及び筒先

- (1) ホース

ア 設置数

ホースは、長さ20メートル（2本以上設置する場合は、これに相当する長さ）のものを、各泡消火栓箱に格納しておくこと。

イ 構造

ホースは、差込式結合金具を装着した呼称40又は50のものとする。

- (2) 筒先

筒先は、JISH4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）又はJISH5101（黄銅鋳物）に適合するもので、設置する防火対象物又はその部分に応じた放水性能を有するものを、各泡消火栓箱内に格納しておくこと。

第4 設置単位

泡消火設備は棟ごとに設置すること。ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り、水源、泡消火薬剤、加圧送水装置及び電源を兼用することができる。

- 1 水源の水量、泡消火薬剤の貯蔵量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量は、兼用する棟のうち最大となるものの数値であること。
- 2 主配管から各棟へ分岐する箇所には、それぞれの棟ごとに止水弁が設けられていること。
- 3 維持管理が一体のものとして行えること。

第5 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第6 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第7 特例基準

泡消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）に適合するものについては、泡消火設備を設置しないことができる。
- 2 自動警報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する放送設備（音響装置を付加したものに限る。）により警報を発することができる場合にあっては、規則第18条第4項第12号の規定にかかわらず音響警報装置を設けないことができる。
- 3 屋内消火栓設備の基準（第12. 6）に適合するものについては、泡消火設備を設置しないことができる。
- 4 回転翼航空機の発着の用に供されるもののうち、屋上緊急離着陸場で、その付近に次により消火器等を設置した場合は、泡消火設備を設置しないことができる。
 - (1) 消火器を、一般火災に対しては2以上、かつ油火災に対しては3以上の能力単位を有する泡又は強化液消火器を1本以上設置すること。
 - (2) 連結送水管を次により設置すること。
 - ア 放水口は単口とすること。
 - イ ホース（呼称65、長さ20m）2本以上、筒先（口径23ミリメートル、棒状・噴霧切替装置付）1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。
 - (3) (2) の放水口の付近に、防災センター等と連絡することができる非常電話を設置すること。ただし、当該非常電話は令第24条に規定する放送設備の起動装置としないこと。

第8節 不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 全域放出方式とは、固定した噴射ヘッドから、不燃材料で造った壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあつては、梁又は屋根）により区画された部分（以下「防護区画」という。）に消火剤を放射するものをいう。
- 2 局所放出方式とは、固定した噴射ヘッドから、防護対象物（当該消火設備によって消火すべき対象物をいう。以下同じ。）に消火剤を直接放射するものをいう。
- 3 移動式とは、ホース及びノズルを操作して、防護対象物に消火剤を直接放射するものをいう。
- 4 貯蔵容器とは、消火剤を貯蔵する容器をいう。
- 5 起動用ガス容器とは、貯蔵容器容器弁（選択弁を設ける設備にあつては、当該選択弁を含む。）を開放するための二酸化炭素を貯蔵する容器をいう。
- 6 容器弁とは、高圧式の貯蔵容器又は起動用ガス容器に取り付けられる弁をいう。
- 7 容器弁開放装置とは、ガス圧又は電気により容器弁を開放する装置をいう。
- 8 選択弁とは、貯蔵容器を共用する2以上の防護区画又は防護対象物への消火剤の放出を選択するための弁をいう。
- 9 本節、第8節の2、第9節、第9節の2及び第10節にいう制御盤とは、当該消火設備の起動、停止、表示、警報、監視等の制御を行うものをいう。
- 10 操作箱とは、手動起動装置のうち電気を使用するもので、音響警報装置の起動及び貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放のための操作部を収納するものをいう。
- 11 操作箱の基準とは、別記の「不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準」（二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（平成4年2月5日付消防予第22号、消防危第11号。消防庁予防課長、危険物規制課長通知）中別紙2のものをいう。）をいう。
- 12 閉止弁とは、点検時の安全を確保するため配管の経路に設ける弁をいう。
- 13 放出弁とは、低圧式の貯蔵容器に取り付けられる弁をいう。
- 14 音響警報装置とは、消火剤が放射される前に、防護区画又は防護対象物内にいる者に対し、消火剤が放射される旨を音声又は音響により知らせる装置をいう。

第2 全域放出方式に関する基準

1 貯蔵容器等

貯蔵容器及び起動用ガス容器は、令第16条第6号並びに規則第19条第5項第5号イ、第6号から第6号の3まで、第8号から第10号まで、第13号及び第24号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

貯蔵容器又は起動用ガス容器は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく検査に合格したもの（高圧式の容器にあつては容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第8条の規定による刻印及び同規則第10条の規定による表示のあるもの、低圧式の貯蔵容器にあつては特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第56条の規定による表示のあるもの）で、高圧式貯蔵容器にあつては24.5メガパスカル以上、低圧式貯蔵容器にあつては3.75メガパスカル以上の圧力に耐えるものであること。

(2) 設置場所

ア 貯蔵容器及び起動用ガス容器は、防護区画及び規則第19条第5項第19号の2本文に規定する保安のための措置を講じる必要のある防護区画に隣接する部分（以下「隣接部分」という）を経由することなく到達できる、不燃材料で区画された専用の室（専用の室としたい場合にあつては、出火のおそれのない機械室又はポンプ室）に設けること。ただし、次に適合する場合にあつては、この限りでない。

(ア) 貯蔵容器等が、1の防護区画ごとに専用のものであること。

(イ) 貯蔵容器等は、不燃材料で造られた箱に格納されていること。

(ウ) 制御盤組込みの貯蔵容器等は、防護区画外に設けられていること。

イ アの室の出入口には、「不活性ガス消火設備貯蔵容器設置場所（二酸化炭素）」と表示すること。

(3) 圧力警報装置

低圧式貯蔵容器に設ける圧力警報装置は、防災センター等に音響及び灯火により警報を発することができるものとする。

2 容器弁開放装置

(1) 容器弁開放装置は、手動直接操作によっても作動できるものとする。

(2) 電気式容器弁開放装置により、起動用ガス容器を介することなく貯蔵容器の容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の設置本数が7以上となるものにあつては、2以上の貯蔵容器の容器弁に当該電気式容器弁開放装置を取り付けること。

3 選択弁

選択弁は、規則第19条第5項第11号の規定によるほか、次による。

(1) 原則として、貯蔵容器の設置場所と同一の場所に設けること。

(2) 床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の位置に設けること。

4 配管

配管は、規則第19条第5項第7号イ、ロ(イ)、ハ(イ)、ニ及び第24号の規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素）の配管である旨の表示を行うものとする。

5 防護区画

防護区画は、規則第19条第5項第3号及び第4号イの規定によるほか、次による。

- (1) 防護区画には、安全に避難することのできる出入口を設けること。
- (2) 出入口には、消火剤放出時においても防護区画内から直接手動で開放できる、幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下の戸又はくぐり戸を設けること。
- (3) (2) により設ける戸又はくぐり戸は、当該防護区画の内側から外側に開放される構造で、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない措置を講じたものとする。
- (4) (1)、(2) 及び (3) のほか、防護区画の開口部は、次によること。
 - ア ガラスを用いる場合にあつては、網入りガラス、線入りガラスその他これらと同等以上の強度を有するものとする。
 - イ 次の開口部には、自動閉鎖装置（防火戸又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。以下この号において同じ。）を設けること。
 - (ア) 防護区画の床面から開口部の下端までの高さが、防護区画の高さの3分の2以下の位置にあるもの
 - (イ) (ア) 以外で、立体駐車場等、防護区画内の防護対象物が防護区画の高さの3分の2を超える部分に存する場合の当該部分に位置する開口部
 - (ウ) 居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定するものをいう。同章第9節において同じ）及び人が近づくおそれのある場所に面したもの。
 - ウ 開口部（はめごろし戸又は自動閉鎖装置を設けたものを除く。）を外壁に設ける場合は、当該外壁の1面に限るものとする。
- (5) 1の防護区画は、2以上の室にわたって設定しないこと。ただし、次に適合する場合にあつては、この限りでない。
 - ア 構造上又は機能上別の防護区画とすることが困難であること。
 - イ 手動起動装置の位置から、防護区画内の人の存否が確認できること。
- (6) 防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあつては、誘導標識によることができる。

6 制御盤

制御盤は、規則第19条第5項第19号の3の規定によるほか、原則として、貯蔵容器と同一の場所に設けること。

7 火災表示盤

- (1) 次の表示灯及び音響装置を設けた火災表示盤を防災センター等に設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機でこれらの表示を行い、及び警報を発することができる場合に

あつては、この限りでない。

ア 放出起動

イ 放出

ウ 自動及び手動（自動式の場合）

エ 音響警報装置操作又は火災

オ 起動回路異常

カ 閉止弁閉

(2) (1) の表示等は、防護区画ごとに行えるものとする。ただし、ア、イ、オ及びカ（閉止弁を集合管に設ける場合に限る。）並びに音響装置にあつては、この限りでない。

(3) 11. (10)に示す図書を備え付けること

8 起動装置

起動装置は、規則第19条第5項第14号イ、第15号並びに第16号イ、ロ及びニの規定によるほか、次による。この場合において、規則第19条第5項第14号イに規定する「手動式によることが不適当な場所」とは、無人となる時間帯のある防護区画又は防護対象物のある場所（自動火災報知設備が専用の警戒区域を設定して設けられ、かつ、防災センター等に受信機が設置されているものを除く。）をいう。

(1) 手動式の起動装置

ア 操作箱の基準に適合するものとする。なお、安全センターの評定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

イ 1の防護区画の起動装置の設置数は1個とすること。ただし、方向の相反する位置に出入口がある場合は、2個とすることができる。

ウ 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示を容易に識別することのできる明るさが確保されていること。

エ 手動起動装置又はその直近の箇所に表示する保安上の注意事項には、次に掲げる内容を盛り込むこと。

(ア) 火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨

(イ) 手動起動装置を設置した場所は、防護区画において放出された消火剤が流入するおそれがあるため、不活性ガス消火設備（二酸化炭素）を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨（当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）

オ 悪戯等が予想される場所に設けるものにあつては、悪戯防止のための適切な措置を講じること。

カ 雨水がかかるおそれのある場所に設置する場合は、防水措置を講じること。

(2) 自動式の起動装置

ア 規則第19条第5項第16号イ(ロ)に規定する、「二以上の火災信号により起動するもの」とは、次による。

(ア) 1の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用設ける感知器から制御盤に入る方式又は消火設備専用として設ける感知器から複数の火災信号が制御盤に入る方式とすること。

(イ) 1の火災信号を自動火災報知設備の受信機又は中継器からの移報信号とする場合は、警戒区域と防護区画を一致させること。

(ウ) 原則として、異なる種類の感知器による、AND回路制御方式とすること。

イ アの感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。

ウ 規則第19条第5項第16号ロに規定する「自動手動切替え」は、防護区画ごとに行えるものとする。ただし、安全上支障がないと認められるものにあつては、一括切替えの方式とすることができる。

(3) 排煙設備との関係

当該防護区画に排煙設備が設置されている場合は、次のいずれかによること。

ア 当該消火設備の起動と連動して消火剤放射前に排煙機を停止できる構造とすること。

この場合において、消火剤が放射されたときには、排煙設備は手動によらなければ起動できないものとする。

イ 当該消火設備の起動と連動して消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を排煙ダクトに設けること。

9 音響警報装置

音響警報装置は、規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次による。

(1) 音質は、騒音等と明らかに区別できるものとする。

(2) 防護区画又は隣接部分を経由しなければ避難することのできない部分が存する場合は、当該部分にも、防護区画の起動装置の作動と連動して警報を発することのできる音響警報装置を設けること。

(3) 騒音等により、音響警報装置のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯を付置すること。

10 排出措置

規則第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する「消火剤を安全な場所に排出するための措置」は、次による。

(1) 自然排出又は機械排出により、屋外の安全な場所に排出できること。

(2) 自然排出を行う場合は、直接外気に開放することのできる開口部を次により設けること。

ア 局部的滞留を起こさないよう配置された開口部の面積（防護区画の高さの3分の2以下

の位置にある部分に限る。)の合計が、防護区画の床面積の10パーセント以上であること。

イ 防護区画外から、容易に開放できるものであること。

(3) 機械排出を行う場合は、次によること。

ア 機械排出装置は、原則として専用のものであること。ただし、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏えいしない構造のものにあつては、この限りでない。

なお、防護区画に係る機械排出装置と当該防護区画に隣接する部分に係る機械排出装置は、兼用することができるものであること。

イ 放出された消火剤を1時間以内に排出できるよう、屋内消火栓設備の基準第3.3(1)に定める場所に排出ファン(ポータブルファンを含む。以下この号において同じ。)を設置すること。ただし、ポータブルファンによる排出は、固定式のファン及びダクトの設置が困難な場合に限る。

ウ イの排出ファンの容量は、1時間あたりおおむね5回(ポータブルファンにあつては10回)以上換気できるものとする。

エ 排出ファンの起動部及び排出の用に供するダクトのダンパーの開放操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けるものとする。

オ エの操作部は、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の位置に設けること。

カ エの操作部又はその直近の箇所には、排出ファンの起動及びダクトのダンパーの開放のための操作部である旨及びその操作方法を表示すること。

キ 排出の用に供するダクトを防護区画以外の部分のダクトと共用するときは、防護区画以外の部分に消火剤が漏洩することを防止するための措置を講じること。

ク ポータブルファンを使用するものにあつては、防護区画の床面からの高さが1メートル以内の位置に、ファン接続孔を設けること。

ケ クの接続孔は、常時は閉鎖しており、かつ、ファン使用時に接続部以外の部分から消火剤が著しく漏洩しない構造とすること。

11 保安措置

保安措置は、規則第19条第5項第19号イ、第19号の2及び第19条の2の規定によるほか、次による。

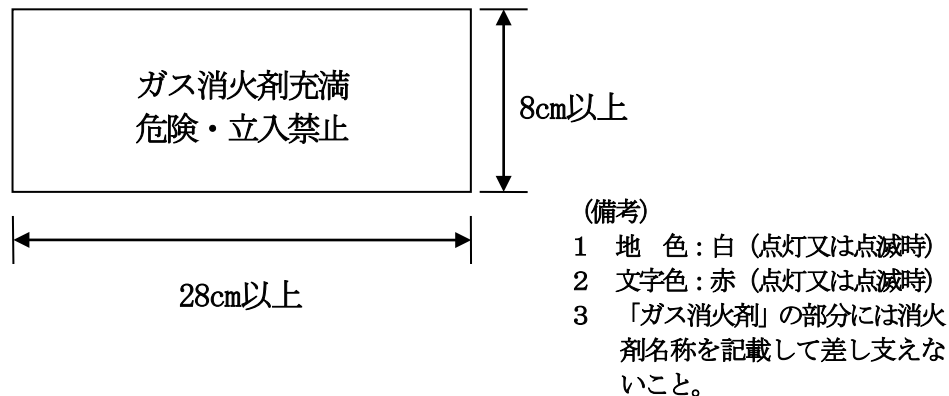
(1) 閉止弁は、防護区画以外の場所に設けること。

(2) 自動火災報知設備の感知器との連動となっている場合は、その旨の注意文章を自動火災報知設備の受信機及び不活性ガス消火設備(二酸化炭素)の制御盤に表示すること。

(3) 規則第19条第5項第19号イ(ニ)及び第19号の2ロに規定する「消火剤が放出された旨を表

示する表示灯」は、次によること。

ア 大きさ及び色は、次のとおりとすること。



イ 起動装置の操作又は作動と連動して、消火剤放出時に自動的に点灯できるものとする
こと。

ウ 手動操作によらなければ消灯できないものとする。

エ 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、
放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置等の措置を講じること。

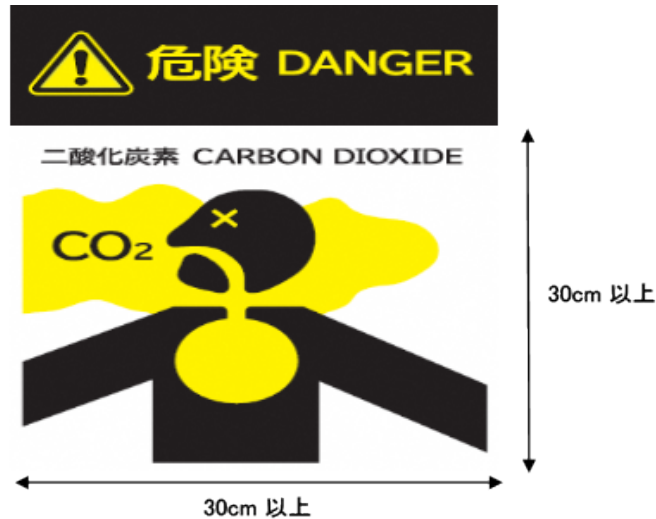
(4) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に設ける消火設備にあつ
ては、当該火気使用設備の熱源（液体燃料、気体燃料又は電気に限る。）の供給を停止す
る機構を次により設けること。

ア 起動装置の操作又は作動と連動して、自動的に作動するものとする。

イ 消火剤放射前に熱源の供給停止ができるものとする。

(5) 規則第19条第5項第19号イ(ホ)に規定する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口
等の見やすい箇所に設ける標識は次の図による。なお、貯蔵容器を設ける場所及び防護区
画の出入口等の見やすい箇所とは、貯蔵容器を設ける場所となる室及び防護区画の各々の
外側のみが該当するものである。

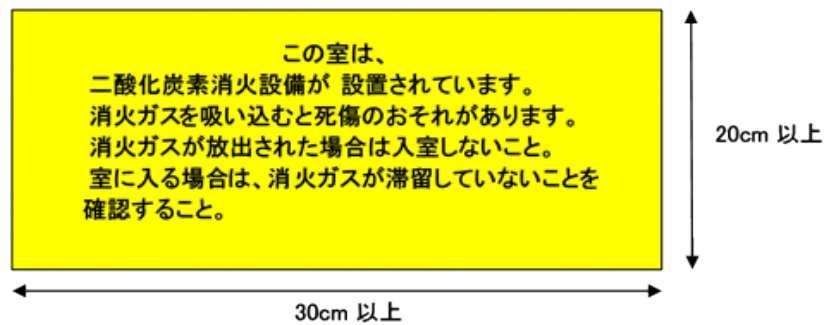
ア 規則第19条第5項第19号イ(ホ) (1)



(備考)

- 1 地 色:白色
人:黒色
煙:黄色
- 2 文 字:「CO₂」及び「二酸化炭素
CARBON DIOXIDE」は黒
色、「危険」及び「DANGER」
は黄色とする。
- 3 シンボル:地色は黄色、枠は黒色、感嘆符
は黒色とする。

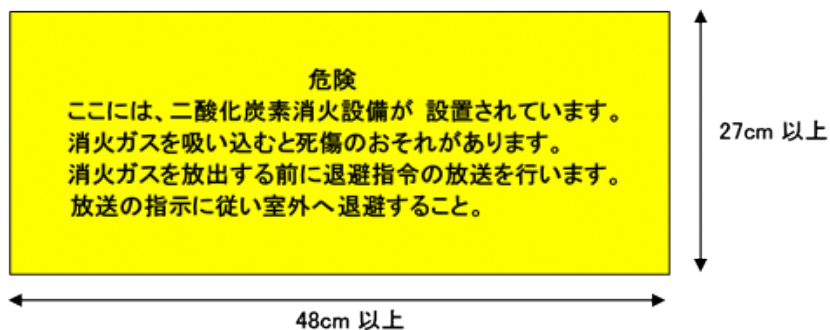
イ 規則第19条第5項第19号イ(ホ) (2)



(備考)

- 1 地 色:黄色 2 文字色:黒

(6) 防護区画内の出入口等の見やすい箇所に、次の注意銘板を設けること。また、(5)アの標識を併設することが望ましいこと



(備考)

- 1 地 色:黄色 2 文字色:黒

(7) 呼吸保護具を次により備えておくこと。

ア 呼吸保護具は、防護区画外の、防災センター等その他避難誘導又は救助のため速やかに使用できる場所に1個以上設けること。

イ アの呼吸保護具は、「火災避難用保護具等に関する基準等について」（昭和55年11月17日付消防予第248号）。消防庁予防救急課長通知の基準に適合するものとする。なお、安全センターの評定を受けたもののうち、A階級又はB階級の自給式呼吸保護具については、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

(8) 隣接部分は、次による安全対策を講じること。

ア 隣接部分に設ける出入口の扉（防護区画に面するもの以外のものであって、通常の入入り又は退避経路として使用されるものに限る。）は、当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとする。

イ 隣接部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのあるピット等の窪地が設けられていないこと。なお、当該規定は、防護区画及び隣接部分が地階に存することを妨げるものでないこと。

ウ 隣接部分に設ける音響警報装置は、第2. 9によること。

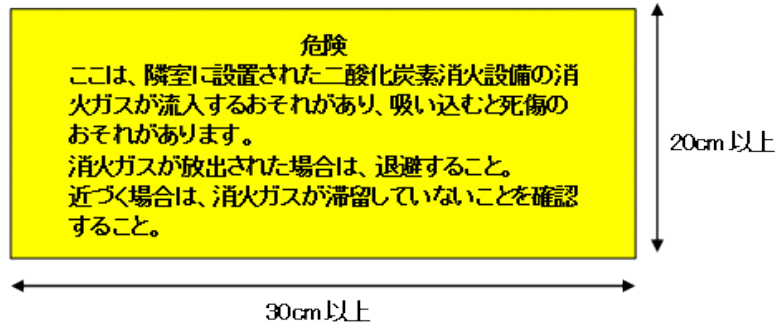
エ 隣接部分に設ける放出表示灯は、第2. 11. (3) によること。ただし、隣接部分を経由しなければ避難することのできない部分の出入口にあつては、放出表示灯を設置しないことができるものとする。

オ 隣接部分の排出措置については、第2. 10によるほか次によること。

(ア) 隣接部分専用の排出ファンの容量は、1時間あたりおおむね防護区画の体積を2回（ポータブルファンにあつては4回）以上換気できるものとする。ただし、1時間あたりおおむね隣接部分の体積を5回（ポータブルファンにあつては10回）以上換気できる場合は、これによらないことができる。なお、隣接部分の排出時に、防護区画からの影響を受けないように、隣接部分の外側に給気用ガラリを設けるなどの措置を講じること。

(イ) 隣接部分と防護区画と兼用する排出ファンの容量は、同時に排出した場合、防護区画にあつては第2. 10. (3) . ウの基準を、隣接部分にあつては上記(ア)の基準をそれぞれ満足するように設けること。なお、同時に排出しないような措置を講じている場合は、防護区画の排出の基準に適合していれば足りる。

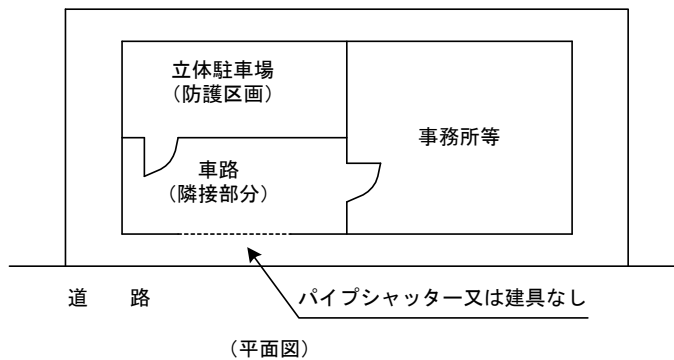
- カ 隣接部分の出入口の外側の見易い位置に、次の注意銘板を設けること。また、（５）アの標識を併設することが望ましいこと



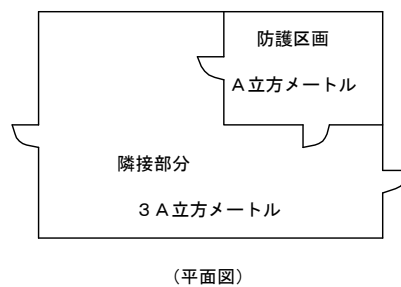
（備考）
1 地 色：黄色 2 文字色：黒

- （９）隣接部分が次のいずれかに該当する場合は、規則第19条第5項第19号の2ただし書きに適合するものとして取り扱う。

ア 隣接部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合



- イ 隣接部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画及び隣接部分の形態・構造等から判断して、隣接部分に存する人が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。）



- ウ 上記ア又はイのほか、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

- (10) 規則第19条の2第4号に規定する「図書」とは次に示すものをいう。
- ア 機器構成図
 - イ 系統図
 - ウ 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図
 - エ 閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切替え装置の操作手順
 - オ 工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順

第3 局所放出方式に関する基準

1 設置場所

局所放出方式の設備は、規則第19条第5項第1号及び第1号の2によるほか、出火危険及び延焼危険の少ない広大な室内に防護対象物が存し、かつ、次に適合する場合に限り設置することができる。

- (1) 予想される出火場所が、当該防護対象物のみであること。
- (2) 全域放出方式又は移動式の設置が不相当と認められる場所であること。

2 近接した防護対象物の取扱い

防護対象物が相互に隣接する場合で、当該防護対象物間の距離が5メートル以下であるときは、当該防護対象物を1の防護対象物とする。

3 貯蔵容器等

第2.1を準用する。

4 容器弁開放装置

第2.2を準用する。

5 選択弁

第2.3を準用する。

6 閉止弁

規則第19条第5項第19号イ(ハ)の規定によるほか、防護区画以外の場所に設けること

7 配管

第2.4を準用する。

8 制御盤

第2.6を準用する。

9 火災表示盤

第2.7を準用する。

10 起動装置

第2.8を準用する。

11 音響警報装置

第2.9を準用する。

12 排出措置

第2.10を準用する。

13 保安措置

第2.11.(4)を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止ができる場合は、この限りでない。

第4 移動式に関する基準

1 設置場所

規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、泡消火設備の基準（第3.1.(1)、(2)、(3)又は(4)）に掲げる場所とする。

2 貯蔵容器

令第16条第5号並びに規則第19条第5項第5号イ、第6号ロ及びハ、第6号の2、第6号の3、第8号、第24号並びに同条第6項第3号の規定によるほか、第2.1.(1)を準用する。

3 容器弁開放装置

規則第19条第6項第2号の規定によるほか、第2.2を準用する。

4 保安措置

第2.11.(4)を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止ができる場合は、この限りでない。

5 ホース接続口

令第16条第3号の規定によるほか、火災の際容易に接近することができ、かつ、操作上支障のない場所に設けること。

第5 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第6 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第7 特例基準

不活性ガス消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 仮設建築物又はその部分のうち、屋内消火栓設備の基準（第12.2.(1)から(4)まで）に適合するものについては、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

2 冷凍室又は冷蔵室のうち、次のいずれかに該当するものについては、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

- (1) 次に適合する構造を有するもので、氷の製造、加工又は貯蔵のみを行うもの
 - ア 主要構造部が耐火構造であること。
 - イ アに掲げる部分以外の部分の壁及び床並びに天井が、準不燃材料で造られていること。
 - (2) 壁体及び天井の断熱材料に、石綿、岩綿又はグラスウールその他の不燃材料を使用し、かつ、冷凍区画ごとに防火戸若しくは平成12年建設省告示第1359号1.1.イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので防火区画を行ったもののうち、次のア又はイに該当するもの
 - ア 断熱材押えを、難燃材料で造ったもの
 - イ 押え貫又は押え柱の間隔が20センチメートル以上のもの
 - (3) 断熱材料を、コンクリート若しくはモルタル（塗厚さが2センチメートル以上のものに限る。）又はこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火のおそれのない構造としたもの
 - (4) 壁体及び天井の断熱材料に防災処理を施した材料又はこれと同等以上の防災性能を有する材料を使用し、その表面を難燃材料（ガラス又はアルミニウムを除く。）で覆い、かつ、天井に、その各部分から1のヘッドまでの水平距離が25メートル以下となるように開放型スプリンクラーヘッドは開放型散水ヘッドを設け、消防ポンプ自動車容易に接近することのできる位置に設けた双口形の送水口から送水できる構造としたもの
 - (5) 壁体及び天井の断熱材料にJISA1321（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）の難燃3級に適合するもの又はこれと同等以上の難燃性を有するものを使用し、かつ、その表面を不燃材で覆ったもの。
 - (6) 耐火構造の壁及び床又は特定防火設備である防火戸で、床面積100平方メートル以下に区画されているもの
 - (7) 零度以上の温度でなければ物品を貯蔵し、又は保管できないもののうち、それぞれ令第11条、第12条、第19条又は第20条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備により有効に消火できると認められるもの
- 3 冷凍室又は冷蔵室に全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を消火剤とするものに限る）を設置する場合、次に適合するものについては、消火剤の貯蔵量を、防護区画の体積1立方メートル当たり0.536キログラムとして算定した量とすることができる。
- (1) 消火剤を15分で放射できること。
 - (2) 噴射ヘッドは、凍結防止のためアルミはく等で防護されていること。
 - (3) 防護区画が完全密閉の状態になるものにあつては、リークバルブの設置その他放出され

たガス圧により当該防護区画が破壊しないような措置が講じられていること。

- 4 屋内消火栓設備の基準（第12.6）に適合するものについては、不活性ガス消火設備を設置しないことができる。

別記 不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の操作箱の基準

第1 趣旨

この基準は、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付消防予第161号 消防危第88号）記第3に基づいて設置する二酸化炭素消火設備に用いる操作箱の構造、機能等について定めるものとする。

第2 用語の意義

操作箱とは、手動起動装置のうち電気を使用するもので、音響警報装置の起動及び貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放のための操作部を収納するものをいう。

第3 構造

操作箱の構造は、消防法施行規則第19条第5項第15号ホ、へ及びトの規定によるほか、次に定めるところによる。ただし、操作箱が制御盤に組込まれている場合は、外箱を兼用することができるものとする。

- (1) 外箱の主たる材料は、次によること。
 - ア 不燃性又は難燃性の材料でつくること。
 - イ 腐食のおそれのある材料は、有効な防錆処理を施したものであること。
- (2) 操作箱は、通常の衝撃に耐えるものであること。
- (3) 操作箱の前面には、次に掲げるものを設けること。
 - ア 閉止弁閉止の旨の表示灯
 - イ 起動した旨を示す表示
- (4) 局所放出方式専用のものを除き、消火剤の放出が停止できるスイッチ（以下「停止用スイッチ」という）を設けること。
- (5) 停止用スイッチは、放出起動用スイッチから独立したものであること。
- (6) 放出用スイッチ及び停止用スイッチは、非ロック式のものであること。
- (7) 音響警報起動用スイッチが設けられていること。

第4 機能

操作箱の機能は、次によること。

- (1) 扉の開放（防爆構造のものにあつては、音響警報起動用スイッチの操作）を行ったとき、音響警報起動信号が発せられること。
- (2) 放出起動用スイッチを操作したとき、放出起動信号が発せられ、起動した旨を示す表示をすること。

- (3) 停止用スイッチを操作したとき、放出停止信号が発せられ、起動した旨を示す表示が消えること。
- (4) 閉止弁閉止の信号を入力したとき、閉止弁閉止の旨の表示をすること。なお、表示灯が点灯表示の場合は、警報音を発する機能を有すること。

第5 絶縁

充電部と金属製外箱等との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が3メガオーム以上であること。

第6 耐電圧

充電部と金属製外箱等との間の絶縁耐力（耐電圧）は、50ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い下表の区分による試験電圧を1分間加えた場合、これに耐えること。

定 格 電 圧 の 区 分	試 験 電 圧
60ボルト以下	500ボルト
60ボルトを超え150ボルト以下	1000ボルト
150ボルトを超えるもの	定格電圧×2+1000ボルト

第7 表示

操作箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (1) 製造者又は商標
- (2) 品名又は品番及び型式記号
- (3) 製造年
- (4) 取扱方法

第8節の2 不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第1）の例による。

第2 全域放出方式に関する基準

1 貯蔵容器等

貯蔵容器及び起動用ガス容器等は、令第16条第5号並びに規則第19条第5項第5号ロ、第6号から第6号の3まで、第8号、第13号及び第24号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 1. (1)）を準用する。

(2) 設置場所

ア 貯蔵容器及び起動用ガス容器は、防護区画を経由することなく到達できる、不燃材料で区画された専用の室（専用の室としたい場合にあつては、出火のおそれのない機械室又はポンプ室）に設けること。

イ アの室の出入口には、「不活性ガス消火設備貯蔵容器設置場所（消火剤名）」と表示すること。

2 容器弁開放装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 2）を準用する。

3 選択弁

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 3）を準用する。

4 配管

配管は、規則第19条第5項第7号イ、ロ（ロ）、ハ（ロ）、ニ及び第24号の規定によるほか、不活性ガス消火設備（消火剤名）の配管である旨の表示を行うものとする。

5 防護区画

防護区画は、規則第19条第5項第3号及び第4号ロの規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 5（(4)を除く））を準用する。

6 制御盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 6）を準用する。

7 火災表示盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 7（(1)、カを除く。））を準用する。

8 起動装置

起動装置は、規則第19条第5項第14号ロ、第15号、第16号の規定によるほか、不活性ガス消

火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2、8）を準用する。

9 音響警報装置

音響警報装置は、規則第19条第5項第17号の規定によるほか、次による。

- (1) 音質は、暗騒音と明らかに区別できるものとする。
- (2) 防護区画を経由しなければ避難することのできない部分が存する場合は、当該部分にも、防護区画の起動装置の作動と連動して警報を発することのできる音響警報装置を設けること。
- (3) 暗騒音により、音響警報装置のみでは効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯を附置すること。

10 排出措置

規則第19条第5項第18号に規定する「消火剤を安全な場所に排出するための措置」は、次による。

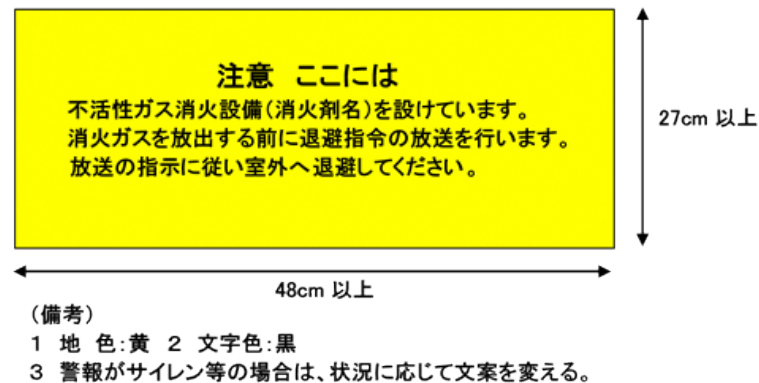
- (1) 機械排出により、屋外の安全な場所に排出できること。
- (2) 機械排出装置は、原則として専用のものであること。ただし、防護区画から排出した消火剤が他室に漏れいしない構造のものにあつては、この限りでない。
- (3) 放出された消火剤を1時間以内に排出できるよう、屋内消火栓設備の基準第3. 3. (1)に定める場所に排出ファンを設置すること。
- (4) (3)の排出ファンの容量は、1時間あたりおおむね5回以上喚気できるものとする。
- (5) 排出ファンの起動部及び排出の用に供するダクトのダンパーの開放操作部は、防護区画を経由せずに到達できる場所に設けるものとする。
- (6) (5)の操作部は、床面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下の位置に設けること。
- (7) (6)の操作部又はその直近の箇所には、排出ファンの起動及びダクトのダンパーの開放のための操作部である旨及びその操作方法を表示すること。
- (8) 排出の用に供するダクトを防護区画以外の部分のダクトと共用するときは、防護区画以外の部分に消火剤が漏洩することを防止するための措置を講じること。

11 保安措置

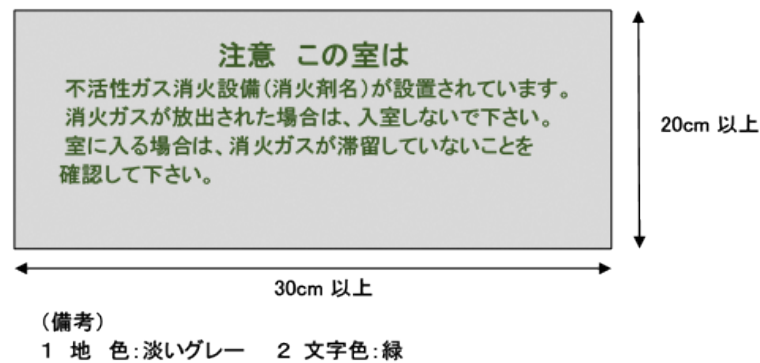
保安措置は、規則第19条第5項第19号ロの規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 11 (3)、(4)、及び(7)）を準用し、次による。

- (1) 防護区画内及び当該防護区画の出入口等の見やすい箇所に、次の注意銘板を設けること

ア 防護区画内



イ 当該防護区画の出入口等 (外側)



- (2) 不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 11. (10)）に示す
図書を制御盤付近に備え付けること

12 避圧措置

規則第19条第5項第22号の2に規定する「当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」とは次による。

- (1) 防護区画には消火剤放出時の圧力上昇により防護区画が破壊されないように次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。ただし、防護区画の窓、内装材等が消火剤放出時の圧力上昇に十分耐えうる場合はこの限りでない。

$$A=K \cdot Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口面積 (cm²)

K：消火剤による定数 134

Q：噴射ヘッドからの最大流量 (m³/min)

P：防護区画の許容圧力（Pa）

ΔP ：ダクトの損失（Pa）

(2) (1)の避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に悪影響を及ぼす曲折部を設けないこと。

(3) 避圧口は噴射ヘッドから放射された消火剤が直接当たる場所には設置しないこと。

(4) 避圧口から排出される消火剤等は、屋外の安全な場所に排出すること。

第3 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第4 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第9節 ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第1）の例による。

第2 設置場所

ハロン1301を用いるハロゲン化物消火設備の設置については、クリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）に該当するものに限り設置することができる。

1 クリティカルユースの判断にあたって、設置対象の考え方は次によること。

- (1) ハロン消火剤（ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301をいう。以下同じ）以外の消火剤によることが適当でない場合にのみ設置することができる。
- (2) 消火設備を設置する部分ごとにその必要性について判断すること。
- (3) 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断すること。

2 クリティカルユースに該当するか否かは次によること

(図1-9-1)

(1) 人が存する部分の場合

当該部分にあつては、二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541、HFC-23及びHFC-227eaを消火剤とする消火設備（この節において「ガス系消火設備」という）の設置ができないことから水、泡及び粉末を消火設備（この節において「水系消火設備」という。）が適さない場合に限りクリティカルユースに該当するものとする。なお、人が存する部分及び水系消火設備が適さない場合とは、次によること。

ア 人が存する部分とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 不特定の者が出入りするおそれのある部分

- A 不特定の者が出入りする用途に用いられている部分
- B 施錠管理が行われていない部分

(イ) 特定の者が常時いる部分又は頻繁に出入りする部分

- A 居室に用いられる部分
- B 人による作業等が行われる部分
- C 頻繁に出入りが行われる部分（人の出入りする時間が1日2時間以上）

イ 水系消火設備が適さない場合とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 消火剤が適さない場合（電気火災が想定される場合、散水障害が多い等）
- (イ) 消火剤が放出された場合の被害が大きい場合（水損、汚損等）
- (ウ) 機器等に早期復旧の必要がある場合（水損、汚損等）

(2) 人が存しない部分の場合

当該部分は、ガス系消火設備の設置が可能であることから、水系消火設備及びガス系消火設備が適さない場合に限りクリティカルユースに該当するものとする。なお、人が存しない部分、水系消火設備及びガス系消火設備が適さない場合とは、次によること。

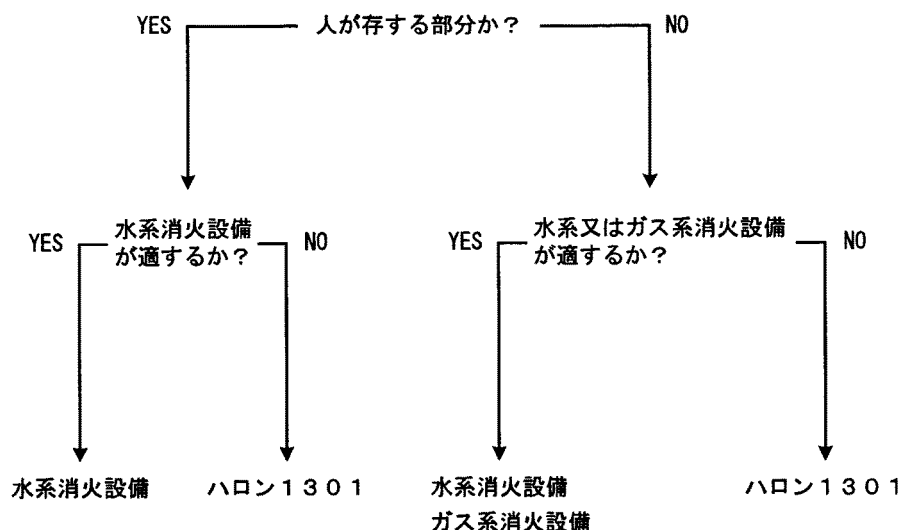
ア 人が存しない部分とは、(1) . アに該当するもの以外をいう。

イ 水系消火設備が適さない場合とは、(1) . イによるものとする。

ウ ガス系種ア設備が適さない場合とは、消火剤が放出された場合の被害が大きい場合をいう。(消火剤の冷却作用による汚損及び消火剤放出に伴う防護区画圧力の急激な上昇による破損)

図1-9-1

クリティカルユースの判断フロー



第3 全域放出方式に関する基準

1 消火剤

消火剤の性状及び貯蔵量は、令第17条第4号及び規則第20条第3項の規定によるほか、次による。

(1) 消火剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。)のうち、ハロン1301に係る規定に適合する検定品とすること。

(2) 規則第20条第3項に掲げる防火対象物以外に設けるものの貯蔵量は、次によること。

ア 防護区画の体積(不燃材料で造られ、固定された気密構造体が存する場合には、当該構造体の体積を減じることができる。以下同じ。)1立方メートル当り0.32キログラム

の割合で算定した量以上の量とすること。

イ 防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあつては、アにより算出した量に、当該開口部の面積1平方メートル当たり2.4キログラムの割合で算定した量を加算した量以上の量とすること。

ウ ア及びイにかかわらず、防護区画に実際に放出される消火剤量（単位:キログラム）が、当該防護区画の体積（単位：立方メートル）を1.6で除して得た数値以下となるものとすること。

2 貯蔵容器等

貯蔵容器及び起動用ガス容器は、令第17条第5号並びに規則第19条第5項第6号及び第13号並びに第20条第4項第3号、第4号イ及びハ、第5号、第8号並びに第18号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.1.（1））を準用すること。

(2) 設置場所

ア 貯蔵容器及び起動用ガス容器は、防護区画を経由することなく到達できる、不燃材料で区画された専用の室（専用の室にしがたい場合にあつては、出火のおそれのない機械室又はポンプ室）に設けること。ただし、次に適合する場合にあつては、この限りでない。

(ア) 貯蔵容器等が、1の防護区画ごとに専用のものであること。

(イ) 貯蔵容器等は、不燃材料で造られた箱に格納されていること。

(ウ) 起動装置等の制御装置は、防護区画の出入口の直近に設けられていること。

イ アの室の出入口には、「ハロゲン化物消火設備貯蔵容器設置場所（ハロン1301）」と表示すること。

3 容器弁開放装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。

4 選択弁

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.3）を準用する。

5 配管

配管は、規則第20条第4項第7号及び第18号の規定によるほか、ハロゲン化物消火設備（ハロン1301）の配管である旨の表示を行うものとする。

6 防護区画

防護区画は、規則第19条第5項第3号、第4号イ（ロ）及びハの規定によるほか、次による。

(1) 当該防護区画の各部分からそれぞれ歩行距離20メートル以内の相反する位置に、安全に

避難することができる2以上の出入口を設けること。ただし、常時人の居ない防火対象物若しくはその部分、又は次に適合する場合は、当該出入口の数を1とすることができる。

ア 防護区画の各部分から、当該出入口を容易に識別できること。

イ 防護区画の各部分から、2以上の経路により、歩行距離20メートル以内で当該出入口に到達できること。

ウ 防護区画内の機器の配置が、避難上支障ないものであること。

(2) 出入口には、消火剤放出時においても防護区画内から直接手動で開放できる、幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下の戸又はくぐり戸を設けること。

(3) (2)により設ける戸又はくぐり戸は、当該防護区画内の内側から外側に解放される構造で、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない措置を講じたものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)のほか、防護区画の開口部は、次によること。

ア 次の開口部には、自動閉鎖装置（防火戸又は不燃材料で造った戸で消火剤が放射される直前に開口部を自動的に閉鎖する装置をいう。以下この号において同じ）を設けること。

(ア) 防護区画の床面から開放部の下端までの高さが、防護区画の高さの3分の2以下の位置にあるもの。

(イ) (ア)以外で、立体駐車場等、防護区画内の防護対象物が防護区画の高さの3分の2を超える部分に存する場合の当該部分に位置する開口部。

(ウ) 居室及び人が近づくおそれのある場所に面したもの。

イ 開口部（はめごろし戸又は自動閉鎖装置を設けたものを除く）を外壁に設ける場合は、当該外壁の一面に限るものとする。

(5) 1の防護区画は、2以上の室にわたって設定しないこと。ただし、次に適合する場合にあっては、この限りでない。

ア 構造上又は機能上別の防護区画とすることが困難であること。

イ 手動起動装置の位置から、防護区画内の人の存否が確認できること。

(6) 防護区画内には、避難経路を明示することができるように誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。

(7) 開口部にガラスを用いる場合にあっては、網入りガラス、線入りガラス又は普通ガラスで厚さが4ミリメートル以上のものその他これらと同等以上の強度を有するものとする。

7 制御盤

制御盤は、規則第20条第4項第14号の2の規定によるほか、原則として、貯蔵容器と同一場所に設けること。

8 火災表示盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.7.（1）.オ及びカを除く。）を準用する。

9 起動装置

起動装置は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.8（1）.イ、ウ、エ、オ、カ、（2）.ウ及び（3））を準用するほか、次による。

- （1） 自動式の起動装置は、ハロゲン化物消火設備の起動用として専用に設けられた感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあつては感知器を専用としないことができる。
- （2） （1）の感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。

10 音響警報装置

音響警報装置は規則第20条第4項第13号によるほか不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）の基準（第2.9）を準用する。

11 排出措置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.10）を準用する。この場合において、同基準第2.10.（2）.アの「10パーセント」は、「1パーセント」と読み替えるものとする。

12 保安措置

不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）の基準（第2.11）を準用するほか、次による。

- （1） 制御盤の放出起動回路は、放出起動信号を入力してから容器弁又は放出弁開放装置の作動信号を発するまでの時間が20秒以上となる遅延がなされ、かつ、遅延時間が容易に調整できないよう措置されたものであること。
- （2） （1）の20秒以上の遅延の間に放出停止信号が入力されたとき、放出起動回路の作動は停止すること。
- （3） 手動起動装置の直近又はその内部には、放出起動用スイッチから独立した、消火剤の放出が停止できるスイッチ（以下「停止用スイッチ」という。）を設けること。
- （4） 放出起動用スイッチ及び停止用スイッチは非ロック式のものであること。

第4 局所放出方式に関する基準

1 設置場所

局所放出方式の設備は、駐車のために供する部分、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、出火危険及び延焼危険の少ない広大な室

内に防護対象物が存し、かつ、次に適合する場合に限り設置することができる。

- (1) 予想される出火場所が、当該防護対象物のみであること。
- (2) 全域放出方式又は移動式の設置が不相当と認められる場所であること。
- 2 近接した防護対象物の取扱い
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第3.2）を準用する。
- 3 消火剤
第3.1.（1）を準用する。
- 4 貯蔵容器等
第3.2を準用する。
- 5 容器弁開放装置
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。
- 6 選択弁
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.3）を準用する。
- 7 配管
第3.5を準用する。
- 8 制御盤
第3.7を準用する。
- 9 火災表示盤
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.7（（1）.オを除く。））を準用する。
- 10 起動装置
起動装置は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.8（1）.イ、ウ、エ、オ、カ、（2）.ウ及び（3））を準用するほか、次による。
 - (1) 自動式の起動装置は、ハロゲン化物消火設備の起動用として専用に設けられた感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあっては感知器を専用としないことができる。
 - (2) (1)の感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。
- 11 音響警報装置
第3.10を準用する。
- 12 排出措置
不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.10）を準用する。この場合において、同基準第2.10.（2）.アの「10パーセント」は、「1パーセント」と読み替えるものとする。

13 保安措置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.11.（4））を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止ができる場合は、この限りでない。

第5 移動式に関する基準

1 設置場所

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第4.1）を準用する。

2 消火剤

第3.1.（1）を準用する。

3 貯蔵容器

貯蔵容器は、令第17条第5号並びに規則第19条第5項第6号ロ及びハ、第6項第3号並びに規則第20条第4項第3号、第4号イ及びハ並びに第5号の規定によるほか、次による。

（1）品質

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.1.（1））を準用すること。

（2）耐震措置

地震による振動等に耐えるための有効な措置を講じること。

4 容器弁開放装置

規則第19条第6項第2号の規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。

5 保安措置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.11.（4））を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止ができる場合は、この限りでない。

6 ホース接続口

令第17条第2号の規定によるほか、火災の際容易に接近することができ、かつ、操作上支障のない場所に設けるものとする。

第6 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第7 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第8 特例基準

ハロゲン化物（ハロン1301）消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）に適合するもの
- 2 屋内消火栓設備の基準（第12. 6）に適合するもの

第9節の2 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227eaを放射するもの）

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第1）の例による。

第2 全域放出方式に関する基準

1 貯蔵容器等

貯蔵容器及び起動用ガス容器は、令第17条第5号並びに規則第19条第5項第6号及び第13号並びに第20条第4項第3号、第4号イ及びハ、第5号、第8号並びに第18号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.1.（1））を準用する。

(2) 設置場所

ア 不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）の基準（第2.1.（2）.ア）を準用する。

イ アの室の出入口には、「ハロゲン化物消火設備貯蔵容器設置場所（消火剤名）」と表示すること。

2 容器弁開放装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。

3 選択弁

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.3）を準用する。

4 配管

配管は、規則第20条第4項第7号及び第18号の規定によるほか、ハロゲン化物消火設備（消火剤名）の配管である旨の表示を行うものとする。

5 防護区画

防護区画は、規則第19条第5項第3号及び第4号ロの規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.5（(4)を除く。））を準用する。

6 制御盤

ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を放射するもの）の基準（第3.7）を準用する。

7 火災表示盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.7.（(1).オ及びカを除く。））を準用する。

8 起動装置

起動装置は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.8（1）．イ、ウ、エ、オ、カ、（2）．ウ及び（3））を準用するほか、次による。

- （1） 自動式の起動装置は、ハロゲン化物消火設備の起動用として専用に設けられた感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあつては感知器を専用としないことができる。
- （2） （1）の感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。

9 音響警報装置

音響警報装置は規則第20条第4項第13号によるほか、不活性ガス消火設備（窒素、I G-55、I G-541を放射するもの）の基準（第2.9）を準用する。

10 排出措置

不活性ガス消火設備（窒素・I G-55・I G-541を放射するもの）の基準（第2.10）を準用する。

11 保安措置

保安措置は規則第20条第4項第14号ロによるほか、不活性ガス消火設備（窒素・I G-55・I G-541を放射するもの）の基準（第2.11）を準用する。

12 避圧措置

規則第20条第4項第16号の2に規定する「当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」とは次による。

- （1） 防護区画には消火剤放出時の圧力上昇により防護区画が破壊されないように次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。ただし、防護区画の窓、内装材等が消火剤放出時の圧力上昇に十分耐えうる場合はこの限りでない。

$$A = K \cdot Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A：避圧口面積（ cm^2 ）

K：消火剤による定数

HFC-23の場合 2730

HFC-227eaの場合 1120

Q：噴射ヘッドからの最大流量（ kg/s ）

P：防護区画の許容圧力（Pa）

ΔP ：ダクトの損失（Pa）

- （2） （1）の避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に悪影響を及ぼす曲折部を設けないこと。
- （3） 避圧口は噴射ヘッドから放射された消火剤が直接当たる場所には設置しないこと。

(4) 避圧口から排出される消火剤等は、屋外の安全な場所に排出すること。

第3 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第4 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第10節 粉末消火設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第1）の例による。

第2 全域放出方式に関する基準

1 消火剤

消火剤は、令第18条第4号並びに規則第21条第3項及び第4項第1号の規定によるほか、消火薬剤規格省令のうち、粉末消火剤に係る規定に適合する検定品とする。

2 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、令第18条第5号並びに規則第19条第5項第6号、第13号イ及びハ並びに第21条第4項第2号から第6号まで、第13号イ及びロ並びに第20号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

蓄圧式の貯蔵容器、加圧用ガス容器又は起動用ガス容器は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.1.（1））を準用すること。

(2) 設置場所

ア 貯蔵容器若しくは貯蔵タンク、加圧用ガス容器又は起動用ガス容器は、防護区画を経由することなく到達できる、不燃材料で区画された専用の室（専用の室としがたい場合にあつては、出火のおそれのない機械室又はポンプ室）に設けること。

イ アの室の出入口には、「粉末消火設備貯蔵容器設置場所」と表示すること。

3 容器弁開放装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。この場合、同基準第2.2.（2）の「貯蔵容器」は、「加圧用ガス容器」と読み替えるものとする。

4 圧力調整器

圧力調整器は、規則第21条第4項第8号の規定によるほか、一次側にあつては24.5メガパスカル以上の圧力、二次側にあつては調整圧力を指示することのできる圧力計を設けること。

5 選択弁

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.3）を準用する。

6 配管

配管は、規則第21条第4項第4号、第7号及び第20号の規定によるほか、粉末消火設備の配管である旨の表示を行うものとする。

7 防護区画

防護区画は、規則第19条第5項第3号、第4号イ（ロ）及び（ハ）の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.5.（1）から（6）まで）を準用すること。
- (2) 開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。

8 制御盤

制御盤は、次による。

- (1) 原則として、貯蔵容器と同一の場所に設けること
- (2) 次の表示灯を設けること

ア 電源

イ 火災

ウ 放出

エ 自動及び手動（自動式の場合）

- (3) (2)の表示等は、防護区画ごとに行えるものとする。ただし、ア及びウにあつては、この限りでない。

9 火災表示盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.7（1）.オ及びカを除く。）を準用する。

10 起動装置

起動装置は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.8（1）.イ、ウ、エ、オ、（2）.ウ及び（3））を準用するほか、次による。

- (1) 自動式の起動装置は、粉末消火設備の起動用として専用に設けられた熱感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあつては感知器を専用としないことができる。
- (2) (1)の感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。

11 音響警報装置

音響警報装置は規則第21条第4項第15号の規定によるほか、不活性ガス消火設備（窒素、IG-55、IG-541を放射するもの）の基準（第2.9）を準用する。

12 保安措置

不活性ガス消火設備（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）の基準（第2.11）を準用するほか、次による。

- (1) 制御盤の放出起動回路は、放出起動信号を入力してから容器弁又は放出弁開放装置の作動信号を発するまでの時間が20秒以上となる遅延がなされ、かつ、遅延時間が容易に調整できないよう措置されたものであること。

- (2) (1)の20秒以上の遅延の間に放出停止信号が入力されたとき、放出起動回路の作動は停止すること。
- (3) 手動起動装置の直近又はその内部には、放出起動用スイッチから独立した停止用スイッチを設けること。
- (4) 放出起動用スイッチ及び停止用スイッチは非ロック式のものであること。

第3 局所放出方式に関する基準

1 設置場所

局所放出方式の設備は、出火危険の少ない広大な室内に防護対象物が存し、かつ、次に適合する場合に限り設置することができる。

- (1) 予想される出火場所が、当該防護対象物のみであること。
- (2) 全域放出方式又は移動式の設置が不適当と認められる場所であること。

2 近接した防護対象物の取扱い

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第3.2）を準用する。

3 消火剤

第2.1を準用する。

4 貯蔵容器等

第2.2を準用する。

5 容器弁開放装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.2）を準用する。この場合、同基準中第2.2.(2)の「貯蔵容器」は、「加圧用ガス容器」と読み替えるものとする。

6 圧力調整器

第2.4を準用する。

7 選択弁

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.3）を準用する。

8 配管

第2.6を準用する。

9 制御盤

第2.8を準用する。

10 火災表示盤

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.7（（1）.オ及びカを除く。））を準用する。

11 起動装置

起動装置は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2.8.(1)）

イ、ウ、エ、オ、(2) . ウ及び (3)) を準用するほか、次による。

- (1) 自動式の起動装置は、粉末消火設備の起動用として専用に設けられた熱感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあっては感知器を専用としないことができる。
- (2) (1) の感知器は、防護区画ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該防護区画の火災を有効に感知することができるように設けること。

12 音響警報装置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 9）を準用する。

13 保安措置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 11. (4)）を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止ができる場合は、この限りでない。

第4 移動式に関する基準

1 設置場所

規則第21条第5項の規定によるほか、泡消火設備の基準（第3. 1）に掲げる場所とする。

2 消火剤

第2. 1を準用する。

3 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、令第18条第4号並びに規則第19条第6項第3号並びに第21条第4項第2号、第3号イからホまで、第4号から第5号の2まで及び第10号の規定によるほか、次による。

(1) 品質

蓄圧式の貯蔵容器又は加圧用ガス容器は、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 1. (1)）を準用すること。

(2) 耐震措置

地震による震動等に耐えるための措置を講じること。

4 容器弁開放装置

規則第19条第6項第2号の規定によるほか、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 2）を準用する。

5 圧力調整器

圧力調整器を設ける場合は、第2. 4を準用するものとする。

6 保安措置

不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するもの）の基準（第2. 11. (4)）を準用する。ただし、火気使用設備の火災時に、容易に接近できる位置で手動により熱源の供給停止がで

きる場合は、この限りでない。

7 ホース接続口

ホース接続口は、令第18条第2号の規定によるほか、火災の際容易に接近でき、かつ、操作
上支障のない場所に設けるものとする。

第5 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」（第3刊）による。

第6 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」（第3刊）による。

第7 特例基準

粉末消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの
については、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 仮設建築物又はその部分のうち、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）
に適合するものについては、粉末消火設備を設置しないことができる。
- 2 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分にあつては、
令第18条（第2号及び第3号を除く。）並びに規則第21条第2項及び第4項の規定の例によるほ
か、次により設置することができる。

(1) 消火剤の貯蔵量

ア 次の (3) . アにより貯蔵容器を2個設置する場合は、当該貯蔵容器ごとに、受け持つ
放射区域（1の選択弁により消火剤が同時に放射される区域をいう。以下同じ。）のう
ち床面積が最大となるものの床面積1平方メートル当たり3キログラムの割合で算定し
た量以上の量を貯蔵すること。

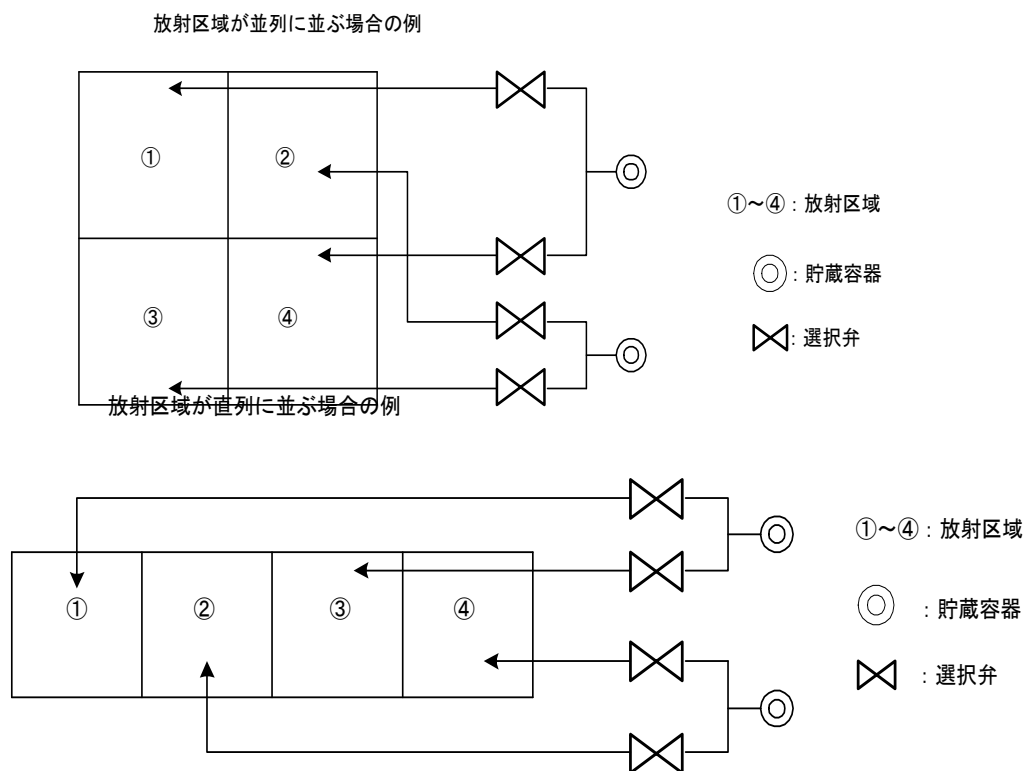
イ 次の (3) . イにより貯蔵容器を1個設置する場合は、隣接する2つの放射区域の床面
積の合計が最大となるものの床面積1平方メートル当たり3.6キログラムの割合で算定
した量以上の量を貯蔵すること。

(2) 放射区域の面積

1の放射区域の面積は50平方メートル以上とすること。

(3) 貯蔵容器の設置数及び配管方法

- ア 放射区域が相接して4以上ある場合は、貯蔵容器を2個設置し、1の貯蔵容器が受け持つ放射区域の辺が相互に接しないものとする。この場合、各容器からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は1区画おきの放射区域を、放射区域が並列に並ぶ場合は対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つように組み合わせること。（次図参照）
- イ 放射区域が相接して複数ある場合で、隣接する放射区域ごとに不燃材料で防火上有効



に区画されている場合は、貯蔵容器の数を1個とすることができる。

(4) 起動装置

起動装置は、1の放射区域ごとに、不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射する）の基準（第2.8.(1).イ、ウ、エ、オ、(2).ウ及び(3)）を準用し、次によること。

ア 自動式の起動装置は、粉末消火設備の起動用として専用に設けられた熱感知器の作動と連動して起動できるものとする。ただし、常時人の居ない防火対象物又はその部分にあつては感知器を専用としないことができる。

イ アの感知器は、放射区域ごとに、規則第23条第4項の規定の例により、当該放射区画の火災を有効に感知できるように設けること。

3 屋内消火栓設備の基準（第12.6）に適合するものについては、粉末消火設備を設置しないことができる。

4 泡消火設備の基準（第7.4）に適合するものについては、粉末消火設備を設置しないこと

ができる。

第11節 屋外消火栓設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例による。

第2 水源

水源は、令第19条第3項第3号の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準（第3）の例による。

第3 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、令第19条第3項第4号及び規則第22条第3号、第5号、第9号、第10号及び第12号の規定並びに規則第12条第1項第2号の規定の例によるほか、次による。

1 設置場所

屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用する。

2 加圧送水装置及び付属装置

(1) ポンプを用いる加圧送水装置及びその付属装置は、次によること。

ア ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること。

(ア) 配管の単位摩擦損失水頭は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）によること。

(イ) 摩擦損失計算は、屋外消火栓1個あたり350リットル毎分の水量が流れるものとして行うことができる。

(ウ) ホースの単位摩擦損失水頭は、使用するホースの呼称に応じ、次の表によること。

平ホースの呼称	50	65
流量350 l/minにおける ホースの摩擦損失水頭 (m/100m)	15	5

イ ポンプの設置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.ウ）を準用する。

ウ 付属装置

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.エ）を準用する。

エ 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.（3）.オ）を準用する。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準（第4.2.（4）ア.イ及びウ）を

準用するほか、(1) .ア及びイの例によること。

(3) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準(第4.2.(5)ア及びイ)を準用するほか、(1) .ア及びイの例によること。

3 圧力調整措置

屋内消火栓設備の基準(第4.3)を準用し、屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が0.6メガパスカルを超えないための措置を講じるものとする。

4 制御盤

屋内消火栓設備の基準(第4.4)を準用する。

5 起動装置

屋内消火栓設備の基準(第4.5)を準用する。

6 起動表示

屋内消火栓設備の基準(第4.6)を準用する。

7 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準(第4.7)を準用する。

第4 配管

配管は、規則第22条第8号及び第12号の規定によるほか、次による。

1 充水措置

配管には、屋内消火栓設備の基準(第5.1)に準じて充水のための措置を講じるものとする。ただし、加圧送水装置から最遠のホース接続口までの配管長さが50メートル以下で、かつ、当該配管径が管の呼びで65ミリメートルのものにあつてはこの限りでない。

2 配管の接続

屋内消火栓設備の基準(第5.2)を準用する。

3 管径

配管の管径は、屋内消火栓設備の基準(第5.3.(2))を準用するほか、主配管の管径はその受け持つ流量に応じ、次による。

その管の受け持つ流量 (ℓ/min)	管の呼び (mm)
350以上	65以上
700 "	100 "

4 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準(第5.4)を準用する。

5 配管の凍結防止措置

屋内消火栓設備の基準(第5.5)を準用する。

- 6 配管の腐食防止措置
屋内消火栓設備の基準（第5.6）を準用する。
- 7 配管の兼用
屋内消火栓設備の基準（第5.7）を準用する。
- 8 合成樹脂製の管及び管継手の設置
屋内消火栓設備の基準（第5.8）を準用する。
- 9 金属製の管継手及びバルブ類の設置
屋内消火栓設備の基準（第5.9）を準用する。
- 10 バルブ類の表示
屋内消火栓設備の基準（第5.10）を準用する。

第5 屋外消火栓箱

屋外消火栓箱は、令第19条第3項第5号並びに規則第22条第2号及び第4号イの規定によるほか、屋外消火栓を格納しないものにあつては、当該屋外消火栓と同一壁面に面し、かつ、当該屋外消火栓から歩行距離5メートル以内の位置に設けるものとする。

第6 屋外消火栓（ホース接続口）

屋外消火栓は、令第19条第3項第1号、第2号及び第5号並びに規則第22条第1号及び第4号ロの規定によるほか、次による。

1 設置場所

- (1) ホース接続口は、建築物の外壁の各部分から1のホース接続口までの水平距離が40メートル以下で、かつ、当該水平距離40メートルの範囲内の各部分からの歩行距離がホース長さ以下となるように設けること。ただし、歩行距離について、ホース長さを超える部分が7メートル以下で、かつ、ホース長さを超える部分を有効に放水できる場合はこの限りでない。
- (2) 出入口の付近等有効に消火活動が行える場所に設けること。

2 構造

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成13年消防庁告示第36号）に適合する消火栓開閉弁のうち、差込式結合金具に適合するホース接続口の呼称50又は65のものとする。

なお、安全センターの評定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第7 ホース及び筒先

1 ホース

- (1) 設置数

ホースは、長さ20メートルのものを、各消火栓箱ごとに2本以上で、かつ、それぞれの屋外消火栓の有効範囲内の火災を有効に消火できる本数を格納しておくこと。

(2) 構造

ホースは、差込式結合金具を装着した呼称50又は65のものとする。

2 筒先

(1) ノズル

ノズルは、消防用接続器具の基準に適合するもののうち、放水口の呼称口径が19ミリメートル以上のものとする。なお、認定評価を受けたものについては、消防用接続器具の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

(2) 管そう

管そうは、消防用接続器具の基準に適合するものとする。なお、認定評価を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第8 設置単位

屋外消火栓設備は、原則として棟（令第19条第2項の規定により1の建築物とみなされるものをいう。以下この節において同じ。）ごとに設置するものとする。ただし、次に適合する場合は、同一敷地内にあるものに限り水源、加圧送水装置及び電源を兼用することができる。

- 1 水源の水量、加圧送水装置の吐出量及び電源の容量は、兼用する棟のうち最大となるものの数値であること。
- 2 主配管から各棟へ分岐する箇所には、それぞれの棟ごとに止水弁が設けられていること。
- 3 維持管理が一体のものとして行えること。

第9 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章「非常電源の基準」による。

第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第11 特例基準

屋外消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1) から (5) まで及び第12. 6）に適合するもの
- 2 仮設建築物のうち、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで）に適合するもの。

第12節 動力消防ポンプ設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例による。

第2 水源

水源は、令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次による。

1 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用する。

2 水量

屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用するほか、次による。

- (1) 水源を地盤面下に設けるものにあつては、当該地盤面から4.5メートル以内の貯水面までの部分の水量を有効水量とする。
- (2) 他の消火設備、消防用水又は一般設備の水源との兼用は、次のア又はイに該当するものに限るものとする。

ア 吸水位置が固定していること。（ストレーナー付消防用吸管により吸水するものではないこと。）

イ 水源が、自然水利その他十分な水量を有するものであること。

3 水槽等の材質

屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用する。

第3 常置場所

動力消防ポンプの常置場所は、令第20条第4項第4号の規定によるほか、次による。

- (1) 雨水等の影響を受けるおそれのないこと。
- (2) 容易に搬送及び使用ができるよう障害となる物件又は工作物等がないこと。

第4 放水用器具

1 消防用吸管等

消防用吸管又は吸水管は、1の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。

2 ホース及び筒先

(1) ホース

ホースは、設置する動力消防ポンプの放水口ごとに、令第20条第4項第2号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる長さ（本数）のものを設けること。

(2) 筒先

屋外消火栓設備の基準（第7.2）を準用すること。

第5 標識

動力消防ポンプ設備には、その直近の見易い箇所に、次に表示を行うものとする。

- (1) 動力消防ポンプを常置する場所にあつては、「動力消防ポンプ設置場所」
- (2) 水源にあつては、「動力消防ポンプ用水源」

第6 特例基準

動力消防ポンプ設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1) から (5) まで及び第12. 6) に適合するもの
- 2 仮設建築物のうち、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1) から (4) まで) に適合するもの

第2章 警報設備

第1節 自動火災報知設備

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 自動火災報知設備とは、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に報知する設備であつて、感知器、発信機、音響装置、中継器及び受信機で構成されたもの（中継器を設けないものにあつては、中継器を除く。）をいう。
- 2 受信機とは、火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信し、火災の発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- 3 火災信号とは、感知器若しくは発信機から発せられた火災が発生した旨の信号をいう。
- 4 火災表示信号とは、火災情報信号の程度に応じて、火災表示を行う温度又は濃度を固定する装置により処理される火災表示をする程度に達した旨の信号をいう。
- 5 火災情報信号とは、感知器から発せられた火災によって生じる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。
- 6 設備作動信号とは、消火設備等が作動した旨の信号をいう。
- 7 消火設備等とは、消火設備、排煙設備、警報設備その他これらに類する防災のための設備をいう。
- 8 自動試験機能とは、自動火災報知設備に係る機能が適正に維持されていることを、自動的に確認することができる装置による当該設備に係る試験機能をいう。
- 9 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより、非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- 10 音響装置とは、感知器若しくは発信機から発せられた火災信号を防火対象物の関係者又は利用者に報知するための装置をいい、受信機に設けられる主音響装置と、各階ごとに設けられる地区音響装置をいう。
- 11 感知器とは、火災によって生じる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、火災信号又は火災情報信号を受信機若しくは中継器又は消火設備等に発信するものをいう。
- 12 熱複合式スポット型感知器とは、差動式スポット型感知器の性能及び定温式スポット型感知器の性能を併せもつもので、2以上の火災信号を発信するものをいう。
- 13 煙複合式スポット型感知器とは、イオン化式スポット型感知器の性能及び光電式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 14 熱煙複合式スポット型感知器とは、差動式スポット型感知器の性能又は定温式スポット型感知器の性能及びイオン化式スポット型感知器の性能又は光電式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。

- 15 紫外線赤外線併用式スポット型感知器とは、炎から放射される紫外線及び赤外線の変化が一定の量以上になったときに火災信号を発信するもので、一局所の紫外線及び赤外線による受光素子の受光量の変化により作動するものをいう。
- 16 炎複合式スポット型感知器とは、紫外線式スポット型感知器の性能及び赤外線式スポット型感知器の性能を併せもつものをいう。
- 17 多信号感知器とは、異なる2以上の火災信号を発信する機能を有するものをいう。
- 18 発信機とは、火災信号を受信機に手動により発信するものをいう。
- 19 P型発信機とは、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができないものをいい、1級及び2級発信機がある。1級発信機は、受信機との間で相互に電話連絡をすることができる装置を有するものをいう。
- 20 T型発信機とは、各発信機に共通又は固有の火災信号を受信機に手動により発信するもので、発信と同時に通話することができるものをいう。
- 21 中継器とは、火災信号、火災表示信号、火災情報信号又は設備作動信号を受信し、火災信号、火災表示信号、火災情報信号にあつては他の中継器、受信機又は消火設備等に、設備作動信号にあつては他の中継器又は受信機に発信するものをいう。
- 22 移報用装置とは、自動火災報知設備の受信機から発せられた火災信号を中継し、誘導灯の信号装置、警備保障会社の防災通報受信装置、その他防災関連機器等に移報する装置をいう。

第2 警戒区域

警戒区域は、令第21条第2項第1号及び第2号並びに規則第23条第1項により設定するほか、次による。

- 1 1の警戒区域は、2以上の独立した建築物にまたがらないものとする。
- 2 規則第23条第1項に規定する「警戒区域の面積が500平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合」にあつては、当該警戒区域内に階段が設けられていること。
- 3 感知器を設置しなければならない天井裏の部分の面積と当該天井の屋内に面する部分の面積の合計が500平方メートル以下の場合にあつては、1の警戒区域とすることができる。
- 4 階段、傾斜路にあつては、高さ45メートル以下ごとに1の警戒区域とする。ただし、地階の階段、傾斜路（地下1階までのものを除く。）は、別の警戒区域とする。
- 5 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクト等は各階の廊下、通路、居室等とは、別の警戒区域とする。ただし、階数が2以下の防火対象物の階段部分の警戒区域は、2階の廊下、通路、居室等と同一の警戒区域とすることができる。
- 6 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路、パイプダクト等が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの1から水平距離50メートルの範囲内にあるものにあつては、同一の警戒区域とすることができる。

- 7 防火対象物の主要な避難口からその内部を容易に見とおすことができる場合にあっては、令第21条第2項第2号の規定にかかわらず警戒区域の一辺の長さを100メートル以下とすることができる。

第3 受信機

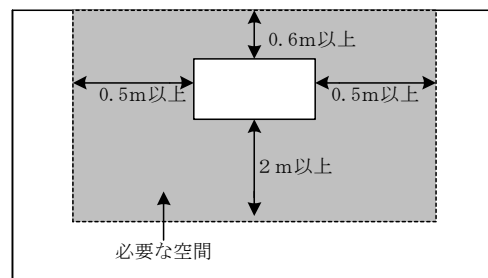
受信機は、規則第24条第2号、第6号から第8号まで及び第24条の2第1号によるほか、次による。

- 1 温度若しくは湿度が高い場所又は衝撃、震動等が激しい場所その他受信機の機能に影響を与える場所には設けないものとする。
- 2 操作上障害とならないよう、図2-1-1の例により有効な空間を確保するものとする。

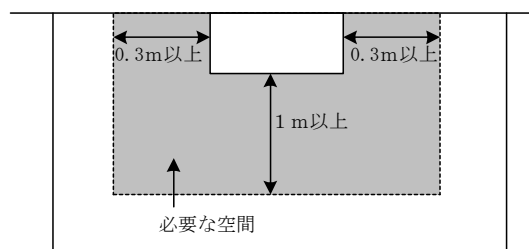
図2-1-1

受信機の保有空間

(ア) 自立型の場合



(イ) 壁掛け型の場合



(注) 背面又は側面にとびら等がないものは、受信機の実操作に支障のない範囲内で背面又は側面の空間を省略することができる。

- 3 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置するものとする。
- 4 規則第24条第2号トに規定する「受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備」とは、次に適合するものとする。

(1) 機器は、次のいずれかであること。

ア インターホン

イ 非常電話

ウ T型発信機

エ 構内電話で非常用の割り込みができる機能を有するもの又はこれと同等のもの

(2) 次の機能を有すること。

ア 1の送受機を取り上げる方式又は選局スイッチを操作する方式等簡易な方法により、自動的に他の機器への発信が可能なるものであること。

イ 1の送受機の実信により、他方の機器への呼出し音が鳴動すること。

なお、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯するものであること。

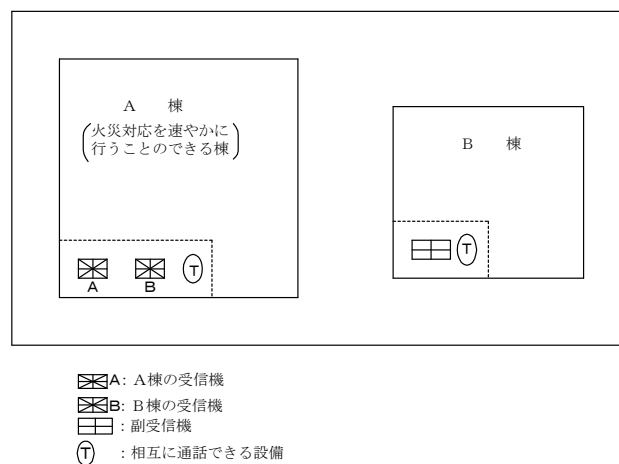
ウ 常用電源の停電時にも使用できるものであること。ただし、乾電池式のインターホンにあつては電池交換の表示又は警報が出るものに限る。

(3) 受信機の付近で容易に操作できる位置に設けること。

5 1棟の防火対象物は、原則として当該棟に設置する受信機で監視するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 同一敷地内に2以上の棟がある場合で次に適合するよう措置されているときは、各棟の受信機を、当該敷地内で火災対応を速やかに行うことができる棟に集中して設置することができる。(図2-1-2参照)

図2-1-2



ア 各棟には副受信機を設置すること（受信機を設置する棟を除く。）ただし、無人の棟等で次に適合する場合は設置しないことができる。

(ア) 火災発生位置が、現場で容易に確認できる状況であること。

(イ) 副受信機を設けない棟には、当該棟の見やすい位置に受信機の設置場所を掲示すること。

イ 受信機と副受信機の間、前4の例により相互に通話できる設備を設置すること。

ウ 受信機においては、当該受信機により警戒する棟が明確に表示されていること。

(2) 同一敷地内に2以上の棟がある場合で次に適合するときは、当該敷地内で火災対応を速

やかに行うことができる棟に設置する1の受信機で当該敷地内の棟を管理することができる。なお、鳴動方式は全棟一斉鳴動とすること。

ア 令別表第1(7)項に掲げる用途に区分されるものであること。

イ 当該敷地内のすべての棟が規則第24条第5号の2ロに規定する規模でないこと。

- 6 放送設備が設置されている防火対象物にあつては、放送設備の操作部に近接して受信機を設けるものとする。
- 7 表示窓には、警戒区域、名称等を適正に記入するものとする。
- 8 受信機の付近には、予備電球、予備ヒューズ、取扱い説明書、受信機回路図及び予備品交換に必要な特殊工具等の付属品を備えるものとする。
- 9 受信機の1の移報端子に複数の防災関連機器等を接続しないこと。また、接続した移報端子には接続機器名称等を表示するとともに、適正な接続、配線工事等を行うこと。
- 10 受信機を設置した場所には、見やすい箇所に、受信機を設置した場所である旨（「火災受信所」等）が表示されていること。

第4 感知器

感知器は、令第21条第2項第3号並びに規則第23条第4項から第8項まで及び規則第24条第7号によるほか、次による。

1 感知器の選択方法

次に掲げる場所にあつては、設置場所の環境状態に応じて感知器を選択するものとする。

(1) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器

ア 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所にあつては、別表2-1-1中の適応する感知器を設置すること。

イ 規則第23条第5項又は第6項第2号若しくは第3号に掲げる場所のうち、別表2-1-2の環境状態の項に掲げる場所で、非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第23条第5項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応する煙感知器又は炎感知器を、規則第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所にあつては同表中の適応する熱感知器、煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置すると、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場合は、規則第23条第4項第1号ニ(チ)に掲げる場所として、同表中の適応する熱感知器又は炎感知器を設置すること。

(2) 多信号感知器及び複合式感知器

多信号感知器及び複合式感知器については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが(1)により適応感知器とされるものを設置すること。

2 設置方法

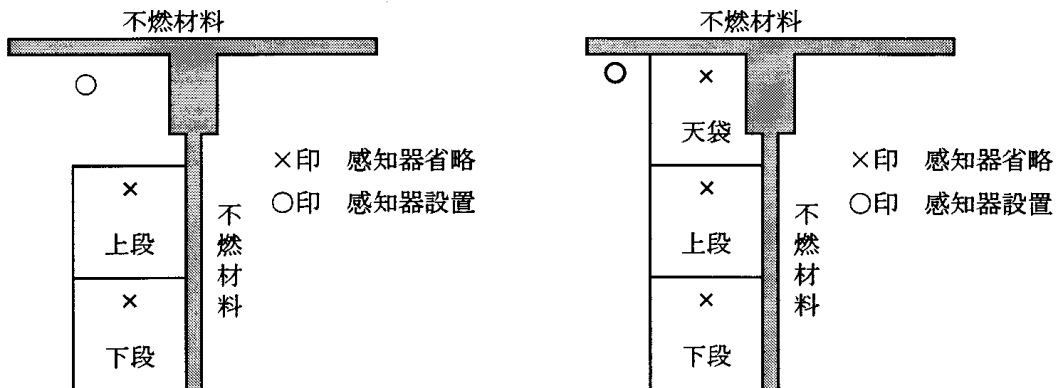
- (1) 短辺の長さが3メートル未満の細長い居室及び1. (1)により熱感知器を設置する廊下、通路等（幅員3メートル未満のものに限る。）にあつては、別表2-1-3の数値（歩行距離）につき感知器を1個以上設置すること。
- (2) 取付け面の下方0.5メートル以上の部分に、短辺が3メートル以上で、かつ、面積が20平方メートル以上の棚、張出し等がある場合は、異なる感知区域として感知器を設置すること。
- (3) 押入又は3.3平方メートル以下の物入（以下「押入等」という。）の感知器の設置については、次によること。
 - ア 押入等は、原則として居室と異なる感知区域として感知器を設置すること。
 - イ 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設置すること。ただし、当該押入等から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造等の場合は、これによらないことができる。（図2-1-3）

図2-1-3

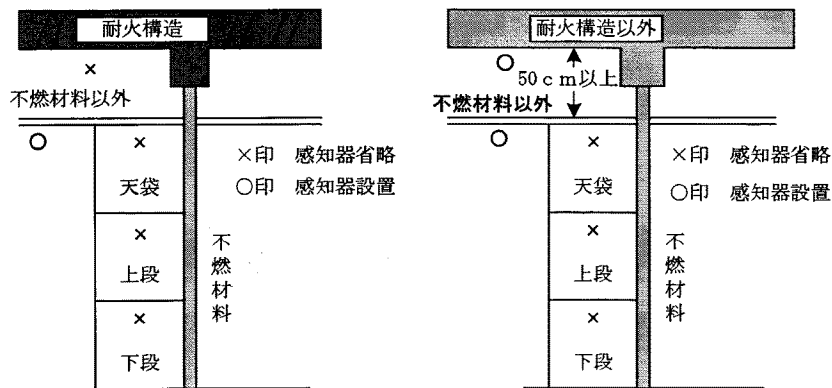
押入等の感知器の設置例

1 押入等の感知器を省略できる場合

- (1) 押入等の壁面が不燃材料で、天井面が不燃材料の場合



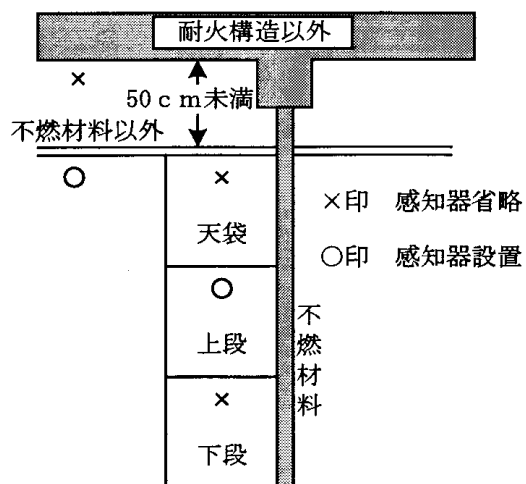
- (2) 押入等の壁面が不燃材料で、天井が不燃材料以外の場合



2 押入等の感知器が省略できない場合

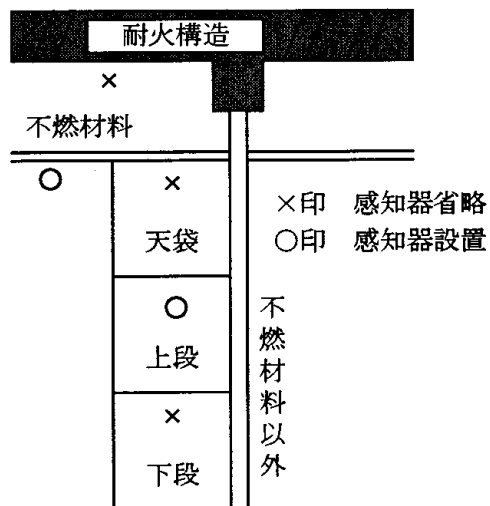
(1) 押入等の壁面が不燃材料のもの

(天井が不燃材料以外で、上階の床が耐火構造以外、かつ、天井裏の高さが50cm未満)



(2) 押入等の壁面が不燃材料以外であるもの (すべての場合設置要)

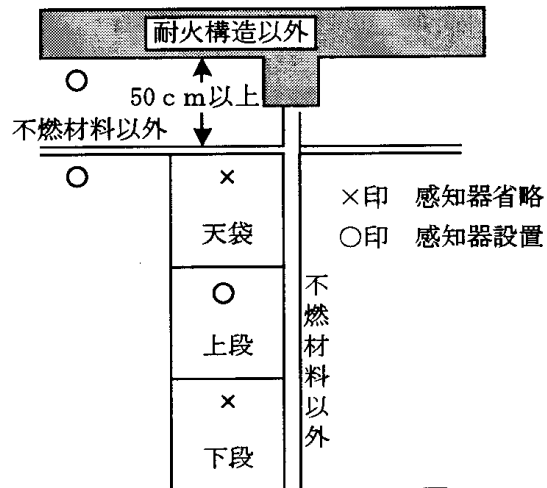
ア 天井が不燃材料の場合



イ 天井が不燃材料

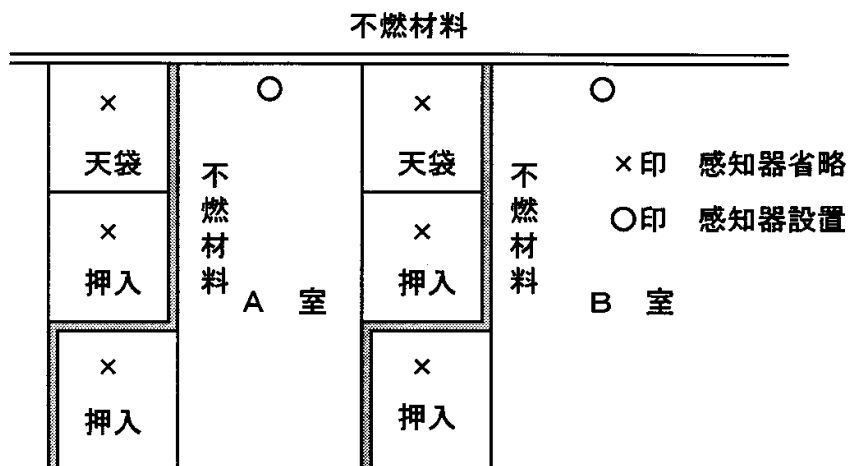
以外のもので天井裏に感知

器があるもの

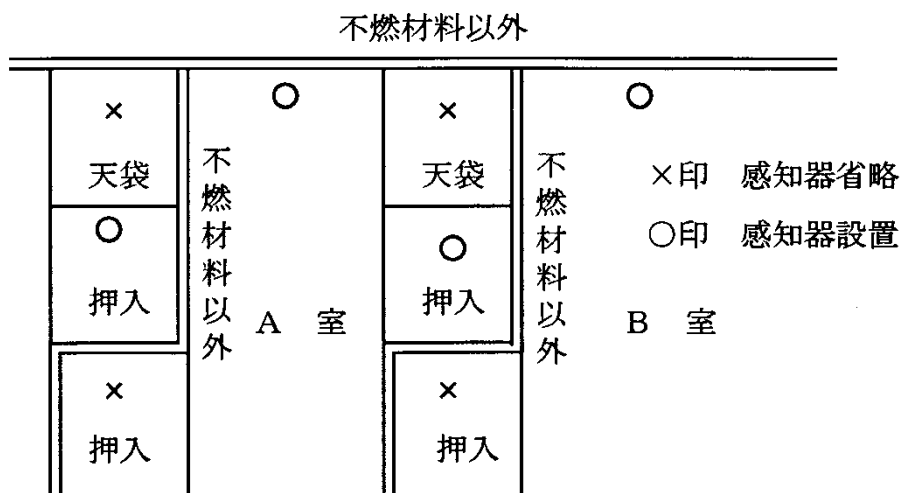


3 一箇所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合

(1) 押入等の壁面および天井面が不燃材料のもの



(2) 押入等の壁面および天井面が不燃材料以外のもの

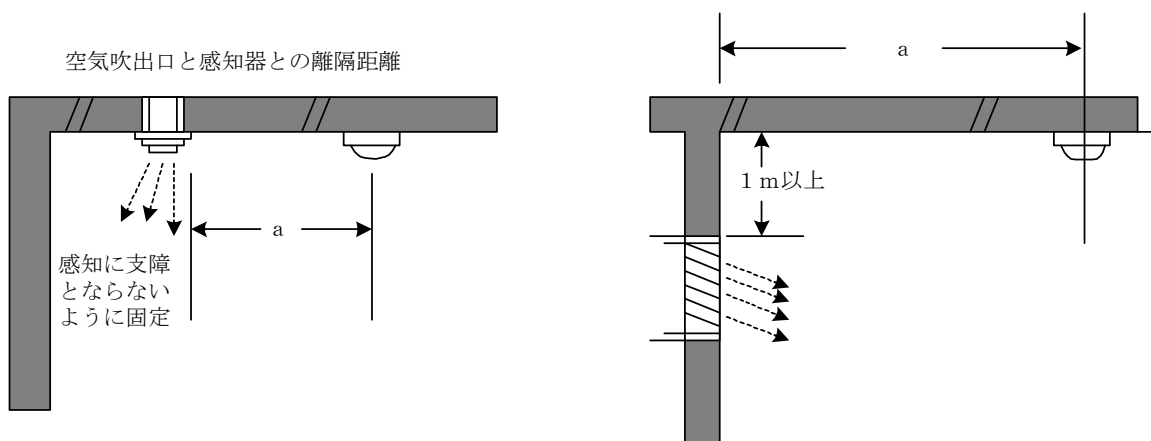


- (4) スポット型感知器は、1の感知区域内で極端に偏在しないように設置すること。
 (5) 取付け面の高さは、次式により計算し、適応感知器を設置すること。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{(\text{取付け面の最高高さ}) + (\text{取付け面の最低部の高さ})}{2}$$

- (6) 次のいずれかに該当する場合は、規則第23条第4項第8号の規定にかかわらず、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以内に感知器を設置することができる。(図2-1-4)

図2-1-4



aについては、1.5m以内とすることができる

- ア 当該換気口等の吹き出し方向が、火災の感知に障害とならないように固定されている場合
 イ 当該換気口等の上端が、天井面から1メートル以上下方にある場合
- (7) 感知器を他の設備の感知装置と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで受信すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で兼用するものにあつては、この限りでない。
- (8) 取付け面の下方0.4メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器にあつては0.6メートル）以上1メートル未満のはり等による小区画が連続する場合は、使用場所の構造、感知器の取付け面の高さ及び感知器の種別に応じ、別表2-1-4で定める範囲内において感知器を設置する区画とこれに隣接する区画を1の感知区域とすることができる。
- (9) 取付け面の下方0.4メートル（煙感知器にあつては0.6メートル）以上1メートル未満のはり等により区画された5平方メートル（煙感知器にあつては10平方メートル）以下の小区画

が感知器を設置する区画に1つ隣接する場合は、当該部分を含めて1の感知区域とすることができる。

(10) 感知器種別ごとの設置方法は、次によること。

ア 差動式スポット型感知器及び補償式スポット型感知器

電気室の高電圧線の上部又は取付け面の高い場所その他人的危険のある場所又は機能試験を行うのに困難な場所に設けるものにあつては、感知器に試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気の長さ、検出部に表示された指定長以内とすること。

イ 差動式スポット型感知器、定温式スポット型感知器、補償式スポット型感知器及び熱複合式スポット型感知器

感知区域を構成する間仕切壁及びはり等（以下「間仕切壁等」という。）の上部（取付け面の下方0.4メートル未満の部分を用いる。）に空気の流通する有効な開口部（大きさが短辺0.3メートル以上、長辺が間仕切壁幅の60パーセント以上）を設けた場合は、感知区域を1として感知器を設けることができる。

ウ 差動式分布型（空気管式）感知器

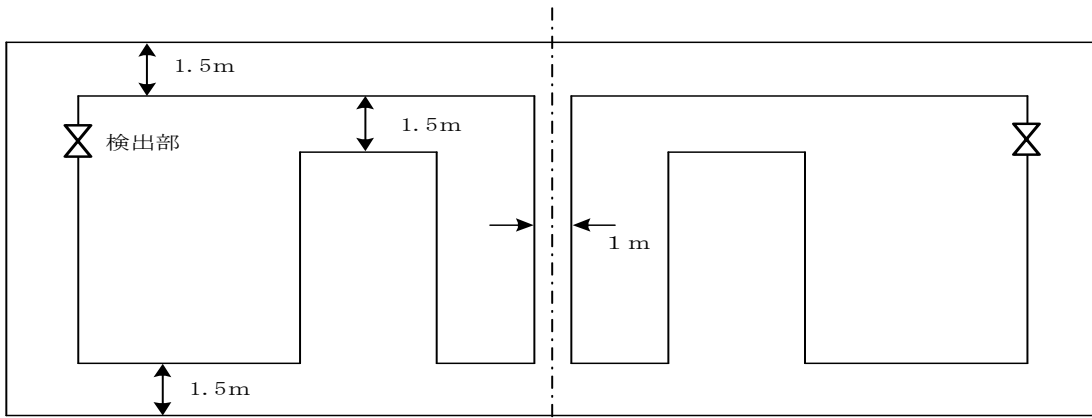
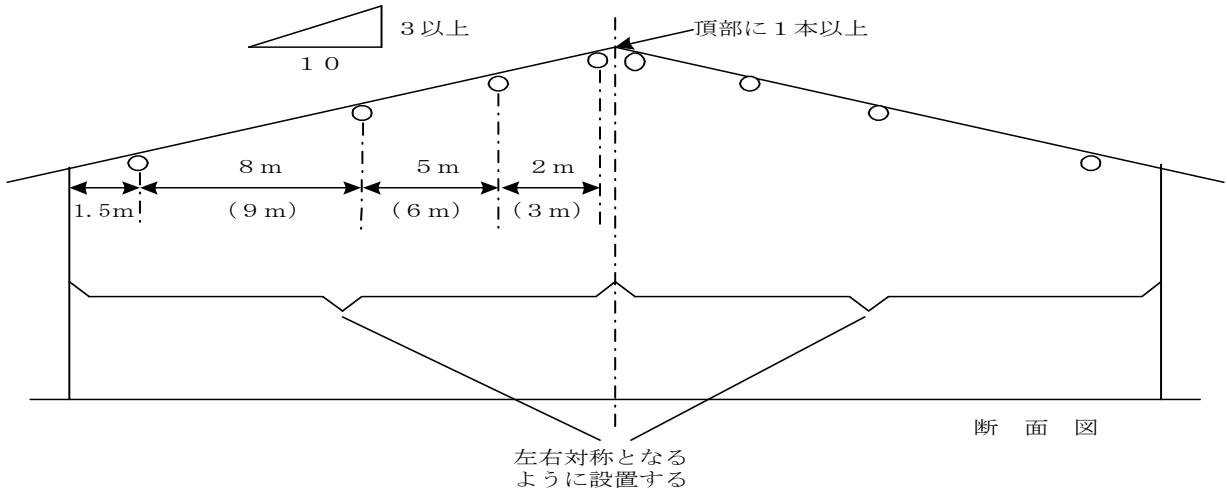
(ア) 空気管を布設する場合で、メッセンジャーワイヤを使用する場合

（空気管とメッセンジャーワイヤのより合わせ及びセルフサポートによる場合等を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 10分の3以上の傾斜をもつ天井に布設する場合は、図2-1-5の例により、その頂部に空気管を取り付けること。

図2-1-5

差動式分布型（空気管等）感知器を傾斜天井に設ける場合の例

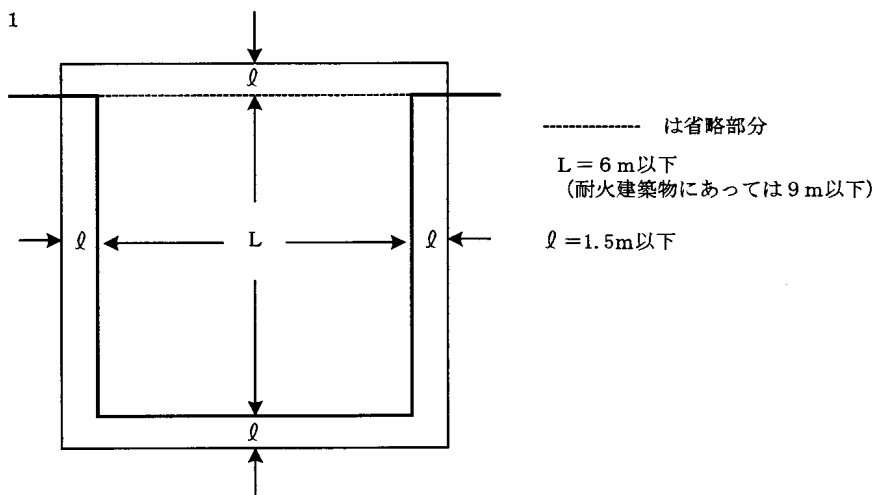


(ウ) 図2-1-6の例により空気管を設けた場合は、規則第23条第4項第4号ハのただし書きの規定に適合するものとする。

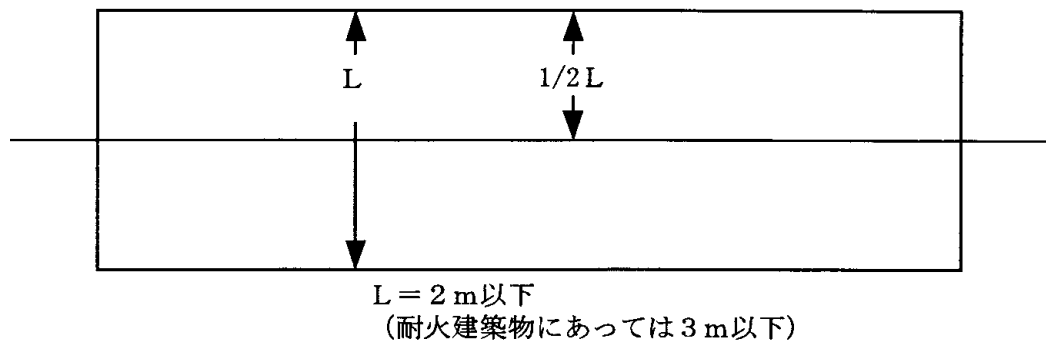
図2-1-6

差動式分布型感知器（空気管式）設置例

例 1



例 5

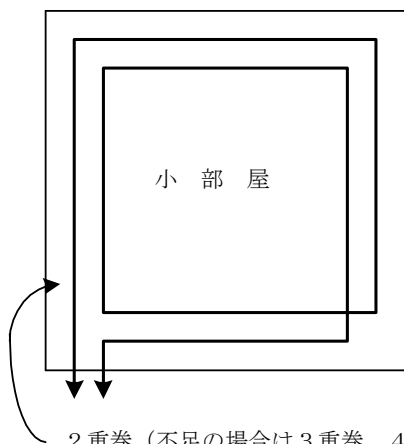


(エ) 空気管の露出長が20メートルに満たない場合は、図2-1-7の例により2重巻き又はコイル巻きとすること。

図2-1-7

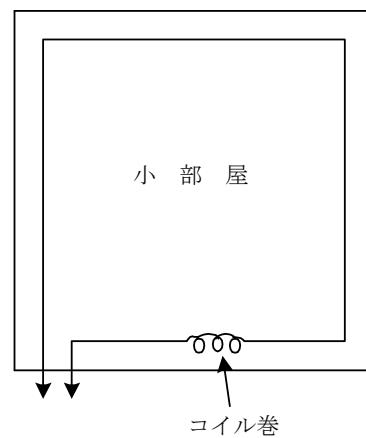
差動式分布型（空気管式）感知器を小部屋に設置する場合の例

ア 2重巻き



2重巻（不足の場合は3重巻、4重巻とする）

イ コイル巻き



(オ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その間隔を1.5メートル以内とすること。

(カ) 規則第23条第4項第4号ニに規定する「空気管の長さ」には、検出部に接続するリード用空気管もその長さに含まれるものであること。

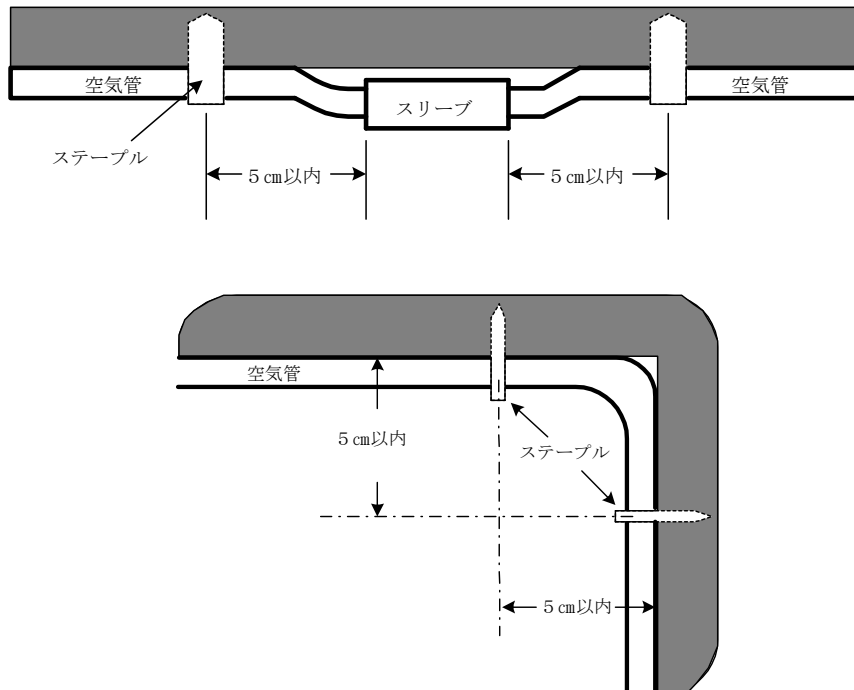
(キ) 空気管は、ステーブル、バインド線等（以下「止め金具」という。）により0.35メートル以内の等間隔に確実に固定すること。

なお、バインド線は、ビニル被覆されたものを使用すること。

(ク) 接続部分又は屈曲部は、図2-1-8の例により止め金具によって固定すること。

図2-1-8

差動式分布型（空気管式）感知器の固定方法



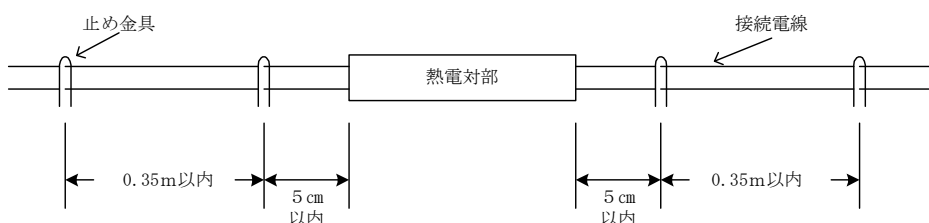
- (ケ) 空気管の屈曲半径は、5ミリメートル以上とし、かつ、つぶれ等がないように設置すること。
- (コ) 空気管の接続は、接続管（スリーブ）を用いてハンダ付けとし、かつ、接続部分を腐食しないように塗装すること。
- (サ) 壁体等の貫通部には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (シ) 天井面の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう天井面に露出して設けること。

エ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部と接続電線との合成抵抗値は、1の検出部につき表示されている指定値以下とすること。
- (イ) 接続電線は、図2-1-9の例により、止め金具によって固定すること。

図2-1-9

差動式分布型（熱電対式）感知器の取付け例



- (ウ) 壁体等の貫通部には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (エ) 熱電対部と電線を接続する場合は、圧着接続した後、ビニルスリーブ等で圧着部を被覆すること。
- (オ) メッセンジャーワイヤにより布設する場合は、空気管式の例によること。
- (カ) 熱電対部及び検出部の接続は、各感熱部の起電力が累積されるように直列に接続すること。

オ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感熱部と接続電線との合成抵抗値は、1の検出部につき表示されている指定値以下であること。
- (イ) 感熱部及び検出部の接続は、各感熱部の起電力が累積されるように直列に接続すること。

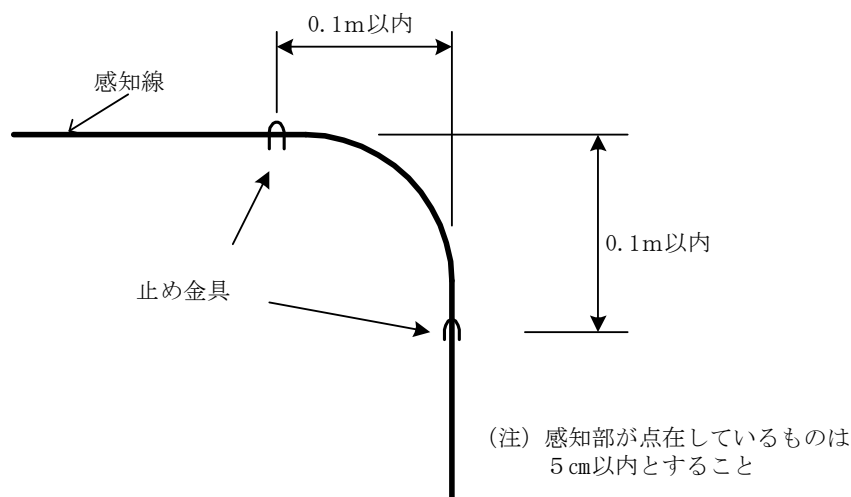
カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障のない長さとする。
- (イ) 感知線の屈曲半径は、5センチメートル以上とする。
- (ウ) 感知線は、各室ごと及び電線との接続箇所ごとに端子を用いて接続すること。
- (エ) 感知線は、止め金具により0.5メートル（感熱部が点在するもの又は垂れさがるおそれのあるものは0.35メートル）以内の等間隔に確実に固定すること。
- (オ) 感知線の屈曲部は、図2-1-10(ア)の例により止め金具によって固定すること。
- (カ) 端子部分の端子と止め金具の間隔は、図2-1-10(イ)の例によること。

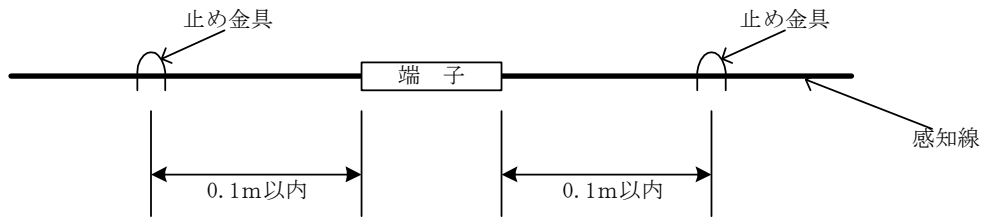
図2-1-10

定温式感知線型感知器の固定方法

(ア) 屈曲部分（第4.2.(10).カ.(オ)関係）



(イ) 端子部分 (第4.2.(10).カ.(カ)関係)

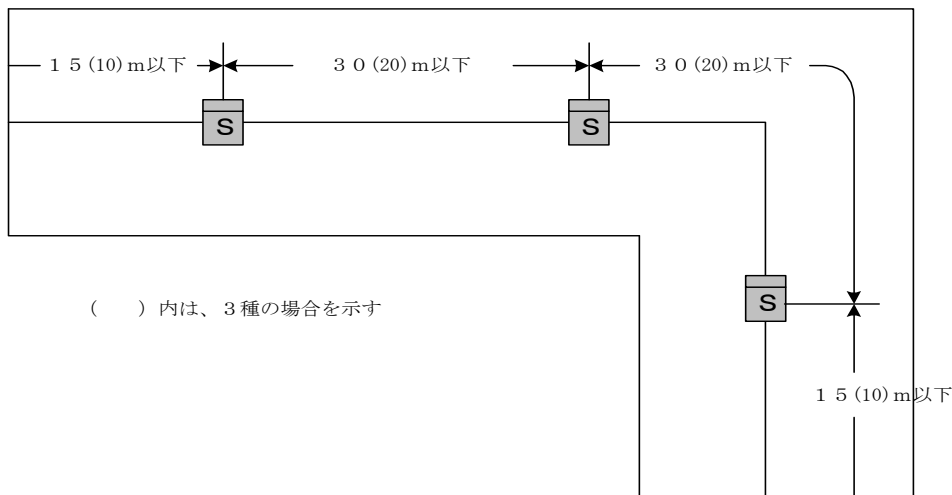


キ 煙感知器 (光電式分離型感知器を除く。)

(ア) 廊下及び通路にあつては、図2-1-11の例により設置すること。

図2-1-11

廊下及び通路の煙感知器の設置例

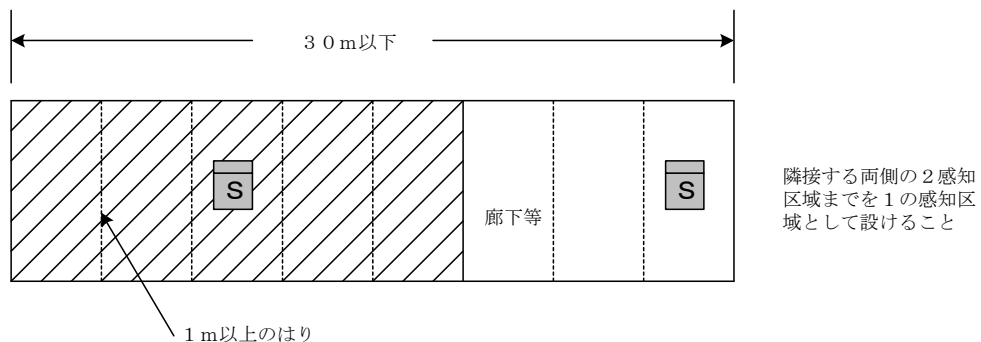


(イ) 傾斜路で、歩行距離が30メートルにつき垂直距離が5メートル以下となる勾配のものにあつては、廊下及び通路に準じて設けること。

(ウ) 地階の廊下、通路に取付け面から1メートル以上の突き出したはり等がある場合は、規則第23条第4項第7号への規定によるほか、図2-1-12の例によること。

図2-1-12

地階の廊下等の煙感知器の設置例



(エ) 風速が毎秒5メートル以上となるおそれのある場所に感知器を設ける場合は、直接

風圧がかからないような措置を講じること。

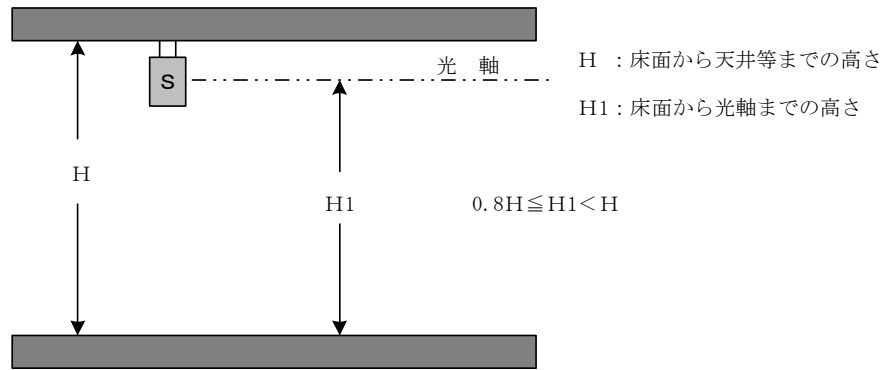
- (オ) エスカレーター等の上部には、感知器を垂直距離15メートル（3種にあつては10メートル）につき1個以上設けること。
- (カ) エレベーターの昇降路、パイプダクト、電気配線シャフト、その他これらに類する場所（水平投影面積が1平方メートル以上のものに限る。）には、最上部に1個以上感知器を設けること。ただし、エレベーターの昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に感知器を設けることで足りる。
- (キ) 感知区域を構成する間仕切壁等の上部（取付け面の下方0.6メートル未満の部分を含む。以下この項において同じ。）に空気の流通する有効な開口部（0.2メートル以上×1.8メートル以上の間げき）を設けた場合は、感知区域を1として感知器を設けることができる。
- (ク) 間仕切壁等の上部に開口部（0.3メートル以上×0.2メートル以上）を設け、その開口部から0.3メートル以内の位置に感知器を設けた場合は、隣接する感知区域を1の感知区域として感知器を設けることができる。
- (ケ) 給排気ダクトで風速が毎秒5メートル以上のもの、並びに、臭気ダクト及びダストシュートでじんあい等が著しく発生する場所には、感知器を設けないことができる。
- (コ) 廊下等の幅が1.2メートル未満の場合にあつては、廊下等の中心線上に感知器を設けること。
- (サ) 天井の高さが2.3メートル以下の居室又は面積がおおむね40平方メートル以下の居室にあつては、入口付近に設けること。

ク 光電式分離型感知器

- (ア) 感知器は、壁、天井、はり等に確実に取付けるとともに、衝撃、振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。
- (イ) 隣接する監視区域に設ける感知器の設置間隔が7メートル以下となる場合は、送光部と受光部を交互に設ける等相互に影響しないように設けること。
- (ウ) 感知器の光軸の高さは、床から天井等の各部分の高さの80パーセント以上とし、図2-1-13の例によること。

図2-1-13

光電式分離型感知器の設置例

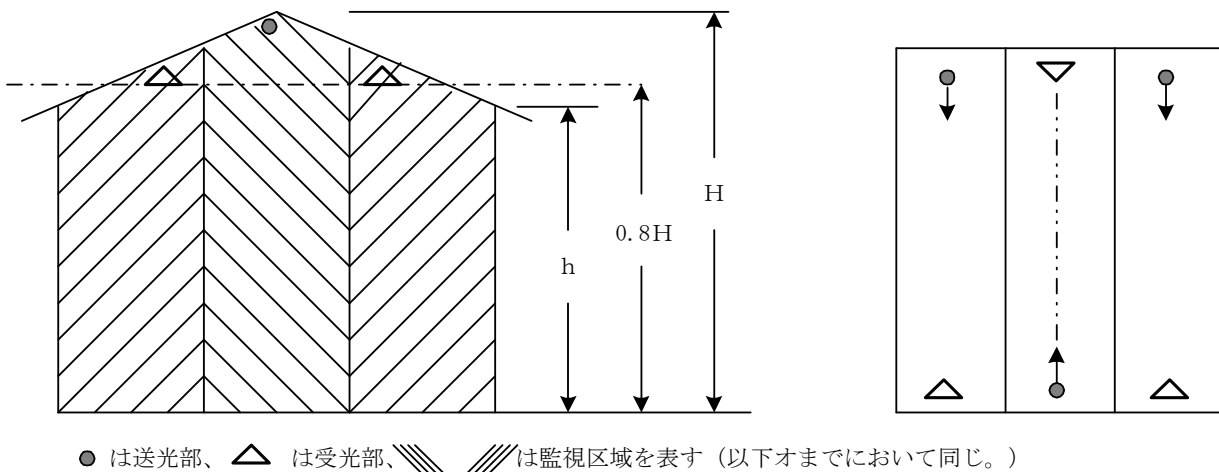


(エ) 傾斜等がある天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）又は、凹凸がある壁面を有する防火対象物等に感知器を設ける場合は、規則第23条第4項第7号の3の規定によるほか、図2-1-14の例によること。

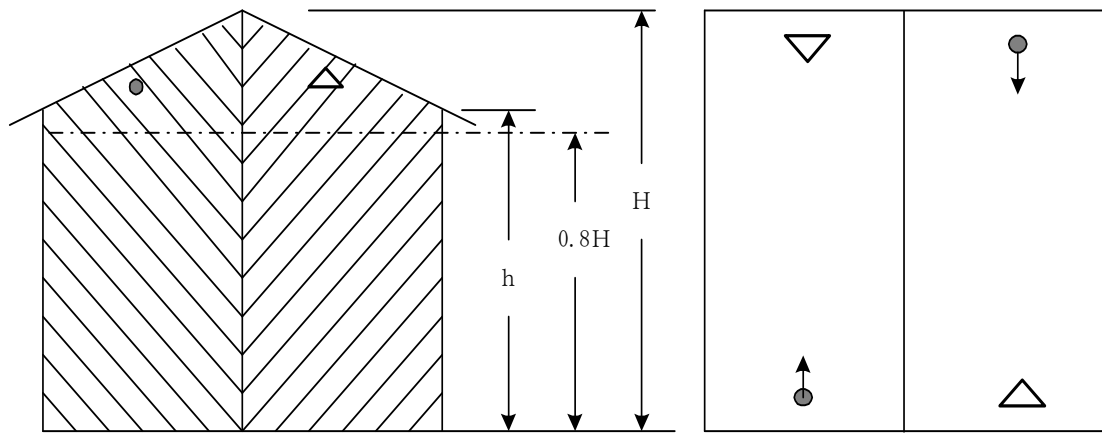
図2-1-14

ア 傾斜形天井等の光電式分離型感知器の設置例

(ア) 軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の80%未満（ $h < 0.8H$ ）となる場合

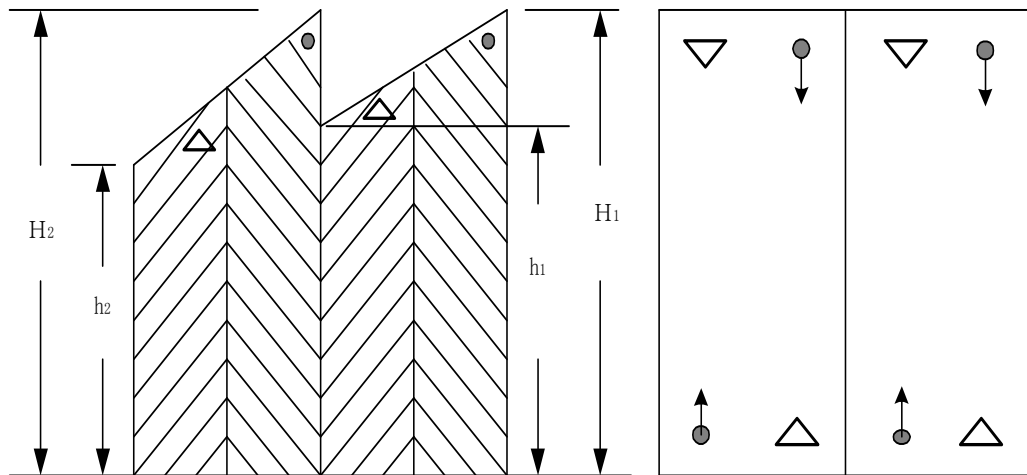


(イ) 軒の高さ（h）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（H）の80%以上となる場合（ $h \geq 0.8H$ ）。この場合、光軸の設定は、棟方向と直角としてもよい。

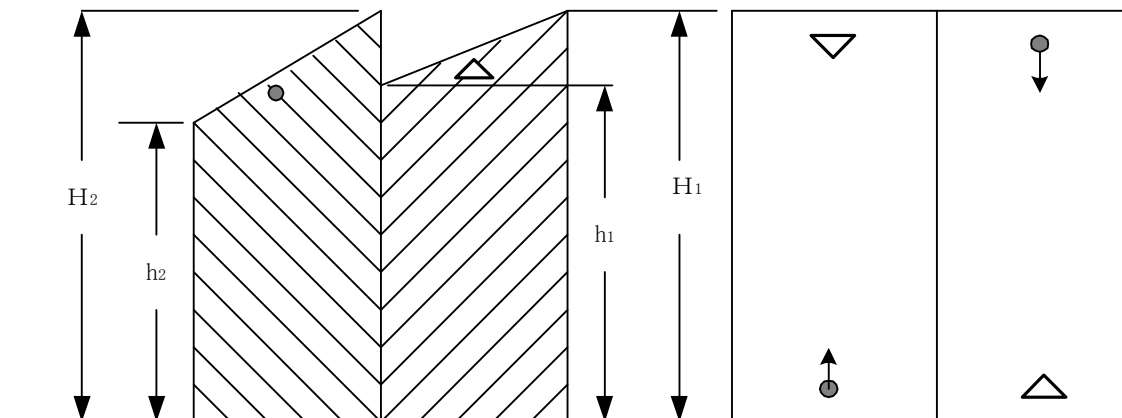


イ のこぎり形天井等の例

(ア) 軒の高さ (h_1 , h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 , H_2) の 80%未満 ($h_1 < 0.8H_1$ 又は $h_2 < 0.8H_2$) となる場合

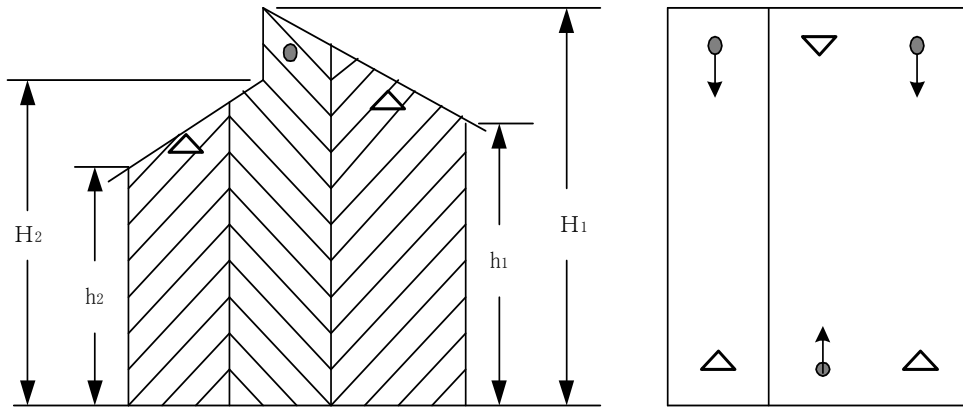


(イ) 軒の高さ (h_1 , h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 , H_2) の 80%以上 ($h_1 \geq 0.8H_1$, $h_2 \geq 0.8H_2$) となる場合

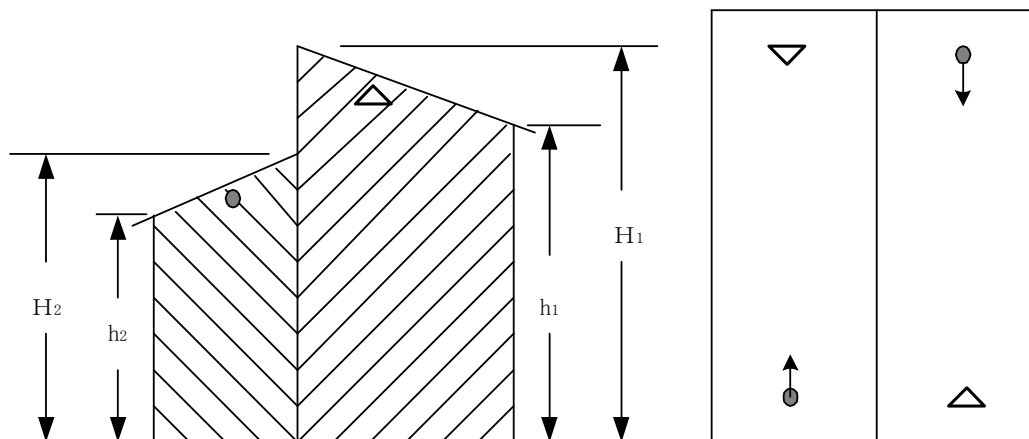


ウ 差掛形天井等の例

(ア) 軒の高さ (h_1 , h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 , H_2) の 80%未満 ($h_1 < 0.8H_1$, $h_2 < 0.8H_2$) となる場合

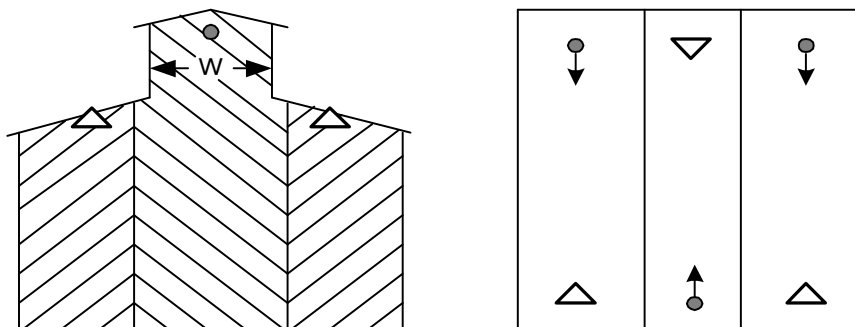


(イ) 軒の高さ (h_1 , h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 , H_2) の 80%以上 ($h_1 \geq 0.8H_1$, $h_2 \geq 0.8H_2$) となる場合

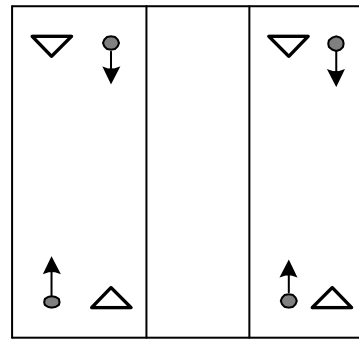
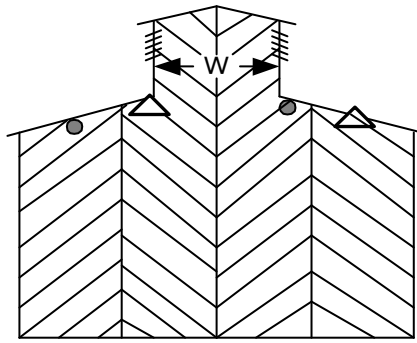


エ 越屋根を有する傾斜形天井等の例

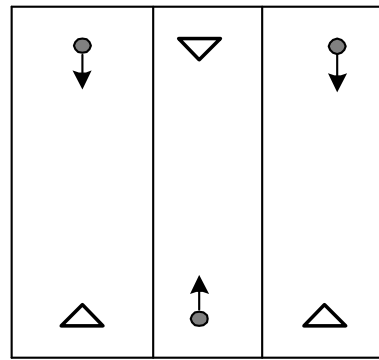
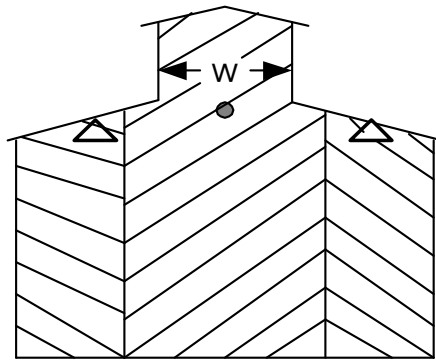
(ア) 越屋根の幅 (W) が1.5m以上の場合、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根根部を有効に包含すること。ただし、越屋根が換気等の目的に使用するものにあつては、当該越屋根の基部にそれぞれ光軸が通るようにすること。



越屋根が換気等の目的に使用するもの

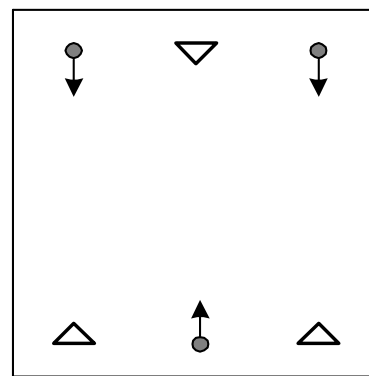
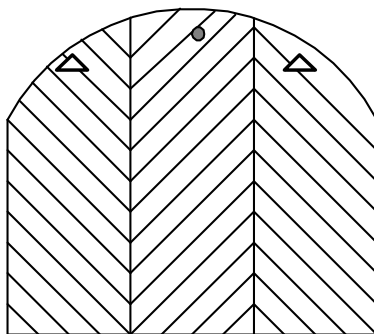


(イ) 越屋根の幅 (W) が1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るようにすること。



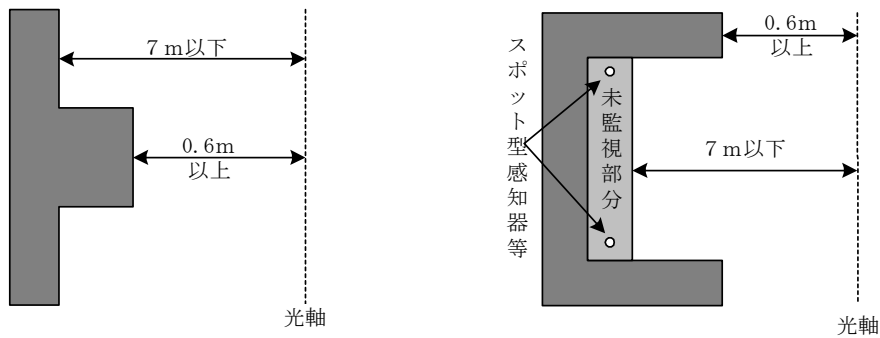
オ アーチ、ドーム形の天井等の例

アーチ形天井等の場合は、アーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるようにすること。



カ 凹凸がある壁面の例

(ア) 凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること。この場合凸凹の深さが7mを超える部分にあつては、当該部分にスポット型感知器を設けること。

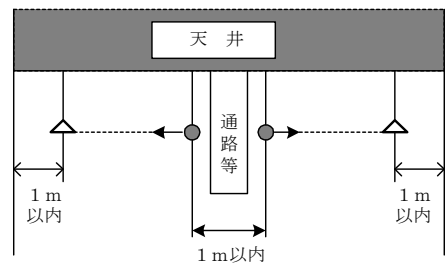
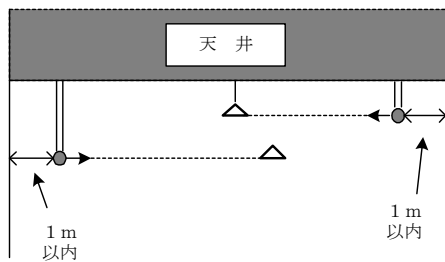


キ 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物

感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平距離は1m以内とすること。

(ア)

(イ)



(オ) 適応する受信機に接続すること。

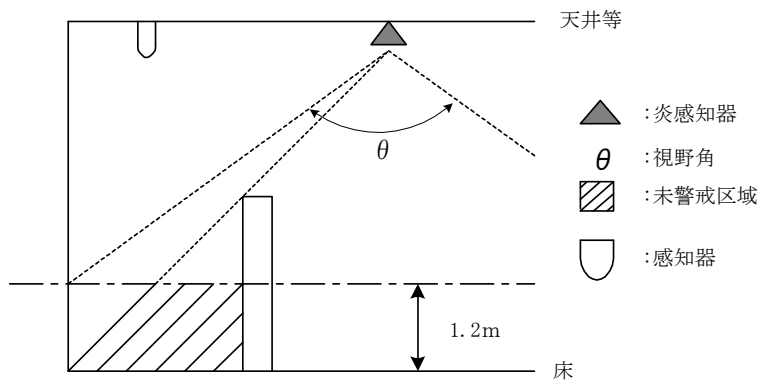
ケ 炎感知器

(ア) 規則第23条第4項第7号の4ハの規定に定める障害物等により有効に火災の発生を感知できないこととは、感知障害となり、かつ、床面から1.2メートルを超える障害物が設けられていることをいい、この場合の感知器の設置は図2-1-15の例によること。

図2-1-15

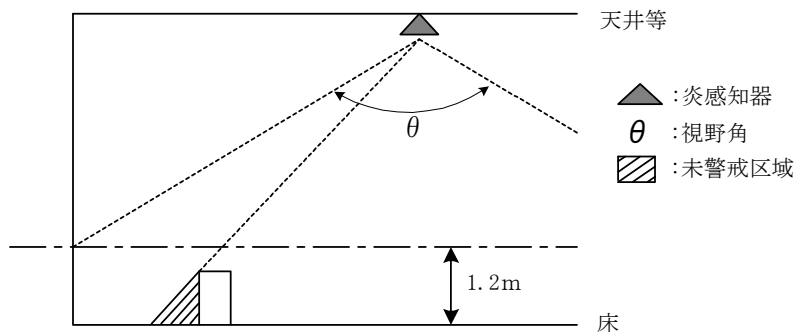
ア 監視空間を超える障害物等がある場合

監視空間を超える障害物等により、監視空間内に未警戒区域ができる場合は、当該未警戒区域を警戒する感知器を設置すること。



イ 障害物等が監視空間内の場合

監視空間内に置かれた高さ1.2m以下の物によって遮られる部分は、感知障害がないものとして取り扱ってもよい。



(イ) 感知器は、屋内に設ける場合は屋内型を、屋外に設ける場合は屋外型を、道路トンネルに設ける場合は道路型を設置すること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないよう措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設置することができる。

第5 中継器

中継器は、規則第23条第9項及び規則第24条第7号及び第8号によるほか、振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所その他機能障害の生じるおそれのある場所に設けてはならない。ただし、感知器個々の発報表示情報（アドレス表示）を付加する機能をもつ中継器で、感知器と同一箇所に設置するものにあつてはこの限りでない。

第6 音響装置

音響装置は、規則第24条第5号及び第5号の2によるほか、次による。

- 1 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- 2 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

- 3 ベルの鳴動により設備に振動を与えないように設けること。
- 4 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等に音響装置及び副受信機を設けること。
- 5 音色は、他の機器の音色と明らかに区別できること。
- 6 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防護措置を講じること。
- 7 規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ(イ)に掲げる防火対象物又はその部分にあつては、階段、傾斜路、エレベーター昇降路又はパイプダクト等に設置した感知器(エレベーター機械室に設置された感知器でエレベーター昇降路を警戒する場合のものを含む。)が作動しても地区音響装置は鳴動しないものであること。
- 8 放送設備が併設されている防火対象物にあつては、放送設備のマイクスイッチを入れることにより自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動すること。

第7 副受信機

受信機に適応する機器であるとともに適正な表示内容とすること。

第8 電源

電源は、令第21条第2項第4号並びに規則第24条第3号及び第4号によるほか、次による。

1 常用電源

常用電源は、次のいずれかによる。

(1) 交流電源

ア 電源電圧は、300ボルト以下であり、かつ、機器の定格電圧に適合していること。

イ 電源は、規則第24条第3号イの規定にかかわらず自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれがない場合は、他の消防用設備等の電源と共用することができる。

ウ 受信機から電源の供給を受けない中継器にあつては、中継器の電源が停電した場合、ただちに受信機に信号を送る機能を有すること。

(2) 蓄電池設備

蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)(第3刊)に適合するものとする。

2 非常電源

非常電源及び非常電源回路等の配線は、第6章「非常電源の基準」(第3刊)による。ただし、予備電源の容量が、非常電源の容量以上である場合は、非常電源を省略することができる。

第9 配線

配線は、規則第24条第1号の規定によるほか、次によること。

1 屋内配線

- (1) 屋内配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。
- (2) 屋内配線の工事は、次に適合する金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、ステーブルどめ工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれらと同等以上の工事方法によること。

ア 金属管工事

- (ア) 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 金属管は、JISC8305（鋼製電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、厚さ1.2ミリメートル以上、その他のものにあつては1ミリメートル以上であること。ただし、継手のない長さ4メートル以下のものを乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5ミリメートル以上とすることができる。
- (ウ) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- (エ) 金属管の屈曲部の屈曲半径は、管内径の6倍以上とすること。
- (オ) 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所につき90度以下の鋭角に曲げないこと。
- (カ) 直角又はこれに近い屈曲箇所が3箇所を超える場合又は金属管のこう長が30メートルを超える場合は、電線の接続が容易に行えるような場所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。

なお、当該ボックスは、水が侵入しないように措置を講じたものであること。

- (キ) 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締め付けを十分に行うこと。
- (ク) 金属管とボックスその他これらに類するものとを接続する場合で、ねじ込みによらないときは、ロックナット2個を使用してボックス又はキャビネットのその部分の両側を締め付けること。ただし、ブッシング（絶縁ブッシングは金属を主体としたもの。）などにより堅固に取り付けられる場合は、ロックナットを省略することができる。
- (ケ) 金属管、ボックスその他これらに類するものは、適当な方法により造営材その他に確実に固定すること。
- (コ) 露出して金属管を施設する場合は、原則として、サドル又はハンガー等によりその支持点間の距離が2メートル以下となるように堅固に支持すること。
- (サ) 金属管がメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通する場合は、電氣的に十分絶縁すること。

イ 合成樹脂管工事

- (ア) 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。

- (イ) 合成樹脂管は、JISC8430（硬質ビニル管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有するものであること。
- (ウ) 合成樹脂管相互及び管とボックスの接続は、管の差込み深さを管の外径の1.2倍（接着剤を使用する場合は0.8倍）以上とし、かつ、差込み接続により堅ろうに接続すること。
- (エ) 合成樹脂管をサドルなどで支持する場合は、その支持点間の距離を1.5メートル以下とし、管相互及び管とボックスの接続部分にあつては、接続部分から0.3メートル以下とすること。
- (オ) 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- (カ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがないように施設すること。
- (キ) 壁体等を貫通する場合は、適当な防護措置を講じること。
- (ク) その他、アの金属管工事に準じること。

ウ ケーブル工事

- (ア) ケーブルを造営材に沿って取り付けの場合は、ケーブル支持点間の距離を2メートル以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取り付けこと。
- (イ) ケーブルは、水道管、ガス管又は他の配線等と接触しないように設けること。
- (ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのないように施設すること。
- (エ) 壁体等を貫通する場合は、適当な防護措置を講じること。

エ ステープルどめ工事

- (ア) 点検できないいんぺい場所又は周囲温度が摂氏60度以上となる場所には用いないこと。
- (イ) 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に設ける場合には、適当な防護措置を講じること。
- (ウ) ステープルの支持点間の距離は0.6メートル以下とすること。
- (エ) ケーブルが壁体等を貫通する場合は、がい管等により防護措置を講じること。
- (オ) 立上り又は引下り部分には、木製線び、金属線び等により防護措置を講じること。

オ 金属ダクト工事

- (ア) 金属ダクト内には、電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。
- (イ) 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆材を含む。）の総和は、ダクトの内断面積の50パーセント以下とすること。
- (ウ) 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- (エ) 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とし、当該部分で電線が損傷しないように

施設すること。

(オ) 金属ダクトの支持点間の距離は、3メートル以下とすること。

(カ) 金属ダクトは、幅が5センチメートルを超え、かつ、厚さ1.2ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。

(キ) 金属ダクトは、さび止め等の防食措置を講じたものであること。

カ 可とう電線管工事

(ア) 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。

(イ) 可とう電線管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。

(ウ) 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのないように施設すること。

(エ) 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続は、コネクタで行うこと。

(オ) 可とう電線管の支持点間の距離は、1メートル以下とし、サドル等で支持すること。

2 地中配線

(1) 地中配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。

(2) 地中配線の工事は、次により管路引入式、暗きょ式又は直接埋設式により行うこと。

ア 管路引入式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

(ア) 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が侵入しにくい構造とすること。

(イ) 地中箱の底部には、水抜きを設けること。

(ウ) 自動火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3メートル（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6メートル）以上離すこと。ただし、電磁的しゃへいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。

イ 直接埋設式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては、1.2メートル以上、その他の場所にあつては、0.6メートル以上とすること。

3 架空配線

(1) 架空配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。

(2) 支持物は、木柱、鉄筋コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。

(3) 木柱、鉄筋コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上、かつ、0.3メートル以上とすること。

(4) 支線及び支柱は、次に適合すること。

ア 支線は、直径が3.2ミリメートル以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有する素線を3条以上より合せたものを使用すること。

イ 支線と支柱は堅固に取り付けること。

(5) 自動火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線（以下「架空線」という。）等が、接近又は交さる場合は、次によること。

ア 架空電線と架空線の支持物との距離は、低圧架空線にあつては0.3メートル以上、高圧架空線にあつては0.6メートル（電線がケーブルの場合は0.3メートル）以上であること。

イ 架空電線と建築物等の距離は0.3メートル以上であること。

ウ 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上止むを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。

エ 架空電線が低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線又は高圧架空線の上方に施設する場合にあつては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。

オ 架空電線の高さは、次によること。

(ア) 道路を横断する場合は、地表上6メートル以上とすること。

(イ) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌条面上5.5メートル以上とすること。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場合は、地表上5メートル以上とすること。ただし、道路以外の場所に設ける場合は、地表上4メートル以上とすることができる。

カ 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線とを共架する場合は、次によること。

(ア) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に施設すること。

(イ) 架空電線と架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線の場合は、0.75メートル以上、高圧架空線の場合は1.5メートル以上とすること。

(ウ) 架空電線は、架空線からの誘導障害が生じないように施設すること。

キ メッセンジャーワイヤは、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは別表2-1-6によること。

ク 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤ等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように設けること。

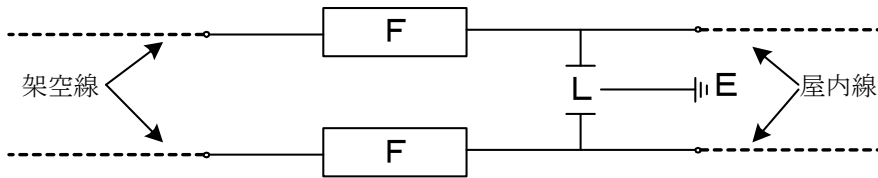
ケ 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。

コ 架空電線の架空部分の長さの合計が50メートルを超える場合は、図2-1-16に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空電線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。

い。

図2-1-16

架空電線の保安装置



F：定格電流7A以下の自動しゃ断器

L：交流500V以下で作動する避雷器

E：接地工事

4 屋側配線

- (1) 屋側配線に使用する電線は、6（電線の種類）に定めるところによること。
- (2) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取り付けられる場合は、その支持点間の距離を、2メートル以下とすること。
- (3) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、電氣的に十分絶縁すること。

5 接地

- (1) 接地線は、導体の直径が1.6ミリメートル以上の600ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁性、及び導電性を有するものであること。
- (2) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

6 電線の種類

自動火災報知設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は、別表2-1-5のA欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれB欄に掲げる規格に適合し、かつ、C欄に掲げる導体直径若しくは導体断面積を有するもの又はB欄及びC欄に掲げる電線に適合するものと同様以上の電線としての性能を有するものであること。

第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第11 特例基準

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用しそれぞれ当該各項に定めるところに

よる。

1 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険がないと認められるもの又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機等で出火若しくは延焼拡大のおそれが著しく少ないと認められるもので、次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

- (1) 倉庫等で、不燃性の物件のみを収納するもの
- (2) 浄水場、汚水処理場等で、内部の設備が水管、貯水池、貯水槽のみであるもの
- (3) プール又はスケートリンク（滑走部分に限る。）
- (4) サイダー・ジュース工場その他これらに類するもの
- (5) 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納しないもの又は取り扱わないもの

2 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができる。

- (1) 主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室
- (2) 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における温度の異常を早期に感知することができる装置を有しており、当該装置が温度の異常を感知した場合に、防災センター等において警報及び灯火により容易に覚知できるよう措置されているもの
- (3) 準耐火建築物の天井裏、小屋裏で、不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分

分

- (4) 浴室、シャワー室、洗面所、洗濯場等の用途に供する場所
- (5) 踏込み、床の間及び面積が3平方メートル未満の広縁
- (6) 溶鉱炉、鋳造所等多量の火気を使用し、温度変化の著しく大なる部分
- (7) 機械設備等の振動が激しい場所等で感知器の機能保持が困難な場所
- (8) 階段に接続されていない10メートル以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下、通路等で、階段までの歩行距離が10メートル以下のもの
- (9) パイプシャフトその他これらに類する場所のうち、次のア又はイに適合するもの
 - ア 水平投影面積が1平方メートル未満のもの
 - イ ア以外のもので、次に適合するもの
 - (ア) 耐火構造の壁で造られ、かつ、各階ごとに水平区画が施されたもので、開口部に防火戸これらと同等以上のものが設けられているもの
 - (イ) 給水管及び排水管のみで、可燃物が存置されていないもの
- (10) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等
- (11) 工場又は作業場で常時作業し、かつ、火災の発生を容易に覚知し、報知できる部分

(12) 1平方メートル未満の物入

3 次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の炎感知器を設置しないことができる。

(1) 規則第23条第5項第6号の規定により、炎感知器の設置が必要となる地階、無窓階及び11階以上の部分が駐車のために供されており、かつ、同条第6項第1号に定める高感度の熱感知器が設置されている場合

(2) 高さ20メートル以上となる立体駐車場（パレットが循環する形式のものに限る。）に、差動式分布型感知器が設置されている場合

4 仮設建築物のうち次に該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

(1) 存続期間が6カ月以内であること

(2) 巡回監視装置を設け頻繁に巡視する等容易に火災を感知できる措置が講じられていること

5 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分が、次のいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。

(1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）で不特定多数の者の出入りがないもの。

(2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分で、取扱基準1.(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

(3) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので共同住宅等を除く）の用途に供されている部分であって、取扱基準2.(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

6 令別表第1(17)項に掲げる防火対象物（以下「文化財建造物」という。）における自動火災報知設備については、次によることができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができる。

ア 文化財建造物を収納した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内
部及び周囲に火災発生の要因がないもの

イ 一間社、茶室等延べ面積が7平方メートル以下の小規模な文化財建造物であり、当該建
造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の延焼の
恐れが少ないと認められるもの

ウ 文化財建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、
かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの

(2) 感知器の設置については、次によることができる。

ア 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない文化財建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には感知器を設置しないことができる。

イ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の文化財建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。

ウ 一間社、茶室等の小規模な文化財建造物に設ける差動式分布型感知器の空気の1の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができる。

(3) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない文化財建造物については、地区音響装置を設置しないことができる。

7 鉄道又は道路に使用される高架工作物の下に設けられる駐車場のうち次のいずれにも該当するものは、自動火災報知設備を設置しないことができる。

(1) 車両の入出場時のみ人が存するもの。

(2) 駐車場全体が外気に十分開放されているもの。

(3) 前面の道路又は通路（歩道）から駐車場内の各部分を視認でき、火災の発生を通行人が容易に気付くことができるもの。

別表2-1-1 (第4.1. (1) . ア関係)

設置場所		適応熱感知器										備考	
		差動式 スポット型		差動式 分布型		補償式 スポット型		定温式		熱アナログ式 スポット型	炎感知器		
		1 種	2 種	1 種	2 種	1 種	2 種	特 種	1 種				
規程第 五 系 第 四 項 第 一 号 ニ イ から ト ま で に 掲 げ る 場 所 及 び 同 号 ホ (ハ) に 掲 げ る 場 所	じんあい・微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び1階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならぬとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること 4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと 5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速なるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器については特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器については火災表示に係る設定表示温度を60℃以下としたものが望ましいこと
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること 3 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部の腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと
	厨房その他正常時に置いて煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で高温度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び1階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならぬとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、小荷物専用昇降機、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること
結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式スポット型感知器、補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること	

火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛冶所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
------------------------------	------------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- 注
- 1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 - 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 - 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 - 4 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 - 5 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表2-1-1により適応感知器とされたものであること。

別表2-1-2 (第4.1. (1) . イ関係)

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*		○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーター昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取り付け高さが8メートル以上の場所		○								○	○	○	

注 1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。

2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあつては光軸、炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有

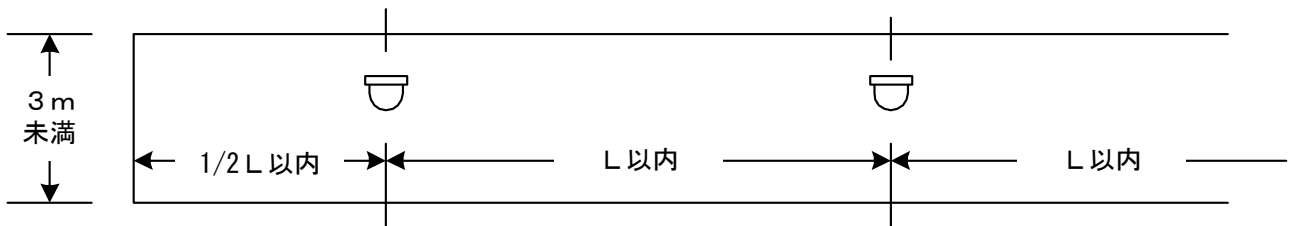
しないもの)の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は、消火設備と連動する場合に限り使用できること
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間で、かつ、天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあつては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあつては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表2-1-2により適応感知器とされたものであること。
- 9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

細長い居室等の場合の感知器の取付け間隔

建物構造	感知器の取付け間隔 (歩行距離L (m))				煙感知器
	差動式スポット型		定温式スポット型		
	1種	2種	特種	1種	
耐火構造	15	13	13	10	廊下、通路に準じて設けること
非耐火構造	10	8	8	6	

(注) 歩行距離Lのとり方



別表2-1-4 (第4. 2. (8)関係)

小区画が連続する場合の感知区域

使用場所の構造	取付け面の高さ	感知器の種別ごとの感知区域 (㎡)								
		差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
耐火構造	4m未満			20	15	15	13	60	60	20
	4m~8m	20	20					40	40	
	8m~15m							40	40	
	15m~20m							40	40	
非耐火構造	4m未満			15	10	10	8	60	60	20
	4m~8m	20	20					40	40	
	8m~15m							40	40	
	15m~20m							40	40	

- 別表2-1-5 第9. 1. (1)
 第9. 2. (1)関係
 第9. 3. (1)
 第9. 4. (1)

配線種別による使用電線

A 欄	B 欄	C 欄
屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上
	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)) JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC)) JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV)) JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)) JCS 3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC)) JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上
架空配線に使用する電線	JIS C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm以上の硬銅線 ※
	JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上
	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上
地中配線に使用する電線	JIS C 3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)) JCS 4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm以上

使用電圧60V以下の配線に使用する電線※2	JCS 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上
-----------------------	-------------------------------	-------------

(備考)

※1は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※2は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS 日本電線工業会規格

別表2-1-6 (第9.3.(5).キ関係)

ケーブルの種類別メッセンジャーワイヤの太さ

ケーブルの種類	メッセンジャーワイヤの太さ (mm ²)
ケーブル0.65mm 10PC以下	断面積 22
〃 0.65 〃 20PC	〃 30
〃 0.65 〃 55PC	〃 45
〃 0.65 〃 100PC	〃 55

(注) PC : 線の対数

第2節 ガス漏れ火災警報設備

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 ガス漏れ火災警報設備とは、燃料用ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により、その販売がされる液化石油ガスを除く。）又は、自然発生する可燃性ガスの漏れを検知し、防火対象物の関係者又は利用者に警報する設備であつて、ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）及び受信機又は検知器、中継器及び受信機で構成されたものに警報装置を付加したもの（規則第34条の4に規定するものを除く。）をいう。
- 2 受信機とは、検知器から発せられたガス漏れが発生した旨の信号（以下「ガス漏れ信号」という。）を直接又は中継器を介して受信し、ガス漏れの発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
- 3 検知器とは、ガス漏れを検知し、中継器若しくは受信機にガス漏れ信号を発信するもの又はガス漏れを検知し、ガス漏れの発生を音響により警報するとともに、中継器若しくは受信機にガス漏れ信号を発信するものをいう。
- 4 中継器とは、検知器から発せられたガス漏れ信号を受信し、これを他の中継器、受信機又は警報装置等に発信するものをいう。
- 5 警報装置とは、ガス漏れの発生を防火対象物の関係者又は利用者に警報する装置で音声警報装置、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置をいう。
- 6 燃焼器等とは、ガス燃焼器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はねじコック等）をいう。
- 7 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のものをいう。
- 8 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超えるものをいう。

第2 機器

- 1 液化石油ガス以外を検知対象とする検知器のうち、一般財団法人日本ガス機器検査協会の検査合格品については、ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号。以下「告示第2号」という。）に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 2 液化石油ガスを検知対象とする検知器のうち、高压ガス保安協会の検定品については、告示第2号に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第3 警戒区域

警戒区域は、令第21条の2第2項第1号及び第2号並びに規則第24条の2の2第4項及び第5項に

より設定するほか、次による。

- 1 1の警戒区域は、1辺の長さを50メートル以下とし、検知器のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。
- 2 規則第24条の2の2第4項の規定により、1の警戒区域が2の階にわたる場合は、当該警戒区域内に階段が設けられていること。

第4 受信機

受信機は、規則第24条の2の3第1項第3号、第8号及び第9号によるほか、次による。

- 1 音声警報装置の操作部と同一の場所に設置するものとする。
- 2 自動火災報知設備の基準（第3.1から5まで、8及び9）を準用する。

第5 検知器

検知器は、令第21条の2第2項第3号並びに規則第24条の2の3第1項第1号及び第8号によるほか、次による。

- 1 規則第24条の2の3第1項第1号イ.(イ)及びロ.(イ)に規定する「水平距離」の算定は、次による。
 - (1) ガス燃焼器にあつては、バーナー部分の中心からの距離。ただし、燃焼器が設置されていない場合又はガス栓からゴムホース等により燃焼器に接続されているため、燃焼器の位置が定まらないものにあつてはガス栓の中心からの距離
 - (2) 貫通部にあつては、ガス配管の中心からの距離

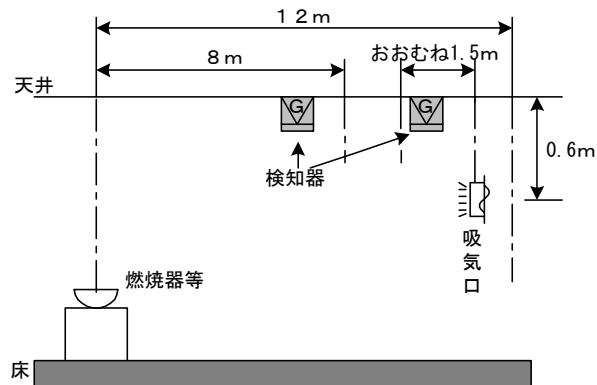
2 軽ガスに対する設置方法

燃焼器等から水平距離12メートル以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4メートル以内を除く。）で天井面から0.6メートル未満の位置に吸気口がある場合は、規則第24条の2の3第1項第1号イにより検知器を設けるほか、燃焼器から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5メートル以内の場所）に検知器を設けること。（図2-2-1(ア)）。ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4メートルを超え8メートル以内にある場合は、当該吸気口付近に検知器を設けることで足りる。（図2-2-1(イ)）。

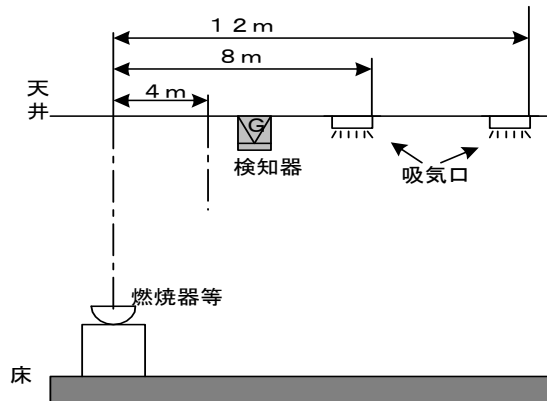
図 2-2-1

軽ガスに対する検知器の設置方法

(ア)



(イ)



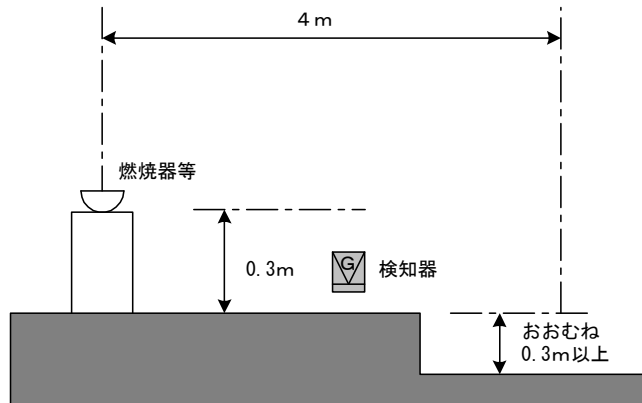
3 重ガスに対する設置方法

- (1) 床面におおむね0.3メートル以上の段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。(図2-2-2(ア))
- (2) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4メートル以内に床面からの高さが0.3メートルを超えるカウンター等がある場合は、燃焼器等又は貫通部側に検知器を設けること。(図2-2-2(イ))

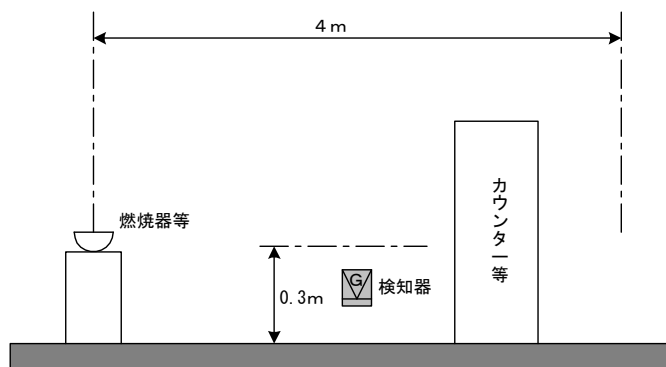
図2-2-2

重ガスに対する検知器の設置方法

(ア)



(イ)



第6 中継器

中継器は、規則第24条の2の3第1項第2号によるほか、自動火災報知設備の基準（第5）を準用する。

第7 警報装置

警報装置は、規則第24条の2の3第1項第4号によるほか、次による。

1 音声警報装置

非常警報設備（放送設備）の基準（第3.1.（1）.イ、ウ、及びエ並びに（2）.ア、ウ、オ及びカ並びに2.（5））を準用する。

2 ガス漏れ表示灯

- （1）天井裏又は床下を警戒する場合は、点検口付近にガス漏れ表示灯を設けること。
- （2）ガス漏れ表示灯は、床面からの高さ4.5メートル以下とすること。
- （3）ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

3 検知区域警報装置

- （1）検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

- (2) 検知器に警報機能を有する場合を除き、検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。
- (3) 警報音の音色は、他の機器の音色と明らかに区別できること。

第8 電源及び配線

1 常用電源

自動火災報知設備の基準（第8.1）を準用する。

2 非常電源

非常電源及び非常電源回路等の配線は、第6章「非常電源の基準」（第3刊）による。ただし、予備電源の容量が非常電源の容量以上である場合は、非常電源を省略することができる。

3 配線

配線及び工事方法は、規則第24条の2の3第1項第5号によるほか、自動火災報知設備の基準（第9）を準用する。

第9 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第10 特例基準

ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに適合するものにあつては、令第32条の規定を適用しガス漏れ火災警報設備の検知器を設置しないことができる。

- 1 カートリッジ式ガスボンベ内蔵ガスコンロが使用される部分のうち、ガスボンベのガス量と使用室内の容積を比較して、爆発する濃度に達しないもの
- 2 密閉式バーナーを有する燃焼器が設置されている部分

第3節 漏電火災警報器

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 漏電火災警報器とは、電圧600ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であつて、変流器及び受信機で構成されたものをいう。
- 2 変流器とは、警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するもので、その構造に応じて屋外型及び屋内型に、受信機との互換性の有無に応じて互換性型及び非互換性型に分類されるものをいう。
- 3 受信機とは、変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するもの（遮断機構を有するものを含む。）で、変流器との互換性の有無に応じて互換性型及び非互換性型に分類されるものをいう。
- 4 遮断機構とは、警戒電路に漏洩電流が流れた場合に、当該警戒電路を自動的に遮断する装置をいう。
- 5 警戒電路の定格電流とは、警戒電路の最大使用電流をいう。
- 6 負荷設備総容量とは、低圧屋内電路に接続されている電気機器の容量（キロボルトアンペア又はキロワット）の合計値をいう。
- 7 契約容量とは、契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア又はキロワット）をいう。

第2 契約電流容量の算定方法

令第22条第1項第7号に規定する「契約電流容量」は、次により算定するものとする。

- 1 契約容量を定めて締結されているものにあつては、次式により算出した値とする。

$$\text{電流値 (アンペア)} = \frac{\text{契約容量 (キロボルト アンペア又はキロワット)}}{\text{標準電圧 (100 ボルト又は 200 ボルト)} \times \text{力率 (1.0)}} \times 1000$$

(注1) 電気方式が3相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

(注2) 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200ボルトとすること。

- 2 従量電灯Aの種別で契約が締結されているものにあつては、次による。
 - (1) 契約が1である場合の電流値は50アンペア以下とすること。
 - (2) 1の建築物で、従量電灯Aの契約が2以上あるものにあつては、1契約あたりの契約容量を3キロボルトアンペアとし、前項により算出した値の合計とすること。
- 3 1の建築物で同一種別の契約が2以上締結されている場合の契約電流容量は、その合計値とする。
- 4 同一敷地内に建築物が2以上（令第8条の規定により別の防火対象物とみなされる部分が2以上ある場合を含む。）あり、かつ、契約が1である場合における当該建築物の電流値は、当該建築物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量から次式によって求めた値とする。

$$\text{電流値 (アンペア)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (キロ ボルトアンペア又はキ ロワット)}}{\text{標準電圧 (100ボルト又は 200ボルト)} \times \text{力率 (1.0)}} \times 0.6 \times 1000$$

(注1) 電気方式が3相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

(注2) 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200ボルトとすること。

- 5 高圧又は特別高圧で受電する建築物における電流値は、受電設備の低圧側において前項の計算式により算出した値とする。

第3 設置場所及び設置方法

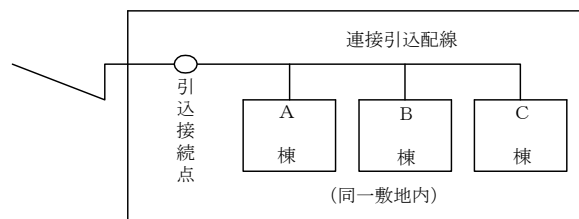
漏電火災警報器の設置場所及び設置方法は、令第22条第2項及び規則第24条の3によるほか、次による。

- 1 漏電火災警報器は、次に掲げる場所に設置してはならない。ただし、防護措置を施したものを設置する場合は、この限りでない。
 - (1) 可燃性蒸気、可燃性ガス、可燃性粉じん等が多量に滞留するおそれのある場所
 - (2) 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所
 - (3) 腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所
 - (4) 湿度の高い場所
 - (5) 温度変化の激しい場所
 - (6) 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所
 - (7) 大電流回路、高周波発生回路からの影響を受けるおそれのある場所
- 2 同一敷地内に、管理について権原を有する者が同一の者である建築物が、2以上近接している場合(令第8条又は第9条の規定により1の防火対象物とみなされる部分が2以上ある場合を含む。)において、当該建築物が電気の引込線を共用し、かつ、引込線の接続点から負荷側の配線が需要家財産であるものは、当該共用する引込線に1個の漏電火災警報器を設置すれば足りる。(図2-3-1)

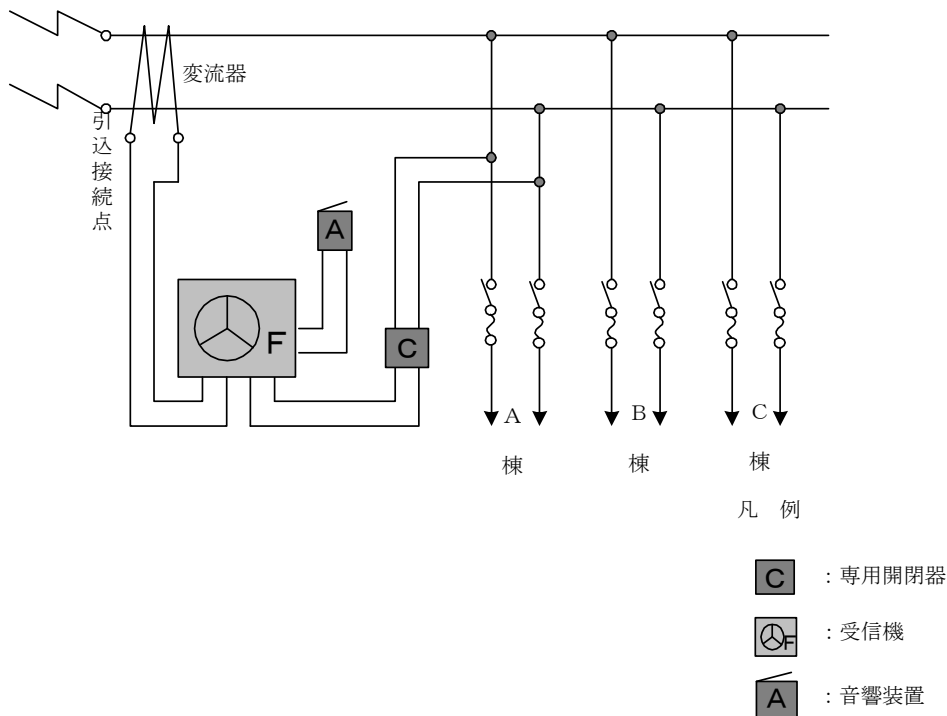
図2-3-1

同一敷地内に設置対象物が2以上ある場合の設置例

- (1) 防火対象物の配置



(2) 漏電火災警報器



3 高周波による誘導障害が発生するおそれがある場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。

(2) 変流器の二次側配線は、次によること。

ア 配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

イ 配線こう長をできる限り短くすること。

ウ 大電流回路からはできるだけ離隔すること。

(3) その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

4 変流器の定格電流値は、次による。

(1) 警戒電路に設ける場合は、当該警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。

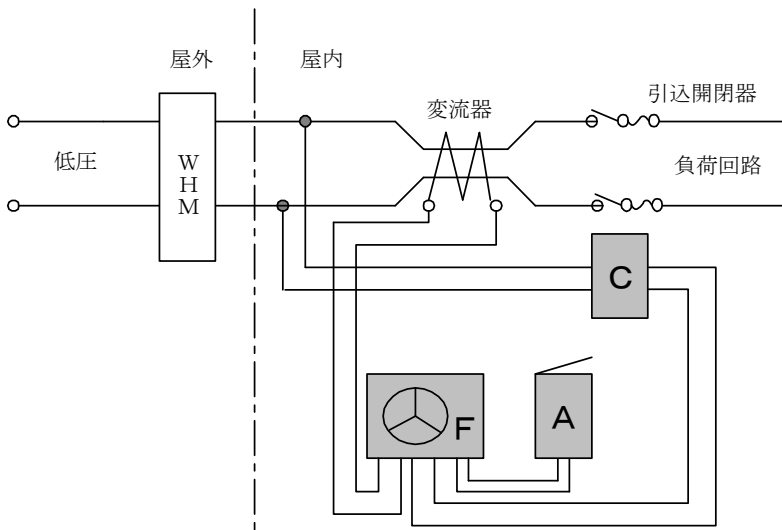
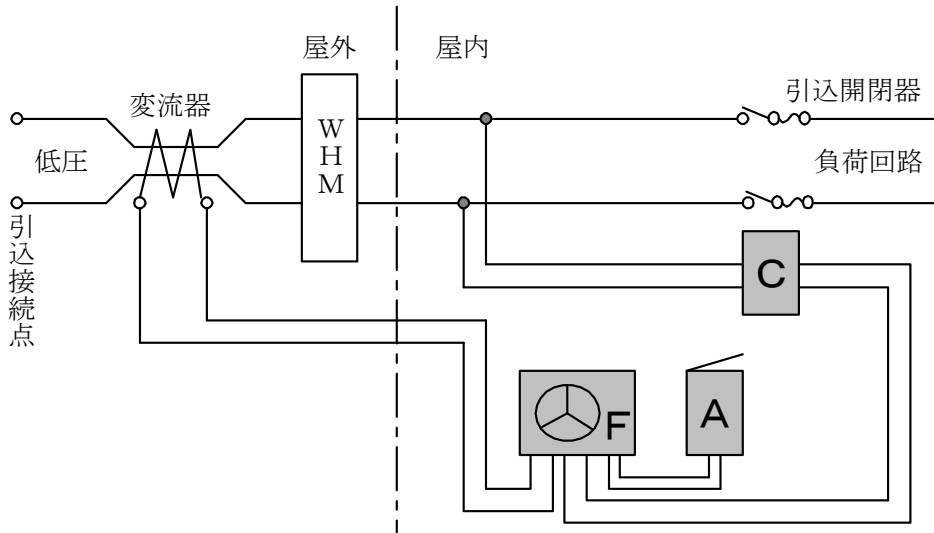
(2) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年3月27日通商産業省令第52号）及び「電気設備の技術基準の解釈について」（平成9年5月社団法人日本電気協会制定。）（以下「電気設備技術基準省令等」という。）に定めるB種接地工事における接地線（以下「B種接地線」という。）に設ける場合は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20パーセントに相当する数値以上の電流値とすること。

5 変流器は、防火対象物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接

地線に図2-3-2の例により設けるものとする。

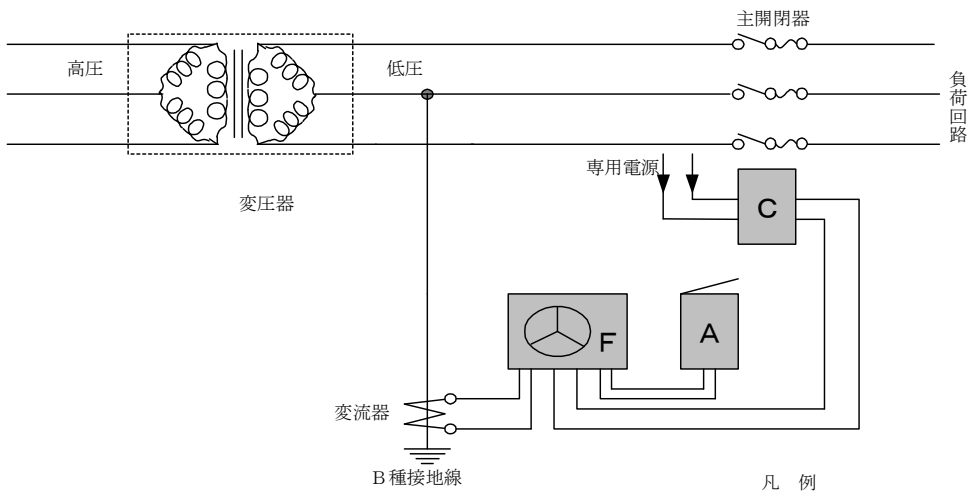
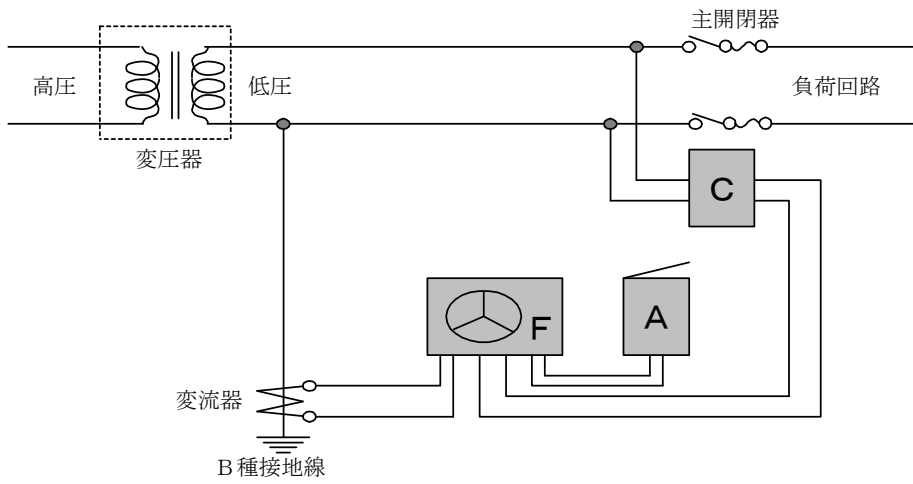
図2-3-2

変流器の設置位置例

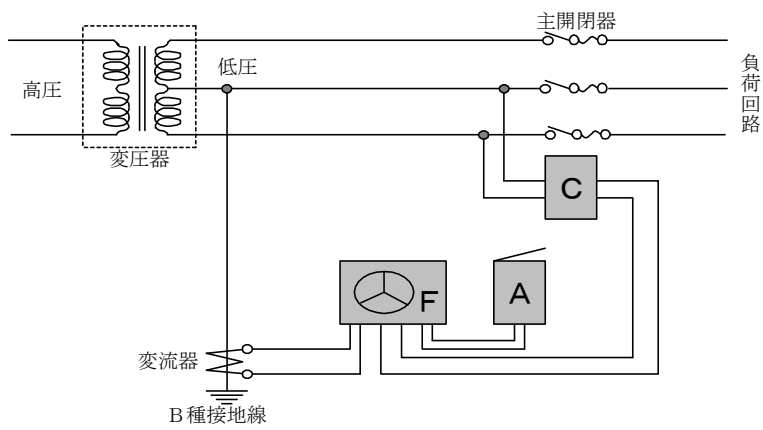


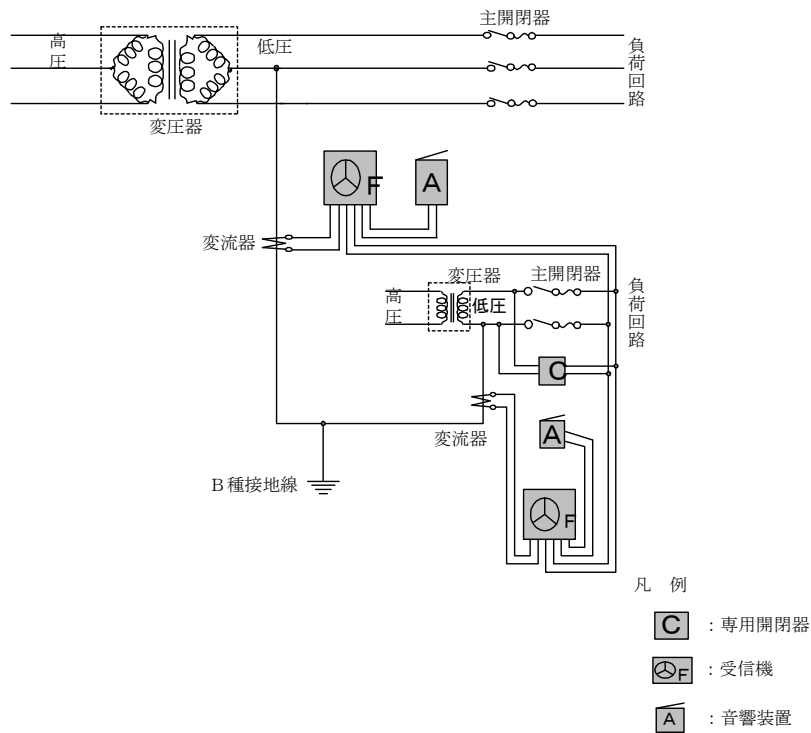
凡例

- WHM** : 電力量計
- C** : 専用開閉器
- F** : 受信機
- A** : 音響装置



- 凡 例
- C : 專用開閉器
 - F : 受信機
 - A : 音響裝置





6 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けるものとする。ただし、防水上有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。

7 受信機及び変流器が互換性型のものにあっては、表示された型式の変流器と組み合わせて設置するものとする。

8 受信機及び変流器が非互換性型のものにあっては、それぞれ同一製造番号のものと組み合わせて設置するものとする。

9 音響装置を別置する場合の当該音響装置については、「漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令」(昭和51年自治省令第15号)に適合すること。なお、個別検定における構成部品と認められたもの及び日本消防検定協会の鑑定品については、当該省令に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

10 定格電圧が60ボルトを超える変流器又は受信機の金属製外箱は、原則として接地工事を施すものとする。

11 受信機は屋内の点検の容易な場所に設けるものとする。

12 検出漏洩電流設定値は、警戒電路の負荷電流、使用電線、電線こう長等を考慮し、変流器を警戒電路に設けるものにあっては、100ミリアンペアから400ミリアンペア、B種接地線に設けるものにあっては、400ミリアンペアから800ミリアンペアを標準として、誤報が生じない範囲内に設定するものとする。

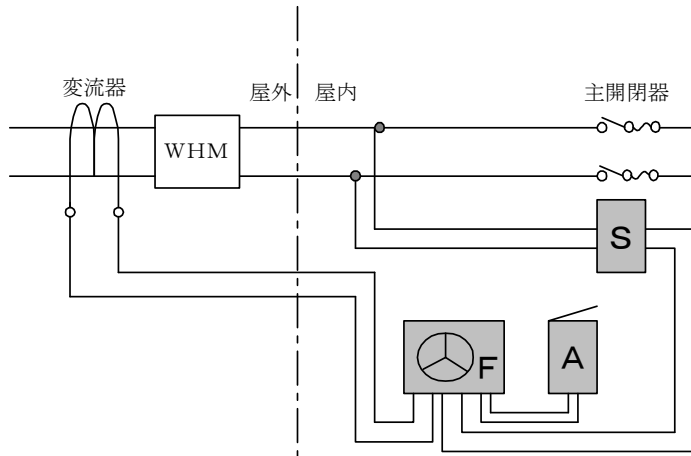
第4 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次による。

- 1 電源は、主開閉器の一次側から専用回路とし開閉器（定格15アンペアのヒューズ付開閉器又は定格20アンペアの配線用遮断器）を設けるものとする。（図2-3-3）

図2-3-3

専用回路の開閉器の設置例



凡 例

- WHM : 電力量計
- S : カットアウトスイッチ 又はブレーカー
- ⊕F : 受信機
- A : 音響装置

- 2 配線に用いる電線は、別表2-3-1のA欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれB欄に掲げる規格に適合し、かつ、C欄に掲げる導体直径及び導体の断面積を有するもの又はB欄及びC欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものとする。
- 3 配線が壁体等を貫通する場合は、当該部分に防護措置を講じること。
- 4 電源の開閉器には、白地に赤字で、漏電火災警報器の電源である旨の表示をするものとする。
- 5 電線の接続は、次による。
 - (1) 電線の抵抗を増加させないこと。
 - (2) 電線の強さを20パーセント以上減少させないこと。
 - (3) 接続部は、ハンダ、スリーブ又はワイヤコネクタ等を用い絶縁テープで被覆すること。

第5 特例基準

漏電火災警報器を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあつては、令第32条の規定を適用し漏電火災警報器を設置しないことができる。

- 1 令第22条第1項に規定する鉄網入りの壁、床又は天井（以下「鉄網入りの壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態からみて、鉄網入りの壁等に電気配線がなされるおそれがないと認められるもの
- 2 鉄網入りの壁等が建築物の一部分にしか存しない建築物で、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの
- 3 建築基準法第2条第9号の3ロに規定する準耐火建築物で、鉄網入りの壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線び工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、その他電気配線を被覆する金属体（以下「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等が電気設備技術基準省令等に定めるC種接地工事又はD種接地工事により接地されているもの

別表2-3-1 (第4. 2関係) 使用電線

A 欄	B 欄	C 欄
操作電源の配線 に用いる電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.6mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E))	
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C))	
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	
変流器の二次側 屋内配線に使用 する電線	JISC3306 (ビニルコード)	断面積=0.75mm ² 以上
	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E))	
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C))	
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	
JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※1	導体直径0.5 "	
変流器の二次側 屋側又は屋外配 線に使用する電 線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0 "
	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0 "
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0 "
	JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E))	
	JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-I C))	
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)	
JCS4496 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※1	導体直径0.5 "	
変流器の二次側 架空配線に使用	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm以上の 硬銅線 ※2

する電線	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (0W))		導体直径2.0mm以上	
	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))		導体直径1.0 "	
	JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)			
	JCS396A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※1		導体直径0.5 "	
地中配線に使用する電線	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))		導体直径1.0 "	
	JCS418A (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)			
音響装置の配線に使用する電線	使用中の電圧が60Vを超えるもの	地中配線のもの	JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.6 "
		架空配線のもの	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (0W))	
	前記以外のもの	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))		導体直径1.6 "
		JCS3416 (600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))		
		JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))		
		JCS4418 (600V耐燃性ポリエチレンシースケープル)		
	使用中の電圧が60V以下のもの※3	JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル) ※1		導体直径0.5 "

(備考)

※1は、屋内型変流器の場合に限る。

※2は、径間が10m以下の場合には導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※3は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS 日本電線工業会規格

第4節 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- 2 手動起動装置とは、火災通報専用である1の押しボタン、通話装置、遠隔起動装置等をいう。
- 3 遠隔起動装置とは、火災通報装置の設置されている場所以外の場所から火災通報装置を起動させる手動起動装置で、火災通報専用である1の押しボタン及び通話装置が一体となったもの、又は、各々を同一の場所に併設したものをいう。
- 4 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- 5 直接通報とは、火災通報装置を自動火災報知設備の作動と連動して起動することができることとした場合の通報方式をいう。
- 6 要設置対象物とは、火災通報装置の設置が義務づけられる防火対象物又はその部分をいう。
- 7 設置推進対象物とは、火災通報装置の設置を推進する防火対象物又はその部分で、第6に規定するものをいう。

第2 歩行距離の測定

規則第25条第1項に規定する消防機関からの歩行距離の測定は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関（本署又は出張所に限る。）の受付の面する敷地境界までを、敷地境界の判断できる縮尺比が1：2,500の地図により、公道（公的機関が管理する公園等を含む。）を使用して最短となる経路により測定する。

第3 設置場所及び設置方法

1 設置場所

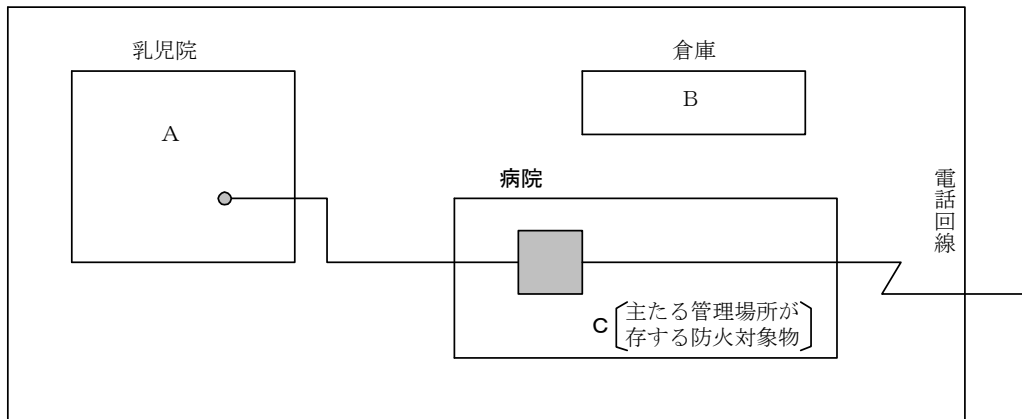
設置場所は、規則第25条第2項によるほか、次の（1）～（3）によること。また、火災通報装置で、本体に火災通報専用である一の押しボタン及び通話装置が組み込まれていないものにあつては、本体の直近にこれらを設置すること。

- （1）火災通報装置は、防火対象物ごとに設置すること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれの定めるところによるものとする。

ア 同一敷地内で、管理について権原を有する者が同一の者である要設置対象物又は設置推進対象物が2以上ある場合（図2-4-1）

これら複数の防火対象物を1の防火対象物として取り扱って差し支えないこと。

図2-4-1



A、C：要設置対象物又は設置推進対象物

B：要設置対象物又は設置推進対象物に否該当

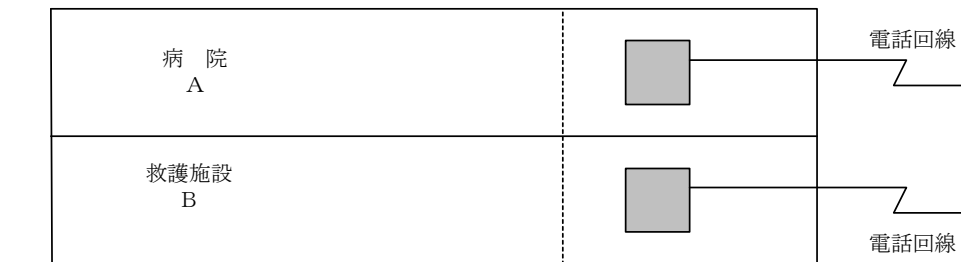
■：火災通報装置（以下この節の各図について同じ。）

○：遠隔起動装置（以下この節の各図について同じ。）

イ 1の防火対象物中に要設置対象物又は設置推進対象物が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合（図2-4-2）

1の管理権原ごとに設置すること。

図2-4-2



A、Bは、それぞれ管理について権原が異なる。

A、B：要設置対象物又は設置推進対象物

(2) 火災通報装置は、自動火災報知設備が設置されている防火対象物にあっては、受信機の直近に設置すること。ただし、受信機の直近に遠隔起動装置が設けられる場合はこの限りでない。

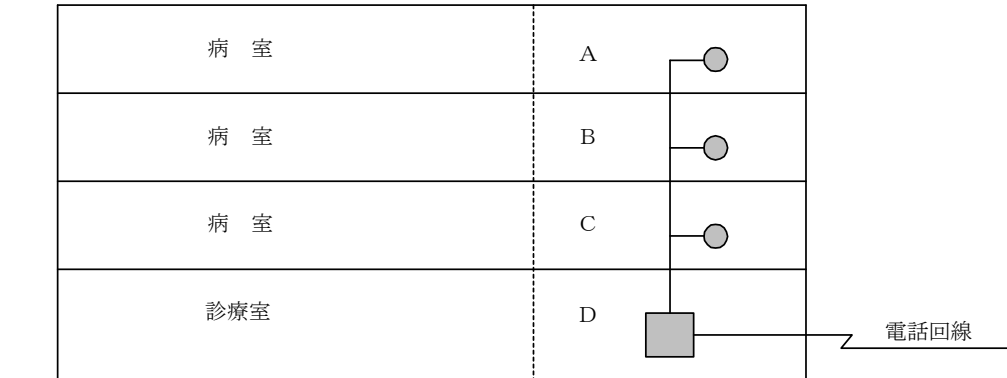
(3) 次のいずれかに該当する場合は、主たる場所に火災通報装置本体を、従たる場所に遠隔起動装置を設置すること。

ア 前(1) .アの規定により1の防火対象物とみなし、同一敷地内に火災通報装置が設置

されない要設置対象物又は設置推進対象物に該当する防火対象物がある場合
(別図2-4-1)

イ 1の防火対象物で、ナースステーション等が各階にある場合等、区域を区分して管理する場所が2以上ある場合 (図2-4-3)

図2-4-3

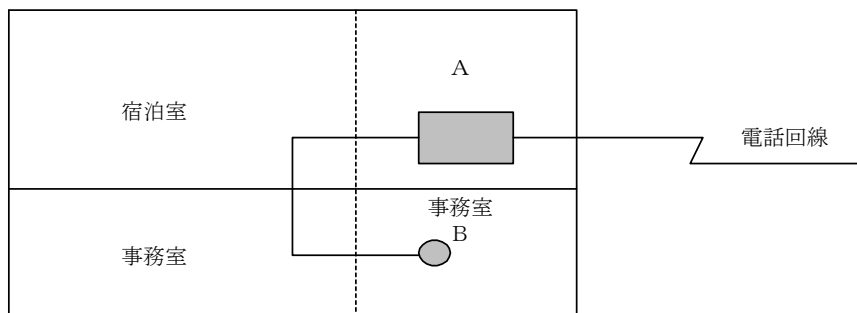


A、B、C：ナースステーション

D：防火対象物全体を管理する従業員等の居る場所

ウ 従業員等の居る場所が、昼間、夜間等時間的に異なる場合 (図2-4-4)

図2-4-4

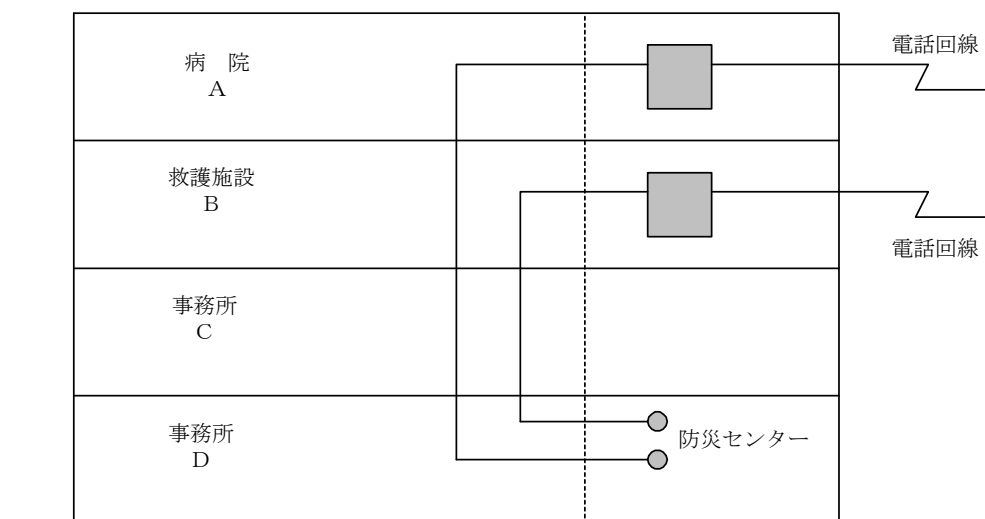


A：夜間に従業員等の居る場所

B：昼間に従業員等の居る場所

エ 管理について権原が分かれている防火対象物で、要設置対象物及び設置推進対象物に該当する部分の常時従業員等の居る場所と防災センター等防火対象物全体を集中して管理する場所がそれぞれある場合(図2-4-5)

図2-4-5



A、B、C、Dは、それぞれ管理について権原が異なる。

A、B：要設置対象物又は設置推進対象物

C、D：要設置対象物又は設置推進対象物に否該当

2 設置方法

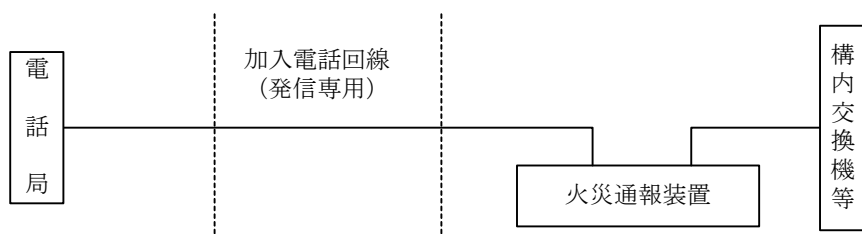
(1) 火災通報装置の起動は、手動起動装置により行うものに限るものであること。ただし、火災通報装置の基準を満足し、かつ、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱いに係る運用要綱」により承認を受けた場合にあっては、直接通報とすることができるものとする。

なお、直接通報により通報された場合は、蓄積音声情報のうち、第3. 2. (5) .イ. (ア) について、“自動火災報知設備が作動しました。”となるよう措置されていること。

(2) 接続する電話回線

ア 電話回線が2以上ある場合は、当該電話回線のうち、利用度の低い発信専用の1回線を使用すること。

イ 構内交換機等の内線には接続しないこと。(次図参照)



ウ 火災通報装置と電話回線との接続は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）を遵守すること。

(3) デジタル回線に対応できない火災通報装置は、アナログ回線に接続すること。ただし、これと同等以上の確実性を有する方式とする場合は、この限りでない。

(4) 火災通報装置には、試験、点検を局線を捕捉しない状態で行うため、消防機関が有する

火災報知専用電話（119番）の受信装置（指令台等をいう。）に代わる装置（以下「試験装置」という。）を接続することができるように、「端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式」（昭和60年郵政省告示第399号）に規定される、通信コネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合において、火災通報装置の信号が外部に送出されないように、切替スイッチを設ける等の措置を講じること。ただし、火災通報装置の本体に試験装置を接続できる通信コネクタのジャックユニットを有している機種にあつては、これらの措置は不要であること。

(5) 蓄積音声情報は次に掲げる事項とすること。

ア 通報信号音

イ 音声情報

(ア) “ 火事です。火事です。 ”

(イ) 所在地

(ウ) 防火対象物名（防火対象物の一部に要設置対象物又は設置推進対象物が存する場合は、当該対象物の存する階及び名称）

(例)

「ピピピ。ピピピ。火事です。火事です。〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号。防火対象物名（必要に応じ、対象物の存する階及び名称）。」

(6) 音声情報の番号の読み方は次によること。

1：イチ 2：ニ 3：サン 4：ヨン 5：ゴ 6：ロク

7：ナナ 8：ハチ 9：キュウ 0：マル又はゼロ

第4 電源及び配線

1 常用電源

電源は、低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとるとともに、電源の開閉器には、次により火災通報装置用のものである旨を表示すること。

表示基準	色		大 き さ	設 置 場 所
	地	文字		
火災通報装置用	白	赤	文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由	当該開閉器の直近の見やすい位置

2 配線

配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

第5 特例基準

消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものにあつては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができるものとする。

- 1 鉄道又は道路に使用される高架工作物の下に設けられる駐車場のうち次のいずれにも該当するもの。
 - (1) 車両の入出場時のみ人が存するもの。
 - (2) 駐車場全体が外気に十分開放されているもの。
 - (3) 前面の道路又は通路（歩道）から駐車場内の各部分を視認でき、火災の発生を通行人が容易に気付くことができるもの。

第6 設置推進対象物

火災通報装置は、次に掲げる防火対象物又はその部分について設置を推進する。（ただし、消防機関からの歩行距離が500メートル以下であるものを除く。）

- 1 令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物のうち、特別支援学校の寄宿舎
- 2 令別表第1（6）項二に掲げる防火対象物のうち、特別支援学校に併設された寄宿舎
- 3 令別表第1（16）項に掲げる防火対象物の部分で、前1又は2に掲げる防火対象物のいずれかに該当する部分に供されるもの

第7 規制外対象物に係る取扱い

火災通報装置を設置業者等から事前の相談があつた時は、次により指導すること。

- (1) 火災通報装置は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものを使用させること。
- (2) 共同住宅等、複数の世帯が同居している対象物の住戸に設置する場合にあつては、蓄積音声情報中にその対象物の名称、階数等を挿入すること。
- (3) できる限り、逆信（呼び返し）に応答させること。
- (4) 火災発生場所が、火災通報装置の設置場所からかけ離れているときは、他の119番通報と同一事案か別件かの判断ができないため、当該装置を使用しないよう徹底させること。
- (5) 蓄積音声情報は、次の例を参考とすること。

ア 専用住宅の場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建住宅の〇〇です。目標は〇〇の〇側です。」

イ マンションの場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建〇〇マンション〇階〇号室の〇〇です。」

ウ 併用住宅の場合

「こちらは、〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇階建〇〇（用途、ビル名等）の〇階の〇〇です。」

第5節 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 非常ベルとは、起動装置、音響装置（サイレンを除く）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 2 自動式サイレンとは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 3 操作装置とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に又は手動操作により、必要な階に火災である旨の警報を報知する装置をいう。
- 4 多回線用とは、操作装置の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいう。
- 5 複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいう。
- 6 一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成されたものをいう。

第2 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第24条第4項第1号及び第2号並びに規則第25条の2第2項第1号及び第2号の2によるほか、次による。

1 操作装置

- (1) 点検に便利な場所に設けること。
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響をうけるおそれのない場所に設けること。
- (3) 起動装置の設けられた操作装置にあつては、操作の容易な場所に設けること。
- (4) 多回線用の操作装置は、守衛室等常時人のいる場所（防災センター、中央管理室等を含む）に設けること。
- (5) 操作装置に接続する表示灯又は音響装置は、1回線につき各15個以下とすること。
- (6) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異状を生じないものであること。

2 音響装置

- (1) 音響効果を妨げる障害物のある場所には設けないこと。
- (2) 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- (3) 屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分にも音響装置を設けること。
- (4) 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防護措置を講じること。

3 起動装置

- (1) 廊下、階段、出入口付近その他多数の目にふれやすい場所で、かつ、容易に操作できる場所に設けること。
- (2) 次に掲げる場所に設ける場合は、防護措置を施したものとすること。
 - ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所
- (3) 手動により復旧しない限り継続して作動するものであること。

4 表示灯

- (1) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。
- (2) 天井面からの距離が0.6メートル以上離れた位置に設けること。
- (3) 次に掲げる場所に設置する場合は、防護措置を施したものとすること。
 - ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所

5 複合装置及び一体型

1から4までを準用する。

第3 電源及び配線

電源及び配線は、令第24条第4項第3号並びに規則第25条の2第2項第4号及び第5号並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。

1 電源

自動火災報知設備の基準（第8）を準用する。

2 配線

複合装置の常用電源配線と各複合装置の連動端子間の配線（弱電回路）を同一金属管に納める場合は、次によること。

- (1) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。
- (2) 連動端子間の電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (3) 電源回路の配線に使用する電線は、600ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線を使用すること。
- (4) 常用電源線と連動端子間の電線は、色別されたものとすること。

第4 特例基準

令別表第1 (9) 項ロに掲げる防火対象物のうち、番台から脱衣場及び浴槽を監視することができる公衆浴場に非常警報器具を設置した場合は、令第32条の規定を適用し非常警報設備を設置しないことができる。

第6節 非常警報設備（放送設備）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、電源及び配線により構成されたもの（自動火災報知設備と連動するものにあつては、起動装置及び表示灯を省略したものを含む）をいう。
- 2 増幅器等とは、増幅器及び操作部をいい、起動装置又は自動火災報知設備からの信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災放送若しくはマイクロホン放送をスピーカーを通じて有効な音量で放送できるものをいう。
- 3 分割型増幅器とは、増幅器と操作部を分離して設置する機器をいう。
- 4 遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場所に使用できる単独の操作部をいう。
- 5 非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 6 感知器発報放送とは、感知器が発報した場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送で、音声警報音のうち、第1シグナル音及び自動火災報知設備の感知器が作動した旨の女声メッセージにより構成されたものをいう。
- 7 火災放送とは、火災の発生が確認された場合又はこれに準ずる情報を入手した場合に行う放送で、音声警報音のうち、第1シグナル音、火災である旨の男声メッセージ及び第2シグナル音で構成されたものをいう。
- 8 非火災報放送とは、火災の発生がないことが確認された場合に行う放送で、音声警報音のうち、第1シグナル音及び自動火災報知設備の感知器の発報は火災ではなかった旨の女声メッセージで構成されたものをいう。
- 9 居室等とは、建築物において、階段、傾斜路、エレベーター昇降路その他これらに類するたて穴部分以外の部分をいう。

第2 機器

非常電話は、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）のほか、次に適合するものとする。

- (1) 子機は、送受器を取り上げることにより自動的に親機への発信が可能なものであること。
- (2) 子機は、放送機能を有しないこと。
- (3) 親機は、子機の発信により発信階表示灯が点灯するものであること。
- (4) 子機の回線が短絡又は断線しても他の回線に障害が波及しないものであること。

- (5) 非常電話は、2回線を同時に作動させることができるものであること。
- (6) 親機と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異状を生じないものであること。

第3 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第24条第4項及び規則第25条の2第2項第2号から第6号までによるほか、次による。

1 増幅器等

(1) 設置場所

- ア 増幅器等は、避難階、その直上階又は直下階に設けること。ただし、壁、床及び天井を不燃材料とし、開口部に防火戸を設け、かつ、安全に避難できる場所に設置する場合は、この限りでない。
- イ 分割型増幅器等の増幅器及び操作部は、同一室内に設けること。
- ウ 温度若しくは湿度が高い場所又は衝撃、震動等が激しい場所その他増幅器等の機能に影響を与える場所には設けないこと。
- エ 操作上障害とならないよう自動火災報知設備の基準（図2-1-1）の例により有効な空間を確保すること。

(2) 設置方法

- ア 増築等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。
- イ 自動火災報知設備が設置されている場合、令第24条第3項に掲げる防火対象物にあつては、放送設備に起動装置を設ける場合にあつても自動火災報知設備と連動させること。
- ウ 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異状を生じないものであること。
- エ 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式Aを満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100ボルトに統一されたものは、次式Bによることができる。

A 算定式

$$P \geq \frac{E^2}{Z_0}$$

P：増幅器の定格出力（ワット）

E：スピーカーの回路電圧（ボルト）

Z₀：スピーカー等の合成インピーダンス（オーム）

(参考)

Z₀の求め方

ア スピーカー等が並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z₁～Z_n : スピーカー等のインピーダンス (オーム)

イ スピーカー等が直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

B 算定式

$$P \geq S$$

P : 増幅器の定格出力 (ワット)

S : スピーカーの定格入力合計 (ワット)

オ 警報音の鳴動方式は、次によること。

(ア) 自動火災報知設備と連動する場合

A 出火階が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、出火階が1階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、出火階が地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階全部に限って放送することができるものであること。

B 階段、傾斜路、エレベーター昇降路その他これらに類するたて穴部分に設置された感知器 (エレベーター機械室に設けられる感知器で、エレベーター昇降路を警戒するものを含む。) が作動した場合は、前Aによらず当該部分が鳴動すること。

(イ) 操作部の各スイッチの手動操作による場合

A 一斉スイッチを操作することにより、全館に放送できること。

B 放送階選択スイッチを操作することにより、任意の階又は部分に放送できること。

カ 1の防火対象物において業務用の放送設備が独立して設けられている場合にあつては、火災の際業務用の放送は遮断するものとする。ただし、放送設備の警報音が有効に聞こえる場合はこの限りでない。

キ 地震等の震動による障害がないように堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

ク 規則第25条の2第2項第3号ヲに規定する「操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で、同時に通話することができる設備」とは、自動火災報知設備の基準 (第3.4) に適合するものであること。

ケ 放送階選択スイッチの部分には、当該スイッチの操作により警報を発する階又は部分の名称が適正に記入されていること。

コ 2. (3) . イ、ウ、エ及び同 (6) により、スピーカーの回線が階ごとに設けられてい

ないものにあつては、操作部の付近に警報を発する階又は部分の一覧図を備えること。

サ 自動火災報知設備が設置されている防火対象物にあつては、放送設備のマイクスイッチを入れることにより自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動が停止し、また、マイクスイッチを切ることにより再び地区音響装置が鳴動すること。

シ 感知器発報放送が起動してからタイマーの遅延により火災放送を開始するまでの時間は、原則として、防火対象物全体にスプリンクラー設備が設置されている場合は5分以内とし、それ以外の場合は3分以内とすること。

ス 音声警報メッセージは、次によること。

(ア) メッセージは次の文例又はこれに準ずるものとする。

A 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」

B 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難して下さい。」

C 非火災報放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

(イ) メッセージに外国語を使用する場合は、日本語メッセージの後に外国語メッセージを追加放送すること。

(ウ) 放送設備が階段、傾斜路、エレベーター昇降路その他これらに類するたて穴部分の感知器(エレベーター機械室に設けられる感知器で、エレベーター昇降路を警戒するものを含む。)の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージを入れなくても差し支えないものとする。

2 スピーカー

(1) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。

(2) 温度又は湿度が高い場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。

(3) スピーカー回線は、次によること。

ア 階ごとに1の回線とすること。

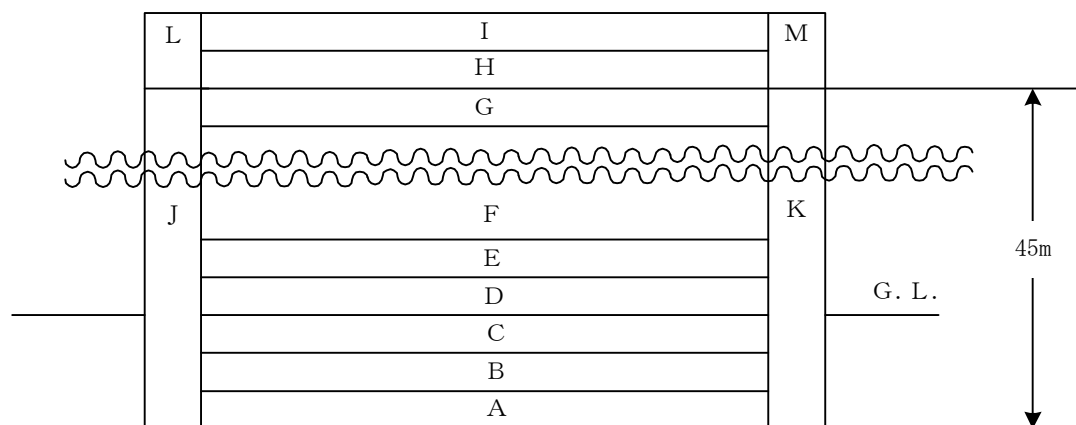
イ 劇場等で階の一部が吹抜けになっており、天井又は壁面に取り付けたスピーカーにより、有効な音量が得られる場合、当該部分を1の回線とすることができる。

ウ 広大な面積を有する防火対象物にあつては、当該階の床面積1,200平方メートル以上の部分ごとに1の回線とすることができる。ただし、自動火災報知設備と連動する場合は、隣接する部分にも同時に警報を発することができるものとする。

エ 特別避難階段又は屋内避難階段(以下「特別避難階段等」という。)は、居室等と別

の回線とし、かつ、最下階を基準として垂直距離45メートルごとに1の回線とすること。なお、自動火災報知設備と連動して起動するもののうち、特別避難階段等以外の感知器の作動と連動するものにあつては、図2-6-1の例により当該放送区域に接する特別避難階段等の放送区域及びその直上の放送区域を鳴動させること。

図2-6-1 特別避難階段等の放送区域



出火階	同一鳴動区域
A	A, B, C, J, K
B	A, B, C, J, K
C	A, B, C, D, J, K
D	A, B, C, D, E, J, K
E	E, F, J, K
G	G, H, J, K, L, M
H	H, I, L, M
I	I, L, M

* J、K、L、Mは、特別避難階段等の放送区域

- (4) 屋上部分を不特定多数の者が出入りする遊技場等の目的に使用する場合は、当該部分を1の回線とすること。
- (5) 音量調整器をスピーカーの内部に設ける場合又は人が容易に操作できない場所に設ける場合で、音圧が規則第25条の2第2項第3号イ又はハ(イ)で定める音圧以上となるように調整されているものにあつては、同号ニの規定にかかわらず3線式配線としないことができる。
- (6) エレベーターの設置されている防火対象物にあつては、居室等と別の回線として、エレベーターのかご内にスピーカーを設けること。なお、自動火災報知設備と連動して起動するものにあつては、1. (2). オ.(ア). Bによるほか、エレベーターの停止階のすべての

放送区域に設けられた感知器の作動と連動するものとする。

- (7) 規則第25条の2第2項第3号ロ.(イ)に定める放送区域を形成する部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うものとする。また、「障子、ふすま等の遮音性能の著しく低いもの」とは、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものとする。
- (8) 規則第25条の2第2項第3号ロ.(ロ)ただし書きを適用する場合、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。ただし、カラオケボックス、カラオケルーム等の遮音性の高い室等にあつては、当該室等を1の放送区域としてスピーカーを設置すること。
- (9) 規則第25条の2第2項第3号ハの規定によりスピーカーを設ける場合は、別記1「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」によること。

3 起動装置

(1) 発信機及び押ボタン

非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の基準（第2.3）を準用すること。

(2) 非常電話

ア 子機は、廊下、階段、出入口付近その他多数の目にふれやすい場所で、かつ、容易に操作できる場所に設けること。

イ 親機からの呼び出し機能のない子機にあつては、放送設備等により有効に呼び出すことができる位置に設けること。

ウ 親機は、増幅器等及び自動火災報知設備の受信機と同一の場所に設けること。

エ 制御部と操作部が分割された親機は、原則として同一室内に設けること。

オ 親機を選択スイッチの部分には、子機の設置階の名称を適正に記入すること。

カ 子機は、厚さ0.8ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の箱に収納し、その表面又は付近に赤地に白文字で「非常電話」と表示すること。なお、文字の大きさは2センチメートル角以上とすること。

4 表示灯

非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の基準（第2.4）を準用する。

第4 電源及び配線

電源及び配線は、令第24条第4項第3号並びに規則第25条の2第2項第4号及び第5号並びに第6章「非常電源の基準」（第3刊）によるほか、次による。

1 常用電源

電源は、規則第25条の2第2項第4号ホの規定にかかわらず、放送設備に障害をおよぼすおそれがない場合、他の消防用設備の電源と共用することができるほか、卓上型増幅器等にあつては、専用の抜け止めコンセントから電源をとることとしてさしつかえない。

2 配線

マイク回路の配線で増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上のものを使用すること。ただし、スピーカー配線等からの誘導障害、外来雑音等が生じるおそれのある場合は、耐熱シールド線を使用すること。なお、遠隔操作器の出力回路が平衡形の場合は2芯シールド線を使用し、不平衡形の場合は単芯シールド線を使用するものとする。

第5 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」（第3刊）による。

第6 特例基準

非常警報設備（放送設備）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

- 1 令別表第1に掲げるいずれの防火対象物にあつても、住戸部分については住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各住戸の各階ごとの部分）を1の放送区域として取り扱うことができる。
- 2 操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が2以上設けられ、全区域に火災を報知することができる遠隔操作器等が1以上防災センター等に設けられている防火対象物においては、次の場合、規則第25条の2第2項第3号ヲの規定にかかわらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。ただし、遠隔操作器等設置場所に放送区域の一覧図を備えること。
 - (1) 管理区分又は用途が異なる1の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
 - (2) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であつて、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
 - (3) ナースステーションに遠隔操作器を設けて病室の入院患者の避難誘導を行うこととしている等のように、防火対象物の一定場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であつて、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

別記1 放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン

第1 趣旨

放送設備は、音声による的確な情報提供を行うことにより、火災時におけるパニック防止や円滑な避難誘導等を図ることを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物等に設置が義務づけられているものである。

放送設備のスピーカーについては、警報内容の確実な伝達を確保するため、消防法施行規則（以下「規則」という）第25条の2第2項第3号において設置方法が規定されており、スピーカーの仕様や設置間隔を具体的に定めた同号イ及びロと、警報内容の伝達に必要な音量や明瞭度の判断基準を定めた同号ハのいずれかを選択できることとされている。また、同号イ及びロの規定に基づく設置方法については、「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」（平成6年2月1日付け消防予第22号）等により、従前から運用されているところである。このガイドラインは、放送設備のスピーカーの性能に応じた設置方法について円滑な運用を図るため、規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第2 技術基準の運用について

規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づく放送設備のスピーカーの設置に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 用語の意義等について

用語の意義等については、規則及び非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1) 音圧レベル

ア 意義

音圧レベルとは、音波の存在によって生じる媒質（空気）中の圧力の変動分（音圧）の大きさを表す量で、一般的に次式により定義されること。

$$P = 10 \log_{10} \frac{P'^2}{P_0'^2}$$

Pは、音圧レベル（単位 デシベル）

P' は、音圧の実効値（単位 パスカル）

P₀' は、基準の音圧（=20×10⁻⁶パスカル）

イ 運用

音圧レベルは、第2シグナルのうち第3音を入力した時点の値（＝騒音計で測定した場合の最大値）によること。

(2) 音響パワーレベル

ア 意義

音響パワーレベルとは、音源（スピーカー等）が空間内に放射する全音響パワー（音響出力）、すなわち1秒あたりに放射する音響エネルギーの大きさを表す量で、一般的に次式により定義されること。

$$P = 10 \log_{10} \frac{W}{W_0}$$

Pは、音響パワーレベル（単位 デシベル）

Wは、音源の音響パワー（単位 ワット）

W₀は、基準の音響パワー（＝1×10⁻¹²ワット）

音響パワーレベルと音圧レベルは、音源からの放射音の表示量として用いられる点において同様であるが、音圧レベルが音源の性状のほか、測定位置等により変化するものであるのに対し、音響パワーレベルは原理的に音源の性状のみに依存する点において異なるものであること。また、音響パワーレベルは、一般的に「パワーレベル」や「音響出力レベル」とも表現されること。

イ 運用

音響パワーレベルの測定方法は、告示第4第6号（一）ロの規定により、第2シグナルを定格電圧で入力してJISZ8732（無響室又は半無響室における音響パワーレベル測定方法）又はJISZ8734（残響室における音響パワーレベル測定方法）の例により測定することとされているが、その具体的な取扱いは次によること。

(ア) スピーカーの音響パワーレベルは、第2シグナルのうち第3音を入力した時点の値に相当する値によること。

(イ) 測定に当たっては、第2シグナルを30秒間以上入力すること。この場合において、第2シグナルは下図のような波形を有するものであることから、当該測定値に次式による補正を加えた値をもって、スピーカーの音響パワーレベルとして取り扱うこと。

$$p = p_m + 4$$

pは、スピーカーの音響パワーレベル（単位 デシベル）

p_mは、JISZ8732又はJISZ8734の例による測定値（単位 デシベル）

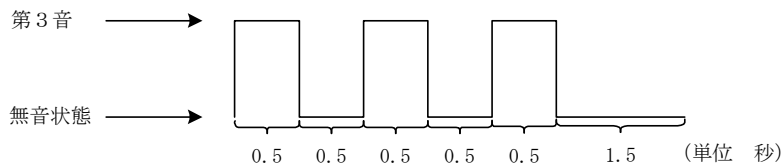


図 第2シグナルの波形

$$(\text{補正值}) = 10 \log_{10} \frac{0.5 \times 5 + 1.5}{0.5 \times 3} \doteq 4 (\text{デシベル})$$

(ウ) JISZ8732又はJISZ8734と同等以上の精度を有する測定方法についても、音響パワーレベルの測定方法として認めてさしつかえないこと。

(3) スピーカーの指向係数

ア 意義

スピーカーの指向係数とは、スピーカーの指向特性を表す数値で、一般的に次式により定義されるものであること。

$$Q = \frac{I_d}{I_o}$$

Qは、スピーカーの指向係数

I_dは、スピーカーからの距離dの点における直接音の強さ

I_oは、スピーカーからの距離dの位置における直接音の強さの全方向の平均値

イ 運用

スピーカーの指向係数は、スピーカーの基準軸（スピーカーの開口面の中心を通る開口面に垂直な直線をいう。）からの角度に応じた値とすること。また、一般的に用いられているタイプのスピーカーにあっては、その指向特性区分に応じ、次表に掲げる値とすることができること。

指向特性区分	該当する スピーカータイプ	指向係数			
		0° 以上 15° 未満	15° 以上 30° 未満	30° 以上 60° 未満	60° 以上 90° 未満
W	コーン型スピーカー	5	5	3	0.8
M	ホーン型コーンスピー カー又は、口径が20 0ミリ以下のホーンスピー カー	10	3	1	0.5
N	口径が200ミリを超え るホーンスピーカー	20	4	0.5	0.3

(4) 当該箇所からスピーカーまでの距離

ア 意義

当該箇所からスピーカーまでの距離とは、放送区域の床面からの高さが1メートルの箇所からスピーカーの基準点までの直線距離をいい、スピーカーからの放送を受聴する代表的な位置を意味するものであること。

イ 運用

当該箇所からスピーカーまでの距離を算定するにあたり、消防法施行令第32条の規定を適用して、次により取扱うこととしてさしつかえないこと。

- (ア) 放送区域の構造、設備、使用状況等から判断して、スピーカーからの放送を受聴する位置が「床面からの高さが1メートルの箇所」と異なる部分にあつては、実際に受聴する位置からスピーカーまでの距離により算定することができること。
- (イ) 放送区域の構造、設備、使用状況等から判断して、スピーカーからの放送を受聴する可能性のない放送区域の部分（人の立入る可能性の全くない部分）にあつては、規則第25条の2第2項第3号ハ(イ)及び(ロ)の規定による音量及び明瞭度を確保しないことができること。

(5) 放送区域の平均吸音率

ア 意義

放送区域の平均吸音率とは、放送区域に音波が入射した場合において、その壁、床、天井等が吸収又は透過する音響エネルギーと入射した全音響エネルギーの比の平均値をいうこと。

イ 運用

放送区域の平均吸音率は、厳密には放送区域の区画の構造、使用されている個々の内装材、収納物等の種類（吸音率）及び面積、入射音の周波数等により異なる値をとるものであるが、次により取り扱うこと。

- (ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ(イ)及び(ロ)に掲げる式の算定に当たっては、放送設備の音声警報音の周波数帯域を勘案し、2キロヘルツにおける吸音率によること。なお、残響時間の算定に当たっては、(7)イ(ア)に掲げるとおり500ヘルツにおける吸音率によること。
- (イ) 通常の使用形態において開放されている開口部（自動火災報知設備と連動して閉鎖する防火戸が設けられている場合を含む。）の吸音率は0.8とすること。
- (ウ) 吸音率が異なる複数の建築材料が用いられている場合の平均吸音率は、次式により算定すること。（別紙1参照）

$$\alpha = \frac{\sum S_n \alpha_n}{\sum S_n}$$

α は、平均吸音率

S_n は、建築材料の面積 (単位 平方メートル)

α_n は、建築材料の吸音率

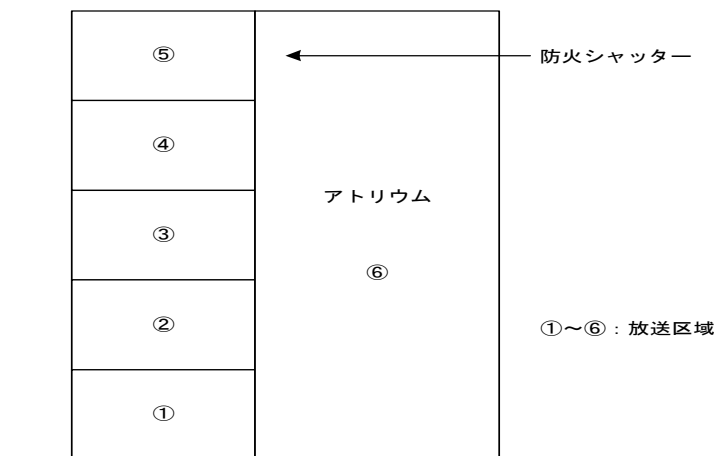
(6) 放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計

ア 意義

放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計とは、当該放送区域を区画する壁、床及び天井又は屋根のほか、これらに存する開口部を含めた面積の合計をいうこと。

イ 運用

通常の使用形態において複数階の部分と一体的な空間をなすアトリウム等が存する場合にあつては、防火区画を形成するための防火シャッター等の位置により、階ごとに放送区域を設定すること。



(7) 残響時間

ア 意義

残響時間とは、放送区域内の音圧レベルが定常状態にあるとき、音源停止後から60デシベル小さくなるまでの時間をいうこと。

イ 運用

残響時間は、厳密には放送区域の区画の構造、使用されている個々の内装材、収納物等の種類 (吸音率) 及び面積、入射音の周波数等により異なる値をとるものであるが、(5)イ ((ア)を除く) 及び(6)イによるほか、次により取扱うこと。

(ア) 残響時間は、500ヘルツにおける値とすること。

(イ) 残響時間は、次式により算定すること。

$$T = 0.161 \frac{V}{S \alpha}$$

Tは、残響時間 (単位 秒)

Vは、放送区域の体積（単位 立方メートル）

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計（単位 平方メートル）

α は、放送区域の平均吸音率

2 スピーカーの設置方法について

スピーカーの設置方法については、規則第25条の2第2項第3号ハの規定によるほか、次によること。

(1) 全般的な規定の趣旨等

ア 規定の趣旨

(ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）の規定は、階段又は傾斜路以外の場所（居室、廊下等）における警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度の判断基準を定めたものであること。したがって、スピーカー仕様や設置間隔を具体的に定めた同号イ及びロの規定と異なり、所要の音量及び明瞭度を確保することができれば、設置するスピーカーの仕様や放送区域内の配置については、自由に選択することができること。

(イ) 規則第25条の2第2項第3号ハ（ハ）の規定は、階段又は傾斜路におけるスピーカーの設置方法を定めたものであり、内容的には同号ロ（ハ）の規定と同一であること。

イ 運用

(ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）を適用する場合には、計画段階において計算により設置するスピーカーの仕様や放送区域内の配置を決定することとなることから、竣工時における基準適合性を確保するためには、余裕をもった設計を行う必要があること。また、放送区域内の収納物等についても、これらの影響により実際の音量や明瞭度が著しく変化する場合があるので、設計に当たり留意する必要があること。

(イ) スピーカーの設置方法を選択するに当たり、一の放送区域において規則第25条の2第2項第3号イ及びロの規定と同号ハの規定を併用することは認められないものであること。

また、同号ハの規定に基づきスピーカーを設置した放送区域に隣接する放送区域について、同号ロ（ロ）ただし書の規定によりスピーカーの設置を免除することは、警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度が確保されないおそれがあることから、一般的には認められないこと。ただし、透過損失の影響等を考慮のうえ、(3)イ（ア）に掲げる手法等により所要の音量及び明瞭度が得られると認められる場合にあつては、この限りでない。

(ウ) 防火区画を形成するための防火シャッター等が存する場合にあつても、通常の使用形態において区画されていない場合は、一般的には一の放送区域として取り扱われる（1

(6) イに掲げる場合等を除く) ものであるが、スピーカーの設置に当たっては、当該防火シャッター等の閉鎖時にも警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度が得られるよう留意する必要があること。

(エ) 防火対象物の増築、改築、間仕切変更等の際には、スピーカーの設置に係る基準適合性を確認する必要があること。この場合において、規則第25条の2第2項第3号ハの規定により所要の音量及び明瞭度が確保されているときは、スピーカーの増設、移設等の措置を講じる必要はないこと。

(2) 音量の確保

ア 規定の趣旨

(ア) 音量の確保の観点から、規則第25条の2第2項第3号ハ(イ)の規定により、スピーカーは、放送区域ごとに、次の式により求めた音圧レベルが当該放送区域の床面からの高さが1メートルの箇所において75デシベル以上となるように設けることとされていること。

(別紙2参照)

$$P = p + 10 \log_{10} \left(\frac{Q}{4\pi r^2} + \frac{4(1-\alpha)}{S\alpha} \right)$$

Pは、音圧レベル (単位 デシベル)

pは、スピーカーの音響パワーレベル (単位 デシベル)

Qは、スピーカーの指向係数

rは、当該箇所からスピーカーまでの距離 (単位 メートル)

α は、放送区域の平均吸音率

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計 (単位 平方メートル)

(イ) 当該規定は、スピーカーからの放送を受聴する代表的な位置 (=床面からの高さが1メートルの箇所) において、警報内容の伝達に必要な音量 (=75デシベルの音圧レベル。就寝中の人を起こすために最低必要な音量に相当) を確保することを趣旨とするものであること。

イ 運用

音圧レベルの算定については、スピーカーから放射された直接音 (=スピーカーの音響パワーレベル) の当該方向への配分及び距離減衰 (= $Q/4\pi r^2$) と放送区域内における反射音 (= $4(1-\alpha)/S\alpha$) によることとしているが、実際に測定を行った場合においても、75デシベル以上の音量が確保される必要があること。

(3) 明瞭度の確保

ア 規定の趣旨

(ア) 明瞭度の確保の観点から、規則第25条の2第2項第3号ハ(ロ)の規定により、スピーカーは、当該放送区域の残響時間が3秒以上となるときは、当該放送区域の床面か

らの高さが1メートルの箇所から一のスピーカーまでの距離が次の式により求めた値以下となるように設けることとされていること。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{QS\alpha}{\pi(1-\alpha)}}$$

rは、当該箇所からスピーカーまでの距離（単位 メートル）

Qは、スピーカーの指向係数

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計（単位 平方メートル）

α は、放送区域の平均吸音率

- (イ) 当該規定は、残響によりメッセージの明瞭度が著しく低下するおそれのある放送区域（＝残響時間3秒以上）について、スピーカーからの放送を受聴する代表的な位置（床面からの高さが1メートルの箇所）において、警報内容の伝達に必要な明瞭度を確保することを旨とするものであること。また、距離の算定については、明瞭度確保の判断基準として一般に用いられている、臨界距離（直接音と反射音の強さが等しくなる距離をいう。）の3倍によるものであること。

イ 運用

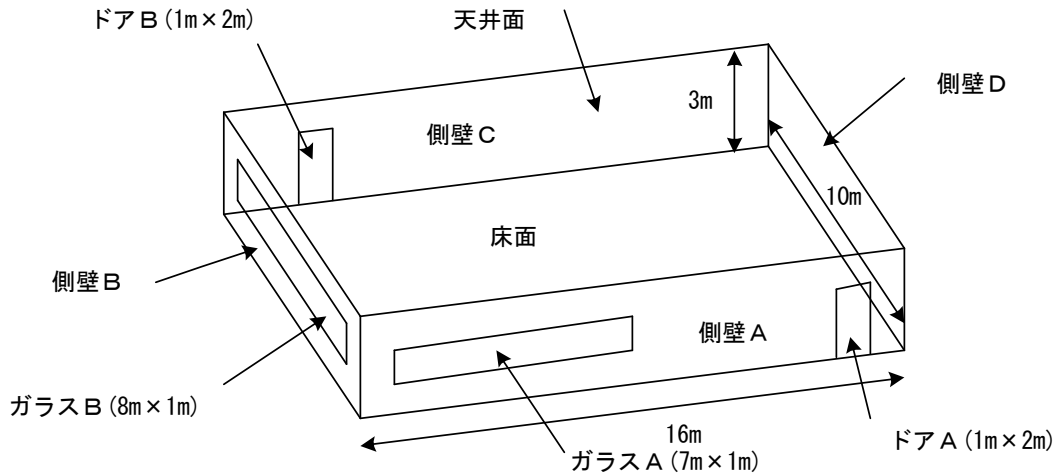
- (ア) 明瞭度については、規則第25条の2第2項第3号ハ（ロ）の規定によるほか、IEC（国際電気標準会議）268-16のSTI（Speech Transmission Index）、RASTI（Rapid Speech Transmission Index）等の手法により確認されたものについても認めてさしつかえないこと。
- (イ) 一のスピーカーにより10メートルを超える範囲を包含することとなる場合であって、当該放送区域の残響時間が比較的長い放送区域（残響時間が概ね1秒以上）や大空間の放送区域（一辺が概ね20メートル以上のホール、体育館、物品販売店舗の売場、間仕切の少ないオフィスビルの事務室等）である時には、規則第25条の2第2項第3号ハ（ロ）の規定や（ア）に掲げる手法等の例により、避難経路等を中心として明瞭度の確保を図ることが望ましいこと。

第3 具体的な設置例について

規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の具体例は、別紙3のとおりである。

なお、警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度を確保するための要件（スピーカーの仕様、配置等）は、個別の放送区域ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考として活用されたい。

平均吸音率の計算例



[図1] 室概要

[表1] 建築材料および吸音力計算表

名称	面積S (m ²)	建築材料	材料吸音率 α		材料吸音力 S α	
			500Hz	2kHz	500Hz	2kHz
床面	16×10=160	根太床 (チーク寄木張り)	0.12	0.09	19.20	14.40
天井面	16×10=160	孔あき9mm石膏ボード	0.25	0.23	40.00	36.80
側壁A	16×3-7×1-1×2=39	コンクリート打ち放し	0.02	0.03	0.78	1.17
側壁B	10×3-8×1=22	同上	0.05	0.03	1.10	0.66
側壁C	16×3-1×2=46	同上	0.05	0.03	2.30	1.38
側壁D	10×3=30	同上	0.05	0.03	1.50	0.90
ガラスA	7×1=7	ガラス窓 (木製サッシ)	0.18	0.07	1.26	0.49
ガラスB	8×1=8	同上	0.18	0.07	1.44	0.56
ドアA	1×2=2	扉ビニールレザーふとん張り	0.20	0.30	0.40	0.60
ドアB	1×2=2	同上	0.20	0.30	0.40	0.60
合計	476	-	-	-	68.38	57.56

[表1]より、平均吸音率は、2キロヘルツにおける場合で計算する。

$$\alpha = (S \alpha)_{TOTAL} / S = 57.56 / 476 = 0.12 \quad 2 \text{ kHz}$$

また予測残響時間は、500ヘルツにおける場合で計算する。

$$T = 0.161 \times V / S \alpha = 0.161 \times 16 \times 10 \times 3 / 68.38 = 1.13 \quad 500 \text{ Hz}$$

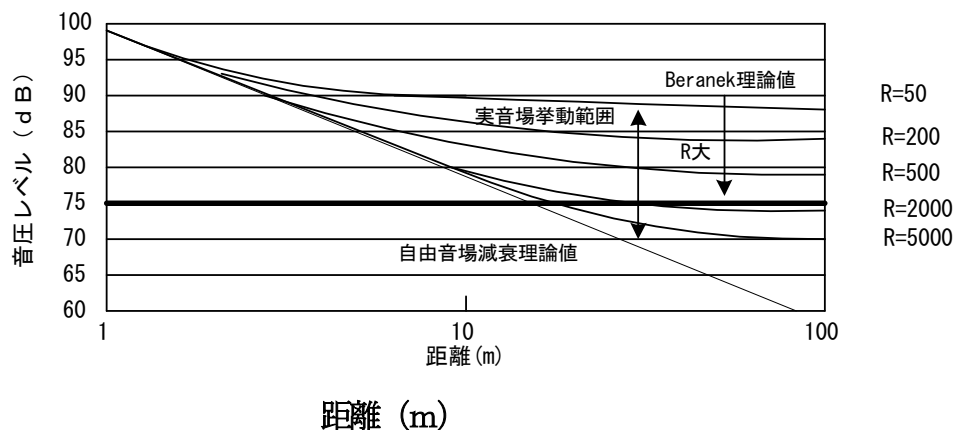
[参考] 主建築材料の吸音率の一例

	125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz	4kHz
コンクリート打ち放し	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04

ビニール系タイル	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04
ガラス (木製サッシ)	0.35	0.25	0.18	0.12	0.07	0.04
パイルカーペット10mm	0.09	0.08	0.21	0.26	0.27	0.37
石膏ボード7mm空気層45mm	0.26	0.14	0.09	0.06	0.05	0.05
ベニヤ板12mm空気層45mm	0.25	0.14	0.07	0.04	0.1	0.08
根太床 (チーク寄木張り)	0.16	0.14	0.12	0.11	0.09	0.07

BeraneKの理論式に基づく室内における音源の距離減衰グラフ

パワーレベル100 d B、Q=10の場合の例



* R (室定数)

R (室定数) は、室の表面積Sおよび平均吸音率 α によって定められ、下式で定義される。

$$R = \frac{S \alpha}{1 - \alpha}$$

〈事務所の会議室①〉

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	事務所の会議室
内装仕様	天井：ロックウール化粧吸音板 床：ニードルパンチカーペット 壁：石膏ボード、ガラス
放送区域の寸法	間口16メートル、奥行き16メートル、高さ3.0メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	704平方メートル
放送区域の体積	768立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.20 (500Hz) 、0.39 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分W0.8

2 残響時間

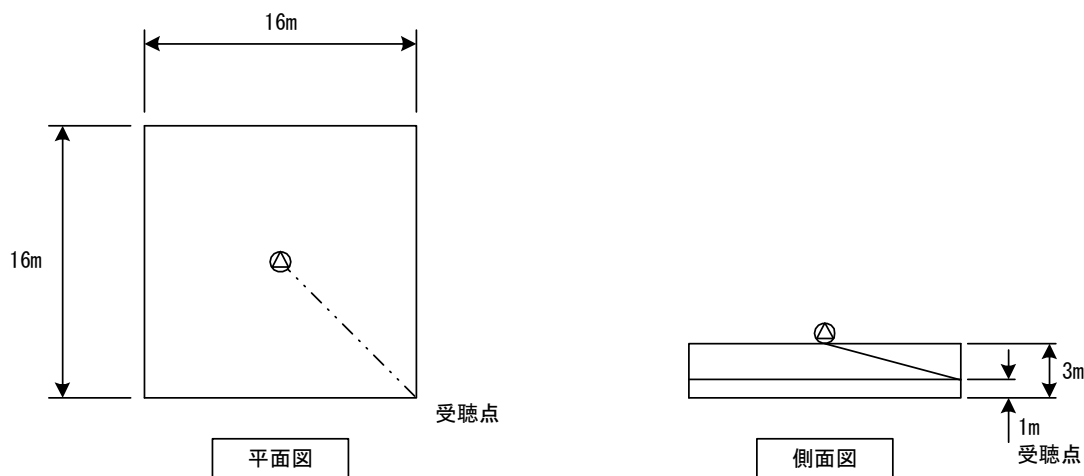
$$T = 0.161 \times \frac{768}{704 \times 0.20} = 0.88(\text{秒})$$

3 スピーカーの配置

- 受聴点における音圧レベル (距離11.5m)

$$P = 97 + 10 \log_{10} \left(\frac{0.8}{4 \pi (11.5)^2} + \frac{4(1 - 0.39)}{704 + 0.39} \right) = 76.7(\text{dB})$$

- スピーカーの配置図 (天井埋込スピーカーを使用する)



4 メリット

- 残響時間の短い放送区域であり、かつ、音圧レベルも確保できるので、1つのスピーカーにより10メートルを超える部分をカバーできる。

別紙3-2

<事務所の会議室②>

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	事務所の会議室
内装仕様	天井：ロックウール化粧吸音板 床：塩化ビニルタイル 壁：コンクリート、ガラス
放送区域の寸法	間口16メートル、奥行き16メートル、高さ3メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	704m ²
放送区域の体積	768m ³
放送区域の平均吸音率	0.17 (500Hz) 、0.31 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分W

2 残響時間

$$T = 0.161 \times \frac{768}{704 \times 0.17} = 1.03 \text{ (秒)}$$

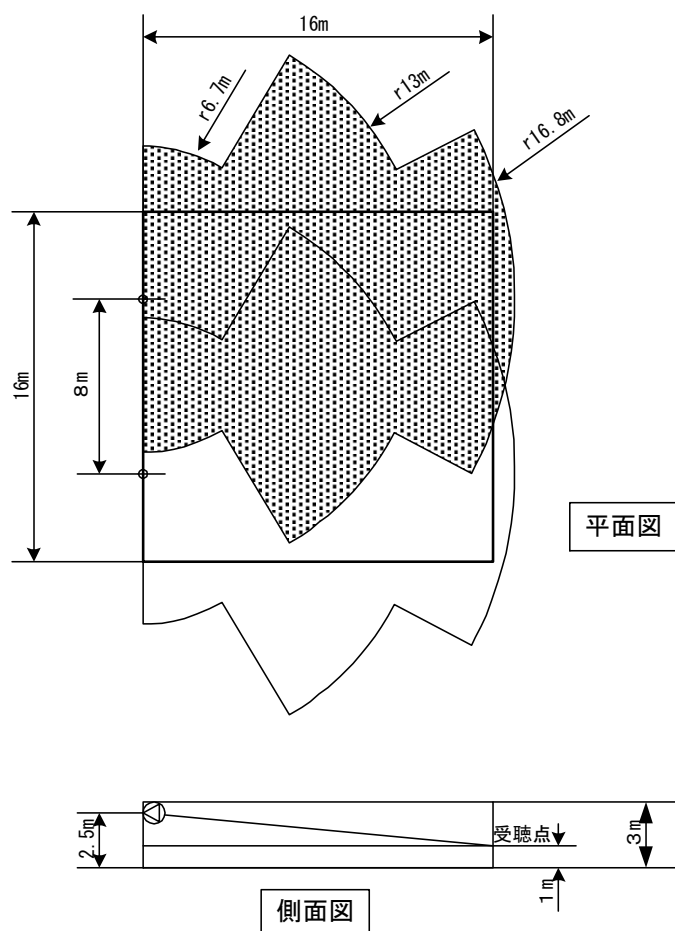
3 スピーカーの配置

- 1つのスピーカーで10メートルを超える範囲を包含する場合であって、残響時間が1秒以上であるときには、明瞭度の確保を図ることが望ましい。したがって、スピーカーは次式で求める r の値以下の距離となるように設置することになる。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q S \alpha}{\pi (1 - \alpha)}} = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q \times 704 \times 0.31}{\pi (1 - 0.31)}}$$

角度 (°)	0° ~15° 未満	15° 以上30° 未満	30° 以上60° 未満	60° 以上90° 未満
Q	5	5	3	0.8
r (m)	16.8	16.8	13.0	6.7

○ スピーカーの配置図（壁掛型スピーカーを使用する）



○ r の地点での音圧レベル

$$P = 97 + 10 \log_{10} \left(\frac{0.8}{4\pi (6.7)^2} + \frac{4(1 - 0.31)}{704 + 0.31} \right) = 78.5 \text{ (dB)}$$

となり、r 以内のエリアでは75dBを満足する。

4 メリット

○ r の距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が向上する。

〈ホテルの客室、廊下〉

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	ホテルの宿泊室と廊下
内装仕様	天井：孔あき石膏ボード、壁：モルタル、床：パイルカーペット
放送区域の寸法	(図による)
放送区域の壁、床等内面積の合計	廊下1=320平方メートル 廊下2=441平方メートル 客室(最大室)=112平方メートル
放送区域の体積	廊下1=188立方メートル 廊下2=262立方メートル 客室(最大室)=76立方メートル
放送区域の平均吸音率(500Hz)	廊下1=0.14 廊下2=0.14 客室(最大室)=0.25
放送区域の平均吸音率(2kHz)	廊下1=0.11 廊下2=0.11 客室(最大室)=0.22
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W

2 残響時間

$$T=0.161 \times V / (S \times \alpha) \text{ より}$$

$$\text{廊下1 } T=0.161 \times 188 / (320 \times 0.14) = 0.67 \text{ 秒}$$

$$\text{廊下2 } T=0.161 \times 262 / (441 \times 0.14) = 0.68 \text{ 秒}$$

$$\text{客室 } T=0.161 \times 76 / (112 \times 0.25) = 0.44 \text{ 秒}$$

3 スピーカーの配置

避難経路である廊下が20m以上の空間となるため明瞭度を重視したスピーカー配置とすると、次式で求めるrの値以下の距離となるように設置することとなる。

$$r=3/4 \times \sqrt{(Q \times S \times \alpha / (\pi \times (1-\alpha)))} \text{ より}$$

角度(°)	0° ~15° 未満	15° 以上30° 未満	30° 以上60° 未満	60° 以上90° 以下
Q	5	5	3	0.8
廊下1 r (m)	6.06	6.06	4.7	2.43
廊下2 r (m)	7.06	7.06	5.47	2.82
客室 r (m)	5.43	5.43	4.21	2.17

○ 受聴点における音圧レベル

スピーカーからの最大距離点における音圧レベルの計算は、

$$P=p+10 \times \log(Q/4 \times \pi \times r^2 + 4 \times (1-\alpha) / S \times \alpha) \text{ より、}$$

〈廊下1の場合〉

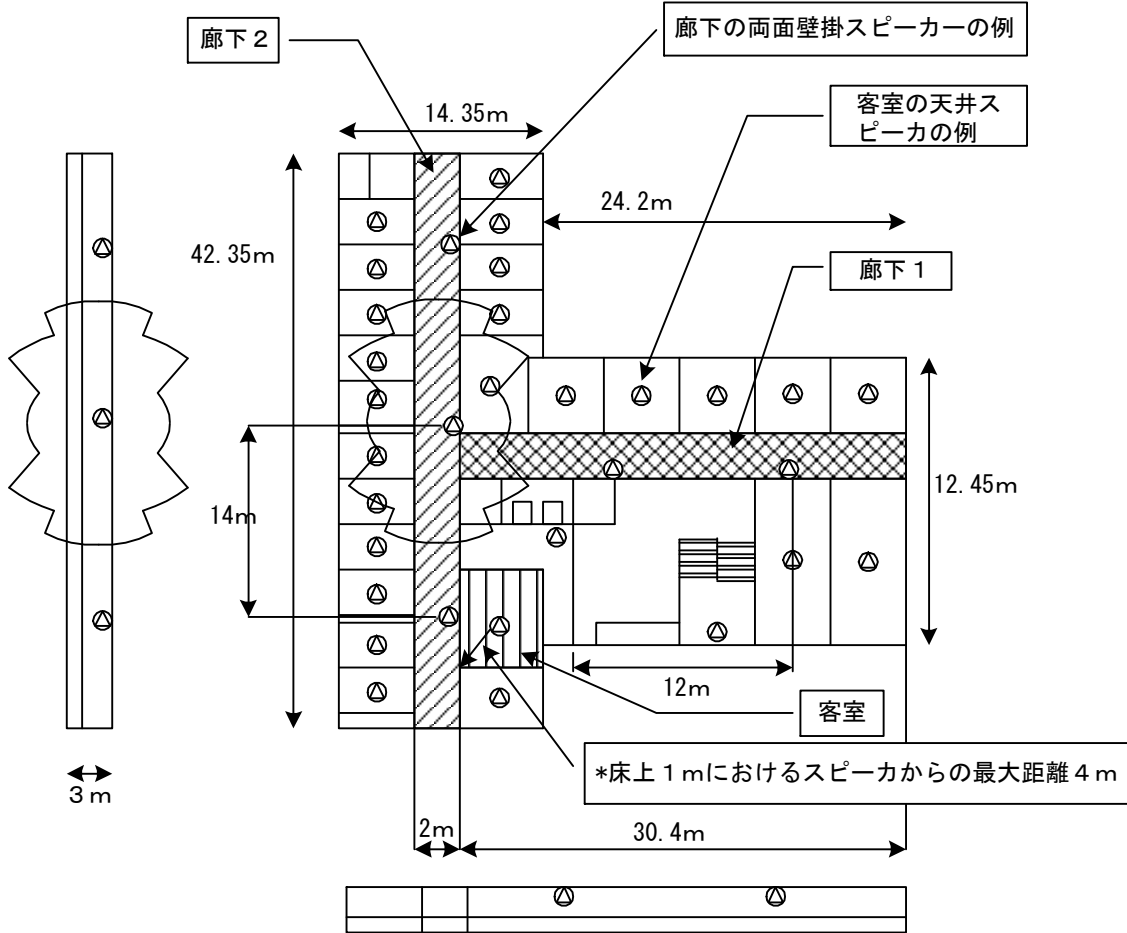
$$P=97+10 \times \log (5/4 \times \pi \times 6^2+4 \times (1-0.11) / 320 \times 0.11) =91.4 \text{ (dB)}$$

<廊下2の場合>

$$P=97+10 \times \log (5/4 \times \pi \times 7^2+4 \times (1-0.11) / 441 \times 0.11) =90.1 \text{ (dB)}$$

<客室の場合>

$$P=97+10 \times \log (3/4 \times \pi \times 4^2+4 \times (1-0.22) / 83 \times 0.22) =93.6 \text{ (dB) となる。}$$



メリット（廊下の場合）

軸方向を受聴方向に向けられる事から、明瞭度が向上する。

〈学校の教室〉

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	学校の教室
放送区域の寸法	間口10メートル、奥行き10メートル、高さ3メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	320平方メートル
放送区域の体積	300平方メートル
内装仕様	天井：穴あき石膏ボード、床：板貼り、壁：黒板、ガラス、板貼りドア等
放送区域の平均吸音率	0.15（2 kHz）、0.20（500Hz）
スピーカーの音響パワーレベル	98.8デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W5

2 残響時間

$$T=0.161 \times V / (S \alpha 500 \text{ H Z}) = 0.161 \times 300 / (320 \times 0.20) = 0.75 \text{ 秒}$$

3 スピーカー配置

○ 受聴点における音圧レベル

$$P=p+10 \log \{ Q / 4 \pi r^2 + 4 (1-\alpha 2 \text{ k H z}) / S \alpha 2 \text{ k H z} \}$$

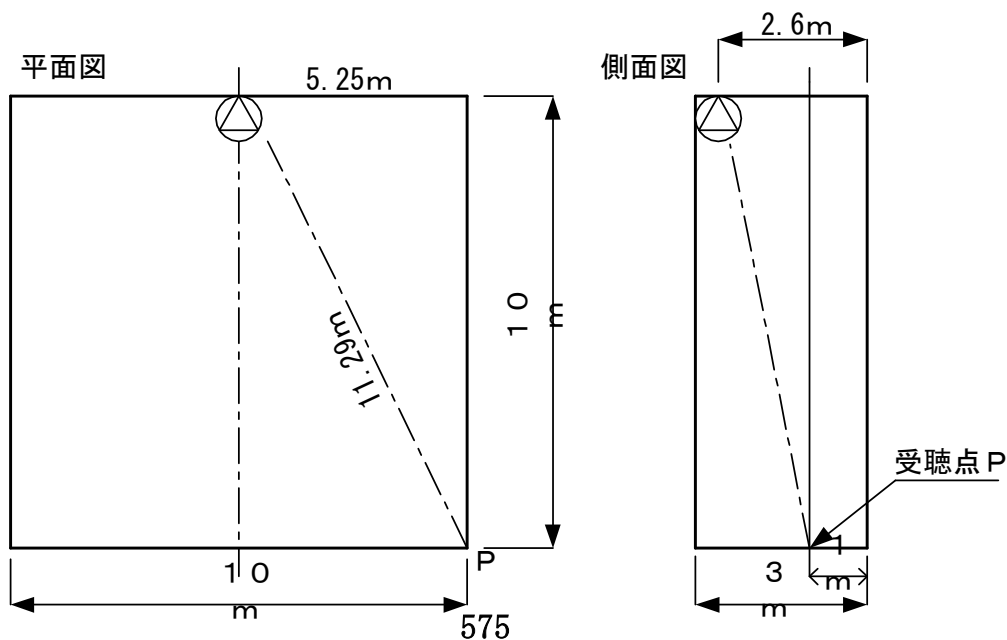
スピーカーからの最長距離 P 地点の音圧レベル

$$P=98.8+10 \log \{ 5/4 \cdot \pi \cdot (11.4)^2 + 4 \cdot (1-0.15) / 320 \cdot 0.15 \}$$

$$=87.4 \text{ dB}$$

○ スピーカーの配置図（平面図及び側面図）

音響パワーレベル 98.8 デシベルの壁掛け型スピーカーの場合



4 メリット

- 残響時間の短い放送区域で、音圧レベルも確保できるので、1つのスピーカーにより10メートルを超える範囲をカバーできる。

〈アトリウム〉

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	アトリウム
内装仕様	天井：ガラス、床：大理石、壁：大理石、ガラス
放送区域の寸法	間口13.5メートル、奥行き24メートル、高さ17メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	1,923平方メートル
放送区域の体積	5,508立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.08 (500Hz) 、0.07 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	100デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 M

2 残響時間

$$T = 0.161 \times \frac{5508}{1923 \times 0.08} = 5.76(\text{秒})$$

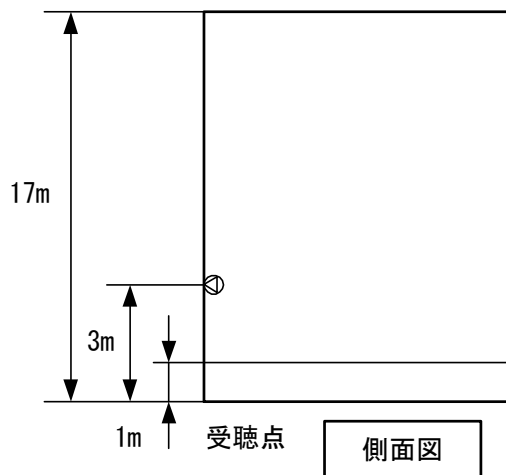
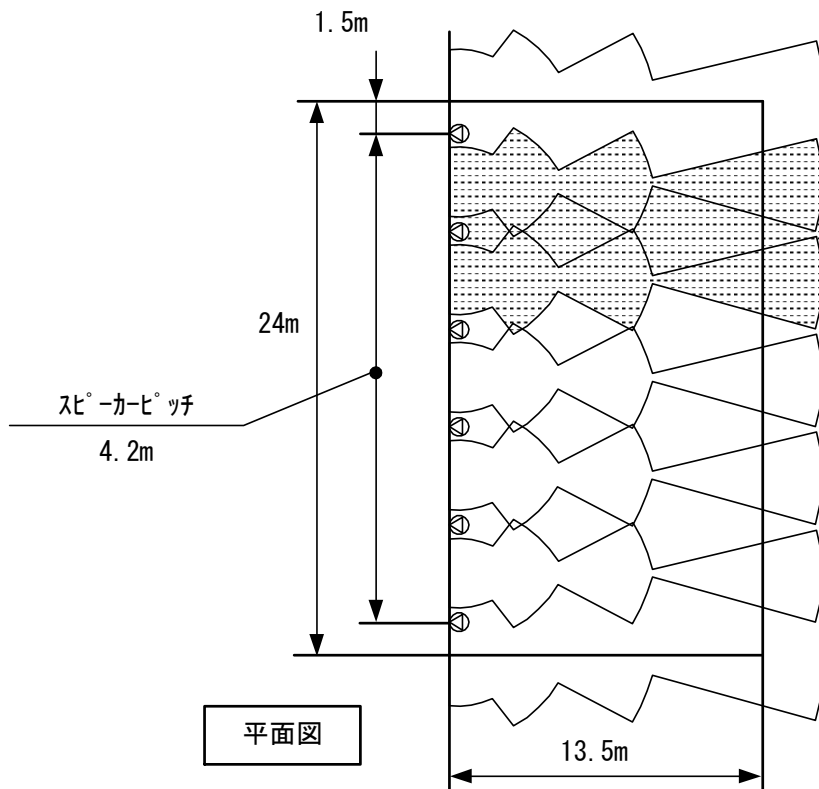
3 スピーカーの配置

- 残響時間が3秒以上のため、スピーカーまでの距離は次式で求める r の値以下となるように設置する必要がある。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q S \alpha}{\pi (1 - \alpha)}} = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q \times 1923 \times 0.07}{\pi (1 - 0.07)}}$$

角度 (°)	0° ~15° 未満	15° 以上30° 未満	30° 以上60° 未満	60° 以上90° 以下
Q	10	3	1	0.5
r (m)	16.1	8.8	5.1	3.6

○スピーカーの配置（ホーン型コーンスピーカーを使用する）



○ r の地点での音圧レベル

$$P = 100 + 10 \log_{10} \left(\frac{10}{4\pi (16.1)^2} + \frac{4(1 - 0.07)}{1923 + 0.07} \right) = 84.9 \text{ (dB)}$$

となり、r 以内のエリアでは75dBを満足する。

4 メリット

- r の距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が確保される。

〈地下駐車場〉

1 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	地下駐車場
内装仕様	天井：コンクリート、壁：コンクリート、床：コンクリート
放送区域の寸法	間口76.5メートル、奥行き43メートル、高さ4.2メートル
放送区域の壁、床等内面積の合計	8,149.8平方メートル
放送区域の体積	13,816立方メートル
放送区域の平均吸音率（500Hz）	0.03
放送区域の平均吸音率（2 kHz）	0.03
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W

2 残響時間

$$T=0.161 \times V / (S \times \alpha) \text{ より}$$

$$T=0.161 \times 13816 / (8149.8 \times 0.03) = 9.1 \text{ 秒}$$

上記結果から、残響時間が3秒以上の為、明瞭度を確保する必要がある。

3 明瞭度を確保する計算式

$$r=3/4 \times \sqrt{(Q \times S \times \alpha / (\pi \times (1-\alpha)))} \text{ より}$$

コーン型スピーカーの場合は、

角度 (°)	0° ~15° 未満	15° 以上30° 未満	30° 以上60° 未満	60° 以上90° 以下
Q	5	5	3	0.8
距離 r (m)	14	14	11	6

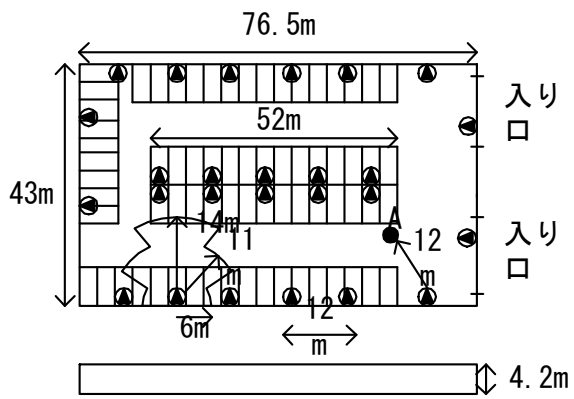
4 受聴点における音圧レベルの計算

スピーカーからの最大距離点（下図A点）における音圧レベルの計算は、

$$P=p+10 \times \log (Q/4 \times \pi \times r^2 + 4 \times (1-\alpha) / S \times \alpha) \text{ より、}$$

$$P=97+10 \times \log (5/4 \times \pi \times 12^2 + 4 \times (1-0.03) / 8149.8 \times 0.03)$$

$$=79.4 \text{ (dB) となる。}$$



メリット

- 1 到達距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が向上する。

第3章 避難設備

第1節 避難器具

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号。以下この節において「告示第2号」という。）に示すものをいう。

第2 避難器具の選定

- 1 避難器具は、当該器具の使用者を考慮して選定するものとする。
- 2 すべり棒、避難用タラップ及び避難橋のうち、安全センターの評価を受けたものについては、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。
- 3 防火対象物の避難階が2以上となる場合、令第25条第2項第1号の表の階数は、降着側の避難階から避難器具を設置しなければならない階（以下「要設置階」という。）まで数えた階数とすることができる。

第3 設置位置等の基準

避難器具を設置する場合の位置、開口部の大きさ及び周囲の状況等は、令第25条第2項、規則第27条及びに告示第2号第3、第7及び第8の規定によるほか、避難器具の設置場所及び種別に応じ、次による。

1 避難はしご

(1) 取付け部

転落のおそれのある部分に避難はしごを取り付ける開口部を設ける場合は、高さ110センチメートル以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。

(2) 取付け方法

避難はしごの最上部横さんと開口部の下端（開口部を床面に設けるものにあつては床面）との間隔は、0.5メートル以下とすること。

(3) 避難通路

避難通路を屋内に設けるものにあつては、避難通路と他の用途に供する部分との間を耐火構造の壁若しくは床で区画し、かつ、当該壁の開口部には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は規則第13条第1項第1号ハ（イ）に適合する措置を講じたものを設けること。ただし、周囲の状況から避難上安全と認められる場合にあつては、この限りでない。

(4) 4階以上の階につり下げはしごを設置する場合の取扱い

つり下げはしごは規則第27条第1項第5号ニによるほか、次によること。

ア つり下げはしごを設けるバルコニー等は、直接外気に開放された部分を有する煙が充満しない構造のもので、当該床面積が概ね2平方メートル以上のものとする。

イ 3階以下の階に設けるつり下げはしごは、規則第27条第1項第5号ニ(ハ)の規定にかかわらず、直接避難階に避難することができるものとする。

ウ アの乗り換えは、原則として、同一バルコニー（仕切板を破壊する必要があるものは同一バルコニーに該当しない）で行えること。

2 緩降機

緩降機は、1 (1) 及び (3) の例による。

3 救助袋

救助袋は、斜降式及び垂直式の区分に応じ次による。

(1) 斜降式救助袋

ア 取付け部は1 (1) の例による。

イ 避難空地は1 (3) の例による。

(2) 垂直式救助袋

ア 取付け部は1 (1) の例による。

イ 避難空地は1 (3) の例による。

4 滑り台

滑り台は、1 (1) 及び (3) の例による。

5 滑り棒

滑り棒は、1 (1) 及び (3) の例による。

6 避難ロープ

避難ロープは、1 (1) 及び (3) の例による。

7 避難橋

避難橋は、次による。

(1) 取付け部

取付け部は、1 (1) の例による。

(2) 避難通路

避難通路は、避難空地から階段又はスロープ等へ避難上有効な経路を経て到達することができるもので足りるものとする。

8 避難用タラップ

避難用タラップは、1 (1) 及び(3)の例による。

9 1から8までに掲げる避難器具の取付け部の開口部の大きさ、操作面積及び降下空間並びに

避難空地は、その種類に応じ、それぞれ表1から表4までに掲げるところによる。

10 転落防止措置

避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設けるなどの安全対策を講じるものとする。（次図参照）

転落防止措置の例

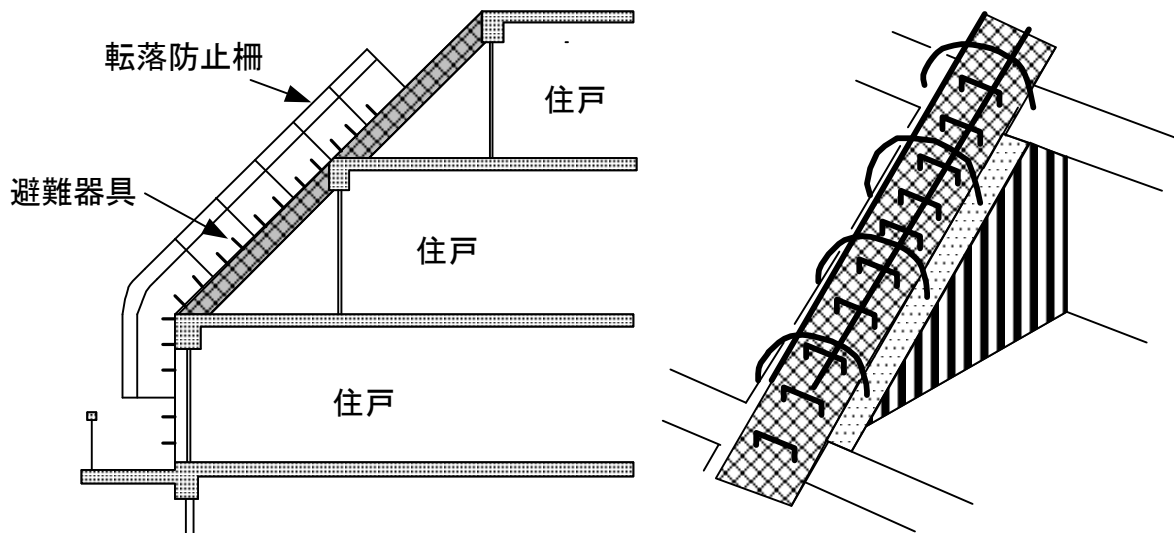


表1

取り付け部の開口部の大きさ

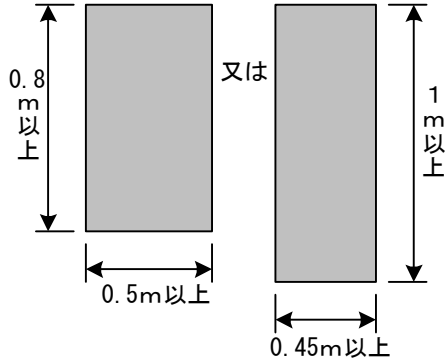
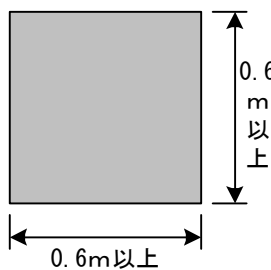
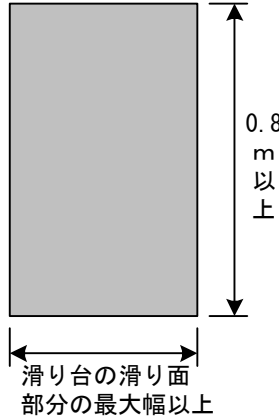
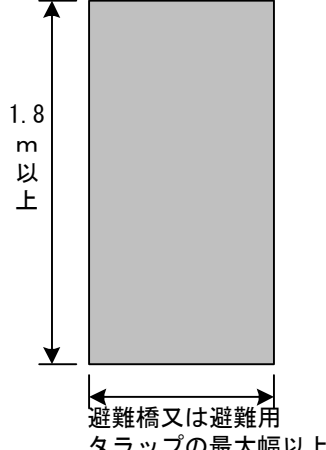
避難器具の種類	取り付け部の開口部の大きさ
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) 緩降機 滑り棒 避難ロープ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り付け部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 又は 高さ 1m以上 幅 0.45m以上 ・ 取り付け部の開口部を床面の部分に設ける場合直径 0.5m以上の円が内接できるものであること 
<p>救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること</p> 
<p>滑り台</p>	<p>高さ 0.8m以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p> 
<p>避難橋 避難用タラップ</p>	<p>高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p> 

表2

操 作 面 積

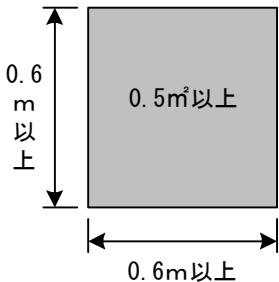
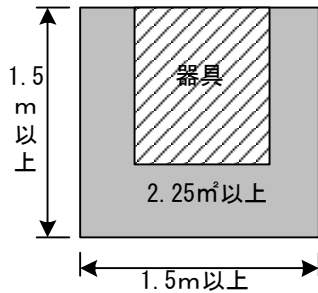
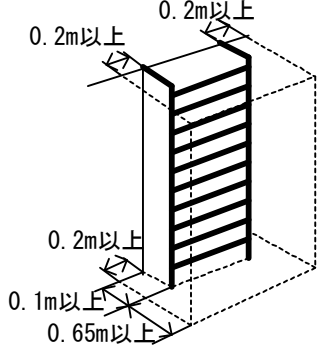
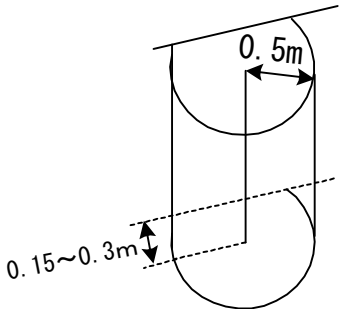
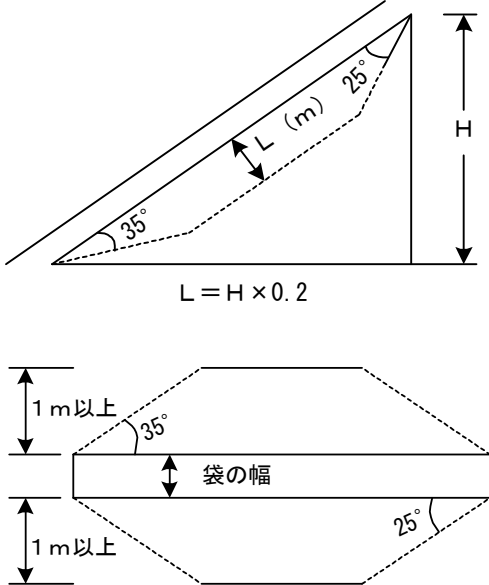
避難器具の種類	操 作 面 積
避難はしご 緩降機 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ	<p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一边の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの</p>  <p>The diagram shows a square with a vertical dimension of 0.6 m 以上 and a horizontal dimension of 0.6 m 以上. Inside this square is a smaller shaded square labeled 0.5㎡ 以上.</p>
救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)	<p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上(器具の設置部分を含む。)ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は2.25㎡以上とすること。</p>  <p>The diagram shows a square with a vertical dimension of 1.5 m 以上 and a horizontal dimension of 1.5 m 以上. Inside this square is a smaller shaded square labeled 2.25㎡ 以上. The word '器具' (equipment) is written inside the smaller square.</p>
滑り台 避難橋 避難用タラップ	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>

表3

降 下 空 間

避難器具の種類	降 下 空 間
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に0.2m以上及び器具の前面から奥行き0.65m以上の角柱形の範囲</p> 
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。</p> 
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m))以上とすることができる。</p> 

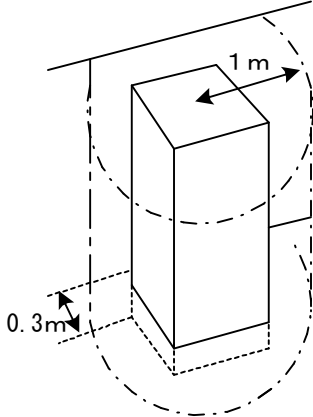
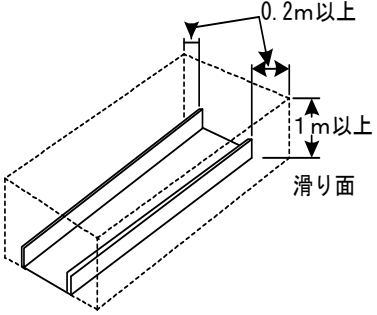
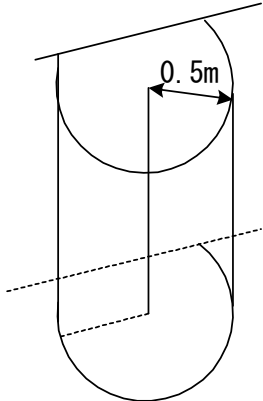
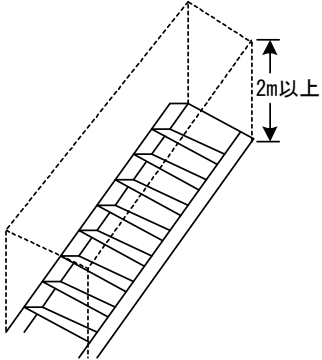
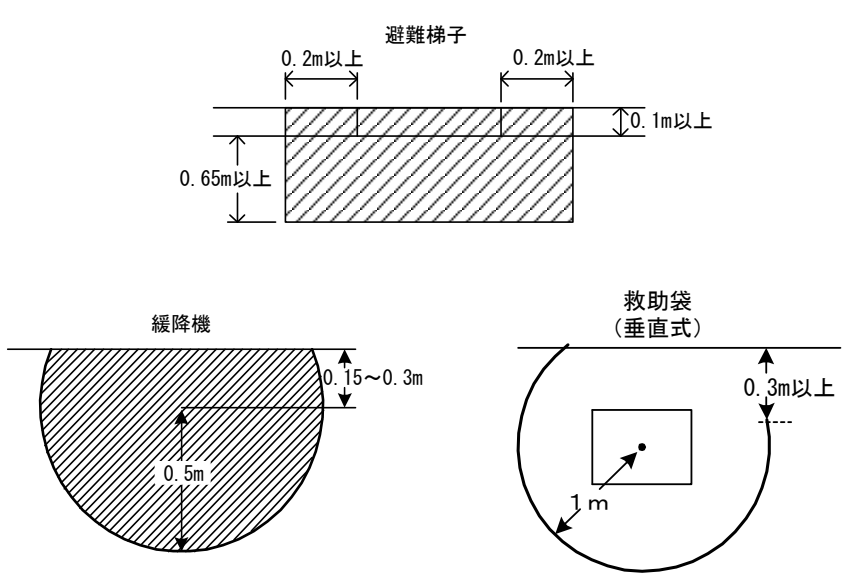
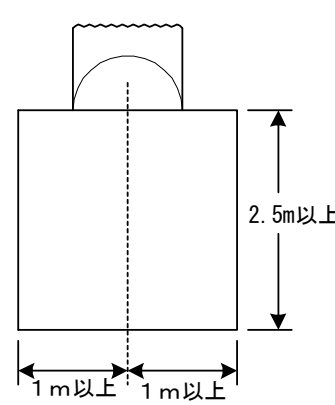
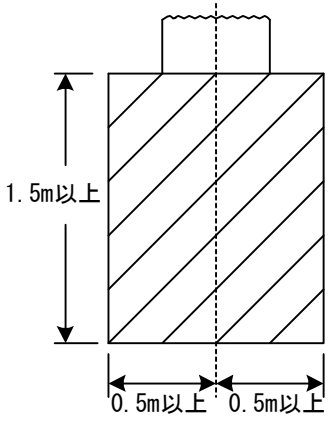
<p>救 助 袋 (垂 直 式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1 mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3 m以内の場合にあつては0.3m））以上</p> 
<p>滑 り 台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1 m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲内</p> 
<p>滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p> 
<p>避 難 橋 避 難 用 タ ラ ッ プ</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上</p> 

表4

避難空地

避難器具の種類	避難空地
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) 緩降機 救助袋 (垂直式)</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>  <p>避難はしご 0.2m以上 0.2m以上 0.65m以上 0.1m以上</p> <p>緩降機 0.15~0.3m 0.5m</p> <p>救助袋 (垂直式) 0.3m以上 1m</p>
<p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを) 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを)</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>展張した袋本体の下端から前方2.5m以上及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅</p>  <p>2.5m以上 1m以上 1m以上</p>

滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲</p> 
滑り棒 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ	避難上支障のない広さ

第4 避難器具専用室

避難器具専用室は、告示第2号第4及び第3.1.(3)の例によるほか、次による。

1 広さ

一辺の長さがおおむね90センチメートル以上で、かつ、2平方メートル以上の広さとする
こと。

2 非常照明

告示第2号第4による非常照明は、建築基準法施行令第126条の5の規定の例により設ける他、
避難器具専用室が存する階を使用する場合に必ず点灯される照明器具に連動して点灯するこ
とができるものとする。

第5 標識

避難器具の設置場所を示す標識を屋内に設けるものは、常用電源が遮断された場合におい
ても標識が識別できる明るさが確保できるよう、建築基準法施行令第126条の5に適合する常用
の照明装置が設けられていること。

第6 設置場所の明るさの確保

常用電源が遮断された場合においても避難器具の操作及び避難に支障のない明るさが確保
できるよう、告示第2号第6によるほか、次により照明装置を設けること。ただし、当該避難器
具が屋外（バルコニー、屋上等）に設けられているもので、自然採光等により避難上支障のな
いものは、この限りでない。

1 照度は、避難器具設置場所の床面で1ルクス以上となるよう設けること。

2 照明装置は、次のいずれかに該当するものが設けられていること。

(1) 建築基準法施行令第126条の5に規定する非常用の照明装置

(2) 避難ロープ、すべり棒又は避難はしご（3階以下の階に設けるものに限る。）を設ける場
合で、次のアからエに適合する電池式照明装置

ア 照度は、30センチメートル前方でおおむね50ルクスのものであること。

イ 照射方式が、散光式のものであること。

ウ 壁に掛けた状態で点灯できるものであること。

エ 器具本体に乾電池の取替年月日を記入したラベルが貼付されていること。

第7 特例基準

次に適合する場合にあつては、令第32条の規定を適用することができるものとする。

1 屋外階段等の取扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物に直通階段が2以上設けられている場合で、

当該階段のうちいずれかが次の (1) 又は (2) に適合する屋外階段等である場合は、当該階に設置する避難器具の個数は当該屋外階段等を利用することができる階ごとにそれぞれ令第25条第2項第1号の規定による避難器具の設置個数から当該屋外階段等の数を引いた数とすることができる。ただし、設置を省略できる避難器具の個数は、当該階に設けられている直通階段の数から1を減じた数以下であること。

(1) 屋外階段の場合

ア 屋外階段は、不燃材料で造ったものであること。

イ 屋外階段の構造は、建築基準法施行令第23条、第24条及び第25条の規定に適合したものであること。

ウ 屋外階段は、避難階において、告示第2号第3.1. (1) . ト又は第3.1. (3) の例により設けた幅員1メートル以上の避難通路に面していること。

(2) 地下1階から地上に至る避難上有効な階段の場合 (図1)

ア 階段は、(1) . ア及びイに適合すること。

イ 階段は、カの規定する出入口以外は、屋内部分と耐火構造の壁で区画されていること。ただし、次のいずれかに適合する開口部は設けることができる。

(ア) はめ殺しの特定防火設備である防火戸の開口部

(イ) はめ殺しの防火戸及び随時閉鎖でき、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備である防火戸を併設した開口部

(ウ) 階段から2メートルを超える部分に設けられた開口部

ウ 階段は、その上面又は側面で当該階段の上方2メートルを超える部分で、当該階段の水平投影面積の2分の1以上で、かつ、4平方メートル以上の大きさの部分が常時外気に開放されていること。

エ ウにより側面に設ける常時外気に開放された部分の前面は、同一敷地内において水平距離50センチメートル以上が屋外の空間であること。

オ 階段の仕上げは、下地を含み不燃材料でしていること。

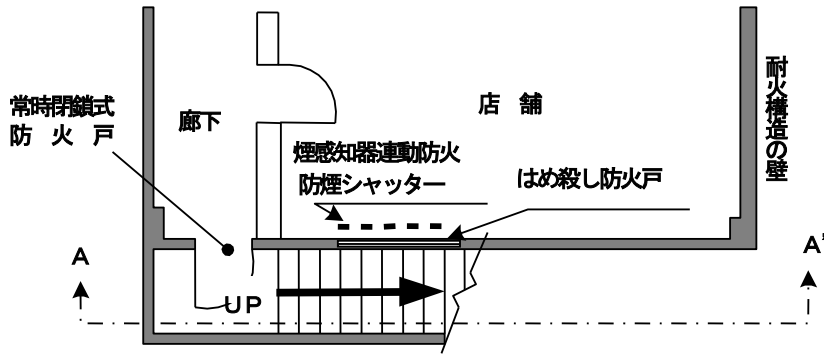
カ 地下1階における階段の出入口には、常時閉鎖式の防火戸又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸を設けてあること。

キ 階段は、地上において幅員1メートル以上の屋外通路又はピロティーに面していること。

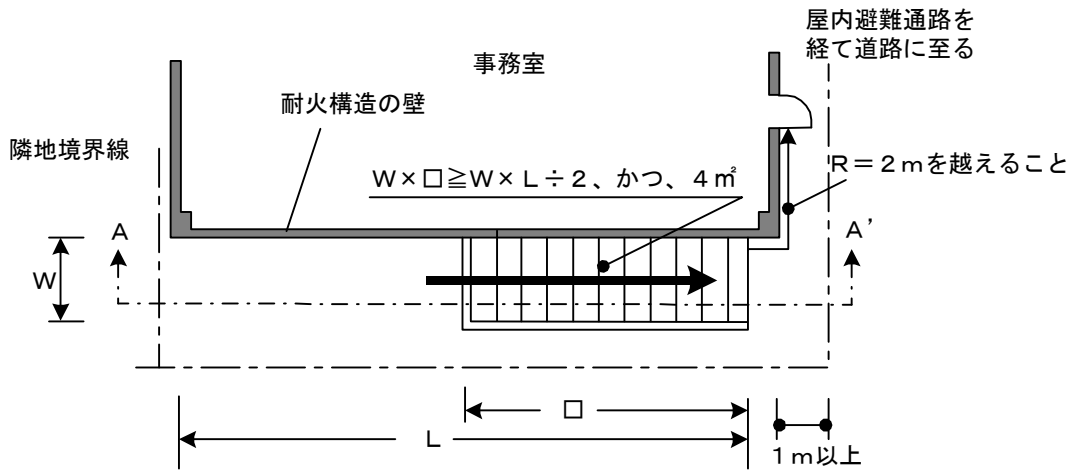
ク キの屋外通路又はピロティーは、告示第2号第3.1. (1) . ト又は第3.1. (3) の例により設けた幅員1メートル以上の避難通路に通じていること。

図1-1

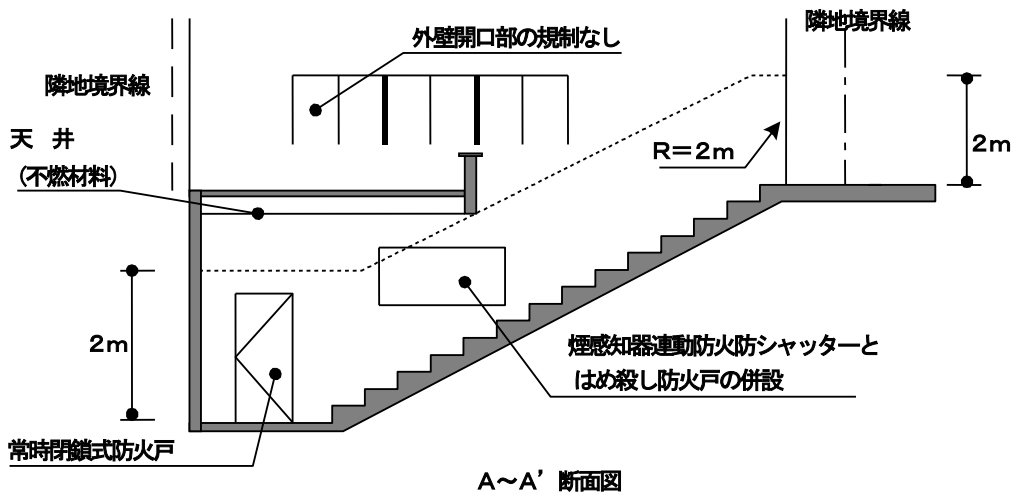
階段の上部の一部が外気に開放されている場合の例



地下1階平面図



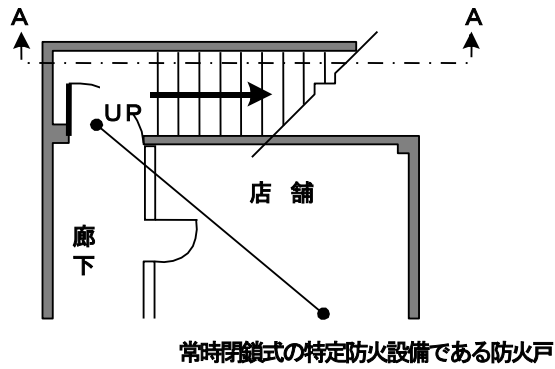
地上1階平面図



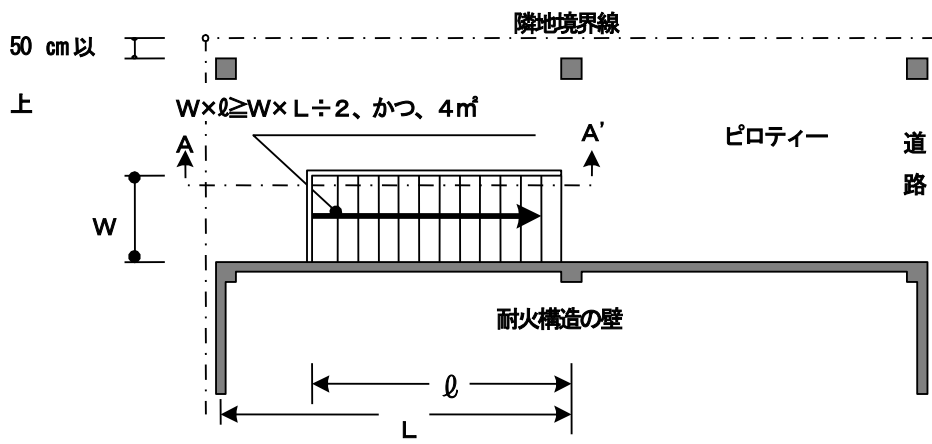
A~A' 断面図

図1-2

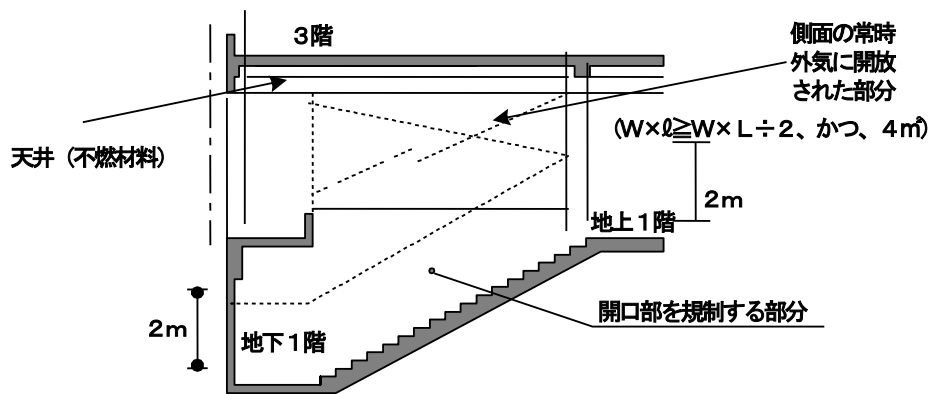
階段の上方に屋根がかかっている場合の例



地下1階平面図



地上1階平面図



A~A'断面図

2 屋内避難階段等の部分の取扱い

建築基準法施行令第123条第1項の規定による屋内避難階段に、次により排煙上有効な開口部を階段室の最上部及び階段室の各階又は各階の中間の部分ごとに設けた場合にあっては、当該階に設置する避難器具の個数は当該避難階段を利用することができる階ごとにそれぞれ令第25条第2項第1号の規定による避難器具の設置個数から当該避難階段の数を引いた数とすることができる。(図2)

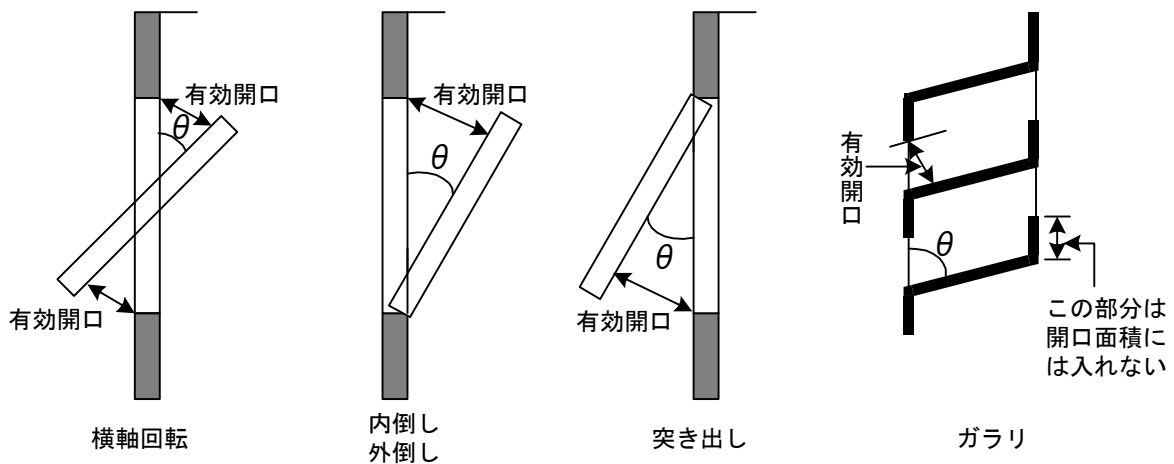
- (1) 開口部の有効開口面積は、開放形式に応じて次式により算定した値が2平方メートル以上となること。

$$\text{有効開口面積} = \text{純開口面積} \times K$$

Kの値は、開放形式に応じて下表によること

開放形式	回転角 (θ)	K	備考
引き違い、片引き		1	
上げ下げ		1	
開き		1	45° 以上開くこと
縦軸回転		1	45° 以上開くこと
横軸回転 倒し 突き出し	$90^\circ \geq \theta \geq 0^\circ$	$\sin \theta$	すべり出しの場合の上部開口部分はK=1としてよい
ガラリ	$90^\circ \geq \theta \geq 0^\circ$	$\sin \theta$	

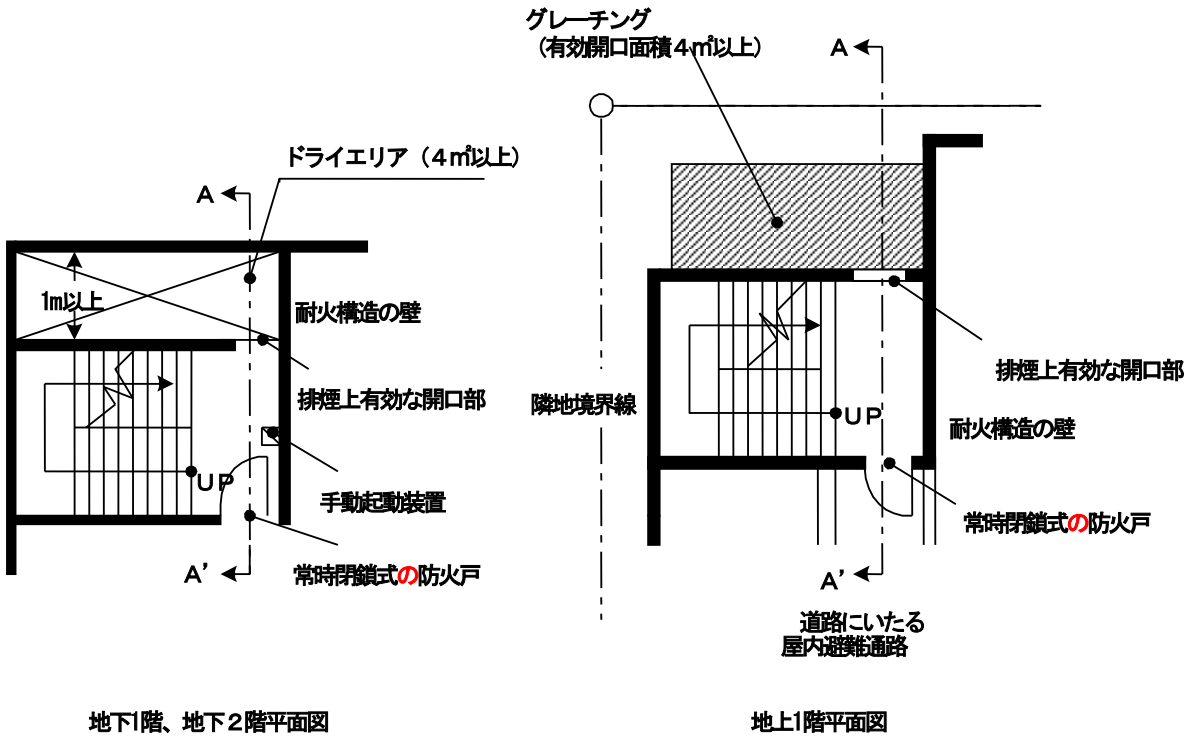
θ のとり方



- (2) 開口部の上端は、当該階段の天井の高さの位置にあること。
- (3) 開口部の開放装置は、次に適合する手動起動装置及び自動起動装置の作動と連動してすべての開放装置が起動するものであること。
 - ア 手動起動装置は、階段の各階入口部分又は各開口部の直近で床面から80センチメートル以上1.5メートル以下の高さの位置に設けること。
 - イ 自動起動装置は、規則第23条第4項第7号の規定又は当該規定の例により設けた煙感知器と連動して作動するものとする。
 - ウ 開放装置には非常電源を設けること。
 - エ ウの非常電源及び配線は、排煙設備の基準（第7）を準用する。
- (4) 開口部を地階に設ける場合は、次に適合するドライエリアに面して設けること。
 - ア 開口部と当該開口部に相対するドライエリアの壁との間は、水平距離1メートル以上離すこと。
 - イ ドライエリアの大きさは、地階に設ける開口部の数に2平方メートルを乗じて得た数以上の水平投影面積を有すること。
 - ウ ドライエリアの上部にグレーチング等でふたをする場合は、当該ふたの有効開口部の合計が、イの水平投影面積以上であること。

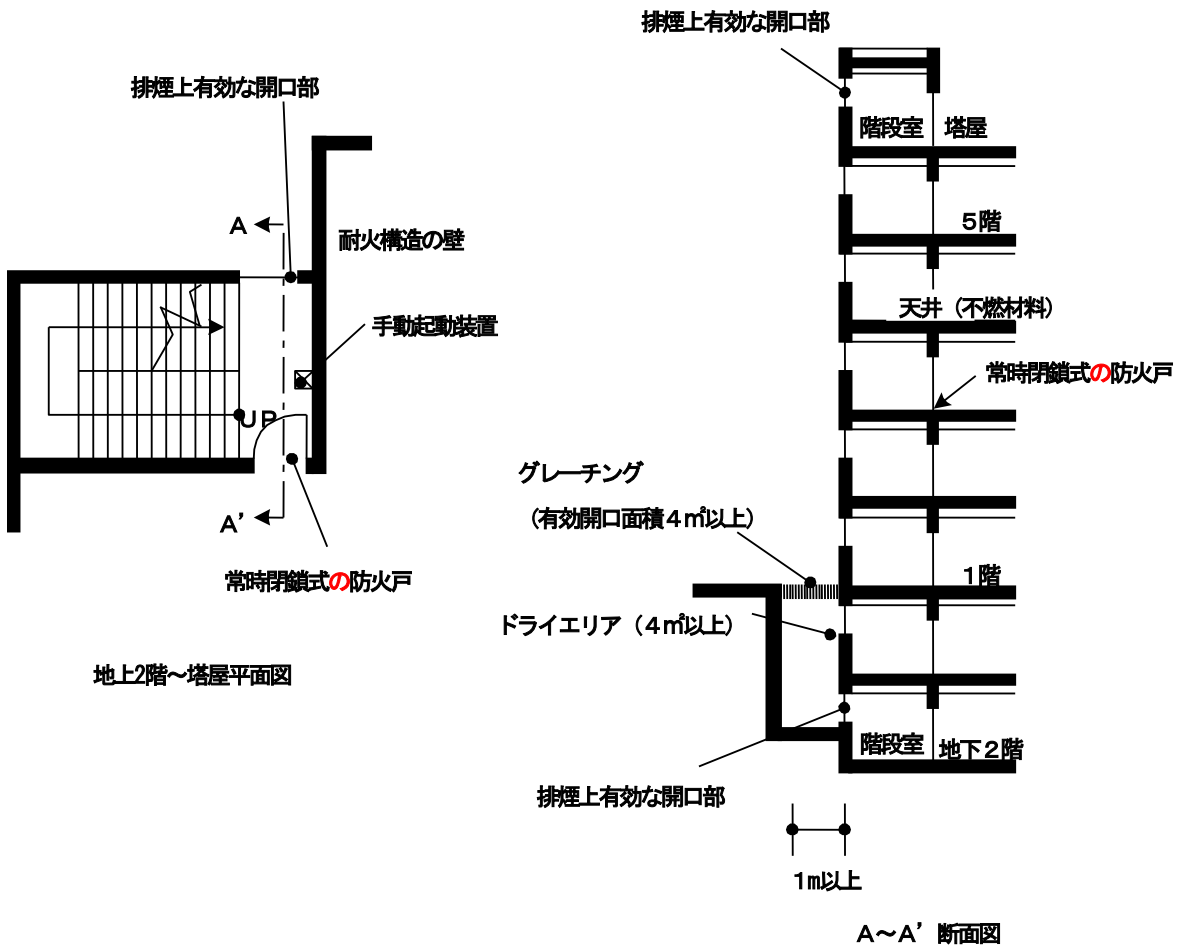
図2-1

階段の最上部及び各階の部分ごとに排煙上有効な開口部を設けた場合の例



地下1階、地下2階平面図

地上1階平面図

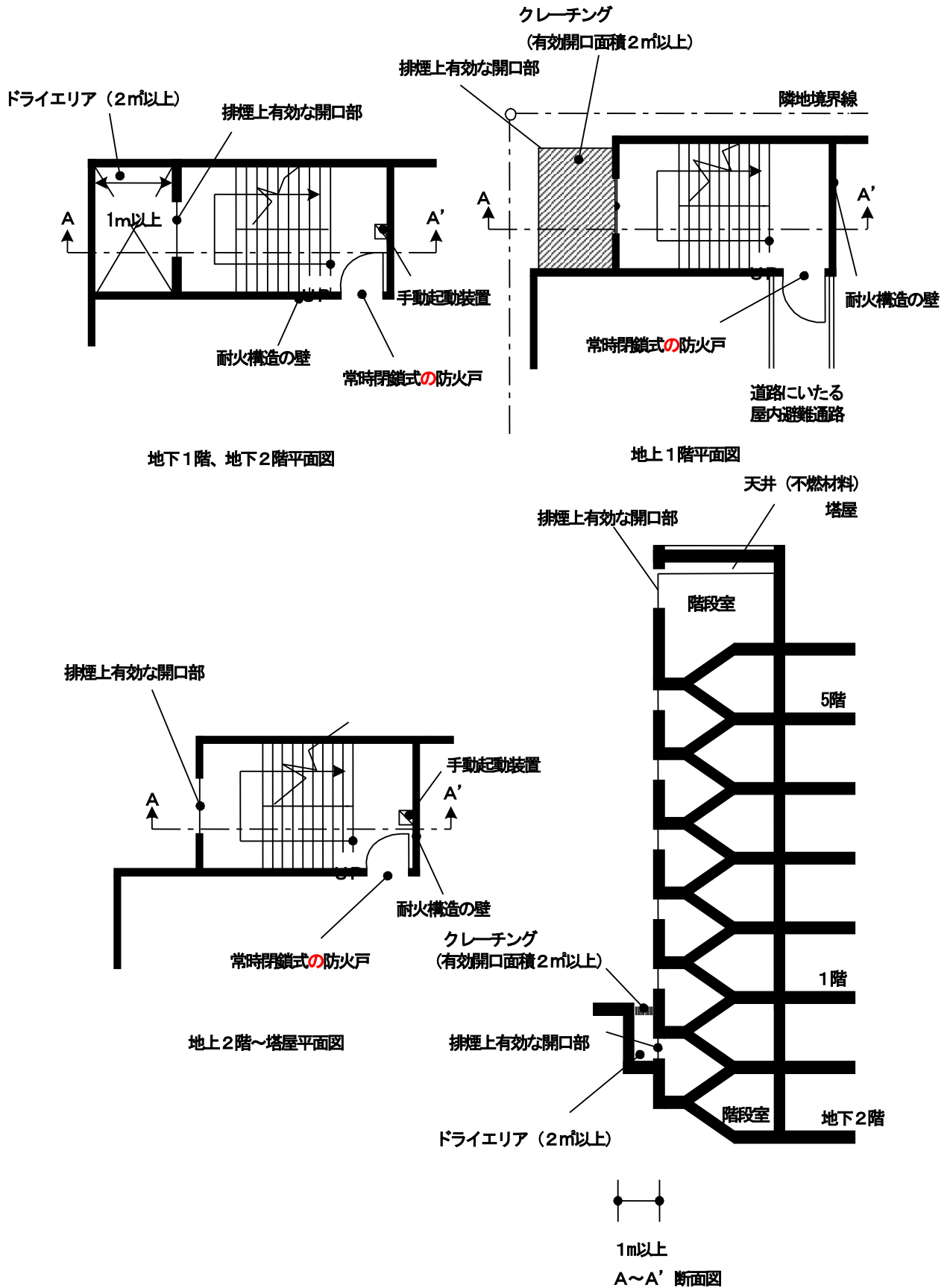


地上2階～塔屋平面図

A～A' 断面図

図2-2

階段の最上部及び各階の中間の部分ごとに排煙上有効な開口部を設けた場合の例



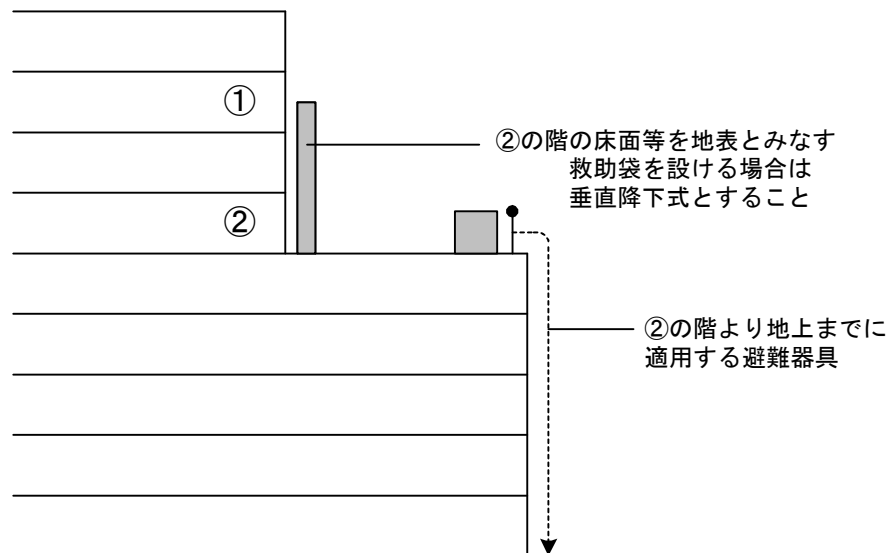
3 設置が困難である防火対象物の取扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物（木造を除く。）で、階段が前面道路に面して設けられ、かつ、当該防火対象物の両側面及び背面に隣接建物が近接していること等により避難器具を有効に設置することが困難であるものについて、避難器具の設置を要する階から、隣接建物のバルコニー、ベランダ、屋上若しくはアーケードの消火用足場等へ容易に避難できる避難路を確保することができる場合は、避難器具を設置しないことができる。

4 道路の幅員による高さの制限の規制を受ける建築物等の取扱い

要設置階の壁面が下階より後退していることにより避難器具の設置が困難である防火対象物のうち、当該下階の屋上又はバルコニー等が避難上十分な広さを有する防火対象物の場合は、次によることができる。（図3）

図3



- (1) 屋上又はバルコニーは、奥行きがおおむね1.5メートル以上であること。
- (2) 要設置階には、設置可能階（要設置階の下層階で地上に到着できる避難器具を設置することができる階をいう。）の屋上又はバルコニー等に到達できる避難器具（避難ロープを除く。）を令第25条第2項第1号の表に示す区分（当該表の階の区分は設置可能階を1階とみなす。）に従いそれぞれの階に適応するものとされる避難器具を設置すること。ただし、救助袋にあつては垂直式とすること。
- (3) 設置可能階に設ける避難器具の個数は、要設置階又は設置可能階に必要とされる個数のうち最大となる個数とすること。
- (4) 屋上又はバルコニーは、避難器具が1個以上設けてあるか、又は、規則第26条第2項に規定する階段、1. (1) 及び (2) までに適合する階段若しくは2に適合する屋内避難階段に直接避難することができるものであること。

5 さるばしごの取扱い

さるばしご（コの字型とした丸鋼等を防火対象物の壁面に直接取り付け、はしご状にして使用するもの）を次により設置する場合にあっては、固定はしごとして取り扱うことができる。

- (1) さるばしごは、直径14ミリメートル以上35ミリメートル以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さのものとする。
- (2) さるばしごのうち取り付ける壁面に平行となる部分（以下、「横さん」という。）の長さは、内法寸法で30センチメートル以上50センチメートル以下であること。
- (3) 横さん相互は同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は25センチメートル以上35センチメートル以下とすること。
- (4) 壁面と各横さんとの間隔は同一間隔で、かつ、10センチメートル以上とすること
- (5) 横さんの材料は、JISG3101（一般構造用圧延鋼材）、JISG3123（みがき棒鋼）又はJISG3444（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくはこれと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、有効な防食措置を講じること。
- (6) 横さんの踏面は、滑り止めの措置を講じたものであること。
- (7) さるばしごは、横さんの中央7センチメートルの部分に2キロニュートンの等分布荷重をかけた場合に、横さん及び取付け部に破損等を生じないように設けること。
- (8) さるばしごは、前各号に定めるもののほか、第3、第5及び第6並びに告示第2号第8に定める固定はしごの例により設けること。

6 学校施設等の取扱い

令第25条第1項第3号の規定の適用を受ける防火対象物の階（主要構造部を準耐火構造とした令別表第1（7）項に掲げる防火対象物の階に限る）のうち、当該防火対象物の階段等避難施設による避難が容易であると判断されるもので次に該当する場合は、避難器具を設置しないことができる。

- (1) 2箇所以上設けられた教室等の出入口から地上又は避難階に通ずる直通階段が2以上設けられ、当該教室等の各部分から1の直通階段に至る歩行距離が概ね30メートル以下で、かつ、当該相互間の距離が概ね50メートル以下又は階段相互間の教室等の数が4以下となるよう階段が配置されていること。ただし、袋路状の部分にあっては、教室等の数が2以下であること（図4）
- (2) 自動火災報知設備が令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- (3) 地上に通ずる廊下及び階段の壁及び天井の屋内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。

図4-1

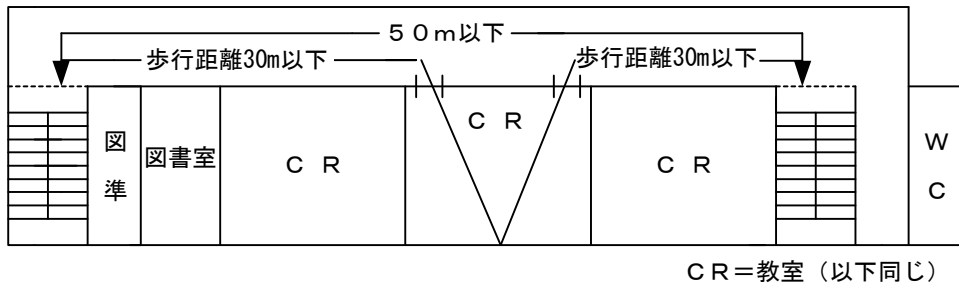


図4-2

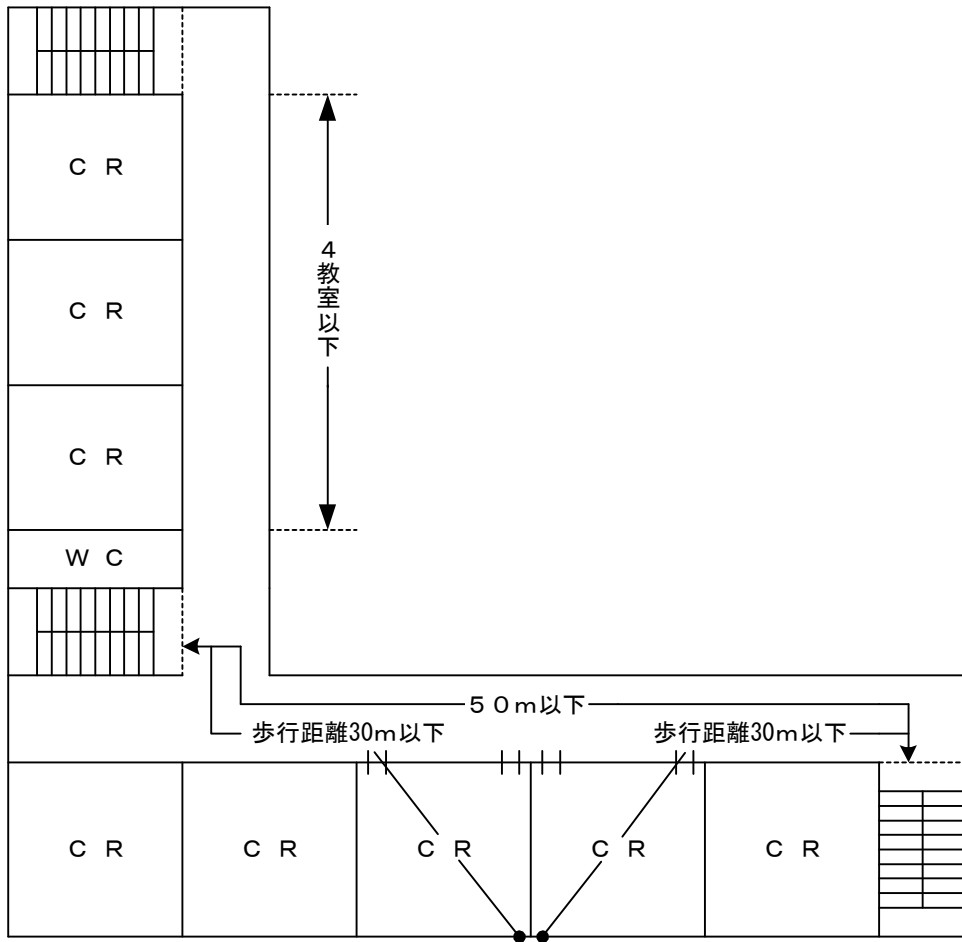


図4-3

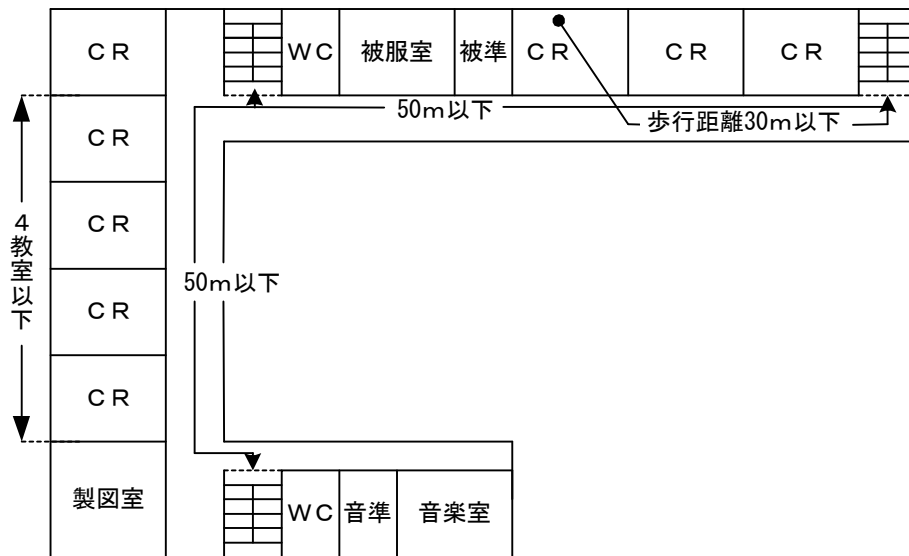


図4-4

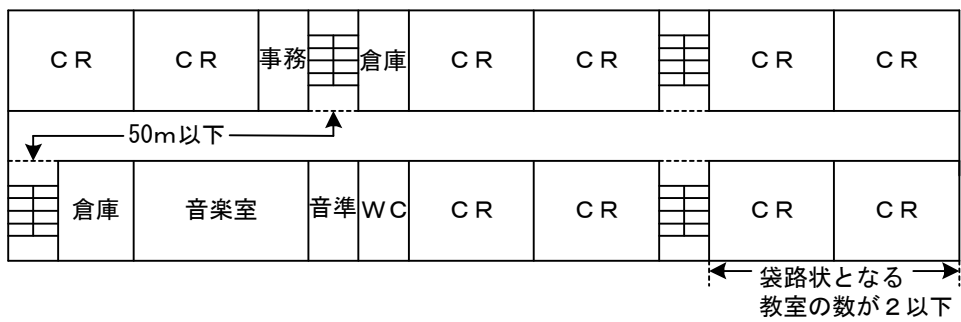
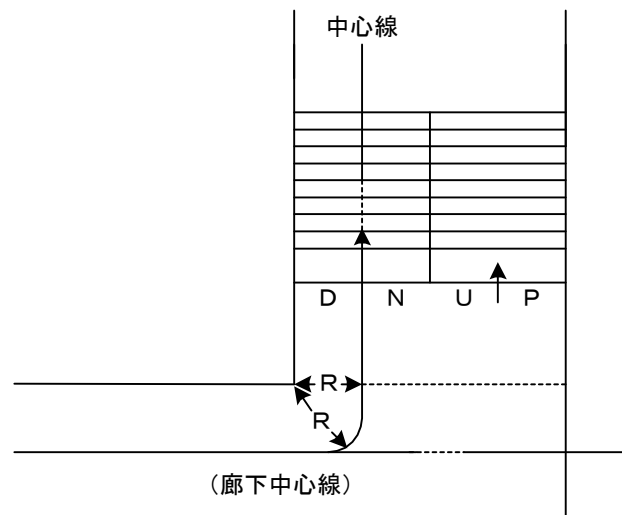


図4-5

備考：歩行距離等判定要領



7 特定一階段等防火対象物の取り扱い

特定一階段等防火対象物のうち、屋内直通階段が2系統以上となる階については、規則第27条第1項1号の規定を適用しないことができる。

第2節 誘導灯及び誘導標識

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 点滅機能とは、火災信号（自動火災報知設備からの火災である旨の信号。以下同じ。）を受信し、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ等を点滅させる機能をいう。
- 2 音声誘導機能とは、火災信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声を繰り返し発生させる機能をいう。
- 3 居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する室並びに機械室、ポンプ室、倉庫、電気機械室、駐車場及びこれらに類する室をいう。
- 4 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口及び場所をいう。
- 5 主要な避難口とは、避難口のうち規則第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する出入口をいう。
- 6 廊下等とは、主要な避難口へ通ずる廊下又は通路（居室内通路を除く。）をいう。
- 7 廊下等への出入口とは、居室内から主要な避難口へ通ずる廊下又は通路への出入口をいう。
- 8 居室内通路とは、居室内で通行の用に供する部分をいう。
- 9 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、火災発生時を想定し、総合的に判断すること。例えば、第2.5(1)イを適用する際、居室において出入口が複数あり、避難口が明確でない場合は容易に識別できないものとして取扱うこと。

第2 避難口誘導灯

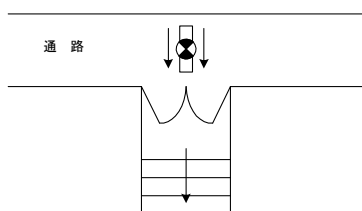
避難口誘導灯の設置は、令第26条第2項第1号並びに規則第28条の2第1項並びに第28条の3第1項、第2項、第3項第1号、第4項第1号から第3号まで、第6号から第8号まで及び第12号並びに誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁子告示第2号。以下この節において「告示第2号」という）によるほか、次による。

1 設置場所

- (1) 出入口が通路等に平行して設けられている場合は、矢印を付した避難口誘導灯を当該出入口の前面通路等の上部に設けること。（別図3-2-1）

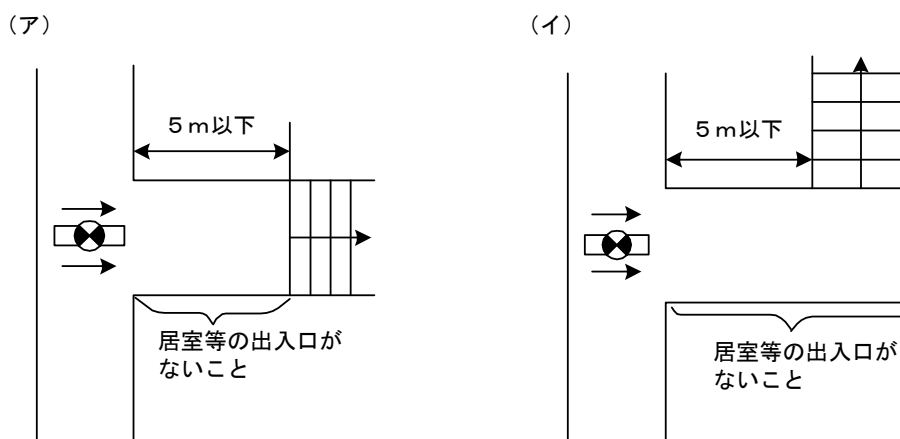
別図3-2-1（第2.1.(1)関係）

通路に平行して設けられている出入口に設ける避難口誘導灯



- (2) 屋内に設ける直通階段の避難階の出口には、避難口誘導灯を設置すること。ただし、階段が避難階で乗り換え構造になっていること等により、避難階であることが容易に判断できる場合には、設けないことができる。
- (3) 廊下等の曲り角のうち、避難口からの歩行距離が5メートル以下となる位置にあるもので、次に適合する場合は、矢印を付した避難口誘導灯を当該曲り角に設置することをもって足りる。(別図3-2-2)

別図3-2-2 (第2. 1. (3)関係)



ア 廊下等の曲り角から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

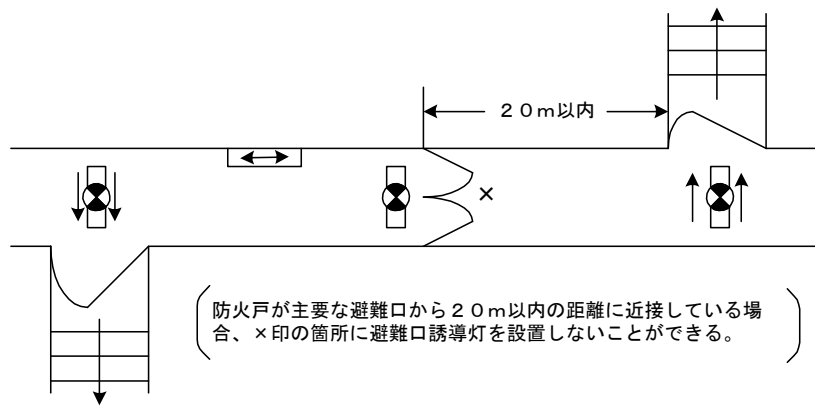
イ 廊下等の曲り角から避難口までの間に居室等の出入口がないこと。

ウ 廊下等は、行き止まりであること。

- (4) 廊下等に防火設備があり、当該防火設備のある場所から2方向に避難できる場合は、避難口誘導灯を当該防火設備の両側の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、防火設備が主要な避難口から20メートル以内の距離にある場合にあっては、当該避難口の側には設けないこと。(別図3-2-3)

別図3-2-3 (第2. 1. (4)関係)

廊下等の防火戸に設ける避難口誘導灯



(5) 居室が連続し、他の居室を通らなければ廊下等に出られない場合は、各居室の出入口ごとに避難口誘導灯を設けること。ただし、居室の出入口が次に適合する場合は、この限りでない。

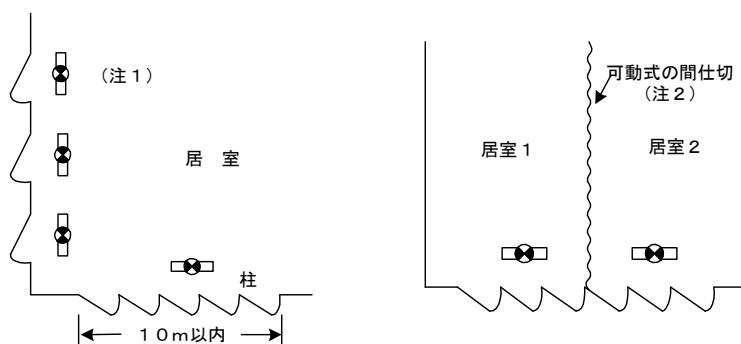
ア 居室の出入口が、当該居室の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができること。

イ 床面積が100平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状況に不案内な者は含まない。以下この節において同じ。）の使用に供するものにあつては、400平方メートル）以下である居室に設けられた出入口

(6) 居室の出入口が、連続して2以上設けられている場合は、10メートルにつき1個以上設置することをもちって足りる。（別図3-2-4）

別図3-2-4（第2. 1. (6)関係）

2以上連続した出入口の避難口誘導灯



(注1) 2以上の出入口が漸続的にある場合は、各出入口ごとに設けること

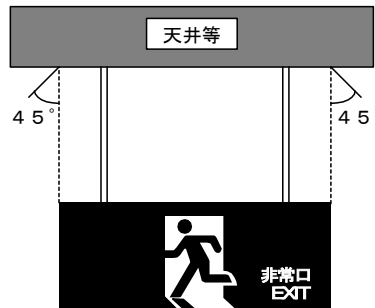
(注2) 可動式の間仕切りにより2以上に区画されている場合は当該区画をそれぞれ1の居室とみなす

2 設置方法

- (1) 避難口誘導灯を壁等に埋め込む場合にあっては、当該壁等の強度及び耐火性能に支障をきたさないように設けること。
- (2) 避難口誘導灯には、次により耐震措置を講じること。
 - ア 自重の5倍以上の垂直荷重に耐えるものであること。
 - イ 自重の2倍以上の水平荷重に耐えるものであること。
 - ウ 天井等からつり下げの場合にあっては、器具つり下げ用鋼管（パイプ）等を使用し、器具の鉛直線上の天井面等から45度の円すい角の弧線上に有効な空間を保有すること。ただし、揺れ止め等の有効な措置を講じた場合は、この限りでない。（別図3-2-5）

別図3-2-5（第2. 2. (2). ウ関係）

つり下げ器具の保有空間



3 消灯

誘導灯の消灯は、次による。

- (1) 規則第28条の3第4項第2号に掲げる、消灯することができる場合又は場所とは、次によること。
 - ア 「防火対象物が無人である場合」とは、当該防火対象物全体が無人の状態であること（休業、休日、夜間等において無人の状態が繰り返し継続されることをいい、防災センター要員、警備員又は宿直者等によって管理を行っているものは、無人の状態であるものとみなす。）をいう。
 - イ 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」とは、外光（自然光）による採光のための十分な開口部が存する場所をいい、消灯することができるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られるものとする。
 - ウ 「利用形態により特に暗さが必要である場所」とは、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所をいい、消灯することができるのは、同表の右欄に掲げる使用状態

にあるときとする。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。従って、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないこと。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができること。

エ 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」とは、令別表第1 (5) 項口、(7) 項、(8) 項、(9) 項口及び(10) 項から(15) 項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち当該場所に限るものとする。

(2) 消灯方法は、次によること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、次に掲げる場合にあっては、手動としないことができる。

(ア) (1) .イに掲げる場所に設置する場合であって、警備員、宿直者等が常駐せず手動で消灯することが困難な場合は、光電式自動点滅器により消灯を自動で行う方式とすることができる。

(イ) (1) .ウに掲げる場所に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

ウ (1) .ウに掲げる場所において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次の事項について掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

(ア) 誘導灯が消灯されること

(イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること

(ウ) 避難経路について

(3) 点灯方法は、次によること。

ア 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯している全ての誘導灯を点灯すること。

イ 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が、

(1) の要件に適合しなくなった時、自動又は手動により点灯すること。この場合に

において、消灯対象ごとの点灯方法は、次表によること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 ・施錠連動装置 ・赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所に設置する場合	・照明器具連動装置 ・光電式自動点滅器 等	
利用形態により特に暗さが必要である場所に設置する場合	・照明器具連動装置 ・扉開放連動装置 等	
主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に設置する場合	・照明器具連動装置 等	

注1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すればよい。

注2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものとする。

(4) 配線等

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等（以下「点滅器等」という。）は、防災センター等に設けること。ただし、次に掲げる場合にあつては、防災センター等に設けないことができる。

(ア) (1) .アに掲げる場所に設置する場合であつて、次に掲げる消灯方式のもの。

A 無人の状態となる時最終的に閉鎖する扉に、点滅器として施錠連動装置を設けて消灯する方式

B 防火対象物又はその部分を使用する場合、必ず点灯される照明器具のスイッチに、点滅器等として照明器具連動装置を設けて消灯する方式

C 当該防火対象物の管理を一括して行える場所に点滅器を設けて消灯する方

式

(イ) (1) .ウに掲げる場所に設置する場合には、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器等には、その旨表示すること。

(5) 誘導灯を消灯する場合の各装置の接続方法は、別記の例により施工して差し支えない。

4 点滅機能及び音声誘導機能

誘導灯の点滅機能及び音声誘導機能は、次による。

(1) 設置推進防火対象物

次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、自動火災報知設備を設置しているもので、主要な避難口に避難口誘導灯を設置する場合は、原則として、利用者又は設置場所の状況に応じて、点滅機能、音声誘導機能又は点滅・音声誘導機能を有するものとする。なお、ウに設置するものにあつては、点滅機能又は点滅・音声誘導機能を有するものとする。

ア 令別表第1 (6) 項ロ、ハ及びニに掲げる防火対象物のうち、視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

イ 令別表第1に掲げる防火対象物で、視力又は聴力の弱い者が常時出入りし、これらの者の避難経路となる部分

ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏あるいは照明看板等により誘導灯を容易に識別しにくい部分

(2) 設置することが望ましい防火対象物

(1) に掲げるものを除き、次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、自動火災報知設備を設置しているもので、主要な避難口に避難口誘導灯を設置する場合は、努めて点滅・音声誘導機能を有するものとする。なお、利用者の状況に応じて、点滅・音声誘導機能を有するものに替え、点滅機能又は音声誘導機能を有するものとすることができる。

ア 令別表第1 (1) 項、(2) 項ロ、(3) 項ロ、(4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ、(10) 項、(13) 項イ、(15) 項 (スポーツ施設に限る。) 及び (16の2) 項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

イ アに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が、1,000平方メートル以上のもの。

ウ 令別表第1 (5) 項ロに掲げる防火対象物のうち、住戸の数が50以上の共同住宅又は室数が50以上の寄宿舎等

エ 令別表第1 (12) 項イ及び (15) 項 (浄水場又は污水处理施設等で特定の者のみが入りするもの及びスポーツ施設は除く。) に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が3,000平方メートル以上の防火対象物

オ イに掲げるものを除き、ア、ウ及びエに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が、3,000平方メートル以上のもの。

(3) 設置方法は、次によること

ア 起動方法

- (ア) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。なお、この場合における自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (イ) 規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロ(イ)に規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行うことができる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の区分鳴動を行う階について、点滅機能及び音声誘導機能が起動するものとする。また、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合等に、地区音響装置が区分鳴動から全区域に警報を発するように措置されているものは、当該地区音響装置の鳴動に合わせて、点滅機能及び音声誘導機能が起動すること。
- (ウ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能は、火災の発生が確認された場合に行う火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

イ 停止方法

- (ア) 音声誘導機能が作動している時に、非常警報設備の放送設備により非常放送が行われる場合には、自動火災報知設備の基準（第6.8）に準じて当該音声誘導機能が自動的に停止すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整すること等により、その放送内容の伝達が困難若しくは不十分となる恐れのない場合にあつてはこの限りでない。
- (イ) 点滅機能及び音声誘導機能により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。
- A 屋外階段又はその附室の出入口
- B 消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年11月28日消防庁告示第7号）に適合する開口部を有する屋内避難階段の出入口
- C 特別避難階段の階段室又はその附室の出入口
- D 規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口
- E 第3章第1節第7.2「屋内避難階段等の部分の取扱い」に適合する階段の出入口
- (ウ) (イ)において当該階段室には、当該部分の煙を感知し、誘導灯の点滅及び誘導音を停止させるための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。

ただし、自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定される場合にあつては、当該煙感知器と連動して停止させることで足りるものであること。

ウ 点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯の各装置の接続方法は、別記の例により施工して差し支えない。

5 特例

(1) 次に掲げる出入口については、令第32条の規定を適用し、避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口のうち玄関ホールに設けるもので、次に適合するもの。(特定防火対象物に存するものを除く。)

(ア) 玄関ホールの各部分から当該出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 当該出入口から屋外を容易に見とおすことができること。

イ 居室における主要な避難口のうち、次に適合するもの。ただし、令別表第1 (1) 項に掲げる防火対象物又は(16) 項イに掲げる防火対象物のうち(1) 項の用途に供する部分の客席内を除く。

(ア) 居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 床面積が100平方メートル(主として、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものあつては400平方メートル) 以下である居室に設けられたもの

ウ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち個人の住居の用途に供される部分の出入口

エ 令別表第1 (5) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室(団体客が宿泊する大部屋を除く。)の廊下等への出入口

オ 令別表第1 (5) 項ロに掲げる防火対象物の用途に供される階又は令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用に供される階にある主要な避難口のうち、次に掲げるもの。

(ア) 次に適合する直通階段の出入口(別図3-2-6)

A 開放式の廊下に存する出入口であること。

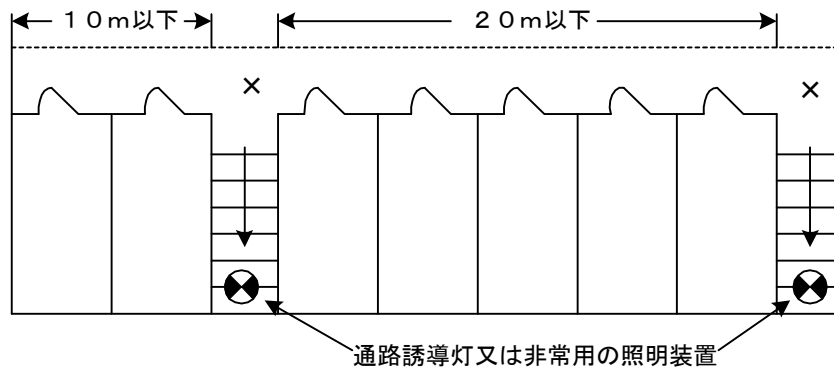
B 階段の出入口には、扉を設けていないこと。

C 階段には、通路誘導灯又は非常用の照明装置(建築基準法施行令第5章第4節に規定されるもの。以下この節において同じ。)が設置されていること。

D 階段は、住戸の出入口からの歩行距離が10メートル以下となる位置にあること。

別図3-2-6 (第2. 5. (1). オ. (ア)関係)

避難口誘導灯の設置に関し特例を適用できる場合



×：避難口誘導灯の設置に関し特例を適用できる部分

(イ) 開放式の廊下等に接続された屋外直通階段の出入口

(ウ) 次に適合する直通階段の出入口

A 住戸の玄関が階段に面している（住戸と階段降り口の間には廊下がない）形態の直通階段の踊り場部分に存する出入口であること。

B 階段には、通路誘導灯又は非常用の照明装置が設置されていること。

(エ) 直通階段からの最終避難口で直接地上に出られることが容易に判断できるも

の

(2) 規則第28条の3第4項第3号の規定により避難口誘導灯の区分がA級又はB級（表示面の明るさが20以上のもの又は点滅機能を有するもの）のものとしなければならない場所のうち、主として、当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分については、令第32条の規定を適用し、A級、B級又はC級のものとすることができる。

第3 通路誘導灯

通路誘導灯の設置は、令第26条第2項第2号並びに規則第28条の2第2項並びに第28条の3第1項、第2項、第3項第2号、第4項第1号から第5号、第7号、第8号及び第12号並びに告示第2号によるほか、次による。

1 設置場所

(1) 通路誘導灯は、次の場所に設けること。

ア 主要な避難口に通ずる廊下等の曲り角（分岐又は交さるものを含む。以下同じ。）

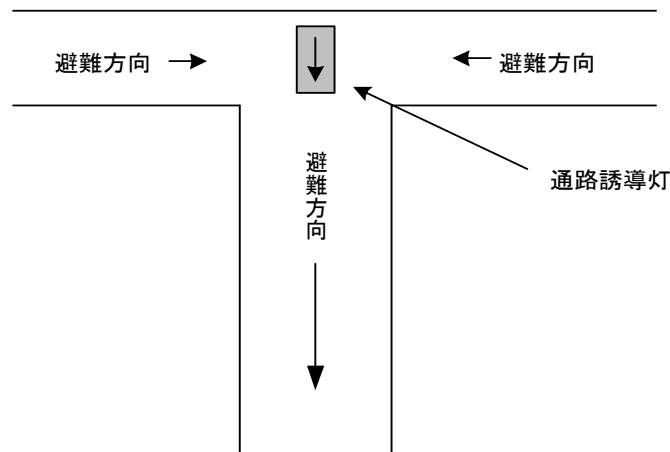
イ 避難口への経路が2以上ある場所にあつては、当該避難口から最初の位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向を明示したものとし、その他のものは、2方向を明示したものとすること。

(2) 廊下等の曲り角のうち、相反する方向から1の主要な避難口に至る曲り角には、廊下等の天井部分に通路誘導灯を設置すること。ただし、当該曲り角の相対する壁に通路誘導灯を設ける場合、又は廊下等の幅員が2メートル以下で、いずれかの壁に設けられた通路誘導灯の灯火により相対する壁が照明でき、誘導標識を設ける場合は、この限りでない。(別図3-2-7)

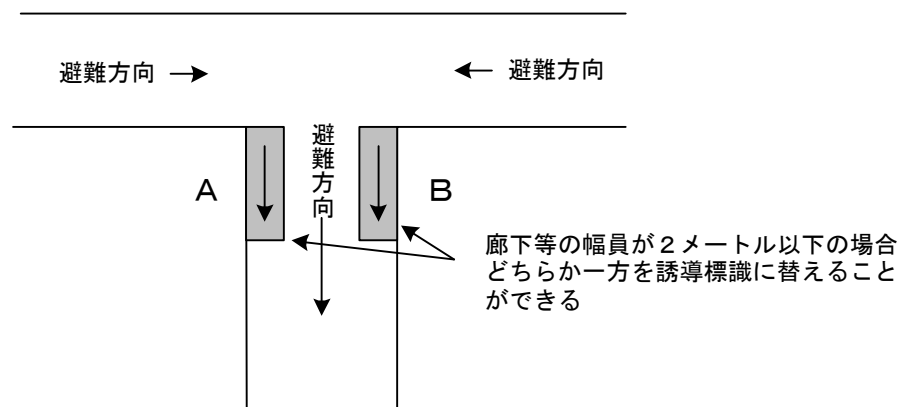
別図3-2-7 (第3. 1. (2)関係9

相反する方向から避難する曲り角に設ける通路誘導灯

(ア)



(イ)



2 設置方法

第2.2. (1) 及び (2) を準用する。

3 消灯

誘導灯の消灯は、次によること。

(1) 通路誘導灯 (階段又は傾斜路に設けるものを除く。) にあつては、第2.3を準用し消灯することができる。

- (2) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものに限る。）で、規則第28条の3第4項第2号に掲げる「防火対象物が無人である場合」及び「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に該当する場合にあっては、第2.3を準用し消灯することができる。

4 特例

- (1) 次に掲げる部分については、令第32条の規定を適用し、通路誘導灯を設置しないことができる。

ア 避難上採光が十分な開放式の廊下等及び階段

イ 廊下等への出入口に避難口誘導灯の設置を要しない居室

ウ 避難階の廊下等のうち、屋外を見とおすことができ、かつ、屋外の安全な場所へ容易に避難できる廊下等の当該部分

エ 令別表第1 (5) 項口、(6) 項から(8) 項まで、(9) 項口、(11) 項、(12) 項、(13) 項口、(14) 項及び(15) 項に掲げる防火対象物（(16) 項に掲げる防火対象物で当該用途に供する部分を含む。）の居室内通路のうち、次に適合するもの。

(ア) 居室内通路の曲り角が1以下であること。

(イ) 居室内通路の曲り角から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(ウ) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が、規則第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。

オ 廊下等のうち、次に適合するもの。

(ア) 廊下等への出入口のいずれからも主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 廊下等への出入口のいずれからも主要な避難口までの歩行距離が規則第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。

カ 居室内通路のうち、次に適合するもの。

(ア) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口若しくはこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 居室の各部分から廊下等への出入口又は主要な避難口までの歩行距離が規則第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。

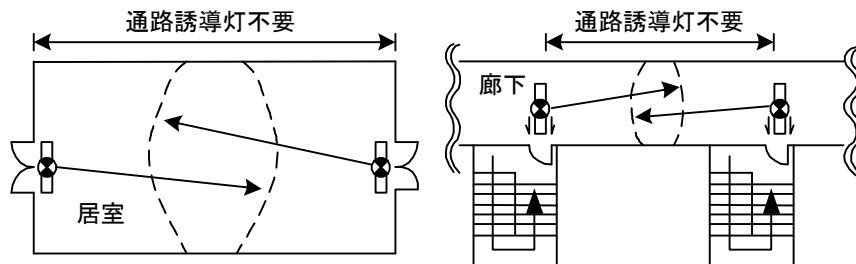
キ 階段の出入口から直接屋外に通ずる主要な避難口に至る廊下のうち、次に適合するもの。

(ア) 階段室の出入口から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

(イ) 階段室の出入口から主要な避難口までの歩行距離が規則第28条の2第2項第1号に掲げる数値以下であること。

- ク 客席誘導灯が第5により設けられた客席部分
- ケ 令別表第1に掲げる防火対象物のうち個人の住居の用途に供される部分
- コ 令別表第1 (5) 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の宿泊室（団体客が宿泊する大部屋は除く。）部分
- サ 避難口誘導灯の有効範囲が重複する部分が存する廊下、通路の当該有効範囲部分にあつては、規則第28条の3第3項第2号ロの規定にかかわらず通路誘導灯を設置しないことができる。（別図3-2-8）

別図3-2-8



- (2) 規則第28条の3第4項第3号の規定により通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）の区分がA級又はB級（表示面の明るさが25以上のもの）のものとしなければならない場所のうち、主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所については、令第32条の規定を適用し、A級、B級又はC級のものとするすることができる。

第4 客席誘導灯

客席誘導灯の設置は、令第26条第2項第3号並びに規則第28条、第28条の3第4項第8号及び第12号によるほか、次による。

1 設置場所

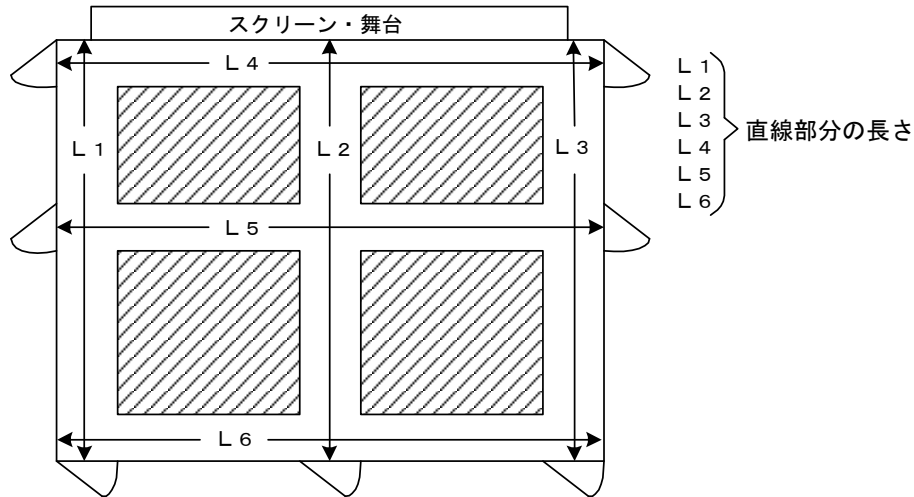
- (1) 客席の通路の床面又は壁面（固定椅子の脚部を含む。）に設けること。
- (2) 客席内通路が階段状になっている部分に設置する場合は、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は当該通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。
- (3) 客席内通路が傾斜路又は水平路になっている部分に設置する場合は、次式により設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなるよう設置し、かつ、その照度は誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定し、水平面照度で0.2ルクス以上とすること。設置個数を算出する場合の直線部分の長さは、当該客席内通路の直線部分ごとに最長の距離をもってその長さとする。こと。（別図3-2-9）

設置個数	≥	客席内通路の直線部分の長さ (メートル)			1
		4			

(小数点以下は切り上げる。)

別図3-2-9 (第4. 1. (3)関係)

客席内通路の直線部分の長さの測り方



2 特例

避難口誘導灯若しくは通路誘導灯により床面の水平面照度が0.2ルクス以上となる部分又は屋外観覧場等の客席部分については、令第32条の規定を適用し客席誘導灯を設置しないことができる。

第5 誘導標識

誘導標識の設置は、令第26条第2項第5号並びに規則第28条の2第3項及び第28条の3第5項によるほか、次による。

1 設置場所及び設置方法

- (1) 避難口に設ける誘導標識の設置位置は、避難口誘導灯の例によること。
- (2) 廊下等に設ける誘導標識は、次の箇所に設けること。

ア 曲り角のない廊下等の両端に主要な避難口があり、かつ、当該廊下等の歩行距離が15メートルを超えるものにあつては、次式により設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所。この場合、主要な避難口から最初の位置に設ける誘導標識は、当該避難口からの歩行距離が15メートル以下となる箇所（設置個数が1となる場合は当該廊下等の中央）

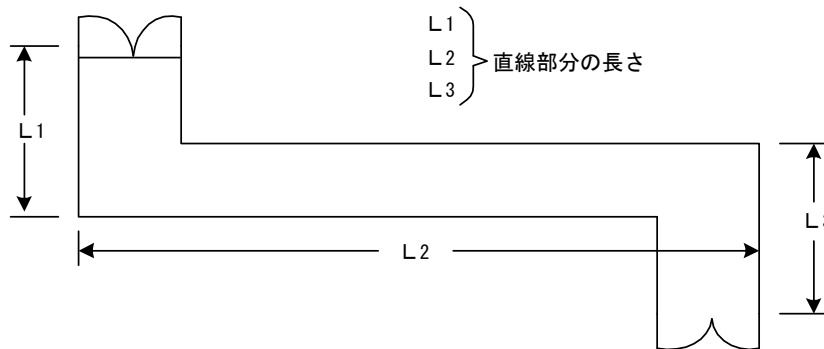
設置個数	≥	廊下等の直線部分の長さ (メートル)			1
		15			

(小数点以下は切り上げる。)

イ 曲り角のない廊下等の一端に主要な避難口があり、かつ、当該廊下等が15メートルを超えるものにあつては、当該廊下等の他の一端から歩行距離が7.5メートル以下となる箇所及び当該設置箇所から主要な避難口までの部分については、アの計算式により、設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所

ウ 廊下等に曲り角がある場合は、直線部分ごとにアの計算式により、設置個数を算出し、その設置間隔がおおむね等しくなる箇所。設置個数を算出する場合の直線部分の長さは、当該廊下等の直線部分ごとに最長の距離をもってその長さとする。

2 特例



次に掲げる部分については、令第32条の規定を適用し誘導標識を設置しないことができる。

- (1) 避難口誘導灯又は通路誘導灯の設置に関し特例基準を適用できる部分
- (2) 次に適合する主要な避難口

ア 廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、識別することができること。

イ 廊下等の各部分から歩行距離が15メートル以下であること。

第6 電源及び配線

電源及び配線は、令第26条第2項第4号及び規則第28条の3第4項第9号から第11号の規定並びに第6章「非常電源の基準」(第3刊)によるほか、次による。

1 非常電源を内蔵しない誘導灯は、次による。

- (1) 常用電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。ただし、非常用の照明装置と同一回路とすることができる。
- (2) 1の専用回路は、2以上の階にわたらないこと。ただし、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯の回路にあつては、この限りでない。
- (3) 常用電源が停電したときは、専用回路ごとに停電の検出及び常用電源から非常電源への切り換えが自動的に行えること。ただし、常時浮動充電方式の別置型蓄電池設備の電源により点灯するものにあつては、この限りでない。

- 2 非常電源を内蔵した誘導灯は、1. (1) により設けるものとする。

第7 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第8 特例基準

誘導灯又は誘導標識を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用しそれぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

1 幼稚園、学校等に関する特例

(1) 幼稚園、学校

ア 令別表第1 (6) 項ハ及び (7) 項に掲げる防火対象物並びに (16) 項に掲げる防火対象物のうち (6) 項ハ及び (7) 項の用途に供される部分で、日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分である廊下等及び階段については、通路誘導灯を設置しないことができる。

イ 令別表第1 (7) 項に掲げる防火対象物並びに (16) 項に掲げる防火対象物のうち (7) 項の用途に供される部分で、次に適合するものについては、避難口誘導灯を設置しないことができる。

(ア) 日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分であること。

(イ) 誘導標識が規則第28条の3第5項の技術上の基準により設置されていること。

(2) 冷凍室、冷蔵室

令別表第1に掲げる防火対象物のうち、冷凍室又は冷蔵室の用に供される部分については、次によることができる。

ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍室又は冷蔵室の出入口に避難口誘導灯を設置しないことができる。

(ア) 冷凍室又は冷蔵室内の各部分から直近の出入口までの歩行距離が30メートル以下のもの

(イ) 出入口であることが識別することができる表示及び緑色の灯火が当該出入口に設けられており、かつ、冷凍室又は冷蔵室の作業に使用する運搬車等に付置された照明装置により十分な照度を得ることができるもの

(ウ) 通路部分の曲り角が1以下で、かつ、出入口であることを識別することができる表示及び非常電源を付置した緑色の灯火が容易に確認できるもの

イ 次のいずれかに適合する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

(ア) 冷凍室又は冷蔵室内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有して

いるもの

- (イ) 冷凍室又は冷蔵室に直接面した荷捌場のうち、廊下等の片側又は両側が開放されているもので、当該通路が整然と確保され、かつ、一般照明が十分な照度を有しているもの又は誘導標識が第6により設置されているもの

別記

誘導灯の消灯並びに点滅機能及び音声誘導機能を有する誘導灯の各装置の接続例 1 当
別記において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (2) 信号装置とは、火災信号を中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。
- (3) 移報用装置とは、火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器を言う。
- (5) 光電式自動点滅器とは、外光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動装置とは、出入口扉の施錠と連動して、電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動装置とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 誘導音装置とは、誘導灯に音声誘導機能を持たせるための装置をいう。

2 機器の構成及び結線

- (1) 各機器の接続は、図1の例によること。
- (2) 各機器の構成は、次によること。
 - ア 点滅機能を有する誘導灯は、図2の構成例によること。
 - イ 音声誘導機能を有する誘導灯は、図3の構成例によること。
 - ウ 消灯方式の誘導灯は、図4の構成例によること。
- (3) 受信機と移報用装置及び信号装置の配線は、次によること。
 - ア 接続方法は、図5の例によること。
 - イ 配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯又は連動開閉器間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
 - ア 信号回路には、交流100ボルト又は直流24ボルトの定格電圧を有すること。
 - イ 信号装置の電源回路の配線及び信号回路の配線は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）第5章第1節屋内の施設の規定に適合すること。
- (5) 消灯方式の誘導灯は三線式配線とし、誘導灯を消灯した場合でも誘導灯に内蔵された蓄電池に常時充電できる方式とすること。ただし、誘導灯の非常電源に常時充電することができる場合又はそれと同等以上の機能を有する場合で、誘導灯の機能に影響のないときは、三線式以外の配線とすることができる。

3 機器の設置方法

- (1) 信号装置は、原則として受信機と同一の場所に設けること。

(2) 移報用装置は、次により設けること。

ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているがすでに他の設備に接続されている場合に設けること。

イ 移報用装置は、受信機の直近で維持点検の容易な場所に設けること。

ウ 受信機から移報を停止した場合は、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に停止中である旨の表示がされること。

エ 移報用装置には、誘導灯用移報用装置である旨の表示をすること。

オ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。

カ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、図6に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。

(3) 点滅形誘導灯の外付け形点滅装置にあつては、誘導灯から1メートル以内に設けること。

(4) 消灯方式の誘導灯の連動開閉器、光電式自動点滅器、施錠連動装置及び照明器具連動装置は、次によること。また、当該機器の設置された箇所には、誘導灯用である旨の表示をすること。

ア 連動開閉器

(ア) 連動開閉器は、原則として配電盤又は分電盤内に設置すること。

(イ) 連動開閉器は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有すること。

(ウ) 連動開閉器の構造は、JISC8325（交流電磁開閉器）に定める分離式に適合するものであること。

イ 光電式自動点滅器

(ア) 光電式自動点滅器は、JISC8369に適合する分離式のものであること。

(イ) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光によって作動する位置に設けること。

ウ 施錠連動装置

(ア) 施錠連動装置は、施錠時に回路が開（ON）となること。

(イ) 施錠連動装置の電気回路のスイッチは、JIS等に適合すること。

エ 照明器具連動装置

(ア) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動すること。

(イ) 照明器具連動装置は、照明器具点灯時に回路が開（OFF）となること。

(ウ) 照明器具連動装置に用いるリレーは、JIS等に適合すること。

図1 各機器の接続例 (別記2. (1) 関係)

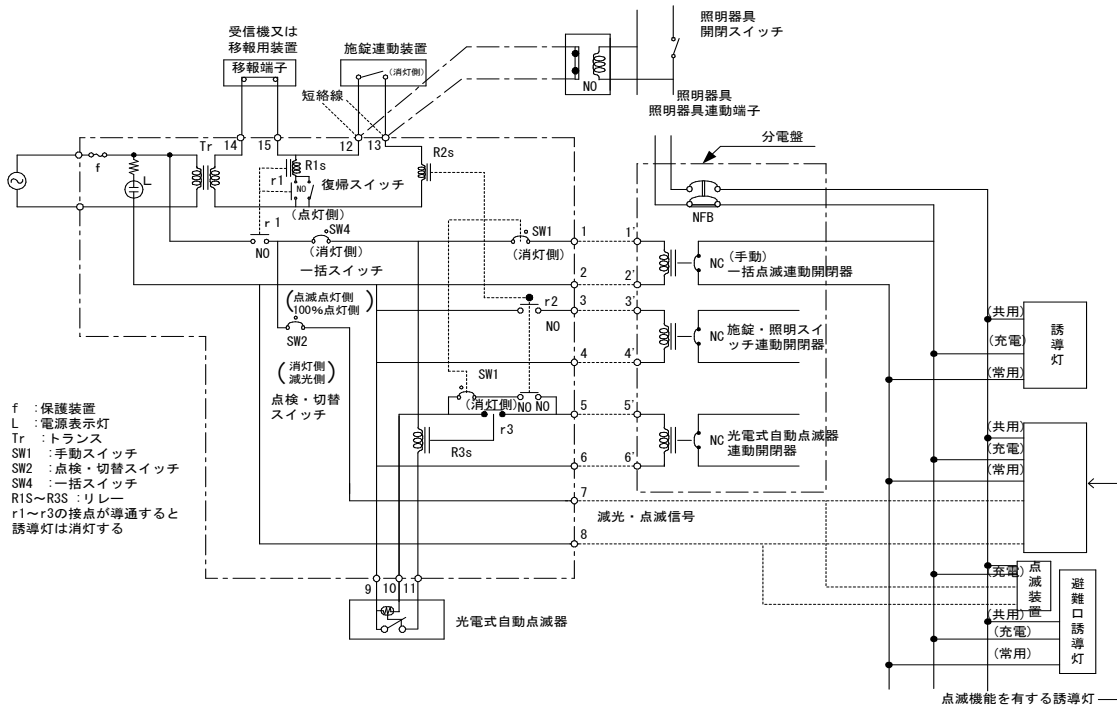
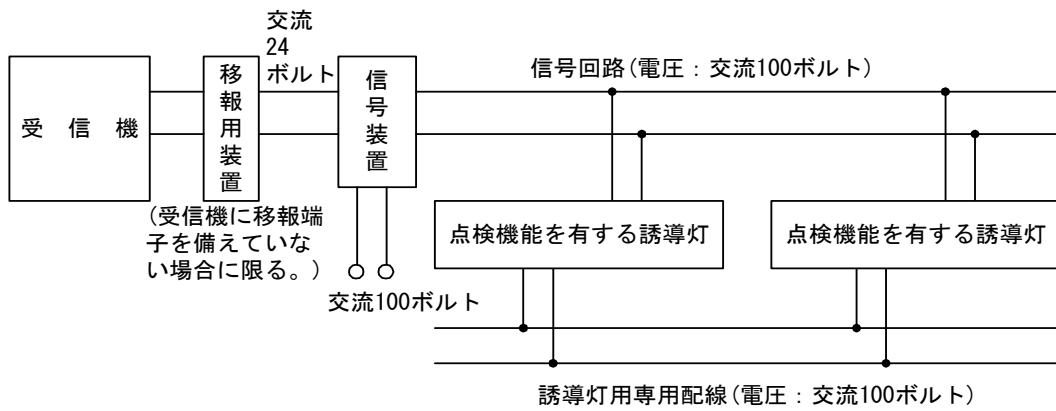


図2 点滅機能を有する誘導灯の構成例 (別記2. (2) .ア関係)

例1



例2

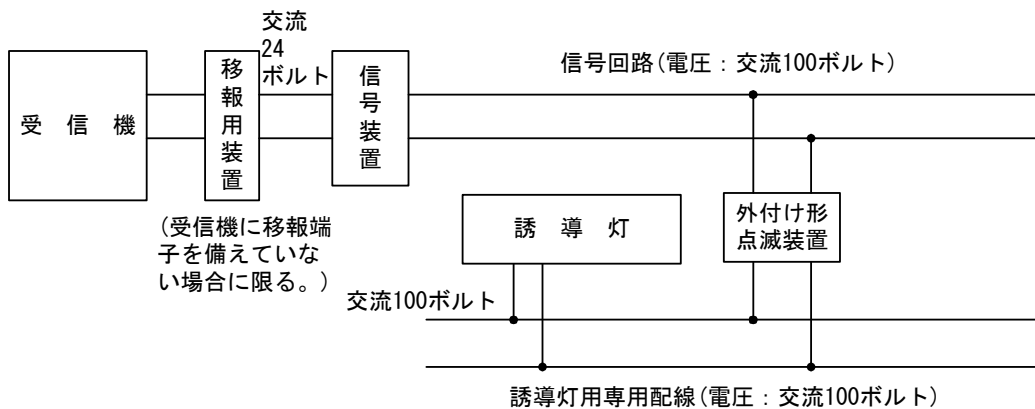
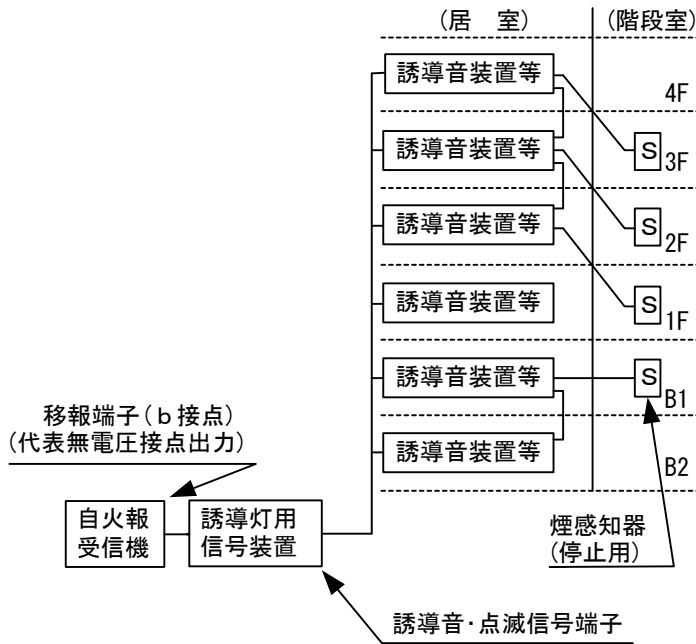
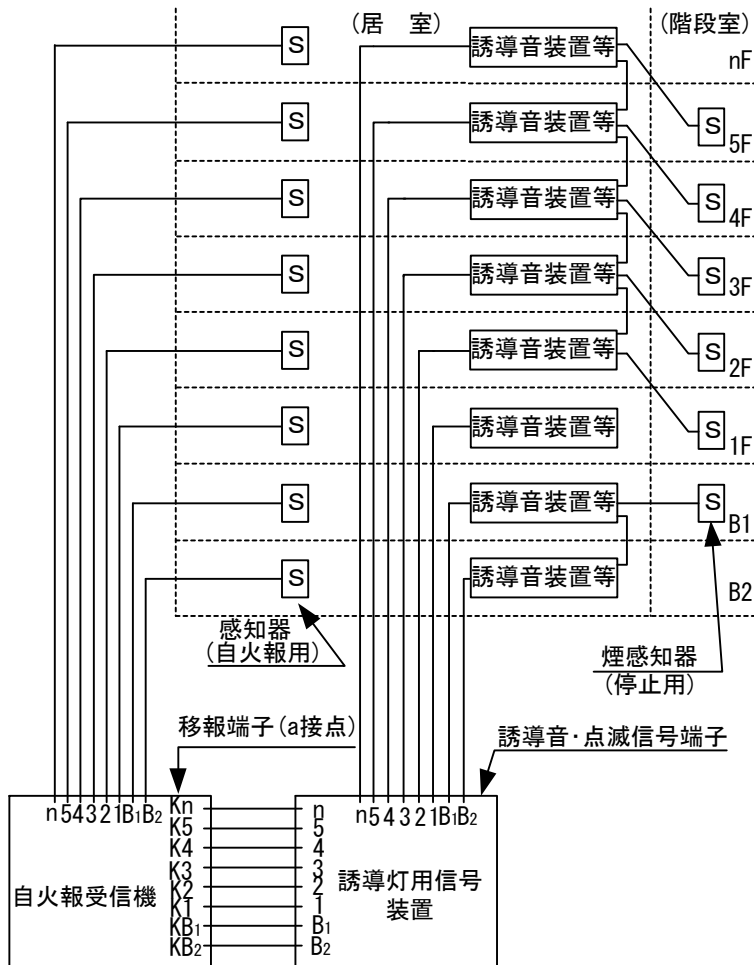


図3 音声誘導機能を有する誘導灯の構成例 (別記2. (2) .イ関係)

(ア) 一斉動作のシステム例



(イ) 地区音響装置の区分鳴動を行う場合 (階段室に専用の煙感知器を設置)



(ウ) 地区音響装置の区分鳴動を行う場合
 (階段室の自動火災報知設備用煙感知器を兼用)

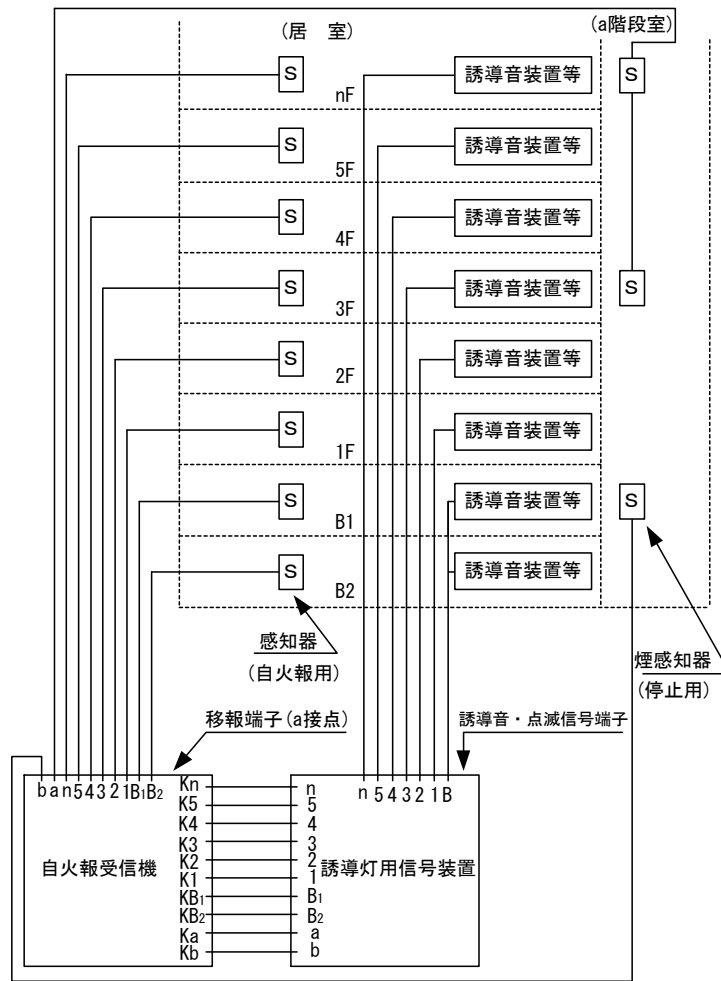


図4 消灯方式の誘導灯の構成例 (別記2. (2) .ウ関係)

注) ----- 点滅機能の場合を示す。

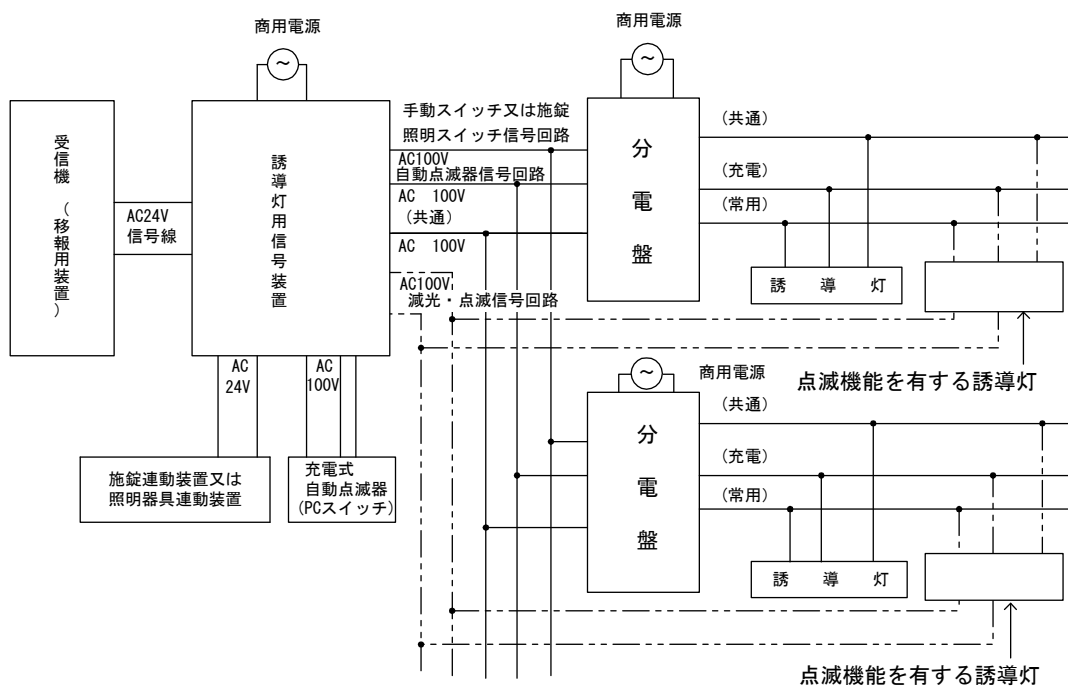
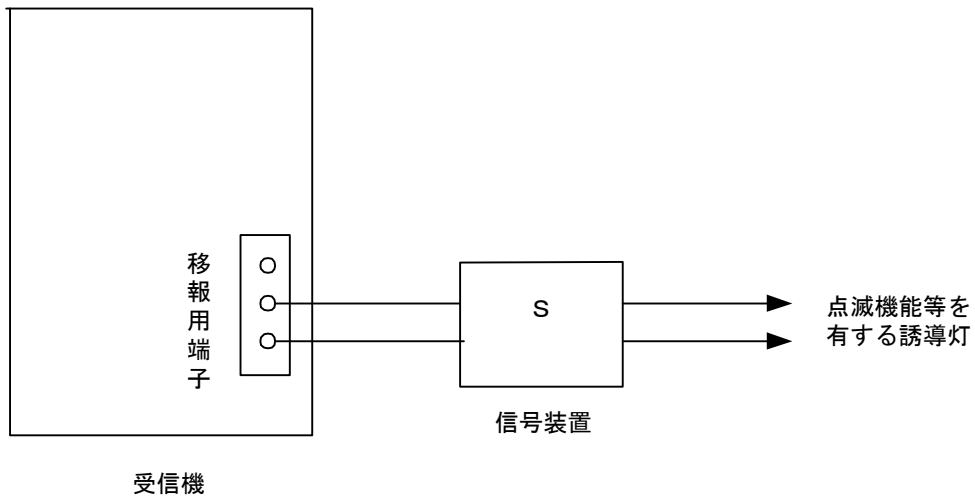


図5 受信機と信号装置等の接続方法 (別記2. (3) .ア関係)

(ア) 受信機に移報用端子が設けられている場合



(イ) 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合

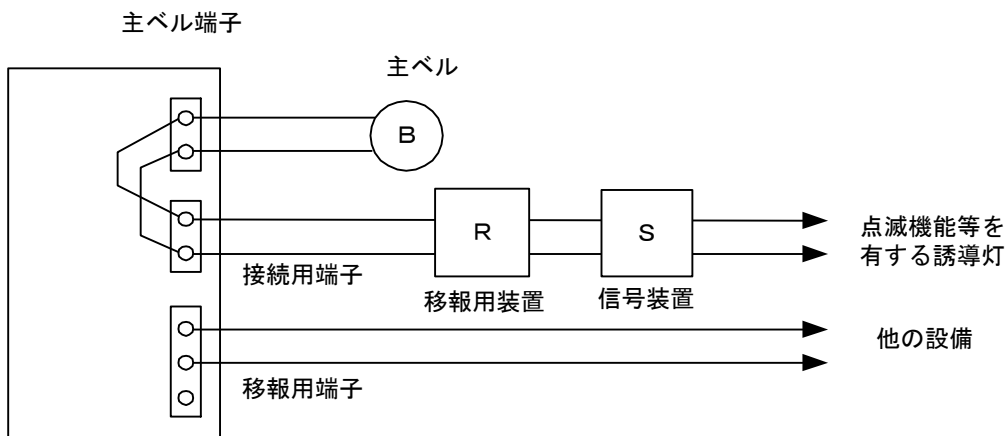
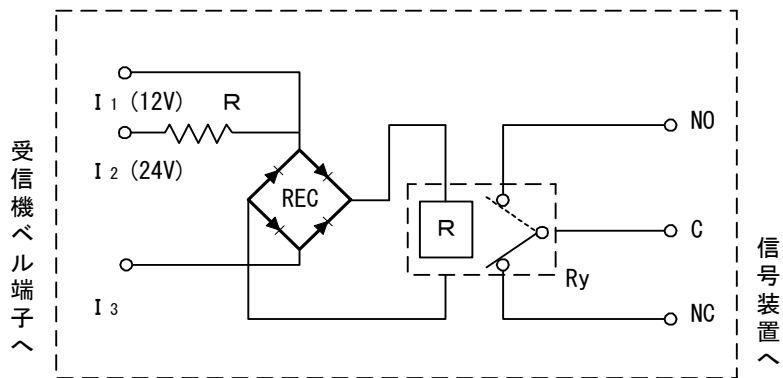


図6 (別記3. (2) .カ関係)

移報用装置 (一例)



Ry : リレー、REC : 整流器、R : 抵抗

第4章 消防用水

第1 用語の意義

この章における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例によるほか、空調用蓄熱槽とは、建築物の基礎部分を利用して、空調用の冷温水を蓄えるための水槽をいう。

第2 水源

水源は、令第27条第3項の規定によるほか、次による。ただし、3.(2)にあつては、令第27条第3項第1号中「地盤面の高さから4.5メートル以内の部分」の規定は適用しない。

1 種類

屋内消火栓設備の基準（第3.1）を準用するほか、空調用蓄熱槽とする。

2 水量等

(1) 屋内消火栓設備の基準（第3.2）を準用するほか、空調用蓄熱槽水（空調用蓄熱槽に蓄えられている水をいう。）の水量は、必要とされる量以上の量を同一箇所から採水することができること。

(2) 水質は、上水道水とする等消防活動上支障のないものとする。

3 構造

その設置場所に応じ、次の(1)から(3)に定めるところによるほか、水槽等を用いる場合は、屋内消火栓設備の基準（第3.3）を準用するとともに、空調用蓄熱槽にあつては、採水又は採水後の充水により当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じるものとする。

(1) 地盤面下4.5メートル以内の部分に設けるものは、原則として吸管投入孔を次により設けること。ただし、吸管投入孔が設けられない場合は採水口及び配管とすることができる。

ア 吸管投入孔を設ける場合は、次によること。

(ア) 大きさは、直径60センチメートル以上の円が内接することができるものとする。

(イ) 設置個数は、1個の消防用水ごとに、その規定水量が60立方メートル以下のものにあつては1個以上、80立方メートル以上のものにあつては2個以上とすること。

(3) 空調用蓄熱槽にあつては、水槽の低い部分に設けること。

(4) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。

イ 採水口及び配管を設ける場合は、次によること。

(ア) 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省

令第23号。以下「結合金具規格省令」という。)に規定する呼称75のめねじに適合するものとする。

(イ) 採水口の設置数は、1個の消防用水ごとに、その規定水量に応じ、次表によること。

規定水量	20m ³	40m ³ 以上100m ³ 以下	120m ³ 以上
採水口の数	1個以上	2個以上	3個以上

(ウ) 採水口は、地盤面からの高さが0.5メートル以上1メートル以下の位置に設けること。

(エ) 配管は、規則第12条第1項第6号ニ、((ロ)を除く。)、ホ((ロ)を除く。)及びト並びに第9号の規定の例によるほか、次によること。

A 配管は、採水口1個ごとの単独配管とすること。

B 管径は、管の呼びで100ミリメートル以上とすること。

C 管長は、10メートル以下とすること、ただし、配管等の摩擦損失水頭と落差の合計が4.6メートル以内となる場合は、10メートルを超えることができるものとする。

D 吸水口には、ろ過装置を設けること。

E 空調用蓄熱槽にあつては、吸水口を水温の低い部分に設けること。

F 腐食防止措置は、屋内消火栓設備の基準(第5.6)を準用すること。

(2) 地盤面下4.5メートルを超える部分に設けるものは、加圧送水装置及び採水口等を、次により設けること。

ア 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、令第11条第3項第1号ホの規定の例によるほか、屋内消火栓設備の基準(第4.1)を準用すること。

イ 加圧送水装置

加圧送水装置には専用のポンプ及び電動機を用いるものとし、規則第12条第1項第7号ハ、(ハ)、(ホ)から(チ)まで、ニ及びへ並びに第9号の規定の例によるほか、次によること。

(ア) ポンプの吐出量

ポンプの吐出量は、1個の消防用水ごとにその規定水量に応じ、次の表に定める量以上の量とすること。

規定水量	20m ³	40m ³ 以上100m ³ 以下	120m ³ 以上
吐出量	1,100ℓ/min	2,200ℓ/min	3,300ℓ/min

(イ) ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程を算定する際は、次によること。

A 採水口における吐出圧力が、0.1メガパスカル以上となるものとする。

B 配管の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）によること。この場合、採水口1個あたり1,100リットル毎分の水量が流れるものとする。

(ウ) 付属装置

呼水装置を、規則第12条第1項第3号の2の規定の例により設けるものとするほか、屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3).エ）を準用すること。

(エ) 水中ポンプ

屋内消火栓設備の基準（第4.2.(3).オ）を準用すること。

(オ) 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用すること。

(カ) 起動装置

加圧送水装置は、次のいずれの方法によっても起動できるものとする。

なお、採水口の位置からの遠隔操作により起動することもできるものとしてさしつかえないものとする。

A ポンプ制御盤における直接操作

B 防災センター等からの遠隔操作

(キ) 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用すること。

(ク) 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用すること。

ウ 採水口は、次によること。

(ア) (1).イ.(イ)及び(ウ)を準用するほか、採水口は、結合金具規格省令に規定する呼称65の差し口に適合するものとする。

(イ) 採水口は、採水口の位置において開閉弁の操作が行える構造とすること。

エ 配管

配管は、(1).イ.(エ).E及びF並びに、規則第12条第1項第6号（イ、ニ(ロ)ホ(ロ)及びへを除く）及び第9号の規定の例によるほか、次によること。

(ア) 配管は、専用とすること。

(イ) 管径は、採水口が2個以下の場合にあっては管の呼びで100ミリメートル以上、3個以上の場合にあっては同じく125ミリメートル以上とすること。

(ウ) 屋内消火栓設備の基準（第5.1）に準じて充水のための措置を講じること。

(エ) 凍結防止措置は、屋内消火栓設備の基準（第5.5）を準用すること。

オ 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準（第5.4）を準用すること。

カ 連絡装置

各採水口と防災センター等との間で直接通話することのできる連絡装置を設けること。

キ 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、規則第12条第1項第4号及び第5号の規定の例により設けるものとするほか、第6章「非常電源の基準」によること。

(3) 地盤面より高い部分に設けるものは、採水口及び配管を、次により設けること。

ア 採水口の位置において、正圧となるもの

(ア) 採水口

(2). ウを準用すること。

(イ) 配管

(2). エを準用するほか、取水口には、ろ過装置を設けること。

イ 採水口の位置において、傾斜地等により負圧となるもの

(ア) 採水口

(1). イ. (ア)、(イ)及び(ウ)を準用する。

(イ) 配管

(1). イ. (エ)を準用すること。

第3 標識

第2.3のほか、消防用水には、その直近の見易い箇所に、採水可能水量及び次の表示を行うものとする。ただし、法第21条の規定に基づく指定消防水利にあつては、この限りでない。

(1) 吸管投入孔にあつては、「消防用水」

(2) 採水口にあつては、「採水口（消防用水）」

(3) 空調用蓄熱槽用にあつては、(1)又は(2)のほか、個々の防火対象物に応じた注意事項

第4 特例基準

消防用水を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 仮設建築物で、屋内消火設備の基準（第12.2.(1)から(4)まで）に適合するもの

については、消防用水を設置しないことができる。

- 2 防火地域及び準防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号第8条第1項に規定するものをいう）に設置される防火対象物については、消防用水の規定水量の上限値を120立方メートルとすることができる。

第5章 消火活動上必要な施設

第1節 排煙設備

第1 非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第6章 「非常電源の基準」 (第3刊) による。

第2 建築基準法の技術上の基準に適合する排煙設備

令第28条第1項の規定により排煙設備の設置を要する部分について、建築基準法の規定に適合する排煙設備 (規則第30条第10号に規定する防火対象物に設けるものにあつては同規定に適合しているほか、原則として、規則第30条第3号ホ、第5号及び第11号に規定する措置を講じたものに限る) を設置した場合は、当該排煙設備は、令第28条第2項の規定に適合するものとみなして取り扱うものとする。

第3 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取扱い

安全センターの評価を受けた不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備は、規則第29条第2号に掲げる消火設備とみなして取り扱うものとする。

第4 総合操作盤

総合操作盤は、第7章 「総合操作盤の基準」 による。

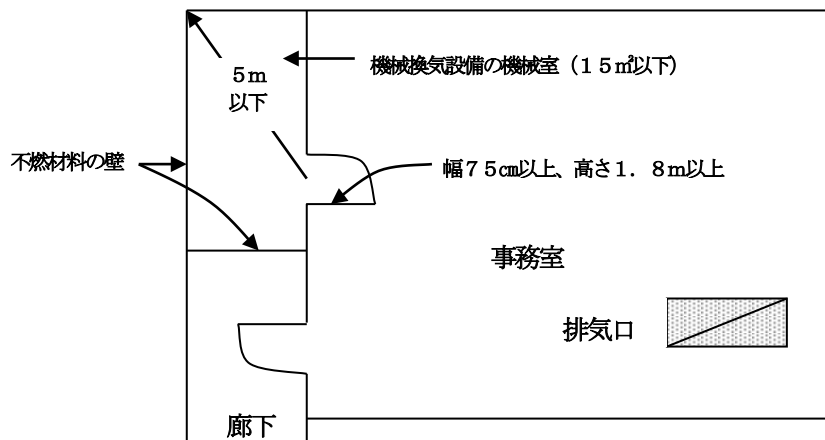
第5 特例基準

排煙設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準 (第12. 2. (1) から (4) まで) に適合するもの
- 2 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸 (規則第13条第1項第1号ハに適合するものに限る) を設けた部分で次に掲げるもの。ただし、(3) におけるエレベーターホールとエレベーターシャフトとの間に設ける防火戸は、「エレベーターの昇降路の戸並びに電動ダムウェーターの昇降路の戸について認める件」 (昭和56年建設省告示第1111号) に適合するものでさしつかえない。
 - (1) 機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室、不燃性ガスのボンベ室又はガスガバナール室等で、床面積が100平方メートル以下のもの
 - (2) 倉庫又は階段室の前室で、床面積が50平方メートル (スプリンクラー設備が令第12条の規定に従い、又は当該規定の例により設置されているものにあつては100平方メートル) 以下のもの

- (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで床面積が50平方メートル以下のもの
 - (4) 第6章非常電源（第7の規定の例を含む）を付置した換気設備の設けられている変電室、発電機室又は蓄電池室
 - (5) 階段室又はエスカレーター室
- 3 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室又は金庫室等
- 4 不燃材料の壁、床及び扉で区画された床面積が50平方メートル以下の冷蔵室又は冷凍室で次に適合するもの
- (1) 収容物は、不燃性の物品又は生鮮食料品等出火の恐れが少ないものであること。
 - (2) 冷蔵室又は冷凍室の温度に異常が生じた時に、防災センター等に当該異常を表示し、かつ、警報を発する装置が設けてあること。
 - (3) (2) による移報用電気配線は、規則第12第1項第5号の規定の例により設けてあること。
- 5 床面積が15平方メートル以下である機械換気設備の機械室、変電設備室、分電盤室又は電話交換機盤室その他これらに類する室で、次に適合するもの（図5-1-1）

図5-1-1



- (1) 当該室は、排煙設備が設けられている室（床面積が当該室の床面積より大きい室に限る。）に隣接していること。
- (2) 隣接する排煙設備が設けられている室との間には、幅75センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の出入口が設けられていること。
- (3) 隣接する排煙設備が設けられている室以外の部分とは、不燃材料の壁及び床で区画されていること。
- (4) 室内のいずれの部分からも、(2)の出入口までの水平距離が5メートル以下であること。

と。

- 6 浴室、シャワー室、洗面所、便所、風除室、エレベーターの昇降路、リネンシュート又はパイプダクトその他これらに類する部分

第2節 連結散水設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）（第1刊）の例によるほか、次による。

- 1 送水区域とは、消防ポンプ自動車からの送水により散水ヘッドから同時に放水することのできる一定の区域をいう。
- 2 選択弁とは、2以上の送水区域を設ける場合に、任意の送水区域に送水するために送水区域ごとに設ける弁をいう。

第2 送水口

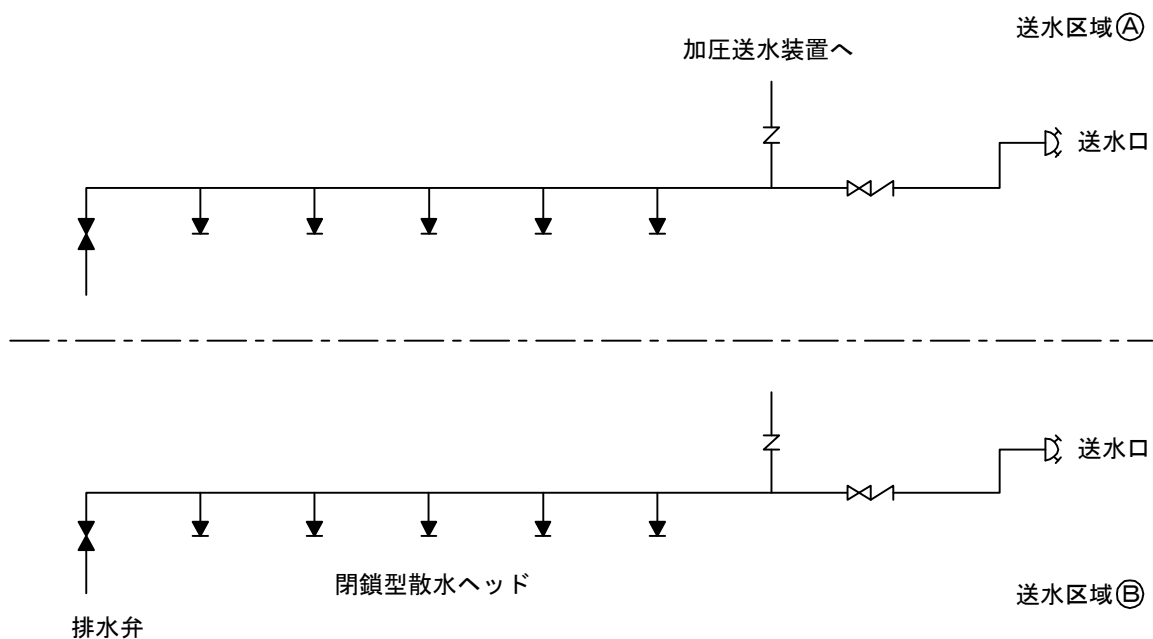
送水口は、令第28条の2第2項第2号及び規則第30条の3第4号（ねじ式の結合金具に係る部分を除く）の規定によるほか、次による。ただし、閉鎖型の散水ヘッド（以下この節において「閉鎖型ヘッド」という。）を用いるもので、1の送水区域に取り付けるヘッドの個数が10以下のものにあつては、規則第30条の3第4号イの規定にかかわらず、送水口のホースの接続口を単口形のものとするすることができる。

- 1 送水口は、専用とし、消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮して配置するものとする。
- 2 送水口は、送水区域ごとに設けるものとする。ただし、選択弁を設ける場合は1個とすることができる（図5-2-1）。

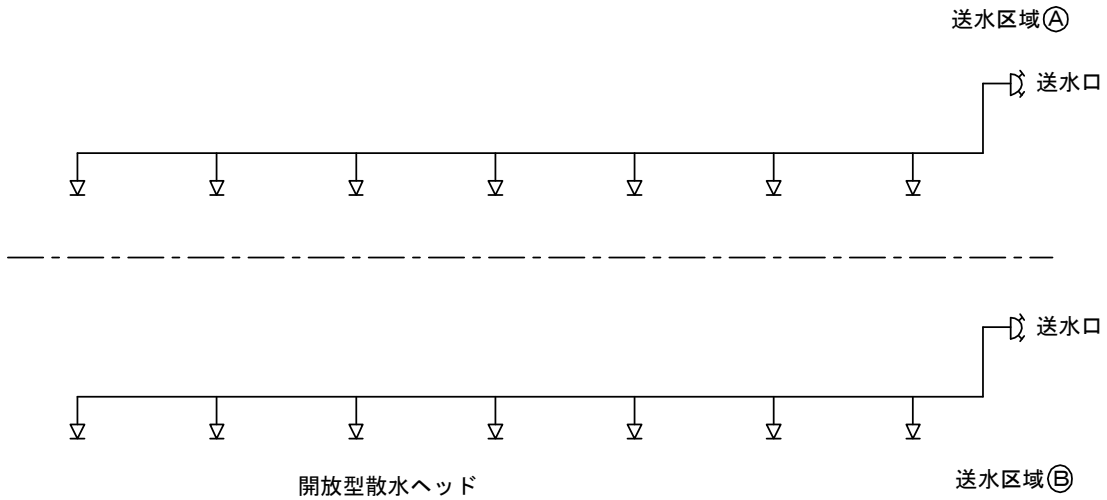
図5-2-1

1 送水区域ごとに送水口を設ける場合

ア 閉鎖型ヘッドの例

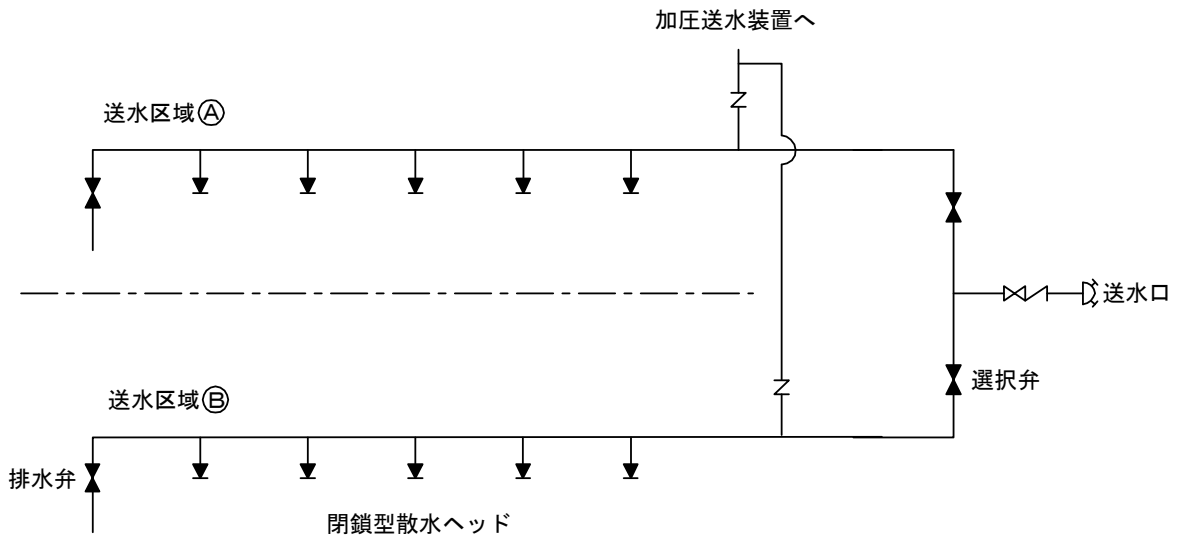


イ 開放型ヘッドの例（自動火災報知設備の警戒区域と送水区域が同一）

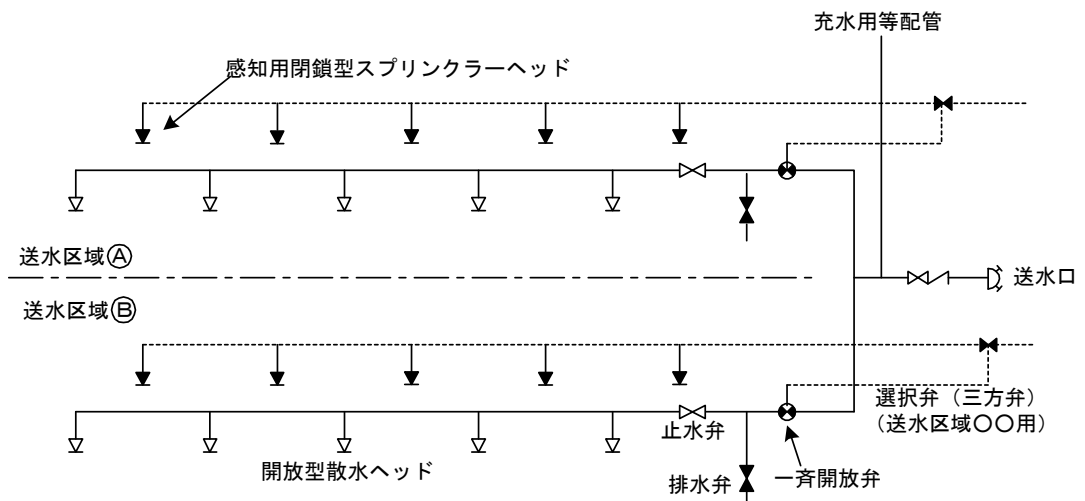


2 選択弁を設ける場合

ア 閉鎖型ヘッドの例



イ 開放型ヘッドの例



第3 選択弁

選択弁を設ける場合は、規則第30条の3第2号の規定によるほか、次による。

- 1 選択弁は、送水口の直近で、かつ、消防隊が容易に操作することのできる位置に設けるものとする（図5-2-1）。
- 2 選択弁又はその直近の見易い箇所には、連結散水設備の選択弁である旨及びその受け持つ送水区域名を表示するものとする。

第4 配管

配管は、規則第30条の3第3号イからへまで及び規則第12条第1項第6号ニ（（ロ）を除く）の規定によるほか、次による。

- 1 専用とする。
- 2 主配管の最下端部には排水弁を設けるものとする。
- 3 1及び2のほか、閉鎖型ヘッドを用いるものについては、次によるものとする。
 - (1) 屋内消火栓設備の基準（第5.1）に準じて充水のための措置を講じること。
 - (2) 各送水区域の配管の末端には、送水試験を行うことのできる試験用止水弁及び排水管を設けること。
 - (3) 管口径は、1の送水区域の散水ヘッドの取付け個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び以上のものとする。

ヘッドの取付け個数	1又は2	3	4又は5	6以上 10以下	11以上 20以下
管の呼び（単位：ミリメートル）	32	40	50	65	80

- (4) (3) のほか、配管の摩擦損失水頭値に、送水口からの落差及びヘッドの放水圧力の換算水頭値を加算した値が100メートル以下となるものとする。この場合、配管の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準によるほか、ヘッド1個当りの放水量及び放水圧力を、それぞれ80リットル毎分及び0.1メガパスカルとして行うこと。

- 4 1及び2のほか、開放型ヘッドを用いるものにあつては、次による。

- (1) 一斉開放弁を用いる場合は、開放型ヘッドと一斉開放弁の間に止水弁を設けること（図5-2-1）。
- (2) 一斉開放弁と止水弁との間に、一斉開放弁及び選択弁の試験を行うことのできる試験用止水弁及び排水管を設けること（図5-2-1）。
- (3) 屋内消火栓設備の基準（第5.1）に準じて感知用配管に充水するための措置を講じること（図5-2-1）。

(4) 配管の摩擦損失水頭値に、送水口からの落差及びヘッドの放水圧力の換算水頭値を加算した値が100メートル以下となるものとする。この場合、配管の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算の基準によるほか、ヘッド1個当りの放水量及び放水圧力をそれぞれ180リットル毎分及び0.5メガパスカルとして行うこと。

5 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準（第5.4）を準用する。

6 配管の凍結防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.5）を準用する。

7 配管の腐食防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.6）を準用する。

第5 送水区域の設定

1 送水区域は、次による。

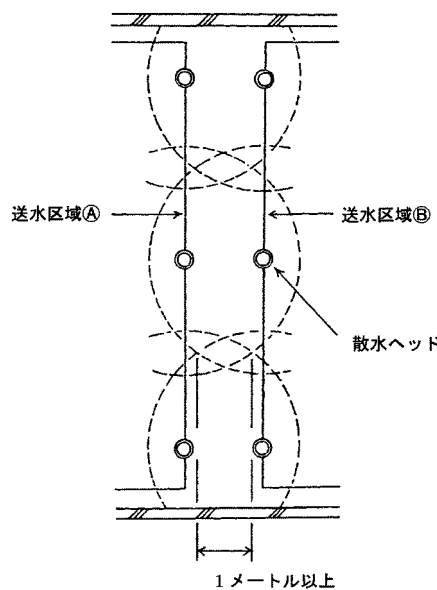
(1) 開放型ヘッドを用いる場合、1又は複数の室ごとに送水区域を設定すること。ただし、廊下、エレベーターホール等の共用部分を含んで1の送水区域とする場合は、この限りでない。

(2) 2以上の送水区域を設けるときは、固定した壁、はめごろしの防火戸その他これらに類するもので区分されている部分を除き、隣接する送水区域の有効範囲が水平距離で1メートル以上重複するように設定すること。（図5-2-2）

2 開放型ヘッドを用いる場合で、送水区域の数が2以上のものにあつては、火災の発生している送水区域のみに送水できるよう、次のいずれかの措置を講じる。

(1) 一斉開放弁及び当該一斉開放弁起動用の自動火災感知装置（閉鎖型ヘッドを用いるものに限る。以下同じ。）を設ける方法

図5-2-2



この場合、自動火災感知装置を開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第3.5.（1））に準じて設けるほか、送水口の直近に選択弁を設け感知用配管に接続するものとする（図5-2-1）。

（2） 自動火災報知設備を設け、送水区域ごとに警戒区域を設定する方法

第6 加圧送水装置及び水源

閉鎖型ヘッドを用いる場合は、次により加圧送水装置及び水源を設ける。

- 1 加圧送水装置には専用のポンプ及び電動機を用いるものとし、規則第12条第1項第7号ハ、（ハ）、（ホ）から（チ）まで、ニ及びヘ並びに第9号の規定の例によるほか、5個（1の送水区域におけるヘッドの設置個数が5個未満の場合は、当該設置個数）のヘッドから同時に放水した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が40キロパスカル以上で、かつ、放水量が50リットル毎分以上の性能が得られるものとするとともに、閉鎖型ヘッドの作動により自動的に起動するものとする。
- 2 水源の水量は、ヘッドの設置個数が最大の放水区域におけるヘッドの個数（5以上の場合は5とし、5未満である場合は当該設置個数）に0.5立方メートルを乗じて得た量以上の量とするものとする。

第7 散水ヘッド

散水ヘッドは、令第28条の2第2項第1号及び規則第30条の3第1号の規定によるほか、次によるほか、閉鎖型ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第2号）第2条第1号に掲げる検定品とするものとする。

第8 系統図

送水口の直近に設ける系統図には、規則第30条の3第4号ニに規定するもののほか、主な室名、階段及び一斉開放弁の位置並びに散水ヘッドの種別を明示する。この場合の系統図は、当該系統図の設置場所に応じた見易い方位のものとする。

第9 非常電源及び配線

電源を要するものにあつては、規則第12条第1項第4号の規定の例及び第6章「非常電源の基準」により非常電源を付置するものとする。

第10 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第11 特例基準

連結散水設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1) から (5) まで）に該当するもの
- 2 令別表第1 (10) 項に掲げる防火対象物又はその部分で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした乗降場、コンコース、通路及び売店（移動可能なもので、出火のおそれが少ないと認められるものに限る。）
- 3 規則第13条第3項第6号から第8号に掲げる場所
- 4 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けた金庫室等
- 5 規則第5条の3に定める開口部を有する地階
- 6 地階の駐車場にいたる傾斜路（スロープ）で、不燃材料で造られ、かつ、屋内消火栓設備又は補助散水栓の有効範囲内となるもの
- 7 特別避難階段の階段室
- 8 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第14. 5）に該当するもの
- 9 屋内消火栓設備の基準（第12. 5）に該当するもの

第3節 連結送水管

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、屋内消火栓設備の基準（第1）の例による。

第2 送水口

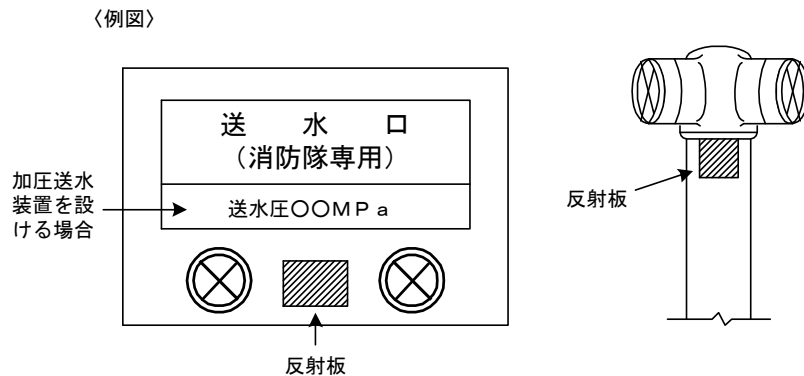
送水口は、令第29条第2項第3号並びに規則第31条第1号、第3号（ねじ式の結合金具に係る部分を除く。）第4号及び4号の2の規定によるほか、次による。

- 1 消防用水、公設消火栓その他の水利の位置を考慮して配置すること。
- 2 第6の加圧送水装置を設けるものにあつては、送水口の直近の場所に、当該加圧送水装置の一次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が0.6メガパスカルとなる設計送水圧力を、次により明示するものとする。

送水圧 ○OMP a 短辺5cm以上、長辺30cm以上、赤地白文字

- 3 配管にJISG3454スケジュール40以上のものが使用される場合は、送水口の直近の場所に、一辺5センチメートル以上の四角形の黄色の反射板を設けること（図5-3-1）

図5-3-1



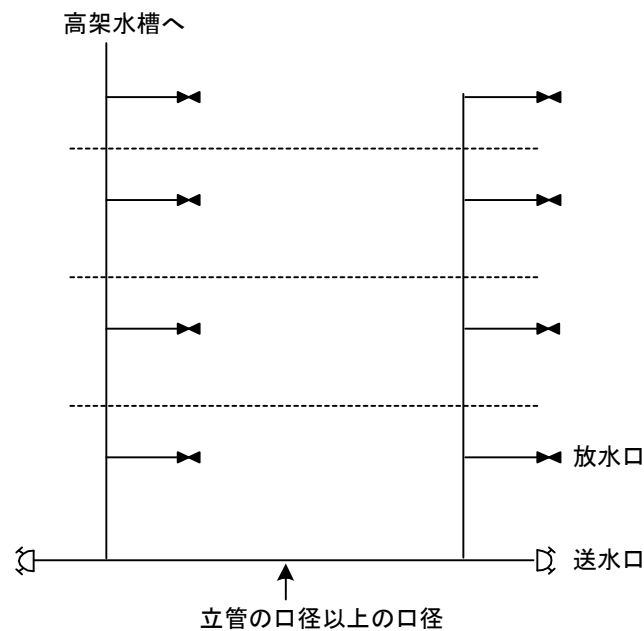
第3 配管等

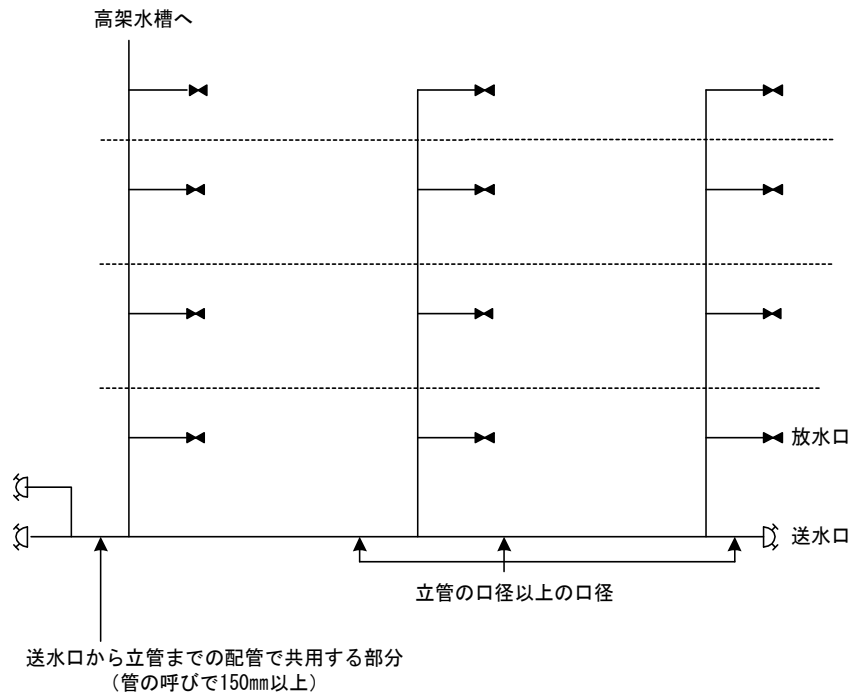
配管は、令第29条第2項第2号並びに規則第31条第5号、第8号及び第10号の規定によるほか、次による。

- 1 配管は、専用のものである。ただし、屋内消火栓設備の基準（第5.7）に該当するものについては、この限りではない。
- 2 設計送水圧力の算定は、次による。
 - (1) 配管の単位摩擦損失水頭は、配管の種類及び呼びに応じ、別表1の数値によること。
 - (2) 摩擦損失水頭は、立管ごとに、800リットル毎分（双口形の放水口が設けられるものにあ

- っては、1,600リットル毎分)以上の流水があるものとして行うこと。
- (3) 送水口の摩擦損失水頭は、4.7メートルあるものとして行うこと。
- (4) ホースの摩擦損失水頭は、8メートルあるものとして行うこと。
- 3 配管は、屋内消火栓設備の基準(第5.1)に準じて充水のための措置を講じるものとする。ただし、地階を除く階数が10以下の建築物に設けるもので、かつ、配管内容積が0.5立方メートル以下のものにあつては、この限りでない。
- 4 立管は、次によるものとする。
- (1) 各階に2個以上の放水口(双口形は1個とみなす)が設置される場合、当該放水口にいたる立管は、それぞれ別に設けること。ただし、10階以下の部分にあつては、2個の放水口(双口形のものを除く)ごとに1の立管とすることができる。
- (2) 立管の数が2以上となる場合は、立管相互を立管の口径以上の口径の配管により連結すること。(別図5-3-2)
- (3) 地階を除く階数が11以上の建築物に設ける立管の口径は、管の呼びで125ミリメートル以上とすること。ただし、2により算定された設計送水圧力が1.5メガパスカル未満の場合はこの限りでない。
- 5 送水口から立管までの配管は、立管の口径以上の口径のものとし、送水口ごとに専用とすること。ただし、管の呼びで150ミリメートル以上の配管を用いる場合は、専用としないことができる。(図5-3-2)

別図5-3-2





6 3の充水措置として補助高架水槽に接続する配管は、管の呼びで40ミリメートル以上のものとする。

7 逆止弁及び止水弁は、次によること。

(1) 送水口の直近の操作しやすい位置に設けること。ただし、配管を専用としたものについては、止水弁を設けないことができる。

(2) 送水口の直近の見やすい箇所に、止水弁の位置を明示すること。ただし、送水口の位置において当該弁の位置が容易に識別できる場合にあつては、この限りでない。

(3) 止水弁には、「常時開」の表示を行うこと。

8 配管の最下端部には、排水弁を設けるものとする。ただし、配管の最下端部に放水口を設けるものにあつては、排水弁を設けないことができる。

9 設計送水圧力が1メガパスカルを超える場合に用いるバルブ類は、次のいずれかによること。

(1) JISB2071の呼び圧力20Kのもの

(2) 安全センターの消防防災用設備等性能評定委員会で評定されたもの（16K又は20Kのもの）

(3) JPI（石油学会規格）の呼び圧力300PSI（20K相当）のもの

10 配管の耐震措置

屋内消火栓設備の基準（第5.4）を準用する。

11 配管の凍結防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.5）を準用する。

12 配管の腐食防止措置

屋内消火栓設備の基準（第5.6）を準用する。

13 合成樹脂製の管及び管継手の設置

次に該当する場合は、管及び管継手を合成樹脂製とすることができる。

- (1) 合成樹脂管等の基準第3第1号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格しているもの
- (2) 設計送水圧力を上回る耐圧性能を有しているもの
- (3) 地中埋設部分に設けるもの

14 金属製の管継手及びバルブ類の設置

屋内消火栓設備の基準（第5. 9）を準用する。

15 バルブ類の表示

屋内消火栓設備の基準（第5. 10）を準用する。

第4 放水口

放水口は、令第29条第2項第1号及び第4号イ並びに規則第31条第2号から第4号の2まで（ねじ式の結合金具に係る部分を除く。）の規定によるほか、次による。

- 1 放水口は、差込式結合金具に適合する呼称65のもので最大使用圧力が、送水口からの圧力損失が最大となる放水口のノズルの先端において放水圧力0.6メガパスカルで放水した場合にかかる圧力以上のものとする。ただし、設計送水圧力が1メガパスカルを超えるものにあつては、最大使用圧力が1.6メガパスカル以上のものとする。

なお、安全センターの評定を受けたものについては、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成13年消防庁告示第36号）に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

- 2 放水口は、原則としてホースの接続又はバルブ操作等が容易に行える内容積及び構造を有する鋼板等の不燃材料製の箱内に設けるものとする。
- 3 放水口を特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設置する場合は、連結送水管のホースを通すことができるよう、その屋内側との取合部に設ける防火戸に、次に適合する開放可能な部分を設けるものとする。（図5-3-3）

- (1) 位置は、つり元の反対側で、かつ、防火戸の下端部であること。
- (2) 構造は、常時は閉鎖状態にあり、使用時に容易に開くことができ、かつ、ホース延長に支障ないものであること。
- (3) 大きさは、防火戸を閉鎖した状態において、有効な幅及び高さがそれぞれ15センチメートル程度となるものであること。
- (4) 開放方向は、防火戸と同一の方向とすること。

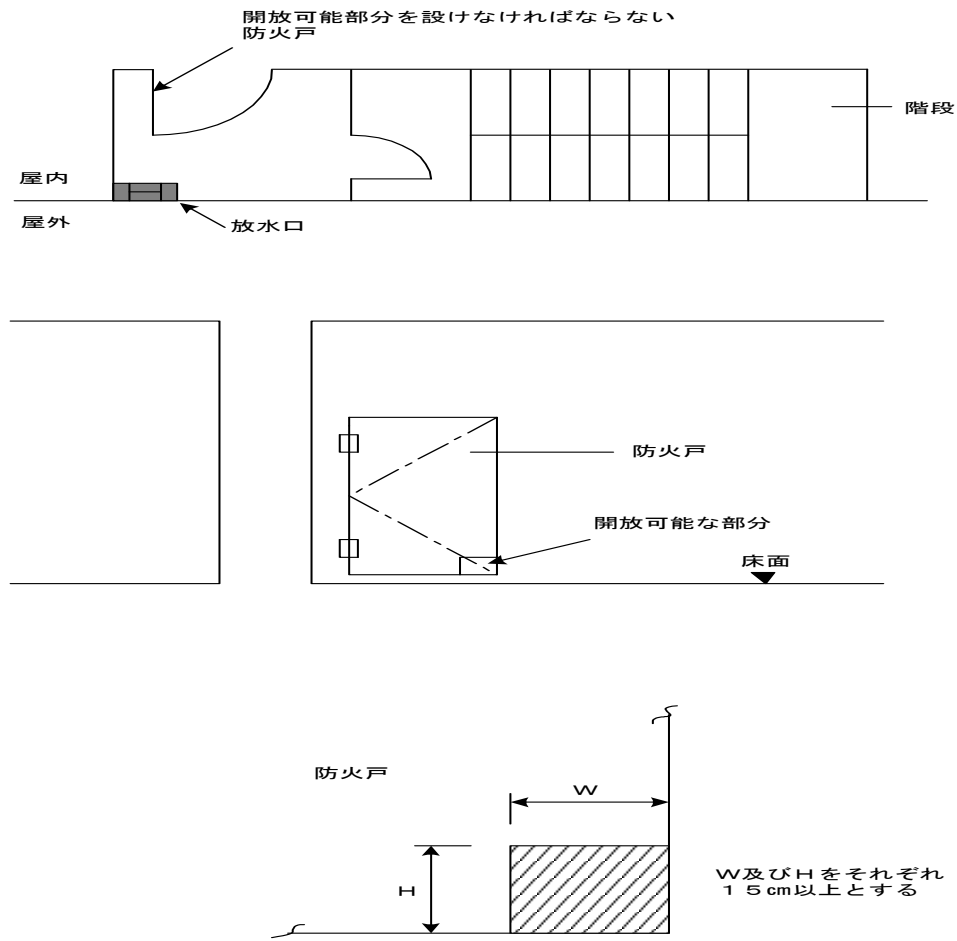
4 設置位置

- (ア) 放水口は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で、消

防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。

- (イ) 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所は、当該部分からおおむね5m以内の場所とすること（放水用器具を設けない場合を含む。）
- (ウ) 消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置（居室、倉庫等の室内を除く。）に設けること。

別図5-3-3



- 4 第6の加圧送水装置の二次側に設けられる放水口及び第6の中間水槽からの落差が70メートルを超える場所に設けられる放水口には、ホース接続口ごとに、次に適合する圧力調整器を備えるものとする。
- (1) ホース接続口に容易に着脱できるものであること。
 - (2) 当該圧力調整器の二次側圧力が、その一次側圧力に応じ、おおむね0.4メガパスカルから0.6メガパスカルとなる性能を有するものであること。

第5 放水用器具格納箱

放水用器具格納箱（以下「格納箱」という。）は、令第29条第2項第4号ハ及び規則第31条

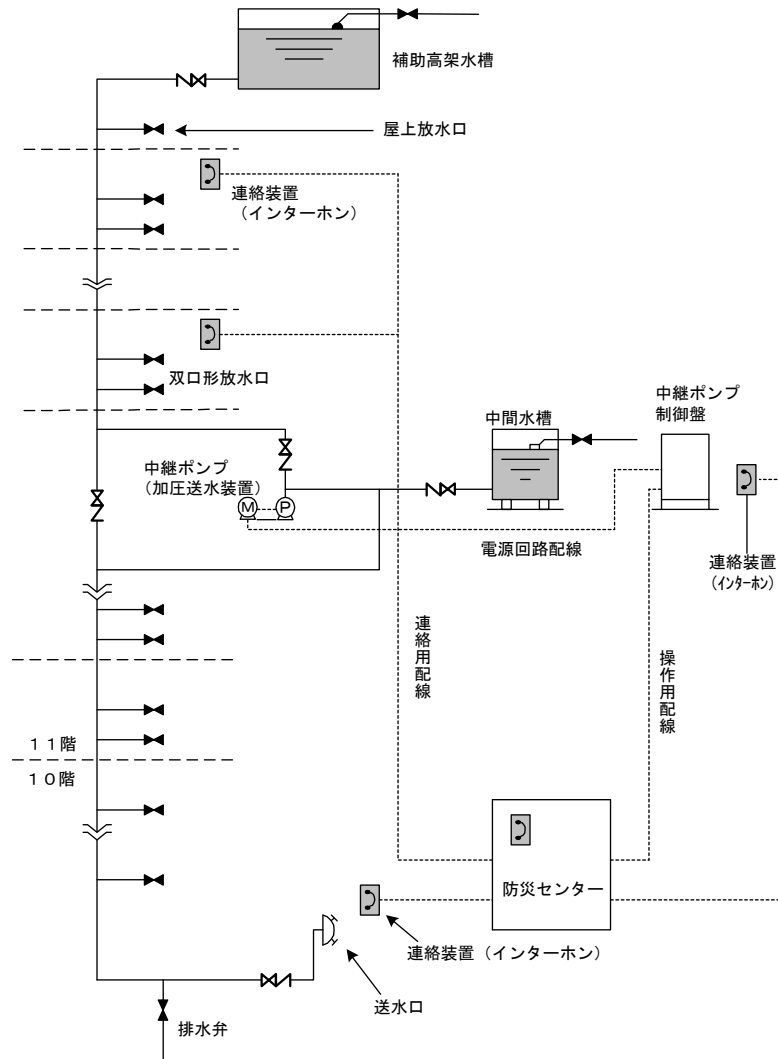
第6号口からニまでの規定によるほか、次による。

- 1 格納箱は、各立管の系統について階数3以内ごとに設けるものとする。
 - 2 格納箱は、鋼板等の不燃材料で造るものとする。
 - 3 ホース及び筒先等を格納し、かつ、これらを容易に操作できる内容積及び構造を有するものとする。
 - 4 格納箱に格納するホース及び筒先は次によるものとする。ただし、11階以上の階が複数階あり、格納箱を11階以上の各階に設ける場合は、規則第31条第6号口の規定にかかわらず、ホース及び筒先の格納数を、それぞれ2本及び1本とすることができる。
- (1) ホースは、差込式結合金具を装着した呼称40のもので、使用圧1.3メガパスカル以上のものとする。ただし、第6の加圧送水装置の二次側に設けられるものにあつては、放水口の最大使用圧力以上の使用圧のものとする。
- (2) 筒先は、取手付きとし、ノズルは、放水流量の切替え装置付(OFF、約110、230、360、470 l/min)・ノズル先端に回転歯を備えた自衛噴霧装置付とし、ホース接続部分は差込式結合金具を装着した呼称40のものとする。
- (3) 管そうは、消防用接続器具の基準に適合するものとする。
- なお、日本消防検定協会の鑑定品については、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

第6 加圧送水装置等

令第29条第2項第4号口の規定により加圧送水装置を設ける場合は、規則第31条第6号イ（規則第12条第1項第7号ハ、(ニ)を除く）、第8号及び第10号の規定によるほか、次による。（図5-3-4）。

図5-3-4



1 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、地盤面からの高さが70メートル以下の位置に、屋内消火栓設備の基準（第4.1）を準用して設けるものとする。ただし、設計送水圧力を1.5メガパスカルとし、加圧送水装置への押し込み圧力が0.1メガパスカル以上となる場合は、70メートルを超える位置に設置することができる。

2 種別

加圧送水装置専用の中継ポンプを用いるものとする。

3 中継ポンプの全揚程

中継ポンプの必要全揚程を算定する際は、次によること。

- (1) 配管の単位摩擦損失水頭は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）によること。
- (2) 全揚程の算定にあたっては、中継ポンプの一次側に設けられる放水口のうち送水口からの圧力損失が最大となる放水口において、ノズルの先端における放水圧力が0.6メガパスカルとなる設計送水圧力により送水した場合に、中継ポンプにかかる押し込み圧力を加算する

ことができる。

(3) 消防用ホースの摩擦損失水頭は、8メートルあるものとして行うこと。

(4) 配管の摩擦損失水頭は、ホース接続口1個当たり800リットル毎分の水量が流れるものとして行うこと。

4 中継ポンプの構造等

中継ポンプの締切圧力に3.(2)の押し込み圧力を加算した圧力がかかった場合でも異常を生じないものとする。

5 付属装置

(1) 中間水槽を次により設けること。

ア 水源の水位が中継ポンプの位置以上となるように設け、当該ポンプの一次側に専用の配管をもって接続すること。

イ 自動給水装置を設け、かつ、有効水量は8立方メートル以上とすること。

(2) 制御盤

屋内消火栓設備の基準（第4.4）を準用すること。

6 起動装置

規則第31条第6号イ(ハ)の規定によるほか、防災センター等に設けられた操作部から遠隔操作できるものとする。ただし、流水検知装置若しくは圧力検知装置の作動により自動的に起動することもできるものとしてさしつかえない。

7 起動表示

屋内消火栓設備の基準（第4.6）を準用する。

8 警報装置の表示

屋内消火栓設備の基準（第4.7）を準用する。

9 連絡装置

中継ポンプの制御盤の直近、中継ポンプの二次側に設ける放水口の直近及び送水口の直近に、防災センター等との間で直接通話することのできる連絡装置を設けるものとする。

第7 非常電源及び配線

加圧送水装置を設けるものにあつては、令第29条第2項第4号ロ及び規則第31条第7号の規定並びに第6章「非常電源の基準」によるものとする。

第8 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第9 特例基準

連結送水管を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の基準（第12. 1. (1)から(5)まで）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られており、かつ、出火の危険がないと認められるか、又は出火若しくは延焼のおそれが著しく少ないと認められるものについては、連結送水管を設置しないことができる。
- 2 地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、7階以上の階の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、当該部分に電動機以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができる。
- 3 延長50メートル以上のアーケードのうち、道路の片側又は両側に設けるもの、又は屋根が定着していないものについては、連結送水管を設置しないことができる。
- 4 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12. 2. (1)から(4)まで）に適合するものについては、連結送水管を設置しないことができる。
- 5 階段室型共同住宅等（個々の各階段室等（地上若しくは避難階に通じる直通階段又はその階段室をいう。以下同じ。）を連結する廊下を有するものを除く。）において、放水口を次により設置する場合は、令第29条第2項第1号の規定によらないことができる。
 - (1) 各階段室等ごとに、3階以上の階に設けること。
 - (2) (1)により設けるものを含み、各階段室等ごとに、それぞれ階数が3（メゾネット型住戸（1の住戸でその階数が2以上にわたるものをいう。）の階数は1とみなす。）以内ごとに、かつ、3階以上の階の各部分から1の放水口までの歩行距離が50メートル以下となるように設けること。
- 6 スキップフロア型又はメゾネット型共同住宅等において、放水口等を次により設置する場合は、令第29条第2項の規定によらないことができる。
 - (1) 放水口は双口形とし、廊下階の階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことのできる位置に設けること。
 - (2) 当該防火対象物の3階以上の階の各部分から、1の放水口までの歩行距離が50メートル以下であること。
 - (3) 放水口の設置階の最下階は、4階以下とすること。
 - (4) 放水口の上部には、赤色の位置表示灯を設けること。
- 7 次のいずれかに該当するものについては、放水口を設置しないことができる。
 - (1) 連結送水管の設置を要する部分が地階だけとなるもの
 - (2) 防火対象物の屋根が片流れ又は切妻屋根等であり陸屋根部分がなく消防活動が困難であるもの

(3) 屋上に上がるための階段が設けられていないもの

8 地階を除く階数が11の防火対象物で、11階の各部分から1の放水口までの歩行距離が25メートル以下である場合は、規則第31条第6号ロの規定にかかわらず、ホースの格納本数は2本以上とすることができる。

9 最上階に設ける放水口の地盤面からの高さが70メートルを超えないものにあつては、規則第31条第6号イの規定にかかわらず、加圧送水装置を設置しないことができる。

保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。

(5) 保護箱内には、さし込プラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。

(6) 保護箱と消火栓箱等とを一体とする場合は、次によること。

ア 保護箱は消火栓箱等の上部に設けること。

イ 消火栓箱等の部分と非常コンセントの部分は、不燃材料で区画すること。

ウ 保護箱の扉と消火栓箱等の扉とは、それぞれ別に開く構造とすること。

(7) 保護箱にD種接地工事を施すこと。

3 電源からの回路

電源から非常コンセントまでの回路は、次によること。

(1) 幹線（非常コンセントに電気を供給する回路で、主開閉器から各階の分岐点までの間の配線をいう。以下この節において同じ。）は、専用の配線とすること。

(2) 各階の配線の分岐点には、原則として分電盤を設けること。

(3) いんぺい部分には、分岐点又は接続点を設けないこと。

(4) 非常コンセントには、保護箱ごとに配線用遮断器（ノーヒューズブレーカーに限る。）を次により設けること。

ア 配線用遮断器は保護箱内に設け、充電部を露出しない構造とすること。

イ 配線用遮断器の容量は、20アンペアのものとする。

(5) 主開閉器及び分岐開閉器には、非常コンセント用である旨の表示をすること。

(6) 非常コンセント用プルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものであること。

(7) 地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

4 電源容量及び幹線の許容電流

非常コンセントに供給する電源の容量及び幹線の許容電流は、次による。

(1) 1の非常コンセント当りの容量は、1.5キロワット（力率1.0）とすること。

(2) 電源容量は、1の幹線に接続される非常コンセントの数（4以上の場合は3とする。）に、1の非常コンセント当りの容量を乗じて得た幹線ごとの値の合計値以上とすること。

(3) 1の幹線の許容電流は、接続される非常コンセントの数（4以上の場合は3とする。）に、1の非常コンセント当りの容量から算出した電流値を乗じた値以上とすること。

5 非常電源及び配線

非常電源及び非常電源回路の配線については、第6章「非常電源の基準」による。

6 表示

非常コンセントの表示については、次による。

(1) 保護箱の表面には、幅10センチメートル以上の赤地の帯に白文字で「非常コンセント」と表示すること。

- (2) 保護箱の上部に設ける表示灯は、図5-4-3によること。
- (3) 表示灯回路の配線は、第6章「非常電源の基準」によること。この場合、3.(4)の配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路にはヒューズ等を設けるとともに、充電部を露出しない構造とすること。

第2 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

第3 特例基準

非常コンセント設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 仮設建築物で、その存する期間が6カ月以内のもの又は次に該当する防火対象物については、非常コンセント設備を設置しないことができる。
 - (1) 11階以上の部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるもの
 - (2) 11階以上の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの以外の用途に使用せず、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないもの
- 2 スキップフロア型又はメゾネット型共同住宅において非常コンセントを次により設置する場合は、令第29条の2第2項第1号の規定によらないことができる。
 - (1) 廊下階の階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、その他これらに類する場所で消防隊が有効に活用できる位置に設けること。
 - (2) 当該防火対象物の11階以上の階の各部分から1の非常コンセントまでの歩行距離が50メートル以下であること。

図5-4-2

保護箱の表示

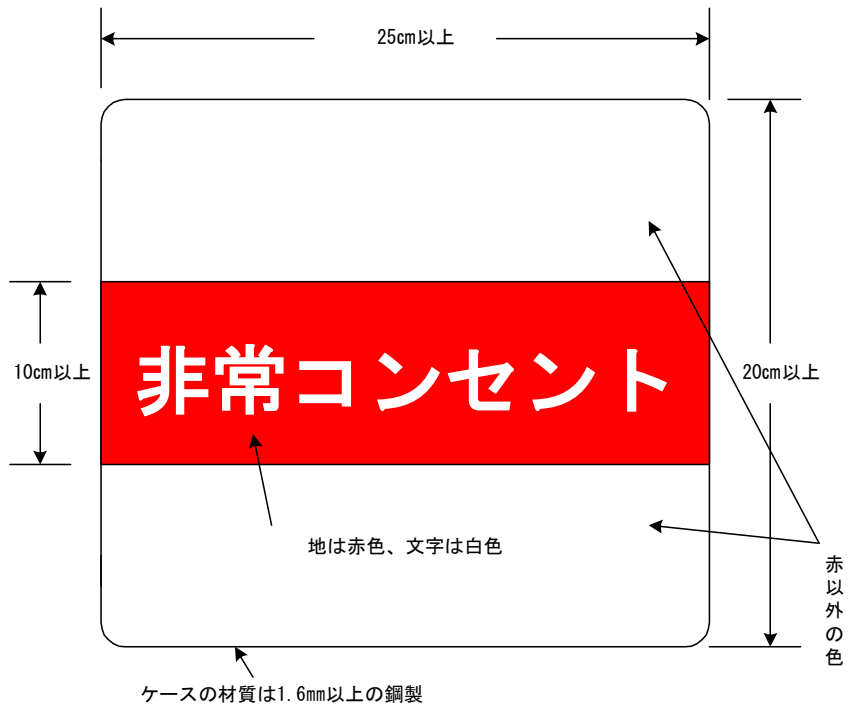
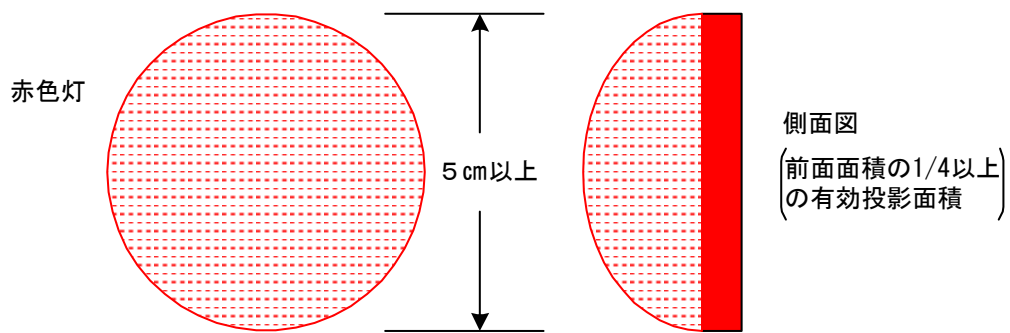


図5-4-3

保護箱上部に設ける表示灯



第5節 無線通信補助設備

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 漏えい同軸ケーブルとは、内部導体、外部導体からなる同軸ケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。
- 2 無線機とは、消防隊が使用するプレストーク方式の携帯型無線機で、同一周波数の送信及び受信ができるものをいう。
- 3 接続端子とは、無線機と無線通信補助設備を電氣的に接続するための器具であつて、建築物又は工作物の壁等に固定されるものをいう。
- 4 混合器とは、異なる周波数の入力を混合するための装置をいう。
- 5 分波器とは、異なる周波数の入力を分波するための装置をいう。
- 6 分配器とは、入力端子へ加えられた信号を2以上に分配する装置をいう。
- 7 共用器とは、混合器、分波器等で構成され、2以上の周波数を混合又は分波する装置をいう。

第2 使用周波数

無線通信補助設備は、260メガヘルツ帯及び400メガヘルツ帯を同時に、かつ、有効に伝送及び輻射できるものであること。

第3 設置方法

設置方法は、令第29条の3第2項及び規則第31条の2の2によるほか、次による。

1 設備方式及び機能

(1) 無線通信補助設備の設備方式は、次のいずれかによること。

ア 漏えい同軸ケーブル方式

漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

イ 漏えい同軸ケーブル及び空中線方式

漏えい同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

ウ 空中線方式

空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

(2) 無線通信補助設備は、次に掲げる通信設備以外のものと共用しないこと。

ア 警察用の無線通信設備

イ 防災管理用の無線通信設備

ウ ア及びイ以外の用途に使用するもので、郵政大臣、又は地方電気通信監理局長が認める無線通信設備又は有線通信設備

(3) (2)の通信設備と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じないものにあつては、この限りでない。

(4) 接続端子に無線機を接続し、当該防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線通信ができること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

ア 耐火構造及び特定防火設備である防火戸で区画された床面積100平方メートル以下の倉庫、機械室、その他これらに類する部分

イ 室内の各部分から1の出入口までの歩行距離が20メートル以下の室で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分

ウ 柱、壁、金属物等のある場所のうち電波が著しく遮へいされるきん少な部分

(5) 無線機を1の接続端子に接続した場合、他の同一周波数の接続端子に接続した無線機と通話ができること。

(6) 無線通信補助設備を設置した防火対象物以外への電波の漏えいは、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。

(7) 無線通信補助設備は、放送受信設備に妨害を与えないものであること。

(8) 無線通信補助設備は、有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）に定める規定に適合するものであること。

2 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブル

漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルについては、次による。

(1) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

(2) 腐食によって機能に異常を生じるおそれのある部分は、防食措置を講じること。

(3) 接続部には、防水措置を講じること。ただし、防水措置を講じた箱内に収納する場合は、この限りでない。

(4) 接続部分には、接栓を用い、かつ、接栓相互間の接続には、可とう性のある同軸ケーブルを用い適度な余裕をもって接続すること。

(5) 露出して設ける場合は、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。

(6) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、別記1「漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質」に適合すること。

(7) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルは、当該ケーブルに石綿若しくはけいそう土等を

巻く方法、又は当該ケーブルを不燃材料で区画された天井裏に布設する方法その他これらと同等以上の耐熱措置を講じること。ただし、別記2「耐熱型漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル並びに耐熱形空中線の性能及び材質」に適合する一般社団法人電線総合技術センターの評定を受けたものにあつてはこの限りでない。

- (8) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルは、金属製又は磁器製等の支持具で5メートル以内ごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。
- (9) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの曲げ半径は当該ケーブル等の外径の30倍以上とすること。
- (10) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルは、特別高圧又は高圧の電路から1.5メートル以上離すこと。ただし、当該電路に静電遮へいを有効に施している場合は、この限りでない。
- (11) 漏えい同軸ケーブルの終端末には、無反射終端抵抗器(ダミー)を堅固に取り付けること。
- (12) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの設置状態での電圧定在波比は、使用周波数において1.5以下であること。

3 空中線

空中線は、2. (1)、(2)及び(10)の規定の例によるほか、次による。

- (1) 空中線の性能及び材質は、別記1「漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質」に適合すること。
- (2) 空中線は壁、天井及び柱等に金属又は不燃材料の支持具で堅固に固定すること。
- (3) 空中線は、当該空中線にけいそう土等を巻く方法、又は当該空中線を不燃材料で区画された天井裏に布設する方法その他これらと同等以上の耐熱措置を講じること。ただし、別記2「耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル並びに耐熱形空中線の性能及び材質」に適合するものにあつては、この限りでない。

4 混合器、共用器、分配器その他これらに類する器具は、2. (1)から(3)までの規定によるほか、次による。

- (1) 使用周波数において、電圧定在波比は1.5以下であること。ただし、共用器は除く。
- (2) 厚さ0.8ミリメートル以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収納すること。
- (3) 設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次のいずれかの場所に設けること。ただし、別記3「耐熱箱の性能及び材質」に適合する耐熱箱に収容されるものにあつては、この限りでない。

ア 防災センター、中央管理室、電気室等で壁、床、天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内

イ 不燃材料で区画された天井裏

ウ 耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内

エ 建築基準法施行令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段の構造に適合する階段室内

オ その他アからエまでに類する場所で、延焼のおそれの少ない場所

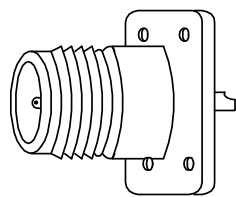
5 接続端子

接続端子は、次による。

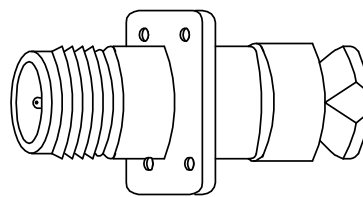
- (1) 地上に設ける接続端子は、400メガヘルツ帯用1個と260メガヘルツ帯1個の合計2個を、1の保護箱内に設けること。
- (2) 地上に設ける接続端子は、地下街において、1の出入口から他の最も離れた出入口までの歩行距離が300メートル以上となる場合は、2箇所以上設けること。
- (3) 接続端子は、JISC5411高周波同軸C01形コネクタのうち、コネクタ形状が接栓座でコンタクト形状がめすのものに適合するものであること。（図5-5-1）

図5-5-1

JISC5411C01形コネクタ外観図



(CN C01 SRF形)



(CN C01 CRF5, CRF8形)

- (4) 接続端子には電氣的、機械的保護のために無反射終端抵抗器（ダミー抵抗）及びキャップを設けること。ただし、第3.6.(7)に規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものにあつては、この限りでない。

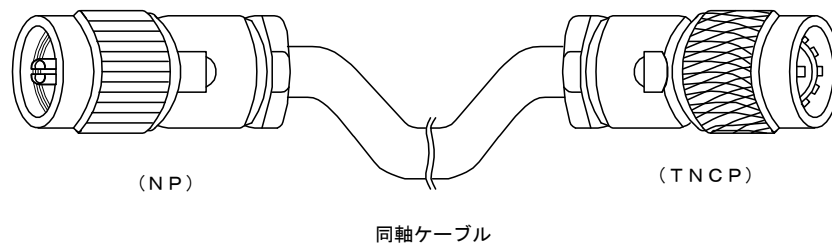
6 保護箱

接続端子を収納する保護箱は、次による。

- (1) 保護箱の材質は、防錆^{せい}加工を施した厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものにあつては、厚さ0.8ミリメートル以上とすることができる。
- (2) 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。
- (3) 地上に設ける保護箱は、施錠できる構造とすること。
- (4) 地上に設ける保護箱のかぎ穴及び扉部には、防滴及び防じん措置を講じること。

- (5) 保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯及び注意事項等を表示すること。
- (6) 保護箱の前面には、白色の文字で「無線機接続端子」「消防隊専用」と表示すること。
- (7) 保護箱内には、次のものを設けること。
 - ア 可とう性のある5D-2Vの接続用の同軸ケーブル（5メートル以上）を周波数ごとに設けること。
 - イ アの同軸ケーブルの両端には、JISC5411高周波同軸C01形コネクタ（通称「NP型」という。）及びMIL規格（米国軍用規格）TNC形コネクタ（通称「TNCP型」という。）を設けること。（図5-5-2）

図5-5-2



7 増幅器

増幅器を設ける場合には、2. (1)、(2)及び4. (3)を準用するほか、次による。

- (1) 増幅器の外箱は、厚さ0.8ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造ること。
- (2) 増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものにあつては、開閉器を設けないことができる。
- (3) 増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。
- (4) 増幅器は、双方向性を有するもので送信及び受信に支障のないものであること。
- (5) 増幅器の電源電圧が定格電圧の90パーセントから110パーセントまでの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
- (6) 非常電源及び非常電源回路の配線（内蔵型を除く。）並びに操作回路の配線は第6章「非常電源の基準」によること。

第4 総合操作盤

総合操作盤は、第7章「総合操作盤の基準」による。

別記1 漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線の性能及び材質

1 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブル

漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、次表による。

項目	性能・材質
シースの引張り強さ及び伸び	JISC3342 (600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル) 又は、日本電線工業会規格 (以下「JCS」という) 第287号A (市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル) のシースと同等以上であること
中心導体及び外部導体の導電性、引張り強さ及び純度	JIS C 3101 電気用硬銅線 JIS C 3102 電気用軟銅線 JIS C 3108 電気用硬アルミニウム線 JIS C 3151 すずめつき硬銅線 JIS C 3152 すずめつき軟銅線 JIS H 2102 アルミニウム地金 JIS H 3300 銅及び銅合金継目無管 JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 JIS H 4080 アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管 JIS H 4090 アルミニウム及びアルミニウム合金の溶接管 JCS 205 電気用半硬銅線及びこれらと同等以上であること
シースの燃焼性	難燃性能を有すること
内部導体と外部導体間の耐電性	交流電圧1,000Vを連続して1分間加えた場合これに耐えること
内部導体と外部導体間の特性インピーダンス	50オーム±10パーセント以内であること
内部導体と外部導体間の電圧定在波比	使用周波数帯域において1.5以下であること

2 空中線

空中線の性能及び材質は、次による。

- (1) 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したものであること。
- (2) 利得は、標準ダイポールに比して、-1デシベル (dB) 以上であること。
- (3) 垂直偏波で水平面無指向性であること。
- (4) 形状は、平板形あるいは棒状形とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。
- (5) 入力端子はJISC5411高周波同軸C01形コネクタ (コンタクト形状がめすのものに限る。) に適合するものであること。
- (6) 腐食によって機能に異常を生じるおそれのある部分は、防食措置がなされていること。

別記2 耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル並びに耐熱形空中線の性能及び材質

1 耐熱形漏えい同軸ケーブル及び耐熱形同軸ケーブル

耐熱形漏えい同軸ケーブル及び耐熱形同軸ケーブルの性能及び材質は、別記1.1の規定によるほか、次により絶縁抵抗試験及び耐熱試験を行い、そのいずれの試験にも合格するものであること。

- (1) 試験体は、こう長1.3メートルの供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルを、図1に示すように、パーライト又はこれと同等以上の耐熱性を有するものでつくられた縦300ミリメートル、横300ミリメートル、厚さ10ミリメートルの板（以下「パーライト板等」という。）に、太さ1.6ミリメートルの金属線（以下「固定線」という。）を用いて取り付け、供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの2倍の重さの荷重を当該供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの中央部に取り付けたものであること。
- (2) 絶縁抵抗試験は、内部導体と外部導体との間の絶縁抵抗を直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が、100メガオーム以上であること。
- (3) 耐熱試験は、次によること。
 - ア 加熱炉は次に適合するものを用いること。
 - (ア) 加熱炉の構造は、旧JISA1305（鉛直式小型加熱炉及び調整方法）に定める都市ガス加熱炉又はプロパンガス加熱炉に準じた構造であること。
 - (イ) 加熱炉は、試験体をそう入しないで加熱した場合、420度プラスマイナス10パーセントの温度を30分間以上保つことができるものであること。
 - イ 耐熱試験の加熱方法は、試験体を図2に示す位置にそう入し、JISA1304（建築構造部分の耐火試験方法）に定める火災温度曲線の2分の1に相当する火災温度曲線に準じて30分間加熱すること。
 - ウ 炉内の温度は、JISC1602（熱電対）に規定する0.75級以上の性能を有する素線の線径が0.65ミリメートル以上、1.0ミリメートル以下のC-A熱電対及び自動記録計を用いて、図3に示す位置（A点又はB点）において測定すること。
 - エ 加熱中（2）に掲げる箇所に50ヘルツ又は60ヘルツの交流電圧600ボルトを加えた場合、短絡しないものであること。
 - オ 加熱終了直後、直流500ボルトの絶縁抵抗計で（2）に掲げる箇所を測定した場合、その値が0.4メガオーム以上であること。
 - カ 加熱により、炉の内壁より突き出た供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルのシース部分が150ミリメートル以上燃焼していないこと。
 - キ 加熱試験後の電圧定在波比は5.0以下であること。

2 耐熱形空中線

耐熱形空中線の性能及び材質は別記1.2によるほか、次により耐熱試験を行い、その試験に合格するものであること。

(1) 試験体は図4に示すようにパーライト板等に取り付けること。

(2) 加熱試験は、次によること。

ア 加熱炉は1. (3) .アによること。

イ 耐熱試験の加熱方法は1. (3) .イによること。

ウ 加熱炉内の温度測定は1. (3) .ウによること。

エ 加熱試験後の電圧定在波比は、使用周波数において5.0以下であること。

3 表示

耐熱形漏えい同軸ケーブル、耐熱形同軸ケーブル及び耐熱形空中線には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

なお、耐熱形漏えい同軸ケーブル及び耐熱形同軸ケーブルに表示する場合は、おおむね50メートルごとに1箇所以上とすること。

(1) 製造者又は商標

(2) 型式

(3) 耐熱形漏えい同軸ケーブル等である旨の表示

別記3 耐熱箱の性能及び材質

- 1 外箱は、防せい加工を施した鋼板とし、その板厚は0.8ミリメートル以上であること。
- 2 外箱の内部は、パーライト板（板厚が15ミリメートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。
- 3 外箱は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続でき、かつ、当該部分に断熱措置を容易に講じることができるものであること。
- 4 耐熱箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に消えないように表示すること。
 - (1) 製造者又は商標
 - (2) 型式

図1 試験体のパーライト板等への取付け方法 (漏えい同軸ケーブル・同軸ケーブル)

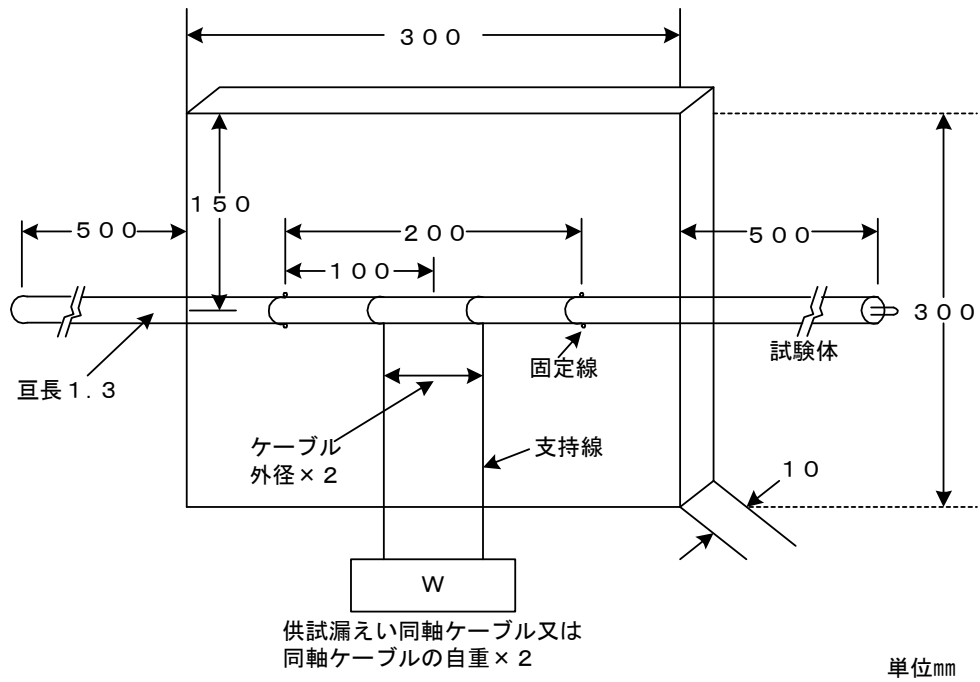


図2 耐熱試験の加熱方法

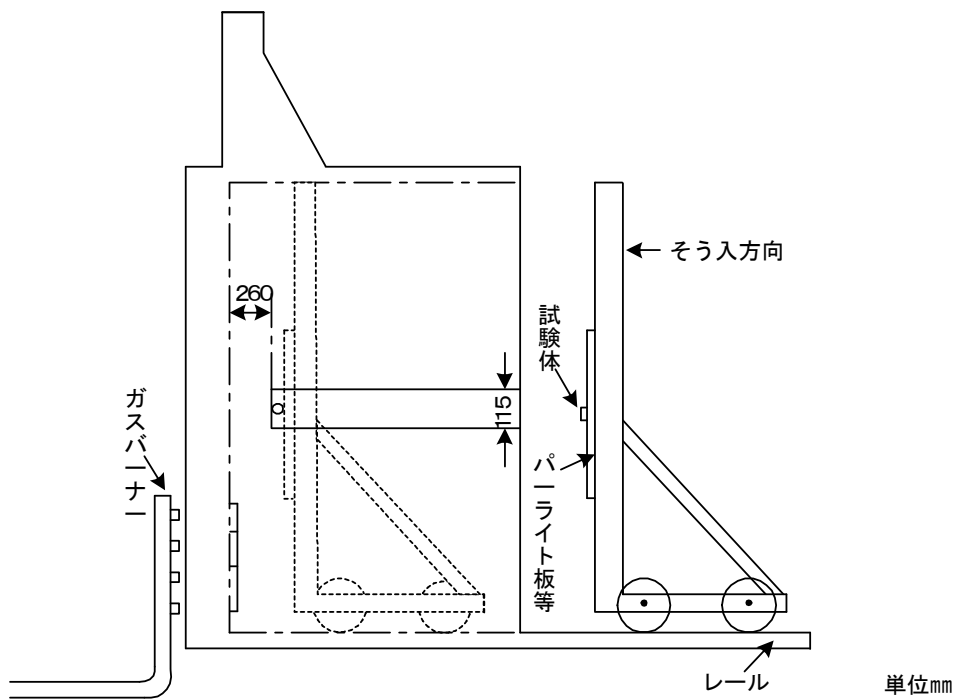


図3 炉内温度の測定位置

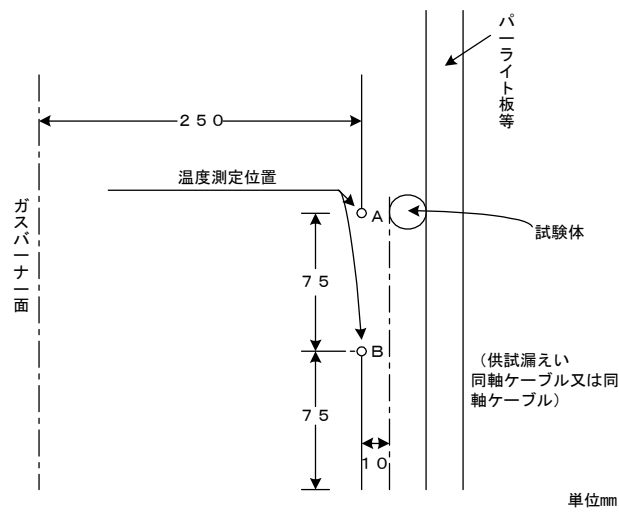
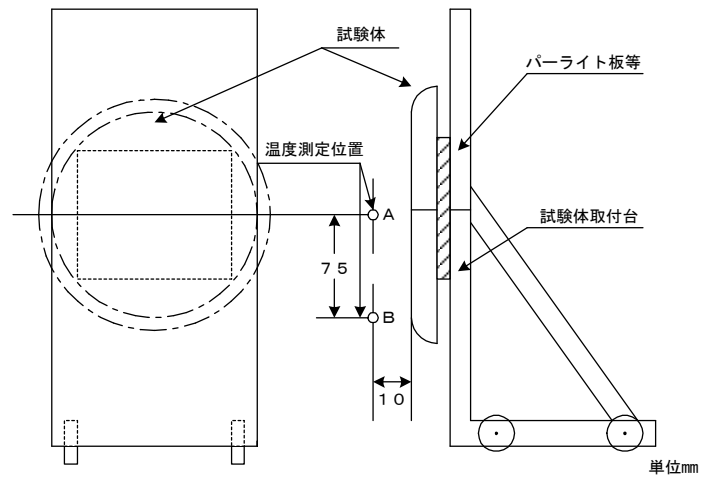
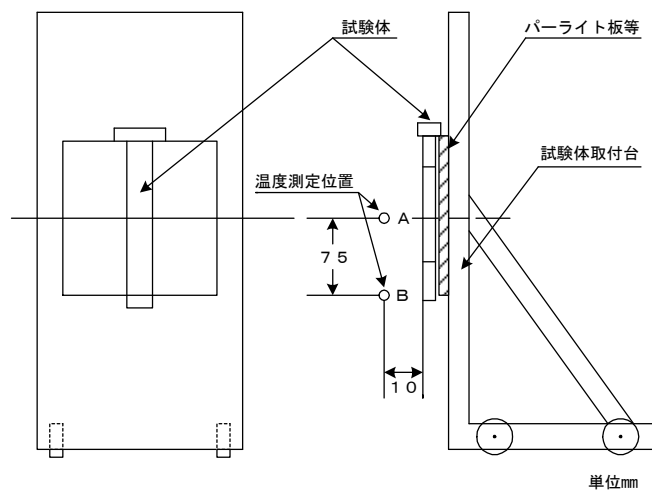


図4 試験体のパーライト板等への取付け方法 (空中線)



平板形アンテナの場合



棒状形アンテナの場合

第6章 非常電源

第1 用語の意義

この章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 キュービクル式とは、変電設備、発電設備又は蓄電池設備を閉鎖型の鋼板製の箱に収容したものをいう。
- 2 耐火配線とは規則第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。
- 3 耐熱配線とは規則第12条第1項第5号の規定による配線をいう。

第2 非常電源の設置種別

非常電源の種別は、消防用設備等の種類に応じ、別表6-1によるものとする。

第3 非常電源専用受電設備

1 機器

高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の低圧回路の配電盤等(制御盤内で分岐するものを除く)は、配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)に適合すること。

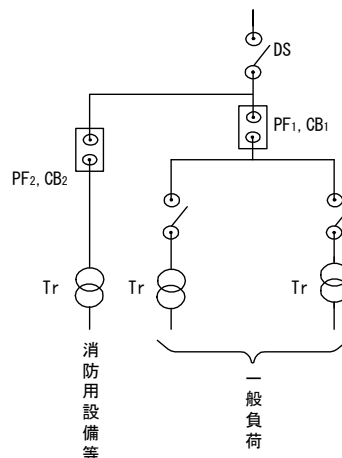
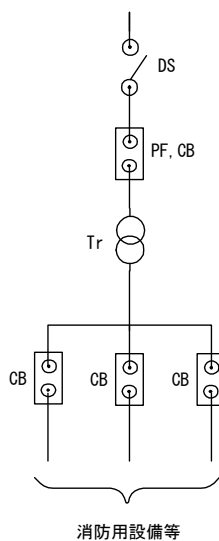
2 設置方法

- (1) 非常電源専用受電設備の結線は、図6-1によること。

図6-1

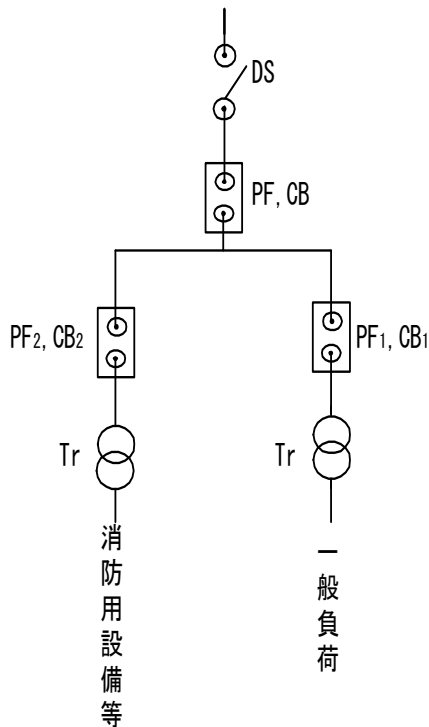
非常電源専用受電設備の結線方法

- (1) 非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合の例



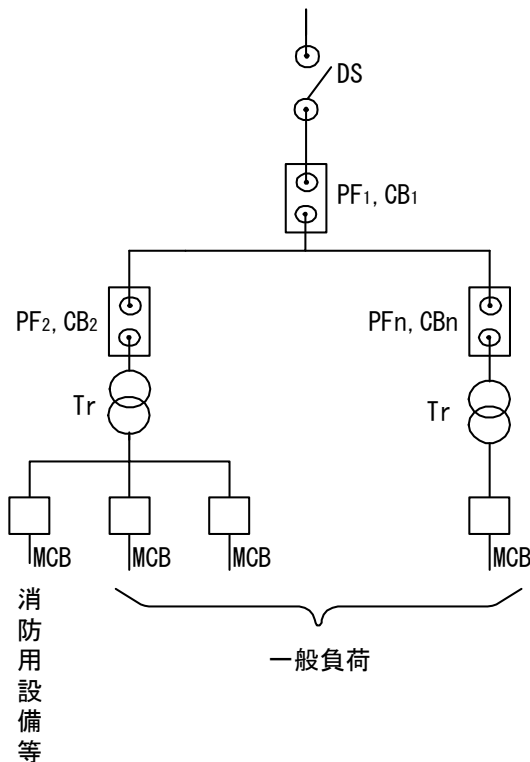
(注) PF₂又はCB₂は、PF₁又はCB₁と同等以上の遮断容量を有すること

(2) 非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合の例



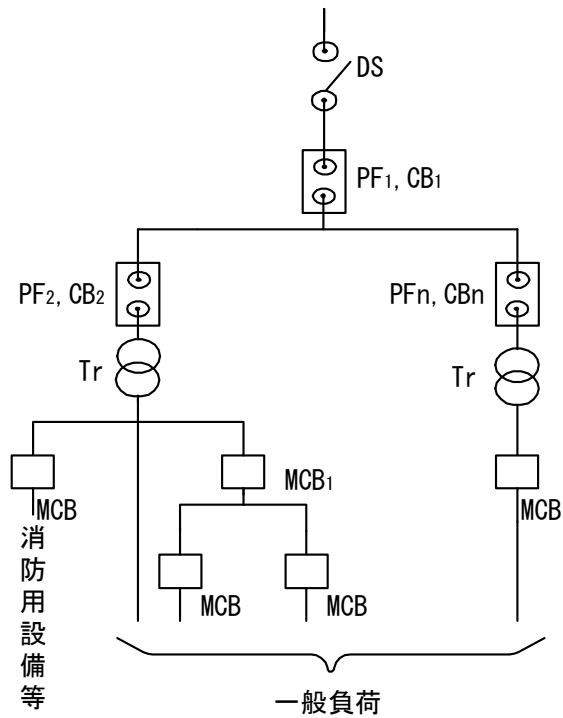
(注) 一般負荷の変圧器一次側には、受電用遮断器（PF又はCB）より先に遮断するPF₁又はCB₁を設けること

(3) 一般負荷を共用する変圧器で、消防用設備等へ電源を供給する場合の例



- (注) 1 一般負荷の変圧器一次側には受電用遮断器（PF₁又はCB₁）より先に遮断するPF_n又はCB_nを設けること
- 2 共用変圧器の二次側遮断器は次のものとする
- 1の遮断器の定格電流 ≤ 変圧器二次側の定格電流
 - 遮断器の定格電流の合計 ≤ 変圧器二次側定格電流 × 2.14 (不等率1.5/需要率0.7)
 - (PF₁又はCB₁)及び(PF₂又はCB₂)より先に遮断するものとする。
 - 十分な遮断容量を有するものを設ける。

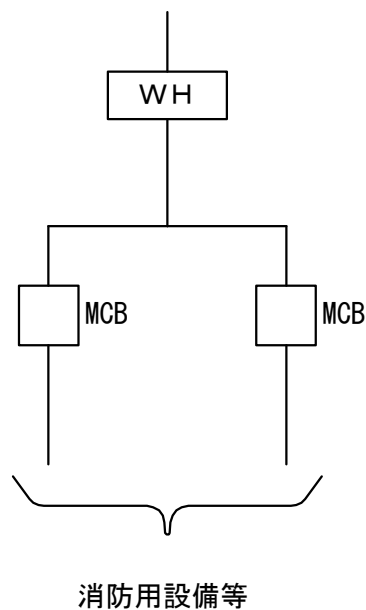
(4) 一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の主遮断器を設けその遮断器の一次側より消防用設備等へ電源を供給する場合の例



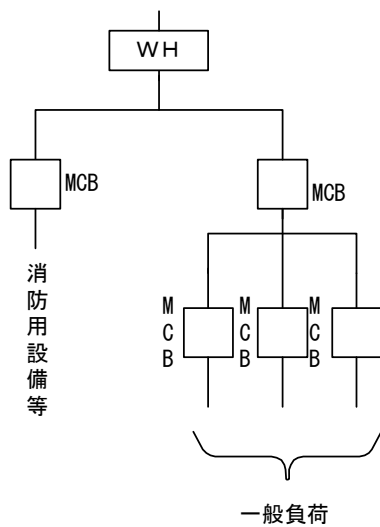
- (注) 1 一般負荷の変圧器には、受電用遮断器 (PF₁又はCB₁) より先に遮断するPF_n又はCB_nを設けるものとする。
 2 MCB₁は十分な遮断容量を有し、(PF₁又はCB₁) 及び (PF₂又はCB₂) より先に遮断するものとする。

(5) 低圧で受電し消防用設備等へ電源を供給する場合の例

ア 非常電源専用に受電するもの



イ 一般負荷と共用で受電するもの



略号	名 称
DS	断路器
PF	電力用ヒューズ
CB	遮断器
Tr	変圧器
MCB	配線用遮断器
WH	電力量計

- (2) 非常電源専用受電設備の周囲には、別表6-2により保有距離をとること。
- (3) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤等及び非常電源回路に設ける配電盤等は、設置場所に応じ別表6-3によること。

第4 自家発電設備

1 機器

自家発電設備

- (1) 自家発電設備回路に設けるキュービクル式の変電設備、配電盤等

キュービクル式の変電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合すること。又配電盤等は、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）に適合すること。

- (2) 自家発電設備の制御用又は始動用蓄電池設備

蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）に適合すること。

2 設置方法

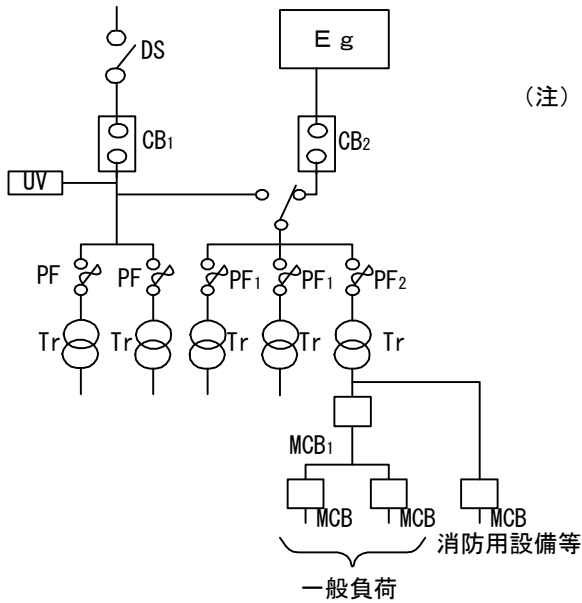
- (1) 自家発電設備の結線は、図6-2によること。

図6-2

自家発電設備の結線方法

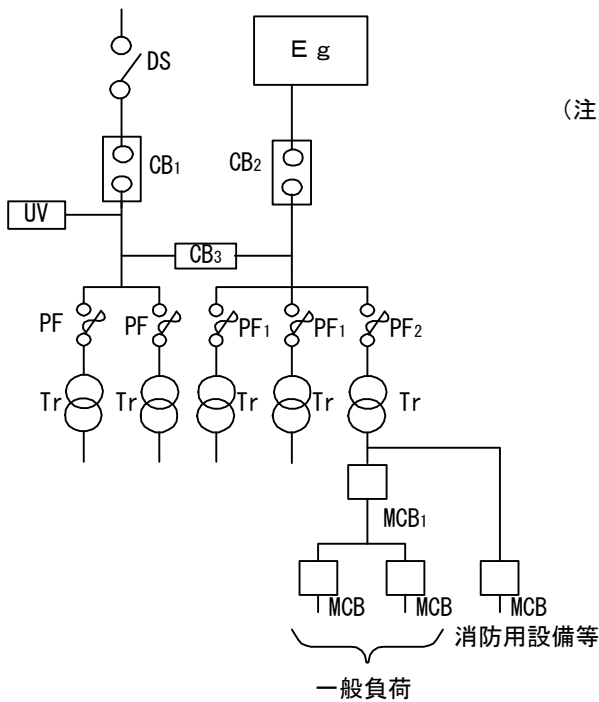
1 高圧発電設備で供給するもの

(1) 自動切替装置を設けた例



- (注) 1 PF₂は過負荷及び短絡時においてMCB₁より先に遮断しないものであること
 2 CB₂は過負荷及び短絡時においてPF₁より先に遮断しないものであること
 3 UVはCB₁の二次側より自動切替装置までの間に設けること

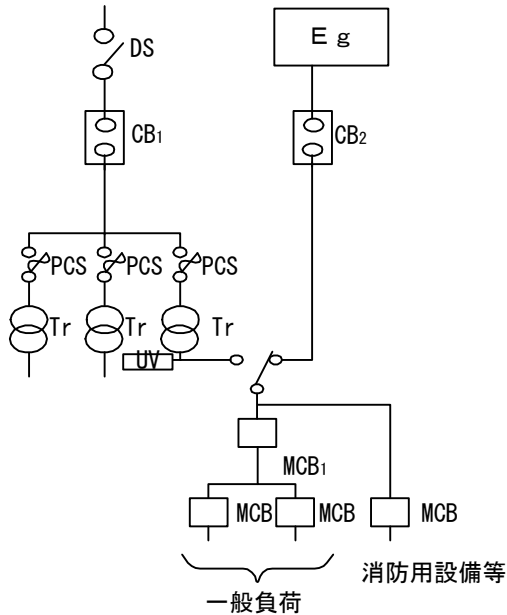
(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



- (注) 1 CB₂は過負荷及び短絡時においてPF₁より先に遮断しないものであること
 2 UVはCB₁からCB₃までの間に設けること

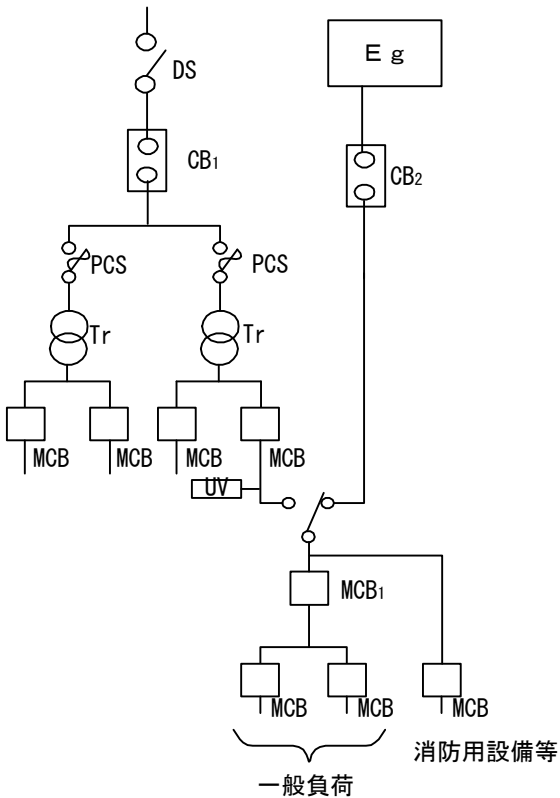
2 低圧発電設備で供給するもの

(1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(注) 1 UVは、自動切替装置の一次側より変圧器の二次側までの間に設けること

(2) 低圧分岐回路に自動切替装置を設けた例



(注) 1 UVは、自動切替装置の一次側より変圧器の二次側までの間に設けること

略号	名称
DS	断路器
CB	自動遮断器
UV	交流不足電圧継電器 (自家発始動用)
PF	電力用ヒューズ
Tr	変圧器
MCB	配線用遮断器
PCS	プライマリーカットアウトスイッチ
Eg	自家発電設備

(2) 自家発電設備の周囲には、別表6-4により保有距離をとること。

- (3) 起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあつては、低圧側の常用電源回路に設けること。
- (4) 自家発電設備を設置した室には、非常電源を付置した換気装置を設けること。
- (5) 自家発電設備回路に設ける配電盤等は第3.2.(3)により設けること。
- (6) 消防用設備等の作動中に停電した場合は、当該消防用設備等に対して自家発電設備の電圧が確立した時点で瞬時に電力が供給できる装置を設けること。
- (7) 電力を常時供給する自家発電設備の設置方法は、(1)から(6)によるほか次による。
- ア 電力を常時供給する自家発電設備には、予備燃料を設置するものとし、当該予備燃料は、屋外（地上）に設置するものとする。なお、当該予備燃料を屋外（地上）に設置できない場合にあつては、安全対策を講じた上で、31m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものであること。ただし、一般社団法人日本内燃力発電設備協会において、主燃料の安定供給の確保に係る評価を受け、認められたものについては予備燃料を設置しないことができる。
- イ 気体の予備燃料を保有する電力を常時供給する自家発電設備で、連結送水管の電源を供給するものにあつては、予備燃料の保有量を2時間以上連続して運転できる容量にボンベ1本(7立方メートル)を加えたものとする。また、「ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準」に基づき設置する緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの夜間照明設備に電源を供給するものにあつては、予備燃料の保有量を4時間以上連続して運転できる容量にボンベ1本(7立方メートル)を加えたものとする。
- ウ ガス供給配管系統を電力を常時供給する自家発電設備以外の他の機器等と共用する場合は、他の機器等により電力を常時供給する自家発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。
- エ 緊急ガス遮断装置は専用とし、常時保安状況を監視できる場所（防災センター等が設置されている場合は当該防災センター等とうい）から遠隔操作できる性能を有すること。
- オ 緊急ガス遮断装置の点検時等に安定的に燃料の供給を確保するため、図6-3の例によりバイパス配管を設置すること。
- カ 電力を常時供給する自家発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。また、ガス漏れ火災警報設備等の検知部は、電力を常時供給する自家発電設備の設置されている部屋、キュービクル内（エンクロージャーを含む）、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設けるものとし、作動した検知部が何処の部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられていること。ただし、ガス事業法等によりガス漏れ検知器の設置が規定されており、作動した検知部が何処の部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。
- キ 切替え信号により負荷の切替えを行う場合の電力を常時供給する自家発電設備の出力算

定については、負荷の切替えを行う前の出力算定及び負荷の切替えを行った後の出力算定を第4.3によりそれぞれ算定し、大なる出力を有するものを設置すること。

3 出力算定

自家発電設備の出力算定は、次による。

- (1) 自家発電設備に係る消防用設備等のすべてに所定の時間電力を供給できる容量以上であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、自家発電設備を共用する場合は、それぞれの防火対象物ごとに必要とされる消防用設備等の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる容量とすることで足りる。
- (2) 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。ただし、逐次5秒以内に順次電力を供給できる装置を設けた場合、同時使用がありえない場合又は第1章第3節第2.2.(1)ただし書きに該当する消火設備にあつては、この限りでない。
- (3) 自家発電設備を消防用設備等以外の負荷（以下「一般負荷」という。）と共用する場合は、一般負荷の容量を加算し消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。
- (4) 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で次に適合するものにあつては、前(3)に関わらず、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。
 - ア 火災時及び点検時等に、電源が遮断されることによって二次的災害の発生がないものであること。
 - イ 回路方式は、常時消防用設備等に監視電流を供給しておき、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備等のポンプを用いる設備及び排煙設備のいずれかの起動時に一般負荷を自動的に遮断するものであること。
 - ウ 遮断した一般負荷の復旧は、手動で行う方式とすること。
 - エ 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、耐火配線又は耐熱配線とすること。(図6-4)
 - オ 一般負荷の電路を遮断する機器は、発電設備室、変電設備室及びポンプ室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けること。(図6-4)
 - カ 前オの機器には、その旨の表示を設けておくこと。

図6-3

緊急ガス遮断装置のバイパス配管

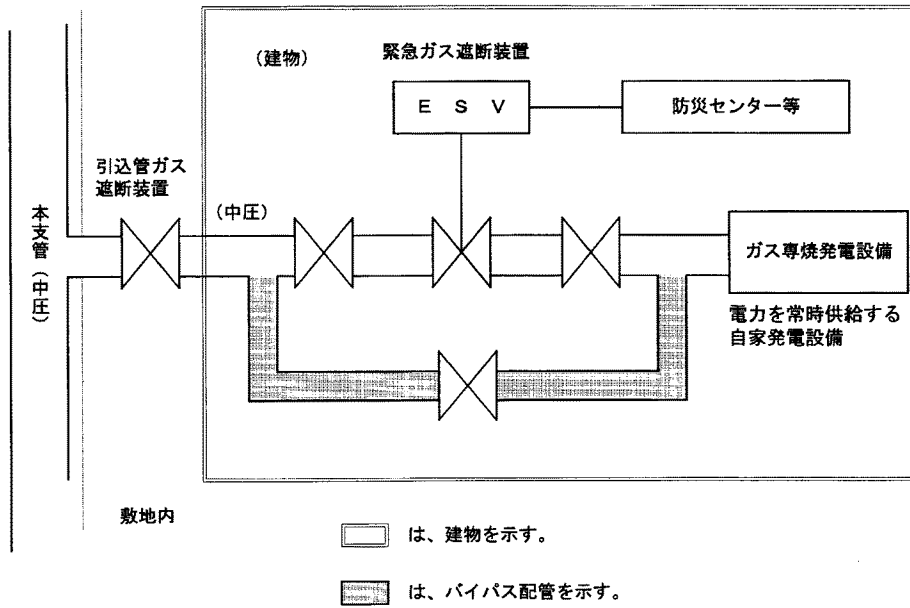
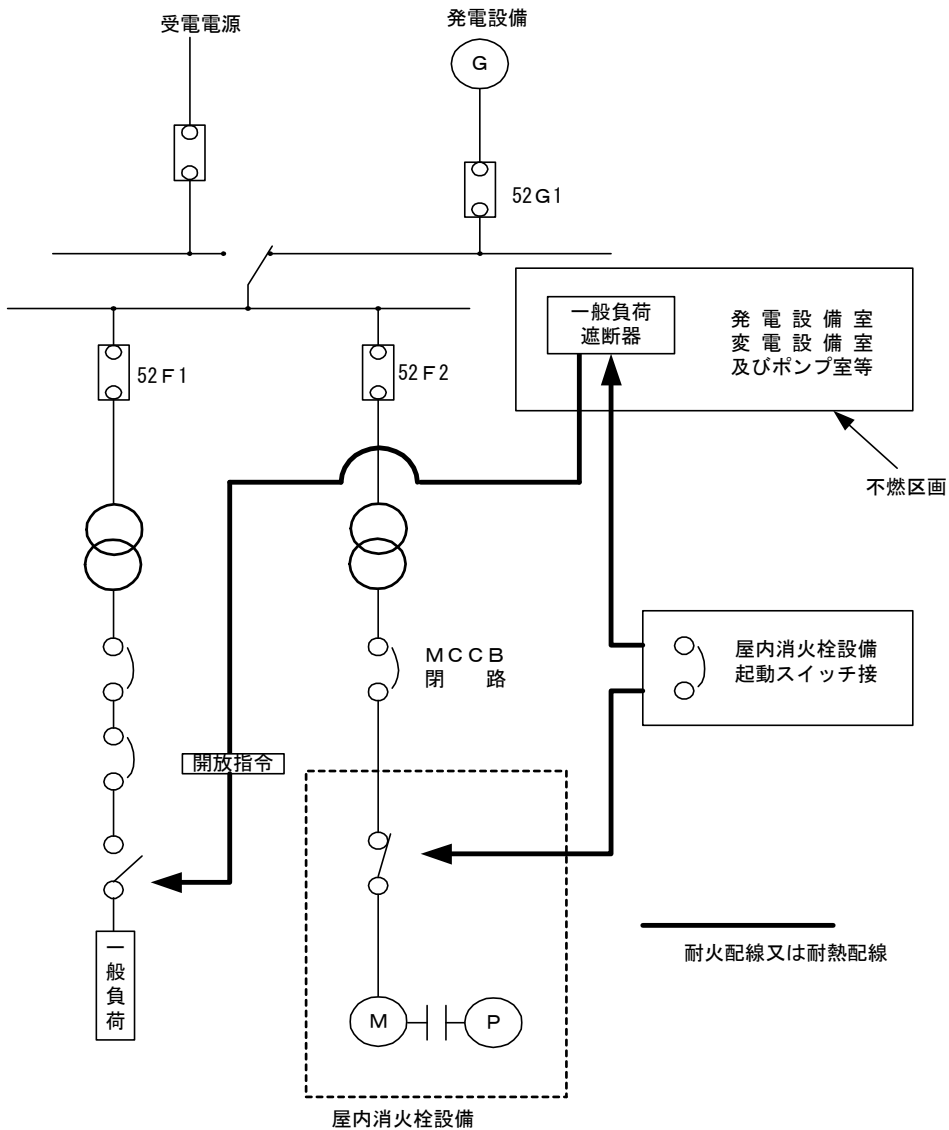


図6-4



(5) 自家発電設備に必要とされる出力の算定に当たっては、発電機出力及び原動機出力をア及びイに示す方法によりそれぞれ求め、当該発電機出力及び原動機出力の整合をウに示す方法により図るものとする。さらに、この結果に基づき、適切な発電機及び原動機を選定し、当該組み合わせによる発電機出力を自家発電設備の出力とするものとする。ただし、総務省消防庁監修の自家発電設備の出力算定ソフトウェアによるもの又は国土交通省等において示している自家発電設備の出力算定の方法のうち、本算定方法と同様の手法により行われているものにあつては当該方法によることができるものとする。

ア 発電機出力の算出

発電機出力は、次式により算出すること。

$$G = RG \cdot K$$

G : 発電機出力 (kVA)

RG : 発電機出力係数 (kVA/kW)

K : 負荷出力合計 (kW)

この場合における負荷出力合計及び発電機出力係数の算出は、次によること。

(ア) 負荷出力合計 (K) の算出は、別記1によること。

(イ) 発電機出力係数 (RG) は、次に掲げる4つの係数をそれぞれ求め、それらの値の最大値とすること。この場合における各係数の算出については、別記2によること。

なお、負荷出力合計が大きい場合、より詳細に算出する場合等にあつては、別記3に掲げる算出方式によることができること。

RG 1 : 定常負荷出力係数と呼び、発電機端における定常時負荷電流によって定まる係数

RG 2 : 許容電圧降下出力係数と呼び、電動機などの始動によって生ずる発電機端電圧降下の許容量によって定まる係数

RG 3 : 短時間過電流耐力出力係数と呼び、発電機端における過渡時負荷電流の最大値によって定まる係数

RG 4 : 許容逆相電流出力係数と呼び、負荷の発生する逆相電流、高調波電流分の関係等によって定まる係数

イ 原動機出力の算出

原動機出力は、次式により算出すること。

$$E = RE \cdot K$$

E : 原動機出力 (kW)

RE : 原動機出力係数 (kW/kW)

K : 負荷出力合計 (kW)

この場合における負荷出力合計及び原動機出力係数の算出は、次によること。

(ア) 負荷出力合計 (K) の算出は別記1によること。

(イ) 原動機出力係数 (RE) は、次に掲げる3の係数をそれぞれ求め、それらの値の最大値とすること。この場合における各係数の算出については、別記4によること。

なお、負荷出力合計が大きい場合、より詳細に算出する場合等にあつては、別記5に掲げる算出方式によることができること。

RE1 : 定常負荷出力係数と呼び、定常時の負荷によって定まる係数

RE2 : 許容回転数変動出力係数と呼び、過渡的に生ずる負荷急変に対する回転数変動の許容値によって定まる係数

RE3 : 許容最大出力係数と呼び、過渡的に生ずる最大値によって定まる係数

ウ 発電機出力及び原動機出力の整合

自家発電設備として組み合わせる発電機及び原動機は、前記ア及びイにおいて算出されたそれぞれの出力を次式に示す整合率 (MR) で確認し、当該値が1以上となっていることが必要であること。また、適切な組み合わせとしては、当該値を1.5未満としておくことが望ましい。

なお、整合率が1未満の場合にあつては、原動機出力の見直しを行い、当該出力の割増を行うことにより、1以上とすること。

$$MR = \frac{E}{\frac{G \cdot \cos\theta}{\eta g}}$$

別記2及び別記4による場合は、

$$MR = 1.13 \frac{E}{G \cdot C_p} \quad \text{となる}$$

MR : 整合率

G : 発電機出力 (kVA)

$\cos\theta$: 発電機の定格力率 (0.8)

ηg : 発電機効率

E : 原動機出力 (kW)

C_p : 原動機出力補正係数

発電機出力G (kVA)	原動機出力補正係数 C_p
62.5未満	1.125

62.5以上300未満	1.060
300以上	1.000

(注) 原動機出力補正係数は、発電機効率 η_g を標準値(0.9)として計算を行っていることから、

小出力発電機において誤差が大きくなるので、その効果を補正するものである。

エ 自家発電設備の出力の算出結果については、様式1から様式4までの計算シートに記入すること。ただし、第4.3.(5)のただし書きにより出力算定した結果については、当該所定の様式に記入することができること。

(6) 既存の自家発電設備で消防用設備等に係る負荷出力の変更があった場合等は、本算定方法により出力の見直しを行い、その結果に基づき適正なものに改修する等の措置を講じること。

第5 蓄電池設備

1 機器

蓄電池設備回路に配電盤等を設ける場合は、配電盤及び分電盤の基準(昭和56年消防庁告示第10号)に適合すること。

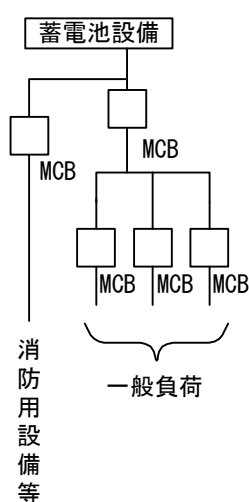
2 設置方法

(1) 蓄電池設備の結線は、図6-5の例によること。

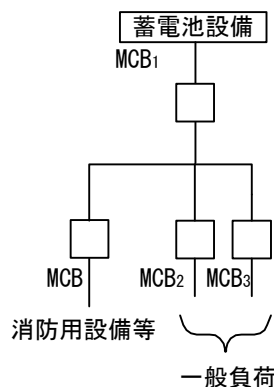
図6-5

蓄電池設備の結線方法

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合



(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合



(注) 主遮断器MCB₁は過負荷及び短絡時にMCB₂、MCB₃より先に遮断しないものであること

略号	名称
MCB	配線用遮断器

(2) 蓄電池設備の周囲には、別表6-5により保有距離をとること。

- (3) 蓄電池設備の充電装置への配線は、配電盤等から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を表示すること。
- (4) 蓄電池設備回路に設ける配電盤等は第3.2.(3)によること。

3 容量算定

蓄電池設備の容量算定は、次による。

- (1) 容量は、許容最低電圧（蓄電池の公称電圧の80パーセントの電圧をいう。）になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電を行うことなく消防用設備等を1時間以上監視、制御等を継続した直後において、消防用設備ごとに別表6-1の使用時間以上有効に作動することができるものであること。ただし、ガス漏れ火災警報設備及び誘導灯にあつては、当該監視状態は必要としない。
- (2) 容量は(1)によるほか第4.3.(1)及び(3)の例によること。
- (3) 1の蓄電池設備で2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合は、使用時間の最も長い消防用設備等の使用時間を基準とし算定すること。
- (4) 容量は、次式により算出すること。

$$C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})] A h$$

C : 定格放電率換算容量 (A h)

L : 保守率

K : 放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (h)

I : 放電電流 (A)

1, 2, 3...n : 放電電流の変化の順に番号を付したT、K、Iで、別図6-6の負荷特性の例による。

(注1) 保守率「L」は、使用年数、使用条件の変化等により蓄電池容量の変化を補償し、所定の負荷特性を満足するために用いる係数で、L=0.8として計算すること。

(注2) 容量換算時間「K」は、容量の放電率、使用温度、許容最低電圧（放電終止電圧）などによる変化に対し、所定の条件における容量に換算するための係数であり、別図6-7により算出すること。ただし、各電池メーカーの作成している容量換算時間表による場合は、この限りでない。
なお、容量換算時間表の見方は、次によること。

- 1 許容最低電圧は、負荷側機器から要求される最低電圧により定める。
- 2 最低蓄電池温度は、「5°C」を標準とすること
- 3 放電時間「T」は、負荷特性により求めること

図6-6

蓄電池の負荷特性

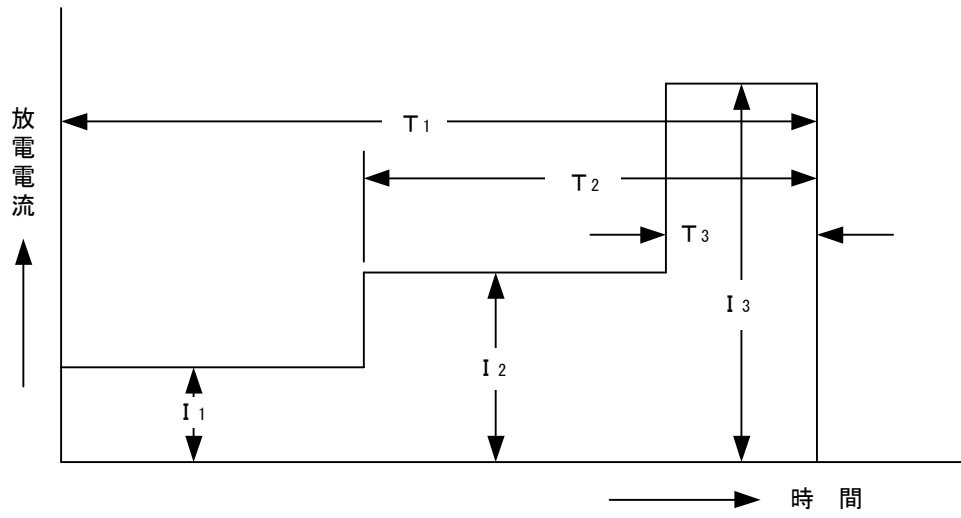
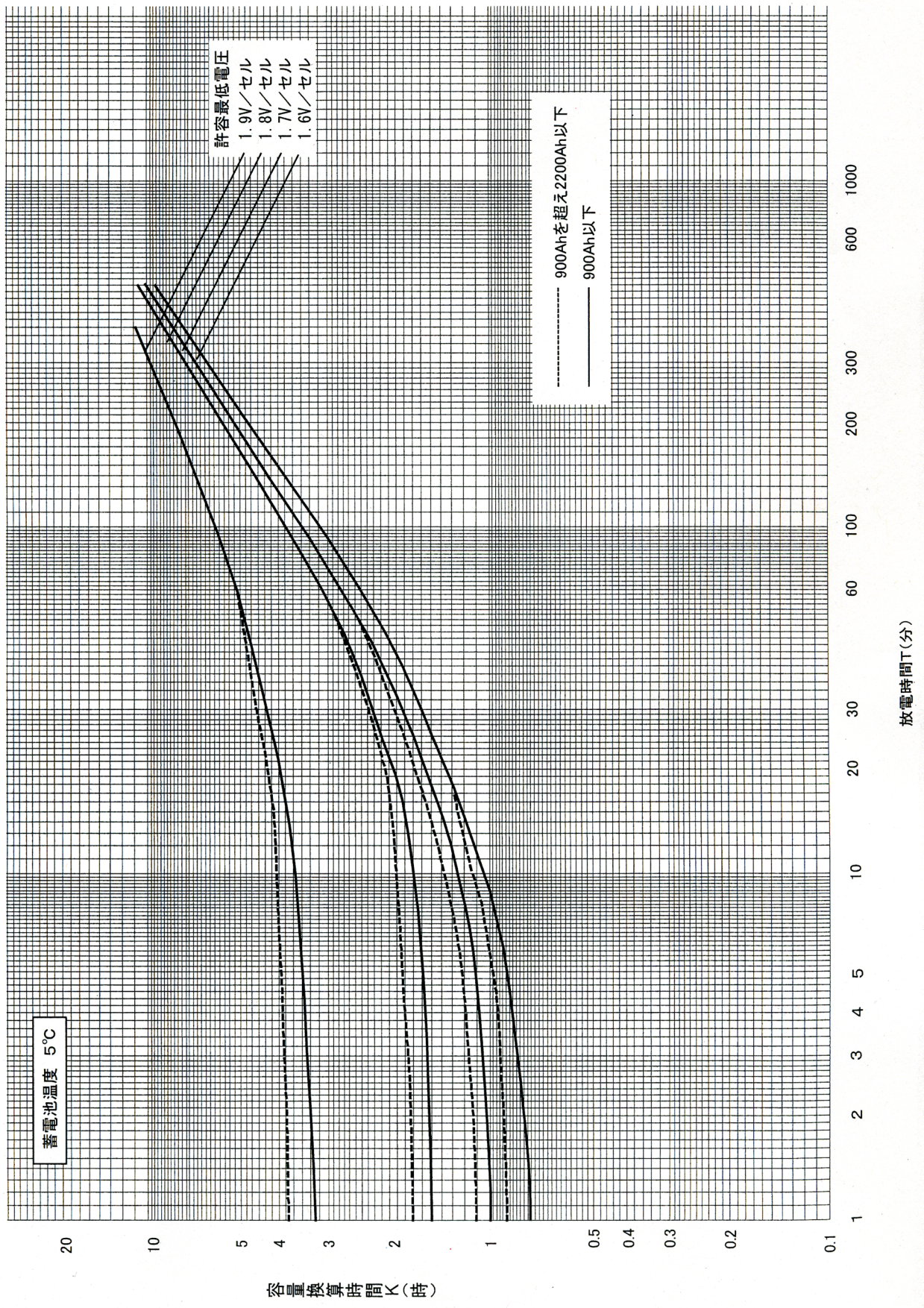


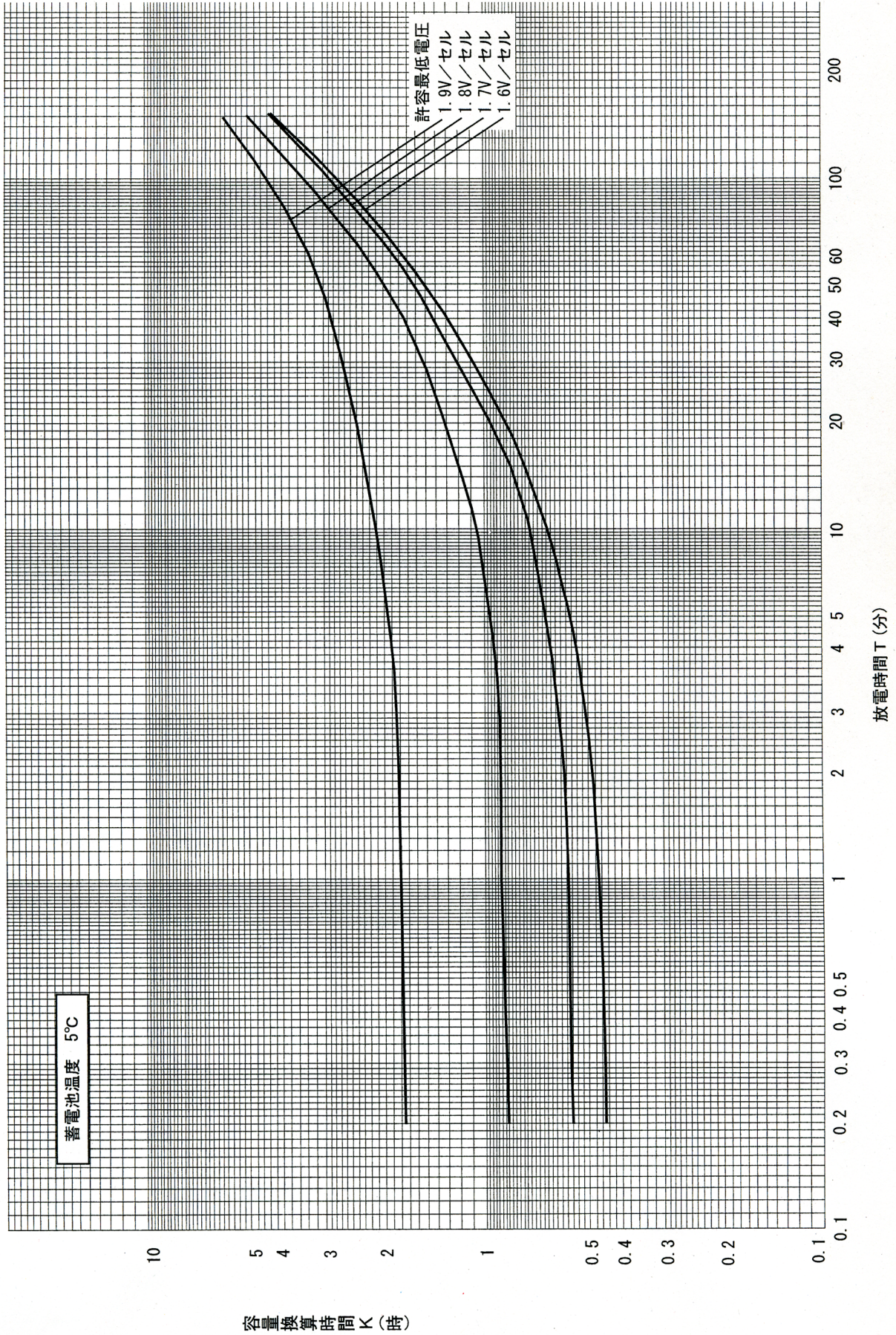
図6-7 (第5. 3. (4)関係)

蓄電池の標準特性

(1) CS,PS形鉛蓄電池の標準特性(10HR容量換算)



(2) HS・HSE形鉛蓄電池の標準特性(10HR容量換算)



(3) CS(EF)形鉛蓄電池の標準特性(10HR容量換算)

